

警察政策学会資料 第110号
令和2（2020）年5月8日刊

近代警察史の諸問題 —川路大警視研究を中心に—

警察政策学会
警察史研究部会

序文『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会会長
廣瀬 權

令和2（2020）年4月、年初からの新型コロナウイルスとの闘いは、収束の兆しが全く見えない。何としても、ここらあたりで、全人類一人一人の努力が結実して、「終息宣言」となるよう願うばかりである。

令和元（2019）年は「警察政策学会・警察史研究部会」にとって、悲しいことが多いうちであった。5月8日、長らく当研究部会長であられた加藤晶先生がお亡くなりになった（平成13年7月警察政策学会に警察史研究部会が設置され初代部会長になられて以降、平成28年までの15年間会長を務められた。）。先生の御存在はあまりに大きく、亡失感は如何ともしがたい。我々はすでに平成25（2013）年11月に、当部会の産みの親である武藤誠先生を喪い、平成26年11月に警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』を献じたばかりである。悲しみの癒えきっていないうちの衝撃である。

さらに令和元年12月13日には、部会事務局長として長く加藤先生を補佐してこられた戸高德先生が亡くなられた。享年95歳であった。いつも笑顔を絶やさなかったが、自説を曲げない信念の人であった。警察政策学会資料第51号『「警察巡閲規則」「注解」』（平成20（2008）年7月刊）及び第60号『普魯西王国警察大尉ウイルヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書～付全国警部長会議における演説～』（平成22（2010）年6月刊）は戸高先生の名編である。

また、同じく当部会発会以来の功労者であられた中山好雄先生、福永英男先生が高齢のゆえをもって、退会された。まことに残念である。両先生のお許しを得て、玉稿を本資料に掲載させて頂いた。

このように、令和元年は警察史研究部会の創業に当たった、ファースト・ジェネレーションの先生方が去った時代となった。ここでこの第一世代の事跡を辿っておくことも意味があることと考えると、制作したのが先の『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会警察史研究部会編、令和元年10月刊）である。本『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』はその続編である。文献目録同様に加藤先生の御霊に献ずるものである。

全体を川路大警視研究、西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究、個別警察史研究と分けて掲載したが、いずれも個人の自由な立場から執筆されたもので、なかなか味わい深い考えさせるものが多い。

川路大警視研究は、新たな事実の発見や、その教えの一層深い理解が積み重ねられている。さらなる発展が期待される。

官修墓に関する著作は齋藤眞康氏が始められ、臼井良雄氏が深化されているが、祀られていた故榊原謙齋氏のご遺族（曾孫）故好恭氏と研鑽会員との交流は、まことに厳しい現実に一筋の涙と喜びを与えてくれる。今後とも、ほかのご遺族との繋がりが深まることが望まれる。

個別研究を含め、部会員の著作は、警察在職中に抱えた問題をなんとか解き明かそうとしたものとか、自らの関心事（好奇心）に絶対の自信を持って掘り進むもの、何のために歴史を学ぶのかを模索するもの、そうした発想は一切排除し、ひたすら第一次史料を求めて黙々と行くもの。それ等がそのまま入っている、大きな爆発への起爆剤となるかも知れない。

多くの著作は大警視川路利良研鑽会『大警視だより』等に載ったものの再録である。加藤先生は、平成 28（2016）年 3 月、鹿児島県の松井幹郎先生が手塩にかけて育てられた「大警視川路利良研鑽会」を引き継がれ、『大警視だより』続刊を発行した。本年初までに続刊 9 号を発刊している。加藤先生の御意図は、警察史研究部会員に研究成果を公表する場を与えるとともに部外の有識者の寄稿を求め、その相互交流を図ることであった。

川路利永先生には引き続き研鑽会名誉会長になって頂き、『だより』冒頭を飾る論文を頂いている。松井先生は名編をお送り下さるとともに、折に触れ心温まるお便りを添えてくださる。このたび、お二人からは、本資料の発行を記念して『共同研究—大警視川路利良家の家系図について』を、お寄せ頂いた。まことにありがたく、心から御礼申し上げます。

『だより』にご寄稿頂いた部外の方には、勝田政治先生、須賀博志先生（部会員になって頂いている）、重田麻紀先生、高橋均先生、故榊原好恭先生、小林宏先生、原田賢二氏、久野猛先生、石川實先生（目次にお名前が出てきた順）と、錚々たる方々でまことに壮観である。部外の先生方に心から御礼申し上げますとともに、今後のご指導をお願い申し上げます。まことに『大警視だより』のお蔭をもって、我々の研究は奥深く、幅広くなっていっていると思われる。加藤先生の御英断のお蔭である。

最後に部会員の寸描を書いておきたい。

小杉修二氏は、新入部会員であるが、警察在職中の加藤先生のことを最もご存知な方であるので、今回ご寄稿をお願いした。今後とも秘話等をご披露頂けるであろう。

鈴木康夫氏は一貫して、近代警察制度の研究に努められ、その『明治維新と近代警察制度』（『警察政策』第 20 巻、平成 30（2018）年 3 月 15 日所収）は、政府主催の明治維新 150 年式典の募集論文で最高の評価を受け、警察政策学会理事長が式典に呼ばれる名誉に浴した。まことに悦ばしい。

原田弘氏は長年の研究を益々深められ、我々のさまざまな質問に史料を探って、答えてくださる。

露崎栄一氏は、フットワークよく、全国を飛び回って、警察手眼等の研究に没頭しておられる。

吉原丈司君は、本編の企画、論文収集、整理等をやってくれている。廣瀬の論文等は在職中の課題を追ったもの、『だより』を読みやすくしようと折々のことに触れたもの

であるが、部会長になったことを記念して、吉原君が選んでくれたものである。

佐藤裕夫事務局長は予算等の折衝に当たってくれた。そのほかお名前は出さないが、本編作成のため汗を流された部会員に深甚なる感謝を申し上げる。

さて、セカンド・ジェネレーションの時代は、全地球的規模の問題に、IT 等諸科学を駆使して対峙して行くことになるのであろう。私などは早々に退出しなければならない。ただ、疾病に打ち勝つ策が土中のバクテリアだったこともあり、「看脚下」、解決策は常に足下にあることを信じ、警察史研究に努めたい。

令和 2 (2020) 年 4 月 (寓居にて、コロナウイルス収束・終息を願いながら)

〔凡 例〕

- ・警察史研究部会では、創部の平成 13（2001）年度以降近世、近代の警察史研究に努めてきており、定期的に研究例会を開催するとともに、その主たる成果については、随時「学会資料」及び「学会資料・別刷」として作成、発行してきた（巻末参照。）。
- ・加えて、この間別途多岐にわたる個別研究をも実施してきており、多少の蓄積をみているところである。但し、これらは分量その他の事情で、単独の「学会資料」としては作成し得なかったが、いくつかについては、その都度、学会機関誌『警察政策』、警察大学校編集『警察学論集』及び大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊等に寄稿するなどして、極力資料化に努めてきた。
- ・今回作成した本書は、廣瀬部会長序文にあるように、主として上記成果物を収録したもので、加藤晶元部会長追悼記念論集の意味を有し、昨秋刊行の『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷）と対をなす。
- ・大警視川路利良研鑽会名誉会長川路利永氏及び同鹿児島事務局代表松井幹郎氏より、忝くも本書刊行に当たっての記念玉稿「大警視川路利良家の家系図について（共同研究）」の御恵投に与った（「記念寄稿」として本書 11～14 頁に収録。）。
- ・本書の構成は、次のとおりである。

「序文 警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬權

第 1 編 川路大警視研究

第 2 編 西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究

第 3 編 個別警察史研究

第 1 川路利永氏・重田麻紀先生・石川實先生その他諸氏拾遺

第 2 加藤晶氏拾遺

第 3 加藤晶氏追悼文拾遺

第 4 廣瀬權氏拾遺

跋

（簡便索引）

」

- ・部会が全体として検討を進めている「川路大警視研究」と「西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究」をそれぞれ第 1 編、第 2 編として配置し、そこに漏れしものを「第 3 編 個別警察史研究」として集成、それを更に第 1～第 4 の 4 項に分けて収載した。加藤元部会長追悼関係論稿はその内の一つとした。なお、各論稿末尾に初出を記すとともに、再録での補足部分は〔 〕内に記載した。
- ・部会員・大警視川路利良研鑽会会員以外の御寄稿は「特別寄稿」を各冒頭に掲げた。
- ・本来ならば、索引は、詳細な人名索引、事項索引、書名索引等を附すべきではあるが、諸般の事情で僅かに各執筆者寄稿文表題検索のための「簡便索引」なるものを作成し得たのみにとどまる。

〔目 次〕

序文 『近代警察史の諸問題 —川路大警視研究を中心に—』

警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 -1-

第1編 川路大警視研究

第1 特別寄稿その他

心うたれる優れた作品—川路大警視漢詩集『現代語訳付き龍泉遺稿』序— ……………	武藤 誠	1
特別寄稿 川路利良と万国対峙 ……………	勝田 政治	3
伊藤博文宛川路利良書簡について ……………	須賀 博志	5
特別寄稿 川路利良と禁門の変 ……………	重田 麻紀	9

第2 川路大警視家の歴史及び同大警視の功績

記念寄稿 (共同研究) 大警視川路利良家の家系図について…	川路 利永 松井 幹郎	11
父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから ……………	川路 利永	15
大警視川路利良没後 140 回慰霊祭挨拶文 ……………	川路 利樹	17
令和元年『川路大警視慰霊祭』(於鹿児島市皆与志町。謝辞 :川路利樹氏) について……………		18
川路大警視の偉さ ……………	福永 英男	21
「声なきに聞き 形無きに見る」の出典、「声なきに聞き 形無きに見る」拾遺 ……………	福永 英男	22
東西二人の創設者 ……………	笠井 聰夫	27
19 世紀英国及び川路大警視の警察制度改革を巡って……………	笠井 聰夫	28

第3 『大警視だより』及び『大警視だより』続刊関係

序文 変動する世情に立つ警察—大警視川路利良の魅力と偉大さ— ……………	加藤 晶	31
「大警視だより」続刊第1号に寄せて ……………	川路 利永	34
「警察政策学会警察史研究部会」併せて「大警視川路利良研鑽会」の充実・発展を祈念します ……………	松井 幹郎	35
「大警視だより」の続刊について ……………	加藤 晶	36
「大警視だより」の続刊などについて ……………	加藤 晶	37
「大警視川路利良研鑽会」の再スタートに当たって ……………	廣瀬 権	38
『大警視だより』続刊の深化を願う ……………	川路 利永	39
(参考1)『大警視だより』続刊既刊号一覧……………		41
(参考2)『大警視だより』続刊第9号表題及び目次紹介……………		42

第4 川路大警視関係著作をめぐって

坂野潤治先生の口演記録『西郷隆盛に見る対抗エリートの質』を読んで大警視川路利良研鑽に憶う ……………	加藤 晶	44
川路大警視の真の姿を追って—伊東潤氏『走狗』読後感—	加藤 晶	45

第5 大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）をめぐって

大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）後にとられた諸対策…	廣瀬 権	49
NHKスペシャル「シリーズ07未解決事件—警察庁長官狙撃事件」を見て ……………	廣瀬 権	53

第6 川路大警視墓表関係

特別寄稿 松井先生と「大警視川路君墓表」 ……………	高橋 均	58
川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰— ……………	松井 幹郎 吉原 丈司	59

第7 川路大警視の個々の研究

川路大警視の研究の論点	鈴木 康夫	72
近代警察制度研究と掃苔	鈴木 康夫	73
につぼん！歴史鑑定『日本の警察はどのように生まれた？』 を視聴して	松井 幹郎	76
『川路利良履歴資料』等にもみる川路利良の姿	松井 幹郎	78
生麦事件と川路利良	松井 幹郎	80
『フルベッキ群像写真』と川路利良—M氏への返信—	松井 幹郎	83
「前警視廳典獄山下房親氏談」を忖度する—「川路の ^{キンゴロ} 鞆丸」 追究の旅—	松井 幹郎	85
川路正之進を治療した医師ウィリアム・ウィリス	松井 幹郎	91
エッセー 川路利良のためらい	松井 幹郎	95
川路大警視の面影を見る	原田 弘	97
西郷隆盛と大久保利通との比較—川路大警視との関連で—	原田 弘	99
川路大警視と消防制度	原田 弘	100
大警視川路利良の呼び名について	露崎 栄一	101
大警視川路利良墓の展墓行事について	露崎 栄一	103
警察手眼編纂者植松直久考	露崎 栄一	104
錦絵に描かれた川路大警視とその画師余聞	榊原 好恭	105

附 録

(警察史資料1) 川路大警視関係文献目録集抄		108
(警察史資料2) 川路大警視漢詩関係著作抄		108
(警察史資料3) 肥後精一氏著作目録抄		109

第2編 西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究

第1 西南戦争のことなど

特別寄稿 「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察 史の一齣—	小林 宏	110
特別寄稿 西南の役殉職警察官の功績を偲んで	原田 賢二	113
139年前の4月14日、熊本県益城町木山で.....	久野 猛	115

内務卿と大警視の代理も勤めた郵便の父—前島密余聞—…	榊原 好恭	117
御用船団が築いた三菱財閥の基礎 ……………	榊原 好恭	119
川路大警視の涙 ……………	榊原 好恭	122

第 2 横須賀市追浜官修墓地のことなど

反乱鎮定・悪疫跋扈（コレラ） ……………	榊原 好恭	124
横須賀の奇縁—曾祖父命日、官修墓標ニ相違ナシ— ……………	榊原 好恭	126
横須賀市官修墓地墓前祭 ……………	榊原 好恭	126
追浜官修墓地について考える ……………	廣瀬 権	127
明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が 率いる西南の役 ……………	齋藤 眞康	129
官修墓地の状況を『自警』に紹介 ……………	齋藤 眞康	131
名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて（遺稿） ……………	加藤 晶	132
横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と警察史研究部会の関わ りについて……………	臼井 良雄	134
故榊原謙齋氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集（元越後高田藩 士新撰旅団小隊長の西南戦旅 150 日）』の寄贈先について	臼井 良雄	139
（紹介 1）榊原好恭氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………		141

第 3 編 個別警察史研究

第 1 川路利永氏・重田麻紀先生・石川實先生その他諸氏拾遺

1 川路利永氏拾遺 ……………		142
コーヒーが冷めないうちに……………		142
青山霊園にて……………		144
西郷隆盛となわた料理……………		147
随想……………		150
我が恋人たち……………		152
「すぐ 死ぬんだから」……………		155
同調圧力……………		157
（紹介 2）川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………		160

2	重田麻紀先生拾遺	161
	特別寄稿 「明治150年」への雑感	161
	(紹介3) 重田麻紀先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧	162
	特別寄稿 近世益田家の領地—山口県萩市須佐を訪ねて—	163
3	石川實先生拾遺	165
	特別寄稿 久松定弘と湯目補隆の研究回顧	165
4	その他諸氏拾遺	168
	『関東大震災と警察』に関するメモ	中山 好雄 168
	『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持 と不平等条約 (Maintenance of Order & Unequal Treaties)』(『警察政策学会資料』第86号)に学ぶ	松井 幹郎 172
	(紹介4) 松井幹郎先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧	174
	坂元純濤、國分友諒両氏の墓所について—中原英典氏のお 問いかけを追って—	吉原 丈司 175
	中原英典氏の処女論考その他—「雲井龍雄と誤られた東北 観」『月刊東北』所載及び未公表手稿二題—	吉原 丈司 178
	松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄	吉原 丈司 179
附 録		
	(警察史資料4) 後藤松吉郎とは誰ぞ—昭和5(1930)年5月30日「警察談話 会」集合写真から—	182
	(警察史資料5) 手塚豊博士と警察史研究会	182
	(警察史資料6) 『無冤録述』紹介一斑	183
	(警察史資料7) 海外駐在内務事務官関係文献抄	184

第2 加藤晶氏拾遺

読書偶感	185
警察協会雑誌目次集の発行について	188
序文 [『武藤誠先生略年譜・著作目録』]	190
巻頭言 [『横浜外国人居留地における近代警察の創設』]	192
最近の川路大警視研究について—鈴木康夫氏の御高論に接して—(遺稿)	194
[連載: 川路利良大警視の伝統に生きる警視庁]	196
川路利良大警視の伝統に生きる警視庁(上)	196

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（下）	198
川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上・下）補足	201
川路大警視の伝統に生きる警視庁（追補）	203

参 考

1 加藤晶氏略年譜	205
2 加藤晶氏主要著作目録	205
3 加藤晶氏追悼記念集	209

第 3 加藤晶氏追悼文拾遺

1 加藤晶氏追悼集(1)	212
加藤晶先生を偲ぶ	川路 利永 212
弔 辞	勝田 政治 213
加藤晶会長の御逝去を悼む	重田 麻紀 213
加藤晶大警視川路利良研鑽会会長を悼んで	松井 幹郎 214
加藤晶先生 ありがとうございます	廣瀬 権 215
2 加藤晶氏追悼集(2)	217
(1) 故加藤晶先生追悼会（令和元〈2019〉年 9 月 28 日開催）概要	217
(2) 追悼辞	218
故加藤晶先生追悼挨拶	廣瀬 権 218
加藤晶先生ありがとうございます。	川路 利永 220
加藤会長御令室様御挨拶	加藤悠起子 222
加藤晶会長の御逝去を悼みて一御礼と感謝—	松井 幹郎 222
故加藤晶会長を偲ぶ—2019 年 9 月 28 日(土) 故人追悼 の儀に当たり、故人様の思い出を語る。—	小杉 修二 224
加藤晶先生の追悼部会に参列して	齋藤 眞康 230
故警察史研究部会加藤晶部会長の思い出	臼井 良雄 231

第 4 廣瀬権氏拾遺

警察協会雑誌目次集の発行に際して	233
「警察協会雑誌の謎」解明に向けた一步	237
「暴力団」という呼称について（大正末期～昭和戦前期）	250
史実から懲戒免除制度を考える	263
加藤晶会長追慕と資料集刊行について	278

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』 発刊に当たって	279
折々に思うこと —浅草生まれのひま人から教えられたことなど— …	281
「使い走り、走狗」がなんだ！……………	281
朝井まかて『銀の猫』を読んで……………	283
葉室麟文学の頂上を目指して(1)……………	285
葉室麟文学の頂上を目指して(2)……………	286
平成の「仁義」作家・葉室麟……………	289
原点回帰……………	292
(紹介 5) 廣瀬権氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧 ……	298
跋—警察史研究部会の過去を振り返りて— ……	299
(簡便索引) ……	306～310
〔警察史研究部会作成資料等紹介〕	
警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧……………	巻末
武藤誠先生・渡辺忠威先生著作中単行書一覧……………	巻末
〔(紹介)、(警察史資料) 抽出〕	
(紹介 1) 榎原好恭氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………	141
(紹介 2) 川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………	160
(紹介 3) 重田麻紀先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………	162
(紹介 4) 松井幹郎先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………	174
(紹介 5) 廣瀬権氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………	298
(警察史資料 1) 川路大警視関係文献目録集抄……………	108
(警察史資料 2) 川路大警視漢詩関係著作抄……………	108
(警察史資料 3) 肥後精一氏著作目録抄……………	109
(警察史資料 4) 後藤松吉郎とは誰ぞ—昭和 5(1930) 年 5 月 30 日「警察 談話会」集合写真から— ……	182
(警察史資料 5) 手塚豊博士と警察史研究会……………	182
(警察史資料 6) 『無冤録述』紹介一斑……………	183
(警察史資料 7) 海外駐在内務事務官関係文献抄……………	184

〔既刊紹介〕

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書。警察政策学会資料・別刷。令和元〈2019〉年10月1日刊）

〔目 次〕

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』 発刊に当たって 警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬権……………	(1)
〔凡 例〕 ……………	(4)
第1編 大警視川路利良関係文献抄 ……………	1
第2編 警察関係者警察史著作目録 ……………	67
第1 高橋雄豹博士著作目録……………	67
第2 田村豊氏著作目録……………	118
第3 有光金兵衛氏著作目録……………	129
第4 種村一男氏著作目録……………	138
第5 中原英典氏著作目録……………	145
第6 武藤誠氏著作目録……………	165
第7 渡辺忠威氏著作目録……………	205
第8 加藤晶氏著作目録……………	215
第9 鳴海國博氏著作目録……………	220
第3編 その他……………	224
第1 ヘーン大尉関係文献抄……………	224
第2 明治中葉警官練習所訳官及び筆記者関係文献抄 —続 ヘーン大尉関係文献抄— ……………	233
第3 明治35(1902)年台北刊行の『警察監獄学雑誌』検討一斑 —続々 ヘーン大尉関係文献抄— ……………	239
第4 『警察協会雑誌』発行表……………	245
第5 内務省関係者自伝・回想録・追悼録類抄……………	259
第6 大森鍾一『直興遺篋抄』覚書……………	269
跋……………	280
（別添）特別調査研究補助申請書(抄) ……………	281
〔簡便索引〕 ……………	282
コラム 1 頑鉄後藤狂夫とは誰ぞ ……………	144
コラム 2 雑誌『警察春秋』とは何ぞ ……………	223
コラム 3 頑鉄生(後藤狂夫)「警察界に不可忘田山宗堯氏」余話 ……………	238

第1編 川路大警視研究

第1 特別寄稿その他

心うたれる優れた作品

—川路大警視漢詩集『現代語訳付き 龍泉遺稿』序—

元警察大学校長 武藤 誠

(前記)

我が明治警察史及び川路大警視研究の第一人者であった元警察大学校長武藤誠先生(1922～2013.11.7)が長逝されて早くも四年〔平成30年時〕の歳月が過ぎ去った。御生前の御温容、御懇篤な御教導を想起し、改めて深謝の意を表するものである。武藤先生の御著作については、先に警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成26年11月7日刊)が編まれたが、遺憾なことに、肥後精一(1915～2012)・西岡市祐(1933～?)両氏共編『現代語訳付き 龍泉遺稿 甦る大警視川路利良の人物像』(東京法令出版、平成6年5月2日刊)所収の先生御執筆の序「心うたれる優れた作品」(1～2頁)を漏らしていた(『大警視だより』第26号〔平成27年8月13日刊〕10頁参照。)

このため、関係者の御配慮を得て、本号〔『大警視だより』続刊第5号〕に同稿を再録させていただいた。ただし、再掲に当たり閲読の便を考慮し、敢えて副題を表示するとともに、〔 〕内に一、二註記を追加し、ルビは括弧内に記載した。上記『著作目録』に本稿を下記〔本書では省略〕のように追加していただけると幸甚である。

〔武藤先生の御著作文献は、その後警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(令和元〔2019〕年10月1日刊)165頁以下にも一部再録されている。]

心うたれる優れた作品

幕末から明治のはじめに活躍した人達がのこした書や詩に接するたびに、多忙なうえ生命の危険にまでさらされたなかで、よくこれほどまで優れた作品を創れたものだと、心をうたれるものがある。

川路大警視〔1834～1879〕がのこした漢詩もそうである。薩摩藩の輕輩の家に生まれ、しかるべき師について勉学するほど恵まれた境遇でなかったにもかかわらず、こ

れ『龍泉遺稿』を監修した当代随一の漢学者〔重野安繹、1827～1910〕をして《清秀にして温雅》〔序、21頁〕と評させた。天与の資質とたゆまざる研鑽（けんさん）によるものであろう。自然の美を賞（め）でたものが多いが、この中にいくつかの秀作がある。

墨田川のほとりを散策し、「長江（ちょうこう）十里（じゅうり）水煙（みずけむり）を生（う）み、無限（むげん）の春江（しゅんこう）二月（にがつ）の空（そら）に」〔40 墨水矚目、71～72頁〕と詠じた。唐代の詩聖、杜甫（とほ）〔712～770〕が「清江（せいこう）一曲（いっきょく）村（むら）を抱（いだ）いて流（なが）る、長夏（ちょうか）江村（こうそん）事事（じじ）幽（しず）かなり」と曲江を望んで詠じた詩境に迫るものがある。清寂な境地で、一幅の名画を見る思いがする。天地の風物を美的な感覚でとらえ、柔らかく描写できる芸術的才能の持ち主である。

鹿児島に帰る友人を送るものが、いくつかある〔詩番号：7、9、15、32、35、36、71〕。そのなかに、自らも家郷を思う心情を入れている場面がある。南国の浪漫的環境に育ったことが、大警視の、詩的情緒を形成する根源となったことを示唆している。

だが、篠原国幹（しのはらくにもと）陸軍少将〔1836～1877〕を、東京郊外で見送る場面に詠んだもの〔「7 送篠原君國幹歸郷」、32～33頁〕は違っている。

二人は長い間、盟友として新時代をひらくために、共に戦った仲であったが、篠原は西郷隆盛〔1828～1877〕への節義を貫いて帰郷し、川路大警視は近代国家建設の大義のために政府にとどまることになるが、やがて破局を迎えることになる。この時の心境を、《涙がとめどもなく流れ落ち、送別の曲も聴くのにたえ難い》と心底から悲しんでいる。

西南戦争をめぐる、後世、諸説が宣伝され、川路大警視は誤解されていることが多いが、この詩は、二人が別れるときのいつわらざる心情を吐露した、貴重な資料である。

（執筆者紹介）

大正 11（1922）年 5 月 20 日福岡県生まれ。第七高等学校造士館文科、海軍を経て、昭和 22（1947）年 9 月九州帝国大学法文学部経済科卒業、同 23 年 3 月九州大学法文学部法科中退、同年 4 月国家地方警察本部（現警察庁）採用、鹿児島県警察本部長、兵庫県警察本部長等を経て、昭和 54（1979）年 2 月警察大学校長で退官。平成 25（2013）年 11 月 7 日逝去、享年 91。退官後は各方面で活躍するとともに、長く警察史研究会、警察政策学会警察史研究部会を主宰し、大きな業績を残した。主な著作として、『名将に学ぶ マネジメントのひけつ』（立花書房、昭和 48 年 6 月 1 日刊）、『明治の炎—『警察手眼』の世界』（啓正社、昭和 62 年 8 月 10 日刊。啓正社文庫）、『補佐役—歴史を彩る影の群像—』（立花書房、平成元年 2 月 1 日刊）、『いくさ世の回想』（武藤誠自己出版、印刷 東京法令出版、平成 14 年 1 月 18 日刊）等がある。

〔初出：『大警視だより』続刊第 5 号（通巻第 34 号、平成 30（2018）年 1 月 1 日刊）〕

川路利良と万国対峙

国士館大学文学部教授
明治維新史学会会長 勝田政治

近代日本の警察制度の創始者、「日本警察の父」と評される川路利良は、「大警視川路利良研鑽会」の皆さんはよくご存じのように、明治維新时期を生き抜いた男です。筆者は、明治維新史を研究テーマとしています。そこで、「大警視だより」をお借りしまして、明治維新との関わりで川路をとりあげてみることにします。

明治維新の最大の課題は何であったのでしょうか。筆者は、江戸時代の幕藩体制という地方分権体制から、天皇中心の中央集権体制による国民的統一国家を創りあげ、独立を維持して欧米列強と肩を並べる地位を築きあげること、当時の言葉で言えば「万国対峙」であった、と考えています。「万国」とは欧米諸国、「対峙」とは向きあって立つことです。

最後の将軍徳川慶喜が提出した大政奉還の「上表」は、外国との「交際」が盛んな状況においては、政治権力の一元化のため政権を朝廷に奉還し、「同心協力」して「皇国」を保護すれば、「海外万国」と「並立」できる、と述べています。慶喜は、「万国」と「並立」する（万国対峙）ために大政奉還を行なったのです。

そして、中央集権体制を実現したのが、廃藩置県であります。その廃藩置県を告げる「詔書」は、次のように述べています。天皇が「更始」（新しく始める）にあたり望んだことは、「億兆」（国民）の「保安」と「万国対峙」であり、それらを実現するためには「政令一に帰」する、という中央集権体制が必要なことから廃藩置県を断行する。廃藩置県も万国対峙に向けた改革でした。

川路の警察制度創設の「建議」（『日本近代思想体系 3 官僚制 警察』岩波書店）も、次のように主張しています。川路は冒頭、警察は「国家平常ノ治療」であり、「良民」を「保護」し、国内の「気力」を養うものであるとし、プロシア（ドイツ）を例にあげ、国を「富強」にするためには、必要な「設け」であると言っています。すなわち、警察は国家の「富強」をもたらす、という主張です。このことは、まとめの部分につながっていきます。

各国との交際は「自主独立」で行なわなければならないが、我が国は「半主」（真の独立国家ではない）であり、「属国」の「体裁」を免れない状態である。欧米諸国との不平等条約において、治外法権を認めていることは、国をなしているとは言えない。このような「国辱」を除こうとするならば、まず警察の「法」を「厳整」にして裁判の「法」を立て、欧米諸国の「軽侮」を受けないようにすることが「目前」の「急務」である。

川路は、欧米諸国と対等の関係を築くため、近代警察制度を創設しなければならな

い、と訴えています。川路もまた、万国対峙という明治維新の課題に立ち向かった男でした。

(執筆者紹介)

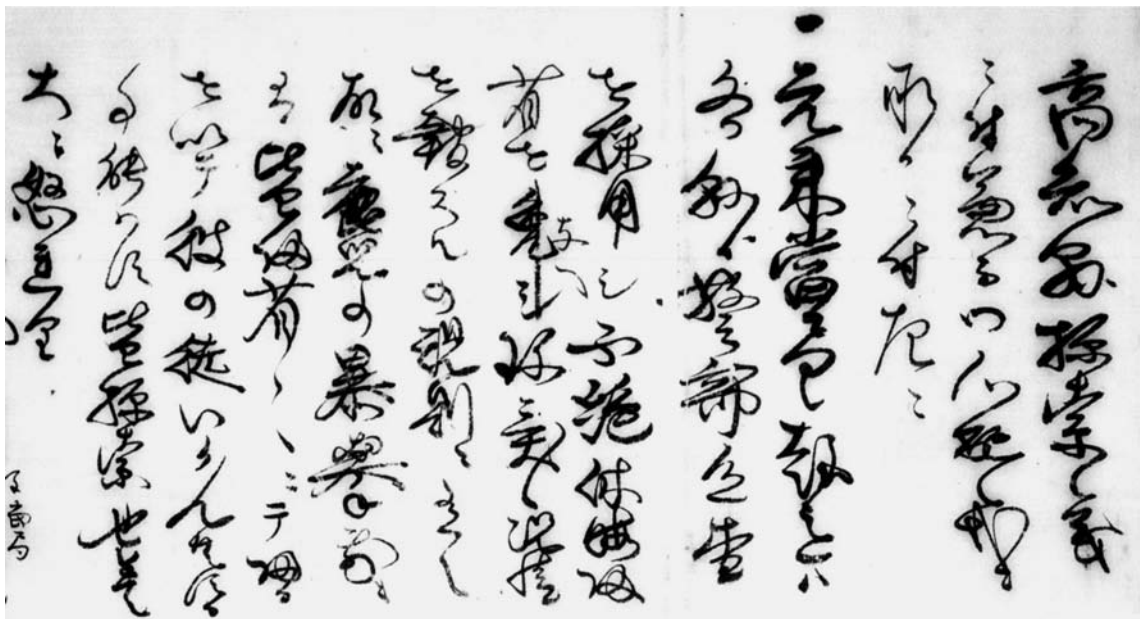
1985 (昭和 60) 年早稲田大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。専攻日本近代史。現在国士舘大学文学部教授、博士 (文学 早稲田大学)、明治維新史学会会長。著書: 『廃藩置県 「明治国家」が生まれた日』 (講談社 [選書メチエ]、2000 年、後角川文庫)、 『内務省と明治国家形成』 (吉川弘文館、2002 年)、 『〈政事家〉大久保利通 近代日本の設計者』 (講談社 [選書メチエ]、2003 年、後角川文庫)、 『小野梓と自由民権』 (有志舎、2010 年)、 『大久保利通と東アジア』 (吉川弘文館、2016 年)

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号 (通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)]

伊藤博文宛川路利良書簡について

京都産業大学法学部教授
同 社会安全・警察学研究所員
警察政策学会警察史研究部会員 須賀博志

明治警察史の研究に足を踏み入れ、先人達の史料を探す作業をしているところであるが、国立国会図書館の憲政資料室に所蔵されている「伊藤博文関係文書（その2）」¹に、川路利良から伊藤博文に宛てられた少々興味深い書簡を見つけたので、紹介したい（書翰の部 22。以下「書簡 A」とする）。「伊藤博文関係文書（その1）」²に含まれている書簡は、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』全9巻（1973～1981年、塙書房）に翻刻されているが、後から所蔵された（その2）の書簡はまだのようなので、まずは全文を翻刻する。カタカナ・変体仮名・合字はひらがなに、漢字の正字体や異体字は現在通行の字体に改め、句読点を付した。



〔書簡 A〕

高知県探索の義に付、兼て御心配候哉に承候に付、左に

一 元来、当局の趣意は、各県より警部・巡査を採用し、不絶休暇・帰省を与へ、殊異の況情を報するの規則に有之。故に、鹿児の暴挙前に

は皆帰省々々にて帰るを以て、彼の徒いかに共する事能はず皆探索也とて、大に怒れり。

高知県人は、割りに当局奉仕のもの少しと雖、尚、警視・警部等有之て、親^{（したしき）}敷縁者に就て探を入るゝもの、小官も尽くは知らさる耶に有

¹ <https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/itouhirobumi2.php>

² <https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/itouhirobumi1.php>

之。即、鹿児島の際に我故郷の事なるを以て別段に脳を注しも同様の気合なるは信して疑はざるべし。

其内重立たるものは、

高知県人 少警視 檜垣直枝

是は高知県士族の官途連中と連合して、かの地居住する同盟数百名有りて報する都合。

二等警視補

高知県人 山本生軒

是は県元に弟在り。立志社員にて常に文通し、兄弟の事にて兼て機密も洩す様に致せり。

元米沢人 大警部 佐藤志郎

是は当局より一旦高知第四課え転し、其節、中立社のものを間諜とし、又今、密告するの手筈に有之。

高知県七等警部

澤 秀太郎

是は当局より高知え転し候者にて、前の佐藤始め巡查に至る迄総て帰局し節、同人は彼の

地え居残候ものにて、探索し候事尽く報する都合に有之候。

高知人 宮地堅一郎

是は元魯国え書生に被送出候ものにて、帰朝の後当局に奉仕候処、少々事故有之解職申付置候処、前非悔悟、屢復職を願候得共不請付候処、此頃に至り余り手ひとく迫り候に付、然らば高知え至り探索を遂げ実効を奏せば採用すへしと致約束候。五、六日前に官許発足為致候。其余、探索を処務とする当局の官員兩三名は、面々にて兼て諜者を用ひ候義に有之候。尚、明日可申上旨過刻申上置候得共、先大略は以紙面、備御含置候。尚、明朝も参上可申上候也。

川路利良

内務卿殿

別紙は鹿児島の際にて、先内務卿の兇報を聞ての況情を尽せるものと見込申候。御覽有之度、尚兩大臣えも上申奉願候。

大警視の川路利良から、上司である内務卿伊藤博文に対して、高知県の探索の体制の概略を伝えたものである。日付がないので推定するほかないが、伊藤が内務卿に任じられたのは大久保利通暗殺の翌日である明治 11 年 5 月 15 日、川路は明治 12 年 1 月には 2 度目の欧州視察に出発しているので、その間のものであることは間違いない。書簡中の末尾に、「先内務卿の兇報を聞ての況情を尽せる」「別紙」への言及があるので、大久保暗殺から間がない 5 月か 6 月のものと思われる。そう思って、『伊藤博文関係文書』第 4 巻（1976 年）に 86 通収録されている伊藤宛川路書簡と照らし合わせてみたところ、その 124 頁に明治 11 年 6 月 2 日付で次のような書簡（以下「書簡 B」とする）が採録されていた。これも変体仮名をひらがなに改め、句読点を追加した。

〔書簡 B〕

熊本の況情被仰聞趣敬承、尚一層注意可仕候。高知県探索の義、兼て御心配の由にて、石井よりも被仰聞趣承知仕候。右は明朝参上委曲可申上候。鹿児島も凶報に付ての一報参り居候間、是も御咄可申

上候也。

六月二日

川路利良

内務卿殿

書簡 A の末尾、署名の直前に「明日可申上旨過刻申上置候得共」先に紙面で伝えることにしたとあるが、その「過刻申上置」たのが書簡 B であろう。明朝参上する旨も両書簡で一致しているし、鹿児島からの一報についても、書簡 B の時点では明日直接会ったときに渡すつもりだったが、書簡 A の時点では同封することに変更したとすれば、つじつまが合う。これらの点から、書簡 A も明治 11 年 6 月 2 日のもので、書簡 B を送った後に書かれたものと推定することができる。さらに、同年 6 月 4 日付書簡の中に「別紙は兼て申出候佐藤志郎方え相達候書面に有之」とあるのも、佐藤志郎について「申出」たのが 6 月 2 日の書簡 A とその翌日の会見の際とすれば平仄が合う。

ところで、『伊藤博文関係文書』第 4 巻に納められた伊藤宛川路書簡のうち、明治 11 年 5 月後半のものが 7 通、6 月のものが 32 通、7 月のもの 13 通、8 月のものが 9 通となっており、この 3 ヶ月半だけで全 86 通の 7 割にも達する。この間、川路が伊藤にいか頻りに情報を伝達していたかを示すものであるが、その主な内容は、東京府下、石川、熊本、高知、鹿児島、岡山、福岡、鳥取、大分など各地の情勢を伝達したり、警察の探索人や県令などからの報告書を転送したりしたものである。伊藤と川路は、とくに高知の立志社による各地への遊説の動きに神経をとがらせているが、6 月の中旬には、立志社からの愛国社再興の呼びかけに応じる者がいないという状況が伝えられ（6 月 9 日、6 月 10 日書簡、131 頁）、その月末には「近々の内必ず犯跡相顕れ可申」と川路が取締りへの自信を示すに至っている（6 月 29 日書簡、137 頁）。

さて、書簡 A に登場する人物のうち、檜垣直枝³は大警視研鑽会の方々には知られた名前であろう。西南戦争時には豊後口警視隊の指揮長として活躍するなど、川路を支える警察幹部であった。山本生軒は山本正幹のことであろう。佐藤志郎⁴は、その諜者滝口可成とともにその後の書簡にたびたび登場しており、8 月には高知県視察のため派遣される（8 月 11 日書簡、148 頁）など、高知探索の中心となっている様子がうかがえる。澤と宮地については、いまのところよく分からない。

以上、書簡 A をきっかけにわずかな調査をしたに過ぎないが、その後の自由民権運動への監視と牽制のしくみが形成されていく過程の一端を示しているように思われる。それ以前の維新政府で密偵組織を運用していた正院監部については、大日方純夫『維新政府の密偵たち』（2013 年、吉川弘文館）がある。政治警察の職務が正院監部から警視庁（明治 10～14 年は内務省警視局）へと移行したのは、西南戦争の頃である。自由民権運動が盛り上がった頃の国事警察・高等警察の活動は、多くの密偵報告書が残っており⁵、自由民権運動の研究で従来活用されてきた。とはいえ、警視庁の初期の頃、すなわち西南戦争前後から樺山資紀大警視の頃までの政治警察については、それほど明らかになっていないようであるし、自由民権運動研究では、その運動を採偵した警察側の体制や運用は解明されていない。これらを研究して、警察

³ 書簡 A では肩書きが「少警視」となっているが、明治 11 年 6 月の『内務省警視局職員録』（国立公文書館デジタルアーカイブ）では「権少警視」である。

⁴ これも『職員録』では「権大警部」となっている。

⁵ 国立公文書館所蔵「公文別録」や国立国会図書館憲政資料室所蔵「三島通庸関係文書」などに多数残されている。

を政治との関わりの中で位置づけるという課題は、興味深いものと思われ、今後の研究課題としていきたい。ご教示を賜れば幸いである。

(付記)

当会の加藤晶会長には、警察政策学会警察史研究部会の部会長在任中に、小生の部会への参加を快くお認めいただき、温かくお迎えいただきました。これから多くのご教示を賜りたいと思っていたところに、思いがけず訃報に接し、たいへん残念に存じます。謹んでご冥福をお祈りいたします。

(執筆者紹介)

京都大法学部卒、同大大学院法学研究科博士課程研究指導認定退学。専攻は近代日本法史・憲法。日本近代の憲法史・神社法史・宗教法史・警察史を研究。桐蔭横浜大法学部専任講師、京都産業大法学部助教授・准教授を経て、平成 23 (2011) 年から現職。

[初出: 『大警視だより』続刊第 8 号 (加藤晶会長追悼号 I、通巻第 37 号、令和元 (2019) 年 7 月 1 日刊)]

川路利良と禁門の変

慶應義塾大学文学部非常勤講師 重田麻紀

縁あって貴会の廣瀬権氏、吉原丈司氏と古文書を読む機会を持たせていただいた。その際、「大警視川路利良研鑽会」および「大警視だより」のお話をうかがい、門外漢ながらこのたび寄稿させていただくことになった。

わたしは長州藩（おもに近世中期から幕末）を研究している。川路の薩摩藩とは幕末期に一時的には敵、その後は同志でありライバルであった長州藩を研究している者が彼について書くことができるか、と思い悩んだが、ふと「禁門の変」（蛤御門の変）が頭に浮かんだ。

御存知のとおり、禁門の変は長州藩にとって、幕末政局から一気に脱落してしまった、いわばターニングポイントである。ただ、長州藩内部は一枚岩だったわけではなく、あくまで戦略としての「攘夷」を唱えつつ進発には慎重であった久坂玄瑞らと、「進発」・「決戦」を唱える急先鋒の来島又兵衛らとの対立は京都に入ってからも続いており、最終的には来島の考え通り戦闘へと動いていく。

一部小説などでこの来島を討ち取ったといわれているのが、御存知の通り川路である。一次史料があるわけではないので、来島の戦死に「関わった」と表現した方が歴史的には正確であろう。

当時の戦闘状況を記した数少ない史料を紹介しよう。「御進発道中日記其外小遣入用控」という長州藩家老益田親施（右衛門介）の家臣（陪臣）であり、禁門の変に従軍した侯賀又助の日記である。ここに来島の最期の様子が書かれている。

「天龍寺国司・来島一手五百人蛤御門え打入合戦及ひ候処、来島打死ニ相成跡只様打相戦候へ共、早々ニ大将被打レ候故、此手くすれ皆々天龍寺え帰り（後略）」（京都嵯峨の天龍寺から家老の国司信濃と来島又兵衛の軍勢五百名が蛤御門に討ち入り合戦となり、来島が討ち死してしまった。激しい討ち合いになったが大將である来島が早々に討たれたため、隊は総崩れとなり天龍寺へ逃げ帰った。）

誰が来島を討ったか具体的には書かれていないが（そもそも長州軍の一兵卒にわかるわけではないのだが）、禁門の変で最も激しい戦いとなった蛤御門の戦闘で来島を失い敗走を余儀なくされたことが、その後の長州藩追討につながったことは間違いない史実である。

その戦闘に参加し、彼の死に「関わった」のが川路なのである。後年の彼の活躍についてはここに記すまでもないが、もしかすると川路にとっても、この重要な戦いで名前を取り沙汰されたことが、その後の彼の人生におけるひとつのターニングポイントだったのではないかと感じている。

（執筆者紹介）

慶應義塾大学文学研究科後期博士課程単位取得退学、慶應義塾大学文学部非常勤講師・

古文書室研究員。専門は長州藩家臣（益田家）についての研究。また、古文書読解の講義・演習もおこなっておられる。

[初出: 『大警視だより』続刊第 2 号 (通巻第 31 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊)]

第2 川路大警視家の歴史及び同大警視の功績

記念寄稿（共同研究）

大警視川路利良家の家系図について

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永
同 会 鹿児島事務局代表 松井幹郎

1 プロローグ（松井幹郎担当）

私が大警視川路利良家の家系図に初めてお目にかかったのは、平成 8（1996）年 10 月警視庁下谷警察署の署長室で、有沢達也署長さん立ち合いのもと、御一族の加治木兼徳さん・加治木孝一さん御父子と、御一緒のときでした。縦約 2 メートル、幅約 1 メートルのガラス張りケースの中に収められた縦式男系中心の家系図でした。

一目見て先ず驚いたのは、お名前がすべて直系には、「利」が付いてついていることでした。わが国では室町時代以降皇室、公家、武家社会において「通字」として一つ又は二つの漢字を名前の中に用いることはありました（例 皇室・・「仁」「貞」「久」、武家・・平氏「盛」、徳川氏「忠」「康」「家」、島津氏「久」「忠」など）が、川路家のように歴代一つの漢字を「通字」という例は思い出せませんでした。早速写真に撮りメモいたしました。

当時勤務していた鹿児島県警察学校のテキストとして作成した『大警視川路利良聖地巡礼一ガイドブック』（平成 21（2009）年刊）に、この家系図を紹介いたしました。次いで、平成 23（2011）年 8 月『大警視だより』No.2 で、川路利永名誉会長御就任の紹介記事の中にて、家系図の公表をさせていただきました。

家系図につきましては、その後手を加えることはなかったのですが、大警視が愛妻家であられたことなどを知り、男系だけでなく、御令室の御名も家系図の中に盛り込めないものかと思案致すようになりました。

このことについて、名誉会長川路利永様に御相談申し上げないままに時は流れましたが、平成 27（2015）年 3 月 28 日、『大警視だより』（臨時特別号）「川路知子様（名誉会長御母堂様）哀悼号」を発行したところ、その中で名誉会長様は、御母堂様の素晴らしさを切々と御訴えになられました。



これを讀ませて頂いた私は何としても川路家の女系も家系図に盛り込めないかという願いに火が着きました。

平成 29（2017）年 6 月 22 日名誉会長様にお孫さん御誕生の報に接し、家系図校正の時機が到来したと実感いたしました。



（鹿児島城山ホテルにて校正中）

令和元（2019）年10月12日第6代利樹様が、『令和元年川路大警視慰霊祭』のため、鹿児島にお出でになられましたので、早速御相談にお伺いいたしました。

川路利樹様は、先の『大警視だより』臨時特別号をお読みになられた方はご存知と思いますが、名誉会長御母堂知子様最後の夜を看取られた方です。この方に家系図の校正をお願いするのは、川路家の女系の方々もお許しくださるのではと思います。

2 川路家の歴代の名前の頭に「利」が付くことについて（川路利永担当）

川路家の家系図を見るとそのほとんどは名前の頭に「利」が付きます。大警視の高祖父の父川路利良安右衛門利次に始まり「利長」、「利清」、「利寛」、「利愛」、大警視の「川路利良」となります。

それから「利恭」「利寛」「利信」「利永」となり、私も二人の息子に「利樹」「利哉」と名付けました。

何故名前の頭に「利」が付くか。私の父も特に特に私に話してくれたわけではありませんが、私なりに推察し、学習の結果、仏教用語の「自利利他」という教えに至りました。意味合いとしては、自らの悟りのために修行し努力すること、自利と利他は自らの修行により得た功德を、自らが受け取るとともに他の人のために利を図ること、自分のことより他の人の幸福を願うことが利他。人に良かれと願うことが利他。「自利は利他という」（最澄伝教大師の言葉）、「利他」を実践することが、自分のためになるだけでなく、世界が幸せになれるという教えに行き着きました。

川路家が代々継承してきた、名前の「利」は「利他」の「利」であったと考えます。

3 大警視川路利良について思うこと（川路利永担当）

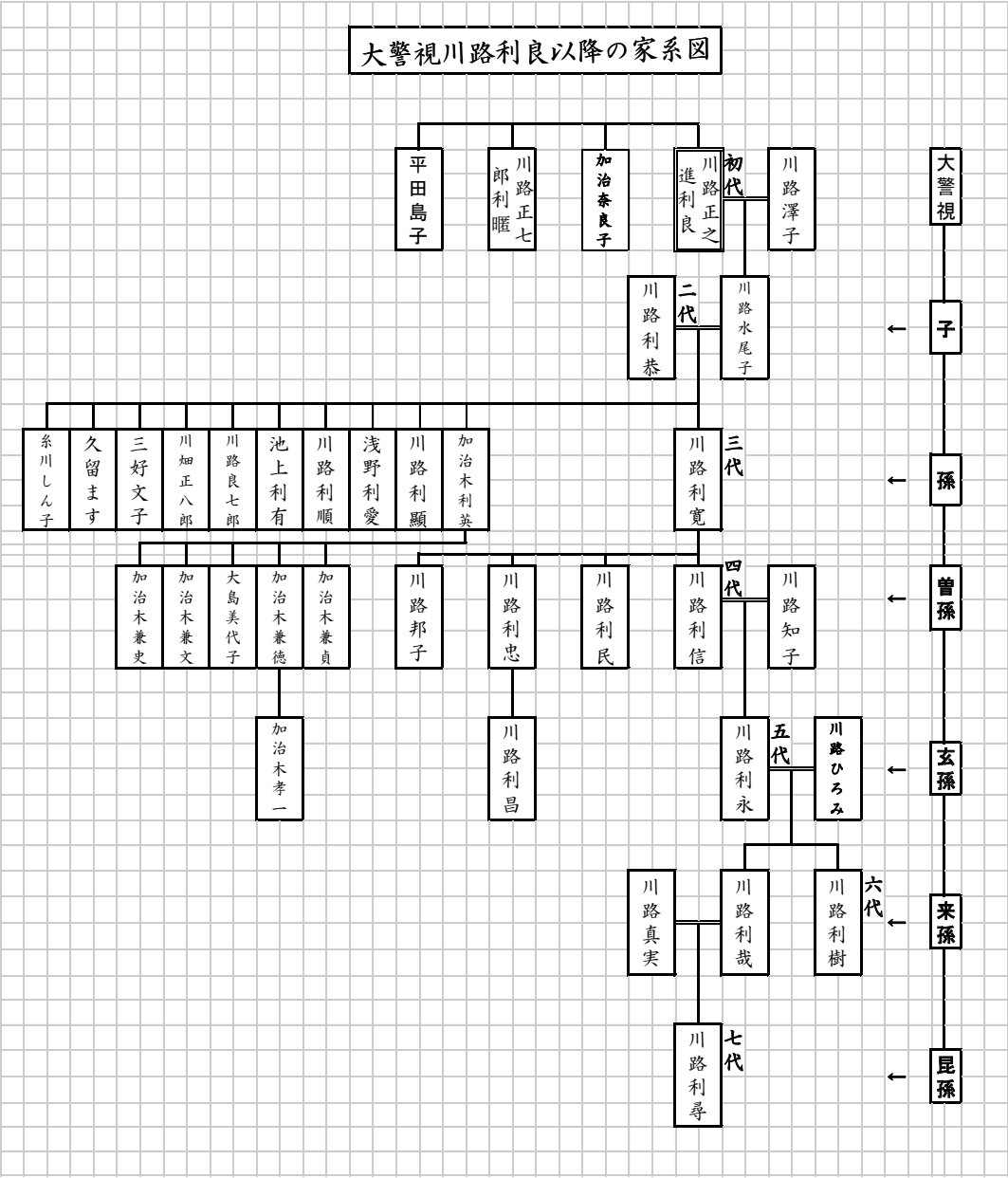
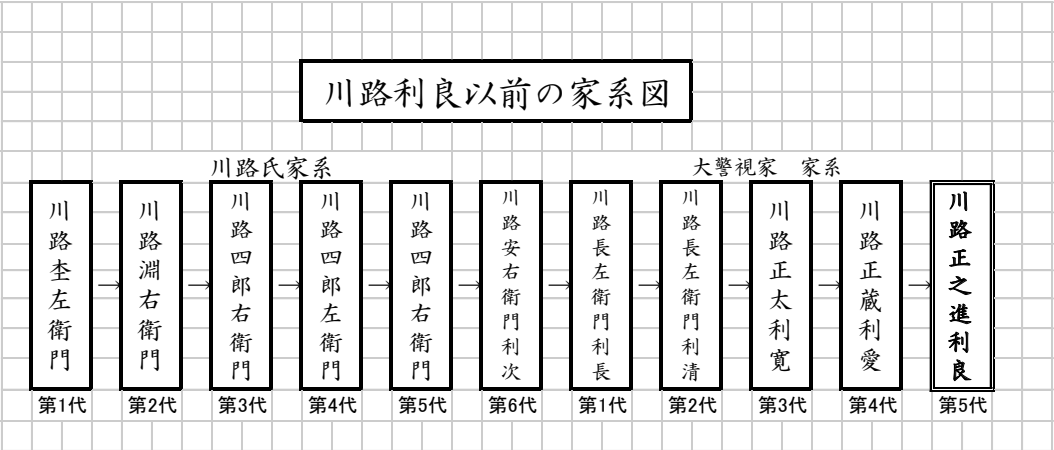
川路利良は「剣の達人」でありながら、『大警視だより』でも御紹介したように、稀なる勉強家でもあったと思います。学問が嫌いだった私とは本当に大違いです。

わが川路家に薩摩の生んだ英雄西郷隆盛の死の直前の直筆の書簡があります。明治10（1877）年西南戦争末期を迎えた9月2日、薩軍の敗色が濃くなった時期に、西郷先生が書かれた薩軍再決起の回状です。この回状が書かれて間もなく9月24日西郷先生は城山の露と消えました。

この回状を大警視川路利良は何らかの事情で入手し、手元に置きました。そして、利良からその養子の利恭へと受け継がれ、恩ある西郷先生の絶筆に近い書簡を、「川路家末代まで大切に保存するように」との付箋を付けました。

現在におきましても、この西郷書簡は、川路家に大事に保管しております。川路利良の、この「恩ある人（西郷隆盛）を思う付箋」こそが、「利他」の行いの象徴ではないかと思います。

川路家家系図



4 エピローグ（松井幹郎担当）

平成 8（1996）年下谷警察署を訪れ、初めて川路家の家系図を目にした時大きなショックを受けました。川路家のように、名前の頭に、ある特定の漢字一文字を「代々」付けてきたということは、日本の歴史の中では稀有のことではないでしょうか。

前述しましたように、徳川家でもまた長い歴史を持つ守護大名島津家でも、その他の各地の大名の藩主を調べても、通字としてはあっても川路家のような例を見出すことはできません。川路家では「利」が初見する「川路四郎右衛門利次」の没年、寛保元（1741）年から数えて約 280 年間 12 代川路家は、名前の頭に「利」を付けることを守り通してきました。

川路利良研究を進めることで、この秘密のヴェールを一枚一枚はがしていけるに違いないと思いましたが、20 年の歳月を重ねてようやく「川路家の美学」に到達できました。

他の人への「利」が自分の幸せであるだけでなく世の平和にもつながるのだという思想は、高邁な「哲学」というよりも、私は、このような生き方が子々孫々に至るまで受け継がれ続けられるということは、人間として最高の生き方ではないか、「一族としての生き方の美学の極み」の実践だと認識し敬服させられました。

今回家系図校正の視点の一つは、御令室の方々の御名前を入れることでありました。これは大警視が愛妻家であったということもありますが、現名誉会長「川路利永」様の御母堂様への敬愛の深さを知る機会があり、このような素晴らしい女性を家系の中に位置付け、それこそ末代まで讃えることが、川路家の美学でもあったろうかと考えた次第であります。川路一族に「人間の生き方の美学」を教えられ、大警視川路利良研究を続けてきて感謝しています。

（以上）

[本稿は、本書刊行に当たり、お祝いと記念として川路名誉会長様、松井先生より御恵与賜ったものである。両氏の御厚情に深く感謝申し上げます。]

父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

『大警視だより』も、数多くの皆さま方のおかげで鹿児島事務局の創刊号〔平成 23 (2011) 年 6 月〕から数えまして 31 号を迎えます。玄孫といたしましてはたいへん感謝しております。川路利良大警視の精神をたくさん思ってくださいている方々のご努力、ご尽力は言葉では言い表わせる事ができません。本当にありがとうございます。

『大警視だより』におきまして私は、数々の拙い寄稿をさせていただきました。今号では「大警視だより」のテーマとしては相応しいかどうかわかりませんが、川路家の家族の話と、最近感じている事を書かせていただきたいと思います。拙文ですが、少しの時間をお借り致します

私の父、川路利信は明治の末期に生まれ、ロマン多かった大正、激動の昭和を生きぬきました。大変な苦勞もあったとは思いますが。数多くの素晴らしい感動体験をし、孫の川路利樹の誕生をたいへん、たいへん喜び、その 3ヶ月後に他界しました。

父 川路利信は青春時代を含む 20 数年を川路利良大警視邸に住んでいました〔編輯者註：旧美濃大垣藩戸田家下屋敷跡、警視庁下谷警察署敷地内には「川路大警視邸跡」記念碑がある。〕。東京ドーム 1 個分に相当する 15,000 坪ほどの敷地のお屋敷だったそうです。当時は古き良き時代で、駐在の警察官の方が川路邸に常駐されていたそうです。祖父の川路利寛は屋敷内の池で鴨猟をしていたそうです（いいなあ！）。

父 川路利信は寡黙でおとなしい性格でしたが、お酒が大好きでアルコールが入ると、気が大きくなり大盤振る舞いをたびたびしていたのを覚えています。きっと、川路利良大警視が持つ、偉大さの重圧を常に感じていた事と思います。父は泥酔すると都内の交番の警察官の方にお世話になりました。母 川路知子が憔悴して、父を迎えに行った事を子供心に記憶しています。昭和 30 年代の事ですから、当時の時代は全てにおいて余裕があったのでしょうか。何事にも良い時代だったと思います。

息子 川路利樹は父 川路利信と入れ替わりに、昭和 52 年に生命を受けました。高校までは進学校に進み、その将来は順風満帆のように見えました。親としては息子に将来を託しましたが、見事に途中でドロップアウト、希望の大学には入れませんでした。浪人生活の後、渡米 6 年間にカルフォルニア州サンディエゴで過ごし、ホームステイをしたり日本の友人たちとの共同生活を送ります。良くはわかりませんが、軍隊生活と同じように、アメリカ遊学で得た友人たちとの契りは強く、現在でも強い交流があります。

帰国後に川路利樹は就職します。最初は半導体メーカーに勤めましたが、その後運良く世界で冠たる精密機器メーカーにスカウトされ再就職。またまた順風満帆に見えましたが、インドへの転勤を拒否して退職します。その後はドイツの鉄鋼会社、政治家の秘書と彼はそのキャリアを積んでいきます。古い価値観で生きてきた私には全くついて行けません。

私の人生は高度成長期を走りぬけ、働く事が楽しい時代で、モノを買い集める時代でした。今度のボーナスでアレを買おう、コレを買おう、とモノモノの時代でした。言わばマキシマリズムが全盛の時代でした。

しかし、かなり前から私の心の中で何か理由が解らない、世の中の動きや、価値観の変化を感じ取るようになりました。水野和夫著『資本主義の終焉と歴史の危機』、トマ・ピケティ著『21世紀の資本論』に出会いました。ハンテントン教授の『文明の衝突』にみる文化、宗教、人種問題もかなり全世界を巻き込んだムーブメントになりました。資本主義の経済システム自体が疲弊してグローバリゼーションが加速、世界経済の混乱や世界各地の紛争を巻き起こしているのではないかとも思います。大量生産、大量販売の高度成長時代は間もなく終焉を迎えるでしょう。いやもう終わっているのかも知れません。

組織の体を為すものは生き残るためにスリム化を推進しています。地方を切り捨て東京一極の集中化、高度成長期に見られた笑顔あふれる日本人の顔は少なくなり、眉間にしわを寄せた難しそうな顔、顔、顔です。

数年前に、ある書物から面白いキーワードを見つけました。“ミニマリズム”という言葉です。『断捨離』に始まり、『ラブ&ピース カンパニー』、『物欲なき世界』、『フランス人は10着しか服を持たない』、『ぼくたちに、もうモノは必要ない。』、『30歳から始めるミニマル・ライフ』、いろいろその方面の書を読み漁りました。

これからの人生は資本主義に象徴される、モノに囲まれた生き方から、モノをあまり持たない、簡素な人生の過ごし方へ変わっていくかも知れません。「究極の普通」に根ざした人達が増えてゆくでしょう。時代の流れと共に人生における価値観も変わっていきます。モノと人の関係、人と人の関係が変わる。このような世の中の「動き」が私がモヤモヤとした心の動勢を包んでいたのかも知れません。

この世の中の流れが大きく変わっていく中で、川路家は川路利良→川路利恭→川路利寛→川路利信→川路利永→川路利樹と脈々と、その系譜を綴っております。これからも川路家は続くと思います。川路利永から7代先の川路家がどうなっているのか楽しみでもあります。

大警視川路利良から始まり川路利信に至るまでそれぞれの与えられた人生の役割に感謝です。そして私も、息子の川路利樹もこの新しい価値観の流れと変換のなかで「身外皆人也」という川路利良大警視の残した大切な言葉を念頭に全て感謝の心を持ち続けて生きて行こうと思います。

[初出: 『大警視だより』続刊第2号(通巻第31号、平成28(2016)年8月1日刊)]

大警視川路利良没後 140 回慰霊祭挨拶文

大警視川路利良来孫 川路利樹

(前記)

『南日本新聞』平成 30 (2018) 年 10 月 14 日記事によれば、「10 月 13 日、川路利良大警視没後 140 回慰霊祭が鹿児島市皆与志町の誕生の地で参列者 70 人と共に執り行われた。地元民でつくる実行委員会が主催。神事で 6 代目の直系子孫にあたる川路利樹氏 [小会川路利永名誉会長御令息] が参列。玉串を捧げた。また、薩摩琵琶の演奏や演武、詩吟奉納で遺徳を偲んだ。」(要旨) とのことである。その他、全国紙九州版に掲載、鹿児島県内テレビ局にてニュース報道との由。

<http://blog.livedoor.jp/uyz3canev/archives/29081236.html>

今般川路名誉会長様より来賓挨拶文を頂戴したので、以下に掲載させていただきととする。川路名誉会長様及び御令息様の御厚情に深甚の謝意を表する次第である。

本日ここに、多数の皆さまをお迎えして「大警視川路利良没後 140 年慰霊祭」が執り行われるにあたり、大警視川路利良の子孫として、ご挨拶を申し上げます。

まず始めに、本慰霊祭の実行委員長・池田純様、池田様のご親族・児玉寿々子様、内田多美子様に、本日まで多大なるご尽力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。事前のご案内の通り、川路家は川路利良より後は、ここ皆与志町に足を踏み入れたことは、六代目の私まで、一度もありませんでした。その私が今こうして皆与志町に来られたキッカケを作って頂き、後押し頂いた『鹿児島市関東交友会』の皆さま、また本慰霊祭まで様々な形で私のことを気にかけて頂いた『関東鹿児島県人会連合会』の皆さまへも、この場を借りて御礼を申し上げます。

さて、平成最後の年になる本年から遡ること 140 年前、明治 12 (1879) 年 10 月 13 日に享年 46 歳で川路は逝去しました。明治 5 年に警察制度研修のため欧州に出張、翌年、東京に独立した首都警察の実現を図るべきと政府に建議し、これが内務省及び東京警視庁の創設される動機となりました。明治 7 年、東京警視庁が創設され、川路は初代大警視となり、日本国の近代警察制度の基礎を作りました。あまり知られておりませんが、川路家の祖先は千余年前、今の鹿児島県鹿児島市伊敷で今日の警察的職掌を勤めていたとされ、その後代に川路大警視が出たことは不思議な縁と言えます。

明治維新 150 周年にあたる本年、NHK 大河ドラマ『西郷どん』をはじめ、様々な行事で盛り上がる中、このドラマで川路役を演じている俳優・泉澤祐希さんが、先週 10 月 7 日に、歴代大河ドラマの川路役を演じてこられた俳優の中で、初めてここ皆与志町を訪れて頂き、また川路家からも同様に、初めて皆与志町を訪れたのも、不思議な縁と言えます。

「聲なきに聞き、形無きにみる」、この言葉は、川路の言葉で、現在でも警察官の活動の指針となっています。元々は、「警察官たるものは、声なき声に耳を傾け、表面的、外形的な現象のみにとらわれることなく、奥に隠されたモノを見逃すことなく、真実をあばき出すことが必要である」という意味だったそうですが、現在は、民主警察の心得として「世の為、人の為都民の声をよく耳にし、真の社会を見出し、活動する」というふうに教えられているそうです。毎年、殉職した警察・消防職員を慰霊する「弥生慰霊祭」や、警察学校の卒業式に参加させて頂く度に、この「聲なきに聞き、形無きにみる」の精神が、現代警察官に受け継がれていると感じます。日本警察の礎を築いた川路と彼に従った幾千もの郷土の若者たちも、きっと喜んでいることと思います。

結びに、本日ご臨席頂いた皆さまのご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げ、私からの挨拶といたします。

平成 30 年 10 月 13 日

大警視川路利良 来孫 川路利樹

[初出: 『大警視だより』続刊第 7 号 (平成最終号、通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊)]

令和元年『川路大警視慰霊祭』 (於鹿児島市皆与志町。謝辞: 川路利樹氏) について

はじめに

平成 30 (2018) 年 10 月 13 日大警視生誕の地鹿児島市皆与志町で挙行の「川路利良大警視没後 140 回慰霊祭」については、先に本誌第 7 号 (平成 31 年 1 月 1 日刊) 7~8 頁 [本書 17~18 頁に再録。] に掲載したが、昨令和元 (2019) 年 10 月 13 日 (日) には同地で「令和元年『川路大警視慰霊祭』」が行われた。これにつき、川路利永名誉会長様、松井幹郎先生から貴重な資料を頂戴したので、以下に紹介させていただくこととする。

1 案内状

日時: 令和元年 10 月 13 日 (日) 午前 9 時~場所:鹿児島市皆与志町

主催: 川路大警視慰霊祭実行委員会

令和元年『川路大警視慰霊祭』のご案内

謹啓 初秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、鹿児島で生まれ、日本の初代大警視 (警視総監) を務め、欧米の近代警察制度を日本で初めて構築した川路利良の慰霊祭が、昨年、命日の 10 月 13 日、鹿児島市皆与志町の

誕生地で行われました。本年も同慰霊祭を下記の通り開催いたしますので、多くの皆様にご参加頂けますようご案内を申し上げます。

日時: 令和元年 10 月 13 日 (日) 9 時 30 分～10 時 00 分 (受付 9 時 00 分～)

場所: 川路大警視誕生地 (鹿児島市皆与志町 4131) 式次第: 開会の辞 黙禱 追悼の辞 献花 閉会の辞 (中略) ※ 慰霊祭後に、講演会を開催いたします。

記 日時: 令和元年 10 月 13 日 (日) 11 時 00 分～12 時 00 分 場所: 皆与志小学校体育館 (鹿児島市皆与志町 4307) 講師: 原口泉氏 (志學館大学人間関係学部教授、鹿児島県立図書館長) 司会: 下豊留佳奈氏 (志學館大学原口研究室助手) 会費: 無料

協賛:皆与志校区コミュニティ協議会、皆与志校区推進協議会 後援:鹿児島市、鹿児島市教育委員会 問合せ先:川路大警視慰霊祭実行委員会事務局 090-6635-5501

Kawajireisai@gmail.com

敬白

2 令和元年『川路大警視慰霊祭』式次第

日時: 令和元年 10 月 13 日午前 9 時 30 分～午前 10 時 15 分 於鹿児島県鹿児島市皆与志町 司会:富吉亜也子 開会の辞: 米倉重年氏 (川路大警視慰霊祭実行委員会委員長) ・黙禱 ・謝辞: 川路利樹氏 (川路大警視直系六代目子孫) ・式辞: 緒方康宏氏 (鹿児島県警察 鹿児島西警察署警視)、上山佳子氏 (鹿児島市伊敷支所支所長) ・弔電紹介 ・玉串奉奠 ・慰霊行事 ・閉会の辞: 地福孝明氏 (皆与志校区コミュニティ協議会会長)

・川路大警視誕生地 (鹿児島市皆与志町 4131) ・川路大警視誕生地碑 ・司会: 富吉亜也子氏 ・開会の辞: 米倉重年氏 (川路大警視慰霊祭実行委員会委員長)

謝辞: 川路利樹氏 (川路大警視六代目子孫)

令和元年『川路大警視慰霊祭』挨拶文

本日ここに、多くの皆さまをお迎えして令和元年『川路大警視慰霊祭』が執り行われるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

まず始めに、本慰霊祭の実行委員として、本日まで多大なるご尽力を賜りました皆与志町の皆さまに厚く御礼を申し上げます。多くの皆さまがご存知の通り、ここ皆与志町で生まれた川路は、欧米の近代警察制度を日本で初めて構築した、鹿児島が誇る偉人の一人です。昨年、はじめて鹿児島を訪れた私が、今この場にいられるのも、皆与志町の皆さまのお力 添えがあつてのことと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、令和最初の年になる本年は、明治維新 151 年目にあたり、また、東京警視庁の創立から 145 年目の年でもあります。遡ること 140 年前、明治 12 年 10 月 13 日に享年 46 歳で川路は逝去しました。明治 5 年に警察制度研修のため欧州に出張、翌年、東京に独立した首都警察の実現を図るべきと政府に建議し、これが内務省および東京警視庁の創設される動機となりました。明治 7 年、東京警視庁が創設され、川路は初代大警視となり、日本国の近代警察制度の基礎を作り上げました。あまり知られてお

りませんが、川路家の祖先は千余年前、今の鹿児島市伊敷で今日の警察的職掌を勤めていたとされ、その後代に大警視が出たことは不思議な縁と言えます。

『聲なきに聞き、形無きにみる』、この言葉は、川路の言葉で、現在でも警察官の活動の指針となっているそうです。元々は、『警察官たるものは、声なき声に耳を傾け、表面的、外形的な現象のみにとらわれることなく、奥に隠されたモノを見逃すことなく、真実をあばき出すことが必要である』という意味だったようですが、現在は、民主警察の心得として『世の為、人の為都民の声をよく耳にし、真の社会を見出し、活動する』というふうに教えられているそうです。毎年、殉職した警察・消防職員を慰霊する『弥生慰霊祭』や、警察学校の卒業式に参加させて頂く度に、この『聲なきに聞き、形無きにみる』の精神が、現代警察官に受け継がれていると感じます。日本警察の礎を築いた川路と彼に従った幾千もの郷土・鹿児島の若者たちも、きっと喜んでいることと思います。

結びに、本日ご臨席頂いた皆さまのご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げ、私からの挨拶といたします。

令和元年 10 月 13 日

大警視川路利良来孫 川路利樹

式辞: 緒方康宏氏 (鹿児島県警察 鹿児島西警察署警視)

式辞: 上山佳子氏 (鹿児島市伊敷支所支所長) 森博幸鹿児島市長メッセージ代読

弔電紹介 ・島津家第 32 代ご当主: 島津修久様 ・神奈川県大和市長: 大木哲様

祭主: 池田絵美宮司 (小鷹神社) 神事 玉串奉奠 川路利樹氏 (川路大警視直系六代目子孫)、緒方康宏氏 (鹿児島県警察鹿児島西警察署警視)、福留秀三氏 (鹿児島県警友会連合会副会長)、原口泉氏 (志學館大学教授)、松尾善弘氏 (鹿児島大学名誉教授)、地福孝明氏 (皆与志校区コミュニティ協議会会長)、松井幹郎氏 (大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局世話人)、徳田兼利氏 (皆与志町住民代表)、松本博幸氏 (水俣西南戦争史研究会会長) 慰霊行事: 皆与志小学生による校歌斉唱 皆与志小学校校歌閉会の辞: 地福孝明氏 (皆与志校区コミュニティ協議会会長)

3 令和元年『川路大警視慰霊祭』講演会次第

日時: 令和元年 10 月 13 日午前 11 時 00 分～午前 12 時 00 分 於鹿児島市立皆与志小学校体育館 ・司会: 下豊留佳奈 ・開会: 宮路拓馬氏 (衆議院議員)

・講演会: 『世界の中の日本の警察～皆与志から世界へ ～パリ～東京～シンガポール～サンパウロ～LA をつなぐ』 講師: 原口泉氏 (志學館大学教授、鹿児島県立図書館館長) ・閉会: 福留秀三氏 (鹿児島県警友会連合会副会長)

[初出: 『大警視だより』続刊第 9 号 (加藤 晶会長追悼号Ⅱ、通巻第 38 号、令和 2 (2020) 年 1 月 1 日刊)]

川路大警視の偉さ

警察政策学会警察史研究部会長 福永英男

川路大警視は偉い人であった。「偉い人」という場合、それは全体像・全人格をとらえていうことが多い。けれども、そのために抽象的すぎて、かえって漠然としてしまう場合も多くなる。

そこで、どこが偉かったのかを、私なりに以下三点に分けしぼって書いてみる。

第一は、明治 5 (1872) 年のフランス留学によって、近代的な「警察」というものを学びとって帰って来たことである。

一行は川路以下五人であったが、手違いで一人もフランス語のできる者が入っていなかった。渡仏後それがわかり全員一時は茫然となった。しかし、五感は健全だ。みな腹を据えた。

彼は歩きまわり、見てまわった。そして、目と心と肌とで警察制度をしっかりとつかみ取った。

第二は、警察のあるべき究極を「人民の保母たるべきものだ」ということを悟り、それを信念として貫き通したことである。「警察」の警の字は「いましめる」であって上下の関係になりやすい。しかし、察の字は「おしはかる」→「思いやる」やさしさの関係である。このことは、彼の言説を後人(佐和 正・植松直久)が編集した『警察手眼』の中で繰り返し述べられている(10・16・17・18等)。彼がパリでいくども道に迷ってポリスに送られて宿に帰ったことを忘れることができなかつたのであろう。

第三は、公私の厳格な区別とそれに伴う行動である。

新しい警察制度を日本において採用するため、川路に渡仏を命じたのは西郷隆盛であった。彼にとって西郷はかけがえのない存在であったはずである。

征韓論破れて、明治 6 年 10 月下旬、西郷は鹿児島に帰ってしまう。西郷を慕う高官も多数下野する。しかし、彼は断乎として中央に止まる。同郷のよしみとか先輩への義理とかよりも、自分が興した警察制度を守り育て、困難になればなるほど警察のあるべき姿を誤らしめないことの方を大事とした。彼は西南の役においては、警視庁の部隊を率いて、西郷軍を攻撃さえしているのである。

以上三つ、川路大警視＝「偉い人」についての、私の勝手な考えだ。

[初出: 『大警視だより』続刊第 2 号(通巻第 31 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊)。使用漢数字の一部を算用数字に転換した。]

「声なきに聞き 形無きに見る」の出典、 「声なきに聞き 形無きに見る」拾遺

元神奈川県警察本部長 福永英男

(事務方註: 再録両稿の初出等は次のとおりである。①「声なきに聞き 形無きに見る」の出典: 『日刊警察』平成14(2002)年3月12日(火)第3面「警察の灯火」欄)、②「声なきに聞き 形無きに見る」拾遺: 同紙平成14年8月27日(火)第3面「警察の灯火」欄。縦書原文を横書に変えたことから、使用漢数字の一部を算用数字に転換した。それ以外はそのままの形で転載したため、文中の年月、職位等関係記載は当時のものであることをお断りしておく。)

「声なきに聞き 形無きに見る」の出典

川路大警視述の『警察手眼』において、もっとも有名なのは、表題に用いた一節で、次のように使われている。

六八 探索ノ道微妙ノ地位ニ至テハ声無キニ聞キ形無キニ見ルガ如キ無声無形ノ際ニ感覺セザルヲ得ザル也

(捜査の進行が微妙な段階になってきた時は、声がなくてもその声を聞き、形もないのにその形を見るというように、無声無形のうちに感じとるようであればならない。)

この全文を暗記していたわけではないが、警察に職を奉じてこのかた「声無きに聞き形無きに見る」の一節は何度も聞いたし、私自身も何度か話の中で引用をしてきたところだ。なかなか含蓄のある、しかも調べのよい文句だから『警察手眼』の看板・代表のような地位をしめていたといってもよかろう。それゆえ、この文句は、当然、川路大警視の『警察手眼』中の白眉で、彼のオリジナルであると信じてきた。

『警察手眼』の注解書や解説書もたくさん出ている。ズルをして、最新刊と思われる笠野孝氏の『注解・警察手眼』(立花書房・平成元年5月1日初版)の参考文献リストによって、それ以前に刊行された解説書を挙げると次のとおりである。

○吉村増雄『警察手眼注釈完』、○磯矢隆吉『警察論語— 一名 警察手眼』、
○荒木征逸『全訳警察手眼』、○渡辺忠威『警察手眼考』

このほかに、次の書もある。○武藤誠『明治の炎—警察手眼の世界』

笠野前掲書は、これらすべてを参照し、注釈、現代語訳の丹念かつ正確なことはもちろん、川路利良本人、校閲者佐和正、編纂者植松直久等の履歴その他の解説についても懇切丁寧な名著である。したがって、他の著書に記載されているが笠野前掲書に欠けている注釈というものはないといってよい。たとえば丁野遠影(ちょうのとおかげ)の緒言中の「一棒一条痕一搦一掌血」の句についても前後の句についても禅語に

由来するものであることを詳しく説き明かしている。

このように出典についても抜かりがないのだが、前記六八の「声無キニ聞キ形無キニ見ル」については何の言及もない。笠野氏以前の著者各位も笠野氏自身も川路大警視のオリジナルであることを疑わなかったということであろう。私も今の今までそのように信じ切っていた。

ところが、これが川路大警視のオリジナルではなくて『礼記』が出典であることがわかった。『礼記』が出典であることがわかったからといって『警察手眼』の価値は不動だし、川路の思想・哲学にも何一つきずのつくことではなく、かえって彼の漢学素養の深さを示すものであり、湧くが如き詞藻は我々を驚嘆させるし、正確に記録に残した佐和や植松の学識にも改めて頭が下がるというところであろう。

さて、「声無キニ聞キ形無キニ見ル」が『礼記』曲礼上第一に由来することが判明した経緯を述べよう（知っている人はいようが、まだ少数にすぎないと思われるのでシャシャリ出て私が書くまでのことであるが）。

平成 11 年（1999）8 月 4 日付けの「南日本新聞」に当時の鹿児島県警察本部長・小野次郎氏（現・総理大臣秘書官）が一文を投稿している。表題は「川路大警視の『声無きに聞き、形無きに見る』」。以下抜すいする。

〈・・・知人から「声無きに聞き、形無きに見る」という川路の有名な言葉は、だれかの言葉を引用したのではないかと疑問を伝えてきた。・・・しかし、彼に関する著作物にはこの点の説明は見当たらず、他に調べる方法も思いつかないまま、折に触れて周囲の人に心当たりを尋ねるくらいしか手がなかった。

ところが、この疑問はごく最近、別の知人の貢献により晴らすことができた。

出典は儒教の四書五経の一つであり、前漢時代にまとめられた礼（らい）記にあった（原典は「聴於無聲、視於無形」）。・・・・・・

さて、最初に疑問を伝えてきたのも、またそれを解いてくれたのも、実はいずれも女性であった。・・・・・・）

聞と聴、見と視のちがいはあるが、ともに通用する漢字であるので、これは正に原典と断定してよいと思われる。

もちろん、使用されている場面は異なり、『警察手眼』においては探索の微妙な段階での気配り・気働きを説くのに用い、『礼記』曲礼上第一においては人の子として親に仕えるうえでの配慮を説くのに用いられている差異はあるが、鋭敏な感覚で他人の気持ちや周囲のきざしを察しなければならぬというたとえになっていることは共通だ。

ところで、原典探しは成功したが、一番の功労者は原典を指摘してくれた女性であり、次いで功労者はそれを公にしてくれた小野次郎氏である。川路大警視もあの世とやらで「ようやく『礼記』に辿りつけたか」と満足しておられることであろう。

以上で『礼記』に到達した経緯は終りだが、私はかなりなショックを感じている。

川路大警視逝去後、ちょうど 120 年にして出典の問題は解けた。解けなかったらどうだ、というほどのことではないが、この間に『警察手眼』のあの部分を読んだ人数は無慮何万人にもものぼるだろう。『礼記』を読んだ人数がいかほどであるかは知らぬが、両者を結びつける者はいなかったのだ！ いたかもしれぬが『警察手眼』の解説書の

注釈に登場するチャンスは一度もなかったのだ！ 私のショックの中味をうまく表現できないのだが、なにやら大きなことがポカッと抜けたまま時間だけドンドン経過して行くような怖さを感じたのだろうか。そんな気持ちで『礼記』の該当の部分原文・通釈で読んでみたが、ゴタゴタしていてもおもしろくもなく、『警察手眼』の「声無キニ……」の方が遥かに納まりのよい位置にあるし、生々として使われていると感じた。

(最後になったが、本稿を書くきっかけと知識を得ることができたのは、「川路大警視と漢詩」の稿で触れた肥後精一氏〈ペンネーム桜島次郎〉の近著『川路利良に学ぶ・上巻』のおかげである。記して謝意とする。)

「声無きに聞き 形無きに見る」拾遺

(事務方註: 引用漢文『礼記』の原文は返り点付きであるが、ここでは編集の都合で返り点は外した。また、〈読み下し〉のルビも同様の事情で括弧書に転換した。)

大警視川路利良が一流の漢詩人であったということを強調するあまり、私は少々勇み足をしてしまった。

川路の『警察手眼』は有名で、なにかんづく「声無きに聞き形無きに見る」のくぐり口は人口に膾炙かいしやされているが、『警察手眼』は川路利良述であって、丁野遠影ちやうのとおかげが命じて、佐和正校閲、植松直久編纂で明治9年に上梓されたものである。だから「声無きに聞き……」も川路の肉声としてはどう語られたのかは極めがたい。しかし、漢詩の方は没後に竹行李の中から発見されたもので『龍泉遺稿』として川路の死(明治12年—1879—10月13日)から間もなく明治14年—1881—夏に上梓されたものであるから、元の原稿は川路の直筆であり、一字一句まぎれもなく川路自身の詞藻から出たものである、という趣旨のことを書いた(本紙『日刊警察』平成14年1月15日「川路大警視と漢詩(Ⅰ)」)。

しかし、「声無きに聞(聴)き形無きに見(視)る」が『礼記』という中国古典の中にはほぼ同じような形で存在することがわかった。そうなると、川路も『礼記』とまで限定したかどうかは不明としても「中国古典の一節に『声無きに聞(聴)き形無きに見(視)る』というのがあるが、一とこの対句を引用して一探索の微妙な段階においてはそのような気配り気働きがなければならぬ」に類する言いまわしはしたのであろうと推察されるのである。

ところで、話は前後するが、「声無きに聞(聴)き形無きに見(視)る」の出典が『礼記』であることを教えてもらったのは、鹿児島市在住の川路利良研究家＝肥後精一氏(ペンネーム桜島次郎)から贈呈を受けた『川路利良に学ぶ』によってであった。

この本の冒頭に、平成11年8月4日の南日本新聞へ寄稿された当時の鹿児島県警本部長＝小野次郎氏(現内閣総理大臣秘書官)の文章の写真版が掲載されている。

そのうちの必要最少限の結論だけをいえば、出典は『礼記』であり、原文では「聴於

無聲視於無形」。元來は子の親に対する孝養を説くもので、相手が声を出したり手足を動かしたりする前に求めているところを察知せよとの教えである。そして、これを教えてくれたのはある女性であった、というものである。

これが『警察手眼』においては、次のように使われている。

六八 探索ノ道微妙ノ地位二至テハ声無キニ聞き形無キニ見ルガ如キ無声無形ノ際二
感覺セザルヲ得ザル也

この部分は特に有名なくだりで、『警察手眼』の解説書には洩れなく登場するのだけれども、『礼記』が出典であることを述べたものは一つもなかった。川路大警視逝去後120年にして出典がわかったことはホッとするのだけれども少し淋しい気もした。

川路は若いころから中国古典に親しんでいたから、『礼記』のこの対句がスラリと口をついて出たのであろう。書き取った植松直久も耳にした文句だったから正確に記録した。(しかし、聴を聞に、視を見に書いてしまったのはやむをえなかった。) 明治の人は漢文の素読を暗唱できるほどにやったから、適時適切に詞章が口をついて出るけれども、その出典が何であったかまでは意識にのぼらないことも多かったのではないかと思う。この場合も恐らくそうだったのだらうと思う。

時世時節は流れて(少なくとも私は)、「声無きに聞き形無きに見る」を川路のオリジナルであろうとまで考えていた。それを訂正してくれた小野次郎氏、さらにその元となった『礼記』指摘のある女性がいたことを本紙『日刊警察』に書いた(平成14年3月12日『声無きに聞き形無きに見る』の出典)[本書22~24頁に再録。])。

これが今までの大ざっぱな経緯である。これから拾遺の話だ。

数日後、警察庁警備企画課長茂田忠良氏＝[平成14年]8月23日付で埼玉県本部長＝から手紙をもらった。氏はその前任が群馬県警の本部長である(平成11年1月～12年8月)。ご本人の承諾を得て以下にその一部を引用させてもらう。

— 先日の『日刊警察』で、「声無きに聞き、形無きに見る」の出典の記事、拝読いたしました。原典は、礼記の「聴於無聲、視於無形」とのこと。

そこで、思い出したのですが、群馬県警の警察学校にも、似た額がありました。「聞く」の代わりに「聴く」、「見る」の代わりに「視る」が使われており、学校で懇談の折、漢字としては、むしろ、こちらの方が、川路大警視の御趣旨に添うのかなあなどと話しておりました。

書家は、礼記を意識して書いたものと、今にして思い至りました。

当時、何時から掲げてあるか、尋ねたところ、兎に角古いもので、学校長の警察学校入校時(40年近く前)には既に掲げてあったとの事でした。明治時代の漢文の素養ある人にとっては、出典が礼記であることは、常識だったのでしょうか。

参考に、額の文字の縮刷複写[原文には収録されているがここでは省略]を同封します。 —

同封されていた縮刷複写(写真[ここでは省略])はみごとな草書で於の字を省略しているが、まさに『礼記』の文字と一致している。右肩の篆刻は私には読めない。左下の篆刻の上の陰刻は小山英一、下の陽刻は艸堂か。そうすると署名は草堂題か。書家が特定できると時代も絞り込めるのだが・・・お気づきの方あれば教えを乞う。

それはともかくとして、ある時代までは、「聴於無聲、視於無形」が『礼記』出典であることを知っており、それを川路大警視の『警察手眼』六八とたやすく連想させて、警察学校の額に墨跡を遺してくれた人がいたということがわかったのである。

これが拾遺の一。

『礼記』曲礼上第一に出典があることは既述したのだが、どのように使われているかを逸していたので改めて書く〔原文は返り点付きであるがここでは返り点は省略〕。
○ 為人子者、居不主奥、坐不中席、行不中道、立不中門、食饗不為槩、祭祀不為尸、聴於無聲、視於無形、不登高、不臨深、不苟訾、不苟笑、孝子不服闇、不登危。懼辱親也。

(読み下し)

○人(ひと)の子(こ)たる者(もの)は、居(を)るに奥(あう)に主(しゅ)たらず、坐(ざ)するに席(せき)に中(ちゅう)せず、行(ゆ)くに道(みち)に中(ちゅう)せず、立(た)つに門(もん)に中(ちゅう)せず、食饗(しきやう)に槩(がい)を為(な)さず、祭祀(さいし)に尸(し)と為らず、聲(こえ)無(な)きに聴(き)き、形(かたち)無(な)きに視(み)る。高(たか)きに登(のぼ)らず、深(ふか)きに臨(のぞ)まず、苟(いやしく)も訾(そし)らず、苟(いやしく)も笑(わら)はず、孝子(こうし)は闇(くら)きに服(ふく)せず、危(あやぶ)きに登(のぼ)らず。親(おや)を辱(はづ)かしむるを懼(おそ)るればなり。

(通釈)

○人の子たる者は、室内に居る時は室の奥(西北隅)に位置を取らない。一つの席のまん中に(どっかと)すわるようなことはしない。また歩行してゆくの道(みち)のまん中は行かない。立ちどまるとき、門の中央に立たない。【それらはいずれも親なり年長者に譲るべき場所である。一筆者補足】また(父母が)人を招いて宴をするのに、飲食物の量を予定しない。【前もって概算するとどうしても費用をけちりたくなるから一筆者補足】また祭に尸(かたしろ)を勤めない。【祭の尸というのは祖先の代役を演じることで、当然自分の父母をして拝ませることになり、それは逆の礼で不孝なことだというわけである。筆者補足】また父母が言わぬうちに察し、手足を動かさぬうちに(意向を)悟る。また、みだりに高处に登らず、深い谷に臨まず、かろがろしく人の悪口を言わず、ぶしつけに笑わない。孝子が暗中でする仕事を避け、危うい(高い)処にゆかないのは、(人から疑いをかけられたり、危険にさらされたりして、)父母に迷惑を及ぼすことを警戒してのことである。(新釈漢文大系 27「礼記上」竹内照夫—明治書院—による。)

これが拾遺の二。

[初出:『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

東西二人の創設者

大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫

警察官は日本ではお巡りさん、英国ではボビーと親しみを込めて呼ばれている。世界中の警察の中で警察官が国民からこのように愛称で呼ばれているのはきわめて珍しく、例外ですらある。お巡りさんの語源は江戸町奉行所の町方同心に由来するといわれ、ボビーはロンドン警視庁の創設者であるロバート・ピール内務大臣（後に首相）の名前が元となっている。

一国の治安を担う警察のあり方はそれぞれの国の歴史や伝統等によってさまざまだが、警察運営の手法については今日では **community policing** という考え方が主流となって社会や地域の特性に応じて展開されている。すなわち、警察運用にあたっては地域住民の理解を得つつ、相協力して地域が抱える問題解決に努め、もって地域の安全確保に当たる、というものである。**community policing** の実践モデルとして日本の交番制度と英国の警察運用が各国警察の範となっていることは周知の通りである。

英国では産業革命によって都市への急激な人口流動を招来し、都市部とりわけ首都ロンドンの治安が悪化し、1829年7月、ロンドン警視庁が誕生した。創設に当たったピール内務大臣の新警察の任務、警察官の心得等についての指示、訓辞は「ピール9則」に要約され、英国はもとより各国警察の指南書となってきたが、近時は **community policing** の原型をなすものと再評価されている。

日本では英国に後れること45年、1874年1月、警視庁が設置され、近代警察制度が発足した。川路大警視がヨーロッパ大陸諸国の警察制度を視察し、帰国後提出した建議書に基づくものである。川路大警視が警視庁職員に説諭し、訓授した骨子が後年とりまとめられたものが「警察手眼」である。警察の任務は犯罪の予防を主とする、警察官は住民の憂患を自らの憂いとし、安寧の保護官である、住民の接遇には丁寧懇切にあたる、等々今日に通ずる警察の管理運用の基本が淳々と論されている。二人の近代警察創設者の至言が期せずして内容に共通するものが少なくないのは興味深い。

警視庁の発足に当たって川路大警視は職員に士族を充てることを主張したが、これが西南の役では警視庁抜刀隊として天下に勇名をはせることとなった。しかしながら、発足早々の警察官が「警察手眼」を拳々服膺して紀律厳正にして住民の福利を増進することに心血を注ぎ、早くから住民の信頼を勝ち得る大きな基になったことは特筆されてよい。ロンドン警視庁が兵士や出稼ぎ労働者、失職者を大量採用して発足した結果、規律の乱れと非効率から長らく役立たずの烙印を押されたのと好対照である。

「警察手眼」には武士道と吏道の真髓が随所に垣間見える。新渡戸稲造の「武士道」はニューヨーク市警察部長を勤めたセオドア・ルーズベルト米国大統領をうならせたが、「警察手眼」はわが国の警察精神を語る伝道書として広く内外に読み継がれ、日本版 **community policing** のさらなる発揚に活かしてほしいと願うものである。

[初出: 『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

19 世紀英国及び川路大警視の 警察制度改革を巡って

大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫

先に「東西 2 人の創設者」と題して川路大警視（1834～1879）の「警察手眼」とピール英国内相（1788～1850）の「ピール 9 則」を比較し、随想を綴った（『大警視だより』続刊第 4 号〈平成 29 年 7 月 1 日刊〉19 頁）[本書 27 頁に再録。]。編集者の求めでここに「ピール 9 則」をいま一度取り上げてみた。なお、【参考 1】として掲載した「ピール 9 則」の翻訳については、同志社大学法学部准教授鈴木絢女氏の御高配に与った。

英国では伝統的に自警、夜警等の住民ボランティア組織で治安が守られてきたが、産業革命後の急速な都市化と社会変動によって治安が悪化し、職能組織としての警察の導入が焦眉の課題となった。しかしながら、長年の伝統に加えて公的警察に対する不信から反対の声が強く、実現に至らなかった。アイルランド内相として警察を新設して治安回復に実績をあげ、英国本土の内相に抜擢されたピールは様々な困難を克服して 1829 年 7 月、首都警察法を成立させ、ロンドン警視庁を創設した。「ピール 9 則」は創設者のピール内相の訓授、指導を時の総監が取りまとめ、職員の日常の勤務指針としたものである。警察活動は国民の理解、協力があつてこそ目的が達せられる、そのためには国民に礼節とユーモアをもって対し、尊敬を勝ち得なければならない、警察活動は人種、社会的地位に関係なく公平、中立でなければならない、警察官は有給の専門職であり、犠牲をいとってはならない、実力行使は必要最小限にすべきである、活動評価は外見上の活動ではなく、犯罪の多寡、秩序の良否でなされるべきである、等々の内容が盛られている。

今日の英国警察は国民から全幅的に支持され、警察官はボビーの愛称で親しく呼ばれている。しかしながら、発足当初は採用者の大半が出稼ぎ労働者、失業者、兵役除隊者等で占められ、住民の多くから嘲笑、侮蔑を浴び、時に石つぶてを投ぜられる等、惨憺たる状況であった。そのために採用者の多くは短期間で退職するものが後を絶たず、身内に警察官を名乗るのものはばかるといった光景が長く続いた。「ピール 9 則」を範に組織的な改善努力を重ね、実績を積み上げ、地域住民との親和交流を深める中、徐々にボビー・イメージが醸成され、1870 年代に至ってようやくこれが定着することになった。発足後 40 年を経ていたが、川路大警視が第 2 回渡欧（明治 12 〈1879〉年）で足を踏み入れようとした英国警察の実態はまさにこの頃のことであった。ピール内相はその後首相を 2 度にわたって勤めあげ、没後 30 年あまり経過していたが、大警視の訪英が実現しておれば必ずや「ピール 9 則」を見聴きして、わが意を得たりと合点されたものと思われる。

「ピール 9 則」は英国警察のフィロソフィーであり、バックボーンでもあるが、近年においては警察運用において機動力やテクノロジーの活用が重視される傾向が続い

たところ、今日、あらためて再評価されている。すなわち、コミュニティ・ポリシング論からの再評価とともに宗教・人種問題、過剰な実力行使と人権問題等への対処策を考える教本として英米諸国はもとより広く世界各国において見直されている。まさに警察運営の生きたバイブルといえよう。

【参考 1】ピール 9 則（ロバート・ピール卿の法執行の原則）（1829 年）仮訳（【参考 2】〈30 頁〉として掲げた原文は英国ダラム県警本部のホームページからのインターネット検索による。）

- 1 警察は犯罪の予防と秩序の維持を基本的な使命として存在し、軍隊や厳罰による抑止に代わるものである。
- 2 警察がその責務を遂行する能力は警察の存在、行為、活動に対する国民の同意と、国民の尊敬を克ち得、維持する警察の能力にかかっている。
- 3 警察が国民の尊敬を確保し維持するためには自発的な法順守について国民の自主的な協力を確保しなければならない。
- 4 国民の協力を確保する度合いの如何は警察目的達成のための物理的な実力行使や強制の必要性を相対的に減少させる。
- 5 警察は世論に応えることで国民の支持を得、確保するものではなく、政策から完全に独立し、個別法律の内容の正・不正を考慮することなく常に公平に法を執行し、人種および社会的地位にかかわらず社会の全ての成員に対して奉仕と友情を提供し、礼節とユーモアをもってし、生命を保護し維持するために犠牲をいとわないことによるものである。
- 6 警察は説得、助言、警告が警察目的達成のため不十分な場合にあっては法順守を確保し秩序を回復するのに必要な限りにおいてのみ物理的な実力を行使すべきである。また、物理的な実力を行使する場合は警察目的を達成する状況に応じて必要最小限に抑えるべきである。
- 7 警察は常に国民との間で、警察は国民であり、国民は警察であるという歴史的伝統を現実のものにすべく関係を維持すべきである。警察はコミュニティの福祉のためにすべての市民に課せられた義務に常勤で服して給与を得ている唯一の国民である。
- 8 警察は自らの職責のために行動すべきであって、個人や国家に報復したり、有権的に罪を裁いたり、犯罪者を処罰して司法権を侵害してはならない。
- 9 警察の効率性は犯罪及び秩序の如何によって測られるものであって、警察が表見的にどう取り組んだかではない。

Sir Robert Peel's Principles of Law Enforcement 1829

1. The basic mission for which police exist is to prevent crime and disorder as an alternative to the repression of crime and disorder by military force and severity of legal punishment.
2. The ability of the police to perform their duties is dependent upon *public approval* of police existence, actions, behavior and the ability of the police to secure and maintain *public respect*.
3. The police must secure the willing cooperation of the public in voluntary observance of the law to be able to secure and maintain public respect.
4. The degree of cooperation of the public that can be secured diminishes, proportionately, to the necessity for the use of physical force and compulsion in achieving police objectives.
5. The police seek and preserve public favor, not by catering to public opinion, but by constantly demonstrating absolutely impartial service to the law, in complete independence of policy, and without regard to the justice or injustice of the substance of individual laws; by ready offering of individual service and friendship to all members of society without regard to their race or social standing, by ready exercise of courtesy and friendly good humor; and by ready offering of individual sacrifice in protecting and preserving life.
6. The police should use physical force to the extent necessary to secure observance of the law or to restore order only when the exercise of *persuasion, advice and warning* is found to be insufficient to achieve police objectives; and police should use only the minimum degree of physical force which is necessary on any particular occasion for achieving a police objective.
7. The police at all times should maintain a relationship with the public that gives reality to the historic tradition that *the police are the public and the public are the police*; the police are the only members of the public who are paid to give full-time attention to duties which are incumbent on every citizen in the intent of the community welfare.
8. The police should always direct their actions toward their functions and never appear to usurp the powers of the judiciary by avenging individuals or the state, or authoritatively judging guilt or punishing the guilty.
9. The test of police efficiency is the *absence* of crime and disorder, not the *visible evidence* of police action in dealing with them.

第3 『大警視だより』及び『大警視だより』続刊関係

序文 変動する世情に立つ警察 —大警視川路利良の魅力と偉大さ—

警察政策学会警察史研究部会長 加藤 晶

この『大警視だより』（以下「たより」と記す。）は「大警視川路利良研鑽会」（名誉会長川路利永氏・大警視川路利良玄孫）鹿児島事務局が編集、配布する小冊子＝会報である。

平成23年6月の第1号から今日に至るまで、号を重ねること27に及ぶ。

しかして、今や鹿児島事務局並びに同学協同の人たち—警察OBや歴史研究の学者、作家たち—が老齡に達し、折角の研究成果を記述してきた、「たより」が散逸、亡失されかねないことを^{おもんばか}慮り、既刊の「たより」を合本として、国会図書館等の公共図書館及び警察庁はじめ関係警察機関に納本し、好学の研究者たちの便を図り、かつは、警察官はじめ一般の人たちに川路利良大警視の偉業を知らしめようとするとの事である。

私は、20余年にわたって警察官として勤め、ごく自然に川路大警視が、我が国の近代警察を築き上げた功業と労苦を、いささか聞知し得たが、昭和60年に退職した後も、武藤誠先生（鹿児島県警察本部長、兵庫県警察本部長等歴任の後警察大学校長で御退職、警察史研究家。「たより」26号参照）の御指導の下、幕末・明治期の警察の研究に携わり当然のことながら、川路大警視の事績に接することとなって今日に至っている。その過程で、同志—同学の人鹿児島事務局の松井幹郎氏を如り得たのは大きな喜びである。

さて今回「たより」第1号から第27号を通読して、極めて貴重な史料であることを再確認した。

私は法制史（警察史はその一分野）研究の指針として、故平松義郎博士（長らく名古屋大学の教授として緻密高度の研究論文等多数を発表し、後進の門下生の育成につとめられた近世刑事法の権威者）が、『徂徠先生答問録』の一節（下記）を引いて学生に教示したことを知りそれを遵守するようにつとめた。（平松義郎著『江戸の罪と罰』2010年12月10日 平凡社発行。同書367頁以下“編集後記”参照。平松博士の門下生で、同書の編集に参加した加藤英明氏の執筆。）

“惣じて学問は、飛耳長目之道と笥子も申候。此國に居て見ぬ異國之事をも承候ば、耳に翼出来て飛行候ごとく、今之世に生れて、数千載の昔之事を今日ニみるごとく存候事は、長き目なりと申事ニ候。されば見聞広く事実に行わたり候を学問と申事ニ候

故、学問は歴史に極まり候事二候。”

今、鹿児島事務局の「たより」を味読すると、編集子が前記指針そっくりに実践して、幾多の成果を納めていることが推察できた。その顕著なもの 2、3 を以下に例示する。

1 公爵島津家編纂所が残した薩摩文書中に川路利良履歴資料があるのを発見し、解読者の協力を得て、これを読解して「たより」に発表したこと。これによって、従前は不明であった川路利良の少年、青年、壮年時の活動が明らかになった。これは、最も重要な研究業績と言えよう。（「たより」No.2～No.5 参照）

2 その存在は、知られていたが、昨今は、埋没しかかっていた資料をアップ・ツー・デートな形で再び世に顕現せしめたこと。例えば“川路君墓表”の件（「たより」No.1～No.3 参照。東京外国語大学、大妻女子短期大学両校の名誉教授高橋均先生の御指導による。）

3 川路大警視が再び渡仏し、パリで病気になり急拠帰国した直後、逝去した事は周知されているが、その病状等を知るために、松井氏自身が 3 回も現地パリに赴き、在仏日本大使館員等の助力を求めて、種々調査した事。私は、松井氏の熱意と行動力に敬服した。またこの行動に関連して、川路大警視の 2 回目の渡仏に同行した佐和正の日記「航西日乗」（これも埋もれて入手困難な資料）のコピーを入手したこと。桐野作人氏、露崎栄一氏の御助力に依る。「たより」No.6 参照）

4 その他大小を問わず、川路大警視の人物と業績を証する史料、論稿等を発掘して世に示したこと。このことは、おのずから川路大警視の一層の顕彰につながり、地元での西郷に対する面での川路大警視の悪評を好転させることになったこと。

川路大警視は、西南戦争の際かつて西郷隆盛に取り立てられ長くその配下であったのに、恩人西郷に弓を引いたとして、大方の悪評の嵐に曝されていたのを、“川路利良も西郷隆盛も大久保利通も、新しい日本建設に当って、それぞれの歴史的役割を果たしたとする評論”（志學館大学教授、鹿児島県立図書館長の原口泉氏による）、“桐野作人氏の人物評論「さつま人国誌」等”を紹介、引用したりしたこと。

こうした事により、私は川路大警視の子孫の人たちが「故郷に帰れない。」と嘆いていたのを、幾分か慰める事が出来たと想像するのである。（「たより」No.4 など参照）

最後にもう一つだけ。「大警視川路利良研鑽会」の運営費一切は、会費はとらず、もちろん他に頼らずに鹿児島事務局のボランティアであると聞いた。研鑽会の厳正・中立・公正さを保持する為とは言え、一切他者に頼らずということは、生なかの覚悟では実行しにくいことである。また、この行為を支えた御家族の人たちの厚情に感服したのである。

私は、川路大警視の魅力は何かと問われれば、大義～条理～を踏んでの行動力にあると答えたい。

川路大警視の残した「警察手眼」や数多くの建白書等を読み、その画策するところを見ると高い理想を掲げながらも、現実を忘れずに、敏速・着実に諸般の施策を履行していった姿が目には浮かぶのである。

川路大警視の偉大さは、これに尽きるものではないが、変動する世情の中に立つ警察として先ずは、このことが大切であると思うのである。

平成 27 年 10 月 13 日

(参考) 国立国会図書館所蔵情報 <<https://www.ndl.go.jp/>>

大警視だより：大警視川路利良研鑽会報 [複製版]

大警視川路利良研鑽会編 大警視川路利良研鑽会, 2015 冊子体 ; 1 冊 ; 30cm

刊行巻次 No. 1 (平成 23 年 6 月 13 日) -no. 27 (平成 27 年 10 月 13 日)

原資料: 大警視だより

所蔵情報 No. 1 (平成 23 年 6 月 13 日) -no. 27 (平成 27 年 10 月 13 日)

[初出: 松井幹郎編『大警視だより』第 1 集 (大警視川路利良研鑽会報 No.1～No.27。鹿兒島) 大警視川路利良研鑽会、平成 27 (2015) 年 10 月 13 日刊]

(参考) NHK 大河ドラマ『西郷どん』の件等

*平成 30 (2018) 年の NHK 大河ドラマ『西郷どん』の件 (当該ウィキペディアに拠る。)

・『西郷どん』(せごどん) は 2018 年 (平成 30 年) 放送予定の NHK 大河ドラマ第 57 作。2017 年 7 月クランクイン予定。明治維新の立役者・西郷隆盛を勇気と実行力で時代を切り開いた「愛に溢れたリーダー」として描く。2018 年が明治維新から 150 年にあたることから企画された。

・西郷隆盛を主人公にした大河ドラマは、1990 年 (平成 2 年) の第 28 作「翔ぶが如く」以来、28 年ぶり 2 作目である。

・2016 年 (平成 28 年) 9 月 8 日に制作発表が行われ、林真理子氏の小説『西郷どん!』を原作に、脚本を連続テレビ小説『花子とアン』などを手がけた中園ミホ氏が担当することが発表された。

・次いで、同年 11 月 2 日主人公・西郷隆盛役を鈴木亮平氏が演じることが発表された。

*復刊案内: 後藤正義氏『西南戦争警視隊戦記』(山口県周南市・マツノ書店、平成 28 年 11 月 25 日刊。中村彰彦氏 (1949～) 推薦文を巻末に附載。原本: 自費出版、昭和 62 年 10 月 31 日刊、後藤氏は元警視庁第二機動捜査隊長、1925～1996)

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号 (通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)]

「大警視だより」 続刊第 1 号に寄せて

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

「大警視だより」が続刊されるとのこと。あらためて感謝と御礼を申し上げます。

「大警視だより」は多くの大警視川路利良史を研究されている関係スタッフの方々のご叡智とご努力で、創刊号から 29 号までの「警察を創った男」川路利良研究史の資料となりました。

ゼロベースから創刊号をスタートして最終号に至るまで、関係スタッフの皆様方の御尽力には感謝の念に堪えません。

いままで、歴史小説を書く著名な先生方や警察史の研究に携わった先生方が、大警視川路利良を浮き彫りにしてくださいました。

「大警視だより」はこの時代の小説や歴史研究の書とは異なり、川路利良の生い立ちから他界するまで、全貌そのものを当時の資料のみならず、事務方の方が直接、現地へ赴き諸々のテーマを解明した貴重な資料と云えると思います。

「大警視だより」続刊号は警察政策学会警察史研究部会有志の皆様方の専門的な洞察力、見識力、から、新たな視点による川路利良の人物像を掘り起こすことになると確信しております。

幕末期から維新後の歴史は魑魅魍魎の時間が流れました。

大恩人である西郷隆盛公が明治 10 (1877) 年に鹿児島で消え、大久保利通公も翌年紀尾井坂で倒れ、その後たった一人残された川路利良の心境はさぞかし虚しいものだったと思います。その後自分の境地を求め渡仏しますが、ままならない身体で帰国します。

しかし、身体は抜け殻となっても「川路魂」は東京警視庁の全職員の中に魂となり残り続けている事と思います。この「川路魂」をもう一度再現される事を祈念致します。

さて話は変わりますが、小生は 3 年間、新潟県で生活した経験を「大警視だより」に 8 話にわたり寄稿させていただきましたが、薩摩と越後にはいろいろなつながりがある事を感じます。新潟県の県紙である新潟日報に、昨年 [平成 27 年] 掲載された記事に興味深いものがあります。

西郷隆盛公が 1868 年 8 月に新潟県の松ヶ崎 (新潟市北区) に上陸した事は、「越後だより」に記述しました。南洲公が新潟県の北端である、村上市に立ち寄ったという記事があります。村上市に流れる三面川 (みおもてがわ) は鮭で有名です。当地では鮭を頭から尻尾まで食べ尽くす習慣があります。南洲公が村上市に寄宿した際、地元の老舗料亭「能登新」は、鮭の「なわた料理」でもてなしたそうです。また、大の甘党だった南洲公に、長崎県がルーツとされる卓袱料理の最後に出されるお汁粉を作ってご馳走したようです。

この話からもわかるように、距離と時間を超え様々な事象が広く伝わっていきます。

料理なら好ましくもあります。いま地球上に起こっている忌まわしい出来事も、距離を越えてこの国に波及してくる事は間違いないと思います。

今後の「大警視だより」続刊号に期待致します。大変僭越ながら、日本の将来へ何らかの指針となるような、大警視川路利良の新しい切り口や角度からの明解な展開を祈念致しまして寄稿とさせていただきます。

(平成 28 年 3 月 27 日)

[初出: 『大警視だより』続刊第 1 号 (通巻第 30 号、平成 28 (2016) 年 3 月 31 日刊)]

「警察政策学会警察史研究部会」併せて「大警視川路利良研鑽会」の充実・発展を祈念します

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

10 月 13 日は、いつも上京していた。目的の一つは、言わずもがなの青山墓地。もう一つは JR 上野駅。そこの構内広場にはお立ち台があって、若い警察官が身じろぎ一つせず、何ものをも見落とさないという緊張の眼差しで、構内全体を見回している。一時間ほど降りて来たので、問いかけてみた。

「貴方は、不動の姿勢で 60 分ほど勤められたが、このような厳しい勤務に耐えられる原動力は何か。」

「私は、首都東京の警察官、メトロポリタン・ポリスです。東京が崩れたら、日本全体が崩れます。警察という職に使命感と誇りを持っていますから。」

私は上京の度に上野駅での若い警察官との出会いを楽しみにしていた。

3 月末は、定年を迎える警察官が退職辞令をもらう。鹿児島の退職警察官の中には、その足で、大警視川路利良生誕地へ赴き、職を果たし得た喜びと感謝を生誕地碑へ報告し、警察学校へも挨拶に見える方が、毎年あった。

大警視川路利良研鑽会を起ち上げたのは、使命感に燃える警察官へエールを送りたいという願いが出発点であった。

私は、仏・英の警察官と使命感や職責感について語りたいと思い、昨年は約 3 ヶ月の仏・英滞在を計画し宿舎も決めていたが、出発直前にガンが発症し中止せざるを得なくなった。

それだけでなく、「大警視だより」の発行を警察史研究部会の有志の方々をお願いするという御迷惑をお掛けすることになってしまった。

私は、殆どの警察官が、世の安心安全に懸命に働き、常に誇り高く生きていらっしやることを知っている。

「大警視だより」が、そのような方々の心の支えになるものだと思っている。

「警察政策学会警察史研究部会」並びに「大警視川路利良研鑽会」の充実・発展を祈念して止まない。

(平成28年3月24日稿)

[初出: 『大警視だより』続刊第1号(通巻第30号、平成28(2016)年3月31日刊)]

「大警視だより」の続刊について

警察政策学会警察史研究部会長 加藤 晶

これまで鹿児島市在住の松井幹郎先生が大警視川路利良研究会(後「大警視川路利良研鑽会」)を起立し、大警視利良の玄孫・川路利永氏を名誉会長に戴き、同学の士とともに、営々と研究を重ね、幾多の成果を発表して来られた「大警視だより」の編集発行を、加藤を責任者として有志数名(研究部会員が主体)でこれを継承することにした。理由の第一は、高齢の松井先生が難病の治療に専念しなければならず、肉体的にも時間的にも上記「大警視だより」の編集発行の業務が出来かねる様に陥ったからである。

第二には、私共は、「大警視だより」は大警視川路利良の出身地で発行配布されており、かつ、その内容も幅広い研究成果を取り入れたもので、まことに貴重なものと考えから、途絶廃刊とするのは惜しいことであり、これを発起した松井先生の尚志・御労苦にも応える道であると判断したことによるものである。

川路大警視の功業については、既に多数の著作・論稿が山積しており、今後の新しい研究の方向づけが難しいとの意見もある。だが、これまで累積した厩大な知識が警察界乃至は世間一般に普及しているかは疑わしいと思う。そうならば、この貴重な知識を良好に活用して警察職員の教養を豊かにし、士気を高めること、かつは、世人の警察に対する理解を深めることも有意義であろう。さらには、何ほどかの新しい知見も加えて川路大警視についての研究を深めたいと思っている。「大警視だより」が、その役割を果せる様、充実を期している次第である。

余事ながら、吉原氏の教示により「甦る大警視川路利良の人物像 現代語訳付き 龍泉遺稿」(肥後精一・西岡市祐共編、東京法令出版、平成6年5月2日発行)を購読し、川路利良の学問の深さに感銘を受け、その人物像に思いを致しているところである。

また、新潮社の雑誌「波」に本年[平成28年]1月号から、新連載として佐藤賢一「遺訓」が発表されている[後に新潮社刊]が、西郷隆盛や大久保利通等維新の元勳に

まじって川路利良も顔をのぞかせている。今後どのように動くのか、司馬遼太郎の「翔ぶが如く」とは、一味違った造形になるのではないかと、楽しみにしている。

末筆ながら松井先生の御病気の快癒を祈念してやみません。

(平成28年3月27日稿)

[初出: 『大警視だより』続刊第1号(通巻第30号、平成28(2016)年3月31日刊)]

「大警視だより」の続刊などについて

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

川路利良が薩摩藩の下級武士から出て、幕末・維新の動乱の中で、我が国の近代的警察の創設に尽くした功業とその献身労苦の様は簡単には言い尽くせないものがある。また、これについての研究者は、警察の内外を問わず多数に居り、その成果は(著書・論文・評論・エッセイ等の形で)数多く存在している。そうした中であって“大警視川路利良研鑽会”(以下“研鑽会”)は特異殊勝な存在と言えよう。研鑽会は、松井幹郎先生が、はじめは“大警視川路利良研究会”として立ち上げ、後に川路利良玄孫の川路利永^{ひさ}氏を名誉会長に戴き“大警視川路利良研鑽会”と改め、松井先生自身は代表世話人(実質的には会長)となり、会員とともに、また外部の学者・研究者・作家等の協力を得て、その研鑽を進め成果を会報『大警視だより』(以下“たより”)として編集・発行・配布して来たもので、しかも、その事務及び費用は松井先生自身の負う所であり、“たより”は無料配布であったとのことを聞き、私は、松井先生が純真無垢に川路利良大警視を敬慕尊崇する念の強いのに驚き、深い感銘を受けた。

その松井先生の後を継ぎ、群盲象を撫でる^{そし}の誇りを懸念しながらも、吉原氏の渾身の努力で、続刊“たより”第一号を好評裡に無事発行(本年3月31日刊)することが出来て、ほっとしている所である。その折から、会員の中から、事業継続のために、組織を固め、会員の事務分掌(負担)を定めるべきであるとの意見が出、川路名誉会長や松井先生からも同様の意向が示されたので、まずその第一歩として、私=加藤が会長となって責任を明かにし、諸般の事務を処理する事務局として会員の中から廣瀬・齋藤・吉原・鈴木各氏を指名した(各氏の同意を得た。)。このうち、廣瀬氏には副会長になって戴いた。

事務局の最大の仕事は、“たより”の原稿・投稿を募集し、その採否を決定して編集・印刷・発行・配布等を行うものであるが、無報酬である。また、原稿料は残念乍ら出せ

ません。(財務—資金の都合上です。)その上で、寄稿・投稿をお願いするのは、まことに虫の良い事であるが、“たより”続刊のためですので何分の御協力をお願いする次第である。

著名な伝記作家小島直記氏の言であったと思うが(間違いなら御容赦願う。)、関心を持った人物の伝記を書いてゆくうちに、嫌になって終う場合と益々好きになってのめり込んでしまう場合とがあると聞いたか読んだかした事がある。また、人物評論家伊藤肇氏の『人間的魅力の研究』には、“好きと嫌いとどれほど違う 命ただやるほど違う”という俗語か何んかの文句を採用して「好きも嫌いも、ただ『相性』ゆえ」と述べている。松井先生が川路利良に惚れこんで長期にわたって研鑽を積んで来られたのも、こうした事からかも知れない。私も亦、川路大警視との長い研究^{つきあい}になりそうである。 了

[初出:『大警視だより』続刊第2号(通巻第31号、平成28(2016)年8月1日刊)]

「大警視川路利良研鑽会」の再スタートに当たって

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

松井幹郎先生が手塩にかけて育ててこられた「大警視川路利良研鑽会」の運営を、加藤晶部会長のご英断により警察政策学会警察史研究部会の有志で引き継ぐことになった。研究部会員には相当の覚悟が必要である。並大抵のことでは発展的運営は望むべくもない。今研鑽会副会長という立場に立って、松井先生のご努力が、いかに大きかったか、敬意を新にするものである。

副会長として何をすべきか。

加藤部会長に、抱負を語って頂くことがまず重要であろう。部会長がどう考えておられるかが、今後の道筋を決定することになる。同時に、有志部会員がいかにあるべきかの道標になる。『大警視だより』を引き続き読んで頂ける方々からの投稿へもつながる。

松井先生からのメッセージも是非お願いしたい。先生のお心にある関心事をご披露頂ければ、進むべき研究課題を掴むことが出来よう。

川路名誉会長にはごあいさつを賜りたい。川路家のこと御子孫のこと、私どもは何も知らない。差し障りのない範囲でご紹介頂ければ、「人間川路」理解につながるであろう。

大警視についてこれまでどのような研究が為されてきたのか整理しておくことも重

要であろう。過去の蓄積をきちんと押さえて進むことが、スタート時にはなによりも必要であろう。

私には何が出来るか。

正直、何のお役にも立てそうもない。

ただ、詳細は申しあげられないが、私自身も「大恩人との決別」を経験している。西郷さんと別れた川路大警視の苦悩には比べようもないが、大恩人と別れざるを得なくなった者の心の苦しき、もう少しなんとかあったのではないかと悔恨が日々つきまとうことも、よく分かる。仕事に打ち込んでいても、この思いはまとわりついて離れない。ふと、大恩人の方でも同じ思をしているのではないかとまで考えてしまう。

川路の遺稿に「送西郷君南洲帰郷」がある。

萬里帰心不暫留 夢魂先去向南洲

薰風四月江門晚 客裏送君増客秋

(万里の帰心は暫くも留まらざるも 夢魂は先ず去りて南洲に向かう

薰風の四月に江門は晩れ 客の裏に君を送れば客愁を増さしむ)

(肥後精一・西岡市祐共編『龍泉遺稿』(東京法令出版、平成6年刊)66頁)

川路大警視がお亡くなりになった後、筐底から発見されたもので、もちろん大恩人・西郷さんには伝わる由もなかったと思われるが、この一詩に、私は救われた思いがする。川路の大きなそこはかとない西郷への思いが感ぜられる。

客観的に見れば、この世は「大恩人との別離」に溢れているのかもしれない。大恩人に思いを馳せながら人々は新たな日々を紡ぎ出している。大久保利通も殺害された時、西郷からの手紙二通を懐中にしていたという。人としての思いの壁を読み取って行くことが、歴史を学ぶ重要な点であろう。

私は、こんなことを考えながら、川路大警視の生きた時代史が教えるものを勉強してみたい。

[初出: 『大警視だより』続刊第1号(通巻第30号、平成28(2016)年3月31日刊)]

『大警視だより』続刊の深化を願う

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

平成23(2011)年6月鹿児島事務局作成の『大警視だより』が創刊されてから29号(他に臨時特別号1号あり。)、その後令和元(2019)年7月東京事務局作成の『大警視だより』続刊が8号、通巻で37号(除上記臨時特別号)に至っています。それぞれの作品には、それぞれの感慨や思い出がありました。制作に携わった方々のご労苦

に心から感謝致します。

このたび、加藤晶前会長の追悼記念として、『【CD版】大警視川路利良関係資料集』を発行する事は大変意義深いものであると感じます。加藤前会長の深い思いである、これらの貴重な資料が散逸、亡失されないことを慮り、既刊の『大警視だより』29号（他に臨時特別号1号）、『大警視だより』続刊8号作品等を中心として収録、発行し、大警視川路利良の偉業を改めて世に広く知らしめることが、加藤前会長のお志に繋がると思います。

『大警視だより』で「越後だより」の拙稿において、良寛和尚、長岡藩家老河井継之助、山本五十六元帥、田中角栄元内閣総理大臣らの偉人、越後で知り合えた酒屋のご主人早福岩男氏、新潟日報OB佐藤雅志氏を紹介しました。また、『大警視だより』続刊では村上市の老舗料亭である能登新に伝わる「西郷隆盛となわた料理」[本書147頁以下に再録。]や「西郷隆盛の松浜上陸」[「我が恋人たち」〈本書152頁以下に再録。〉中に記載]の拙稿を投稿しました。奇しくも新潟県ご出身の加藤前会長は、お喜びになられた事と思います。

去る令和元（2019）年7月3日（水）放送のNHK BSプレミアム「英雄たちの選択」で川路利良が取り上げられました。大警視川路利良を取り上げた番組としては、川路利良の立ち位置が大変解りやすく描かれていたと思います。川路利良は欧州を中心に警察制度の研究に留学し、フランス国の警察をモデルとして日本国に取り入れました。西南戦争の前にも、全国各地で士族の反乱がありました。しかし、西郷軍の決起が川路利良がいちばん恐れていた警視庁の事案だったのではないかと思います。予防警察としては、情報収集が大切であり、力を入れていたと思います。西郷が下野する時に川路利良は西郷隆盛公に問いました。「西郷先生 乱は起こりますか?」、西郷は「決して起こるまいよ」と。それでも川路利良は鹿児島に密偵を放ちました。川路大警視の創った彼の警察制度が、西南戦争の引き金になった事は歴史の事実です。薩摩軍という士族集団に対して、政府軍は徴兵で集めた武士ではない集団です。士族を中心に固めた警視庁抜刀隊を派遣しなければ、政府軍は士族を中心とした薩摩軍に敗けるといふ国家の大失態を招いたかもしれませんでした。川路利良の偉業は強い国家観、戊辰戦争で敗れた会津藩、長岡藩、仙台藩の失業武士の救済、日本国の混沌たる行く末を、強い意志で乗り切った事ではないでしょうか？ 警察制度確立への邁進、川路利良の取った究極的な選択「私情に於いては、誠に忍びないことではあるが、国家行政の仕事は一日として休む事は許されない」をいちばん満足してくださったのは、西郷隆盛先生ではなかったのではないかと思うようにもなれました。

平成23（2011）年6月に松井幹郎先生がつくられました大警視川路利良研鑽会及び同機関誌『大警視だより』を継承して、『大警視だより』続刊を発行し、その永続を強く願われた加藤前会長のご遺志を引き継がれた廣瀬權新会長の元で、『大警視だより』続刊が更なる深化を遂げる事を祈念いたしまして、私の序文と致します。

（令和元〈2019〉年7月6日記）

[初出: 『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集』(『大警視川路利

良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元〈2019〉年9月1日刊）]

（参考1）『大警視だより』続刊既刊号一覧

『大警視だより』続刊は、松井幹郎氏創刊・編輯発行の『大警視だより』（第1～29号+臨時特別号〈1号〉）を継承するものであり、現在までの発行状況は下記のとおりである。紙版に加え、PDF版をも作成している。松井氏発行の上記『大警視だより』については、集成したものとして大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27』（発行者：川路利永氏、編集者：鹿児島市・松井幹郎氏、同27年10月13日刊）が発行されている（No.28、No.29は続刊第3号に再録。）。

- ・『大警視だより』続刊第1号（通巻第30号、平成28〈2016〉年3月31日刊）
- ・『大警視だより』続刊第2号（通巻第31号、平成28〈2016〉年8月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年1月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第4号（通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第7号（平成最終号、通巻第36号、平成31〈2019〉年1月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第9号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊）（最新刊。同号目次は本書42～43頁に再掲。）

（参考）警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（令和元〈2019〉年10月1日刊）50～58頁に続刊第1号～同第8号の総目次が、また、『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元〈2019〉年9月1日刊）に上記分全文が収録されている。

(参考2)『大警視だより』続刊第9号(加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2(2020)年1月1日刊)表題及び目次紹介

(前記)

『大警視だより』続刊については、警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(令和元(2019)年10月1日刊)50~58頁に続刊第1号~同第8号の総目次が、また、『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』(大警視川路利良研鑽会、令和元(2019)年9月1日刊)に上記分の全文が収録されている。しかるに、最新刊の続刊第9号(令和2年1月1日刊)は、いずれにも触れられていないので、ここに表題及び目次を再録しておく。

聲無キニ聞キ 形無キニ見ル

大警視だより

R2(2020).1.1 続刊No.9(通巻No.38)

発行 大警視川路利良研鑽会
(創刊 鹿児島市・松井幹郎、平成23(2011)年6月13日)
事務局 〒000-0000 ○○市○○町○○
鹿児島事務局 〒891-0000 鹿児島市○○町○○

大警視だより 続刊第9号(加藤晶会長追悼記念号Ⅱ、通巻第38号、令和2(2020)年1月1日刊)

〔目次〕

【巻頭言】	・同調圧力	大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永	……2
・令和元年『川路大警視慰霊祭』(於鹿児島市。謝辞：川路利樹氏)について			……4
・原点回帰 警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬権			7
・故榊原謙齋氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集(元越後高田藩士 新撰旅団小隊長の西南戦旅150日)』の寄贈先について			
警察政策学会警察史研究部会員・大警視川路利良研鑽会会員 臼井良雄			……13
【加藤晶会長追悼集Ⅱ】			……14
1 故加藤晶先生追悼部会(令和元年9月28日)概要			……14
2 追悼辞			……15
・故加藤晶先生追悼挨拶			
警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬権			……15

・加藤晶先生ありがとうございました。	
大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永	17
・加藤会長御令室様御挨拶 加藤悠起子	19
・加藤会長続刊所収論稿一覧	19
・加藤晶会長の御逝去を悼みて—御礼と感謝—	
大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表 松井幹郎	20
・故加藤晶会長を偲ぶ	
警察政策学会警察史研究部会員・大警視川路利良研鑽会員 小杉修二	22
・加藤晶先生の追悼部会に参列して	
警察政策学会警察史研究部会員・大警視川路利良研鑽会員 齋藤眞康	27
・故警察史研究部会加藤晶部会長の思い出	
警察政策学会警察史研究部会員・大警視川路利良研鑽会員 臼井良雄	28
3 追悼記念著作紹介	
* 『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』	29
* 『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』	32
【紹介】 警視庁下谷警察署竣工の件	6
【大警視川路利良関係文献抄 連載 21～24】	6、12、18、21
【事務局通信】	36

第4 川路大警視関係著作をめぐって

坂野潤治先生の口演記録『西郷隆盛に見る対抗エリートの質』を読んで大警視川路利良研鑽に憶う

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

明治維新が幕藩体制を一挙に突き崩し、近代的国民国家を創出したことは疑いのない事実である。その時に縦横の活躍をした西郷隆盛が、功業第一の英雄として全国民的尊崇の的となっている事も疑いようのない事実である。坂野潤治先生[1937~]は、この西郷隆盛を取上げて『西郷隆盛と明治維新』と題する著書を出版された(講談社・現代新書、平成25年4月20日発行)。私は、明治維新についても、西郷隆盛についても、大いに関心を持っていたので、出版された直後購入して読み、教えられる事が多かった。そうこうしてる中に坂野先生が『西郷隆盛に見る対抗(カウンター)エリートの質(クオリティ)』と題して、学士会の午餐会で前記書について口演され、その要旨が、活字化されているのを発見した(『学士会会報』第905号、平成26年3月1日発行)。著者自身の口演によるものだけに前記著書の内容(エッセンス)が分かり安く説かれている。

坂野先生は、大西郷の活躍の素因(活動力を生む基本的要素)として、薩摩藩という特異な環境(際会した人物、例えば藩主島津斉彬公や朋友大久保利通などを含む。)と西郷自身の勝(すぐ)れた才能など、いくつかを指摘し、これらの交錯を注視しながら議論を進めておられる。私は一読して同感するところ、教えられるところが少なくなかった。特に“薩摩藩に固有の家臣団の平等性”については、まさに蒙を啓かれた思いである。(例えば薩摩藩の武士の等級が少なく、下級藩士は、ほぼ平等であること。政治は藩主の専制独裁であったが、藩士の社会では、そのカケラもなく、ただ仲間の約束の制約があっただけであること、よつて薩摩の武士は、もとより君命に従うのだが、そうすることが、仲間の約束だから従うのだということ等。なお、この点について手許(てもと)にある中村徳五郎著『川路大警視 全』(日本警察新聞社、昭和7年10月1日発行)と照合してみたが、それには明確な記述は無く、行間に同趣をにじませる様な文章があるにすぎない。)

西郷の資質について坂野先生は(1)識見、(2)「勝海舟への傾倒」、(3)「佐久間象山を尊敬」、(4)「福澤諭吉への讃辞」をあげ、特に(5)として(西郷の)「英雄肌合」を大きく取上げて、その発現として、(西郷の)「義理堅さ」、「粘着力」、「構想力」を賞揚しておられる。そして「おわり」として、前記五の資質のうち、「識見」、「構想力」、「粘着力」、「義理堅さ」は、本人の後天的努力で獲得できるが、「英雄肌合」だけは純粹に先天的なもので、国家社会の変革期において絶対に必要な資質であると結論しておられる。

私は、幕末・明治の変革時において英雄・西郷隆盛の許（もと）で、懸命の活動をした俊傑・川路利良について、坂野先生と同じ様な視線で考究したならば、川路の果した歴史的役割やその人物像も、一層明瞭になるのではないか、それは川路利良研鑽を一步前進させることではないかとの思いに馳られた。そこで、前記『西郷隆盛に見る対抗（カウンター）エリートの質（クオリティ）』の記録一篇をコピーして、警察政策学会警察史研究部会員一同（大警視川路利良研鑽会員とダブル者が多い。）に配布したのである。部会員、会員諸氏の御見解を聞かせてもらえば幸いである。

[初出: 『大警視だより』続刊第3号(通巻第32号、平成29(2017)年1月1日刊)]

川路大警視の真の姿を追って —伊東潤氏『走狗』読后感—

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

今般、伊東潤氏[1960~]著『走狗』(中央公論新社、平成28年12月25日刊)を読んだ。本書は川路利良を主人公とする歴史小説であるとの新聞広告を見て、大警視川路利良の業績、人物について研鑽に努めている私としては、見逃すことの出来ないものと考え、発売直後に購入して一読した。四六版520頁の大作であるので、老齢の私には相当の努力を必要とすることであった。さて、そこに描かれているものは、川路利良の最大の功績である近代警察の創設を正面から論ずること少なく、^{イヌ}走狗(密偵)という警察の片面の作用を過大に取り上げている。そのため、利良の業績は縮減され、人物像は巧智卑小の謀略家に矮小化されている。私は利良の遙かなる後輩として、二十余年間、警察官生活を過ごして来たが、その抱懐する利良のイメージとは遥かに隔ったものとして、大きな違和感を持った。

そこで、私の本書『走狗』の読み方(理解)が誤っているのか、一般の読者は本書をどのように受け取っているのかを知りたいと思って、本書の書評を探した。そして、小会名誉会員榊原好恭氏、会員露崎栄一氏及び吉原丈司氏の協力によって以下に記す三編を知り得た。

すなわち、

A 文芸評論家・縄田一男氏の「幕末・明治を駆け抜けた川路利良という男の悲劇」(『週刊新潮』平成29年3月2日号121頁掲載)

B 作家・前山光則氏の『西日本新聞』平成29年1月29日付の「読書館」欄(12面)に掲載された『走狗』・伊東潤氏著の書評

C 書店員・田口幹人氏による『走狗』の書評（『小説新潮』平成 29 年 3 月号「本の森 歴史・時代」掲載）

である。なお、本年〔平成 29 年〕5 月末現在では上記以外の書評の類は出ていないと聞く。

以下、これらのうち、縄田氏の書評に沿って（時に私見を差し挟みながら〔 〕内に記載した。）『走狗』の概要を述べる。

縄田氏は書評の冒頭で、「たとえば、山田風太郎の『警視庁草紙』で、川路利良は、対西郷隆盛の立場からかなりの重要人物として描かれている。しかしながら、川路その人を主人公とした作品はなく、恐らく本書がはじめてであろう。物語は、薩摩藩において士分以下の「外城士^{とじょうし}」であった川路が、禁門の変で〔敵方・長州藩兵の〕大将と凄腕の剣客を倒した手柄で、西郷に可愛がられ、士分^{じょうかし}＝「城下士」となる、出世物語としてスタートを切る。そして同時に川路の成長譚であるのだが、そこに常に一抹の淋しさがつきまとっている。」とする。〔ここで縄田氏は私と同様に本書が川路利良の史伝と認識しているのを知った。〕

続いて、縄田氏は「彼〔利良〕は、アーネスト・サトウから仏〔国〕のジョゼフ・フーシェの話聞き、情報戦を勝ち抜くためのシークレット・ポリスの必要性を感じる。

〔私は寡聞にして、当時シークレット・ポリスの用語があったことを知らない。〕それというも、彼が^{ねんごろ}懇ろにしていた〔京都〕の小料理屋の女将お藤が、無理矢理、新選組の密偵にさせられ、何者かに斬られたことによっている。そして〔このことを知った〕西郷の「善良な民を、政争に巻き込むことはできもはん。そんなためにも、こいからはポリスちゆうもんが要りもす」ということばに深く共感する。そして、西郷の謀略家としての側面に一抹の疑念を抱きつつも、その護衛役＝〔単なる〕走狗としては終わらぬという野心がむくむくと頭をもたげはじめるのを抑えることができない。〔私見では、作者がお藤の一件を創作・顕出してこの小説展開の支柱としている創作・叙述の才には縄田氏同様に感服する。お藤一件は本書の太い筋立として物語の支柱となっている。これには、薩摩藩の篠原国幹、桐野利秋、村田新八や長州藩の伊藤博文、井上馨らの志士（後、明治政府の重要人物になる。）や、これに敵対する新選組の斎藤 一などが、更にはアーネスト・サトウや、仏国警察長官ジョゼフ・フーシェ及びその元部下であったジャン・ジャック・デュシャンと名乗る人物などをも縄合わせた、極めて複雑なものである。お藤が無理矢理に新選組の密偵にさせられ何者かに殺害されたことが、最初の因となり日時の経過によってを果を生じ、更にそれが新たな因となり果を生む連鎖を為して、遂には川路利良の死に至るもので、本書の最後まで続く。作者の此の構想は広大、かつ、緻密で叙述は巧妙というべきであろう。ただし、私が物語りとして難点と感ずる所がいくつかある。その一つをあげれば、お藤の件を知った西郷が、ポリス制を利良に説いたとするのは、本書後述の「転機は〔利良の〕フランスへの渡航である」との整合性を欠く、ことである。なお、西郷や利良がこのお藤の件によって警察の本旨（本質）に目覚めたというのは、軽い扱いで御都合主義的である。〕

続いて、縄田氏は、「川路は維新後、東京府大^{だいさかん}属（後の警察）の大警視となるが、転機は、フランスへの渡航である。仏〔国〕の警察制度を学び、これを自家薬籠中のものとして帰国するが、この間、西郷と大久保利通との間にすきま風が生じ、遂には〔征韓論に敗れた〕西郷が野に下るという事態にまで発展する。そして国家権力の強化がすべてに優先するという考えに凝り固まった川路は、かつての大恩人・西郷に牙をむくしかない。その荒ぶるさまは、川路〔利良〕という走狗の第二の飼い主・大久保すら慄然とさせかねぬほどのものだった。この一卷『走狗』の主張は、自分が飼いならしたはずの権力に、実は飼いならされていたことに気づかず、権力の走狗としてひた走る男の悲劇であり、恐ろしさである。そしてこれが国家の動向と結びついたとき、そこには屍の山が築かれることになるのである。」と述べている。このくだりは、私が最も承服しかねる点である。本書の指すところは、神風連の乱、萩の乱、佐賀の乱、西南戦争などと思われるが、私見では国家の動向と結びついた大久保、川路らの権力の側のみならず屍の山を築いたとの責を負わせるかの如き叙述は、事実を反し、公正を欠く記述である。前原一誠、江藤新平、西郷隆盛らを戴く旧武士層が、自ら権力たらんとしたの両者のせめぎあいには依ると解すべきものであろう。この間、大久保、川路が、謀略を用い、かつ、不条理に権力を振ったとする点も誤りである。大久保、川路らが、維新の同志であった西郷らと戦うに至った哀情をこそ描くべきでなかったか、そこには対象者との義理と人情のひだがあるのである。

縄田氏は「物語は、ラストに向けて、一見、一つの救いを用意しているかに見える。しかしながら、作者は巧みに伏線を張り……これ以上、書くのはよそう。」と書評を中断している。〔私には、中断の理由が分らない。縄田氏のいう一つの救いとは、本書末尾において川路が国家の走狗に徹したればこそ、結果において警察の基礎を築いたと叙述するのを指すと推量するが、そうすると「しかしながら云々」の文意が分からない。そうしながらも、縄田氏は「本書は、現時点における伊東潤の一つの頂^{ピーク}点であり、作者自身、超えねばならない威容を誇っているのだ。」と結んで、絶賛している。〕

私は、縄田氏の書評に併せて前山氏や田口氏の書評を読んだが、それぞれ取り上げる事項や文言は若干異なるが、縄田氏の書評と大同小異であると見た。

しかし、どうもすっきりしない。そこで、よくよく自分を顧みて、私の内なる心が走^{イヌ}狗という語に反撥しており、本書が走^{イヌ}狗という語を主^{キーワード}軸として物語っているのに、嫌悪感を持っているからだと覚った。そこで念のために、走^{イヌ}狗=犬の語義、用法を検索して見た。最も広く世に行なわれている『広辞苑』には「① 動物としての説明中に……よく人になれ、よく嗅ぐとも〔あり〕……、次に② ひそかに人の隠し事を嗅ぎつけて告げる者。まわし者。間者……」とある。また、実態に沿ったのずばりとした表現をする三省堂刊の『明解国語辞典』には「警察のイヌ（スパイ）、権力のイヌ」との用例をあげて「自分の立身出世と地位の安定を願い、上司の命令を忠実に聞く人」と解説している。

私は、川路利良が走狗^{イヌ}と表現される様な人物ではないと固く信じている。その一証として「大警視の大眼玉」と題する一文を提示する。それは川路利良大警視の真下にあつて、警視庁会計課長をしていた元権中警視石原近義氏（大久保利通妹ミネの夫）の懐旧談を記録したものである。それによると、「・・・[川路]大警視は実に謹厳率直な人であつた。自分が会計課長時代に大久保内務卿から五百円の融通を依頼されて、悪い事とは知りながら暫時の事と思つたから、表面上自分が一寸取換へた様にして、金庫の現金五百円を融通してやつた事がある。處がまだ返済にならぬ内に帳簿検査の結果、此の事が大警視の看破する所となつた。自分も弁解に窮したので、事実をそのまゝ話したら、大警視の顔は忽ち朱を濺いで、其の不都合を詰責せられた。例へ上長と雖も、公私の区別は厳正に保たねばならぬ。一私人の為に官金を融通するとは以ての外のことだ、とて非常に立腹された事がある。」「此の一事を見ても大警視が如何に謹厳剛直で公私の区別を判然と立てゝ居たかが解るだろう。我が帝国の警察制度が今日欧米のそれに比して敢て遜色のないと云ふのは、其の始めに於て此の如き良指導者が居たからである。大警視の生命は警視庁の進歩発展にあつた。・・・」と（中村徳五郎『川路大警視 全』〈日本警察新聞社、昭和7年10月1日刊〉345、346頁）。この一事を以てしても、川路利良が密偵（イヌ）と称される様な人物ではなく、その対極にある至誠、廉直の人であつたことが知られる。私は、この上に、川路利良が親孝行で、家庭を重んじ、男女関係は厳正で、上司、友人、部下とを問わず、すべての人に対する情義に厚く、勤務は厳格・率先垂範を旨とし、職務に殉じた者はもとより、その家族への思いやり至らざるなく、自己の功を誇らないがよく衆望を得たことなどをつけ加えて、川路利良の真の姿を伝えたいのであるが、今は川路利良が密偵^{イヌ}と云われる様な人物でないことを確認できたことを以て良しとし、『走狗』の批評めいた読後感を語るのを終る。私は川路利良を心から尊敬、仰慕する者であるが、川路を絶対視^{タブー}し、個人崇拜に陥っている者ではない。真は真とし虚は虚とわきまえながら、川路の真姿に迫ろうとする次第である。

ところで、来年は明治百五十年ということで、明治維新やその時に際会した人物について、多くの言説が為され、各種の著書も出版されると思うが、その中であつて、川路利良の誤れる人物像が流布し定着することを遺憾とするのが、私の真情である。

本書『走狗』の歴史小説としての評価には、私は、なお多くの意見を持っているが、今は、歴史上の事実の比重が軽く、作者の創作的知識、想念が重いものというに止めておく。

[初出：『大警視だより』続刊第4号（通巻第33号、平成29（2017）年7月1日刊）。伊東潤氏『走狗』については、その後榎木孝明氏（1956～）解説付きの中公文庫本（中央公論新社、令和2（2020）年2月25日刊）が刊行されている。]

第5 大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）をめぐって

大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）後にとられた諸対策

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

1878年（明治11年）5月14日、参議兼内務卿大久保利通は、東京府麹町区麹町紀尾井町清水谷（現在の東京都千代田区紀尾井町清水谷）で、石川県出身不平士族島田一郎ら6名によって暗殺されました。警察にとっては未曾有の大失態ですが、その後には講じられた再発防止策を集めてみました。残念ながら「失敗に学ぶ」的な検討はあまりなされていないように思います。

1 大臣参議の往来時の護衛配置

事件後第一に講じられた対策は、大臣参議の往来時には護衛を付けることでした。今日ではあまりに当然な警衛・警護対象への張りつけ警戒は、当時全くなされていなかったそうですので、驚きです。勝田孫弥『大久保利通伝』下巻（p784）には、「川路（利良大警視－筆者、以下同じ）もまた朝廷に対し、恐懼措く所を知らずとて、爾来大いに警戒し、大臣・参議の往来には護衛を附し、東京鎮台の騎兵を以て之に充てしが、後、警部・巡查を以て護衛するに至れり、」とあります。『警視庁史稿』（園田安賢警視総監の命を受け、官房第二部長中村與八以下が取り組み、明治26年3月脱稿）の明治12年5月29日の欄には、「更ニ大臣参議ノ邸ニ護衛ヲ附ス是ヨリノ後分署警部巡查ヲシテ護衛ニ従事セシム」とされています。

明治7年（1874年）1月14日に発生した「岩倉具視遭難事件（赤坂喰違の変）」の失敗は活かされませんでした。翌1月15日に東京警視庁が創設されました。

2 「集会取締法の創定」

『警視庁史稿』明治11（1878）年12月4日の欄に、「集会取締法の創定」の見出しのもとに、「集会取締ニ関スル警察官ノ心得及ヒ其取締方法ヲ創定ス」（内務省達）とあります。「政談講学ヲ目的トスル演説論議ノ会場ニハ警察官之ニ臨監シ、演説若クハ論議ノ要旨ヲ聴取ス。・・上報セスシテ集会シ、其陰密ノ徒党タル証跡ヲ得、・・演説論議ノ国安ヲ妨害スト認定スルトキハ警察官直チニ会場ヲ停止シテ長官ニ具状スベシ・・」とされました。政談演説等の主張の中に危険な兆候を掴もうとした直接的な対処策と言えましょう。

3 警察管理態勢の改善（「盟約」という心の問題を含みますので「態勢」としました。）

再発防止策の一環として「警察管理態勢の改善」を掲げなければならないとは、痛恨の極みだったと思います。大久保襲撃犯の中に元警視庁巡査が含まれていたからです。

大日方純夫「日本近代警察の確立過程とその思想」（『日本近代思想大系 3-官僚制・警察』所収）から引用します。

「警察官は西南戦争に際して軍事力として大量に動員されたが、帰還後、賞典・恩給に対する不満をつのらせ、また上下の対立、従軍者と残留者の対立が生じた。そして、辞職者・免職者が大量に発生するに至った。しかも免職者の中には、政府要人の暗殺をねらう者もあらわれた。こうした事態に対応するために取られたのが、巡査教習所設置であり、『盟約』の解除であった。」（前掲書 p481）

まず、「巡査教習所設立之義ニ付上申」です。

「故（こと）サラニ免ゼラルベキ所業ヲ為シテ退職スル等、殆ンド一ノ流弊トナルモノノ如ク、已ニ昨年中退職ノ人員凡二千有余・・・新任ノ者ヲシテ直ニ其職ニ称（かな）ハシメ、・・・且巡査中・・・故サラニ規則ヲ犯ス者ノ如キハ、・・・一時停職シテ之ヲ教習所ニ入レ、通常生徒ト別異シ、職務規則等ヲ復習セシメ、・・・悔悟ノ実蹟ハルルヲ俟ツテ復職ヲ致候様相成候ハバー一挙兩得ト存ジ候。・・・至急何分之御評議有之度・・・候也。

大警視川路利良代理 中警視 安藤則命

明治 12 年 2 月 13 日

内務卿 伊藤博文殿」（前同書 p295）

『警視庁史稿』（巻の 1、p207）によれば、明治 12 年 1 月 16 日、警視庁巡査定員は、「改メテ 4,107 人ト為ス但大臣参議邸常候ノ巡査ハ定員中ニ加ヘス」と、あります。

「退職ノ人員凡二千有余」とは実に約半数が入替わっていたこととなります。まさに「流弊」と感ぜられたでしょう。「（明治 12 年）7 月麹町宝田町に東京府下の巡査を対象とする巡査教育所が設置された。入所者は『生徒』と『教戒巡査』に二分されている。ただし、この教習所が設置されていたのはわずか一年間にとどまり、14 年 1 月警視庁再設置とともに廃止される。」（前同書 p295）

次は「警視盟約改定意見 安藤則命」です。（国会図書館岩倉具視関係文書に所収）そもそも「盟約」には次のように定められました。

「1、放蕩淫逸ヲ制シテ風俗ヲ正フスルハ警視ノ職務也。本庁ニ奉事スル者、厳ニ身行ヲ戒勅シ、同僚ト相催シ会合宴飲及ビ妓楼ニ同遊スルハ、尤（もっとも）之ヲ禁ズベシ。

2、警視ノ官タル者、常ニ警戒スルノ備ナカルベカラス。故ニ門ヲ出ル一歩、必ス洋製ノ衣履ヲ穿ツベシ。・・・

右兩条、謹デ警視庁ニ誓ヒ確守ス者也」

大変厳しい定めで、警察に職を奉ずる者の気概が感じられます。この盟約を解除したいという安藤の意見です。

以下解除の理由が続きますが、2 箇所だけ引用します。

「一、現今局員ノ挙動ヲ察スルニ、第 2 項ノ盟約アリ、出入自由ナラザルヨリ外出ヲ厭ヒ、随テ他ノ交際ヲ減ジ見聞狭、故ニ未発ヲ警防スルニ疎ナルノ情勢アリ。

一、元巡查等本局へ奉職セシ者ノ内、不逞徒ニ党シ大臣ヲ殺害シ、又ハ暗殺ヲ企謀シ其公判ニ係ル者、前後已ニ7名ニ至ル。此レ概ネ私約ニ違背シ免職トナリ、憤激窮迫ノ余勢遂ニ茲ニ至リシ者ナリ。已ニ昨年大久保大臣ヲ殺害セシ党類ノ内、元巡查浅井某石川県士族浅井壽馬)ナル者ハ西南ノ役屢々奮戦死力ヲ尽シタル者ナレ共、凱旋ノ後僅ニ私約ニ違フタルノ故ヲ以テ免職トナリ、其後再ビ奉職ヲ志願スルモ許サレズ、益憤懣激怒シテ遂ニ島田一郎等ノ不逞徒ニ与ミシタルコト、別紙口供(欠ける)ニ徴シテ明カナリ。」(前同書 p296)

大久保襲撃犯の中に警視庁を懲戒免職になった者がいたことは驚天動地だったでしょう。

『史稿』(巻の1、p221)に、明治12年8月1日、「警官自守誓約をヲ解除ス(番外)」からも引用します。「警視庁創立の際一時の弊風ヲ矯正センカ為ニ警官互ヒニ誓約スル所アリシモ今回都(すべ)テ之ヲ解除セシメ・・・警視庁創立ノ際旧時ノ余弊或ハ未タ除カス、官吏懲戒ノ方猶未タ定マラス・・・往々官吏ノ素行修マラサルノ譏笑アルヲ以テ我廳特ニ憂フル所アリ・・・此盟約ヲ設ケテ其弊風ヲ矯正セントセシニ過キス。・・・今ヤ百事整肅復タ往日ノ比ニアラス。且官吏素行ノ修マラサル者ハ懲戒例ヲ以テ之ヲ処スルノ法アレハ、更ニ盟約ヲ設クルノ要ナシ・・・」とし、さらに「巡查公務外角袖を著用スルヲ許ス」としまして。

巡查教習所設置にしても、『盟約』の解除にしても、警察官の大量退職防止策としては、お門違いの貧弱なものに思えます。何か対策を講じなくてははじめがつかないと考えてひねり出したようにも見えます。

鈴木蘆堂(高重)『大警視川路利良君伝』(大正元年12月発行) p253には、「時に大警視川路利良欧州に在り、思うに之(盟約解除のこと)大警視の本意にあらずして、安藤中警視の英断に出でしものならん」とあります。

4 国事警察第一主義

内務省警視局少警視佐和正(1844-1918、仙台藩出身)は、西欧警察制度視察から帰国後の明治13年8月以降、内務卿松方正義に、「警視庁再置を乞う議」を提出します。その中で「政論紛々、或ハ政府ニ抗疎シ、或ハ民心ヲ煽動シ其国家ニ関スル勢漸ク大ナリ(自由民権運動の高まり)。警察上国事ヲ以テ一大緊務トナサザルヲ得ズ。宜シク東京警視ノ内務ニ直管セラルルヲ罷メ、更ニ再ビ警視庁ヲ置カレ」と説いています。明治14年1月の内務省警保局、警視庁の設置、明治14年11月の警部長(各府県警察の責任者)の設置は挙げて、「国事警察」(「高等警察」、「政治警察」とも)推進を期したものです。佐和の建議中、「民刑ノ事ニ関スル普通警察務」と「国事ノ機秘」を対置していること、「警察庁特設」を述べているのが記憶に残ります。

また明治18年6月内務省警保局発行の警察執務の参考書『警務要書』下巻(執行務)も「安寧警察」として、集会・結社、新聞・雑誌の取締を活動の最重点としています。

5 「官吏懲戒例」から「文官懲戒令」への改正

この項はまったくの私見です。

明治9(1876)年に「官吏懲戒例」(明治9年4月14日太政官達第34号)が定められます。この時代の官吏とは、「天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉」を求められた「天皇の使用人」です(「官吏服務紀律」、大日本帝国憲法第10条等)。だいたい時は経過しますが、明治32年の第2次山県有朋内閣の時に、「文官懲戒令」(明治32年3月28日・勅令第63号)へ改正されました(この時に併せ「文官任用令」(勅令第61号)、「文官分限令」(勅令第62号)が制定されています)。「文官」となりましたのは、軍人・軍属の処分は「陸軍懲罰令(明治5年11月14日)」「海軍懲罰令(明治18年1月7日、『海軍下士以下懲罰則』を廃止して定められました)」によりますので、文官のみが対象であることをはっきりさせたのでしょう。「文官懲戒令」は、敗戦後の昭和21(1946)年4月1日、題名が再び「官吏懲戒令」となりますが、昭和23(1948)年、「国家公務員法の一部を改正する法律」(法律第222号)附則第12条第1項により、廃止されます。

「官吏懲戒例」第1条は、

「自今私罪ヲ除クノ外ハ官吏職務上ノ過失ハ本属長官ニ於テ懲戒ノ権ヲ有スベシ」としています。「其品行修マラズシテ官吏ノ本分ニ背クカ如キ所為アルモノハ之レヲ過失トシテ懲罰ス」と解説されています(下村房次郎『官吏論』p106)。

これが「文官懲戒令」第2条では、

「官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合ハ左ノ如シ

- 1、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルト
 - 2、職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ
- と改正されています。

「過失」を問う規定ぶりから、結果責任を重くみる形に変わっています。「紀尾井坂事件」では、川路大警視、桐山純孝石川県令は、太政大臣三條實美へ「進退伺」を提出しましたが、「不及其儀(その儀に及ばず)」と裁定されました。「官吏懲戒例」に言う「職務上ノ過失」とするには疑義があるとされたのでしょう。虎ノ門事件(大正12年12月27日)と桜田門事件(昭和7年1月8日)では、当時の警視總監が懲戒免職となりました。「文官懲戒令」第2条第1項か第2項に該当することは明らか、とされたのでしょう。なお、「文官懲戒令」第2条の精神は今日の国家公務員法第82条に引き継がれています。

それにしても何故「官吏懲戒例」第1条は、「自今私罪ヲ除クノ外ハ官吏職務上ノ過失ハ本属長官ニ於テ懲戒ノ権ヲ有スベシ」と、変わった規定振りになったのでしょうか。水林彪(たけし)「新律綱領・改定律例の世界」(『近代思想大系7—法と秩序』(石井紫郎(しろう)、水林彪)所収)の解説(p454以下)は、次のように説明しています。明治政府の刑法典整備は、「仮刑律」(明治1年明治新政府樹立直後のきわめて早い時期)、「新律綱領」(明治3年12月20日布告第944)、「改定律例」(明治6年6月

13日、太政官布告206号、「新律綱領」と併用されました)、「旧刑法」(明治13年7月17日太政官布告36号、施行 明治15年1月1日)と進みますが、そのなかで、明治9年4月「官吏懲戒例」が制定されました。その理由は「官吏の犯罪」に特別の配慮をしたからだとされています。同解説「官吏ノ特別刑」(P478)によれば、「官吏の犯罪(は)、常に『公罪・過誤失錯ノ罪』と『私罪・有心故造ノ罪』に区分され、前者については、閏刑(正刑である「答、杖、徒、流、死」に替えて科した謹慎、閉門等の緩やかな刑)や官等降下から罰金(贖(しょく)(被害者への弁済金)ないし罰俸のことで、「職務をそのまま遂行させることと両立しうる刑罰」と解説されています。)となり、やがて刑罰とは異質の懲戒処分へと変化していった。・・そして『官吏職務上ノ過失ハ・・其本属長官ニ於テ懲戒処分』という原則の帰結として、『官吏職務上ノ過失』を刑罰(で)罰することを定めていた新律綱領・改訂律例の幾つかの条文・・は廃止されることとなった。」とあります。新律綱領では「詔書を遺失した場合、奏すべき事柄を奏しなかった場合」等の過失犯を処罰する旨規定されていましたが、それらが削除され、犯罪ではなくなりました。官吏への格別な配慮・優遇という点では、終始一貫しているように見えます。官吏の絶対数が足りなくなりがねないことを危惧したのでしょうか。

さて、話を元に戻しますが、責任ある行政を行うには、役人トップの監督責任を厳しく問える条文にしておかなければいけないとして、「文官懲戒令」第2条の規定になったのではないのでしょうか。私は、この改正を諸対策の一つに加えたいと思います。

以上、大久保利通暗殺事件後にとられた諸対策を概観してみました。これ以外にも様々の施策が講じられたと思います。残念ながら、この辺に焦点を当てて書いたものが見当たりません。

[初出:『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)
(改訂)]

NHKスペシャル「シリーズ07 未解決事件 — 警察庁長官狙撃事件」を見て

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

NHKスペシャル「シリーズ07 未解決事件—警察庁長官狙撃事件(容疑者Nと刑事の15年)」(1)は、國松孝次警察庁長官狙撃事件(平成7年3月30日発生、平成22年3月30日時効完成)を扱ったものだが、サブタイトルにある如く、容疑者・中村^{なかむら}泰^{ひろし}と刑事・原雄一が実名で登場するので、シリーズの中では格段に衝撃度が大きかった。本番組は、原雄一『宿命—警察庁長官狙撃事件 捜査第一課元刑事の23年』(2018、

3、28) に拠っているが、こちらも大変ショッキングな内容で、警察の組織をあげて検討すべき課題を多く含んでいると認められる。

未解決事件の形態はさまざまであるが、次のⅠ、Ⅱが通常の形態である。

Ⅰは、警察が被疑者を検挙することができず、あるいは検挙しても起訴に持ち込めず、公訴期間が徒過したものである。國松事件はⅠ型である。

Ⅱは、被疑者を逮捕・起訴したが無罪となり、公訴期間中に真犯人を検挙でなかったものである。

そして極めて稀であるが、有罪判決が出た後に（公訴時効完成后）、真犯人が名乗り出たもの（2）とか、被告人が逃走して相当年数が経過してしまい、外国に渡り日本に立ち戻る可能性がなくなったため裁判所が免訴としたもの（3）などがある。

なお、本稿では殺人罪（強盗殺人罪を含む）のみを見たものである。殺人罪は、平成22年4月27日に公布・施行された改正刑事訴訟法によって、「人を死亡させた罪であって死刑に当たる罪（殺人、強盗殺人）」では、公訴時効が廃止された。「未解決」とはなり得なくなった。

さて「未解決事件」に対しては、警察内部でいろいろな反省・検討がなされているが、それらが公表されることは、まずない。今回中村捜査班を率いた著者が、真犯人になり得る者に関する資料として『宿命』を著したことは、過去に例を見ないことであり、著者の努力を多としたい。

以下、史実に当たりながら考察する。

Ⅱ形態はいわゆる無罪事件である。判決書があるので、捜査上の問題点についてはさまざまなコメントがされている。しかし真犯人に迫るという点では、ゼロ回答である。「広沢真臣参議暗殺事件」と「男三郎おさぶろうでんにく臀肉事件」がこの中にはいる。

「広沢真臣参議暗殺事件」

明治4年1月9日の夜半、東京麹町区富士見町2丁目29番地の自邸で、長州出身の大立て者参議広沢真臣が自邸で殺害された。「愛妾かねと同衾中寝首をかかれた」とは、品がないがその通りである（大審院判事・法学博士尾佐竹猛序、小島徳彌著『明治以降大事件の真相と判例』P24）。外に、この事件を取り上げた文献は、尾佐竹猛「犯罪捜査の詔書—廣澤参議暗殺事件」（『法窓秘聞』、昭和12年1月初版、平成11、12、10、復刻）や田中時彦「広沢真臣暗殺事件—陪審制度の試行」（『日本政治裁判史録明治・前』）等々数多い。中原英典「中警視安藤則命のりあきらの二つの上申書（1）～（3）—明治警察資料」（4）は、東京府第一大区総長として、後には東京警視庁権大警視として、本件捜査を主宰した安藤則命の苦勞を再現している。中原は、「安藤に対してこれまで与えられてきた、ともすれば行きすぎた毀譽が、少しでも修正せらるる手掛かりともなれば、まことに幸い」（（1）P98）と書いている。

当時の参議とは、右大臣・左大臣・太政大臣の下にあって、3人体制で、国政全般にわたって閣僚たちを指導した。治安担当最高責任者でもある。『廣澤真臣日記』には、

明治2年正月5日付に、横井平四郎（小楠）の遭難が、同年9月8日付には大村益次郎（兵部大輔）の受難、後死亡（同年11月10日付）が載っている。犯人逮捕のために手配等で苦勞した旨が述べられている。また、田中、前掲 P255 によれば、「明治3年から4年にかけては、・・岩倉、大久保、木戸らの政府首脳がそれぞれ御親兵の徵募を目的として薩摩、長州、土佐の諸藩に派遣されていた。広沢までが西下したのでは、反政府機運が全国各地に満ちている状況の中で、東京府下の取締が緩怠となる恐れがあったので、とくに彼を東京に留めた（防長回天史）」とある。我が国においては、2度にわたって、治安担当最高責任者に対する襲撃事件を未解決にってしまったことになる。

この事件は國松事件によく似ている。横井、大村暗殺をはじめ反政府運動は猖獗を極めていた。犯人はその中にいるはずだ、また長州の大立て者である、痴情はまずい、「どうしても政治上の理由であらねばならない」という思いが政府首脳に強かった。平成7年、地下鉄サリン事件、上九一色村サティアン捜索に続いて発生した國松事件である。オウム犯行説こそ「正解」と考えた我々と同じである。

他方安藤は、妾の福井かねと家令起田正一が起こした事件であると、内部しかも痴情説である。明治8年1月8日付最初の上申書には、「右ハ則命不肖ト雖モ、七ヶ年有余警察事務ニ預リ、千緒万端大小事件實際ニ当リ、往々其景況ヨリ手掛ヲ得、其実ヲ挙ルモノ多シ」と述べている。「景況」とは、今日経済用語にしか使われないが、鑑識作業、ファクト・ファイディング（実態観察）を言うのであろう、耳に残る言葉である。近づく参座への気概もうかがえ、極めて元気である。

「司法制度の構築の時代である。東京府、司法省、そして警視庁など、関係官庁の権限争いも加わって、裁判は難航をきわめた。明治8年3月、陪審制度に着想を得て参坐制度が採用され、この事件のために臨時裁判所別局が開設された。裁判官は、司法卿大木喬任、同大輔山田顕義以下があたり、各省の中堅官吏12名が参坐到任命された。原告官（起田正一に対する原告官は安藤であった）が起訴事実を紹介し、弁護官が被告の弁護にあたり、参坐の投票によって罪の有無が決定されるのである。7月13日、参坐の投票の結果、無罪が申し渡された。」（『国史大辞典』）。起田正一、かね、その他が無罪・解放になった。

捜査組織は、弾正台（後司法省）と安藤の第一大区（後東京警視庁）の二本立てであった、双方捜査方針を曲げないから膠着状態に陥る、その解決を図るための参坐や臨時裁判所別局の設置は苦肉の策であったろう。加えて詔勅（「大臣ヲ保疵スル事能ワズ、又其賊ヲ逃逸ス・・・朕カ不逮ニシテ、朝憲立タス・・・賊ノ必獲ヲ期セヨ」明治4年2月25日）が発せられた。犯罪捜査督励の詔勅とは極めて異例である。

なお付言すれば、安藤の明治12年12月23日付第二の上申書は、これまた有名な「藤田組事件」に関するものだが、安藤には4日後の免官処分が分かっていたのであろう、頗る元気がない。「贖札事件」については「曖昧ニシテ其事証ニ乏シク」とし、「其余罪タル賄賂・博奕・私商等ノ事証ハ一々明白」で、「苟モ寛假セス、法律ヲシテ益々確實ナラシメ」と悔しさがにじんでいる。川路利良大警視既に亡く、孤立無援の

安藤が感じられる。

おさぶろうでんにく
「男三郎臀肉事件」

野口男三郎（旧姓武林）の犯状は次の3件である（明治38年12月11日付、東京地方裁判所予審判事石黒豊太郎名の予審集結決定書）。

（第1） 明治35年3月27日午後10時過ぎ、東京府麹町区下二番町六丁目五十九番地の路地裏において、近所に住んでいた少年の河合荘亮（当時11歳）の顔面を被告の身体に緊付圧迫、鼻口を閉鎖、窒息死させ、洋刀を以て、左右臀部にわたり横6寸幅約4寸断面を有する臀筋肉の大部を剥取り、左右眼球を抉り出したもの

（第2） 3年後の明治38年5月12日午前一時過ぎ頃、男三郎の妻の兄である漢詩人の野口寧齋宅に侵入し、同人が病氣（癩病（5））で弱っているのに乗じて、胸部圧迫等によって窒息死に至らしめたもの

（第3） 明治38年5月24日、麹町区四丁目八番地に所在する薬店の店主である都築富五郎を誘い出し、東京府豊多摩群代々幡村代々木の山林において、絞首、窒息させ、金350円、折靴を強奪したもの

所轄麹町署の捜査は、第3から男三郎を割り出し、第2、第1に遡及した。しかし裁判は、折靴という物証が出た第3の外は無罪とした。高名な花井卓蔵弁護士之力ともされた。男三郎は上告までして争ったが、第3の薬種商殺しその他偽造事件で死刑となり、28歳の短い生涯を終えた。

この事例の教訓は重要であろう。後発の事件である容疑者が浮上する、その家族関係を調べたら、先発の事件と繋がりが出てきた。本件の場合それが、癩病には人肉が効くという迷信であった。それに寄りかかって「たぐり捜査」を行った。世の人々も「大丈夫なの」と、むしろ男三郎に同情した。未解決をなくそうと無理をすると、えてしてこういう捜査になりがちである。発生からだいぶ経ってしまった事件の解決は、科学的立証が可能なものに限るべきである。

最後に、冒頭に述べたI形態、すなわち警察が被疑者に皆目迫れなかった、検挙できなかった事件群については、類型別に区分し、その内容を検討すべきである。『警視庁史』明治及び大正編に記載されている未解決事件を拾ってみた。件数は極めて少ない、マスコミが騒いだもののみを記載した可能性がある。

「芝の五人惨殺事件」（明治P515）

「明治42年11月22日、芝区二本榎町1-78 郵船会社川上丸の船長工藤嘉三郎方で、同人就航不在中、留守宅の妻33、長男8、長女10、二男2、下女21が頭部、顔面など数カ所ずつ滅多切りにされて発見された。金品物色の様子はなく、怨恨によるものと認定、捜査を続けたが・・・ついに迷宮入りとなってしまった」

「桐ヶ谷の六人殺し事件」(大正 P554)

「大正 11 年 12 月 31 日午前 3 時半頃、荏原郡大崎村桐ヶ谷洋品店高木嘉教方において、嘉教 37 妻 23、長男 4、長女 1 の 4 人がいずれも頭部その他を滅多切りにされ、嘉教の従弟 23、妻の妹 14 は異常に気付き起き出したと頃を斬殺した。同家の雇い人が黒い人影を目撃、桐ヶ谷巡査派出所に訴え出た。室内物色の模様はない。階下勝手口の戸締まりを破壊して侵入、物取り、痴情、怨恨いずれかも推定できず、8 箇月間にわたって捜査したが迷宮入りとなった。」

上記二事件は、期せずして全く同一類型である。そしてこの類型は、昭和 59 年 3 月 18 日発生の江崎グリコ社長誘拐事件に端を発したグリコ・森永事件(警察庁指定 114 号事件)、昭和 62 年 5 月 3 日朝日新聞阪神支局襲撃・記者殺害事件(警察庁指定第 116 号事件)、平成 12 年 12 月 30 日世田谷一家殺害事件等々と共通する私宅(事務所)侵入襲撃・殺害等事件である。桐ヶ谷と世田谷は発生日時も共通している。思えばかの広沢参議暗殺事件もこの類型に入ったのかもしれない。我が国警察の捜査力はかなり高いはずであるが、この種の侵入・攻撃事件は要警戒である。AI 技術を活用したホーム・セキュリティ器材がどんどん開発されていると思われるが、その普及活用を是非進めてほしい。ストーカー被害の相談者に貸与するなどもよいのではないか。

類型分析は、新たな捜査の着眼点を示してくれる可能性もあるし、防犯・鑑識資機材の開発・普及に役立つであろう。

「未解決事件」の掘り下げ、若い方々に是非お願いしたい。

(注)

- (1) NHK 地上 D で 2018, 9, 2 (日) 21:00~21:50 と 2018, 9, 8 (土) 21:00~22:30 の 2 週にわたって放映された。その後も再放送されている。
- (2) 弘前大学教授夫人殺人事件、1949 年(昭和 24 年)8 月 6 日発生。
- (3) 名古屋少年七首殺害事件、1945 年 8 月 30 日発生、被告人は拘置所から逃走不明、2001 年(平成 13 年)名古屋地裁免訴の判決
- (4) 中原は昭和 42 年中部管区警察局長で警察を退官。論文は『警察研究』42(11)、42(12)、43(1)に収められている、発行月日は、昭和 46 年 11 月号~47 年 1 月号である。
- (5) 歴史的文脈であるので「癩病」とした。ハンセン病は現在は治療法も確立している。タンザニアではアルビノ(膚の色素のない人々)が襲われ、腕をもがれたりしている。エクストラ・パワーがある、ビジネスに成功すると迷信を信じこんでの犯行のようだ。(11 月 9 日、NHK ニュースチェック(23;10)より)

[初出:『大警視だより』続刊第 7 号(通巻第 36 号、平成最終号、平成 31(2019)年 1 月 1 日刊)(改訂)]

第6 川路大警視墓表関係

特別寄稿

松井先生と「大警視川路君墓表」

東京外国語大学名誉教授 高橋 均

「大警視川路君墓表」と私とのかかわりは、松井先生が作られた「大警視川路君墓表」の書き下し文を、事務方氏からお手伝いするように、といわれたことに始まる。ためらった理由の一つは、私に川路利良の事跡についてまったく知識がないこと、二つには、日本人の漢文にほとんど習練していないことにあった。ただ私は縁あって1971年から74年まで、鹿児島大学に奉職していた。鹿大の3年間は、同僚、学生に恵まれたほんとうに楽しい3年間で、その後私は鹿児島出身と思われた。もう一点、西南戦争のきっかけを作った中原尚雄（「大警視だより」No.8 参照）の孫の中原尚道君が、大学以来の親友であったこと。中原君は長年大修館書店にあって、大漢和辞典さらに漢和辞典編集の中心であったが、先年惜しくも亡くなられた。そんなことをわずかの頼りとして、お手伝いを引き受けた。

ただ「墓表」は予想以上に手ごわいものであった。大警視川路の偉業を凝縮した碑文と彼の生涯を結びつけるために、力の及ぶ限りの努力はしたが、それでも不確かな箇所が残った。松井先生の使命感にはたしてどこまで応えることができたろうか、と今にして思う。何回ものメールでのやり取りの中で、松井先生の川路大警視にかけあつたあの執念と気力の根源は何に由来するのだろうか、と考えることしばしばであった。人の生涯は、人を得て後世に伝えられる。松井先生はまさにその任にふさわしい人であり、それが「墓表」の訳文となり、「大警視だより第1集」に結実したと思う。

〔余説〕中国の礼制度では、相手に敬意を払う場合は姓だけを用い名前（諱）は用いない。名前を用いるのは、相手に敬意が不要の場合、或いは目上の人に対する自称である。墓表で「川路君」といい「川路利良君」と名をいわず、西郷に「西郷隆盛」「隆盛」と名が記されるのは、墓表の造られた明治十五年当時の状況が反映されているのであろう。

（執筆者紹介）

昭和11（1936）年生まれ、東京教育大学大学院文学研究科（中国古典学専攻）博士課程単位取得退学、東京外国語大学名誉教授、大妻女子大学短期大学部名誉教授、博士（文学・筑波大学）。主著：『論語義疏の研究』（創文社）、『経典釈文論語音義の研究』（創文社）等。

〔初出：『大警視だより』続刊第1号（通巻第30号、平成28（2016）年3月1日刊）〕

川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑

(碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳) 一故陸軍少将兼大警視
正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰一

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎
警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 吉原丈司

〔目 次〕

(参考文献)	59
1 はじめに	60
2 関係文献一覧	60
3 故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表	61
(1) 碑文全文	61
(2) 碑文全文(頌徳碑〈改行〉でのもの)	62
(3) 付句読点文	64
(4) 石碑全文(書下し文)	65
(5) 現代語訳	67
(別添紹介)	69

(参考文献)

- ・河内貞芳(1977～)『侍たちの警視庁 大警視川路利良の時代』(自己出版、平成24年6月10日刊。前著河内屋信吉『侍たちの警視庁一創成期の人物と史跡をたどる1874-1879—』(自己出版、平成19年1月7日刊)』(自己出版、平成19年1月7日刊)の改訂版。)〈<http://kawachisoutai.chu.jp/keishi1.html>〉
- ・『大警視だより』(「大警視川路利良」研究会刊 ⇒大警視川路利良研鑽会刊)
 - ・No.1(創刊号。平成23年6月13日刊。名誉会長:川路利永氏、事務局:鹿児島市・松井幹郎氏)～続刊第7号(本号、通巻第36号〈No.36〉、平成31〈2019〉年1月1日刊)
- ・大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報 No.1～No.27』(発行者:川路利永、編集者:鹿児島市・松井幹郎、平成27年10月13日刊)
- ・松井幹郎(1935～、『大警視だより』創刊者)『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』(改訂版、鹿児島市・自己出版、平成21年10月13日刊)
- ・DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』(大警視川路利良研鑽会、平成26年12月13日刊)

1 はじめに

平成 21 (2009) 年秋刊行の松井幹郎『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』(改訂版、鹿児島市・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊) 13、14 頁に、川路大警視青山墓⁶前の頌徳碑(墓表)の原文、現代語訳を掲載した。現代語訳作成はおそらく初めてかと思われる。拙いものでなお修正の余地が多々あるが、遺憾ながら現在まで果たせずにいる。また、当時、紙幅の都合から原文(重要語句註釈あり。)と現代語訳のみを記載するにとどめざるを得なかった。

そこで、本稿では、現代語訳作成過程探求の一として、既刊関係書籍の一部から、書下し文を抽出するとともに、それへの中間作業となる付句読点文を作成、掲載した。これについては、いつもと同じく、東京外国語大学名誉教授高橋均先生の御懇篤な御示教に与った。謹んで厚く御礼申し上げます。なお、原文については、頌徳碑そのものに依拠した松井のものをベースにしたことから、既刊関係書籍掲載のものとは一、二異同があることをお断りしておく。

2 関係文献一覧

*① 原文掲載書抄

- ・守屋義之『警官処世訓』(京都・講法会、明治 38 年 10 月 1 日刊) (「故川路大警視墓表」: 16~20 頁)

(国立国会図書館デジタルコレクション:

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/755255>) 23~25 コマ)

- ・鈴木高重(蘆堂)『大警視川路利良君伝』(東陽堂、大正元年 12 月 9 日刊) (「大警視碑文」: 附録 34~38 頁) (復刊: 山口県周南市・マツノ書店、平成 29 年 4 月刊)
- ・中村徳五郎⁷(1873?~1940)『川路大警視』(日本警察新聞社、昭和 7 年 10 月 1 日刊) (「青山墓前の頌徳碑」: 322~324 頁) (復刊: 山口県周南市・マツノ書店、平成 29 年 4 月刊)

(国立国会図書館デジタルコレクション:

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1900868>)、188~189 コマ)

- ・肥後精一(1915~2012)『大警視 川路利良随想』(自己出版、平成 2 年 9 月 30 日刊) 117~118 頁
- ・松井幹郎(1935~)『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』(鹿児島・自己出版、平成 21 年 3 月初版刊) 11 頁、同改訂版(鹿児島・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊) 13 頁

⁶ 川路大警視墓: 青山霊園 1 種イ 4 号 1~4 側 5 番

<http://meiji-ishin.com/kawaji.html>、

<http://www.hanami-zuki.com/ijin/aoyamareien/49.html>

⁷ 中村徳五郎(1873?~1940)

http://www6.plala.or.jp/guti/cemetery/PERSON/N/nakamura_tk.html

*② 書下し文掲載書抄

- ・高橋雄豺⁸（1889～1979）「警察制度の生みの親・川路利良」『国民の風格を高めよ』（時事通信社、昭和45年11月1日刊）253～257頁（初出：『フォト』第16巻第11号〈昭和44年6月刊〉）

（参考）松本栄編『干城偉績』（仙台・松本 栄、明治25年12月22日刊、訂正再版：明治26年12月18日刊）「故陸軍少将兼大警視従三位〔ママ〕、追贈〕勲二等川路利良君」46～49頁（訂正再版、上記川路大警視頌徳碑文書下し文のかなりの部分を再編集したもの。）（国立国会図書館デジタルコレクション：

〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/781683>〉、35～36コマ）

*③ 現代語訳掲載書抄

- ・松井幹郎『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（鹿児島・自己出版、平成21年10月13日刊）14頁

3 故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表（編修副長官従五位重野安繹⁹撰）

（1）碑文全文（通用の漢字を使用した。）

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表
故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰

陸軍少将兼大警視川路君自明治初任警官奉 命航欧洲攷究各国警察事例帰上疏曰君主独裁之国不可不重君權欲重君權在於嚴警察如俄法三国是也請倣三国例置警察署於東京凡京中警察之事其長官掌之他府県使知事令兼掌之 朝廷納之乃置警視庁属内務省先是内務省未建設警保寮於司法省管国内警察君援各国之例曰司法与行政有別闔国警察非法司之所宜專管故各国皆有内務省以統府県警察至是 朝議先置内務省次及警視庁君又以謂邏卒之職平時任警察臨有事則執戎器以鎮暴乱故各国多用軍人然彼無士民之別故不得不取軍人我邦幸有士族宜取以充之人民之損害莫大於火災故消防為警察之要務東京多災而旧制救火之事委於府司宜遵各国之例属之警官事皆施行君以明治五年赴欧洲時為警保助及置警視庁為其長官乃廢邏卒番人增巡查之員改京中区域排置支署架電線以通声息設消防別隊用唧筒救火又創設河海警察於是盜火之害大減君常憫囹圄之傷人命欲釐革其弊囚獄旧属于府司迨本庁管之大更定獄則尽意看護宿弊頓革君嘗建議訓練巡查以備非常会佐賀山口諸県乱作鎮靖勦捕与有力焉而最後有鹿児島之變君鹿児島人世仕藩主為衛騎西郷隆盛甚器重君戊辰伏見之役君率一隊戰于竹田有功既而随隆盛東下収江戸城君先衆入城五月攻東叡山君率兵自三枚橋進破黒門而入賊潰走遂与諸将東征攻圍若松乱平歸藩陞兵器奉行後三歳徵拜東京府大属累轉権典事典事遷邏卒総長以至航欧洲皆隆盛所推轂也及隆盛去政府君反覆陳説以留之不聽乃与内務卿大久保利通相結納隆盛与其徒在鹿児島君知其終激乱命部下伺察其動静多布耳目隆盛之徒深惡之声音君与利通刺刺客刺隆盛因拳兵反十年二月奉 命赴西京拜陸軍少将為征討旅団司令長官帥部下三千西下轉戰肥薩間遂入鹿児島七月帰東京此役君以為賊所指名奮戰決闘大小七十余合而奪賊依拠為陸

⁸ 高橋雄豺（1889～1979）

〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%AB%98%E6%A9%8B%E9%9B%84%E8%B1%BA>〉、
〈<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/takahashi001.pdf>〉

⁹ 重野安繹（1827～1910）

〈<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/98.html?cat=40>〉
〈<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%87%8D%E9%87%8E%E5%AE%89%E7%B9%B9>〉

海将士解困其所率部下皆其所嘗訓練者刀銃并用精悍無前敵皆畏之云以功叙勲二等賜旭日重光章勲章年金五百円十二年奉 旨再赴欧洲更訪求警察事例船中病發至法都益劇十月帰朝 天子使侍臣侍医問疾遂不起是月十三日也葬青山墓域 天使臨家賜幣帛又褒其積年勤勞賜祭金二千円賑恤其家族五千円君竭力職務夙夜孜孜不休本庁建設以来徒居官舎無時不視事夜則召集分署長等於庁内奨励職事訓諭懇到每達宵分三年間不曠一夕僚属輯録其語曰警察手眼性無他嗜好唯以事務修挙為快樂其臥病海外倦々公事督励従行諸員期以成功勿負使命之任至病篤不變平生語人曰本邦政事比之欧洲治國無一出其右者為可憾已吾願以我警察法超過諸國之上是非甚難事其自任如此君身材修頎廣額豐下鬚髯疎疎¹⁰然胆壯氣剛當事不避嶮艱接人笑「豸+頁(貝)」¹¹温和而勇邁之色溢乎眉宇性慈仁憫物部属有以職事死傷者歎賞不已至為垂泣捐私財贈遺 之吊死者遺族或建墓碑追悼遂設吊慰法¹²凡有死傷者本庁官吏釀金以吊以吊遣賻賑恤著為例以故人々致身職務而不畏死君自少修文武諸技受擊劍於長沼某究其秘奧從余及水本成美受經旁學作詩歿後檢篋篋得詩藁一卷中有兵役使命之作而人未嘗有見君哦詩者嗣子利恭梓藏于家命曰龍泉遺稿龍泉其別号諱利良初稱正之進考諱利愛母川路氏娶西氏生一女無子養五代友政子配以其女即利恭也君既歿本庁官吏胥謀建石勒君功績属文於余内外官員東京府民及外国人捐貲貲助之者五千余人余乃詮次君之終始於職者表於墓道明治十五年八月

太政大臣兼賞勲局總裁修史館總裁從一位大勲位三條實美篆額□修史館監事從五位勲五等巖谷修¹³書/

達千秋刻

(2) 碑文全文 (頌徳碑〈改行〉でのもの)

(通用の漢字を使用した。「 / 」は頌徳碑での改行を示す。)

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表

編修副長官從五位重野安繹撰

陸軍少将兼大警視川路君自明治初任警官奉 命航欧洲攷究各国警察事例帰上疏曰君主独裁之國不可不重君/

權欲重君權在於嚴警察如俄法三国是也請倣三国例置警察署於東京凡京中警察之事其長官掌之他府県使知 /

事令兼掌之 朝廷納之乃置警視庁属内務省先是内務省未建設警保寮於司法省管国内警察君援各国之例曰司 /

法与行政有別闔國警察非法司之所宜專管故各国皆有内務省以統府県警察至是 朝議先置内務省次及警視庁 /

君又以謂邏卒之職平時任警察臨有事則執戎器以鎮暴乱故各国多用軍人然彼無士民之別故不得不取軍人我邦 /

幸有士族宜取以充之人民之損害莫大於火災故消防為警察之要務東京多災而旧制救火之

¹⁰ 「君身材修頎」→君身材修長(高大的様子)、「廣額豐下」→額頭寬廣、下頷(下巴)豐滿、面呈方形(舊時視為貴相)、「鬚髯疎疎」→鬚髯稀疏。(ここは台湾・梁添盛博士の御教示に拠る。)

¹¹ 「豸+頁(貝)」: この字は、本来容貌の貌の異体字「豸+貝」と書くべきところを、書家が「豸+頁」と書いたのではないかと考えられる。

¹² 「吊」は「つるす」という意味で使われる場合もあるが、ここでは「弔」の俗字としての用法。

¹³ 巖谷修(1834~1905、号は「一六」、巖谷小波(1870~1933)の父):

〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B7%8C%E8%B0%B7%E4%B8%80%E5%85%AD>〉

事委於府司宜遵各國 /
之例屬之警官事皆施行君以明治五年赴歐洲時為警保助及置警視庁為其長官乃廢邏卒番人增巡查之員改京中 /
區域排置支署架電線以通消息設消防別隊用唧筒救火又創設河海警察於是盜火之害大減君常憫囹圄之傷人命 /
欲釐革其弊囚獄旧屬於府司迨本庁管之大更定獄則盡意看護宿弊頓革君嘗建議訓練巡查以備非常會佐賀山口 /
諸縣亂作鎮靖勦捕與有力焉而最後有鹿兒島之變君鹿兒島人世仕藩主為衛騎西鄉隆盛甚器重君戊辰伏見之役 /
君率一隊戰于竹田有功既而隨隆盛東下収江戶城君先衆入城五月攻東叡山君率兵自三枚橋進破黑門而入賊潰 /
走遂與諸將東征攻圍若松亂平歸藩陞兵器奉行後三歲徵拜東京府大屬累轉權典事典事遷邏卒總長以至航歐洲 /
皆隆盛所推轂也及隆盛去政府君反覆陳說以留之不聽乃與內務卿大久保利通相結納隆盛與其徒在鹿兒島君知 /
其終激亂命部下伺察其動靜多布耳目隆盛之徒深惡之聲言君與利通遣刺客刺隆盛因拳兵反十年二月奉命赴 /
西京拜陸軍少將為征討旅團司令長官帥部下三千西下轉戰肥薩間遂入鹿兒島七月歸東京此役君以為賊所指名 /
奮戰決鬪大小七十余合而奪賊依拠為陸海將士解圍其所率部下皆其所嘗訓練者刀銃并用精悍無前敵皆畏之云 /
以功叙勲二等賜旭日重光章勲章年金五百圓十二年奉旨再赴歐洲更訪求警察事例船中病發至法都益劇十月 /
歸朝天子使侍臣侍醫問疾遂不起是月十三日也葬青山墓域天使臨家賜幣帛又褒其積年勤勞賜祭饗金二 /
千圓賑恤其家族五千圓君竭力職務夙夜孜孜不休本庁建設以來徒居官舍無時不視事夜則召集分署長等於庁內 /
獎勵職事訓諭懇到每達宵分三年間不曠一夕僚屬輯錄其語曰警察手眼性無他嗜好唯以事務修舉為快樂其臥病 /
海外倦々公事督勵從行諸員期以成功勿負使命之任至病篤不變平生語人曰本邦政事比之歐洲治國無一出其右 /
者為可憾已吾願以我警察法超過諸國之上是非甚難事其自任如此君身材修頎廣額豐下鬚髯疎疎然胆壯氣剛當 /
事不避嶮艱接人笑「豸+頁(貝)」溫和而勇邁之色溢乎眉宇性慈仁憫物部屬有以職事死傷者歎賞不已至為垂泣捐私財贈遺 /
之吊死者遺族或建墓碑追悼遂設吊慰法凡有死傷者本庁官吏釀金以吊以吊遣賻賑恤著為例以故人々致身職務而不畏 /
死君自少修文武諸技受擊劍於長沼某究其秘奧從余及水本成美受經旁學作詩歿後檢篋得詩藁一卷中有兵役 /

使命之作而人未嘗有見君哦詩者嗣子利恭梓藏于家命曰龍泉遺稿龍泉其別号諱利良初称
正之進考諱利愛母川 /

路氏娶西氏生一女無子養五代友政子配以其女即利恭也君既歿本庁官吏胥謀建石勒君功
績属文於余内外官員 /

東京府民及外国人捐貲貲助之者五千余人余乃詮次君之終始於職者表於墓道明治十五
年八月 /

太政大臣兼賞勳局總裁修史館總裁從一位大勳位三條實美篆額口修史館監事從五位勳
五等巖谷修書 /

達千秋刻

(3) 付句読点文 (通用の漢字を使用した。「 / 」は頌徳碑での改行を示す。)

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勳二等川路君墓表 編修副長官從五位重野安繹撰
陸軍少将兼大警視川路君、自明治初任警官、奉 命航欧洲、攷究各国警察事例。帰上疏
曰、君主独裁之國不可不重君 / 權。欲重君權、在於嚴警察。如俄法三国是也。請倣
三国例、置警察署於東京、凡京中警察之事、其長官掌之、他府県使知 / 事令兼掌之。

朝廷納之、乃置警視庁、属内務省。先是内務省未建、設警保寮於司法省管国内警察。
君援各国之例曰、司 / 法与行政有別、闔國警察非法司之所宜專管。故各国皆有内務省、
以統府県警察。至是 朝議先置内務省、次及警視庁。 / 君又以謂、邏卒之職平時任警
察、臨有事則執戎器以鎮暴乱。故各国多用軍人。然彼無士民之別、故不得不取軍人。我
邦 / 幸有士族、宜取以充之。人民之損害莫大於火災。故消防為警察之要務。東京多災
而旧制救火之事委於府司。宜遵各国 / 之例、属之警官事。皆施行。君以明治五年赴欧
洲。時為警保助。及置警視庁、為其長官。乃廢邏卒番人、增巡查之員、改京中 / 区域
排置支署、架電線以通声息、設消防別隊、用唧筒救火。又創設河海警察。於是盜火之害
大減。君常憫囹圄之傷人命、 / 欲釐革其弊。囚獄旧属于府司。迨本庁管之、大更定獄
則、尽意看護、宿弊頓革。君嘗建議、訓練巡查以備非常。会佐賀山口 / 諸県乱作、鎮
靖勦捕与有力焉。而最後有鹿兒島之变。君鹿兒島人、世仕藩主為衛騎。西郷隆盛甚器重
君。戊辰伏見之役、 / 君率一隊戰于竹田有功。既而随隆盛東下、収江戸城。君先衆入
城。五月攻東叡山。君率兵自三枚橋進、破黒門而入、賊潰 / 走。遂与諸将東征、攻圍
若松。乱平帰藩、陞兵器奉行。後三歳徵拜東京府大属、累転権典事、典事、遷邏卒総
長、以至航欧洲、 / 皆隆盛所推轂也。及隆盛去政府、君反覆陳説以留之。不聽。乃与
内務卿大久保利通相結納。隆盛与其徒在鹿兒島、君知 / 其終激乱、命部下伺察其動靜、
多布耳目。隆盛之徒、深惡之、声言君与利通遣刺客刺隆盛。因挙兵反。十年二月奉 命
赴 / 西京、拜陸軍少将、為征討旅団司令長官、帥部下三千西下、転戦肥薩間、遂入鹿
兒島。七月帰東京。此役君以為賊所指名、 / 奮戦決闘大小七十余合、而奪賊依拠、為
陸海将士解困。其所率部下皆其所嘗訓練者、刀銃并用、精悍無前、敵皆畏之云 / 以功叙
勳二等、賜旭日重光章勳章年金五百円。十二年奉 旨再赴欧洲、更訪求警察事例。船中
病発、至法都益劇。十月 / 帰朝。 天子使侍臣侍医問疾。遂不起。是月十三日也。葬

青山墓域。 天使臨家賜幣帛、又褒其積年勤勞、賜祭糝金二 / 千円、賑恤其家族五千円。君竭力職務、夙夜孜々不休。本庁建設以来、徙居官舎、無時不視事。夜則召集分署長等於庁内、 / 奨励職事、訓諭懇到、每達宵分。三年間不曠一夕、僚属輯録其語曰警察手眼。性無他嗜好、唯以事務修挙為快樂。其臥病 / 海外、倦々公事、督励従行諸員、期以成功勿負使命之任。至病篤不變。平生語人曰、本邦政事比之歐洲治國、無一出其右 / 者。為可憾已。吾願以我警察法超過諸國之上。是非甚難事。其自任如此。君身材修頎、広額豊下、鬚髯疎疎。然胆壯氣剛、当 / 事不避嶮艱、接人笑「豸+頁」温和、而勇邁之色溢乎眉宇。性慈仁憫物。部属有以職事死傷者、歎賞不已、至為垂泣。捐私財贈遺之、吊死者遺族、或建墓碑追悼。遂設吊慰法。凡有死傷者、本庁官吏釀金、以吊賻賑恤著為例。以故人々致身職務、而不畏 / 死。君自少修文武諸技。受擊劍於長沼某、究其秘奧、従余及水本成美受経、旁学作詩。歿後檢篋篋得詩稿一卷。中有兵役 / 使命之作。而人未嘗有見君哦詩者。嗣子利恭梓蔵于家、命曰龍泉遺稿。龍泉其別号。諱利良、初称正之進。考諱利愛、母川 / 路氏。娶西氏生一女無子。養五代友政子、配以其女。即利恭也。君既歿。本庁官吏胥謀建石勒君功績、属文於余。内外官員、 / 東京府民及外国人捐貲助之者五千余人。余乃詮次君之終始盡於職者表於墓道。明治十五年八月。

太政大臣兼賞勳局総裁修史館総裁従一位大勲位三條實美篆額 修史館監事従五位勲五等巖谷修書

達千秋刻

(4) 石碑全文 (書下し文) (通用の漢字を使用した。)

〔篆額〕陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰
陸軍少将兼大警視川路君は、明治の初より警官に任ぜられ、命を奉じて歐洲に航し、各国警察の事例を攷究す。帰りて上疏して曰く、君主独裁の國は君權を重ぜざるべからず。君權を重ぜんと欲せば、警察を嚴にするにあり。俄亭法三国の如き是れなり。請う三国の例に倣い、警察署を東京に置き、凡そ京中警察の事、其の長官をして之を掌らしめ、他府県は知事令をして之を兼掌せしめんと。朝廷之を納れ、乃ち警視庁を置き、内務省に属せしむ。是より先内務省未だ建てられず、警保寮を司法省に設けて国内の警察を管す。君各国の例を援きて曰く、司法と行政と別あり。闔國の警察は法司の宜く所管すべき所に非ず。故に各国皆内務省あり、以て府県警察を統ぶと。是に至り朝議先ず内務省を置き、次いで警視庁に及ぶ。 / 君又以って謂う、邏卒の職平時は警察に任ずるも、事あるに臨んでは則ち戎器を執りて以て暴亂を鎮む。故に各国多く軍人を用う。然れども彼に士民の別なく、故に軍人を取らざるを得ず。我邦は幸に士族あり。宜しく取りて以て之に充つべし。人民の損害火災より大なるはなし。故に消防を警察の要務に為さん。東京は災多くして而かも旧制は救火の事を府司に委す。宜く各国の例に遵い、之を警官の事に属せしむべしと。皆施行せらる。君明治五年を以て歐洲に赴く。時に警保助たり。警視庁を置くに及び、其の長官たり。乃ち邏卒番人を廃し、巡查の員を増し、京中の区域を改めて支署を排置し、電線を架して以て声息を

通じ、消防別隊を設け、唧筒を用いて火を救う。又河海警察を創設す。是において盗火の害大に減ず。君常に囹圄の人命を傷うを憫み、其の弊を釐革せんと欲す。囚獄旧と府司に属す。本庁之を管するに迨び、大いに獄則を更定し、意を看護に尽し、宿弊頓に革る。君嘗て建議し、巡査を訓練して以て非常に備う。佐賀山口諸県乱作るに会い、鎮靖勦捕に与りて力あり。而して最後に鹿児島の変あり。君は鹿児島の人、世藩主に仕へて衛騎たり。西郷隆盛甚だ君を器重す。戊辰伏見の役、君一隊を率いて竹田に戦いて功あり。既にして隆盛に随って東下し、江戸城を収む。君衆に先んじて城に入る。五月東叡山を攻む。君兵を率いて三枚橋より進み、黒門を破りて入り、賊潰走す。遂に諸將と東征し、若松を攻圍す。乱平ぎて藩に帰り、兵器奉行に陞る。後三歳徴せられて東京府大属を拝し、累りに権典事、典事に転じ、邏卒総長に遷り、以て欧洲に航するに至るまで、皆隆盛の推轂する所なり。隆盛政府を去るに及び、君反覆陳説して以て之を留む。聴かず。乃ち内務卿大久保利通と相結納す。隆盛其の徒と鹿児島にあり。君其の終に激乱するを知り、部下に命じて其の動静を伺察せしめ、多く耳目を布く。隆盛の徒、深く之を悪み、君利通と刺客を遣して隆盛を刺さんとすと声言す。因て兵を挙げて反す。十年二月命を奉じて西京に赴き、陸軍少将を拝し、征討旅団司令長官と為り、部下三千を帥ひて西下し、肥薩の間に転戦し、遂に鹿児島に入る。七月東京に帰る。此の役君は賊の指名する所となり、奮戦決闘大小七十余合にして、賊の依拠を奪い、陸海将士のために困を解く。其の率ゆる所の部下は皆其の嘗て訓練せる所の者にして、刀銃并せ用い、精悍にして無前、敵皆之を畏ると云う。功を以て勲二等に叙せられ、旭日重光章勲章年金五百円を賜わる。十二年旨を奉じて再び欧洲に赴き、更めて警察事例を訪求せんとす。船中にて病発し、法都に至りて益すます劇し。十月帰朝す。天子侍臣と侍医を使わし疾を問わしむ。遂に起たず。是月十三日なり。青山墓域に葬らる。天使家に臨みて幣帛を賜い、又其の積年の勤労を褒め、祭糝金二千元を賜い、其の家族に五千元を賑恤せらる。君力を職務に竭し、夙夜孜々として休まず。本庁建設以来、居を官舎に徙し、時として事を視ざるなし。夜は則ち分署長等を庁内に召集して、職事を奨励し、訓諭懇到にして、毎に宵分に達す。三年間一タを曠うせず、僚属其の語を輯録して警察手眼と曰う。性他に嗜好なく、唯事務の修挙を以て快樂となす。其の病んで海外に臥するも公事に倦々とし、従行の諸員を督励し、成功を以て使命の任に負く勿からんことを期せしむ。病篤きに至りて変ぜず。平生人に語りて曰く、本邦の政事は之を欧洲治国に比し、一として其の右に出づる者なし。憾むべしとなすのみ。吾願わくは我が警察法を以て諸国の上に超過せしめんこと、是甚しく難事に非ずと。其の自ら任ずること此くの如し。君は身材は修頎、広額豊下、鬚髯疎疎たり。然れども胆は壯、気は剛、事に当って嶮艱を避けず、人に接するに笑「豸+頁」温和にして、勇邁の色眉宇に溢る。性慈仁して物を憫む。部属に職事を以て死傷する者有らば、歎賞して已まず、垂泣を為すに至れり。私財を捐てて之に贈遺し、死者の遺族を弔い、或は墓碑を建てて追悼す。遂に弔慰法を設く。凡そ死傷者あらば、本庁官吏醵金し、弔賻賑恤を以て著わすを例となす。故を以て人々身を職務に致して死を畏れず。君少きより文武諸技を修む。撃剣を長沼某に受け、其の秘奥を究め、余及び水本成美に従いて経を受け、旁ら作詩を学ぶ。歿後篋籠を検べて詩稿一卷を得たり。中に兵役使命の作あり。而

して人未だ嘗て君の詩を哦するを見たる者あらず。嗣子利恭家に梓蔵し、命じて龍泉遺稿と曰う。龍泉は其の別号なり。諱は利良、初め正之進と称う。考諱は利愛、母川路氏。西氏を娶りて一女を生むも子無し。五代友政の子を養い、配すに其の女を以てす。即ち利恭なり。君既に歿す。本庁官吏胥な謀りて石を建てて君の功績を勒し、文を余に属す。内外官員、東京府民及び外国人にして貲を捐てて之を助くる者五千余人なり。余乃ち君の終始職に尽す者（こと）を詮次し墓道に表す。明治十五年八月

太政大臣兼賞勳局総裁修史館総裁従一位大勳位三條實美篆額

修史館監事従五位勳五等巖谷修書

達千秋刻

(5) 現代語訳

松井幹郎『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（改訂版、鹿児島・自己出版、平成21年10月13日刊）14頁掲載のものをワード化して以下に収録した。また、別添として同書13、14頁のものを本稿28、29頁〔本書70～71頁に再録。〕に再掲した。ただし、同書平成21年3月作成初版では現代語訳の記載はない。訳文については未だ不十分なものであり、御叱正を乞うものである。なお、再掲分は、原本よりの縮刷の関係でPDF版ではほぼ問題はないが、紙版は読みにくいことをお詫びしておく。

（前記）墓表を多くの人に読んでいただくために、読み下し文風現代語に訳しました。文章として未成熟ですが、それは筆者の学力不足からくるものです。ご容赦いただきたい。

文責 松井幹郎〔平成21年9月〕

陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勳二等川路君の墓表 編修副長官従五位重野安繹撰（文をつくる）

故陸軍少将兼大警視川路君は、明治の初めより警官に任じられ、命を受けて歐洲に渡り各国の警察事例を研究した。帰国して意見書を提出した。「君主独裁の国では君主の権限を強くしなければならない。君主の権限を重んじようとすれば警察制度をきちんと整えることである。ロシア・プロシア・フランスかまさにそうである。上記三国の例にならい警察署を東京に置き、東京中の警察のことはその長官に掌握させる。他府県は、知事等に掌握させるように」朝廷は、この意見を入れ、警視庁を設置し、これを内務省に管轄させるようにしたが、未だ内務省が未設置のため司法省に警保寮を設け、国内の警察を統括させた。君は各国の例をひいて「司法と行政に区別があり、すべての国の警察が法務機関の独占管轄下に置かれるべきではない。それ故各国に内務省が設けられ府県の警察を統括しているのである。」これによって朝議では先ず内務省を設置しそれから警視庁を設置した。君は更に提言した。「羅卒の職は平時には警察の職務にあるが、有事の際は、武器を用いて暴乱を鎮めねばならない。故に外国においては、

警察官に多く軍人を用いている。しかし西洋では、士と民の区別がないから軍人を採用せざるを得ないのであるが、我が国には幸いに士族がいるのでそれを採用すればよい。」「人民にとって火災ほど大きな損害はないので、消防は警察の要務である。東京は火災が多く、旧制度では防火のことは町任せであったので、之も外国の例にならい警察の要務とすべきである。」これらの提言は全て施行される。君は、明治五年歐洲に赴いた。その時は警保助であった。警視庁が設置されて、そこの長官となる。そして、羅卒・番人を廃し、巡査を増員し、東京中の区域を改め、支署を配置し、電話を敷設し、連絡できるようにした。また、消防の別隊を設け消防ポンプを使うようにした。又河海警察を創設した。これらのことにより、盗難・火災の害が大幅に減少した。君は獄舎で人命がそこなわれることをつねに憂慮し、監獄の改革にも手をつけた。監獄の管理はもともと地方がしていたが、これを警視庁が司ることにし、獄則を改訂し、注意深く見守ったから、旧来の悪習は急速に改まった。君は巡査をかねてから訓練して非常に備えることを建議していた。たまたま佐賀・山口諸県に動乱が起きた時、その乱を鎮め、暴徒を尽く逮捕し、警察の力が発揮された。そうして最後に鹿児島に乱が起きた。君は鹿児島の人で、代々薩摩藩に仕え、西郷隆盛に重要視された。戊辰・伏見の役では、君は一隊を率いて竹田の戦いで戦功を上げた。その後も隆盛に随って江戸城明け渡しに君は先発隊として城に入る。五月の上野東叡山の攻撃では、君は兵を率い三枚橋より攻め黒門を破り賊軍を潰走させた。その後諸将と東征し、会津若松城を攻略する。乱平定後薩摩藩に帰り、兵器奉行に昇任する。三年後、東京府大属となり、引き続き権典事・典事に昇進、羅卒総長となり、歐洲に渡航するが、これらは全て隆盛の推薦によるところであった。隆盛が政府を去り、帰郷するに当たっては、繰り返し慰留したが、聞き入れられず、結果として内務卿大久保利通と交わりを結んだ。隆盛は鹿児島に在って、徒党を組み、動乱を起こす気配があったので、君は部下に命じて動静を伺察させ、多数の人を配置し情報を収集した。隆盛の仲間たちは、ひどく憎み、君と利通が刺客を差し向け隆盛を暗殺しようとしていると言いふらし、それを理由に反乱の兵を挙げた。十年二月命を受け京都に赴き陸軍少将を拜命し、征討旅団司令長官となって、部下三千を率いて西下し肥後・薩摩を転戦、遂に鹿児島に入る。七月に東京に帰る。この役では、君は賊に名指しされて奮戦決闘すること大小七十余回に及んだ。賊の拠点を奪い陸海軍将兵が包囲されていたのを解いた。君が率いる部下はかねて訓練していた者で、刀・銃のどちらも使い、精早にして向かうところ敵無し、賊皆怖れたという。この功績によって勲二等に叙せられ、旭日重光章の勲章と年金五百円を賜った。明治十二年命を受け再び歐洲に赴き、警察事例をより深く研究することになったが、船中で発病しパリに着いて益々重くなり、十月に帰朝した。天皇は侍臣と侍医を遣わし見舞わせたが遂に起つことはなく十月の十三日に亡くなる。青山霊園に葬る。天皇は進物を遣わされ、永年の苦勞に対し供物二千元、家族に五千元を施与された。君は、全力で職務に尽くし、朝早くから夜遅くまでこつこつと休まず、警視庁建設以来官舎に移り住んで常に職務に専念していた。夜には分署長らを庁内に召集し、職務を奨励し、懇切に教え諭して、常に夜中まで続けられていた。三年の間一晩も休むことはなかった。部下が君の訓諭の言葉を記録編修した。「警察手眼」という。君は他の

嗜好は無く、唯警察事務が滞りなく進むことを快樂としていた。歐洲で病に臥すようになって、公事に誠を尽し随行の諸員を督励し、使命に背くことの無いことを願ひ、病が篤くなってもその思いは変わらなかつた。平生いつも人に語っていたことは、「我が国の政治は歐洲の国に比べると一つとして右に出るものが無いのは遺憾であるが、私は、わが警察法が諸国より優れたものになることを願っている。これはそれほど難しいものではない。」と。君はこのような自負を持っていた。君の体は丈高く、額は広く鬚髯はまばらであつた。しかし膽は壮大で剛氣、事に当たっては困難なことから逃げず、人には笑顔で温和に接し、勇猛邁進の氣色に溢れていた。仁慈の心や隣れみの心が強く、職務上の死傷者があれば嘆き悲しみ、私財を使って見舞いや死者の遺族を弔ひ、あるいは墓碑を建てて追悼した。そして後には吊慰法を設けた。死傷者に対しては、本庁の官吏が吊慰金を抛出することを慣わしとした。このようなことから、部下は死を畏れることなく職務に精励した。君は若い頃から文武諸技を修め、擊劍を長沼某に習ひ、その秘奥を究めた。余（重野安繹）及び水本成美から經書・經学を習ひ、傍ら作詩を学んだ。君の歿後文書箱の中から詩稿一卷が発見された。中に兵役や自分の使命についての作品があつたが、しかし人は君が詩を吟じるのを目にしたことが無かつた。後継ぎの利恭は版木に刻し出版し、保管した。「龍泉遺稿」と名づけた。龍泉はその号である。名は利良、初め正之進と称した。父の名は利愛、母は川路氏、西氏から妻を娶り、一女をもうけたが、男子は無かつた。そこで五代友政の子を養子とし自分の娘にめあわせた。即ち利恭である。歿後官庁の官吏らが相談して碑を建て功績を刻むことになつたが、文は自分が作ることになつた。墓表碑代金を負担した者は国内の官員、東京府の府民、外国人など五千余人にのぼつた。君が生涯その職に尽くしたことごとを明らかにしてこの墓表を作成し、墓域に建立した。明治十五年八月

太政大臣兼賞勳局総裁脩史館総裁従一位大勲位三條實美篆額 脩史館監事従五位勲五等巖谷修書

達千秋刻

(⇒別添[本書 70 頁]につづく)

[初出: 『大警視だより』続刊第 7 号 (通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊)]

(別添 (70、71 頁) 紹介)

川路大警視墓表及び現代語訳

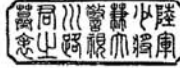
(松井幹郎 『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』(改訂版、鹿児島・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊) 13、14 頁。ただし、原本はカラー刷)

- ・ 70 頁 1 川路大警視墓表
- ・ 71 頁 2 現代語訳

(別添)

1 川路大警視墓表

IIの1 大警視川路利良墓地(青山墓地)の2 川路墓表



故陸軍少將兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官從五位重野安禪撰

陸軍少將兼大警視川路君自明治初任警官奉 命航歐洲攷究各國警察事例歸上疏曰君主獨裁之國不可不重君權欲重君權在於嚴警察如俄李法三國是也請倣三國例置警察署於東京凡京中警察之事其長官掌之他府縣使知事令兼掌之 朝廷納之乃置警視廳屬內務省先是內務省未建設警察於司法省管內警察君按各國之例曰司法与行政有別國警察非法司之所宜專管故各國皆有內務省以統府縣警察至是 朝議先置內務省次及警視廳君又以謂選卒之職平時任警察臨有事則執戎器以鎮暴亂故各國多用軍人然彼無士民之別故不得不取軍人我邦幸有士族宜取以充之人民之損害莫大於火災故消防為警察之要務東京多災而舊制救火之事委於府司宜選各國之例屬之警官事皆施行君以明治五年赴歐洲時為警保助及置警視廳為其長官乃廢選卒番人增巡查之員改京中區域排置支署架電線以通聲息設消防隊用唧筒救火又創設河海警察於是盜火之害大減君常憫困之傷人命欲釐革其弊因獄舊屬于府司迨本廳管之大更定獄則盡意看護宿弊頓革君嘗建議訓練巡查以備非常會佐賀山口諸縣亂作鎮靖勦捕与有力焉而最後有鹿兒島之變君鹿兒島人世仕藩主為衛騎西鄉隆盛甚器重君戊辰伏見之役君率一隊戰于竹田有功既而隨隆盛東下收江戶城君先乘入城五月攻東叡山君率兵自三枚橋進破黑門而入賊潰走遂与諸將東征攻圍若松亂平歸海陸兵器奉行後三歲徵拜東京府大屬累轉權典事典事遷選卒總長以至航歐洲皆隆盛所推轂也及隆盛去政府君反覆陳說以留之不聽乃与內務卿大久保利通相結納隆盛与其徒在鹿兒島君知其終激亂命部下同察其動靜多布耳目隆盛之徒深忌之聲言君与利通通刺客刺隆盛因舉兵反十年二月奉 命赴西京拜陸軍少將為征討旅團司令長官帥部下三千西下轉戰肥薩間遂入鹿兒島七月歸東京此役君以為賊所指名奮戰決闘大小七十餘合而奪賊依據為陸海將士解圍其所率部下皆其所嘗訓練者刀銃并用精神無前敵皆畏之云以功叙勲二等賜旭日重光章勲章年金五百圓十二年奉 旨再赴歐洲更訪求警察事例船中病發至法都益劇十月歸朝 天子使侍臣侍醫問疾遂不起是月十三日也葬青山墓地 天使臨家賜幣帛又襲其積年勤勞賜祭金二千圓賑恤其家族五千圓君竭力職務夙夜孜孜不休本廳建設以來從居官舍無時不視事夜則召集分署長等於廳內獎勵職事訓諭懸到每逢宵分三年間不曠一夕僚屬辨錄其語曰警察手眼性無他嗜好唯以事務修舉為快樂其臥病海外惓惓公事督勵從行諸員期以成功勿負使命之任至病篤不變平生語人口本邦政事比之歐洲治國無一出其右者為可憾已吾願以我警察法超過諸國之上是非甚難事其自任如此君身材脩廣額豐下鬚鬚疎疎然壯氣剛當事不避險艱接人笑顏溫和而勇邁之色溢乎眉宇性慈仁憫物部屬有以職事死傷者歎賞不已至為垂泣捐私財贈遺之帛死者遺族或建墓碑追悼設帛慰法凡有死傷者本廳官吏鑲金以帛時賑恤者為例以故人人致身職務而不畏死君自少脩文武諸技受擊劍於長沼某究其秘奧從余及水本成美受經勞學作詩後檢篋篋得詩票一卷中有兵役使命之作而人未嘗有見君哦詩者嗣子利恭梓藏于家命曰龍泉遺稿龍泉其別號諱利良利稱正之進諱利愛母川路氏娶西氏生一女無子養五代友政子配以其女即利恭也君既歿本廳官吏胥謀建石勒君功績屬文於余内外官員東京府民及外國人捐貲助之者五千餘人余乃詮次君之終始盡於職者表於墓道明治十五年八月

太政大臣兼實業總局總裁傳史館總裁從一位大勲位三條實美篆額 傳史館監事從五位勲五等巖谷修書

達千秋刻

重野安禪 ↓ しげのやすつぐ川路の漢字の師
 攷究 ↓ 考究
 俄李法三國 ↓ ロシア・プロシア・フランス
 倣 ↓ ならう 倣 ↓ 例をひいて
 閣 ↓ すべて
 戎器 ↓ じゅう器武器 暴亂 ↓ 暴乱
 唧筒 ↓ ポンプ 困圍 ↓ 獄舎
 釐革 ↓ 改革 迨 ↓ およぶ 會 ↓ たまたま
 鎮靖 ↓ しずめる 勦 ↓ ことごとく
 推轂 ↓ 推薦
 陸 ↓ のぼる兵器奉行に榮進する
 西京 ↓ 京都 帥 ↓ 部下三千をひきいて
 并用 ↓ 併用
 法都 ↓ バリ
 幣帛 ↓ へいはく進物 祭案 ↓ 供物
 賑恤 ↓ しんじゅつ施与(支出すること)
 竭力 ↓ 力を尽くし
 不曠 ↓ 空しくせず
 修頌 ↓ 丈高く
 帛贈 ↓ 帛慰金 帛 ↓ 帛の俗字 意味同じ
 篋篋 ↓ きょうろく箱
 哦 ↓ 謡う 梓 ↓ 版木にして 考 ↓ 父
 胥謀 ↓ あい謀りて 勒 ↓ 刻む
 捐貲 ↓ そんなし墓碑の負担
 三條實美 ↓ さんじょうさねとみ
 巖谷修 ↓ いわやおさむ
 刻 ↓ 碑石に刻んだのは達千秋

陸軍少将兼大警視川路君の墓表

故陸軍少将兼大警視川路君は、明治の初めより警官に任じられ、命を受けて歐洲に渡り、各國の警察事例を研究した。帰國して意見を提出した。「君主独裁の國では君主の権限を強くしな

故陸軍少将兼大警視川路君の墓表 編修副長官従五位重野安輝 撰(文を作る)

墓表を多くの人に読んでいただくために、読み下し文風現代語に訳しました。文章として未成熟ですが、それは著者の字力不足からくるものです。ご容赦いただきたい。文責 松井幹郎

ればならない。君主の権限を重んじようとするは警察制度をきちんと整えることである。ロシア・プロシア・フランスがまさにそうである。上記三國の例にない警察署を東京に置き、東京中の警察のことはその長官に掌握させる。他府県は、知事等に掌握させるようにし、朝廷は、この意見を入れ、警視庁を設置し、これを内務省に管轄させるようにしたが、未だ内務省が未設置のため司法省に警察署を設け、国内の警察を統括させた。君は各國の例をひいて「司法と行政に區別があり、すべての國の警察が法務機關の独占管轄下に置かれるべきではない。それ故各國の内務省が設けられ府県の警察を統括しているのである。」これによって朝廷では先ず内務省を設置しそれから警視庁を設置した。「羅卒の職は平時には警察の職務であるが、有事の際は、武器を用いて暴乱を鎮めねばならない。故に外國において、警察官に多く軍人を用いている。しかし西洋では、士と民の區別がないから軍人を採用せざるを得ないのであるが、我が國には幸いに士族がいるのでそれを採用すればよい。」人民にとって火災ほど大きな損害はないので、消防は警察の業務である。東京は火災が多く、旧制度では防火のことは町任せであったので、之も外國の例にない警察の業務とすべきである。「これらの提言は全て施行される。君は、明治五年歐洲に赴いた。その時は警保助であった。警視庁が設置されて、その長官となる。そして、羅卒・番人を廢し、巡查を増員し、東京中の区域を改め、支署を配置し、電話を敷設し、連絡できるようにした。また、消防の別隊を設け消防ポンプを使うようにした。又河海警察を創設した。これらのことにより、盜難・火災の害が大幅に減少した。君は獄舎で人命がそこなわれることをつねに憂慮し、監獄の改革にも手をつけた。監獄の管理はもともと地方がしていたが、これを警視庁が司ることになり、獄則を改訂し、注意深く見守ったから、旧來の悪習は急速に改まった。君は巡查をかねてから訓練して非常な備えを講じていた。たまたま佐賀・山口諸県に動亂が起きた時、その亂を鎮め、暴徒を尽く逮捕し、警察の力が發揮された。そうして最後に鹿兒島に亂が起きた。君は鹿兒島の人で、代々薩摩藩に任ぜ、西郷隆盛に重要視された。戊辰・伏見の役では、君は一隊を率いて竹田の戦いで戦功を上げた。その後も隆盛に随つて江戸城明け渡しに君は先發隊として城に入る。五月の上野東叡山の攻撃では、君は兵を率い三枚橋より攻め黒門を破り賊軍を潰走させた。その後諸將と東征し、会津若松城を攻略する。乱平定後薩摩藩に帰り、兵器奉行に昇任する。三年後、東京府大属となり、引き続き権典事・典事に昇進、羅卒総長となり、歐洲に渡航するが、これらは全て隆盛の推薦によることであつた。隆盛が政府を去り、掃蕩するに当たつては、繰り返して慰留したが、聞き入れられず、結果として内務卿大久保利通と交わりを結んだ。隆盛は鹿兒島に在つて、徒党を組み、動亂を起す気配があつたので、君は部下に命じて動靜を伺察させ、多数の人を配置し情報を集めた。隆盛の仲間たちは、ひどく憎み、君と利通が刺客を差し向け隆盛を暗殺しようとしていたと言ふらし、それを理由に反亂の兵を擧げた。十年二月命を受け京都に赴き陸軍少将を拝命し、征討旅団司令長官となつて、部下三千を率いて西下し肥後・薩摩を転戦、遂に鹿兒島に入る。七月に東京に帰る。この役では、君は賊に名指されて奮戦決闘すること大小七十餘回に及んだ。賊の拠点奪い陸軍將兵が包圍されていたのを解いた。君が率いる部下はかねて訓練していたので、刀・銃のどちらも使い、精神にして向かうところ敵無し、賊皆怖れたという。この功績によって勲二等に叙せられ、旭日重光章の勲章と年金五百円を賜つた。明治十二年命を受け再び歐洲に赴き、警察事例をより深く研究することになつたが、船中で発病しパリに着いて益々重くなり、十月に帰朝した。天皇は侍臣と侍医を遣わし見舞つたが遂に起つことはなく十月の十三日に亡くなる。青山霊園に葬る。天皇は遺物を追わされ、永年の苦勞に対し供物二千金、家族に五千円を施与された。君は、全力で職務に尽くし、朝早くから夜遅くまでこつこつと休まず、警視庁建設以來官舎に移り住んで常に職務に専念していた。夜には分署長らを庁内に召集し、職務を奨励し、懇切に教諭して、常に夜中まで続けられていた。三年の間一晩も休むことはなかつた。部下が君の訓諭の言葉を記録編修した。「警察手眼」という。君は他の嗜好は無く、唯警察事務が滞りなく進むことを快樂としていた。歐洲で病に臥すようになつても、公事に誠を尽くし隨行の諸君を奨励し、使命に背くことを願ひ、病が篤くなつてもその思いは変わらなかつた。平生いつも人に語つていたことは、「我が國の政治は歐洲の國に比べると一つとして右に出るものが無いのは遺憾であるが、私は、わが警察法が諸國より優れたものになることを願つてゐる。これはそれはど難しいものではない。」と。君はこのようにな自負を持つていた。君の体は丈夫く、額は広く鬚鬚はまばらであつた。しかし臍は壯大で剛氣、事に当たつては困難なことから逃げず、人に兵刃や自分の使命についての作品があつたが、しかし人は君が詩を吟じるのを目にしたことが無かつた。後継ぎの利恭は版木に刺し出版し、保管した。「龍泉遺稿」と名づけた。龍泉はその号である。名は利良、初め正之進と稱した。父の名は利實、母は川路氏、西氏から妻を娶り、一女をもうけたが、男子は無かつた。そこで五代友政の子を養子とし自分の娘にめあわせた。即ち利恭である。物後官庁の官吏らが相談して碑を建て功績を刻むことになつたが、文は自分が作る事になつた。墓表碑代金を負担した者は国内外の官員、東京府の府民、外國人など五十余人にのぼつた。君が生誕その職に尽くしたことを明らかにしてこの墓表を作成し、墓域に建立した。

太政大臣兼實業局長情報館総裁従一位大勲位三修實業家

情史館監事従五位勲五等巖谷修書

達千秋刻

明治十五年八月

第7 川路大警視の個々の研究

川路大警視の研究の論点

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 鈴木康夫

川路大警視の研究には、その背景として、出身の薩摩藩の特殊性、維新後の反乱多発とこれに対する近代警察制度、法治国家への対応、さらに不平等条約による治外法権問題などを論点とし、幅広い視点で進めることが必要ではないかと思う。

これらを少し具体的に述べれば、下記のようなことが考えられるのではないかと思う。

その一つ、薩摩藩の特殊性については、島津家は鎌倉幕府御家人として薩摩、日向、大隅を治め、徳川時代の鎖国体制においても薩摩藩は他藩との鎖国体制を強め、一方、琉球王国との外交窓口として中国との貿易などから外国の知識等も導入していた。

幕末にあつては、パリ万博への参加で、『琉球・薩摩王国』を名乗り、幕府との外交権争いとなるが、巧妙に外交的勝利を得て薩摩焼、焼酎などの出品にも成功している。

また、生麦事件に伴うイギリスの賠償要求を拒否し、イギリス艦隊による鹿児島攻撃を受けるが、後の下関戦争のような一方的敗退はせず、イギリス艦隊の旗艦艦長以下 62 名の死傷者という反撃を加え、逆にイギリスと友好関係を結ぶこととなる。

また、兵庫開港に伴う不平等条約阻止への幕府外交権奪取への策謀など、幕府打倒の盟主として活動し、維新後も維新政府の権力の中枢にあつたが、征韓論などから二分し、混迷が生ずる。

その二つは、横浜居留地における英仏駐屯軍撤退への近代警察制度の創設とともに、警察という概念が創出され、明治 4 (1871) 年 7 月には刑部省・弾正台の廃止、府県兵の廃止により司法省へと一本化が進んだ。

そして、維新のひずみで頻発する地方の反乱に対し、警察制度の全国的な近代化と統一中央集権化を進めるため、5 年 8 月には警保寮がおかれる。

また、警察規則面では、5 年 10 月の「警保寮職制及び章程」には、国事犯対策へのフランス警察制度の「国家安寧」条項が導入され、6 年には警保寮から全面的なフランス制度化案が提出されるが、一方で「上海邏卒規則」を基本にフランス制度の『国事犯』条項を加えたものが俎上に上り、川路も建議で「邏卒」を支持する。

そして、6 年 11 月には全国警察を掌握する「内務省」が、翌 7 年 1 月には国事犯をも所管する「東京警視庁」が設置されるが、俎上の規則であつた「内務省警保寮事務章程」は 7 年 1 月 14 日、「東京警視廳制并諸規則」は 1 月 27 日に施行される。

なお、西南の役は薩摩の西郷（桐野）対大久保（川路）のような見方も当時から述べられたようだが、重要なことは藩等の私兵保持は明治 4 年に禁止となっており、「廃

刀令」も同 9 年に施行されており、西郷らの私学校は明らかにこれに違反しているのである。

したがって、私学校はいわば「犯罪予備集団」であり、「忠臣蔵」にもみられるような「判官贔屓」の歌舞伎の世界に迷いこみ合理的判断を誤るような意見は、前近代的であり、このような考え方が、後に日本が大きな失敗を招くもとになったともいえよう。

この問題については、大久保利通が岩倉使節団からの帰国を早め、内乱対策と内務省設置を進めた経緯などから、6 年 9 月の川路氏の「建議」、特に西南の役において効果が如実であった「有事には邏卒も兵となる」条項との関係などを含めた再検討が求められよう。

その三つは、横浜の英仏軍隊の駐屯は、明治 8 年の「行政警察規則」の成立という近代警察制度の確立と期を合わせて解消するが、不平等条約による治外法権は、近代警察の確立後も条約改正まで続いていた。

川路氏は、「建議」においてこのことに触れ、「日本は半主国家」と述べ、また、イギリス人の治外法権問題で上海高等裁判所において東京警視庁が勝訴した際のフランス人弁護士を警視庁に雇い、法学講座を進めるなど国際感覚豊かな開明派であった。

以上のような論点を中心として、『翔ぶが如く』に見られる「国内的視野と創造の範疇とも考えられる司馬遼太郎史観」とは異なる、川路利良の実像に近づくことを試みてみたいと思う。

[初出: 『大警視だより』続刊第 2 号(通巻第 31 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊)]

近代警察制度研究と掃苔

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 鈴木康夫

本年 [平成 29 (2017) 年] は、明治維新 150 年でもあるが、過般の「大警視だより」続刊第 3 号所載川路名誉会長の玉稿「コーヒーが冷めないうちに」(本書 142~144 頁に再録。)を拝読して、非常な感銘を受けた。実は、先に当部会員から新選組や西南戦争従軍の警視隊員の掃苔(墓参り)に関するホーム・ページ(「幕末掃苔屋公式ブログ」<http://blog.goo.ne.jp/bakumatsusotaiya>)の御教示を頂いた。私も近代警察の論文に登場していただく人物の「掃苔」に行くことを心掛けていたが、これにより不思議な「啓示」のようなものを受けることが多く、最近感じた「啓示」による「明治警察制度の新資料の発見」及び「西郷隆盛の東京府邏卒制度への関与」等について御報告したい。

1 東京青山墓地大久保利通公墓及び川路利良墓の掃苔

平成 28 年 3 月「横浜外国人居留地における近代警察の創設」（警察政策学会資料第 86 号）が、部会の皆様のご助力で完結したことから、既済の陸奥宗光、高杉晋作、寺島宗則氏らに続いて川路利良氏の青山墓地での掃苔に向かい、初めてのご挨拶をすることができた。

隣接に「大久保利通公墓」の看板が見えたが、警察制度よりも明治維新全体の最大級の功労者というイメージであったが、折角の機会でもありご挨拶をし、さらに、大江卓氏（陸奥宗光後任の神奈川県知事）及び警視庁墓にも参し、ついでに忠犬ハチ公墓にも立ち寄った。

2 明治警察制度の新資料の発見

後日、「警保助川路利良君の帰朝後六年十月正院への建言」（「官僚制 警察」由井正臣 大日方純夫）を再読し、次頁の「警察制度確立に付き上申 大久保利通」を改めて読んだところ、文中の「辛巳年の通達云々」が目についた。

早速、警察史研究の核でもある「通達類」所収の「法規分類大全、警察門」で調べると、明治 4 年（辛巳）12 月 22 日大蔵省達「諸県捕亡吏撰用方を定む」（給料・旅費 40 万石までは 10 万石に付金 700 両（円）276p）との大蔵省通達であった。

大蔵省の警察制度所管は耳慣れていないので、国立国会図書館に出かけ『大蔵省沿革誌』に辿り着き、一読して驚いた。そこには、従来、能く見えなかった明治初年の京都の捕亡制度から東京の邏卒制度に至る流れが、内国事務局から民部省、合併による大蔵省の所管そして大久保利通の関与と共に浮かんできたのである。

3 西郷隆盛の東京府邏卒制度への主導的関与

川路大警視が当初所属した東京府邏卒は、明治 4 年 10 月 23 日「東京府下に邏卒を配置す」と太政官達で指令されているが、同日、西郷隆盛が「大蔵省御用掛」（事務総督）に任命されている。

これについては、大久保大蔵卿の岩倉使節団派遣と大蔵批判問題との関連とされているが、「西郷隆盛文書」では「ポリス」設置についての主導的な立場が書かれている。当時、東京府の「西洋ポリス」設置の責任者であった「黒田嘉納参事」（清綱、薩士、西郷の名誉回復に尽くした、後に枢密顧問官）への数次の書簡があり（78p）、正院との打ち合わせ、戸数と組子の配置人員、増員理由、給料等について、極めて詳細かつ具体的な指示がされており、さすがは、維新の軍事作戦を担った人物であることが、垣間見られた。

また、「ポリス」の正式名は「取締組」であり、その規則は「取締組大體法則」である。「西郷隆盛文書」には、「與人大體」（幹部心得 295p）と「間切横目大體」（警察官

心得 298p) が搭載されているが、東京府原案は「取締規則」であり、「取締組大體法則」は西郷が加筆したと考えるのが相当であろう。

また、西郷隆盛の人柄がわかる別の書簡が興味を引く。

西郷は、廃藩置県（藩兵制度も廃止）により武士階級が「無禄の士 窮士は空路に立候」との窮状を強く憂えて「廃藩につき士族救助方願書」（196 p）を記している。

山縣有朋から依頼された「長州藩の元隊長 2 名を取締組に採用して頂きたい。」旨の黒田参事宛の丁寧な書簡や、同様な斡旋がいくつか見られる。

かの「征韓論」も士族救済を強く意識したものと言われているが、大変優しい人柄が感じられ、「西郷どん」の人気もさもあらんと思われる。

なお、東京府「取締組」は、東京府の「東京府士族（田安、一橋家の武士に内定）によるポリス」設置案を、西郷・大久保が薩長土三藩でと提案したものの、長の木戸、土の板垣が「人心にかかわる。」と賛成せず、故に薩藩が 2,000 人となった経緯がある。

4 藩兵制の廃止と新たな道

ここで、川路大警視に目を転ずれば、明治 4 年 4 月東京府大属となる前の「鹿児島藩兵器奉行」は廃藩置県で廃職予定であり、西郷から呼ばれたのは確かに大御恩といえよう。後年、大久保利通が「一流儀ある人物」と評していることから、西郷のみならず、大久保を含めた両者による新設東京府取締組への推薦と考えてよいのではないか。

なお、邏卒を創った神奈川県知事陸奥宗光も、同様に「和歌山県戎兵都督心得」（陸軍副長官）を廃職となり、外務大輔寺島宗則（薩土、在英歴 2 回）に呼ばれたのである。

また、陸奥は明治 11 年土佐立志社事件（林有造、大江卓らの西南戦争と連動した政府転覆策）に連座し、収監される。大久保は逐一その動きを注視していたというが、陸奥の収監前に暗殺されてしまい、大久保の腹心伊藤博文が陸奥を案じて山形から新設の宮城県監獄に移監させ、陸奥はそこでベンサムを翻訳し、条約改正への外交官の道を再出発することになる。

いずれも、廃藩置県で新たな道に進み、明治国家の建設に労苦を重ねた方々である。

[初出: 『大警視だより』続刊第 4 号 (通巻第 33 号、平成 29 (2017) 年 7 月 1 日刊)]

につぼん！歴史鑑定

『日本の警察はどのように生まれた？』を視聴して

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

去る平成 28 (2016) 年 6 月 27 日 (月) BS-TBS で上記のタイトルで大警視川路利良に関わる放送があった。その放送の 2 日前の夜「大警視川路利良に関わる放送がある。」との連絡を受けた。大警視川路利良に惚れ込んだ私として、これは何としても視聴しなければと思うと同時に、自分が、「日本の警察はどのように生まれたのか」と題して大警視川路利良を描くとすればどんな場面を盛り込むかということに没頭し、その準備をして放送時を待った。

先ず一言で結論的な言い方をすると、これまで川路像を取り上げたマスメディアは、「恩ある西郷に弓を引いた男」、「西南戦争の仕掛人」という偏見に満ちた視点から取り上げられていたが、今回は、「警察制度創設に貢献した人物」・「警察の父」という視点で、川路を描き、その偉業と人となりを広い観点からほぼ余すところなく表現してくれたと思う。

私は川路の偉業の中で特筆することの第一は、警察組織を司法省から内務省へ移したことだと思っている。

川路は、昔流に言えば、捕り方のトップの奉行で、奉行は「打ち首 獄門」、「江戸 所払い」等の裁判権を持っていた。部下達は、その絶対的な権限を持つ頭を全面信頼し、安心して、捕り方に専念できたのであるが、トップになる寸前にその絶対的な権限(司法機能)を司法省へ移し裁判権を譲ったのである。そして警察は捕り方(警察機能)に専念したのである。官僚というのは、昔も今も自分の権限に固執し、他へ譲るということは決してしないのが常識である。

川路は、人民を護るために、つまり冤罪を防ぐためには、捕り方のトップが裁判をしてはならないと主張し、内務省の設立を建白したのである。放送では、警察機能を内務省に移し、東京警視庁を設立したことを先ず取り上げ、これが近代警察の誕生であったと川路の業績を正しく評価してくれた。

このことは、明治 23 年 (1890) 明治憲法の柱となった立法・司法・行政の三権分立へとつながっていくのであるが、川路の内務省設立への努力は、まさに先見の明であった。今回はそのことに、しっかり光を当ててくれたのである。

川路の警察創設の基本理念は、『警察手眼』に凝縮されている。番組では、『警察手眼』のどの項目、どの文言をとり上げるかを注目して視ていた。

テレビ画面の字幕と警察手眼の文言を併記して感想を述べてみる。

「警察官の精神はすべて人々を慈しみ援助すること以外にはないであろう」 ⇒ 『警察官ノ心ハ総テ仁愛補助ノ外ニ出デザルベシ、是ヲ以テ警察権ノ発動モ亦総テ仁慈ノ外ニ出デズ』これは、川路の根本理念であって、これ抜きには川路は語れない。

「人民と接するときはまるで子供に接するように懇切に徹しなさい」 ⇒ 『人民ハ児輩ナ

り、警察官ハ其傳ナリ・・凡ソ警察官ノ人民ヲ待遇スルハ丁寧懇切ヲ極メ・・』パリの街角で目にしたパリ警察官の親切な態度を日本にも植え付けたいという川路のあるべき警察官の理想の姿であって、具体的な画像も効果的に提示された。

私は（筆者）はパリの警察官が今も親切かどうかこの目で確かめたかった。2008年から2、3年おきに三度パリへ行き、シャンゼリゼ通りやコンコルド広場等で道を尋ねたり、公衆トイレを訊ねたりしたが、いずれも懇切で、川路の見た警察官その通りであった。

川路を語るときにどうしても避けて通れないのは、西郷隆盛との決別である。

従来のマスメディアは、「恩を仇で返した」という視点から見ていたが、今回は、警察制度創設の大事な時機であるという大警視の観点から「私情においては誠に忍びない事であるが国家行政の活動は1日として休む事は許されない」、「大義の前に私情を捨ててあくまで警察に献身する」という川路の切ない心情を紹介してくれた。

この番組の第2部を構成していただくとすれば、次の二つのことは、是非取り上げて頂きたいと思う。

1 川路利良は、家庭では優しく親孝行であったとエピソードとして語られましたが、警察手眼の中に『聲ナキ二聞キ形ナキ二見ル』とあります。これはまさに「親への孝養の教え」を説いたもので、出典は四書五経の一つの『礼（らい）記』で、川路は自分が親孝行であるばかりでなく、警察官の教育の中で献身的な警察像を説いているのです。

鹿児島県警が、大警視川路利良没後120年記念に県警前広場に大警視川路利良銅像を建立しましたが、その台座には「聲ナキ二聞キ形ナキ二見ル」と刻まれています。

2 川路利良は、14歳で島津斉彬に従い江戸に上り、飛脚の後江戸藩邸勤務等を経て、戊辰戦役に従事、その功績が認められ、36歳で薩摩藩兵器奉行となりました。彼の人生は幕末の動乱の最中^{さなか}でしたが、時間を見だして剣の道、漢学の道に勤しんだことは皆様ご承知のことと存じます。彼は素晴らしい漢詩105首を詠み、それは『龍泉遺稿』として残されています。その中には、西郷隆盛が征韓論に敗れ帰郷する時の別れの漢詩もあります。そしてそれは、「大警視川路利良誕生之地」碑の台座の下の台石にも刻まれています。

川路利良は武の人ではありませんでしたが、漢学の素養を積んだ文武両道の「情」の人でありました。

おしまいにナレーションの言葉の中にもあったが、川路家は西南戦争の最中に、親族というだけで親類は殺戮され、家屋や墓地に至るまでも打ち壊しに遭遇。川路一族は、その悲運と悲哀に140年の長きにわたって耐えてこられた。薩摩の人間の一人として、陳謝と哀悼の意を表したい。

川路の復権のため川路研究に半生を捧げられた肥後精一先生[1915～2012.11.6]が亡くなられて満4年になる。今年11月の命日には、この番組のDVDを持って墓参に行きたいと思っている。

まとめは、この番組のナレーター（歴史鑑定士・田辺誠一氏）の言葉で締めくくりたい。

「川路利良は、警察官として過ごした時間は8年でしたが、近代警察を創るという川路の情熱と功績は計り知れないものがありました。「警察の父」川路利良は大きくてシンのあ

る男でした。そんな川路の目に、今の警察・世の中はどう映っているのでしょうか。」

[初出: 大警視だより 続刊第2号(通巻第31号、平成28(2026)年8月1日刊)]

『川路利良履歴資料』等にみる川路利良の姿

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

明治維新百五十年の節目に当たり、維新の立役者や所謂志士たちが物語等に登場する機会が増えることと思われる。私が住んでいる鹿児島では、「西郷どん」が大河ドラマで放映されるということで、旧鶴丸城楼門の再建が企画されるなど湧き立っている。

鹿児島では、西南戦争以後大久保憎し、川路憎しの風潮が強く、この二人の虚像が独り歩きし、適正な評価がなされないまま、小説やドラマに登場するのではないかと危惧している。

歴史的実在の人物が小説として取り上げられる場合、司馬遼太郎は「自分の著作はフィクションである」と明言しているやに聞くが、それでも小説に登場する事柄が歴史的事実であるかのように読者は錯覚してしまう場合もある。

小説というものは、決まったルールもなく、内容も形式も全く自由と聞く。従って、思いついたこと、考えたこと、すべてを小説に盛り込むことができよう。しかし、歴史的に実在した人物を小説に登場させる場合には、資料の誤読や資料批判の不徹底等による事実誤認のまま、あるいは資料・文献を無視し、自由奔放に小説を展開することは、避けてもらいたいものである。なお、これにつき、本誌所載加藤晶氏「川路大警視の真の姿を追って—伊東潤氏『走狗』読後感—」参照[本書45~48頁に再録。]

今回は、紙数の関係もあって、川路利良大警視に関しての風評や誤解について、問題提起を試みるものとして、『川路利良履歴資料』を紹介したい。

1 始めに「西郷隆盛に受けた恩を仇で返した」を取り上げてみたい。

(1) 誤解の出発点・・・「蛤御門の変」

川路利良が歴史に登場するのは、1864年: 元治元年7月19日の「蛤御門の変」となっている。その戦いで、その戦功を西郷隆盛に認められたにも拘わらず、その恩人に刺殺団を仕向け、西南戦争を引き起こし、西郷を死に追いやったということになっている。

(2) 「蛤御門の変」の戦いで、川路は、本当に西郷の激賞を受けたのであろうか。

参照した文献は下記による。(引用は下の括弧中)

『川路利良履歴資料』（公爵島津家編纂所—川路利恭氏所蔵を大正 13 年校定終了）

「元治元年七月十九日 島津備後様 凶書様始め諸隊繰出の節 私は吉井幸輔殿と御門に差越し申し候処近衛様の農門越しに鬨の聲が致し御所内に賊が入り込んだため引き返し烏丸一条の平田兵六殿の持ち場其の外諸所に於いて砲戦する 其の日 川上助八郎殿が切り合いしていたところの長人藤原秀太郎を打留申し候

同八月 金子三両下される 書付一通左の通り御座候 御兵具方與力 川路正之進
右は去月の十九日長賊御追討の砌諸所に相働き殊に川上助八郎を切り詰め候所の助太刀致し賊徒藤原秀太郎討留候由 御褒証として右の通り下され候 帯 刀

同十月 島津備後守様内々に戦功を思し召され 新納休右衛門殿より御刀頂戴仕り候

同月 御兵具方肝煎仰せ仕り候 御書付左の通り御座候

御兵具方與力肝煎 川路正之進

※ 島津備後様（家老）からの 褒美のまとめ

金子 3 両、御刀頂戴、帯刀を許される、兵具方肝煎仰せ付けられる

※ 西郷から激賞を受けた記録は見当たらない

2 川路は西郷隆盛との出会い以前に、島津の殿様との出会いがあった。

文献『川路利良履歴資料』（公爵島津家編纂所—川路利恭氏所蔵を大正 13 年校定終了）

「弘化四未年	順聖院（斉彬）様のお供をして江戸へ上る（川路 13 歳）
嘉永二酉年	宰相（斉興）様のお供をして国許へ下る（川路 15 歳）
同年六月	江戸詰仰せ付けられ江戸へ上る（川路 15 歳）
同四亥年五月	斉彬様藩主として初のお国入り際中国地方 13 力所へ飛脚を仰せ付けられる（川路 17 歳）
同年	江戸詰仰せ付けられ江戸へ上る（川路 17 歳）
同五年八月	国許へ下る（川路 18 歳）
同年	急飛脚を仰せ付けられ江戸へ上る（川路 18 歳）
同六年十一月	親病気休暇をとり国許へ下る（川路 19 歳）
安政元年寅年春	小納戸役（庭方の事務）より、長持ち才領し江戸へ上ることを仰せ付けられ、西向御屋敷御門出入り仰せ付けられる 足軽身分としての奉公を初めて引き継ぐ 藩主のお目見え仰せ付けられる 奥勤めの他に訓練毎に貝太鼓役を勤める下曾根家の訓練に勤め 太鼓打ちを習う 棠鴨嵐山駒場等の下曾根家の訓練に勤める 奥向き訓練等に精出したとのことで、御納戸井上庄太郎殿の取次ぎで 芭蕉布一反を褒美として頂戴する（川路 20 歳）

（括弧内年齢）は筆者書き入れ」

※ 川路利良は、この文献によると 13 歳で、若殿斉彬の江戸上りに御供する。どのような事情があったのかは判らぬが 13 歳でお供に加えられるというのは、川路の非凡さを垣間見る気がする。17 歳の時には、斉彬が藩主として薩摩へ初入部の先触れの飛脚として登用されているのも非凡中の非凡と言えるのではあるまいか。

西郷が斉彬にお目見えするのは、嘉永 4 年（1851 年）以降のことなので、西郷より早く斉彬及びその父斉興の御供していたのである。

3 西郷隆盛との別れ

「大警視川路利良誕生之地」の庵治石で造られた「碑」の下に土で埋もれかけた土台石に刻まれた（平成 20 年鹿児島県警察学校生発見）川路利良の漢詩を紹介して終わりとする。

送西郷君南洲歸郷

萬里歸心不暫留、夢魂先去向南州。薰風四月江門晚、客裏送君增客愁。

（故郷に帰りたい先生の心は僅かな時間も留まらず 魂は薩摩へ向かう 薫風吹く四月の江戸は夕暮れになり 貴方を見送ると 私は 益々愁いが増してくる）

※「誕生之地」に碑が建立されたのは、昭和 6（1931）年 9 月、建立発起人等は、川路の西郷への思いを後世の人に伝えたいと考えたのであろう（同漢詩は、『龍泉遺稿』にも収められている。例えば『現代語訳付き 龍泉遺稿』〈東京法令出版、平成 6 年 5 月 2 日刊〉66、67 頁参照。）。

[初出：『大警視だより』続刊第 4 号（通巻第 33 号、平成 29（2017）年 7 月 1 日刊）]

生麦事件と川路利良

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

鹿児島は、明治維新 150 年「西郷^{せご}どん」ブームで、沸き立っている。歴史に学ぼうとする流れがないではないが、経済効果を上げるたくましさの方がより派手でもある。県民所得の低い鹿児島にとっては願ってもない好機ではあろうが、大警視川路利良研鑽会会員の私にとっては、浮かれてはおれず、維新の業績や価値・人物の評価を見つめ直す好機であるととらえている。

薩摩藩第12代藩主島津茂久^{もちひさ}（忠義）の父久光が、1862年（文久2）6月7日幕政改革を志し四百人にのぼる軍勢を引き連れ江戸に入り、用を達した（文久の改革）後の帰路、その行列が惹き起こした「生麦事件」は、徳川幕府の権威に著しいダメージを与え、それとともに相対的に朝廷の権威を上昇させたことを国の内外に知らしめることになった。会員諸氏は、この歴史的事実についてはよく御存じのことであるが、時間を追ってこの行列について述べてみたい。

① 1862年（文久2）3月16日 島津久光は、700人にのぼる軍勢と共に鹿児島城下を出発

「久光は、出発に当たって次の詩を詠んだ。

聞道中原横虎狼 慷慨誰先唱勤王 （道に聞く中原に虎狼横たわるを 慷慨誰にか
先んじて勤王を唱えん

腰間頻動双龍気 欲向東天吐彩光 腰間に頻動す双龍の気 東天に向かって彩光を
吐かんと欲す）

② 最新式小銃更に 西洋式野戦砲4門携行

③ 1862年（文久2）4月16日京都に入る。

④ 入京後の久光の動き

朝廷の権威の強化、幕政の改革、公武合体の必要性を孝明天皇へ提言

幕政刷新の具体策として、一橋慶喜を将軍後見職に、越前藩主松平慶永^{よしなが}を大老に登用することを主張

この主張は直ちに上奏される。さらに、久光に京に滞在し、浪士の鎮撫に当たるよう勅諭が下される。

⑤ 1862年（文久2）5月22日 江戸に向けて出立

勅使に任命された公卿大原重徳京都出立

久光は四百余の軍勢と共に勅使に随行して江戸に向かう。

⑥ 1862年（文久2）6月7日

勅使大原重徳、久光一行江戸到着

⑦ 1862年（文久2）7月1日 将軍家茂は勅使大原重徳を迎え

「一橋慶喜を将軍後見役に松平慶永を政事総裁職に任ずる」旨宣言並びに参勤交代制度の見直し

⑧ 1862年（文久2）8月21日に久光が江戸を発駕すると決定

以上みてきたように、久光は、英名をもって聞こえた兄斉彬が成し得なかった幕政改革及び公武合体を一步進め得たことで、得意満面・意気軒高の形で江戸を離れることになった。この達成感・高揚感が事件の遠因であったと私は考える。好事魔多し。

「生麦事件」は、その帰路のことである。

行列の絵図が、「生麦事件参考館」（現在は閉館）に保管されていることが分かったので、10年ほど前、見学に出向いた。また、その後「横浜開港資料館」でも生麦事件

関係資料の展示がなされたので、それも見学に出向いた。いずれも10年以上も前の事なので、写真や記録も保存していたのだが、今回使おうとして資料を整理してみたが、資料に埋もれて見つからず。当時の記憶を頼りにして行列を再現してみたい。

先導役及び徒士列 → 本隊 → 後詰

先導役及び槍、鉄砲隊などの徒士列

本隊

供目付、久光の乗り物、長持ち、挟み箱、具足櫃、馬、車台に乗せられた小砲、鉄砲、槍、弓矢、長柄傘、藩士たち

後詰

鉄砲を担ぐ鉄砲組、その後に長持ち、挟み箱、具足櫃、医師、馬医、料理人、縫物師もいて、馬に乗った上級藩士、徒士、足軽たちが、行列を組み、約1キロの隊列であったと思われる。

長持ち等が非常に多かったことが記憶に残る。それで「生麦事件参考館」の館長さんに意見を求めると、藩主は、随行の調理人が調理したものしか口にしないので、七輪、鍋、釜、包丁などの台所諸道具一式を携行。その他、瓜、茄子などの漬けた桶を重石をのせたまま長持ちに入れた。

久光は、本陣備え付けの寝具は使わぬので、夜具、枕、蚊帳、それに風呂桶も運ばれた。それに、道中使用する組み立て式便器、周囲に張り巡らせる幕なども携行したので、長持ち等の箱モノが多いのだと思うとのことのご意見であった。

さて、川路利良はこの行列のどこにいてどんな役割で、あったのだろうか。

『川路利良履歴資料』に、わずかであるが記録が残っている。

「文久元年酉閏八月 中将様就 御下向差掛重 御用櫃才領 父正藏同様 御供被仰付候 然處御發駕當日生麦一條到来程ヶ谷御泊驛御毘雑件 早々御本陣罷出御用之儀共御座候（略）」

（久光様の御下向に際しては、父正藏と共に御用櫃を才領し お供仰せつけられ候。然るところ出発当日 程ヶ谷に御宿泊で混雑をしていたので、早々に御本陣に罷り出でたところ御用を言いつかる）

（註） 久光一行は、予定では、その日の泊りは、神奈川宿と決まっていたが、神奈川宿は、横浜村と至近距離にあり、外国の将兵が攻めて来ることが予想されるので、神奈川の次の宿場の程ヶ谷宿に行くべきだという結論に達した。

川路が言いつかった御用は、行列の長持ち、御用櫃等を急ぎ 次の宿への移動する件であったと考える。 」

「履歴資料」には、事件に関する記載はないが、彼の行列での位置は、大切な御用櫃

担当から考えると、本隊の藩主近くにいたと考えられる。列を勝手に離れることが許されない立場上、列を守ることを考えていたのであろう。

(今号はこ^こよいでよかるかい)

[初出: 『大警視だより』続刊第 6 号 (通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日刊)]

『フルベッキ群像写真』と川路利良 —M 氏への返信—

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

M 氏は、薩摩知覧島津家の重職の子孫で、知覧武家屋敷・松清邸の主人である。西



郷隆盛の「遺墨」等の収集家でもあり、江戸時代から続く一族の家系図等も大切に保存している。その彼の友人 S 氏 (知覧島津家の末裔) が、鹿児島市内のラーメン店にあったという写真のコピーを M 氏に届けた。その「写真」を持って M 氏が、[平成 28 年] 5 月半ば過ぎに私の所へ遊びにやってきて、「幕末の英傑 全員集合の写真だそうだが、その真偽について

て」の意見を聞いた。上の「写真」がそれである。

これは、皆さんご存知のように「フルベッキ群像写真」又は「フルベッキ写真」と呼ばれているものである。

私は、約 20 年前、警察学校に勤務するようになり、川路研究に打ち込み始めた頃、この写真を目にすることがあった。そして、この写真の被写体中に川路の名前があることも知っていた。

この写真には、「明治維新の志士達が勢ぞろいで写っている」というのは、歴史学者から無視されたということも知ったが、この写真について、一通りは調べてきた。

明治 28 年 (1895) 雑誌「太陽」(博文館) が、『フルベッキ博士とヘボン先生』という記事の中で、佐賀の学生たちの集合写真として紹介した。

明治 40 年 (1907) その年刊行された「開国五十年史」(大隈重信編) に『長崎致遠館 フルベッキ及其門弟』のタイトルで掲載した。

昭和 49 年（1974） 肖像画家の島田隆資氏が、雑誌「日本歴史」に、『この写真には、坂本龍馬や西郷隆盛、高杉晋作をはじめ、明治維新の志士らが写っている』という論文を発表した。この説は学会では、相手にされなかった。（当時敵味方であった薩摩・長州・公家が一堂に会して写真を撮るなどあり得ない。）

しかし、一方で佐賀市「大隈記念館」では、島田説の説明を入れて写真の展示が行われたという。

昭和 60 年（1985） 自由民主党の二階堂進副総裁が議場に持ち込み話題としたこともあった。

平成 16 年（2004） この写真を焼き付けた陶板の販売広告を新聞掲載（新聞社名略、三社）

平成 21 年（2009） 同じく陶板の販売広告新聞掲載（新聞社名略、二社）

平成 22 年（2010） コンピュータで画像処理され、全員をカラーにしたものを新聞社が販売（新聞社名略）

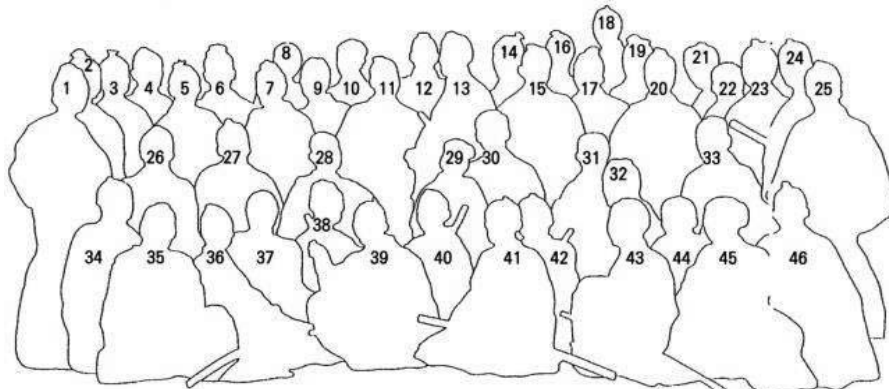
今年〔平成 28 年〕に入って新しい動きがあった。今年の 3 月 27 日 BS ジャパンが歴史ミステリー「幕末維新の謎! 竜馬や西郷古写真の暗号解読!？」のタイトルで放映。同じく 5 月 28 日再放送。（「フルベッキ写真」についての新しい情報があるのではないかと 5/28 の再放送を楽しみにしていたが、新しい情報はなかった。）

「フルベッキ群像写真」の経緯は以上であるが、S 氏から M 氏へ、そして私にまわって来た写真は、平成 16 年以降の「陶板の写真」又は「カラー写真」のいずれかのコピーだと思料する。

この「フルベッキ群像写真」の問題は、被写体の人物である。川路の名前も出てくる。

この人物一覧を見る限りにおいては、幕末の英傑が全員集合の形ではあるが、果たしてどうであろうか。17 番に川路の名があるが、私たちが見知っている、明治 6 年（1873）パリで大久保利通一行と撮った記念写真の川路利良とは、似ても似つかぬ別人にしか見えない。

1. 勝海舟	2. 中野健明	3. 中島信行	4. 後藤象二郎	5. 江藤新平	6. 大木喬任	7. 井上馨	8. 品川弥二郎	9. 伊藤博文	10. 村田新八	11. 小松帯刀	12. 大久保利通	13. 西郷隆盛	14. 西郷従道	15. 別府晋介	16. 中村宗見	17. 川路利良	18. 黒田清隆	19. 鮫島誠藏	20. 五代友厚	21. 寺島宗則	22. 吉井友実	23. 森有禮	24. 正岡隼人	25. 陸奥宗光	
26. 中岡慎太郎	27. 大隈重信	28. 岩倉具綱	29. ウィリアム	30. フルベッキ博士	31. 岩倉具定	32. 高杉晋作	33. 横井小楠	34. 大村益次郎	35. 桂小五郎	36. 江副廉藏	37. 岩倉具経	38. 岩倉具慶	39. 広沢真臣	40. 明治天皇	41. 岡本健三郎	42. 副島種臣	43. 坂本竜馬	44. 日下部太郎	45. 横井左太平	46. 横井太平					



フルベッキ写真の撮影日時については、①慶応元年（1865）説 ②明治元年（1868）

説 ③明治2年(1869) 説などある。

私は、フルベッキが勤務していた「致遠館」(佐賀藩が長崎に設けた英語学校) 関係資料等を保管・管理している『長崎歴史文化博物館』にある「フルベッキ写真」に裏書きされている「明治2年春長崎ニ於テ撮影」が、現在では妥当な撮影時であろうと考える。

そこで、川路利良の明治元年から2年にかけての動静を時系列でまとめてみる。

明治元年(1868)

- | | | | |
|-----|------------------|-----|-----------------|
| 1月 | 鳥羽方面で奮戦する。 | 2月 | 下野上総・白河方面へ転戦。 |
| 4月 | 江戸城開城、西郷に従って入城。 | 5月 | 上野にて彰義隊を撃つ。 |
| 6月 | 奥州棚倉を陥れる。 | 7月 | 浅川の戦いで負傷、横浜で入院。 |
| 9月 | 戦列復帰、若松城陥落。 | 10月 | 東京へ凱旋。 |
| 11月 | 鹿児島へ凱旋 同月 父正蔵死す。 | | |

明治2年(1869)

- | | | | |
|----|-------------------|----|----------------|
| 6月 | 戊辰戦争の功により賞典禄8石賜る。 | 9月 | 鹿児島藩兵具奉行に任命さる。 |
|----|-------------------|----|----------------|

(川路の動静に関連する動き)

- | | | | | | |
|----|---------|----|--------|----|------|
| 3月 | 天皇東京に帰着 | 5月 | 戊辰戦争終結 | 6月 | 版籍奉還 |
|----|---------|----|--------|----|------|

川路の動静一つをとってみても、このように多忙で重要な時期に、川路が長崎に行ったとは考えられない。西郷、大久保にしても同様で、ましてや明治天皇が長崎へ出かけ得るはずもない。

この「フルベッキ群像写真」は、長崎歴史文化博物館のY研究員の説明(今年3/27及び5/28の放映時の画像と音声)のように「写っている人物たちは、当時フルベッキ自身が英語の先生をしていたので、佐賀藩の英語学校「致遠館」に集まった先生や生徒たちが写っている。」という説明が最も妥当で、私も、「フルベッキが、明治2年(1869)4月明治政府の招聘によって東京に去るに際して、送別の記念写真として撮影されたもの」と判断する。

[初出:『大警視だより』続刊第2号(通巻第31号、平成28(2016)年8月1日刊)]

「前警視廳典獄山下房親氏談」を忖度する

—「川路の^{キンコロ}鞆丸」追究の旅—

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

私は、教育公務員を定年退職後、鹿児島県警察学校に勤務した。そこで、「警察手眼」

を知り、川路利良大警視（1834～1879）の高潔な人格に接し、警察学校で勤務するには、川路利良大警視の人となり、遺徳・偉業を体得することが不可欠であり、そのことが出発点でもあると痛感した。

県警本部教養課に行き、川路利良大警視研究の糸口は、何から取り掛かればよいのかの教えを乞い、2冊の本を知り得た。

1冊は「川路大警視 附・大警視川路利良君傳（中村徳五郎著）」、2冊目は、「大警視川路利良隨想（肥後精一著）」であった。この2冊を読むことがしばらくは私の日課となった。

「川路大警視 附・大警視川路利良君傳」の中の「記憶に残れる大警視 前警視廳典獄山下房親氏談の ○川路の鞏丸」（以下「山下房親談」とする）が目についた。ちなみに、山下房親は山下洋輔氏の曾祖父にあたる。

研鑽会会員の方は充分御承知のところであるが念のために関係する部分を抽出してみる。

「○川路の鞏丸 上野戦争の時、君は廣小路口に向ひ、衆に先じて叱咤敵に向つたが、彈丸雨飛、賊の勢頗る猛烈で官軍も屢々撃退された。負けぬ氣の君は残念でゞ堪らない、一層邁進して居る時しも敵彈に中つて仆れた。官兵は直に君を擔いで營に歸り、醫者の手に掛けた。傷口を調べて見ると、丁度陰囊を彈丸が貫いて居た。併し幸いにも鞏丸を傷つけて居ない。これは激戦中에서도此の豪膽なる川路君の鞏丸は何時もぶらゝ垂れて居たことを證明して居るのである。そこで川路の鞏丸と云う事が軍中の大評判となったさうな。上野戦争の際君が物した七絶がある。

一片黒雲追短蓬 海天卷雨乍濛々 疾風吹入緑山樹 山上群鴉散晚風 』

このことに対して、川路研究者として定評のある肥後精一氏は、「大警視川路利良隨想」の中で次のように書いている。

「 七月十六日浅川の戦いで川路正之進は手負（負傷して二ヶ月余り横浜病院へ入院して九月十日までまたもとの隊に復歸している。）この時の負傷が川路の陰囊を弾が通って後で川路の鞏丸として逸話となった。 』

尊敬する川路利良大警視の大事のところを負傷した戦いが、上野と福島県浅川では場所も戦いの日も違う。これはしっかり確認しなければならないと思った。

他の文献も調べてみると、上野説は、「山下房親談」の他に、加来耕三「大警視川路利良」があり、浅川説は、肥後精一説の他に、神川武利「大警視・川路利良」があった。これは、ますますもって調べねばならないと決意した。

この負傷は戊辰戦争の最中に起きたものである。政府軍と幕府軍又は奥州列強との戦である。どこかに何らかの記録が残っている筈である。戊辰戦争の公的記録探しを始めた。

①「薩州藩届書」を発見する。

横浜開港資料館地下資料室に「日本初期新聞全集」が保管されていることを知り、当時の新聞から慶応4年戊辰7月を調べていく中で、「関東鎮台日誌」第12の中に「薩州藩届書」を発見する。

「薩州藩届書」

昨十六日浅川驛之方二當り砲聲相聞候二付釜子驛出張ノ弊藩人数ヨリ斥候差出シ候處會津仙臺等ノ賊徒八百人位襲来候故彦根土州之兵ト砲戦之様子二付爲應援黒羽一小隊弊藩一小隊繰出シ〇〇印旗ヲ伏セ賊之背後二迫而山上ヨリ追イ〇〇一時二砲撃之上二守此人数引上ケ凱陣仕候此方手負別紙之通二御座候不取敢御届申上候以上（註 〇〇は読み取り不能）

白川口出張薩州

七月十七日 相良治郎

別紙

手負 川路正之進
同 緒方藤之丞

この「薩州藩届書」は、薩摩の出先部隊から政府軍最高機関「関東鎮台」への公的戦況報告書であり、「浅川の戦い」の報告書である。「川路が鞏丸に弾傷を受ける。」の文言こそ無いが、川路が浅川の戦いで傷を負ったこと（手負）は間違いなく記録されていた。

川路が浅川で受傷したことが判明したので、地元浅川の人たちの記憶にも残っている筈だと思い、浅川町史を調べるため浅川町社会教育課及び郷土史研究家の人たちに会う。

②「浅川町史」を見る。

浅川の戦いの現場と「浅川町史」確認のため福島県浅川町を訪れた。中央公民館館長 Y さん、浅川町政策主幹 T さん、郷土史研究家 K さんの立合いで町史を調べる。

「浅川町史」の記載

薩摩藩負傷者 川路正之進 緒方藤之進

川路は鉄砲でふぐりを射貫かれ 13 日間温泉で治療に専念した後、部隊を追って二本松方面に向かった。古老によると川路が湯治をした場所は城山の湯であるという。

（浅川町史 第1巻 p1128）

この続きには、川路が後に初代警視總監になったことも書き添えてあり、郷土を滅ぼしに来た敵の隊長に憎しみどころか親しみさえも感じたように読み取れる。

③負傷した川路はその後どうなったのか。

川路は、当時兵具方一番隊小隊長であった。その小隊長が戦列を離れるのであるから、薩摩の戊辰の役の記録にあるはずだと思い、負傷後の川路を鹿児島県立図書館に保管されている薩摩藩文書等を調べてみたが、どうしても見出すことは出来なかった。

次の手掛かりを肥後精一氏の「大警視川路利良隨想」に求めた。肥後氏は川路の負傷を「横浜史稿」を基にしていた。

横浜市の行政資料を保管している「神奈川県立公文書館」を訪れた。川路に関係するであろうと思われる文書には、次の三つがあった。

・「横浜史稿」（昭和 48 年復刻版） ・「ものがたり西区の今昔」 ・「神奈川県医師会病院前史」

「神奈川県立公文書館」で判ったこと

ア 戊辰の役傷兵を治療した病院は、横濱軍陣病院で、俗に横浜病院と言われ、主として重傷者の治療に当たった。

イ 医師は、駐日英国領事館付医官のウィリアム・ウィリス（1837～1894）等であった。

ウ 病院に関する資料・カルテ等は、関東大震災と太平洋戦争の二度の空襲でほとんどが焼失し存在しなかった。

エ 病院で亡くなった者は、大聖院（お寺）に葬られ、その墓地に埋葬された。

オ その「大聖院」も、「横濱軍陣病院」も関東大震災で焼失した。

川路が横濱軍陣病院で治療を受けたかも知れないが、その確かな証拠はなかった。ただ大聖院が再建されている（横浜市西区元久保町 5-20）と聞いたので藁をも掴む気持ちでお寺を訪問した。

この寺に「横浜西区史」が保存されており、それには、横濱軍陣病院が東京に移るまでのおよそ 6 ヶ月間に治療を受けた患者数 491 人、治療の甲斐なく亡くなった者は 59 人とあったと記録されていた。川路の名は勿論その他の傷兵の名前も出て来なかった。近くの官修墓地を案内していただいたが、土佐と長州の人たちの墓だけで、薩摩藩士の墓は無かった。

手がかりなく帰ることになったが、住職さんは気の毒がり、「治療を受けた傷兵の名簿の探し出しを協力する。」と言って下さった。

④ついに川路の名前発見

大聖院を訪れてから約一年が経ったころ、「川路さんの名前が、国会図書館で見つかりましたのでそのコピーを送ります。」と、大聖院住職の娘さんからの電話を受けた。小躍りして喜び、そのコピーの到着を待った。ほどなくして『「横濱軍陣病院」の日記』のコピー（約 80 頁分）が娘さんからの手紙が添えられて届いた。

娘さんからの手紙

「 前略

本日は、お忙しいところ突然電話いたしまして大変失礼致しました。電話で申し上げましたように 私どもの方でいろいろと資料を探しておりましたところ国会図書館に保管してありました資料『横濱軍陣病院日記』にお探しの方の名前もございました。

当時病院という概念はないのでカルテではなく日記となっています。この軍陣病院での西洋（英国）医療や入院のシステムが今の日本の病院の始まりと医史学では考えているようです。

今回の資料が松井様の調査・研究にどれ程お役に立つかわかりませんが、ほんの少しでも参考になればと思い大変不躰にあのような時間に連絡を致しました。どうぞお許し下さい。

寒さに向かう折 御身体専一に。乱筆ながら まずは用件のみで失礼します。

草々

平成 22 年 11 月 12 日

Y・M（密浄長女） 』

「明治初年醫史料（續） 『横濱軍陣病院日記』 ＊（本稿末尾参照。）

解題

本書は、慶應四年（明治元年）閏四年十月二十一日に至る横濱の軍陣病院（横濱病院）の日記である。

この病院の起源に就いては、「復古外記」の「東海道戦記」元年閏四月十三日の條（復古記刊本第九冊二十頁）に『大總督府英国醫師ヲ雇ヒテ兵士ノ創痍ヲ療ス、尋テ病院ヲ横濱ニ設ケ使番佐藤金義ヲ遣シテ其事務ヲ總管セシム』の綱文が立てられて居る。更に同所載の諸文書を総合して見ると、その前日即ち十二日に東海道總督府参謀の名を以つて官軍諸藩に宛て十三日から江戸赤羽有馬の上屋敷に英醫招いて傷病兵の治療に當らしめるから夫々傷兵をおくれと言ふ達が發せられて居る。この醫師は即有名なウリースで當時は横濱に滞在して居つたのである。そこでウリースはこの招聘に醫として名高いウリースを招く爲に設けんとしたもので、最初は江戸に開く豫定であつたらしい。所が合憎ウリースは横濱で病氣中のパークスの子息を預かつて居るので江戸滞留は困難であるから傷兵は横濱の方で治療をしたいと申出た。そこで已むを得ず急に横濱修文館に病院を開く事に變更されたものである。かくて早くも十七日には左の如き達が發せられて居る。（「達」は省略）

日記は十七日から始まって居る。十八日には、使番の佐藤嘉七郎（金義、名古屋藩士）が總取締となり江戸より出張、既に到着の傷兵の手配等事務を開始し、翌十九日にはウリースも助手二名を連れて出勤し、傷兵の腕切断手術を施して居る。これから日々の記事は、績々各地より送られる傷兵で大困難を呈し、そゞろ戦禍の激しい様子が想像せられる。又ウリース其他御雇洋醫の消息も色々出てくるし・・・（紙面の都合で略）・・・

扨この病院は結局同年秋東京下谷に大病院（即ち醫學所）の出来るに及びその方に引継がれて終つたのである。・・・（後 省略）

大久保 利謙 記

慶應四年戊閏四月

日 記
脩文館出張 御使番

この日記の 七月廿六日付けに
「 一 薩州藩手負人奥州より陸路通行當病院へ今日到着左之通り

川路正之進
緒方藤之進
田中眞治郎
病人 佐藤猪三郎

史料発見に御尽力戴いた大聖院の方々にお礼を言わなければと思い、横浜に飛んだ。大聖院の御住職様は、半年ほど前にお亡くなりなっていて、亡き御住職様の御遺志を継いで御奔走下さった娘さんは、勉学のため、アメリカへ御留学なされた後であった。御位牌に手を合わせ、御令室様に御礼を申し上げ、横浜をあとにした。「川路の鞆丸」追究の 10 年にも及ぶ私の「旅」は、やっと終わりを告げた。

終わりに

前警視廳典獄山下房親は、浅川での受傷を知らなかったのであろうか。山下は、先輩の川路を尊敬し、川路と共に西南の役で薩摩軍と戦っている。それらを考えると、川路の豪胆さと精神力を褒め讃える意味で、話の舞台として彰義隊との激戦地上野を選び、美談としてのストーリーをまとめたのではないかと思う。そしてこのことは、「川路大警視 附・大警視川路利良君傳」の著者中村徳五郎先生も御承知のことであつたのではないかと付度する。

(完)

* (事務局註)：未確認ではあるが、大久保利謙編とあるので、1941 年の『日本医史学雑誌 復刻版 17 巻』(思文閣出版、1978) 付録 p.1～82 (『横浜軍陣病院日記』所収) か。

〈http://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000151552〉

[初出: 『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊)]

川路正之進を治療した医師ウィリアム・ウィリス

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

〔目 次〕

1 はじめに	91
2 参考とした資料	91
3 川路正之進は何処で、誰の治療を受けたのでしょうか。	91
4 ウィリアム・ウィリスについて	93

1 はじめに

小生ここ 2～3 年療養中で、大警視について新しく文献を探しに出かけたりすることが困難になりましたので、これまで集めた資料・文献で未整理だったものを読み返したりしています。今回の『大警視だより』続刊No.8 では、川路正之進（利良、1834～1879）が戊辰戦役浅川の戦いで銃創を受け¹⁴、その治療に当たったウィリアム・ウィリス（1837～1894）について述べてみようと思います¹⁵。

2 参考とした資料

- (1) 『幕末維新を駆け抜けた英国人医師一甦るウィリアム・ウィリス文書一』
著者 ウィリアム・ウィリス、訳者 大山瑞代、出版社 創泉堂出版、発行平成 15 年 11 月 30 日。鹿児島県歴史資料センター黎明館が所蔵する「ウィリアム・ウィリス文書」の内 1860 年頃から 1880 年頃までの書簡・書類を翻訳・翻刻したもの
- (2) 『英医ウィリアム・ウィリス略伝』（佐藤八郎述）
著者 佐藤八郎、出版社 佐藤八郎、発行昭和 43 年 4 月
- (3) 『日本初期新聞全集 16（慶応四年六月一四年七月）』（東京大学法学部明治新聞雑誌文庫 北根豊編）の中の「日本医史学雑誌^⑰」

3 川路正之進は何処で、誰の治療を受けたのでしょうか。

¹⁴ これについては、『大警視だより』続刊第 5 号（平成 30（2018）年 1 月 1 日刊）所収の拙稿「前警視廳典獄山下房親氏談を付度する—「川路の擧丸^{キンゴロ}」追究の旅—」[本書 85 頁以下に再録。]を参照して下さい。

¹⁵ 同氏については、ネットでは例えば下記ウィキペディアその他を参照願います。

< <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A6%E3%82%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%82%A6%E3%82%A3%E3%83%AA%E3%82%B9>>

(1) これについては、上記 1 の(3)の中の『横濱軍陣病院の日記』に次の文言があります。

「・慶応四年七月二十六日 「薩州藩手負人奥州より陸路通行當病院へ今日到着左之通り 但し 病人壹人 川路正之進 緒方藤之進 田中眞次郎 病人佐藤緒三郎

・慶応四年九月五日 薩藩銃創人大警視川路正之進家頼壹召連今日退院」

(2) 『横濱軍陣病院の日記』

この日記については、「日本医史学雑誌^⑩ 明治初年醫史料（續）」の中に『解題』がありますので紹介します。

「本書は慶應四年（明治元年）閏四月十八日より同年十月二十一日に至る横濱の軍陣病院（横濱病院）の日記である。この病院の起源については。「復古外記」の「東海道戦記」明治元年閏四月十三日の條（復古記刊本第九冊八二〇ページ）に大總督府英國醫師ヲ雇ヒテ兵士ノ創痍ヲ療ス、尋テ病院ヲ横濱ニ設ケ使番佐藤金義ヲ遣シテ總管セシム」の綱文が建てられて居る。更に同書所載の諸文書を総合して見ると、その前日即ち十二日に東海道總督府参謀の名を以って、官軍諸藩に宛て十三日から江戸赤羽根有馬の上屋敷に英醫を招いて傷病兵の治療に當らしめるから夫々傷兵をおくれと言う達が發せられて居る。この英醫は即有名なウィリスで常時は横濱に滞在して居たのである。そこでウィリスはこの招聘に應じ十三日十四日出張した。扱この病院は各地騒亂の繼續と共に發生する傷兵の手當に充分を期する爲めと當時外科醫として名高いウィリスを招く爲めに設けんとしたもので、最初は江戸に開く豫定であつたらしい。所が合憎ウィリスは横濱で病氣中のパークスの子息を預つて居るので江戸滞在は困難であるから傷兵は横濱の方で治療をしたいと申出た。そこで已むを得ず急に横濱修文館に病院を開く事に變更されたものである。かくて早くも十七日には左の如き達が發せられて居る。

赤羽有馬邸へ英醫御招之儀、當分被爲止、横濱野毛町修文館ニオイテ御招ニ相成諸道官軍手負之中重疵之者計リ治療被仰付候、右ニ付御使番佐藤嘉七郎同館へ出張萬端致差圖候間、各藩重疵之者ハ同所へ連レ行治療爲致候様、從大總督府被仰出候條相達候事

從四月十七日 東海道總督府 参謀」

(3) 以上の横濱軍陣病院日記及びその『解題』から、川路正之進は、浅川の戦いで銃創を受けた後、陸路で横濱軍陣病院へ運ばれ、7月26日入院、治療を受け、9月5日退院したことが判ります。治療したのは、英医ウィリアム・ウィリスでした。

余談になりますが、横濱軍陣病院日記には、中村半次郎（桐野利秋）が5月19日入院8月21日退院も記されています。江戸城無血開城後、御承知のように、幕府抗戦派旗本等は彰義隊を結成、上野寛永寺に集結しました。薩摩藩、長州藩を中心とする新政府軍との戦い、通称上野戦争が5月15日ですから、桐野の入院日から考えると桐野は上野戦争で銃創を受け横濱に運ばれたものと類推いたします。3ヶ月余りの入院ですから、川路より重傷かと考えられます。川路と半次郎が同じ病院で治療を受けなが

らどんな話を交わしたのか、司馬遼太郎に語って欲しかったなあと思います。

(4) 川路らが入院したころのウィリアム・ウィリスの心境について、ウィリスが故郷の兄宛てに送った書簡を紹介します。

「横濱に戻って間もなく、緊急治療を必要とする負傷兵が送られてきた。その後も患者は増え続け総数 176 名、そのうちの 120 名が薩摩藩兵、23 名が長州、18 名が土佐、6 名が豆州、5 名が備前、3 名が藤堂、1 名が大村という内訳である。そのうちの 50 名は先日上野寛永寺から「浪人」を駆逐する際生じた江戸の戦いで負傷した者である。残りの負傷者は、江戸の北で会津討伐のために派遣されて傷を負った人々である。

負傷のほとんどがさまざまな種類の火器によるものである。日本における最近の抗争において、従来の刀はもはやほとんど使用されなくなっているようである。

また、一部の日本人の軍人精神を示す例として、現在横濱で治療を受けている兵士の中に、かつて京都で銃弾による負傷を私が治療した者が何人か含まれていることを記しておきたい。手助けをする日本人医師たちは、銃弾による傷の治療に必要な副木、その他の治療器具の使用法をすでに学んでいる。複雑で時には有害な漢方医学に取って代わるのではないかという希望が湧いてくる。

敵の手にわたった負傷兵の処置に関して私が知り得たことを二言三言記しておきたい。

敵味方いずれの側にも、人命を不必要にしかも残酷に犠牲にすることが、敵対行為の特徴となっているのは危惧すべきことである。双方が相手の行為を自分の行為の正当化に利用している。最近の江戸における戦闘で負傷した「浪人」は全員斬首となった。負傷した捕虜はほとんど同情されることなく通常は斬首と決まっているのである。負傷した捕虜はいないという重大な事実がある。言うまでもなく、私は人命を不必要に犠牲にすることに対して、身を挺して反対していく所存である。(1868年7月21日横濱発書簡)

(5) この横濱軍陣病院の終末（上記『解題』の追記及び「文部省第一年報」から）
「扱この病院は結局同年（明治元年 1868 年）秋東京下谷に大病院（則醫學所）の出来るに及びその方に引繼がれて終わったのである。」（「文部省第一年報」には、病院の東京移轉を 7 月 20 日としている。）

4 ウィリアム・ウィリスについて

(1) 横濱軍陣病院以前のこと

・ウィリアム・ウィリスは、1837 年アイルランドに生まれ、エジンバラ大学で医学を学び、ロンドンのミドルセックス病院の勤務医を経て、文久 2 (1862) 年弱冠 25 歳で英国領事館付医官として来日しました。幕末の戊辰戦争や東北遠征に従軍し負傷兵の治療に従事したことにより西郷隆盛らと知り合いました。

・来日直後（文久 2.8.21）、生麦事件に遭遇、医師としていち早くリチャードソンの斬殺現場に駆け付け、筵に被われて横たわった無残な遺体を発見しました。彼と薩摩藩との最初の出会いでした。文久 3 年 8 月生麦事件賠償金要求のための薩英戦争に参

加し、軍監 7 隻と共に鹿児島湾に到着しました。彼は乗艦していたアーガス号から見た鹿児島の景色を兄へ送った書簡に次のように記しています。

「青々と広がる草木は、他の雄大な光景の美が私たちの想像力に衝撃を与えるのと同様に、私たちの目を十分楽しませてくれます。穀物類がちょうど実りの季節を迎えている今、実った穂の薄色と草木の明るい緑が隣り合わせに広がっています。願わくば、ここに友人一同が会し、この場所の総観さと珍しさによって、一層高まる喜びを共有し興奮し合うことができたらと思わざるを得ません。(1868年8月26日横濱発書簡)」

(2) ウィリアム・ウィリスと鹿児島との関わり

これについては、『幕末維新を駆け抜けた英国人医師一甦るウィリアム・ウィリス文書一』の巻頭の「推薦の辞」(鹿児島日英協会長・鹿児島大学医学部同窓会〈鶴陵会〉会長尾辻義人先生)及び「ウィリスと鹿児島」(尚古集成館前館長芳即正先生)の文言をお借りします。

「尾辻義人「推薦の辞」

[横濱軍陣病院の後、] 1869年東京医学校兼大病院(東大医学部の前身)の院長に招かれ、学生の指導と診察に当たっていましたが、日本の医学が、ドイツ医学を採用したことから職を去り、西郷隆盛らの招聘もあって鹿児島にやって来ました。」

「芳即正「ウィリスと鹿児島」

鹿児島では、浄光明寺跡(現南洲墓地)に医学校を造り、現鹿児島駅近くの小川町に赤レンガの病院(俗称赤倉病院)を造って、西洋医学の教育が始まった。ウィリスは、明治八年(1875年)一時帰国、翌年再び来日するが、その翌十年西南戦争が発生、ウィリスはイギリス当局の命令によって鹿児島を去る。その間、鹿児島に近代医学の基礎を築き、高木兼寛(東京慈恵会医科大学創設者[ビタミンの父と言われる])を初め多くの門弟を教育し、さらに多数の患者の治療に当たった。門下生たちは、明治二十六年(1893)ウィリスの頌徳記念碑を建立、それは今に鹿児島大学医学部の地に現存する。

ウィリスは旧薩摩藩士江夏十郎の娘八重と結婚、男子アルベルトが生れる。親子三人鹿児島を去った後単身帰国、再来日後、間もなく妻を残して永久帰国する。二十数年後アルベルトは、母を探しに来日、感激の対面を果たす。」

(3) その後のウィリアム・ウィリス及び妻子の消息について

[ウィリアム・ウィリス]

- ・明治 14 (1881) 年アルベルトを同伴して帰国後、1883 年シャム国バンコク駐在英国公使館医官となり、欧州人向けの公衆・病院及び私立病院をバンコクに建設
- ・明治 25 (1892) 年病気のため英国へ帰国
- ・1894 (明治 27) 年 2 月 14 日兄の家で死去 (57 歳)。

[アルベルト]

- ・母と再会を果たしたアルベルトは、日本への帰化が認められ、日本名「宇利有兵」を名乗り、奈良県郡山畝傍中学、五条中学、岡山県笠岡、倉敷の商業学校及び関西

大学等で25年間英語教師として勤務。

- ・平田きくと結婚、3男2女に恵まれ、昭和18（1943）年に亡くなっています。

[妻八重子]

- ・ウィリアム・ウィルスの妻八重子は、明治29（1896）年詩人の望月某氏と再婚、1男2女をもうけました。
- ・昭和8（1933）年東京麻布で81年にわたる波乱の生涯を閉じました。

(以上)

[初出:『大警視だより』続刊第8号(加藤晶会長追悼号、通巻第37号、令和元(2019)年7月1日刊)]

エッセー 川路利良のためらい

大警視川路利良研鑽会

鹿児島事務局代表 松井幹郎

「西郷と大久保の対立は、薩摩人たちに深刻な決断を迫ることになった。東京に残るか、鹿児島に去るか。しかし川路利良は迷わなかった。」(『週刊朝日』平成30(2018)年11月2日号「司馬遼太郎と明治 連載30 薩摩王国の終焉⑤」冒頭の文言)

本当に川路は迷わなかったのでしょうか。川路も人の子、恩義を誰よりも感じる天性の努力家が迷わないはずはないと、私はずっと感じてきています。

川路利良には、漢詩集『龍泉遺稿』が残されています。これについては、あまりにも著名なので、詳細な説明は割愛させていただきますが、差し当たっては肥後精一・西岡市祐両氏共編『現代語訳付 龍泉遺稿』(東京法令出版、平成6(1994)年5月2日刊)を御参照願います。この中から、今回二つの漢詩、①「送篠原君國幹歸郷」と②「送西郷君南洲歸郷」を紹介させて頂き、論を進めたいと思います(上記『現代語訳付 龍泉遺稿』① 32、② 66頁掲載)。

送篠原君國幹歸郷

無奈河梁別淚紛、
高樓絲竹不堪聞。
憶君明日函關路、
回指江門入白雲。

篠原君國幹の郷に歸るを送る

奈^{いか}んともする無し 河^か梁^{りょう}に別るに 涙紛たるを、
高樓に 絲竹^{しちく}を 聞^きくに堪^たへず。
憶^{おも}う君の 明日^{あした}に函關^{かんかん}に路^{みち}し、
回^{めぐ}りて 江門^{えもん}を指し 白雲^{はくうん}に入るを。

「〔篠原國幹陸軍少将と川路利良の〕二人は長い間、盟友として新時代をひらくために、共に戦った仲であったが、篠原は西郷隆盛への節義を貫いて帰郷し、川路大警視は近代国家建設の大義のために政府にとどまることになるが、やがて破局を迎えることになる。この時の心境を、〈涙がとめどもなく流れ落ち、送別の曲も聴くのになえ難い〉と心底から悲しんでいる。

西南戦争をめぐる、後世、諸説が宣伝され、川路大警視は誤解されていることが多いが、この詩は、二人が別れる時のいつわらざる心情を吐露した、貴重な資料である。」

(上記『現代語訳付 龍泉遺稿』の巻頭言 元警察大学校長武藤誠先生〈1922～2013〉の「心うたれる優れた作品」から)

もう一つの漢詩

送西郷君南洲歸郷

西郷君南洲の郷に歸るを送る

萬里歸心不暫留、

万里の 歸心は 暫くも留まらざるも、

夢魂先去向南州。

夢魂は 先ず去りて 南州に向かふ。

薰風四月江門晚、

薰風の 四月に 江門は 晩れ、 (江門=江戸)

客裏送君増客愁。

客の裏に 君を送れば 客愁を増さしむ。

征韓論に敗れた西郷は、明治6(1873)年10月誰にも告げず一人静かに東京を去ったことになってますが、川路は、東京を去る西郷を見送っています。その時の心境が上の漢詩です。川路の心情は、特に最後の一行「客裏送君増客愁」によく表れていると思います。

(脚注 = 西郷君、篠原君に違和感を感じる方もいらっしゃると思いますが、当時の尊称としては「君」が最高の尊称であったとききます。現代でも、国会で登壇者を紹介する場合、議長が「〇〇君」と発言していますが、その名残だといわれています。)

この漢詩は、「大警視川路利良誕生之地」碑(昭和6(1931)年9月27日建立)の臺石の一つに刻まれ、地中に埋もれていたのを、筆者は鹿児島県警察学校勤務時代に学生と一緒に平成10年代のはじめに発見いたしました。

川路利良ためらいの証拠は次の事にも顕れていると思います。

明治10(1877)年西郷は薩摩士族一同と西南戦争に立ち上がります。川路は大警視兼陸軍少将に任じられ、別働第三旅団司令長官として薩摩征圧に当たりました。しかし、薩摩軍最後の砦となる鹿児島には、彼自身は足を踏み込みませんでした、それどころか、薩摩軍全滅となる前に病気を理由に司令長官を辞任いたしました。

川路は、日本警察を創設した、たしかに鉄の意志の人でありました。しかし、それと同時に、戊辰戦役では、傷ついた部下を毛布と葡萄酒で見舞う優しさの人でもありました。征韓論論争以後鹿児島へ下野する薩摩の士族たちへ愁いに満ちた眼差しで見送りをしてきた情の人でもありました。また、愛妻の膝枕で、焼酎を楽しむ和の人でもありました。

川路の「ためらい」は、明治10年に最大の恩人であった西郷を失い、11年には西郷亡き後の後ろ盾でもあった大久保を守り切れなかったことでしょう。

明治 12 (1879) 年警察制度確立のための再度のフランス視察に出かけますが、マルセイユ上陸後間もなく病に罹り、パリでも殆ど病床にあり、当時ヨーロッパに来ていた元薩摩藩士前田正名 (1850~1931) 等の勧めもあって志半ばで帰国の途に就きました。10月8日横浜港着、その5日後の13日亡くなりました。

ためらいを引きずりながら生きて来た川路は、殉職ともいえるこの「死」を迎えました。そして、この死こそが、司馬遼太郎いうところの「薩摩王国の終焉」だったのだと思います。

青山霊園の川路の墓前には、今年の命日 (平成 30 年 10 月 13 日) にも、大好きだったふるさと鹿児島島の有志たちが大警視川路利良尊敬の念で作りに上げた焼酎「川路利良大警視」という銘柄の焼酎が「大警視川路利良研鑽会」会員の手で供えられたと聞いています。

大警視川路利良の遺業・遺勲を若い警察官に伝え、川路が目指した世界一流の警察を実現していこうではありませんか。

[初出: 『大警視だより』続刊第 7 号 (通巻第 36 号、平成最終号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊)]

川路大警視の面影を見る

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 原田 弘

大正 8 (1919) 年 8 月警視庁発行の機関紙『自警』(注 1) が庁創立五十年を記念して記念号 (第 6 巻第 60 号) を発行した。その中には創立当時の巡査などがその頃を回想していろいろ書いている。ほとんどの内容が川路大警視の厳しい姿勢であった。どうもこれは主として署長など幹部クラスの者どもを対象にしたのではなかろうか。

その中で、ある重要犯人逮捕をして表彰状を受けた新藤銀蔵 (玉川隠士) (注 2) が川路大警視に会って「聞くと見るとは大いに違っている。大警視の部屋は六畳間位の部屋で賞状を渡され温顔慈父の如き感がした」とその模様を語っていた。

老母を伴った散歩

家庭には妻のほか八十歳になる老母と令嬢 (川路利恭夫人) がおり、よく二人を連れて散歩にでた。向島や浅草の「花やしき」などに出向き、手ごろな処で食事などをしていた。このときも何時も太い洋杖を持っていて「俺はこれ一本あれば敵を横面一つで倒す」とその信念はやがてすべてに流れていた。

叱ることをせず

家庭では如何なることがあっても人を叱ることはなかった。つまり怒るとか立腹し

たということを見せなかった。出入は馬車を用いていたが、ある朝、御者が来なかった。昨夜遊びに出てそのまま帰らなかったのも、やむを得ず人力車で出かけて用事を済ませた。そのとき、家人が「少し注意してやってください」と頼んだが、「人は悪いことをしたとき良心をせめられているものだ、後日、おもむろに言って聞かせるのがいい」と言って決して叱らなかった。この心は何の方面にもその通りで後日の説論は懇々として人の胸に沁みわたるものであった。

男子怒るは唯一度のみ

大警視は常に周囲の人を戒めて「けっして物事を怒ってはならぬ。人には過誤や失策がありがちだがどんな場合でも怒ってはならぬ、怒るときそれは一度で、一度きりである筈だ」。———身を捨てて怒るとき、大警視は遂に怒ることにあわなかった。

ただ一口の太刀

大警視は十三歳にして上京し、薩摩屋敷に居住して、そこで剣道を学び奥義を極めたのであったが、家に蔵する刀はただ一口しか持たなかった。それは「人を斬る時に二刀はいらない」という信念を常にもっていた。のみならず、刀の用途は唯一つで決してこれを飾ったり眺めたりするものでないと固く信じていた。

枕頭に紙と硯を置く

大警視は常に四時間より多くの睡眠時間をとらなかった。しかもその床に入るや常に枕頭に紙と硯を置き、夜中に思索が湧けば直ちにローソクに火を点じて筆を走らせることを常にした。「夜の考えはまことによい」といつていた。

筆をとれば頭痛去る

趣味といえは書を書くことであった。頭痛などしたときには、早速唐紙をのべさせ、握り太の筆をとって心ゆくまでふるわれた。碁や将棋を嫌い、警察官として不適當な趣味であると排していた。これが急迫に処するに支障を生ずるからといつていた。

大好物

身体が大きかった割合に食事の量も多かった。遠く出かけるときは昼食を朝食と一緒にしてとっていたそうだ。それでいいと自分で言っていた。夏は冷そうめんを毎日食べた。一年を通して蒲鉾が大好物であった。「お宅は料理屋ですか」とは蒲鉾屋の細君から出た言葉であるそうだ。

大正十三年または四年 T・O 生（注 3）

（注 1）「自警会の創設と雑誌自警の発行」は大正 8（1919）年 8 月 15 日である。

（注 2）新藤銀蔵（1859～1927）については後藤狂夫（？～1932）「噫々新藤銀蔵君」『警察協会雑誌』第 322 号（昭和 2 年 6 月刊）参照。同氏は大正 12（1923）年 2 月警視庁警視で退官、以後警察協会事務員を勤めた。

（注 3）引用した原文には「T・O 生」と記載されているが、大正時代の書物であり筆者が特定できない。よって原文のままの記載とした。

[初出: 『大警視だより』続刊第 2 号（通巻第 31 号、平成 28（2026）年 8 月 1 日刊）]

西郷隆盛と大久保利通との比較

—川路大警視との関連で—

警察政策学会警察史研究部会員

大警視川路利良研鑽会会員 原田 弘

川路大警視（利良、1834～1879）に最も影響があつた西郷隆盛（1828～1877）と大久保利通（1830～1878）の人物を比べると、西郷が庶民的であるのに対し、大久保は官僚的な性格であつた。明治 33（1900）年頃の維新生残りの物語の中で山縣有朋（1838～1922）が大久保を批判した言葉の中に、要旨次のようなものがある（『伊藤侯 井上伯 山縣侯 元勲談』〈文武堂、明治 33 年 2 月 15 日刊〉180 頁以下。国立国会図書館デジタルコレクションにあり〈110 コマ以下〉。）。

一体大久保という人物は薩摩人の中でも一種特別な性格であつて驕奢に長じたものである。金殿玉楼を造つたといつて誹謗するものもあつて、大久保のところに行つてお茶一杯も飲まぬという傾向があり、現に大山（今の侯爵〈巖、1842～1916〉）などもその中であつた。こんな中、征韓論で二派に分かれ、一方は西郷に付いて野に下り、一方は大久保に付いて朝に留まるようになったのだから、自然に政府の仕事は大久保一身に集まり、反対者から怨を受けるようになった。一方では警視庁では川路利良が大警視を務めており、乾分の五、六名を帰省旁々状況視察に遣つた。

当時の状況は明治 7（1874）年の佐賀の騒動、同 8 年の台湾の役が起り、続いて山口、秋月、筑前というように殆ど不穏な空気の風潮があり、天下の人心が何となく薩摩に向き、現に庄内藩のものなどは鹿児島に入っている兵を鍛錬していた。このような中に川路の乾分が情況視察のため帰省したものだから、西郷の幕下におる者は川路がこんな乾分をよこすのは大久保の意を受けて帰省したに違いないと思つた。今考えれば、なるほど電報の視察を刺殺との読み誤まるのは無理もない。それで戦争になつたのである。

しかし、西郷と大久保の中は既に溝ができていたと思われる。大久保が三年町に邸宅を建てた時、その招待状を使いを持たせたところ、西郷はこんな暇があつたら芝の大円寺（註：明治後期に芝から杉並区内に移され今でも維新関係者の多くの墓がある。現所在地：同区泉 3-52-18）に行つて維新の志士の墓に草むしりに行けといつて使者を追い返したという話もあるといふところを見ると、両者は思想の上で溝ができていたのではなからうか。

また、当時山形大講師だつた板垣哲夫氏（1947～）に「大久保人脈の研究」『歴史と人物』（中央公論社刊）昭和 53 年 10 月号 102～109 頁がある。この中で、維新後一旦鹿児島に帰つた西郷隆盛をはじめとするメンバーに対して大久保は熱心に任官するよう勧め、明治 4 年大山巖・野津鎮雄（道貫兄、1835～1880）・高島鞆之助（1844～1916）・

村田新八（1836～1877）・川路利良が西郷の政府入りと共に任官していることを記載している。

大久保の暗殺についての「斬奸状」を見ると、川路大警視がテロリストグループである石川県士族であった島田一郎（1848～1878）などの標的の一人に名が挙がっていたとは驚いた。この中に、「……当時姦魁ノ斬ルヘキ者ヲ数フ曰ク木戸孝允大久保利通岩倉具視是レ其最巨魁タル者大隈重信伊藤博文黒田清隆川路利良ノ如キ亦許ルス可ラサル者」と大警視の名をあげていた（例えば、石川県立図書館貴重資料ギャラリー「斬奸状」第6コマ、中村徳五郎『川路大警視』（日本警察新聞社、昭和7年10月1日刊）290頁以下等参照。）。

〈<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/toshokan/dglist/2011/2011002-004.html>〉

川路は、征韓論の論争が起こった時期の東京警視庁の大警視として東京の治安維持に当たり、以後、大久保の腹心として頭角を現わしたが、大久保との親密化は比較的遅かったとされる。

[初出: 『大警視だより』続刊第5号(通巻第34号、平成30(2018)年1月1日刊)]

川路大警視と消防制度

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 原田 弘

維新後、急激に諸制度の改革が行われた。江戸時代以来の「鳶人足火消」制度もその所管が司法省から内務省に移るなどその変転大きく、朝令暮改の有様であった。

消防担当者はもちろん、一般住民も迷惑なことであった。このように消防事務の所管が二転三転したのは政府が消防に対して確たる方針を示さなかったからである。

『東京の消防百年の歩み』（東京消防庁、昭和55年6月刊）2頁によれば、この点に着目し、消防に近代化を方向づけたのは、ヨーロッパ各国を視察し、警察制度の改革を政府に建議を提出した司法省警保寮の川路大警視である。

その建議書は、消防制度に関して、「人民ノ損害火災ヨリ大ナルハナシ故ニ消防ノ警保ノ要務願クハ各国ノ例ニ遵ヒ消防事務ヲ警保寮ニ委任セハ府庁ニ於テ別ニ消防掛ヲ置クニ及ハス是亦府費ヲ省クナリ」と提言している。

警察は社会の安寧を主とする。国内に動乱等の発生の際は武器をとって鎮圧する軍隊と同じ行動をとらなければならない。そのため武士階級を徴用すべきとするのに対して、消防は武士の職務と異なり一般町人の火消組を組織して行っていた。今こそ警察の一部とすべきであると主張した。

参議西郷隆盛の推薦を受けて、調査のため海外視察に出向いた川路大警視はイギリス・ドイツ・フランスを視察して、フランスでイギリス製ポンプ（甲号ポンプ）を購入した。そしてフランスから消防操法によるポンプ操法を導入して近代化にあたった。

明治 13（1880）年 3 月 30 日、消防組合とは別に消防事務に専従する消防職員を配置するため「消防卒採用規則」を制定、これによって採用した職員をもって同年 6 月 1 日「東京消防庁」の前身消防本部ができた。川路大警視は西郷隆盛の支援があったことを忘れられなかった。

【参考文献】

- ・『東京の消防百年の歩み』（東京消防庁、昭和 55 年 6 月 1 日刊）
- ・桜井忠温編集解説『類聚伝記大日本史 第 14 卷陸軍篇』（雄山閣出版、昭和 56 年 3 月刊）

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号 (通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)]

大警視川路利良の呼び名について

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 露崎栄一

我が国における近代警察制度の創設は、大警視川路利良の功勞によるところが大きい。

川路が警察のために働いた期間は、わずか 7、8 年の短い期間であった。これより先、川路は、新政府の命により欧州警察署制度の研究のため、約 1 か年の出張を命ぜられ、その視察結果を「建議草案」として提出した。

これに基づき内務省の設置及び東京警視庁の創設に貢献し、警視庁長官在任中、まづ庁内の官等を定め、職制並びに事務章程、さらには巡査諸制度の制定、監獄則の改正等々、先の建議に基づきその大綱を着々と実施し、正に「事に当たっては精力絶倫真に不眠不休」をもって職務に精魂を傾けた。それゆえ川路は「我が国警察の父」と尊称されている。

この川路利良の呼び名については、現在のところ二通りある。すなわち国民的歴史小説家である司馬遼太郎は、その著書『翔ぶが如く』の中で、「この男は、薩摩の田舎では、[改行]「正之進」[改行]とよばれていたが、パリでは、としながとローマ字で書いていた。[改行]川路利良である。」と記されている [例えば『翔ぶが如く (1)』〈文春文庫、新装版第 1 刷、2002 (平成 14) 年 2 月 10 日刊〉 13 頁]。

しかし、筆者が 37 年前の 1979 (昭和 54) 年に国立国会図書館の特別貴重室で披見した千葉県平民川村艶吉 (註 1) の編纂による『川路利良公之傳』(註 2) には川路利良の右わきには「かわじとしよし」とルビが付してある。同書は、縦 176 ミリ、横 119

ミリ（註3）の僅か10数頁の和綴本で明治12（1879）年10月18日に出版されたものであった。すなわち、川路の没後5日目に出版されたもので、川村艶吉は当時、浅草区浅草森田町17番地に寄留していた。こうしたことから、同人は川路にかなり近い人物であったことが思料される。

これより先の明治12年10月2日御届の清水嘉兵衛の「勅奏官員表」には、警視局の欄に川路以下10人の職員の名前が記されているが、川路利良の名前の右わきに「トシヨシ」とカタカナでルビが付してある。

私は、川路大警視の命日である去る10月13日夜、偶然にも大警視川路利良研鑽会名誉会長であられる川路大警視の玄孫である川路利永氏と電話で話す機会を得、川路利良の呼び名についてお尋ねしたところ、父利信からは「としよし」と聞かされており、「としなが」は、司馬遼太郎さん独特のものではないかと思ひます、とのことであった。

このことについては、警察史研究部会のある部会員氏は既に前記川路氏から話を伺っており、ご丁寧にその旨のEメールをいただいていた。

我が国警察の父と呼ばれた川路の伝記は、前記『川路利良公之傳』が出版されてから次のものが出版されるまで実に37年を要した。次の通りである。

- 1 『大警視川路利良君傳』（鈴木蘆堂、1916年刊）
- 2 『川路大警視』（中村徳五郎、1932年刊）
- 3 『大警視の生涯』（野上伝蔵、1958年刊）
- 4 『全訳警察手眼一付川路大警視略伝一』（荒木征逸、1970年刊）
- 5 「大警視川路利良略伝」『警察教育の先駆者たち』（渡辺忠威、1982年刊）
- 6 『明治のプランナー 大警視川路利良』（肥後精一、1984年刊）
- 7 『大警視川路利良随想』（肥後精一、1990年刊）

しかし、これらの伝記の中で渡辺忠威氏の著述以外の書物には、川路の呼び名については、触れられてはいない。一方、『国史大辞典』（1984年刊）、『日本史大事典』（1993年刊）には、「かわじとしよし」と記載されている。こうしたことなどから川路利良の呼び名については、「としよし」ではないかと思っている。

【脚注】

（註1）同人について、「国立国会図書館サーチ」、「国立公文書館アーカイブ」、「アジア歴史資料センター」、「東京都公文書館」、「ヨミダス歴史館」、「D1law データベース」、「官報データベース」、「菜の花ライブラリーデータベース」、「明治大正昭和東京人名録」、「幕末維新大人名事典」、「明治過去帳」、「房総人名辞典」等には、川村艶吉の名前は「該当なし」であった。

（註2）同書は、川路利良の伝記としては最も古いものである。

（註3）同書の採寸は、国立国会図書館関西館文献提供課参考係職員の手による（同書は関西館所蔵）。

[初出：『大警視だより』続刊第3号（通巻第32号、平成29（2017）年1月1日刊）]

大警視川路利良墓の展墓行事について

警察政策学会警察史研究部会員

大警視川路利良研鑽会会員 露崎栄一

大警視川路利良が亡くなって今年で 137 年目の平成 28 (2016) 年 10 月 13 日 (木)、「大警視川路利良研鑽会」の生みの親である鹿児島事務局代表の松井幹郎先生からのお誘いで個人的には 3 回目となる展墓行事 (墓参り) に参列した。出席者は、大警視川路利良研鑽会加藤晶会長の名代として吉原丈司氏、元警視庁警察学校参与久野猛先生の 4 人であった。

松井先生は平成 8 (1996) 年に教職を定年退職された後鹿児島県警察学校に奉職されたが、そこで初めて『警察手眼』に触れ「川路魂」の習得なしには警察学校の授業はありえないと考え、大警視への挨拶が最初の仕事だと思い、同年 5 月に青山霊園に行き、爾来今日まで欠かすことなく毎年 10 月 13 日大警視墓参を続けて来られたが、今年で既に 20 回を数えた。そのため、大警視墓展墓執筆については松井先生の聖域であると思っていたが、帰鹿後先生の体調が思わしくなく、依頼が再三あったことから、諸先生方を差し置いて筆を執ることとした次第である。

同日午前 10 時 30 分現地集合した。大警視墓は前日に玄孫の川路利永名誉会長によって浄められており (川路氏から墓参の御礼の電話によって判明。)、加藤会長からの御供花料と更に榊と米を供え、大警視名入りの焼酎 (銘柄「川路大警視」) で献杯、大警視が生前好まれたという蒲鉾を食し、崇高な墓表を眺めながら大警視の御遺徳を偲び、もし大警視が早逝することがなかったならば日本の警察はどうなっていたかなどと思いを馳せながら墓参した。

その後、吉原氏は所用のため帰ったが、久野先生の御案内で以前同先生が校長をしておられた東京都立日比谷高校内星陵会館で昼食会を持った。先生から眼下の校庭の隅に維新後島津邸があったことなどのお話があり、楽しい 2 時間は瞬時に過ぎ去り、来年も大警視の墓前での約束をして散会した。

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号 (通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)]

警察手眼編纂者植松直久考

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 露崎栄一

「聲無キニ聞キ 形無キニ見ル」と千古不滅の名言で知られる「警察手眼」は、明治9（1876）年9月に発刊された。本書は、「我が国警察の父」大警視川路利良の訓戒や説示を集輯し植松直久が編纂したもので、警察の使命や警察官の根幹をなす精神が織り込まれており、その精神は一世紀を経た今日においても脈々と生きつづけている。文章の難解さを除けば、その精神は現在にもそのまま通用するものであり、正に「警察官のバイブル」といわれる所以である。

この刊本「警察手眼」には、4人の人物が登場している。すなわち、大警視川路利良、権中警視丁野遠影（のちの太政官権大書記官）が序文を書き、六等出仕佐和正（のちの青森県知事）が校閲をしたもので、その編纂は植松直久によって行われたものである。ところが、彼の経歴、出身などが全く不明であった。

もともとこの植松直久については、当時国立国会図書館調査及び立法考査局長であった中原英典氏が関心を持って調査研究がなされていた。ところが中原氏が逝去され、同氏の知人であった慶應義塾大学名誉教授手塚豊法学博士が植松直久が「千葉県平民」だったらしいということを知っていたことから、筆者に「調査してはどうか」との要請があった。

かくして私の植松直久探しが始まったが、手塚先生のご教示や歴史家、郷土史家のご紹介などによって植松直久の末裔が高知県室戸市に現存しておられることをようやく突き止めることができ、同家から植松直久の「年譜控」、「警察手眼」の原稿の一部など、いくつかの関連資料を入手することができた。

しかし、当時は、植松直久の経歴について明らかにした（拙著『警察手眼編纂者 植松直久略伝』（自己出版、平成15年12月刊）参照。）のみで、現存する資料の中で書簡等の詳しい分析はしておらず、たんにその経歴等に触れたに過ぎず、今後は現存する資料等の分析等の必要性が考えられる。

[初出: 『大警視だより』続刊第2号（通巻第31号、平成28（2016）年8月1日刊）。植松直久については、警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄 一川路大警視検討を中心に一』（警察政策学会、令和元（2019）年10月1日刊。警察政策学会資料・別刷）45～46頁参照。]

（参考）植松直久（1846～1882）関係文献抄

昭和56（1981）年 ・『千葉県警察史』第1巻（千葉県警察本部、昭和56年3月31日刊）103頁以下 ・露崎栄一「植松直久伝」『旭光』（千葉県旭光会）昭和56年5月号40頁以下

- 平成 13 (2001) 年 ・桜島次郎『川路利良に学ぶ 上巻』(「桜島次郎」は肥後精一氏〈1915~2012〉の筆名、桜島出版、平成 13 年 8 月 1 日刊) 73~83 頁
- 平成 15 (2003) 年 ・露崎栄一『警察手眼編纂者 植松直久略伝』(自己出版、平成 15 年 12 月刊) ⇒下記「津室児のブログ」に「警察手眼編纂者 植松直久略伝」(平成 24 年 12 月 2 日) としてほぼ掲載されている
 〈<http://tumurojin.blogspot.jp/2012/12/blog-post.html>〉
- 平成 19 (2007) 年 ・河内屋信吉 (1977~)『侍たちの警視庁 1874-1979—創成期の人物と史跡をたどる—』(自己出版、平成 19 年 1 月 7 日刊) 114、115 頁
- 平成 22 (2010) 年 ・露崎栄一「我が警察人生」『旭光』平成 22 年 3 月号 13~19 頁 (植松直久再発見の件についても回想されており貴重。)
- 平成 24 (2012) 年 ・河内貞芳『侍たちの警視庁 大警視川路利良の時代』(自己出版、平成 24 年 6 月 10 日刊。前著河内屋信吉『侍たちの警視庁 1874-1979—創成期の人物と史跡をたどる—』〈自己出版、平成 19 年 1 月 7 日刊〉の改訂版) 122 頁
- 平成 28 (2016) 年 ・露崎栄一「警察手眼編纂者植松直久考」『大警視だより』続刊第 1 号 (通巻第 30 号、平成 28 (2016) 年 3 月 31 日刊) (本稿)

錦絵に描かれた川路大警視とその画師余聞

旧 高 田 藩 和 親 会 員
 大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

西南戦争が始まるとそれを題材にした錦絵がたくさん刷られました。文明開化の大波に吞まれがちの江戸浮世絵の版元や画師たちが、この内戦を巻き返しの好機とばかり、異郷での重大事変の情報に飢えていた庶民の需要に応えたからです。九州からやっと届く電信記事を材料にした想像画は明治の瓦版的役割を果たしました。その全貌は把握できませんが国立国会図書館〈<http://www.ndl.go.jp/>〉には 122 点が保存されています。作者別では楊洲周延 (ちかのぶ、1838~1912) の 50 点を筆頭に、大蘇芳年 19 点、山崎年信・真匠銀光・永寫孟齋が各 9 点、残り 26 点の中では風景面に光と影の表現を試みた小林清親の 1 点が目立ちます。庶民の判官鼻根から官軍側よりも人気のあった西郷軍側の画題が好まれたようですが、周延は川路大警視 (1834~1879) の雄姿も 3 点描いていました。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (イ) 西国鎮撫諸将賜天盃之図 | 楊洲齋周延・朱の雅印 |
| 横山丁 辻岡文助 板 | 明治十年七月廿五日 御届 |
| (ロ) 鹿児島賊徒鎮静依諸将天盃頂戴之図 | 楊洲画・無印 |
| 日本橋通 大倉孫兵衛 板 | 明治十年九月二十日 御届 |
| (ハ) 西国鎮静諸将天盃賜ル図 | 楊洲齋周延・無印 |
| 浅草三間丁 大山定右衛門 発行 | 明治十年九月 日 御届 |

いずれも大判（半紙・ほぼ B4 判大）3 枚続きで、菊の御紋の幔幕が張り巡らされた大広間で大警視ほかの司令官や幹部クラスが恭しく大盃を捧げ、女官が柄の長い器で酒を注ぐ光景が描かれています。天皇から下賜される盃（天盃）の酒は別盃に移してから戴くのだそうです。どの絵も人物や什器類に立体感と陰影がなく、表情や着衣も平面的に着色されて、遠近感の表現も未熟なことは否めず、大警視の実像にはほど遠いと言わざるを得ませんが、この年の 7 月に大警視は京都市行在所で天皇に拝謁して戦況を奏上、また、4 月には酒肴料を下賜されたのは事実です。出版の届け出が 7、9 月ですから天盃頂戴の図はそれらの情報から生まれた空想画に過ぎず、画題にある「鎮撫」「鎮静」は西南戦争の終結とは合致しません。それでも読者は（ロ）の画題脇の口上書の上擦った調子に満足していたのでしょう。

「昨日は日薩肥豊の間に奔走して弾丸の雨を侵し 今日には殿上に天盃を賜りて酒宴の興を尽す 是蓋（けだ）し征討大総督の宮をはじめ諸将の軍略其図（そのと）適（かなひ）兵士の奮発忠戦によって さしも猖獗なる賊兵を委（ことごと）く誅罰し 上は宸襟を安じ奉り 下万民の塗炭をすくふ 其功莫大なればなり 依（よって）以て美名を後世に輝かせり」

以下、川路大警視の描かれ方を中心にして 3 点の特徴を記します。

（イ）西国鎮撫諸将賜天盃之図

左 葉 大警視は白ズボンの両脚を大股に開き女官の注ぐ酒を大盃に受けている。

表題 **奥付** 背後に 4 名の佐官級、更に前庭に多数の兵士が整列し、軍旗がはためく。

中 葉 谷干城少将が着座して大盃を呷り、後方で有栖川宮と公卿たちが見守る。

右 葉 三浦梧楼少将が着座して酒の満たされた大盃を捧げ持つ。

落款 山縣有朋中将が帳簿を前にペンを持って対座。背後に政府頭官(?) が列席。

（ロ）鹿児島賊徒鎮静依諸将天盃頂戴之図

右 葉 大警視は谷干城少将と対座、右手に大酒盃。視線は中葉の美女へ。

表題 **口上** 背後には野津・三好ほかの大佐 6 人が空盃を持って待機中。女官 3 人は中葉の舞い手の方へ気をとられている様子。

中 葉 仁和寺宮（新撰旅団司令長官）と岩倉具視公は舞い手に近い特等席。笛と鼓の音に合わせて、中央の舞い手は振り袖を艶美になびかせている。

左 葉 左端に着座した山縣有朋中将の大盃には酒が満たされ、女官が微笑む。

奥付 奥の舞台左に三條実美公、右に有栖川宮。大きな松の盆栽の奥で

落款は不完全 広間の様子を見渡される高貴なお二人には官位や姓名を示す短冊

がない。

明治天皇と昭憲皇后の行幸啓の場と拝察。皇后の手前は女官か。

(ハ) 西国鎮静諸将天盃賜ル図

右 葉 5人の将校が末席にかしこまり、三宝を捧げ持つ6人の女官が静々と中央へ。

表題

落款は不完全・・・(ロ)(ハ)には画師の印がない。事情は不明。

中 葉 中央の舞台を仰ぐ席で大警視のみが女官のお酌を受けようとしている。

奥付

仁和寺宮（新撰旅団司令長官）と有栖川宮が左右に侍り、中央に明治天皇。

左 葉 三條実美公と岩倉具視公の前で大久保利通参議が帳簿係。

高官5人が着座待機。左上には徳大寺宮内卿以下9人の名札が並ぶ。

画像をお示しできないのが残念ですが、3点とも画面構成に工夫があり、禁中の行事にしては図柄が庶民的です。版元も画師も当時の庶民感覚に似合う商品に仕立てたのでしょう。

* * * * *

周延が盛んに戦争錦絵を発表した時期と、前号（『大警視だより』第2号7頁「川路大警視の涙」）[本書122～123頁に再録。]で触れた曾祖父・榊原謙齋が西南の戦旅の末コレラに斃れた時期とが一致するのは当然ですが、加えて兩人とも役目が違うだけで越後高田の旧藩士同士でした。楊洲周延の実名は橋本直義。天保9（1838）年、江戸詰め高田藩士・橋本直恕の嫡男として生まれ、12歳で武者絵を歌川国芳（1798～1861）、国貞（1786～1865）に習いました。榊原謙齋よりは2歳年長です。黒船騒ぎの4年前の江戸はまだ泰平の眠りの中。25歳で江戸藩邸の帳付（書記？）として勤番の傍ら、浮世絵師豊原国周（1835～1900）に師事して周延と名乗り、頭角を顕しました。

第二次長州征伐で藩は先鋒を命じられ、直義も従軍しましたが惨敗、幕府の権威は失墜して大政奉還、戊辰戦争へと時代が激動すると、高田藩は奥羽越列藩同盟には加わらず、「哀訴諫諍」（あいそかんそう・朝廷には徳川家の存続を願い、将軍慶喜には朝廷へ謝罪するように諫める）という譜代大名なるがゆえの煮え切らない藩是で嵐の静まるのを待ちました。これを肯じない直義は血気の少数藩士が結成した神木（しんぼく）隊に加わり、彰義隊とともに上野で官軍に抵抗奮戦し、敗れると榎本武揚らと箱館へ向かいました。宮古湾海戦で負傷して捕えられ、禁固50日の刑期が終ると画師として再出発、家禄は失いましたが西南戦争絵で大いに人気を博したわけです。以後、役者絵・美人画・開化錦絵・歴史画・日清日露戦争画と幅広い画業で流行作家の地位を固め、大正元（1912）年9月に75歳で没しました。明治の幕が降りた僅か二ヶ月後、微禄の藩士は浮世絵師に変身して近代日本の定礎期を精一杯生き抜いたのです。発起人筆頭に直義の名を刻んだ《神木隊戊辰戦死之碑》が池袋の本立寺に建ったのは没後間もなくでした。

逸話が残っています。豊原国周が新邸披露で画師仲間を招いた時、酒癖のよくない狩野派の鬼才・河鍋暁斎（1831～1889）が新しい襖に絵を描こうとしたり、主人の顔に墨を塗って興じるのを見た周延はいきなり抜刀、さすがの暁斎も逃げ出したそうです。明治 9（1876）年の廢刀令で腰の大小はなくても手放してはいないので、辱めに遭う師の姿にサムライの血が騒いだのに違いありません。

刀を絵筆に持ち替えただけの、越後高田藩士の誇り高い一生でした。 （完）

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号（通巻第 32 号、平成 29（2017）年 1 月 1 日刊）]

附 録

（警察史資料 1）

川路大警視関係文献目録集抄

- ・川路大警視関係文献目録集については、例えば下記のものがある。
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成 26（2014）年 11 月 7 日刊。）
- ・大警視川路利良研鑽会編『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集
〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』
続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元（2019）
年 9 月 1 日刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近
代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。
警察政策学会、令和元（2019）年 10 月 1 日刊）

（警察史資料 2）

川路大警視漢詩関係著作抄

- ・川路大警視の漢詩についての文献としては、例えば下記のものがある。
- 明治 14（1881）年
- ・重野成齋（安繹〈やすつぐ〉、1827～1910）・鱸松塘（すずき、元邦、1823～1898）
批閱、川路利良著『龍泉遺稿』（漢詩集、明治 14 年刊、龍泉は川路の号）

昭和 55 (1980) 年

・『龍泉遺稿』(川路利良漢詩集、肥後精一〈1915～2012.11.6、96歳〉復刻、昭和 55 年 4 月刊)

⇒肥後精一『明治のプランナー 大警視川路利良』(鹿児島・南郷出版、昭和 59 年 1 月 10 日刊) 158～170 頁に縮小の上再録。

平成 6 (1994) 年

・肥後精一 / 西岡市祐 (1933～?) 編『現代語訳付 龍泉遺稿 甦る大警視川路利良の人物像』(東京法令出版、平成 6 年 5 月 2 日刊)

平成 28 (2016) 年

・松尾善弘 (1940～) 監修、鹿児島県漢詩学習会編訳『大警視川路利良漢詩集』(鹿児島・斯文堂、平成 28 年 11 月刊)

(警察史資料 3)

肥後精一氏著作目録抄

川路大警視研究に大きな業績をあげられた肥後精一氏 (1915～2012) におかれては、平成 24 (2012) 年 11 月 6 日鹿児島県にて長逝されたとお聞きする。享年 96。謹んで御冥福をお祈りするものである。

『大警視だより』第 22 号 (大警視川路利良研鑽会、平成 26 (2014) 年 12 月 13 日刊) に、平成 26 年 10 月 13 日 (月、体育の日) 開催の「大警視川路利良生誕一八〇年及び大警視川路利良研鑽会発足三周年記念祝賀行事『墓参、記念講演等、祝賀会及び懇親会』」記事とともに、肥後精一氏三回忌記事が掲載されている。

肥後精一氏の下記の御著作は、川路大警視検討に必読のものであるといえよう。

- ①『明治のプランナー 大警視川路利良』(鹿児島・南郷出版、昭和 59 年 1 月 10 日刊)
- ②『川路利良史跡案内全国一覽』(鹿児島・自己出版、昭和 61 年 9 月刊)
- ③『大警視川路利良随想』(鹿児島・自己出版、平成 2 年 9 月 30 日刊)
- ④肥後精一・西岡市祐 (1933～?) 編『現代語訳付 龍泉遺稿 甦る大警視川路利良の人物像』(東京法令出版、平成 6 年 5 月 2 日刊)
- ⑤桜島次郎『川路利良に学ぶ 上巻』(「桜島次郎」は肥後精一氏の筆名、鹿児島・桜島出版、平成 13 年 8 月 1 日刊)

第2編 西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究

第1 西南戦争のことなど

特別寄稿

「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」

—明治警察史の一齣—

國學院大學名誉教授 小林 宏

先般、「大警視だより」事務方氏から同誌執筆の御依頼を受けた。私自身は近代史に疎く、とりわけ明治の警察史については、その不勉強さにただ恥じ入るばかりであるが、同氏からは「大警視だより」の発刊の度ごとにその御恵投に与り、また「警察の父」としての川路大警視の業績に日頃敬服している御縁から、今回、この拙文を寄稿させて頂くこととした。

さて、ここに一通の書簡がある。それは明治七年一月二十三日、明治政府の参議木戸孝允が内務卿大久保利通にあてたものであり、その末尾には、「三間なるもの兼て人物も伝承仕居候処、一面識之辺にても、決して軽薄男子には無之と愚考仕候」（『木戸孝允文書』五 百九十九頁）と結ばれている。即ち木戸は「三間（正弘）の人物評価については、以前から聞き及んでいたが、この度、当人に会ってみると、決して軽薄な男子ではない」として大久保に対し、三間の警保寮への採用を強く勧めているのである。それでは、この「三間なるもの」とは、一体いかなる人物であるか。木戸は何故、三間の採用を執拗なまでに大久保に促しているのか。それを知る為には、幕末維新史や明治警察史を一通り理解しておかなければならない。

周知のように、明治六年十月のいわゆる征韓論大分裂により西郷隆盛を始めとする征韓派参議はすべて辞表を提出した。西郷が帰国するや近衛兵だけでなく、警保寮に属する警視以下邏卒に至る迄、西郷に従って帰国するものが多かった。更に政府に衝撃を与える大事件が発生する。明治七年一月十四日夜の岩倉暗殺未遂事件である。政府は大いに狼狽し、翌十五日、首都の治安維持の為、東京警視庁を創設し、当時府下の邏卒（巡查）は千人弱であったが、急遽各府県から更に二千人の邏卒を募集することとした。

実はこの邏卒の増員が容易なことではなかったのである。明治七年一月十八日付の木戸宛大久保書簡（『大久保利通文書』五 三百二十三頁）には、「何分方向能相立候県ニ而十分撰挙行届不申候てハ却て害を引候も難凶候間、決して迂闊ニハ達も出来不申、猶探案之心得ニ御座候」と記されている。即ち当時、邏卒募集には二つの条件を満た

す必要があった。先ずその通達は何れの県に対して行ってもよいというものではなく、政府に協力する見込みのある県でなければならず、更に邏卒として採用すべき人物は、その適格者として十分に選び抜かれたものでなければならなかったのである。この二つの条件を無視して、安易に邏卒の数だけを満たすべく徴集することは、却って政権にとって危険を招くものであった。

本稿冒頭に紹介した木戸が三間を大久保に推挙した書簡の背景には、以上のような事情があった。それでは何故、木戸は三間の採用をそれほどまでに大久保に勧めたのか。その理由を示唆する史料が一月二十日付の大久保宛木戸書簡（前掲『木戸孝允文書』五 百九十四頁）である。木戸は、この書簡の中で旧長岡藩士であった三間の人となりを書き記し、その上で三間を警保寮の幹部の一人として登用し、旧長岡藩関係者のポリス選考に当らせることが妥当であると述べている。三間の人物について、木戸書簡には、「先年敵官軍候とき、於彼藩、抜群尽力、終に決末御処致之節、自ら主謀之責に当り、朝廷へ被囚、其後寛大之蒙御沙汰候ものにて、……当今日候ては抜群朝廷へ御奉公も申上度決心之由にて……」とあるから、木戸は三間の新政府への「御奉公」の決心が堅固であると確信していたのであり、その確信を裏づけるものが戊辰戦争の際の長岡藩に対する三間の「抜群尽力」と三間がその結末に際して、「自ら主謀之責に当」ったことであつたと思われる。

北越戊辰戦争では、三間は軍事総督河井継之助の下、その股肱として軍事掛を勤め、作戦や指揮に当った。とりわけ慶応四年七月二十五日の長岡城奪回作戦においては、新町口支隊長として最大の激戦地、新町口の守備を河井から直接委任された。河井が左足に重傷を負ったのは、苦戦に陥っている三間隊の支援に赴く途中であつた。河井は会津領塩沢の地において息を引き取る直前、夢の中で三間と戦争談をするうわ言を発したというから、三間は河井から余程信頼されていたのであろう。

長岡藩降伏後、藩主牧野忠訓は、その主謀者名の提出を命じられ、河井継之助、山本帯刀、三間織部（正弘）の三名を新政府軍務官宛に届け出た。何故、主謀者でない三間の名前を記したかといえば、河井、山本はすでに死亡しており、死者のみに帰責して届け出るのは恐れ多いとして三間の名を敢えて書き添えたのであつた。しかも、その時、三間は自ら請うて主謀者となり、死を覚悟して朝罰を受けようとしたのである。木戸は自ら進んで藩の参戦の責任をとった、この三間の行動を高く評価して三間の登用を大久保に勧めたに違いない。三間は明治七年二月、警視庁十等出仕として任官、五月に大警部、十一月に権少警視となり、以後も木戸、大久保の期待に応え、大警視川路の信頼を得て警察界の為に尽力した。国立公文書館所蔵の明治十年七月五日版『警視局職員録』によれば、勅任官である三等官の大警視川路利良を除くと、奏任官である四等官の中警視以下、七等官の権少警視以上は十五名おり、その中に三間は「陸軍少佐兼権少警視、正七位」として記されている。十五名の出身の内訳は、鹿児島県士族が最も多いが、戊辰戦役で反政府側の旧藩出身者は、三間唯一名である。三間に対する処遇がいかにも異例であつたか瞭然であらう。西南戦争では、三間は別働第三旅団の第三号警視隊の指揮長、及び同旅団の参謀として川路少将の下、負傷しながらも陣頭に立って奮戦した。

三間は旧藩時代、「米百俵」で有名な藩儒小林虎三郎の薫陶を受け、また国家統治の技術を執政河井継之助に学んだ。三間が新政府から反乱の罪を赦されて間もなく、明治三年十月に長岡牧野藩の支藩である小諸牧野藩の大参事となり、幕末以来の藩主相続をめぐる内紛を收拾して藩制改革を断行し得たのも、三間が行政的手腕に長じていたからであった。三間が川路の厚い信頼を得たのも、両者が共に文武両道の達人であり、共に剛直の士であったからであろう。

(注) 三間正弘(みつま まさひろ) 天保七年(1836)～明治三十二年(1899) 家禄三百五十石、奉行職、通称市之進。明治十四年、憲兵中佐、初代東京憲兵隊本部長。十七年、憲兵大佐。二十二年、憲兵司令官。二十六年四月より二十九年十二月まで石川県知事。

(執筆者紹介)

昭和6年 新潟県長岡市に出生、同32年 京都大学文学部史学科国史学専攻卒業、同41年 京都大学大学院法学研究科博士課程修了、法学博士、現在 國學院大學名誉教授、専攻 日本法制史、主要著書『日本における立法と法解釈の史的研究』全三巻(第1巻古代・中世、第2巻近世、第3巻近代)(汲古書院、平成21年刊) その他

小林先生は、その後本稿を大幅に改訂した同名の「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—『長岡郷土史』第55号(平成30(2018)年5月刊)1～10頁を公表されておられる。なお、先般『法史学研究会会報』第23号(小林宏先生米寿記念号)(法史学研究会、令和2(2020)年3月30日刊)が発行された。

[初出:『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

西南の役殉職警察官の功績を偲んで

大分県大分中央警察署長 警視正
(現) 大分県警察本部刑事部長 原田賢二

近代警察の礎である川路大警視を研究、研鑽する大警視川路利良研鑽会の加藤晶会長から、本年〔平成 29 年〕8 月に当署が実施して、『日刊警察』9 月 1 日号に投稿した「西南の役殉職警察官墓地」の清掃活動に関しまして、暖かい御評価をいただき、大変恐縮している次第であります。

『大警視だより』への寄稿依頼を受けましたので、はなはだ僭越ではありますが、管内に所在する「西南の役殉職警察官墓地」に関して寄稿させていただくことといたしました。

まず、大分県警察におきましては、西南の役において県下に侵入した薩摩軍に捕らえられ、大義のために殉職した「大分県十等警部藤丸宗造」の存在を欠かすことができません。藤丸宗造警部（1845～1877）の壮烈な殉義の精神は、警察官の鑑として、当県警察におきまして、広く後世に語り継がれているところであります。

当時、当県佐伯警察署重岡分署長であった藤丸警部は、熊本鎮台参謀科員として、竹田市に進軍してきた薩摩軍の状況偵察中に捕らえられ、再三、寝返るよう求められましたが、これを頑なに拒否したため、明治 10（1877）年 5 月 23 日、「鹿児島県の義争に対して、その真意を曲解し、奇兵隊（薩摩軍）の機密を熊本鎮台に密報し、鎮台兵を誘導して奇兵隊の行動を妨害した。」として、竹田市内の稲葉川の河原において斬首刑に処せられました。

藤丸警部は、あくまでも警察官という職と大義を貫き通し、「魂魄となって空中に遣り、人民保護」と叫んだ後、斬首されました。

県内の藤丸警部ゆかりの地としましては、刑場である稲葉川の下流に位置し、最初に遺体が埋葬され、藤丸警部の功績を伝える就義碑のある浄土宗天獄山「西光寺」、藤丸警部の出身地であり、墓碑とともに分葬されている臼杵市内にある藤丸家の菩提寺「大橋寺」、そして、藤丸警部の遺体を埋葬している大分縣護国神社内の「西南の役殉職警察官墓地」の 3 箇所があります。

護国神社は当署管内にあり、殉職警察官墓地には、藤丸警部のほか、西南の役に際し警視庁から派遣された東京警視隊のうち薩摩軍との戦闘で殉職した 103 柱が祀られています。入口に設置された慰霊碑には、藤丸警部の壮烈な殉義の精神のほか、殉職した東京警視隊 103 名の名前とともに出身県も刻しており、大分県に縁もゆかりもない東北地方の旧武士や元会津藩家老で「鬼官兵衛」と名を馳せた佐川官兵衛（1831～1877）も名を連ねています。この佐川官兵衛は、川路大警視が警視庁に奉職するよう強く要請したとも伝えられているところです。

藤丸警部は、薩摩軍に寝返ることなく、あくまでも警察官という職と大義を貫き通したため斬首刑に処せられ、また、川路大警視は恩師である西郷隆盛に対し、「私情においては誠に忍びないが、国家行政の活動は一日として休むことは許されない。大義の前には私情を捨てて、あくまで警察に献身する。」という姿勢を貫いたことは、あまりに有名であり、これこそが警察官としての「誇りと使命感」の原点と言えるのではないかと思います。

「誇りと使命感」に関しては、「使命感は教育によって育むことができるが、誇りは仕事を通して自分で保つものである。職員一人ひとりに、仕事のモチベーションを高めさせ、良い仕事を重ねさせることで誇りを持たせることが重要である。」とされています。

私は、本年4月より県都大分市を管轄する警察署長として指揮を執らせていただいておりますが、署員には、「スピード感を持った力強い現場執行力を常に意識すること」を指示しています。これは、県内の刑法犯認知件数の約3割が当署管内で発生していることから、多種多様な現場で多くの経験を重ねることが現場執行力の強化につながり、ひいては若手警察官の早期育成と誇りの醸成につながると考えているからです。

毎年、藤丸警部の命日に、「西光寺」と「大橋寺」では、管轄する警察署や警友会、地元有志等による慰霊と顕彰の行事が執り行われており、「大橋寺」の行事には警察本部長も出席しています。また、警察学校では、初任科生が刑場である稲葉川河原の清掃活動等を行っているところです。

そのような中、地元警友会の総会に出席した際、OBの先輩方が護国神社にある西南の役殉職警察官墓地の清掃作業をしているということを知ったことから、「殉職警察官墓地の清掃作業を通じて、若手警察官の誇りと使命感を醸成させよう。」と考え、実行した次第です。今後とも、「西南の役殉職警察官墓地」の清掃活動を継続することにより、警察官としての誇りと使命感の醸成に努めていきたいと考えているところであります。

[初出:『大警視だより』続刊第5号(通巻第34号、平成30(2018)年1月1日刊)。
原田氏には、その後大分県警察本部交通部長、警備部長を経て、本令和2(2020)年3月に同刑事部長に就任されておられる。]

139年前の4月14日、熊本県益城町木山で

大警視川路利良研鑽会会員 久野 猛

ことし〔平成28年〕4月14日に震度7、16日にもふたたび震度7の大地震が熊本地方を襲いました。私は終戦翌年の昭和21年1月から中学卒業の28年4月まで7年余、この大地震被災地の一角、現在は熊本市南区に含まれる隈庄（くまのしょう）町で暮らしていましたので、現在も連絡をとりあっている隈庄の友人の被災状況が心配で、相手の迷惑を気にしながら電話していました。さいわい彼の家族にけがはなく、ただ、テレビなど家の中のあれこれの家具がひっくりかえって怖かったというテンションの高い返事が、彼の表情を伝えて余りありました。

私は、連日、テレビの被災映像にかじりつきながら、ふと、139年前のあの日との暦と場所の一致に気付いて、「ちょっと待てよ、4月14日の益城町・木山集落あたりが震源だって!？」と、大声をあげました。

139年前（明治10〈1877〉年：わが国の暦はその4年前、すでに太陽暦を採用）の4月14日。雨が降り続く田原坂の決戦に破れた西郷軍が、熊本城近くの本営を、命からがら木山集落に移したのが13日、ホッとすることもなく一夜が明けての14日でした。巨体を籠に乗せられてここまで逃げ来たったあげく、隠れ家の狭い部屋に幽閉された状態の陸軍大将・西郷隆盛には屈辱きわまりない一日だったはずです。続く15日、16日、その先さらに数日間をその部屋に蟄居し、じっと耐えていました。教え子たち私学校徒に全身全霊を賭けたのは大変なまちがいだった、われ人生を過てり、しかも教え子たちの人生をも過らせてしまったという悔恨の情が、西郷の胸奥にくりかえし襲来しては膨らみ続けました。想像を絶するほどの悶え苦しみようであったでしょう。やがて涙が枯れはて、4月21日、西郷はもう一度、立ち上がります。

冷静な眼でとりまきの若者たちを見ることができるようになった西郷（せご）どんには、2月15日に鹿児島を発って以来2ヵ月、その間片時もそばを離れることのなかった陸軍少将・桐野利秋はさすがに疎ましく、やがて、東京警視庁を任せてきた川路利良こそが懐かしく思い出され、「こん先ん日本は、正（しょう）どん（川路の幼名は正之進）、おはんに頼んもんでな」と呟いていたのではないかと、私は想像します。

その川路利良大警視は、大久保利通から、桐野と同じ陸軍少将の兼務を急ぎ命ぜられ、3月19日に八代近くの日奈久で船を降りて後、兵3千人を率い、3月23日に政府軍別働第三旅団司令長官を拝命、八代平野でのいくつかの小競り合いを退けて、4月12日には、西郷軍を「緑川」の北側に見すえる隈庄村に顔を見せていました。

冒頭に紹介しておいた隈庄村には、そのとき、西郷軍の南下を遮るための小基地が設営されており、すでに陸軍少将・山田顕義（長州人、のちに日本大学の創立者）率いる別働第二旅団が駐屯していました。薩摩と長州出身の二人の少将は、以後協同して7千の兵を指揮し、大河である緑川を防波堤に、敗走する西郷軍をそれより北側に封じ込む作戦をとります。4月13日に、西郷軍が鹿児島方面ではなく東方の木山に遁走し

たのは、敵方のそうした布陣がわかったからでした。

その西郷軍の数百人が以後 9 月までの 5 ヶ月間、九州山地およびその周辺をまるでイノシシの大群のように這いずりまわり、ほとんど浴衣一枚、丸腰状態の無残な姿で秋、ようやく故郷の城山にたどり着き、9 月 24 日に集団自決まがいの最期を遂げる悲劇絵は、周知のとおり、司馬遼太郎『翔ぶが如く』などに活写されています。

「西郷星」伝説を流布させ、まだ「活断層」の知識を持っていなかった 130 年以上昔の日本人なら、平成 28 年熊本大地震の震源は西郷隆盛の巨大な悔恨にこそありと考えたにちがいない、私はそう思っています。

(元・日比谷高校長、元・警視庁教育参与、作家)

[初出: 『大警視だより』続刊第 2 号 (通巻第 31 号、平成 28 (2026) 年 8 月 1 日刊)。久野先生には、川路大警視に関し、『大警視川路利良の魅力 『翔ぶがごとく』の司馬遼太郎から警察官へのメッセージ』(教育実務センター、平成 17 年 6 月 17 日刊)、『『警察手眼』に親しむ』(立花書房、平成 19 年 4 月 20 日刊) 等の御著作があらわれる。]

内務卿と大警視の代理も勤めた郵便の父

— 前島密余聞 —

旧高田藩和親会会員
大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

わが国の郵便制度はあと3年で150周年を迎えます。創始時の明治4(1871)年3月1日[太陽暦4月20日]前後に、制度導入主役の逓通司頭(えきていしのかみ・長官)前島密(ひそか、1835~1919)は鉄道建設資金借款問題解決のために渡英中でしたので、彼に代わって制度の構想を具体化したのは主に逓通司権正(ごんのかみ・次官)杉浦譲で(ゆずる、1835~1877)した。滞英中にも先進国郵便制度を調査して翌年帰国した前島は逓通寮頭(えきていりょうのかみ・長官)として、郵政業務の拡充に努め、さらに内務少輔(しょうゆう)⇒内務大輔(だいふ・次官)兼逓通局長⇒逓通総監へと昇進しました。明治14年の政変による参議大隈重信らの下野に従い退官、立憲改新党の結成に参画し、東京専門学校(後の早稲田大学)長の座を大隈から受け継ぎましたが、逓信大臣榎本武揚に請われて明治21年から24年まで逓信次官に返り咲きました。前島密を「郵便の父」、4月20日を「郵政記念日」と呼ぶ所以です。

内閣制度発足前の太政官制末期、前島が内務大輔に就いた明治13年の国政首脳は太政大臣・左大臣・右大臣3、参議10、卿(大臣・参議兼任1)12、大輔(次官)4、計28名で、その出自は皇族・公家4、薩長土肥21、幕臣は次の3名のみでした。榎本武揚は戊辰戦争の折に函館五稜郭で官軍を最後まで苦しめたのに、並はずれた度量や対外交渉力が買われて赦され、外務卿・陸軍卿・逓信大臣・文部大臣などを歴任、田中不二麻呂は尾張藩校の明倫堂助教以来の学識で司法卿に任じられました。前島は越後高田の農村の出ながら母が高田藩士の妹で、12歳から江戸や長崎に遊学して培った広い視野と高い実務能力を持ち、幕末の薩摩藩校での英語教授や江戸遷都建議などで大久保利通の知遇を得ました。当時の奏任官の20%、判任官の35%が旧幕臣との統計もあるほど、有能な幕臣の登用なしでは明治新政府は機能しなかったのです。先述の杉浦譲もその一人で、徳川昭武の随員としてパリ万博へも行っており、郵便創業時に発揮した手腕は前島に劣らないと評されています。

これより3年前、明治天皇が神武以来の皇祖陵ご参拝のため京都ご滞在中に西南戦争が勃発、内務卿大久保利通と東京警視本署(内務省傘下)大警視川路利良が京都や前線の九州へ出向く際に留守を任されたのは内務少輔の前島でした。遺稿類集『鴻爪痕』(注)の談話筆記に当時の経緯が語られています。それを綿密に書き留めた読売新聞記者は、後に大著『大日本地名辞書』に心血を注いだ吉田東伍でした。以下はその摘記です。

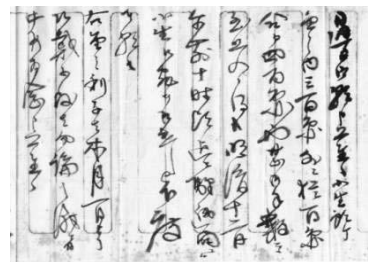
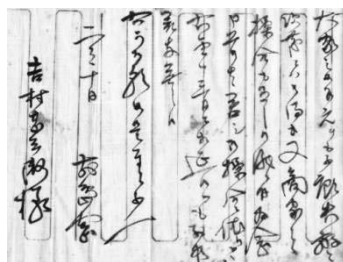
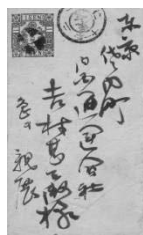
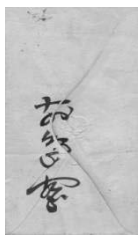
(注) こうそうこん 前島の雅号「鴻爪」はおおとりが雪解けの泥濘に残した爪痕の意。

人の来歴や業績がはかなく消えることの喩え。それに「痕」を付け足した表題。

君(前島密)曰く『西南の役興るや、大警視以下多く府下勤務の巡查を引率し戦地に赴き、常備の員数半に減ず。加ふるに戦地急を告げ益々増発を要す。時に公(大久保利通)

は京都に在り。行營（あんえい・行宮と大本營の合体的表現か）に侍して事を視る。余は代理の命を叨り（みだり・過分の処遇）にし留りて内務に居る。各省の諸卿皆西行して在らず。独り大隈大蔵卿ありて岩倉右大臣と政府に立つあるのみ。余乃ち大蔵卿に謀り政府の議を経て、専ら巡查招募の任に当り殆ど其全権を委ねられ』そのうえ、①自ら作った内務卿の命令を東北各県へ密かに届ける使者の旅費は前島が自弁、②巡查に応募上京した義勇の士の糧食・衣服・給与・旅費は東京警視本署が負担、③大警視から巡查まで兵器を携え戦場へ赴くからには『川路は少将を兼任し、警視警部は佐官尉官を兼ね、之を編成して新撰旅団と号し陸軍に隷属せしめたり』などと大活躍しています。前島は退官後も会社役員や貴族院議員などで多忙でしたが、最晩年に構えた神奈川県西浦村（横須賀市芦名）の如々山荘で84年の生涯を閉じ、同地の浄楽寺の墓所に眠っています。芦名は郵政民営化の旗手・小泉純一郎元首相と子息の選挙区となり、背中合わせの浦郷町官修墓地には凱旋目前に悪疫に斃れた新撰旅団兵士の霊が鎮まっています。不思議な連鎖に驚くばかりです。

序でながら、蒐めてあった下の書状は明治11年2月10日に内務省駅逓局長の前島から佐内町（現・市谷左内町）内国通運会社頭取の吉村甚兵衛に宛てたものです。吉村は幕末の定飛脚問屋和泉屋の当主でした。官営郵便の創業に対抗した飛脚仲間は結束



過日御願い申し上げ置き候 小生預け
 金の内三百円分に 猶百円
 合せて四百円也 甚だ御手数に
 至り恐れ入り候えども 明後十二日
 午前十時頃迄に駅逓局
 小生に宛て御達し下されたく
 御願ひ候
 右金の利子は本月一日より
 頂戴致さずは勿論の儀に付
 この段念の為申し上げ置き候
 大家の御手元をも顧りみず失敬の
 次第には候えども 又商家の
 操り合ひも之あり候儀に付 念の為
 申し上げ候は 若し御操り合ひに依りては
 右金十三日に相延び候ても別段
 差し支え之なく候
 右相願うべく候 草々呈す 不一
 二月十日 前島密
 吉村甚兵衛 様

書状 一六・〇×四五・〇 cm
 封筒 一一・五× 六・五 "

して内国通運を立ち上げ、吉村は資金調達面に奔走しましたが、前島が示した官営郵便事業の民間委託案を受け入れて競争を終息させました。内国通運は郵便事業陸運元請け会社として生き残り、日本通運へと発展して行きました。警部補心得の月給の三十倍強の大金は公金なのか個人資金なのか、国会の委員会質疑、証人喚問などとは縁のなかった世間でのお話しです。

【参照書】「郵政百年史」昭和 46 年郵政省編

「郵便創業談 副題・鴻爪痕」昭和 31 年前島密伝記刊行会発行

「越後から昇った文明開化の明星・前島密」平成 27 年上越市立総合博物館発行

[初出: 『大警視だより』続刊第 6 号 (通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日刊)]

御用船団が築いた三菱財閥の基礎

旧 高 田 藩 和 親 会 会 員

大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

下表は西南戦争当時の郵便汽船三菱会社保有船腹 (総屯数順・500 屯以下略) 一覧です。明治 8 (1875) 年以降政府からの下付または払い下げを受けたうえ、戦中に政府から借り入れた 80 万ドルで急遽購入した船齢の若い 7 隻 (*印) も加わり、俄に膨れ上がりました。

船名	総屯数	汽船種別	建造年	建造地	建造時発注者
名護屋丸	2,574	木造外輪	1866 慶 2	New York	Pacific Mail Steamship Co.
玄海丸	2,492	〃	1863 文 3	〃	Atrantic Mail Steamship Co.
廣島丸	2,453	〃	1853 嘉 6	〃	N.Y.& Australian Navi. Co.
*高千穂丸	2,362	鉄 製	1873 明 6	London	Milbourn Watts
東京丸	2,217	木造外輪	1864 文 4	〃	Pacific Mail Steamship Co.
*和歌浦丸	2,197	鉄 製	1854 嘉 6	〃	James Howden
西京丸	2,143	木造外輪	1867 慶 3	New York	Pacific Mail Steamship Co.
新潟丸	1,910	鉄 製	1855 嘉 7	Birkenhead	Canadlan Steam Navigation
*熊本丸	1,910	〃	1875 明 8	Mewcastle	Co.
*愛宕丸	1,640	〃	1860 安 7	London	G.Bell
萬里丸	1,461	鉄製外輪	1864 文 4	Dumbarton	P. & O. Steam Navigation Co.
品川丸	1,338	鉄 製	1872 明 5	Sunderland	江戸幕府 (艦隊の「長鯨」)

*住之江丸	1,320	〃	1871 明 4	Glasgow	不 詳
高砂丸	1,230	鉄製外輪	1860 安 7	Blackwall	McGregor,Leith
金川丸	1,185	鉄 製	1858 嘉 5	Glasgow	P. & O. Steam Navigation Co.
九州丸	1,173	〃	1862 文 2	Cork	不 詳
*秋津洲丸	1,146	〃	1873 明 6	Glasgow	Jardine Matheson & Co.
*九重丸	1,133	〃	1875 明 8	SouthShield	D.J.Jenkins & Co.
豊島丸	1,104	〃	1873 明 6	s	J.Carlton
敦賀丸	1,006	〃	1864 文 4	Sunderland	E.M.De Bussche
隅田丸	826	〃	1874 明 7	Belfast	Robinows & Majoribanks
玄龍丸	802	木鉄混合	不 詳	Southwick	日本国政府
ちり 千里丸	772	鉄 製	1867 慶 3	不 詳	回漕取扱所 (政府主導)
兵庫丸	705	〃	1874 明 7	Glasgow	Jardine Matheson & Co.
延年丸	700	木 造	1867 慶 3	Southwick	A.R.Brown
蓬萊丸	663	鉄 製	1870 明 3	不 詳	佐賀藩
太平丸	659	〃	1863 文 3	Renfrew	D.Hunter
東海丸	653	〃	1870 明 3	Dundy	George Duncan & Co.
黄龍丸	617	木鉄混合	1868 慶 4	Glasgow	Union Steam Navigation Co.
たまうら 瓊浦丸	558	鉄 製	1874 明 7	〃	E.M.De Bussche
有功丸	541	不 詳	不 詳	Sunderland	日本国政府
				不 詳	回漕取扱所 (政府主導)

明治 7 (1874) 年の第一次台湾出兵の際の軍需輸送を英米の海運会社が母国政府の中立宣言を理由に拒否したため、政府は外国船 13 隻を購入してその運行委託先を募ったところ、岩崎彌太郎の三菱汽船会社 (前身は三菱商会、8 年には郵便汽船三菱会社に改称) がそれに応えました。土佐藩の郷士・岩崎は明治 2 年から藩の大坂土佐商社に勤務、商社は九十九商会に改組されて藩船を活用した回漕業に進出し、明治 4 年には藩から独立して翌年に三川商会に改称しました。さらに同商会は明治 6 年に三菱商会に改組、社主となった岩崎は政府筋に接近して行ったのです。



西南戦争中は前掲船舶の殆どが大久保利通主導の政府特命により徴用されて御用船団となり、海軍の軍艦 13 隻とともに陸軍将兵・徴募巡查・軍夫 5 万余人、大砲 100 門余、小銃 5 万 5 千丁、大量の弾薬・食糧などを横浜・神戸両港から福岡・長崎・大分・宮崎・鹿児島島の諸港へ送り込み、戦火終息後は凱旋兵の送還や軍備撤収の任務を全うしました。川路大警視が肥後八代から九州入りしたのは 3 月 25 日、病により帰京したのは 7 月 1 日ですが、目下座乗船名や航海日程がわかりませんので御教示を待ちます。筆者の曾祖父は新撰旅団の一員として熊本丸で前線へ向かいました。書状には 7 月 16 日早暁横浜発、17 日午後 7 時神戸着、18 日午後 3 時神戸発、20 日鹿児島湾着とあり、御用船の航程の数少ない記録かと思えます。

年次	収入	内御用船並 各船雑収入	支出	差引損益
明治 8.10 ～ 9.12	千円 2,344	千円 179	千円 2,036	千円 308
10	4,447	2,999	3,229	1,218
11	2,900	59	3,405	△505

陸軍省記録には「三菱会社の傭船 103 隻・買入 2 隻 344 万円」とあり、会社の収支もそれを反映して 10 年度が突出しています。現在の貨幣価値に換算すれば 120～240 億円の巨利を

得た岩崎は、「船舶冥加金として金 120 万円を 50 年賦で政府に上納」を願い出て認可されました。冥加金とは江戸時代の商工業者が幕府や藩に納めた営業税で、特権の保護に対する報恩献金的性格がありましたが、明治新政府の税制では免許税や許可税に引き継がれています。郵便汽船三菱会社への課税状況は不明ですが、120 万円の元手を年に 2 万 4 千円ずつ減らすだけで運用できるので、その後の岩崎の事業拡張の資金繰りに大いに貢献したはずで、政府と癒着した三菱への批判が高まるとともに、海運業界の競争は激化し、特に三菱に対抗させるべく設立された共同運輸会社との出血競争は 3 年余も続きました。明治 18 (1885) 年に和解が成立し、両社は合併して日本郵船会社が誕生。同じ年に岩崎彌太郎が波乱の生涯を閉じ、後を継いだ実弟・彌之助は海運業から一旦撤退して三菱合資会社を設立、傘下事業の多角化を進めました。経営の実権は彌太郎の長男・久彌、彌之助の長男・小彌太へと継承されて行きます。彌之助は和漢の古典籍や美術品を蒐めた静嘉堂文庫を創設し、久彌は成蹊学園を育成するなど、コンツェルンの利益追求以外にも名を残しました。連合軍 GHQ は昭和 21 (1946) 年 11 月に財閥解体指令を発しましたが、最後までそれに抵抗した小彌太も翌月に亡くなりました。まさに憤死と言えるでしょう。三菱のマークは彌太郎が三菱商会の社旗に用いたのが始まりで、土佐藩主山内家の三つ柏紋と岩崎家の紋・三階菱から発想されたと言われていています。住友・三井・安田などの老舗格とは出自が異なるせいか、岩崎は財閥の呼び名にはなりませんでした。

(参照図書)

- ・明治十年征討軍團記事・復刻版 明治 13 年 9 月 参謀本部陸軍部編
- ・日本郵船株式会社百年史 昭和 63 年 10 月 同社発行
- ・三菱銀行史 昭和 29 年 8 月 同社発行

[初出: 『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊)]

川路大警視の涙

旧高田藩和親会会員
大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

横須賀市追浜の官修墓地には西南戦争が終結して故郷へ凱旋の途次、コレラのために当地で没した政府軍諸士 48 柱が地元のご篤志のお蔭で安らかに眠っています。曾祖父謙齋もその一人なのに墓地の所在が不確かのまま歳月が流れておりましたところ、実弟の尽力でそれが判明し昨年〔平成 27 (2015) 年〕からは墓前祭に参列させて戴くようになりました。それ以来警察政策学会警察史研究部会の諸賢にご交誼を賜わり、『大警視だより』へ寄稿のご依頼を受けた次第です。

警察の世界には不案内ですが、すでに諸賢がお求め下さった『榊原謙齋 書状集一元・越後高田藩士 新撰旅団小隊長の西南戦旅 一五〇日』（平成 28 年 5 月 14 日刊）の編集で得た資料などに基づいて、愚見を述べさせて戴きます。謙齋書状によれば、敵後方を抑える兵力を至急補強の要ありと、川路少将は鹿児島から安藤則命中警視あてに打電しています。警視総監が別働第三旅団（警視隊）を率いて帝都を留守にするほどの異例な事態は、内乱を早期に鎮圧しなければ固まりかけた新国家の土台が崩れかねないという大久保政権の焦燥の現れです。7 月には新撰旅団が編制され、約 3 千 7 百人が神戸から薩摩へ向かいました。

9 月 24 日西郷の自刃で内乱が鎮まると、鹿児島市の城下町からは火の手が上りました。大警視は小高い山上で「おゝ、西郷どんの家も焼ける、あゝ愉快、愉快！」と叫びましたが、大警視の双眼鏡の下からは涙が二筋、太く頬を伝わっていたそうです。この涙こそが西南戦争の本質を衝き、彼我の心情を余すところなく象徴していると思います。これを目撃したのは旧二本松藩の徴募巡查・佐倉強哉氏（1850～1939）でした。『文藝春秋』昭和 8 年 4 月特別号は 330-338 ページの「新撰旅団始末記—西南戦争従軍日誌—永澤茂美（記者？）」で、佐倉氏の飾らない人柄と豊富な体験談を伝えています。川路の旅団を「新撰旅団」としたのは思い違いでしょうが、当時の日記に基づきながらの談話には陣中の珍談も交えて迫力があります。

佐倉氏は東京へ凱旋して警視局に留まり赤坂署（謙齋が川路大警視の電報要請を知ったのもこの署に仮配属中のこと）の警部を拝命しました。翌年には紀尾井坂の大久保利通暗殺事件に遭遇、留置した犯人の豪胆さにも触れています。後年は法曹界で活躍し、漢詩や弓道に親しむ老境を全うしました。弟の佐倉孫三氏（1861～1941）も台南や静岡の警察署長を務めた漢学者です。戊辰戦争の屈辱を雪ぐべく刻苦勉励して新時代に立ち向かった東北諸藩の旧藩士の姿は、娘婿榊山潤（1900～1980）の歴史小説に今も生きています。

時代は下って日米開戦の昭和 16 年、謙齋の曾孫の私は中国山西省大同県の日本国民

学校二年生でした。当時の川路時守校長先生がもしも大警視と縁の繋がる方ならばと、鹿兒島へ思いを馳せています。

[初出: 『大警視だより』続刊第2号(通巻第31号、平成28(2016)年8月1日刊)。
本稿には一部通説とは異なる記述があるが、敢えてそのまま収録させていただいたこと
をお断りしておく。]

第2 横須賀市追浜官修墓地のことなど

反乱鎮定・悪疫跋扈（コレラ）

旧高田藩和親会会員
大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

急性かつ激烈で致死率が70～80%にも達する伝染病のコレラは、19世紀以降世界的流行を繰り返しました。わが国でも文政5（1822）年、安政5（1858）年に続き明治期には9回も大流行があり、一度に10万人超の死者が出たこともあって、暴瀉病・酷烈辣・虎狼痢・コロリなどと俗称されて恐れられましたが、ドイツの細菌学者ロベルト・コッホがコレラ病原菌を発見（1884）してからは治療・予防法が進歩して、大正期以後は罹患者も激減したのです。明治期の大流行の第一波は10年8月に上海⇒長崎⇒神戸へと拡散したのですが、政府の伝染病対策は内務省から「衛生局（明治8年設置、厚生労働省の母体）報告」が通達され、それが民間出版で若干流布した程度のようなのです。新政府の『太政官日誌』はこの年の初めに廃刊、16年7月に『官報』が発行されるまで政府広報は6年も空白が続き、法令類はさらに遅れて伝染病予防法（現・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の制定は明治30年でした。

「衛生局報告」8月24日付第5号と9月23日付第6号を神澤社が合本『虎列刺病報告書』、第6号のみを八琴書屋が『虎列刺治方概略』として発行しています。いずれも役所の報告文書に表紙をつけた小冊子に過ぎません。第5号では「虎列刺病の流行・養生法」として◇過度な飲食を避け ◇胃腸の調子を整え ◇新鮮な食材で調理し ◇生ものを避け ◇飲み水は煮沸 ◇衣服を選び保温に留意 ◇過労を避け ◇患者の見舞いは遠慮 ◇見舞った後は石炭酸水でうがいする ◇手や顔は石炭酸水と石鹼で洗う ◇住居を清潔に保ち ◇できれば流行地を離れ保養地へ移る ◇下痢などの兆候があれば旅行は禁止 と羅列してはいても、近代的医療手段は皆無に近い状態でした。第6号の「ベルツ氏（*）取調候虎列刺治方概略（これらなほしかたあらまし）心得」では冒頭で厠と汚渠（下水溝）を清潔にせよと述べ、耳慣れない薬品の処方がありますが、これも発症後は効果なしと、コレラ菌の猛威には手の施しようがなかったのです。

（*）エルウィン・ベルツ Erwin von Baelz 1849－1913 ドイツ人医師 明治9年来日以来29年に亘りわが国の医学・薬学・保健衛生・体位向上に貢献。内務省傘下の警視局と東京警視本署も防疫にあたり、品川御台場ほかに避病院を設けたり、迷信から起きる騒動の鎮圧などに努めました。

悪疫は西南戦争の終結期と重なり、凱旋目前の官軍兵士をも襲いました。本誌続刊第2、3号の諸先生の玉稿にある横須賀官修墓地に眠るのもその犠牲者なのです。

[表 I 傷病兵帰還船 郵便汽船三菱会社 (現・日本郵船株式会社) 保有]

船名	総トン数	平均時速	建造年	船齢	建造地	主蒸気機関
和歌浦丸	2,197	約 10 ノット	1854 (安政元)	23	London	・ ・ ・ ・ ・
東海丸	1,117	〃	1870 (明治 3)	7	Glasgow	二連成

傷病兵を乗せて鹿児島を発った上掲の二隻は船内にコレラが発生したため東京湾への進入を許されず、湾口の浦郷村箱崎に急造された陸軍避病院に移されて次々に絶命、追浜黒崎に葬られた後に紆余曲折を経て今に至っています。罹患を免れた兵士や他の帰還船に思いを馳せつつ、墓標銘を頼りにまとめたのが次表です。

[表 II 死亡者所属別・死亡日別一覧 船名欄の死亡者は火夫・水夫・看病夫]

死亡月 日	10.													11		合計
	18	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	11		
新撰旅団			9	8	2	3	2	1	1	2		1	1		30	
陸軍	2	2	1		1		1							1	8	
警視隊											1			1	2	
和歌浦丸					1			1	1		1				4	
東海丸			1	1		1		1							4	
計	2	2	11	9	4	4	3	3	2	2	2	1	1	2	48	

- * 新撰旅団員は和歌浦丸、陸軍兵と警視隊員は東海丸に乗船と推定。
- * 鹿児島湾から東京湾口まで約 1,000 km を途中寄港せず直航すれば 2~3 日で着き、死亡者発生状況とも辻褄が合う。

[時速 10 ノット (約 18 km) × 24 時間 ÷ 430 km]

東国から馳せ参じて、南国の戦野で熱暑・泥濘に難儀したうえに、北へ急ぐ凱旋の旅路では船酔いに下痢・脱水の責苦。辿り着いたのは西方浄土でした。

合掌

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
 コレラは意外にも夏の季語、いまはもう死語に近いでしょう。
 一家族コレラを避けて苦屋かな 尾崎紅葉
 月明や沖にかかれるコレラ船 日野草城

[初出: 『大警視だより』続刊第 4 号 (通巻第 33 号、平成 29 (2017) 年 7 月 1 日刊)]

横須賀の奇縁－曾祖父命日、官修墓標ニ相違ナシ－

旧高田藩和親会会員
大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

昨秋〔平成 29 年〕突然、横須賀市走水の防衛大学校 4 年生 M 君〔森貴基氏〕（陸上要員・戦史専攻）から卒論で新撰旅団の兵士にも言及したいのどと、拙編著『榊原謙齋書状集』を所望されました。早速 1 冊を進呈、指導教官も付いておられるのを承知の上で、孫がひとり増えた気分になって何かと相談に乗りながら、研究の進捗を見守っていたある日、彼の検索成果に仰天！ 国立公文書館のデジタルアーカイブスに謙齋の死亡診断書が眠っていたのです。新撰旅団の用箋には官姓名に続き「右者虎列刺症（コレラ・前号参照）ニテ入院加療之處諸症漸々増悪諸治無効 今廿九日午前第六時死亡候也 明治十年十月廿九日 相州浦ノ郷村 陸軍避病院陸軍々医 宮地善春」と癖のある字が少々乱れがちに並び、姓の榊原が「神原」になるなど、当時の非常事態が伝わってきます。命日は横須賀市官修墓地の謙齋の墓標とも一致しており、故郷高田の菩提寺・法頭寺に伝わる「十月二十八日」は情報が混乱していたせいかと考えるほかありません。昨年十月二十九日は百四十年めの祥月命日として法頭寺日禪上人が特に懇ろに回向してくださいました。同じく M 君が検索した「新撰旅団征討戦記」は「十月三十日 本團諸隊ヲ皇城吹上ニ召シ勅語及ヒ酒饌ヲ賜ヒ禁苑拝観ヲ許サル 是日解團警部巡查ヲ警視局ニ還附セリ」で終わっています。この中に曾祖父の元気な姿ありせばと、慙愧に堪えません。今は M 君の大成を祈るのみです。なお、死亡診断書を含む約二百点の文書群については目下精査中です。

〔初出：『大警視だより』続刊第 5 号（通巻第 34 号、平成 30（2018）年 1 月 1 日刊）〕

横須賀市官修墓地墓前祭

旧高田藩和親会会員
大警視川路利良研鑽会名誉会員 榊原好恭

本誌〔『大警視だより』続刊第 4 号〕所載別稿「反乱鎮定・悪疫跋扈」〔本書 124～125 頁に再録。〕のコレラ禍により、故郷への凱旋の夢を断たれた東京警視本署徴募巡查と陸軍兵士ら 48 柱の眠る横須賀市官修墓地。今年〔平成 29 年〕の墓前祭は去る 5 月 13 日（土）、あいにく雨天のために浦郷町深浦町内会館に祭壇を設けて執り行われました。石渡深浦町内会長の司会のもとで、澄川追浜連合町内会長のご挨拶の後に約

30名の参列者が焼香、続いて警視庁総務部白鳥警部と神奈川県田浦警察署宮村署長からご懇篤なお言葉を戴き、遺族の銚子市大内家と当家の代表者が謝辞を述べて、祭儀は簡潔ながらも肅然と終わりました。西南戦争から140年めの感慨を新たにした次第です。現地に早く着いた愚弟が雨の小止みの折に墓地へ詣でてみると、例年と変わりがなくきれいに整備された墓域のすべての墓標には、地元の皆様のやさしい心根を表す切花が供えられていた由。横須賀市当局の各位の御配慮とともに感謝のほかありません。この墓前祭には警察政策学会警察史研究部会の諸先生が御関心を寄せられ毎回御臨席なさっていますが、今回も臼井良雄・堤一幸・鈴木康夫・江面紀夫の諸氏が遠路を厭わずお運びくださいました。末筆ながら徴募巡査の末裔として厚く御礼を申し上げます。

(参考) 本誌続刊第2号(平成28年8月1日刊)所収「【横浜官修墓地特集】」参照。

[初出: 『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

追浜官修墓地について考える

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

平成28(2016)年5月13日(金)、横浜ベイシェラトンホテルで、加藤晶前部会長はじめ我々警察史研究部会有志は、榊原好恭氏、長和氏ご兄弟を講師にお迎えして、好恭氏がまとめられた『榊原謙齋(さかきばらけんさい)書状集』(平成28年5月14日刊)について、解説を頂いた。深い感銘を受けた。

お二人は、新撰旅団小隊長として、西南戦争に臨み、鹿児島から帰還の途、船中で不運にもコレラに罹り亡くなられた榊原謙齋氏の曾孫にあたる。横須賀市追浜の官修墓地には、48柱の御霊が葬られ、地元の深浦町内会ほかの皆様によっての手厚く見守られ、毎年5月に慰霊祭が執り行われている。地元の方々のご尽力には、ただただ頭が下がる思いである。

このたび好恭様から本「だより」にご寄稿を頂いた。寄稿文には、謙齋氏の愛情溢れる複数の書状、日中戦争・太平洋戦争のさなかそれらを守り抜いたお父上の御苦勞、昨年(2015)年の慰霊祭で墓地に佇まれたご兄弟たち、多くの方々の思いが詰まっている。今回それを直接ご教授頂いた。

国のため、国の求めに応じて身を捧げた人々が、殉職された場合には、国はその御霊を家族の許にお返しするため最大限の努力を払わなければならない。おそらくこの時も相当の努力がなされたものと思われるが、今なお46柱が不帰のまま、この追浜の地に留まっている。誠に残念で、憤りをぬぐえない。『書状集』が多くの方々に読まれ

ること、近く予定されている警視庁の機関誌『自警』の特集、警察史研究部会員による官修墓地の歴史に関する研究、これらが相まって、一霊でも多くの御霊が御帰郷されんことを願うばかりである。

お二人のお話を聞いて、私はふと公益財団法人「警察協会」に専務理事として奉職した時のことを思い出した。警察協会は全国警察職員の殉職や警察官の職務に協力援助して被害を受けた一般の方々（殉難者という）の援護・慰霊等の仕事を行っている。全国の警察は日々の業務の取扱に於いて、殉難者の把握に欠けることのないよう注意を払っているが、いまだ大事故・大災害発生の際に、殉難者が見つかったという事例を聞かない。先の東日本大震災の時も、殉職者は30名にのぼったが、殉難者はゼロであった。そんなはずはないと今でも思っている。

このことに関して私の頭を離れない二つの文献がある。

一つは、村上春樹氏の『アンダーグラウンド』。かの地下鉄サリン事件の被害者へのインタビューで構成されている。病院に担ぎ込まれ一命を取り留めた被害者のかなりの方々が、「一番知りたいことは何ですか」という質問に、「誰が私を病院まで運んでくれたのか知りたい」と答えている。人助けをして、もの言わずに立ち去る善意の人々が我が国には多い。運んだ人は、警察官の依頼を受けた可能性もあるし、その人もその後サリン中毒を発症したかもしれない。サリンの毒性の強さは想像を絶した。私は警視庁副総監として、この事件の捜査に携わったが、退職後この本を読んで、当時は全く気づかなかった点であり、目を開かされた思いがした。混乱の中での救助者の氏名等の把握、困難だが決して忘れてはならない。

二つは、『警察協会雑誌』第279号（大正12年9・10月合併号）「帝都大震災回顧（警視庁消防部）」中「警察賞与に関する特例の件」という記事だ。関東大震災で殉職された深川扇橋警察署巡查小野塚與八氏へ、新たに設けられた特別賞金500円が授与された。同巡查は「大震災起こるや・・請負業〇〇方に至り、決死隊を組織し左腕に赤布を捲き付け、その子分21人を指揮して倒壊家屋の下敷きとなれる被害者30余名を救助し・・」、その後殉職したと書かれている。^{かしら}頭はじめ21人がどうなったか、触れられていない。無事であったらよいが、場合によっては殉難した可能性もある。警察の記録には、こうした点の記述を欠かさないようにしたいものである。

2文献の教えるところは、大規模災害・事件発生の際に殉難者を発見するヒントになるかもしれない。最近の混沌とした治安情勢から、我が国においていつ何時、国際テロ事件が発生しても不思議でない時代になったし、大地震の連続もその終息期が見えない。警察が、一般の方々に、様々な協力をお願いすることがますます多くなるであろう。でもご協力を頂いた方々がその後どうなったか、少なくともその安否を確認しておくことは、警察の最低限の義務だと思う。西南戦争のような内乱鎮圧でご協力を願うことは今後まずないであろう。しかし警察が依頼したことで結果的に不幸を招く可能性は、皆無ではない。将来、官修墓地のようなものを作らないためにも、日頃の注意が必要だ。

[初出: 『大警視だより』続刊第2号(通巻第31号、平成28(2026)年8月1日刊)]

明治維新の残滓

～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が率いる西南の役～

警察政策学会警察史研究部会員

大警視川路利良研鑽会会員 齋藤眞康

幕末の黒船来航（1853年）を契機に、200年にわたる鎖国政策を改めて開国し、大政奉還・廃藩置県・帯刀の禁止等次々発せられる新制度により国民生活が翻弄されたに違いない、通商を巡っては、諸外国の脅威に屈したとして国論が二分し、幕府の威信は急落して明治新政府が樹立した。

しかし、各地で幕藩体制を維持しようとする勢力の蠢きがあり、1868年1月新政府軍が守る鳥羽・伏見で政府軍に対して会津・桑名藩が攻撃をしかけた、いわゆる鳥羽・伏見の戦いから1869年（明治2年）5月の箱館戦争までの16か月にわたって戦われた戊辰戦争は政府軍が勝利した。

この間、政府軍は上野にこもる彰義隊はじめ関東各地で旧幕府主戦派を討滅、奥羽越列藩同盟を結んで対抗する諸藩を帰順させ、1869年4月に江戸城を接收、翌5月に終結した。同年12月には奥羽越諸藩に対する厳しい処分が決定され、藩主の幽閉、謹慎、削封、転封、重臣処分、讀罪金賦課などが行われ、これらの藩士は職もなく生活苦に喘いでいた。

一方、薩摩・長州藩士などは、各地の公務員に登用され、着々と維新国家が進展し、国民生活の大変革と安定化等の維新真っ只中、西郷隆盛を頂頭とする征韓派によって、九州で分裂国家に発展しそうな地域が出現し、統一国家成立の一角に不安が露呈した。

明治政府は、これを断固制圧するため陸海軍を派遣するとともに急遽応援部隊を編成することとして東北各地の旧^{もと}武士を警察官として募集、一旦警視庁警察署交番で勤務させてから習志野で短期間の軍事訓練の上、新撰旅団に編成して従軍させ戦闘員の増強をしたのであった。

新撰旅団は、1877年（明治10年）5月29日に設置を決め内務・陸軍両省に通達、6月6日制定の「新撰旅団編入約法」により運用され、新撰旅団に編入された徴募巡查の身分は内務省に所属し、俸給や被服も同省から支給されたが、兵役は陸軍省の管轄下とされた。この新撰旅団は数千人で編成され、司令長官は小松宮彰仁親王陸軍少将で同年6月頃から9月24日、西郷隆盛の自決によって終結するまで戦闘に従事し、部隊は凱旋した。折しも現地で発生したコレラ病で帰還を延期され、やっと一か月ほどで帰還の途につき、東京を目前にして感染、死亡し、あるいは横須賀の海岸に急ごしらえの簡易病院で治療を受けたものの死亡して横須賀市の野崎海岸に埋葬され、引き取り手のないまま国家管理による警察官の無縁墓（官修墓）となり、140年後の今日を迎えている。

徳川時代には、武士としてプライド高く、藩の運営に携わっていたが、廃藩置県後の東北では、戊辰戦争後に厳しい処分を受け、職もなく生活苦に喘ぐばかりであった。

西南の役では、川路大警視による、警視隊の派遣は鹿児島を郷里とする者で編成し、

西郷隆盛が指導する私学党や征韓論に傾注する勢力の翻意工作を行わせたことは、暴発を何とか未然に納めたいとした試みであったと考えられる。

また、洗練された武士出身者で構成された西郷軍に対して、政府軍は全国から集められた一般の次男・三男による軍隊で技量も未熟で劣勢であったため旧武士出身警察官の技量を利用した抜刀隊を編成して送り込んだほか、別働旅団を指揮して師と仰ぐ西郷隆盛の追討に従事し、西郷に対する気兼ねと自己葛藤との戦いのようであった。

官修墓は、西南戦争後の大混乱期を経て、煩雑な未処理事務の欠略や時間の経過によって、行政の中に埋没して忘れ去られ、責任の所在も不明になったこととは言え、引き取り手のないままにしておくことは、最も尊重し、普く享受すべき人権に関して、今なお未処理であることに対する警告と言えまいか。

現代風に言えば、マネージメントの欠如、管理の欠略で、管理の責任者は監督者であって、監督者の責任は組織である。

薩摩・長州等による明治新政府は、囊中の錐とみられる人材を結集して立派に建国し、川路大警視が明治政府の中で果たした功績は高く賞揚されている。

西南の役で、戊辰戦争後の希望のない境遇から警察官の急募に躍り出て、輝かしい夢を抱いて従軍した筈だが、部隊は凱旋したものの、東京を目前にして流行り病に感染し、死を迎えたことは、他者が察し得ない無念さの内で命を閉じたに違いない。

推察するに、夏季における過酷な戦闘に従事し、食料や衛生環境の酷悪によって伝染病が発生し、改善されることもなく、死後、路傍に埋葬され、単に人的消耗に当てられたようである。

転戦に転戦を重ねる戦闘環境の酷悪さが、伝染病の発生によって、勤務環境や衛生環境の改善が必要であることを示唆していたことが、垣間見え、監督者の、配慮の欠如が死後処理にも及んだことを物語っているようである。

かたや、西郷隆盛は 1889 年（明治 22 年）、明治憲法の発布に伴う大赦による名誉回復で、「逆徒」の汚名が解かれ、死亡後の 21 年目に、上野公園に立派な銅像が建立された。

除幕式は 1898 年（明治 31 年）12 月 18 日に行われ、全国からの寄付金に宮内省から 500 円が下賜された。

今日、時代の違いはあれ、人間の尊厳は普く享受し、東北大震災では、5 年後の今日なお、行方不明者の捜索を行っていることに国民が当然のこととして注目し、行政はその期待に応えるよう傾倒努力し、何が責任なのかを明示している。

京浜急行線追浜駅からバスで約 10 分、トンネルを抜けたバス通りに 1 メートル程の見落としそうな案内道標に「官修墓」とある。そこから殆ど人の立ち入らない 100 段ほどの山道を登ると、トンネルの真上にある雑木林の中に 100 平方メートルほどの広場があり、高さ約 1 メートル、幅 20 センチほどの四角い 48 基の墓標がひっそりと並んでいる。

横須賀市の観光事業に位置付けられ、その一スポットとされているが、とても観光地とは思えない場所にあり、気の毒さだけがこみ上げてくる。観光地として計画された場所ではなく、最初に埋葬された場所を他に利用するので、邪魔になるからどこか

に移せという命題だけを解決するため、手っ取り早く、一般の邪魔にもならない近くの雑木林である国有地に移転したもので、移転の際に、有り合わせとみられる他の墓石を逆さに利用したとみられる墓標もあり、杜撰な移転であったことを示している。

西南戦争の混乱期とは言え、所管が重複していたことと管理欠略が行政事務の中に埋没させてしまい、そして、忘れ去られ、後世に形ばかりの措置で「よし！」としたことが、今日の姿で、これが未来永劫、観光スポットとしてあることは、明治維新とか、西南の役などにおける大いなる忘れもので、行政事務上の恥であり、汚点のようである。

[初出: 『大警視だより』続刊第2号(通巻第31号、平成28(2026)年8月1日刊)]

官修墓地の状況を『自警』に紹介

警察政策学会警察史研究部会員

大警視川路利良研鑽会会員 齋藤眞康

140年前、九州で西南戦争が勃発した。この戦争に多数の警視庁警察官が従軍し、夏の暑い最中、九州南部の山中を転戦、9月下旬に政府軍の勝利で終結した。意気揚々東京を目前の帰還途上で伝染病に罹患、急ごしらえの病院で治療を受けたものの、その甲斐もなく死亡した海軍将兵と軍属等52人の官修墓(幅約20センチの四角・高さ約1メートルの墓標)があり、その中に警察官31名が眠る墓地は、神奈川県横須賀市の雑木林の中に所在している。

この度、廣瀬権元警視庁副総監の奔走により、初めてその現況などが警視庁の機関誌『自警』(警視庁内〈一般財団法人〉自警会発行)で紹介された。警視庁ではこれまで地元主催の慰霊祭に参列していたほか、何とか遺族を探したいとして情報の提供を求めている(註参照)。

長い泰平の徳川時代から明治維新の断行による日本全体に亘る急激な大変革の過程で政府軍として凱旋する筈だった警察官、その従軍の経緯などについては、ほぼ明らかになっているが、一家の大黒柱であった人をはじめ、やがて新しい家庭構築の夢を見ていた若い警察官等が病魔に倒れ、いまだに帰宅は叶わず、抛るすべもなく埋葬されたまま、墓標だけがひっそり雑木林の中に立ち並び、横須賀市の観光事業として地元自治会委託管理になっている。

歴史的な大変革の混乱期とは言え、当時としては・法令及び諸規定の不備、・通信手段の未発達、・不明瞭な所管、・人権思想の未熟、・職務を全うする人材不足、・諸事案完結能力の欠如、・地域偏重、などが透けて見えるが、地元民に鎮魂崇敬の念が続き、ささやかながら慰霊祭が行なわれている。

最近判明した遺族の意向を窺うと、愛おしさや親族の誇りなどが語られる。組織や考え方、或は通信手段などのソフト・ハードが高度に発達した今日、この現況を目にすると、気の毒さが込み上げて具体的な身元探索を思い巡らされ、何時までも哀れさが心に残るのである。

(註) 白鳥光康氏「ネットワーク 崇高な使命に殉じられた先輩方を偲んで ●企画課 横須賀市「官修墓地」における西南戦争戦病死者慰霊祭への参列」『自警』平成 28 年 8 月号 34 頁 (同稿は『自警』誌、白鳥氏の御厚情により【再掲資料 3】として本号 [『大警視だより』続刊第 3 号] 25 頁に全文を転載させていただいた [本書では割愛。]。厚く御礼申し上げまするものである。)

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号 (通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)]

名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて (遺稿)

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

本会名誉会員、旧高田藩和親会員榊原好恭氏 (よしやす、1933～2019) におかれては、去る平成 31 (2019) 年 1 月 22 日長逝された。享年 85。寔に痛惜の念に堪えない。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。同氏の御尊宅は長野県安曇野市にあったが、御墓所は故山新潟県上越市とお聞きする。氏は歴史研究、写真の外に詩歌にも御造詣が深く、嵐歩と号され、『ランプの灯：榊原嵐歩自撰どどいつ集』(私刊本、平成 25 年 10 月刊) 等がある。

周知のように、横須賀市追浜 (浦郷町 3 丁目) の官修墓地 (官修墳墓) には西南戦争が終結して故郷へ凱旋の途次コレラのために没した政府軍諸士 48 柱が眠っているが、榊原氏御曾祖父である旧高田藩士謙齋氏 (1840～1877) もそのお一人である。榊原氏には、御令弟の榊原康之氏、同長和氏の御助力を得て官修墓地の所在を把握された平成 27 (2015) 年より地元での墓前祭に参列されたことから、当時私が部会長であった警察政策学会警



平成 28 年 5 月横須賀官修墓地墓前祭時の榊原様御兄妹、右からお二人目が榊原様

察史研究部会で官修墓地研究を進めていた戸高公德部会員、齋藤眞康部会員、臼井良雄部会員等と接点を持たれるに至った。同氏はその後大きな御努力を傾注されて御曾祖父謙齋氏の当時の書簡、遺稿等を整理、編輯され、平成 28 (2016) 年 5 月 14 日の墓前祭の日に『榊原謙齋 書状集一元・越後高田藩士 新撰旅団小隊長の西南戦旅 一五〇日』(平成 28 年 5 月 14 日刊) として刊行されたが、これは大変貴重な御著作であり、ただただ敬服に堪えない次第である。警察史研究部会では、その前日の 5 月 13 日上記齋藤眞康氏、臼井良雄氏の紹介により横浜市内で同氏及び御令弟と当該御著作をめぐっての会合を持たせていただき、部会員一同深く感動したところであった。懐かしい思い出である。なお、官修墓地関係については、その直後に出た本誌続刊第 2 号(通巻第 31 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊) に、下記の諸稿が収録されているので、併せ御参照願えれば幸甚である。

【追浜官修墓地特集】

- ・旧高田藩和親会員 榊原好恭「川路大警視の涙」[本書 122 頁に再録。]
- ・大警視川路利良研鑽会会員 齋藤眞康「明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が率いる西南の役」[本書 129 頁に再録。]
- ・大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬権「追浜官修墓地について考える」[本書 127 頁に再録。]

榊原氏にはその後は大警視川路利良研鑽会の名誉会員として『大警視だより』続刊を通じて親しくお教えをいただいた。本誌発行の都度多大の御芳志を賜わるとともに、上記本誌続刊第 2 号の後も、下記のように毎号貴重な労作の御寄稿に与った。

- ・『大警視だより』続刊第 3 号(通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊) : 「錦絵に描かれた川路大警視とその画師余聞」[本書 105 頁に再録。]
- ・『大警視だより』続刊第 4 号(通巻第 33 号、平成 29 (2017) 年 7 月 1 日刊) : 「反乱鎮定・悪疫跋扈(コレラ)」、「横須賀市官修墓地墓前祭」[本書 124 頁、126 頁に再録。]
- ・『大警視だより』続刊第 5 号(通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊) : 「御用船団が築いた三菱財閥の基礎」、「横須賀の奇縁―曾祖父命日、官修墓標ニ相違ナシ―」[本書 119、126 頁に再録。]
- ・『大警視だより』続刊第 6 号(通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日刊) : 「内務卿と大警視の代理も勤めた郵便の父―前島密余聞―」[本書 117 頁に再録。]

しかるに、平成 30 (2018) 年 6 月より御入院されたとのことで、『大警視だより』続刊前号の第 7 号(通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊) には御寄稿はかなわず、会員一同氏の早き御快癒をお祈りいたしていたのであるが、寔に悲しいことに本年 1 月下旬御逝去の悲報に接したところである。同氏御生前の本会に対する御厚情、御指導に対し、改めて深甚の謝意を表する次第である。

以上簡略ではあるが榊原氏と私どもとの関係の一端を記させていただいた。本稿を草するに当たりては、御遺影の御提供をも含め、御令弟榊原康之氏及び同長和氏の御高配を賜りました。厚く御礼申し上げます。

(註: 加藤会長には本年〔令和元(2019)年〕5月8日病のため逝去された。本稿は2月初めにいただいていたものである。なお、5月11日(土)には今年の官修墓地墓前祭が施行され、廣瀬権副会長、臼井良雄氏、鈴木康夫氏、江面紀夫氏その他会員が出席したが、これについては本号28~32頁〔本書134~139頁に再録。〕所収の臼井良雄氏「横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と警察史研究部会の関わりについて」を参照願います。)

[初出: 『大警視だより』続刊第8号(加藤晶会長追悼号、通巻第37号、令和元(2019)年7月1日刊)]

横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と 警察史研究部会の関わりについて

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 臼井良雄

〔目 次〕

1 はじめに	134
2 横須賀市所在の「官修墓地」について	135
3 遺族である大内恭平氏と警察史研究部会との関わり	136
4 遺族である榊原様御兄弟と警察史研究部会の関わり	136
5 官修墓地墓前祭について	138
6 今後の活動について	139

1 はじめに

平成20(2008)年の頃から断続的ではあるが、約10年間、戸高公德氏、加藤晶氏、中山好雄氏、齋藤眞康氏の先輩たちは横須賀市所在の官修墓地墓前祭に自主的に参列してきたと齋藤眞康氏から聞いている。特に齋藤眞康氏には、「大警視だより」の「明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が率いる西南の役～」(続刊第2号、平成28年8月1日刊。本書129~131頁に再録。)と「官修墓地の状況を『自警』に紹介」(続刊第3号、平成29年1月1日刊。本書131~132頁に再録。)の2回にわたる記事があり、明治10年、西南戦争で川路利良大警視(陸軍少将を兼務)と共に戦った東北出身の兵士たちのある者は、戦後警察官に復職するはずであった。しかし、帰途の折、病魔で亡くなられた兵士の遺骨が遺族に渡せなかったことに対して、齋藤眞康氏は深い同情をよせている。齋藤眞康氏は、平成29(2017)年3月に警察史研究部会で「官修墓の沿革」というタイトルで研究成果を29頁にまとめて公表した。

研究誌の目次は、「1 はじめに、2 官修墓、3 戊辰戦争、4 西南戦争、5 榊原謙齋警部補心得の書簡、6 官修墓からの考察、あとがき」である。

その「6 官修墓からの考察」の中で、官修墓について、

- (1) 首都の警察官が西南の役に動員され、帰還途上で死を迎え、名もない雑木林の中に急ごしらえの官修墓として埋葬され、そのまま一観光地の位置づけで意義があるのか。
- (2) 国家事業（明治維新）に散った命を事後処理が完結しないままにしておくのか。
- (3) 慰霊を地元自治会に任せているが、事務局を明確にしておく必要があるのではないか。
- (4) 埋葬地の観光事業が相応しいのか。
- (5) 墓碑の風化が進行しているが、修復・整備・移転はどうか。
- (6) 追悼の有り方と管理事務の明確化が必要ではないか。
- (7) 維持管理費の確保

の7項目を問い、各項で議論検討する必要がある、と記載され、今後の政府の対応を期待している。

警察史研究部会では、この研究成果を我々警察史研究部会の会員だけが知るだけでなく、世の多くの方に知られ、無縁墓地のようにになっている故人の遺族が判明されるようにすべきだと言うことになった。それには当時の内務省、現在の警察庁にご協力を依頼することが本筋であるということになり、警察史研究部会として、警察庁に研究成果を平成31（2019）年2月25日に佐藤裕夫事務局長と筆者が提出し、概要を説明した。また、2月19日には（公財）警察協会へもこの研究成果を届けて説明した。一方、今迄の「横須賀市の官修墓地墓前祭と警察史研究部会の関わり」を記録に残すことになり、浅学な筆者が分不相応にもここに執筆することになった。

2 横須賀市所在の「官修墓地」について

追浜地域文化振興懇話会編集・発行「官修墓地」（平成12年3月31日発行）によると、官修墓地の沿革は「西南の役後、帰還兵は和歌浦丸と東海丸で東京へ凱旋する際、コレラになり、政府は東京湾の長浦湾口に停泊させた。病死者は火葬され、遺族と連絡が取れない48柱は、浦郷村矢浜の黒崎へ埋葬された。埋葬後に、遺族が判明したのは新潟県出身の故片岡茂太氏と千葉県出身の故大内昌氏であった。明治45年墓地周辺は海軍用地になり、官修墓地は大正2年に横須賀市浦郷町へ移転した。昭和8年荒れていた墓石が整備され慰霊祭が行われた。第二次大戦中は、墓域の近くに対空陣地が建設され立ち入り禁止になっていた。戦後一時期ガールスカウトが墓地の除草作業をしていたが、スカウトが解団後は、深浦町内会が継承し、慰霊法要が営まれた。晨洋会会長・大岩義一氏は昭和29年3月25日付けで「横須賀市追浜にある官修墳墓の祭祀及管理の復活に関する請願書」を国会に提出した。昭和56年10月国の官修墓地に対する祭祀・管理方針が決定し、墓域は横須賀市に貸し付けて、管理は横須賀市に委託

され、以後毎年 5 月に市関係者・北郷仏教会・地元町内会によって慰霊祭が営まれている。行政が慰霊祭の祭祀費を追浜自治会連合協議会に交付し、委託するようになり、さらに平成 9 年からは祭祀費を縮小し浦郷町内会に委託するようになった。」と記されている。

3 遺族である大内恭平氏と警察史研究部会との関わり

遺族である大内恭平氏と警察史研究部会との関わりは、この慰霊祭で、遺族である大内恭平氏と名刺交換した際、銚子のホテルに来ていただければ、そこで曾祖父大内昌氏のお話をしたいというお誘いがあり、平成 21 (2009) 年 7 月 16 日に、警察史研究部会戸高公德事務局長と部会員 4 名 (中山好雄、齋藤眞康、鬼塚信博、臼井良雄) が、銚子のホテル「ニュー大新」で、大内氏から西南戦争に参加した曾祖父故大内昌氏 (当時、四等巡査心得) のことを拝聴した。その折、故大内昌氏が、明治 10 (1877) 年 10 月 26 日に戦死した際に御上から賜った金時計を見せていただいた。時計はスイス製で、昭和 43 年に銀座の服部和光へ修理に出すと、今この時計を買うと 1,000 万円の価値があると言われたが、そこでは修理が出来なくて、銚子の「からくり時計」の創作者で有名な田村時計店に修理を依頼したところ、数カ月後に直ったことなども面白く拝聴した。

追浜地域文化振興懇話会編集・発行「官修墓地」の内容を確認するため、遺族大内恭平氏へ本令和元 (2019) 年 5 月 2 日にお便りを差し上げたところ、大内恭平氏の自叙伝『河童奮戦記』のコピーが送られてきた。内容に矛盾するところあり、再度 5 月 13 日に疑問点を文書で質問したり、回答の後、電話で再確認したりしたところ、自叙伝の中で訂正すべき箇所も判明した。また、追浜地域文化振興懇話会編集・発行「官修墓地」の内容も訂正すべき箇所も判明した。この質問の回答によると、大内恭平氏は以前から曾祖父の墓地を探しており、横須賀市に官修墓地があるのを知ったのは昭和 43 (1968) 年 2 月下旬で、墓地を最初に訪れたのは、昭和 44 年 9 月であった。墓前祭の案内状を昭和 58 年に受理し、墓前祭に遺族代表として参列し、平成 8 (1996) 年度で 14 回になるが、平成 9 年から 18 年までの 10 年間は、正式の通知がないので、参加していないが、その間、年に 1~2 回独自に墓参していた。平成 19 (2007) 年春に大内恭平氏の子息大内一恭氏が、墓参の際、横須賀市観光協会会長と遭遇し、以後、追浜連合町内会長主催の正式の通知状を受理している。今まで、36 年間墓参しているという内容であった。

4 遺族である榊原様御兄弟と警察史研究部会の関わり

遺族である榊原様御兄弟と警察史研究部会の関わりは、平成 27 (2015) 年 5 月 9 日の墓前祭に 138 年を経て故榊原謙齋氏の墓を探した御子孫、榊原康之氏・榊原長和氏御兄弟と加藤典江氏が、故人の絶筆の手紙を参列者に披露された。その折、警察史研究部会からは、部会員 6 名 (戸高公德、齋藤眞康、廣瀬権、川野邊寛、鬼澤信博、臼

井良雄)が自主的に参列していた。筆者は、その時、榊原氏から、「文藝春秋昭和8年4月特別號」の永澤茂美の執筆による「新撰旅団始末記—西南戦争従軍日誌」(330頁から338頁)のコピーを頂いた。

この記載内容は、福島市在住の佐倉強哉(昭和8年の頃、86歳)が話された内容を、永澤茂美氏が記録したものでした。特に印象に残ったことは、「佐倉強哉は、戊辰戦争中は二本松藩の士族として、従軍した後、明治10年3月に「警視局」から志願兵募集に応募し、最初「巡查」として採用され、その後「警部補」に任命され、分隊長で少尉格となった。東北兵と、栃木、群馬、茨城の関東兵が連合して、一個旅団をつくりあげ「新撰旅団」[ママ]と言った。つまり、川路大警視が統帥する、警察官主体の征討軍別動隊であった。4月4日出動命令が下った。名目は兵隊でないで「九州地方へ出張被仰付」であった。政府では東北兵では、いつ賊軍に寝がえりをするかもしれないと言うことで、百人一組に警視局に奉職している者十人ずつを割りこませて万一の場合を警戒していた。」と記されている。

東北出身者は、戊辰戦争で賊軍であったため、維新政府から冷遇されて、公務員になれず、農業か無職者が多く、急遽募集された警察官に応募した元武士だったので、政府側が不信感を持っていたことがわかる。

また、榊原好恭氏からは、故榊原謙齋氏が妻子にあてた手紙を、ご自身の御両親が満州に移住した際に持参し、さらに戦後満州から引き上げる際も手紙を宝のようにして持って帰国したと言う、驚嘆すべきことをお聞きした。1年後、榊原好恭氏から電話で、1年かけて、草書で当時の方言やカタカナもあって読みにくい祖先の手紙を独学で解読し、解説まで付けて、「榊原謙齋書状集一元・越後高田藩士新撰旅団小隊長の西南戦旅150日一」(A4判90頁・平成28年5月発行)を自費出版したという知らせが届いた。

警察史研究部会では、墓前祭の前日である平成28(2016)年5月13日横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ「プライベート・ファンクションルーム」で、出版記念講演会として榊原好恭氏と榊原長和氏をお招きし、書状集の解説を拝聴した。警察史研究部会は、加藤晶部会長と部会員7名(戸高公德、齋藤眞康、廣瀬權、吉原丈司、鈴木康夫、鬼澤信博、臼井良雄)が出席した。

榊原好恭氏の解読した書状の概要は、明治10(1877)年、旧高田藩の元藩士たちは、6月6日に高田を出発し、歩き通して6月13日に東京に到着した。直ちに、本郷の旧高田藩邸中屋敷で旧高田藩主(榊原政敬)夫妻に謁見し、日本橋近くの旅館「いせやす」に宿泊し、14日赤坂見附巡查屯所(屯所は現在の警察署)へ入営した。6月19日付けで警部補心得(第三大隊長の第一中隊四番小隊長、月給12円)の辞令を受け、赤坂見附巡查屯所での勤務が始まった。6月25日西丸下巡查屯所へ転じ、7月1日新撰旅団第三大隊第一中隊に編入された。7月4日習志野原練兵場へ向けて出発した。習志野での演習中に第三番大隊四番小隊長を拝命し、7月15日に横浜から熊本丸に乗船し、17日に神戸に着き、20日に鹿児島湾着後、戦場へ向かった。40歳近い榊原謙齋小隊長は鹿児島・都城・美々津・延岡方面を転戦したことがうかがえる。明治10年9月24日城山総攻撃で西郷隆盛が死亡して西南戦争が終結し、東京へ帰るため10月

19日東海丸と和歌浦丸で鹿児島を出航した。ところが当人も船中でコレラに罹り、三浦半島の漁村で、高田への凱旋を幻視し、越後の山河と家族知人に思いを馳せながら亡くなられた。書状には常に家族の安否を気づかうことと月給がきちんと届いているか心配している。遺族である榊原氏らは、48柱は当時の村人に回向され、後に改葬された官修墓地で、墓地所在地の追浜深浦町町内会主催により、毎年5月第二土曜日に墓前祭が執り行われているとお礼を述べている。

また、榊原好恭氏から平成30年5月に、防衛大学校第62期人間文化学科三村研究室所属の森貴基氏は、卒業論文に「西南戦争における軍隊の特徴—新撰旅団の構想と実態から—」を執筆し、「最優秀卒業論文賞を受賞」し、平成30年5月の墓前祭に、その「賞状」のコピーが祭壇に供えられた写真が送られてきた。筆者はその論文をお借りし、拝読したところ、上記榊原好恭著「榊原謙齋書状集」の内容が多く引用されていたのが確認できた。

今年の1月22日に榊原好恭が他界されたことを事務方氏から知らされて、大変驚いた。平成27年5月9日の墓前祭に初めてお目にかかり、「文藝春秋昭和8年4月特別號」を頂き、以後、榊原御兄弟が写真入りで掲載された神奈川新聞の記事、榊原家の家系図、榊原謙齋死亡診断書、「榊原謙齋書状集」、「防衛大学生の卒業論文」の資料をご提供され、我々の研究活動に多大な貢献をされた。このご協力に対し深謝し、故榊原好恭氏に対し深く哀悼の意を表します。

5 官修墓地墓前祭について

墓前祭には警察史研究部会の部会員が可能な限り自主的に参列しているが、警察史研究部会としては、平成30年度第4回警察史研究部会で今後も継続して墓前祭に参列することを決めて、参列を呼び掛ける係をもうけることを決め、筆者が担当することになった。

追浜連合町内会澄川貞介会長と深浦町内会今村恭啓会長の連名で、平成31(2019)年4月に警察史研究部会宛に官修墓地墓前祭の案内状が届けられた。案内状作成は、横須賀市追浜行政センター内追浜連合町内会事務局(横須賀市夏島町9番地)と明記されていた。令和元年5月11日に、官修墓地墓前祭に警察史研究部会から、廣瀬権部会長以下部会員4名(吉原丈司氏、鈴木康夫氏、江面紀夫氏、臼井良雄)が参列した。

墓前祭は、11時に開始した。次第は、深浦町内会今村恭啓会長の司会で、最初に追浜連合町内会澄川貞介会長が挨拶し、その後、司会者の指名により「お焼香」が行われ、追浜連合町内会澄川貞介会長、警視庁総務部企画課庶務係主査・百鬼(ナギ)史朗警部他4名、遺族である大内一恭氏、榊原康之氏、榊原長和氏、田浦警察署長以下1名、警察史研究部会廣瀬権部会長他4名、横須賀市健康総務課長、追浜行政センター館長と副館長、追浜観光協会会長、追浜町内会役員の方々、深浦町内会民生委員と役員の方々の順で行われ、挨拶は、警視庁総務部企画課庶務係主査・百鬼史朗警部、田浦警察署横田和道署長、遺族大内一恭氏、同榊原康之氏・榊原長和氏、追浜観光協会大村会長の順でなされ、11時31分に終了し、解散となった。約40名が参列していた。

なお、当日、遺族の榊原様御兄弟からは、故榊原謙齋氏が明治 10 年に家族へ送った原物の手紙を適切な機関へ寄付をしたいので、紹介して欲しいと相談され、警察史研究部会として取り組むことになっている。

6 今後の活動について

この文章を書いている際中に、警察史研究部会加藤晶元部会長が令和元年 5 月 8 日に他界された情報を、佐藤裕夫事務局長からメールで知らされた。かつて加藤晶氏は警察大学校特別捜査幹部研修所の所長時代に、『警察公論』第 38 巻第 8 号（立花書房、昭和 58 年 8 月 5 日刊）で、「読書偶感」というタイトルで随筆を書いて [本書 185～187 頁に再録。]、「[真相の追求について、] 事実を究明するのに、直接証拠を探し尽くし、それらから合理的な推測を立て、更に、広く間接証拠を求めて、二重、三重に固めて、全体を矛盾なく合理的に積上げて行く点で、捜査 [をするように]」と記載されていた。このことは警察史研究部会の研究活動にも当てはまり、可能な限り正確な記載に努めるため、複数の資料を参考にした。今までの警察活動に多大な貢献をされました故加藤晶氏に対し深く哀悼の意を表します。

警察史研究部会の諸先輩の方々は、明治維新の一翼を担い、西南戦争で凱旋する東京を目前にして、コレラに罹り、病死した兵士の心情に限りない同情を寄せて、自主的に慰霊祭に参列されたことに対し、深く敬意を表します。

警察史研究部会の伝統行事として、この墓前祭の参列を継続していくことが、不遇な死をとげられた兵士に光をあてることになると思っている。今後ともこの官修墓地の存在を知った別の遺族の方々が、墓前祭に参列されますよう祈念し、筆をおくことにする。[新型コロナウイルス禍により本令和 2 年 5 月の墓前祭は中止となった。]

[初出: 『大警視だより』続刊第 8 号 (加藤晶会長追悼号 I、通巻第 37 号、令和元 (2019) 年 7 月 1 日刊)]

故榊原謙齋氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集 (元越後高田藩士 新撰旅団小隊長の西南戦旅 150 日)』 の寄贈先について

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 白井良雄

『大警視だより』続刊前号 (第 8 号、令和元年 7 月 1 日刊) 掲載の「横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と警察史研究部会の関わりについて」[本書 134～139 頁に再録。]

で、元越後高田藩士で新撰旅団小隊長榊原謙齋氏が家族に宛てた「書状」の寄贈先を、令和元（2019）年5月11日に執り行われた横須賀市官修墓地墓前祭の後、御遺族である榊原康之・榊原長和御兄弟から警察政策学会警察史研究部会に相談されたことを紹介した（32頁）。

その後、7月13日の令和元年度第1回警察史研究部会で、上記の墓前祭を報告した後、榊原謙齋書氏の「書状」の寄贈先を相談した。御遺族の靖国神社への思いが強いので、まず第一に靖国神社へ行くことになった。御遺族との折衝係である筆者が、御遺族と連絡をとった結果、その御希望で8月29日10時半に靖国神社で榊原長和氏と再会した。靖国神社遊就館へ行き、榊原長和氏が、受付で故榊原謙齋氏の「書状」を寄贈したいと言ったところ、「ここに祀られた方々は、戦場で戦死した兵士に限られており、靖国神社に祀られていない方の物は、受けとれない。しかし、靖国神社偕行文庫なら図書館なので可能でしょう。」と言われた。当日は休館日であったが、偕行文庫室長の権禰宜・市木直光氏が対応していただいた。「原本である「書状」は、靖国神社に祀られていないため受理できないが、書籍である『榊原謙齋 書状集』だけは、この文庫を利用する研究者に広く閲覧できるようにしたい。」と言われて、寄贈することができた。偕行文庫を出た後、榊原長和氏が国立公文書館アジア歴史資料センターに電話で相談したところ、地元の図書館や歴史博物館等を薦められた。榊原氏は「自分の居住地にある茨城県立歴史館を訪問する。」と言って別れた。

榊原長和氏と別れた19日後の9月13日に、同氏からインターネットで「本日『茨城県立歴史館』を訪問してまいりました。対応してくれたのは、主席研究員・飛田英世氏（元教員の方）で、事前3冊を受けていただき、私も肩の荷が下りた気持ちです。」という報告を受けた。このメールで大方OKでしたので、話はスムーズに進んだ。飛田氏も書簡の保存状態や、兄の編集した『書状集』の内容には大変興味を持たれたようすであった。書簡その1～その8まで8通、書状集榊原謙齋書氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集』の寄贈先で希望される方々に閲覧されたり、多くの研究者に利用されたりして役立つことに、御遺族の方も安堵されたようであった。また、靖国神社に祀られる条件を御遺族の方も理解されたように思われた。

（注）御遺族である榊原好恭氏が生前に編集した『榊原謙齋 書状集（元越後高田藩士 新撰旅団小隊長の西南戦旅 150日）』では、「手紙」とか「書簡」でなく「書状」で統一した表現にしている。

〔初出：『大警視だより』続刊第9号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2（2020）年1月1日刊）〕

(紹介 1) 榊原好恭氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「川路大警視の涙」第 2 号（通巻第 31 号、平成 28〈2016〉年 8 月 1 日刊）（本書 122 頁以下に再録。）
- ・「錦絵に描かれた川路大警視とその画師余聞」第 3 号（通巻第 32 号、平成 29〈2017〉年 1 月 1 日刊）（本書 105 頁以下に再録。）
- ・「反乱鎮定・悪疫跋扈（コレラ）」第 4 号（通巻第 33 号、平成 29〈2017〉年 7 月 1 日刊）（本書 124 頁以下に再録。）
- ・「横須賀市官修墓地墓前祭」第 4 号（通巻第 33 号、平成 29〈2017〉年 7 月 1 日刊）（本書 126 頁以下に再録。）
- ・「御用船団が築いた三菱財閥の基礎」第 5 号（通巻第 34 号、平成 30〈2018〉年 1 月 1 日刊）（本書 119 頁以下に再録。）
- ・「横須賀の奇縁—曾祖父命日、官修墓標ニ相違ナシ—」第 5 号（通巻第 34 号、平成 30〈2018〉年 1 月 1 日刊）（本書 126 頁に再録。）
- ・「内務卿と大警視の代理も勤めた郵便の父—前島密余聞—」第 6 号（通巻第 35 号、平成 30〈2018〉年 7 月 1 日刊）（本書 117 頁以下に再録。）

(参 考)

- ・加藤晶「名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて（遺稿）」『大警視だより』続刊第 8 号（通巻第 37 号、令和元〈2019〉年 7 月 1 日刊）（本書 132 頁以下に再録。）（榊原好恭氏：1933～2019）
- ・廣瀬権「追浜官修墓地について考える」『大警視だより』続刊第 2 号（通巻第 31 号、平成 28〈2016〉年 8 月 1 日刊）（本書 127 頁以下に再録。）
- ・齋藤眞康「明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が率いる西南の役」『大警視だより』続刊第 2 号（通巻第 31 号、平成 28〈2016〉年 8 月 1 日刊）（本書 129 頁以下に再録。）
- ・齋藤眞康「官修墓地の状況を『自警』に紹介」『大警視だより』続刊第 3 号（通巻第 32 号、平成 29〈2017〉年 1 月 1 日刊）（本書 131 頁以下に再録。）
- ・臼井良雄「横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と警察史研究部会の関わりについて」『大警視だより』『大警視だより』続刊第 8 号（通巻第 37 号、令和元〈2019〉年 7 月 1 日刊）（本書 134 頁以下に再録。）
- ・臼井良雄「故榊原謙齋氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集（元越後高田藩士新撰旅団小隊長の西南戦旅 150 日）』の寄贈先について」『大警視だより』続刊第 9 号（通巻第 38 号、令和 2〈2020〉年 1 月 1 日刊）（本書 139 頁以下に再録。）

第3編 個別警察史研究

第1 川路利永氏・重田麻紀先生・石川實先生その他諸氏拾遺

1 川路利永氏拾遺

コーヒーが冷めないうちに

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

最近、静かなロングセラーを続けている一冊の本があります。昨年〔平成28年〕12月の刊行から10ヶ月ものロングセラーです。いまでも書籍が置いてあるコーナーに平積みされている書店もあります。とある都会の、古い小さな喫茶店の奥の席に座ると、過去の日に戻ることができるというストーリーです。不思議な噂が立つ店を訪れた女性たちの物語『コーヒーが冷めないうちに』川口俊和著（サンマーク出版、平成27年12月7日刊）を最近、私は読む機会に恵まれました。

後悔してもしきれない過去とどう向き合えばいいのか。小説が投げかける問いに、多くの読者が感銘したようです。古い小さな喫茶店の奥の席に座ると、過去の日に戻ることができる。そしてどうしても会いたかった人に会える。その時に言えなかったこと、今だから言えることを相手に伝えることができるという貴重な時間。いろいろな人生を重ねた読者が、後悔してもしきれない過去とどう向き合えばいいのか。この問いに多くの人が共感したようです。

その喫茶店「フニクリフニクラ」が小説の舞台です。店の片隅のテーブル席に座ると、前に置かれたコーヒーが冷めるまでの間、望んだ過去のある時点に戻れる。ただし、どんなに努力しても現実や未来を変えることはできない。そこには、諸々面倒くさいルールがありますが…。この物語はそんな不思議な喫茶店で起こった、心温まる四つの話で構成されています。この小説は何気ない生活の断片をうまく切り取ってストーリーを展開しています。

読後のひと時に浸りながら、私はふと、西郷さんに、この喫茶店で会いたい衝動にかられました。2年後の2018〔平成30〕年は明治維新政府が成立して150年を迎えます。NHKの大河ドラマも『西郷どん』に決まったようです。西郷さんにこの喫茶店で会いたい、会って西郷さんと話してみたい。この喫茶店「フニクリフニクラ」には会う際に複雑なルールがありますがそこは勘弁していただきたいと思います。

9月12日、活発な秋雨前線が活動する中、8回目の靖國神社の参拝。どうも私は、雨が降ると靖國神社に足が向くようです。いつも靖國神社に雨の強い日に足が向くの

は何故だろう？

今日は和歌山県出身の久保繁夫陸軍伍長の遺言が掲出されていました。昭和 19 (1944) 年 9 月 13 日にニューギニアにて戦死、享年三十五。私が遺言を拝見する限りでは久保伍長はかなりの年齢です。多分私の父川路利信もその年齢でフィリピンに派兵されています。10 代から 40 代まで幅広く「赤紙」という召集令状を乱発するこの国は異常だったと、父である利信は私に話してくれた事を記憶しています。やはり父利信もフィリピンでの忌まわしい出来事の多くは私に語りませんでした。ただひとつ父の同年代の戦友は多くの家族がいらっしやったそうです。故久保伍長はお父上、お母上、奥様、ご子息とたくさんのご家族がいらっしやったと思われ、その後の久保家のご苦勞を考えると寂寥感に耐えられなくなります。そのような悲劇が日本国中至る所にあった訳ですから、大変な時代を日本という国は体験したと思います。そしていま現在でも世界の所々ではこのような悲劇が繰り返されています。

靖國本殿に参拝のあと、いつも通りの三菱の造った零式艦上戦闘機 通称ゼロ戦に見惚れる。本当に涙が出ます。このような超軽量な飛行機でマスタングやヘルキャットと戦ったのですから。太平洋の彼方に散ったパイロットの方々の英霊の勇姿が目に見えます。

さて、そのあと、お決まり通りのコース 神保町の行きつけの寿司屋「六法」で軽く食して、過去に戻れると言う、その喫茶店で「西郷さん」に会うために行ってみることにしました。

何だかワクワク、ドキドキして緊張感が高まります。その喫茶店の奥の席にはいつもワンピースの女性が陣取っているらしい。喫茶店に入っていくと、やはり今日もその女性は座っていました。お店の人に聞くと席を外すのはほんの一瞬らしいのです。お店の人に事情を話すと、とても興味深く話を聞いてくれて、私の試みであります西郷さんに会うことに全面的に協力してくれることになりました。待ちに待った後、ついにワンピースの女性が席を外しました。一瞬のタイミングで私はその過去に戻れると言う席に座ることができました。店の人がコーヒーを運んで来ました。「コーヒーが冷めないうちに、西郷さんと会えますよ」と言い残して。果たして、数秒のうちに店の中に西郷さんが入って来ました。まさしく私の脳裡にある西郷さんでした。本当に口から心臓が飛び出しそうな程の緊張感です。

「西郷先生、私は川路利良の玄孫であります川路利永です。世界に冠たる日本国のポリス制度があるのは西郷先生のお陰です。川路利良は西郷先生と出会えなければ、明治政府の軍人で終わったかも知れません。川路利良は西郷先生のご恩に報いるためにこの世界に冠たる警察機構を創り上げました。現在でもこの警察組織は日本国において盤石を誇っています。すべて西郷先生のお陰だと思えます。西郷先生が城山でお亡くなりになられてから、大久保先生が翌年明治 11 (1878) 年にお亡くなりになりました。両恩師を失くした川路利良もその翌年に死去しました。西郷先生の帰郷の後を追った薩摩出身の優秀な部下であります桐野利秋さん、篠原国幹さん、別府晋介さん、村田新八さん、そして優秀な多くの若者たちが亡くなりました。悲しいほど残念なことです。以降、薩摩は日本国で陽の目をあまり見ていません。西郷先生にもいろいろ

なお考えや当時の明治政府に対するご不満は多々あったと思います。しかしながら、西郷先生が明治政府を離れて薩摩にお帰りになったことで、立場上明治政府を支えなければならぬ川路利良は窮地に陥りました。それによって大変な悲劇が起こった事も事実です。川路家には川路家代々川路利良の遺言にて西南戦争末期に西郷先生が書かれた遺筆とも言われている西南戦争における回文が大切に保管してあります。今も川路利良の玄孫であります私が、西郷先生のご恩に感謝するため大切にしております。これからも川路家が続く限り。」

お店の人にコーヒーが冷めないうちに飲むように促されました。時間の経つのは早いもので、そろそろ西郷さんとお別れの時間やってきました。

「西郷先生、川路利良をあのときに見出していただきまして、本当にありがとうございました。西郷先生のご遺志を川路利良は見事に実現致しましたので御安心ください。そして西郷先生から受けたご恩も川路末代に渡るまでわすれません。」

コーヒーの残りは僅かになりました。最後のコーヒーを飲み干すと、異常な空気の流れとともに西郷先生は私の前からすう〜っと消えてゆきました。まだまだ西郷先生と話したかった。西郷先生に伝え残した事はなかったのか？ どっと妙な疲れを感じながら茫然としていると、用を足したそのワンピースの女性は、私にその席を空けるように促しました。

「人間の出会い」とはその人間の人生や一生の中で、誠に面白く且つ縁深いものだと感じます。この文章を読んでいらっしゃる方々も、過去に戻って未来は変えられませんが、言い残した事や、言い違いをもう一度話してみたい方がいる筈です。どうか「コーヒーが冷めないうちに、その方に話してみても如何ですか？」

[初出: 『大警視だより』続刊第3号(通巻第32号、平成29(2017)年1月1日刊)]

青山霊園にて

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

早いもので「大警視だより」続刊号も4回目を迎えます。これも皆々様のお蔭であるとともに、東京の事務局の方の御労苦であると大変感謝しております。誠にありがとうございます。平成27年3月28日付けで鹿児島事務局の多大なるお取り計らいで「大警視だより」の臨時号として私の母である川路知子の追悼号を刊行していただきました。川路家が存続する限り貴重な資料として残る事と思います。鹿児島事務局の松井幹郎氏には感謝の念が絶えません。今年も知子の命日である3月1日に向けて青山霊園に墓参のため足を運んでいた2月の中旬、川路利良大警視の墓前に大きな白百合の花束と一通の手紙が置いてありました。この場をお借りしてそのお手紙を紹介さ

せていただきたいと思います。原文のまま紹介します。

「川路利良大警視様

謹啓 川路利良大警視様 父を救ってくれた警察官の方々へ感謝の気持ちを募らせていましたら、時を超え貴方様のところへ辿り着きました。咳や痰、時に吐血で苦しまれたとあり、まるで父の最後を見るようで涙が溢れて参りました。

父は最期、当時の貴方様にとっては未来の子孫の方々に厳格に見送って頂きました。私はあの日、父正義の想いが呼んだものと思っておりましたが貴方様の歴史に辿りつき貴方様の無念が呼んでくださったのではないかと思いました。

日本は平成という元号を迎え今も尚あの日々と同じ敵と戦っております。更に増強し、警察は苦難の時を迎えております。父も生前嘆いておりました。どうか日本の侍魂を見守って頂きたく、本日は父がお世話になりました御礼とお願いを申し上げます。この地まで参りました。私の愛犬の化身、白百合の花を献上して行きます。何卒、愛でて頂けますようお願い申し上げます。大変賢い犬でしたから必ず思いを届けてくれます。いま尚 私が逝くまで待っていてくれることでしょう。

しかし私も川路利良大警視様のところまで辿り着いた父の娘です。与えられた使命を果たさずして朽ちるわけには行かず、必ずや貴方様 先人の方々が守り継いで下さった日本の為に命を懸けて参ります。どうか正しくお導き頂けますよう心からお願い申し上げます。今日までの正義の礎、心から感謝致します。今後とも日本の警察組織をお守り下さい。

かしこ
和美」

平成 29 年 1 月末日

また、お孫さんと思われる方からの添え文も同封されておりました。

「じいじのことをありがとうございます リオ」

別紙でリオちゃんの絵がメモ書きで添えられておりました。

私としてはお手紙の内容をうまく把握できません。日本の優秀な警察官が和美さんのお父様を救ったと思われます。お父様の遺言もしくは彼女が川路利良大警視の偉業を解したのであろうと思ひ、その手紙を自宅の神棚に供えております。ご興味のある読者諸氏がいらっしゃればお見せ致します。

私の推察する限りにおいては和美さん宅はお孫さんであるリオちゃんが小学校にあがる前後の 6 歳くらい、和美さんは私と同年代 70 歳前後、亡くなったお父様は 100 歳前後ではないかと思ひます。当然和美さんのお父様と川路大警視とは接点がなく、警察の歴史を調べていたら東京警視庁の創設者である川路大警視に辿りつき、司馬遼太郎さんの「翔ぶが如く」や警察官のお手本である警察手眼をお読みになったと思ひます。

また、本年 [平成 29 年] 3 月 1 日亡き母である川路知子の命日に参拝に参りましたら、ご供花が供えられておりました。どなたがお供えして下さったのかわかりません。本当にありがたい事であり感謝の念に絶えません。また、毎年 10 月 13 日川路利良大警視の命日にはご供花をいただいております。これは本庁からのご厚意であることが、あとでわかりました。警視庁及び当該地域担当区 赤坂警察署の方々に感謝致します。

私はだいたい月一回くらい青山霊園に参拝に参ります。四季折々いろいろな情景に出逢います。春には桜が満開で、霊園の情景を艶やかに飾っています。秋は紅葉と落ち葉とさまざまな顔があります。今年は父川路利信が亡くなり 40 年を迎えます。

また、本年 2 月 11 日付けの毎日新聞朝刊の「ひと」というコラムに警視庁捜査第一課長に就任した上野洋明氏の記事が載っていました。種々の事件を地取り・聞き込み・取り調べという捜査現場で受け継がれてきた伝統的な捜査手法にこだわり、警察官を「現代の武士」と呼ぶ硬骨漢だそうです。上野さんの尊敬する人物は初代警視總監で「日本警察の父」と称される川路利良大警視（1834～79 年）。「大恩ある西郷隆盛であろうと、治安悪化の原因を作る敵としてとらえて戦った。正義を貫く姿勢に共感した。」川路に憧れ、警視庁の警察官を志したという。（毎日新聞の記事のママ）

玄孫の私川路利永と致しましては何とも心強い言葉であり記事でした。さっそく後日上野捜査第一課長に激励の言葉をかける為に電話致しましたが、24 時間営業多忙のためか上野氏のご不在で連絡が取れませんでした。我が日本国においても複雑難解な事件が多発しています。身体を壊さないように業務に邁進していただきたいものです。

昨年〔平成 28 年〕12 月中央公論新社から伊東潤著「走狗」が出版されました。西郷と大久保の走となって明治維新を駆け抜けた川路利良の生涯を綴った歴史小説です。なかなか興味深く面白いストーリー展開でした。あの時代へのスポットの当て方は、今までこの時代を描いた小説家にはない視点で描かれていたと思います。新撰組の三番隊長斎藤一の登場と役割 川路が京で通いつめた割烹の女将「お藤」との恋慕は青山霊園に眠る川路利良もさぞかし苦笑いしていることと思います。

ただひとつ残念な事は、この書籍を発行するにあたり、著者からも版元からも何の連絡がなかった事が残念です。「翔ぶが如く」の著者である司馬遼太郎氏からは執筆にあたり、川路利信に連絡及び取材がありました。また川路利良と同郷の歴史小説家である海音寺潮五郎氏とも交流がありました。もちろん父である故川路利信生存の頃の話ですが、今の時代目先の事象にとらわれて縦と横の拮据を考へる余裕がない時代かもしれません。事前に連絡があれば、少しはあの書籍の販売のご協力が出来たかもしれません。余計なことを言いました。お許してください。

いま、この原稿を書きあげた 4 月上旬、青山霊園は桜が満開でとても美しい時期です。風は強いですがソメイヨシノはしっかり東京の空に愛でています。5 月 2 日深緑の靖国神社に参りました。最後に社前にあります故斎藤良雄少尉の遺言をご紹介させていただいて、この原稿を終わらせていただこうと思います。

「愛する成子よさらば

陸軍少尉 斎藤良雄命

昭和二十年五月二日 中華民國湖南省にて戦死

青森県北津軽郡喜瀬村出身 三十六歳

明日出征にあたり一言す。

皇国未曾有の難局に処し、父は明日出征す。もとより男子の本懐平素の覚悟なり。

（中略）

成子よ、父がなくとも決して悲観をするな。他人を羨むな。

父は必ずお前たちの側に居るのだ。お前たちを守っているのだ。
もし淋しかったら父の名を呼べ、必ず父はお前の心に答えるであろう。
もし父と会いたくば靖国神社の社前に来たれ。父は必ず行きている。
決して淋しがってはならぬ。
強く正しく清く、而も女は優しく生きてゆくことだ。父はお前たちの成長を
どこかで守っているのだ。決して心配するな。

(中略)

たとえ貧しくとも明朗に幸福に生活せよ。
母に良く仕え、祖母に父に代わり孝養を尽くせ。

(中略)

別れるにあたり、言いたいことは沢山あるが、要は立派に生きてゆくことだ。
決して父のいないことを悲観するな。
愛する成子よさらば。
健康と幸福を祈る。

昭和十九年七月十六日

」

日本国の平和と安定を引き換えに、躰やモラルが破壊したこの時代。太平洋戦争で亡くなった二百五十万の英霊の礎に築かれたものだと思います。いまのこの時代が良いのか、教育勅語の厳格な時代が良いのか、私には解答が出来ません。世界の列強が北朝鮮を取り囲んでいます。日本が味わった、あの時の時代と酷似しています。2020年に向けてこの国はどうなるのでしょうか。

[初出: 『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

西郷隆盛となわた料理

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

大警視川路利良研鑽会加藤会長様並びに会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。初春のお慶びを申し上げますとともに、本年[平成30年]もよろしく願い致します。

『大警視だより』も平成23(2011)年にその産声をあげてから今年で7年目を迎えます。『大警視だより』に御協力、御尽力していただいた皆様方には、感謝の念に堪えません。本当にありがとうございます。

NHKの大河ドラマ『西郷どん』が今年から始まります。約300年続いた徳川の幕藩体制から天皇を中心とする新しい組織の明治政府が誕生しました。今年はその新体制

発足から 150 年を迎えます。その節目に西郷隆盛先生（1828～1877）の人物像を浮き彫りにするムーブメントは、非常に喜ばしいことでもあります。薩摩の血を引くものとしては、西郷隆盛先生の偉業を知らしめること、あの時代の新しい歴史の切り口になるであろうこと、鹿児島経済発展に繋がることなど、何とも嬉しい限りです。こと西南戦争が取り上げられますと川路利良（1834～1879）は何かと悪者にされますが、西郷先生や鹿児島島の発展に繋がることになれば幸いです。

さて、新潟県の県紙である『新潟日報』は三年間の新潟博報堂の転勤生活で毎日熟読しました、大好きな新聞のひとつです。そこに非常に興味のある記事が載っていました。この記事は、私が新潟の生活で大変お世話になった新潟日報社社友で 20 年間のお付き合いがある佐藤雅志氏から送られてきました。佐藤雅志氏との関係は平成 25（2013）年 12 月 12 日発行第 16 号の『大警視だより』「越後だより ガダルカナル戦 佐藤典夫」で記しましたので、佐藤雅志氏との出会いは恐縮なのですが、そちらをお読みください。その『新潟日報』の記事は「食ひと紀行 西郷隆盛と鮭」という内容の記事です。その記事は「西郷となわた料理をめぐる謎」というキャッチコピーで始まります。江戸時代から続く村上市の老舗料亭「能登新」には、なわた料理をめぐるある話が伝わっています。戊辰戦争さなかの（明治元〈1868〉年）秋、新政府軍の首領である西郷隆盛が、新潟県村上市安良町にあった能登新のとなりにある本間医院に寄宿、夕食は能登新が提供することになり、郷土料理の鮭料理でもてなしたという話です。

なわた料理は村上市の郷土料理で、市内を流れる三面川（みおもてがわ）で捕れる鮭を、村上の人は古くから大切にしてきました。頭から尻尾まで食べ尽くす食文化があり、100 種類以上の鮭料理があると言われていています。肝や白子、腸などの内臓はなわたと呼ばれ、えらから腎臓や心臓にいたるまで食べ尽くすそうです。西郷は苦戦する越後地区における新政府軍の援軍として明治元年新潟松ヶ崎（現在の新潟市北区）に上陸後 1 ヶ月くらい滞在し、その後山形県の米沢、庄内に入ったが、村上市を訪れたことを示す資料は見つかっていないそうです。それでは現地に取材に行こうということになり、佐藤氏の協力を得て、能登新の鮭料理を食べながら 10 代目山貝勉社長に取材をさせていただきました。お決まりの鮭料理のコースを食した後に山貝勉社長は私と佐藤氏のところにいらっしゃり、諸々のお話をしてくださいました。山貝勉社長は大変温厚な方で山貝家に伝わる話をしてくださいました。能登新の屋号は、その名前の通り石川県の能登から「新助さん」と言う方が村上に移って料亭を開いたそうです。創業 270 年を迎える大変格式が高く、歴史のある料亭です。江戸時代から続く「能登新」には、なわた料理をめぐる、ある話が山貝家に伝わっているそうです。

時は戊辰戦争さなかの明治元（1868）年秋、新政府軍の西郷隆盛が能登新の隣にある本間医院に寄宿したそうです。夕食は能登新が準備することになり、郷土料理のなわたを使った鮭料理を供したそうです。ところが西郷の側近の怒りに触れ、「武士に魚の腹わたを食わずとは何事か?」、そこで越後美人のおかみが酒席に出向き、手打ちを願い出た。すると西郷は笑みをたたえ、「女子供を斬る刀は持たぬ。許してつかわす。」、こうして店は危機を脱することができたそうです。また山貝社長は当時、西郷が食べ

たかもしれないなわた料理は、おそらくなわた汁かうま煮ではないかともおっしゃっていましたが。今ではいろいろな料理がありますが、当時は品数も少なかつたらしいという話でした。

また、山貝社長は戊辰戦争に敗れた村上藩は城を新政府軍に明け渡し、新政府軍一番乗りとなった越前藩を始め、薩摩藩などが村上地区に入って治政を行なった。能登新には薩摩藩の人が教えてくれたさつま汁の作り方が伝わっているとも、山貝社長は話してくださいました。具にはブタ肉、サトイモ、ゴボウ、ニンジンなどの野菜を入れ、豚汁に近いが、最後に切った薄揚げを入れネギをぶつ切りにして加えるところが特徴だそうです。

西郷が宿泊した本間医院には西郷の揮毫した書が、数通蔵せられているとも伝わっていますが本間家の言い伝えのようです。能登新 10 代目山貝社長は、そう話されてはいましたが、物証がない為にあくまでも、言い伝えという事でした。

その後客観的な裏付けを取ろうと思い、いろいろな資料を探しました。

まず最初に、村上市立図書館に問い合わせしてみましたところ、村上市教育委員会生涯学習課文化推進室の竹内裕様から「戊辰戦争の際に西郷隆盛が村上城下に入ったというエピソードは、伝聞としていくつかの資料に記されています。今後西郷に関連する資料が発見される可能性もあり、大変興味深いと思います。」というお話を聞けました。竹内様から村上市の郷土誌として『あらかわ歴史散歩』、『荒川町郷土史』の抜粋を資料として送っていただきました。

また、鹿児島県にある西郷南州顕彰会に問い合わせたところ、顕彰会の方から「西郷公の越後入りに関しては隠密理に行われ、その足跡を残した資料は少ない。」というお話も聞けました。また、西郷隆盛顕彰会から『詳説西郷隆盛年譜』を送っていただきました。

西郷隆盛公の送ったダイナミックな人生時間から見れば、越後入りから米沢入りまでは、明治元（1868）年、たったの 1 ヶ月です。西郷隆盛公が村上市に寄宿したという事実は判りません。ただ、激烈な戦いを極めた越後地区、新政府軍の指揮の鼓舞と弟である吉二郎（1833～1868）が出征、越後五十嵐戦争で負傷その後死亡した事から考えると、西郷隆盛公が越後に入る必然性はあったのかも知れません。その後の米沢、庄内の戦後処理もありました。

ある日の『新潟日報』の 1 ページの記事「西郷となわた料理をめぐる謎」から、村上市にある老舗料亭の能登新でなわた料理を食べ、山貝社長のご協力、村上市立図書館竹内様のご協力、鹿児島市西郷南洲顕彰会のご協力によりこの拙い文章が完成したわけです。西郷隆盛公の越後における足跡の一端を触れることが出来ました。小生にとってはとても思い出深い越後の旅となりました。

[初出: 『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊)]

随 想

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

今年まもなく終わる平成 30 年を迎えて、私は 69 歳になります。たかが 69 年、もう 69 年ではありますが、今までいろいろな体験をさせていただきました。2018 (平成 30) 年の今年は明治維新政府が樹立して 150 年。日本全国でこの言葉が溢れています。この現象は良い悪いは別にして、日本の「ひとつの節目」を考える意味で大切な事ではないかと思います。何が今までかは解りませんが、近年の日本ブランドやスピリットが根底から覆されていると思います。例えばエクセレントカンパニーの不祥事、国家官僚達の不祥事、国民を護る警察官の不祥事等々。今まで考えられなかった事象が次から次へと起こっています。真の日本人の心を持ち合わせた人達は、辛い気持ちに置かれていると思います。

「明治 150 年」を迎えた今年。川路利永が 69 歳を迎えた今年、私の人生訓である「人生感動体験の積み重ね」をこのページをお借りして寄稿したいと思います。とは言いましても自分史を描けばこの誌面では、到底無理な話ですので、私が最近読んだ書物を基にお話ししたいと思います。

私は博報堂という広告代理店に 30 数年間営業マンとして勤務し、その 4 年間博報堂の近衛部隊とも言える出版営業部門で書籍広告を集めるセクションにおりました。当時マンモス広告代理店の電通に売上比では相当な差を付けられていましたが、博報堂の出版部門は、その中でも健闘し、出版社の取引先には博報堂は、その歴史的な生業から博報堂の出版部門を大切にしてくださいました。その 4 年間で取引先からいただいた書物から、時のベストセラーに至るまで、導眠剂的書物を除いて読みまくりました。読書力というのは面白いもので、その習慣が付くと簡単な内容のものは 1 日で、ハードカバーの分厚い書物は 3 日間くらいで読むことができます。当時 20 代でしたので、読書眼も鋭く 1 年間で 150 冊くらいは読破出来ました。その習慣は私の人生で非常に役に立ちました。新聞においても日経、朝日、読賣は本当に隅から隅まで記事を頭に入れて生活することが出来ました。他の人が見逃すニュースや、記事を知っている事は生意気をいうようですが、何か優越感まで感じる事が出来ました。これは博報堂の出版部門の生活で得た大変貴重な体験だったと思います。また、博報堂新潟支社在任中での 3 年間は、中央紙はもとより、当地の新潟日報を毎日隅から隅まで読みまくった事が、新潟県を知る大きな糧となりました。あまり読者の皆さまには面白くない話をしまして申し訳ありませんでした。

一昨年、伊東潤氏の 3 部作『走狗』、『武士の碑』、『西郷の首』を行きがかり上、読みました。彼の歴史的事実に対する捻りは大変面白かったと思っています。また、読んだ順番も川路利良が治安国家創設の理想を掲げ目標達成の為に尽力した『走狗』から始まり、村田新八の西郷隆盛に対する捨てられない同郷（加治屋町）意識を貫いた

『武士の碑』、大久保利通を始めとするときの権力者に対する憎悪を持つ旧武士の集団達の辿った『西郷の首』は、著者である伊東潤氏の独断と偏見とは思いましたが、大変冷静かつ面白く読ませていただきました。

3月某日テニスから帰宅、昼食後の軽い午睡を取るためにNHK教育テレビ通称Eテレのスイッチを入れました。私にとってはこのテレビチャンネルは音も静かで視聴しながら睡魔に襲われる午睡の最適ツールです。放送していた番組は「燃えよ剣・新撰組血風録 人は変革期にどう生きるか？」パネルディスカッション形式で、パネラーは浅田次郎氏、原田真人氏、磯田道史氏、木内昇氏の4人が幕末という時代の変革時に司馬遼太郎氏が描いた新撰組副長土方歳三について語るものでした。当然昼寝どころではなくなりました。現代のインターネットテクノロジー革命、AI時代をどう捕まえるか？今の時代の変革時をどう生き抜くか？激動の幕末時に突然現れて消えていった新撰組の存在とリンクさせたトーク番組でした。新撰組に関する歴史小説はかなり読みました。多摩地区に生まれ育った少年達が、千年の都である京都でジャパニーズドリームを体現した新撰組のメンバーたちに共感を覚えました。新撰組に関する作品は全て興味深く読みましたが、中でも河井伊三郎という新撰組の会計係として新撰組を内部から分析した童門冬二著『異聞新撰組』は大変面白い作品でした。新撰組のお話をしますと、たくさんの作品がありますので書き切れません。この世の中で何故新撰組に人気があるのかも、理解できるような気がします。

昨年末発行された佐藤賢一著『遺訓』も西郷隆盛と庄内藩との深い関係を描いたものとして大変面白い作品でした。新撰組一番隊長を叔父に持つ主人公沖田芳次郎の人生を維新後から、明治11(1878)年紀尾井坂の変までを、さまざまな登場人物を通して描いた作品です。著者佐藤賢一氏は山形県鶴岡市の出身で庄内から見た西郷隆盛像としては、興味深い作品でした。作品の出来映えは素晴らしいと思いましたが、『遺訓』というタイトルが残念でした。この作品こそ司馬遼太郎氏には失礼ながら『翔ぶが如く』のような気がします。

書物というエンターテインメントは廉価でいろいろなストーリーの世界に入る事が出来ます。夏目漱石→芥川龍之介→太宰治→三島由紀夫それ以降も、たくさんの小説家と出会いました。その数々の文学作品に触れて、素晴らしい世界の体験をさせていただきました。この体験も、自分の前に立ちほだかった運命の為せる技かと思ひ、良い意味での複雑な心境です。博報堂の出版部門に転属されなかったら？このような体験は到底出来なかったと思いますし、また別の意味で違った人生体験になった事と思います。

5月6日調布市のアミノバイタルスタジアムで日本大学と関西学院大学のアメリカンフットボール春季定期戦が行われました。事件は開始早々起こりました。パスを投げ終わったクォーターバックの背後からディフェンスの選手がチャージし、新聞、テレビ、雑誌、ネットの世界で、読者の皆様ご存知の大変な事が起こりました。私は高校、大学、社会人と10年超アメリカンフットボールの選手として、このスポーツで汗を流しました。その経験から考えると、あの事件は考えられない事が起こったとしか理解出来ません。日本大学フットボール部の監督も、危険な行為をした選手も、何か説明

出来ない状況が生まれたのではないかと思います。日本大学とは学生時代何度か対戦しました。約 50 年前の日本大学は篠竹幹夫名監督の下、素晴らしいチームでした。早稲田とはケタ違いの練習量と練習時間で、試合にならないほど強くて勇敢なチームでした。何故同じ人間なのにあれほどのプレーが出来るのか？ 日本大学のアメリカンフットボール部は尊敬に値する集団でした。あの尊敬に値するチームの選手がとったあのタックルは、本当に考えられない行動です。しかしながら、私たちの時代でしたら審判の目の前であの危険な行為が行われたわけですから、その場で審判があの手を即退場にすれば良かったと思います。すべてそうですが自信喪失の時代かも知れません。日本大学の選手の人生はどうなるのでしょうか？ 今後のあの日本大学の選手の将来が非常に心配です。（事務局註：当該記載は平成 30 年 5 月 19 日時点のものです。）

電通不祥事の件、財務省のセクハラの件、パワハラ等の件等々にしても、決して許されることではありませんが、不寛容な時代の象徴のような気がします。これでは、人間の絆がどんどん希薄になってしまいます。世界基準がどんどん加速するなかで、日本基準の良い部分を見直す必要があるのではないのでしょうか？ 世界基準に飲み込まれた日本の将来に、現在の日本を見ていると危惧を感じるのは私だけなのでしょうか？

今年で私は人生 69 年を迎えます。良い時代に、良い環境の中で恩人、先輩、後輩に出会えて本当に良かったと、つくづく思います。

[初出：『大警視だより』続刊第 6 号（通巻第 35 号、平成 30（2018）年 7 月 1 日刊）]

我が恋人たち

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

平成がまもなく終わろうとしています。平成の時代は、この日本にとって良き時代だったのでしょうか？ いろいろな悲しいことがありました。阪神淡路大震災、東日本大震災、地下鉄サリン、バブル崩壊、湾岸イラク戦争、リーマンショック、同時多発テロ等々、たくさんの悲しい事件がありました。嬉しいニュースはノーベル医学賞受賞、スポーツ界では、テニス、ゴルフ、卓球、バドミントン、陸上競技等々の日本選手の大活躍。これは本当に素晴らしい事です。

NHK の大河ドラマ『西郷どん』もようやく終わりました。西郷と大久保という幼い頃からいつも一緒に暮らし、同じ夢を見て、その夢に向かって突き進んだ二人が何故こうなったのか？ 両雄の狭間で翻弄された川路は、さぞかし辛い思いをした事と思います。昨年、司馬遼太郎さんの『翔ぶが如く』を久しぶりに読みました。川路利良でそ

の小説は始まり、川路利良の死で終わりました。二人の大恩人の争いの中で、本当に悲しい想いをした事と思います。

今年（平成 30（2018）年）の一年は自分にとって、何か複雑な一年でした。何が複雑かは、よくわかりません。今年はいろいろな方々と出会い、実りある一年になったとも感じます。明治の歴史の大御所の原口泉先生と天才ジャズピアニストの山下洋輔氏のトークショーに特別参加したり、ポリスミュージアム（警察博物館）川路利良大警視特別展での開場式に参列したり、思い出深い事ばかり。また、『週刊朝日』の取材で出会った村井重俊氏、守田直樹氏、小林修カメラマンの取材は、これまでの取材体験の中でも貴重な体験をさせていただきました。やはり司馬遼太郎さんの作品という共通認識が前提になっていたからかもしれません。村井さんと話しているときは、当時の史実が現在のように感じました。司馬遼太郎さんの作品をベースに、村井、守田記者、写真家の小林さんの手にかかると、司馬遼太郎さんの作品よりも面白く読めました。『週刊朝日』の連載が、『週刊朝日ムック』になり、文庫本になります。

今年の 10 月 13 日もたくさんの方々にお詣りをしていただき、川路大警視の御命日を無事に終えました。そのあと、恒例の越後の旅に参りました。20 年前会社勤めがご縁で赴任、たくさんの方々とお新潟で知り合いになり、お世話になりました。2003 年帰京して 15 年、毎年この新米の美味しい時期に、黄金色に染まる越後平野を疾走し、新潟に参ります。

越後の地酒を販売している関屋本村町の早福酒食品店の早福会長は、私の人生の師とも言える方で、早福氏から出てくるお言葉は、この社会のみならず、すべてのことに対する洞察力と見識を兼ね備えていらっしゃると思います。早福氏こそ、かの石本酒造の銘酒、越乃寒梅を世に送り出した酒屋のご主人だと思っています。越乃寒梅のみならず越後の銘酒を、数多く取り扱っています。早福さんとは、昼ごはんを挟んで 3 時間くらい、いろいろな話題で花が咲きます。その間県内のお客様がたくさん見えますが、早福会長の多岐にわたる人脈がうかがわれます。夜は越乃寒梅直営のレストランに連れて行ってくださり、またまたいろいろな方々を呼んでくださいます。この時間は私にとりまして、至福の時間と言えます。

新潟県の県紙である新潟日報 OB の佐藤雅志氏も、我が人生における大切な友人です。佐藤雅志氏の父上佐藤典夫氏は、新発田第十六連隊の機関銃小隊の小隊長。かの太平洋戦争のガダルカナル島の戦いの奇跡的な帰還兵でした。佐藤典夫氏の存命中に貴重なお話を伺いました。平成 17（2005）年にお亡くなりになり、毎年お墓詣りに参ります。新潟県の北端とも言える岩船郡関川村にお墓があり、山々に囲まれた素晴らしい場所です。荒川沿いに国道が走り町並みも整備されています。この地も戊辰戦争の爪痕が残されています。関川村の豪農渡辺邸には、村田銃で有名な村田勇右衛門（経芳）直筆の掛け軸があります。また、桜田門外の変の首謀者である関鉄之助の碑もあります。

佐藤さんとの逢瀬で、今年のトピックは新潟市古町にある書店の考古堂から 10 月に出版された小島勝治著『西郷隆盛 新潟松浜 滞陣の謎』の現地確認でした。関川村のお墓詣りのあと、新発田市にある老舗洋食屋の「関洋軒」で店主のおばあちゃんと昔

話。関洋軒の隣にあるすき焼屋の「八木」同様、新発田第十六連隊の将校たちで賑わったそうです。店の造りも大正から昭和の初期の雰囲気、あのレトロな時代にタイムスリップした感じでした。名物のタンシチューやビーフシチュー、カキフライを食したあとに、いよいよ、新潟市北区松浜へ向かいます。阿賀野川は信濃川よりもスケールの大きな川で素晴らしい風景です。阿賀野川橋梁の手前に松浜はありました。松浜では、松浜稲荷神社、庄内藩中老で新政府軍に殺された石原倉右衛門の碑、西郷隆盛が滞陣した酒井家の跡地等々。地元の古老の話によると、この地に新政府軍の幹部たちの来訪があり、戊辰時代の面影が感じられました。

佐藤雅志氏とは、朝の 9 時からお目にかかり、諸々の話で花が咲き、夜の 9 時頃まで話が尽きませんでした。佐藤雅志氏は、私の新潟旅行の際、いろいろな企画を考えてくださいます。小千谷市にある慈眼寺訪問、長岡市にある河井継之助の墓、新発田市にある第十六連隊兵舎跡地、豪農である市島邸（市島家はかの有名な日本酒王紋の蔵元）での会食、思い出いっぱいの日を演出してくださいます。別れ際には、いつも「川路さん、長生きして来年もまた会いましょう。」という言葉を残して別れます。この言葉はガダルカナル戦から奇跡的に帰還した佐藤典夫氏の言葉とオーバーラップして、私の身体に響きます。まるで恋人の言葉よりも、私の身体に響きます。佐藤雅志氏と別れたあとにホテルに帰りますが、心地よい時間を送ったあとの寂寥感が。素晴らしい一日です。

このあとも楽しい旅の思い出は続きます。旅行会社の OB の武藤忠男氏との一日のドライブでは五泉市村松に行きました。五泉市村松の郷土資料館には戊辰で揺れた村松藩の苦渋の歴史。村松の産業として蒲原鉄道の機関車の展示。軍都村松を伝える少年通信兵の展示等興味深い資料館を訪れました。武藤忠男さんとの旅もあっという間に過ぎてしまいました。別れ際には、また来年も会いましょうと言う言葉で再会を約束しました。やはり武藤忠男さんとの一日の出会いは、たくさんの会話で終始します。別れ際には、佐藤雅志さん同様心地よい時間を送ったあとに感じた寂寥感。

わずか 3 年の会社による勤務地の赴任で、多くの新潟の方々と 20 年近くお付き合いをさせていただいています。まだまだ書ききれない出会いがたくさんあります。異性の恋人との出会いや別れ以上に、久しぶりに出会い楽しい時間を共有できる越後の方々と時間は我が人生において「幸せだなあ」と思える極上の昂まりです。

人生において、大切な人達との出逢いは、川路利良大警視にとっても同じであったことと思います。超が付くほどの真面目、頑固者であった川路大警視にとっての出会いは、西郷隆盛公？ 大久保利通公？ 立場が立場ゆえ、本当にたくさんの方々と出逢いがあったのだと思います。

今ここに、『大警視だより』の原稿を書き終え、PC を閉じようとした時に、加藤晶会長から、お手紙をいただきました。川路利永が生きていく時に、川路家代々の人間が生きていくうえで、非常に大切なるお言葉を贈っていただきました。それは新聞記事からの内容で「先祖を語ることの出来る人たちは幸福だ、という言葉です。川路大警視の偉業に対して、尊崇の念を持って、決して驕ることなく、立派にかつ爽やかに、人生を送ってこそ、川路利永の駆け抜けていった人生に対する恩返しではないかと思

います。

今年〔平成 30 年〕一年もまもなく終わろうとしています。どうか皆様、良いお年をお迎えください。

〔初出：『大警視だより』続刊第 7 号（通巻第 36 号、平成 31（2019）年 1 月 1 日刊）〕

「すぐ死ぬんだから」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

私の 20 年来の友人である、新潟日報 OB の佐藤雅志氏から、1 冊の本が送られて来ました。タイトルは『佐藤典夫・陣中日記 1942.10.13～1943.2.7 体験実録 ガダルカナル《上陸から撤退まで》』（2019（平成 31）年 3 月 1 日刊）、付箋には、佐藤雅志氏が人生のライフワークとして、彼のお父様である故佐藤典夫氏のガダルカナル島における陣中日記を製本した旨の手紙が添えられていました。

20 年前、私は新潟赴任時代新潟県の文化や歴史について非常に興味があり、良寛和尚、旧長岡藩家老河井継之助、第 26 代大日本帝国海軍連合艦隊司令長官山本五十六、第 64 代内閣総理大臣田中角栄について諸々の文献を読んだり、休みの日にはその歴史的な地域を訪ねたりしていました。中でも新発田にある新発田第十六連隊の足跡には強い関心がありました。日清戦争から太平洋戦争に至るまで、大日本帝国陸軍の激戦と言われる戦闘には、必ず参戦していました。新潟県人の県民性である勤勉 実直、責任感が強く帝国陸軍の中でも屈指の強靱さを持っていた軍隊だったと思います。また、この連隊は部隊内での古参兵による私的制裁が皆無と言われ、これも郷土愛が強い県民性を反映していると思います。軍功が非常に高い分、戦死者も多かったようです。ミッドウェイ作戦の大敗からは戦況が一変し、アメリカ軍の反攻が始まります。ガダルカナルの戦いは、太平洋戦争における攻守の転換点となった戦いといわれています。

新潟県に赴任していた時に、ガダルカナル戦の奇跡的な帰還兵である佐藤典夫氏にお目にかかり、ご本人から直接ガダルカナル戦のお話を聞く機会に恵まれました。佐藤典夫氏は新発田第十六連隊第一大隊第一機関銃中隊長としてガ島に上陸しました。1942（昭和 17）年 10 月から、翌年の 2 月 7 日の撤退までのお話と資料で体験談を語っていただきました。太平洋戦争の歴史は映画や小説などから、ある程度は知っていましたが、佐藤典夫氏の口から出る言葉は、全く別のものとして私の脳裡に染み込んできました。兎にも角にも日本は滅茶苦茶な戦いを、米国を始め連合国に挑んだわけだと思います。佐藤典夫氏からお話を伺った晩は、何やら興奮して寝床に就けなかった事を記憶しています。

佐藤典夫氏は 2005（平成 17）年 3 月 5 日、享年 89 歳でお亡くなりになりました。

葬儀場には、ガダルカナル戦の陣中日記が、遺影と共に置かれました。無謀な戦いへの苦悩、餓えと病の苦しみ、故国への思いと戦争の悲惨さを物語っているが如く。戦争の表面は勇ましいものがありますが、ガダルカナル戦のジャングル内で体験した、佐藤典夫氏の苦悩と苛立ちは、現代社会に生きている私にはおおよそ想像がつかない事象だったと思います。ガダルカナルのジャングルの中での体験は大変なご苦労があったと思います。ペリリュー島、サイパン島、硫黄島、沖縄戦のマクロではなくミクロの出来事は筆舌に尽くし難いものであった事と思います。

吉田裕著『日本軍兵士—アジア・太平洋戦争の現実』（中公新書、2017年12月刊）によれば、日本がアメリカ・イギリス・中国などの連合国との間で起こした戦争は軍人・軍属の戦死者は230万人に達するそうです。日露戦争の戦死者数9万人と比較するといかに大規模な戦争だったかが、よく分かります。帝国陸海軍の軍事的特性が最前線で戦う兵士たちに、如何に苛酷な負荷をかけたかは戦史が証明しています。太平洋戦争の敗因は人力や馬車による土木作業がブルドーザーやダンプトラックのエンジンの力に負けた結果であろうと書かれています。ミッドウェイ・ガダルカナルの敗北で、その後日本帝国陸海軍は壊滅的な打撃を受け続け、アメリカ軍の思う壺にはまっていきました。悔しい限りと共に、異国の地でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたします。友人の佐藤雅志氏からいただいた「ガダルカナル」上陸から撤退までの陣中日記は国立国会図書館に献本致しましたので、日本国が存在する限りこの資料は永久的に保存されます。

話は変わりますが、NHK-BSプレミアムの番組に「英雄たちの選択」という番組があります（<https://www4.nhk.or.jp/heroes/>）。番組司会は磯田道史さんと杉浦友紀さんが務め、毎回、日本史に登場する人物をとりあげ、彼ら、彼女らが歴史の岐路に立たされたとき、どのような選択肢があったのか？そして何を考え、何に悩み、ひとつの選択肢を選びとっていったのか？を検討する歴史ドキュメンタリー番組です。本年〔令和元年〕7月放送予定の主演は、日本警察の生みの親・川路利良です。川路は幕末の混乱期の戦で数々の手柄を立て、西郷隆盛の引き立てによって大出世を遂げていく。1872（明治5）年に渡欧し、フランスの警察制度に感動した川路は、帰国後「東京警視庁」を創設。市中の隅々まで交番を張り巡らせて、治安維持に勤めた。しかし、1877（明治10）年西南戦争が勃発すると、その警察を使って、恩師西郷と対峙せざるを得なくなった。川路は警察官を率いて西郷軍の征伐に向かう、多くの薩摩藩士が西郷に従うなか、なぜ大恩を受けた川路は、敵対する道を選んだのか？近年次々と新史料が見つかり地元である鹿児島でも再評価が進む川路利良、西郷との決別に至る苦悩の選択、そして現代警察に受け継がれるその遺産に迫る、という番組です。川路利良の故郷である鹿児島をはじめ、警視庁博物館、青山霊園、スタジオ撮影と盛りだくさんの内容に加え、歴史学者やその分野のエキスパートの方々が川路利良の選択についてトークする番組になると思います。

私は令和の年に古希を迎えます。人生100年時代、あと30年？いや、10年？これだけはまったくわかりません！最近面白い本に出会いました。昨年8月に出版された内館牧子さんの『すぐ死ぬんだから』（講談社、2018年8月刊）。このセリフは、

高齢者にとって免罪符であり、ひいては「自分で自分を放棄すること、つまりセルフネグレクトに繋がる」という内館さん。この本では、見た目にこだわる「終活」世代の主人公を通して「どのように老いて生きたいか」、「品格のある老い方とは何か」を問いかけています。良い悪いは別として街を歩けば、高齢者の登山帽とリュックサックの姿。クラス会に行けば病氣や孫の話に終始。まったく疲れます。実年齢よりも若く見られたい。そのためには外見を磨くことによって、品格ある衰退を模って行ける。78歳後期高齢者である主人公の忍ハナの奇想天外な残りの人生は、読者の想像もつかないストーリー展開になります。彼女のベストセラーである『終わった人』（講談社、2015年9月刊）同様、誰もがいずれ直面する問題について、改めて考えさせられる一冊です。

私が若い頃は新潮文庫 100冊フェアの広告に描かれた「知性の差が顔に出るらしいよ……困ったね。」「知性って、すぐ眠りたがるから……若いうちよ。」と桃井かおりさんが囁いていました。人間の魅力は外見ではなく内面を磨くことによって美しくなると。私はその言葉によって自分自身の人生を過ごして来ました。一時期はミニマリズムに傾倒した時期もありました。しかし、内館牧子氏の言う自分自身の品格ある衰退—美しく老いるという経年劣化を素直に受け止め、決して無理なく軟らかく、残された時間を過ごしてゆきたいと思います。

[初出:『大警視だより』続刊第8号(加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、令和元(2019)年7月1日刊)]

同調圧力

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

大警視川路利良研鑽会廣瀬会長様、研鑽会会員の皆様明けましておめでとうございます。残念ながら自然災害は多かった令和元[2019]年でしたが、今年も素晴らしい年になります事をお祈りいたします。

昨年[令和元年]、10月13日川路利良大警視の命日を無事に終了し、毎年恒例になりました尊敬する加藤晶先生の生まれ育ちました越後の旅に参りました。なんと16回目の旅です。黄金色に染まった越後平野を疾走するのは何とも言えない爽快な気分です。

二十年前、縁もゆかりもない新潟市に住み、此の地に受け入れられ毎年訪れることが出来るのは、人生至上の楽しみでもあります。知己を得た新潟県の方々とお目にかかる事は、人生感動体験の宝物とも言えます。新潟県は日本でも有数の面積が広い農業県で、美味しい食べものが、たくさんあります。四季折々の食材は東京から来た転

勤族にとっては、その美味しさに感激します。新潟県の方々は大変勤勉実直で、真面目にお付き合いすれば、本当に受け容れてくださり、20年にも及ぶお付き合いをいただいています。

昨年も太平洋戦争、ガダルカナル島激戦の奇跡的帰還兵である故佐藤典夫中尉の墓参のあと、村上市にある老舗料亭「能登新」での昼食をとりました。過去の『大警視だより』続刊第5号（平成30年1月1日刊）に寄稿しました「西郷隆盛となわた料理」[本書147～149頁に再録。]で述べた鮭づくしの懐石を食しながら、いまは亡き加藤晶先生のうわさ供養とともに懐石料理に舌鼓をうちました。

昨年の越後旅行も地元の新聞である新潟日報 OB 佐藤雅志氏、酒屋の御主人早福岩男氏、大手旅行会社の友人である武藤忠男氏、新潟博報堂、新潟電通の友人との逢瀬で盛りだくさんの感動体験旅行となりました。

中でも印象的だったのは新潟市古町にある超が付くほどの老舗料亭「鍋茶屋」に招待された事です。アルコールを受け付けない私でも、鍋茶屋の料理や芸妓衆の唄や踊りに感嘆します。花街と言えば東京新橋、京都宮川町、新潟古町が有名どころではないかと思いますが、新潟古町には有名な老舗料亭が三店あります。西大畑「一ノ」や「行形亭」、東堀通「鍋茶屋 光琳」があり好景気の頃は一世を風靡していました。一時期は300人の芸妓さんがいたそうですが、いまや、その一割くらいに減ってしまったそうです。日本の伝統古典芸能をぜひとも将来に残していってほしいものです。新潟県は過去の『大警視だより』でも寄稿しましたが、関川村、村上市、新発田市、長岡市は文化、歴史の宝庫であると思います。

話は変わりますが、最近新聞を読んでいて、その魅力が失せてきたような感じがします。周りの友人に聞いても同じ答えが返ってきます。そもそも新聞は知識吸収のツールとして、長い間、我々昭和世代に君臨してきました。戦前の一時期は、国家御用達の道具、国民を欺く時期はありましたが、新聞から得た情報は貴重な知識財産として、思考における判断基準となってきました。

ところが近年、新聞の発行部数や新聞広告量の減少は著しい変化を起こしています。2008年約5150万部あった新聞の総発行部数はこの10年間で約1000万部減少しています。これは最盛期の読売新聞の発行部数に匹敵します。「日本のクオリティペーパー」と言われていたA新聞社の凋落も、吉田調書や、慰安婦問題の誤報で最盛期からかなりの発行部数を減らしています。新聞広告費もここ10年間で約1千億減らし、テレビメディア29.3%やインターネットメディア26.9%に比較すると構成比は7%のシングルに落ちてしまいました。新聞メディアが、その存在感をここまで落とした要因は、数々あると思います。SNSの普及、記事が一方向的に送られてきた情報をフェイクニュース？として、懐疑的に読んでしまったり、誤報が世に晒されてしまったりしたことによる反動が出てきているのではないかとも思われます。

私も元旦の朝日、毎日、讀賣、日経、産経、東京新聞の全紙を隅から隅まで、記事に出てくるキーワードを読み解き、新しい年がどのような年になるのかを考えたものです。ここ2、3年はやっていません。残念な事です。新聞メディアに頼らなくても、事が足りるんでしょうね。本当にさみしい事です。拙い思い込みかも知れませんが新聞

に対する依存、愛情が失せたのかも知れません。

いろいろ意味不明な御託を並べましたが、答えは自分の加齢による情報取得力が貧しくなった事が結論だとも思います。新聞記者の方々は日本のジャーナリズムを背負って、日々頑張っているのですから。

最近、『同調圧力』という面白いタイトルの書籍を、偶然本屋で見つけました。平積みコーナーでこのタイトルは数ある新書版の中でも非常に目立っていました。本の内容も確認しないまま購入してしまいました。『同調圧力』（角川新書、望月衣塑子・前川喜平・マーティン・ファクラー共著）です。昨年6月10日初版7月20日3版再版増し刷りしていますから、著者のバリューはさて置き、『同調圧力』という聴き慣れないタイトルが、この書籍にインパクトを与えているのではないかと思います。周りの友人に聞いてもこの言葉を誰も知らない。元社会部の新聞記者や官僚OBの方に聞いても四字熟語として何となくわかるけど、あまり聞いたことがない言葉のようです。

「付度」や「自主規制」はサラリーマンとして生きてきましたので、多少の雰囲気は判るのですが、「同調圧力」という言葉は恥ずかしい話ですがまったく知りませんでした。東京新聞社望月記者の感じた新聞社の同調圧力、文部科学省元事務次官前川喜平氏の感じた組織と教育現場の同調圧力、ニューヨークタイムズ東京支局長マーティン・ファクラー氏の感じたメディアの同調圧力は大変興味深く読みました。ひょっとしたら日本の国の至る所でこの状況は蔓延してきているのかも知れません。世の中、この同調圧力によって押さえつけたら個性派は消滅してしまいます。世の中横並びは全く面白くありません。

続いて、角川新書『新聞記者』望月衣塑子著で東京新聞という微妙なポジションの新聞社が産んだ極めてユニークな新聞記者の話や、産経新聞出版『新聞という病』門田隆将著が解く新聞の過去・現在・未来を読み、現在新聞メディアの置かれている環境や状況が何となくわかるような気がしました。

戦後から始まったベビーブームの大きな塊である「団塊の世代」の消滅と共に、日本国はもとより新聞メディアも大きく変貌して行くでしょう。いま、この拙稿を書き終えて、内館牧子著『すぐ死ぬんだから』（講談社）の真逆にあるであろう中公新書『老いのゆくえ』黒井千次著をリハビリで読もうと思います。

〔初出：『大警視だより』続刊第9号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2（2020）年1月1日刊）〕

(紹介 2) 川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「『大警視だより』続刊第 1 号に寄せて」第 1 号（通巻第 30 号、平成 28 〈2016〉年 3 月 31 日刊）（本書 34～35 頁に再録。）
 - ・「父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから」第 2 号（通巻第 31 号、平成 28 〈2016〉年 8 月 1 日刊）（本書 15～16 頁に再録。）
 - ・「コーヒーが冷めないうちに」第 3 号（通巻第 32 号、平成 29 〈2017〉年 1 月 1 日刊）（本書 142～144 頁に収録。）
 - ・「青山霊園にて」第 4 号（通巻第 33 号、平成 29 〈2017〉年 7 月 1 日刊）（本書 144～147 頁に再録。）
 - ・「西郷隆盛となわた料理」第 5 号（通巻第 34 号、平成 30 〈2018〉年 1 月 1 日刊）（本書 147～149 頁に再録。）
 - ・「随 想」第 6 号（通巻第 35 号、平成 30 〈2018〉年 7 月 1 日刊）（本書 150～152 頁に再録。）
 - ・「我が恋人たち」第 7 号（通巻第 36 号、平成 31 〈2019〉年 1 月 1 日刊）（本書 152～155 頁に再録。）
 - ・「加藤晶先生を偲ぶ」第 8 号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第 37 号、令和元 〈2019〉年 7 月 1 日刊）（本書 212～213 頁に再録。）
 - ・「『すぐ死ぬんだから』」第 8 号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第 37 号、令和元 〈2019〉年 7 月 1 日刊）（本書 155～157 頁に再録。）
 - ・「加藤晶先生ありがとうございました。」（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第 38 号、令和 2 〈2020〉年 1 月 1 日刊）（本書 215～217 頁に再録。）
 - ・「同調圧力」第 9 号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第 38 号、令和 2 〈2020〉年 1 月 1 日刊）（本書 157～159 頁に再録。）
- (参考)
- ・川路利永氏「『大警視だより』続刊の深化を願う」『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集 [『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック]、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元 〈2019〉年 9 月 1 日刊）所収（本書 39～41 頁に再録。）
 - ・川路利永氏「**記念寄稿**（共同研究）大警視川路利良家の家系図について」（松井幹郎氏との共著。本書に御寄稿いただいたものである。）（本書 11～14 頁に再録。）
 - ・大警視川路利良来孫川路利樹氏「大警視川路利良没後 140 回慰霊祭挨拶文」『大警視だより』続刊第 7 号（平成最終号、通巻第 36 号、平成 31 〈2019〉年 1 月 1 日刊）（本書 17～18 頁に再録。）
 - ・「令和元年『川路大警視慰霊祭』（於鹿児島市皆与志町。謝辞：川路利樹氏）について」『大警視だより』続刊第 9 号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第 38 号、令和 2 〈2020〉年 1 月 1 日刊）（本書 18～20 頁に再録。）

2 重田麻紀先生拾遺

特別寄稿

「明治 150 年」への雑感

慶應義塾福澤研究センター 重田麻紀

ついに来年、31年で「平成」が終わることになった。わたしが大学生の時に96歳で亡くなった曾祖母は明治・大正・昭和・平成と4つの元号を生き抜いてきたが、自分がこの年齢で3つ目の元号を迎えることになるとは、なんともいえない気持ちになる。

明治元年に「一世一元の詔」により、天皇一代に元号一つと定められ、その内容は元号法に引き継がれてきたわけだが、明治元年から数えて今年が150年という節目の年にあたる。

首相官邸には、【「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議／内閣官房「明治 150 年」関連施策推進室】が設置され、その事由を「明治 150 年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要なこと」としている。そして、【「明治 150 年」ポータルサイト】が開設され、政府・全国の自治体・民間の取組みなどの情報を集約している。

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>〉

政府としては、明治期を振り返る、ということの主眼に置いているようだが、各自治体の立場はそれぞれである。たとえば、京都では、今年度の行事には「幕末維新」という言葉が多く使われているが、昨年度の「大政奉還」150年関連行事のほうが力を入れていたように見受けられる。また、鹿児島・山口・佐賀・高知の各県は連携して、「平成の薩長土肥連合」と銘打って、観光PR等を行っている。特に山口県は「明治維新」という言葉を多用し、鹿児島は大河ドラマとの関連PRも多い。一方、東北に目を向けると、「戊辰戦争」という言葉が頻出している。それぞれの地域がどのような思いで「150年」を迎えたか、を考えると、当然画一的にはなり得ないのである。

イギリスの歴史学者であるE.H.カーの名著『歴史とは何か』のなかに、「歴史とは、現在と過去との対話である」という有名な一説がある。「歴史」は完全に客観的に描けるものではなく、「歴史上の事実」とされるものも、当時の人々の主観が必ず入り込んでいる。だから、わたしたちが「歴史上の事実」と対峙していく時は「現在の眼を通して歴史を見ている」ということを忘れてはいけない、と。この「現在の眼」というのは、わたしたちが生きている社会そのものであり、また地域性、地域からの声なのである。50年前「明治百年記念式典」が実施された頃と比較すると、歴史学の環境、「歴史」への対峙の仕方が大きく変容している。

さらに 50 年後、明治から 200 年を迎えた時には、いまのわたしたちが考えもしていない、「歴史」が語られているのかもしれない。難しいかもしれないが、それを見届けてみたい、とも思う。

(関連行事紹介)

- ・明治 150 年記念式典（於憲政会館） 平成 30 年 10 月 23 日開催 警察政策学会では中野目善則会長が出席されし由。 産経ニュース 2018.10.23 08:30

<https://www.sankei.com/politics/news/181023/plt1810230004-n1.html>

「明治 150 年記念式典 安倍首相が委員長、約 400 人を招待
政府は 23 日、明治改元から 150 年を記念する式典を東京・永田町の憲政記念館で開いた。安倍晋三首相が式典委員長を務め、大島理森衆院議長や伊達忠一参院議長、大谷直人最高裁長官に加え、与野党国会議員や地方団体、経済団体の代表者ら約 400 人を招いた。」

(執筆者紹介)

慶應義塾大学文学研究科後期博士課程単位取得退学、慶應義塾福澤研究センター研究嘱託、古文書室研究員。専門は長州藩家臣（益田家）についての研究。また、古文書読解の講義・演習も行っておられる。

[初出: 『大警視だより』続刊第 6 号（通巻第 35 号、平成 30〈2018〉年 7 月 1 日刊）]

(紹介 3) 重田麻紀先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「川路利良と禁門の変」第 2 号（通巻第 31 号、平成 28〈2016〉年 8 月 1 日刊）（本書 9～10 頁に再録。）
- ・「「明治 150 年」への雑感」第 6 号（通巻第 35 号、平成 30〈2018〉年 7 月 1 日刊）（本書 161～162 頁に再録。）
- ・「近世益田家の領地—山口県萩市須佐一を訪ねて」第 7 号（通巻第 36 号、平成最終号、平成 31〈2019〉年 1 月 1 日刊）（本書 163～164 頁に再録。）
- ・「加藤晶会長の御逝去を悼む」第 8 号（通巻第 37 号、加藤晶会長追悼号 I、令和元〈2019〉年 7 月 1 日刊）（本書 213～214 頁に再録。）

近世益田家の領地 —山口県萩市須佐を訪ねて—

慶應義塾福澤研究センター 重田麻紀

『大警視だより』続刊第2号（通巻第31号）[本書9～10頁に再録。]において、川路利良と禁門の変との関わりに触れる機会をいただいた。禁門の変の敗北を受けて、長州藩は朝廷・幕府から追討の対象とされるが、3人の家老が切腹したことなどから、なんとか武力衝突は免れることができた。

その3人の家老の1人が益田親施（ちかのぶ、益田家33代）である。歴史上で「益田」というと、この益田親施か、戦国大名の益田元祥（もとよし、益田家20代）を思い浮かべる人が多いのではないだろうか。（ちなみに、天草四郎の本名も「益田」である。）

元祥は、関ヶ原の合戦後、毛利の傘下に入り、毛利家の永代家老として1万2千石余もの知行地を与えられ最上級家臣となり、以降益田家は代々藩の重職に就いた。親施も安政3（1856）年、24歳で当職（国家老）となった。

そんな益田家の知行地であったのが、山陰の漁業が盛んな街、山口県萩市須佐（広域合併前は須佐町）を中心とする地域である。今夏、貴会副会長の廣瀬権氏ほか9名とともにその地を訪ねる機会を得た。

現在の須佐地域の人口は2千人余であるが、江戸時代は益田家の館を中心として、さながら城下町のように武家屋敷が並んでいた。家臣（＝陪臣、毛利家家臣である益田家の家臣、又家来ともいう）の数は五百家を超えており、安政年間に作成された「須佐市中細見図」には、屋敷割と広さ、田畑などの情報が詳細に書かれ、にぎやかだった当時の様子を窺い知ることができる。益田家の当主は藩の重職にあり萩や江戸にいるため、須佐に常住していたわけではなく、知行地の運営は多くを家臣たちが担っていた。



益田家は27代目元道の時代、「育英館」という郷校をつくった。（育英小学校として現在に引き継がれる）藩が萩に藩校の明倫館をつくった直後の享保年間（1716～1735）のことである。幕末期には、明倫館および、吉田松陰の私塾である松下村塾との交流も盛んで、久坂玄瑞や伊藤俊輔（博文）らも育英館に学んだ。彼らとの関わりの中から、政治活動に開眼する大谷僕助の

ような若い家臣もあらわれる。大谷をはじめとする家臣は、親施の内命もあり、京都や江戸などで政治活動をする。益田親施は、藩にとっても益田家の家臣にとっても、若きリーダーだったのである。

しかし、禁門の変において親施は責任をとり、切腹することとなる。一部の家臣たちは親施を奪還しようと動くが叶わず。母の仙相院は、切腹の地、徳山へ向かう親施を孫（親施の子精祥、当時3歳）の手を取り気丈に見送ったという。

親施は切腹のあと、首実検のため、首から下だけが先に須佐へ戻された。家臣たちの悲しみは想像するに余りある。切腹から3ヶ月後の慶應元（1865）年2月、家臣たちは親施を神に祀る「笠松神社」を益田家の館すぐ近くに建立した。この神社の鳥居と灯籠には「元治三年」「元治四年」という実際にはない年号が刻まれている。元治3年は慶應2年、元治4年は慶應3年をそれぞれ指すが、改元を認めない、そして將軍慶喜に応じる意を想わ



家臣たちから寄進された灯

せる元号を使用しない、という家臣たちの意思の表れである。残念なことに、現在鳥居の一部が崩れてしまっているが、この歴史を後世に伝えるためにも、速やかな修復をぜひお願いしたいと思う。

須佐は、雪舟の弟子が造ったとされる庭園を持つ益田家菩提寺の大蘆寺、そして本年認定された萩ジオパークの一部となるホルンフェルスなど、歴史・自然ともに多くの見どころがある地域である。また、漁師が一本釣りで獲る「男命（みこと）いか」は大変美味である。はじめて聞いたという方も多いと思うが、ぜひ萩の城下町だけではなく、こちらにも一度足を運んでいただければ、と一研究者として思う次第である。

（執筆者紹介）

重田麻紀先生には、平成31（2019）年4月より山口県萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員にも御就任されておられる。本書9、162頁参照。

〈<http://www.hagishi.com/search/detail.php?d=1100203>〉

〈<https://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/67/h27075.html>〉

〔初出：『大警視だより』続刊第7号（通巻第36号、平成最終号、平成31〈2019〉年1月1日刊）〕

3 石川實先生拾遺

特別寄稿

久松定弘と湯目補隆の研究回顧

文芸評論家 石川 實

久松定弘・湯目補隆といっても多くの人は知らない。久松定弘（ひさまつさだひろ、1857～1913）は、千葉県大多喜藩（松平〈大河内〉家）で育っている。湯目補隆（ゆのめすけたか、1858～1936）は仙台で生まれ、家系が士族である。そして、二人は東京で出会う。共に司馬凌海（1840～1879）の春風社でドイツ語を学ぶ。

久松は旧今治藩主の久松定法（1835～1901）の養子になり、定弘と名乗り、したがって、家督を継ぎ、後に子爵になる。明治7（1874）年11月私費でドイツに留学し、ベルリン大学に入学し、ここでオイゲン・デューリング（1833～1921）に学び、思想的影響を受ける。帰国後、下谷区上野西黒門町4に理文学舎（東京大学医学部に入るための塾、独逸学、英学、精理学等を教える。）をつくり、その後、湯目は明治7年以降、東京外国語学校、警視医学校で学んだ後、久松定弘の理文学舎のあとを引き継ぎ、進学舎という塾をつくっている。

久松は明治18（1885）年4月2日、警官練習所に勤務する。ドイツ語の堪能な久松は、ここで通訳（訳官）の仕事をしている。日本はドイツから警察幹部養成のため、ヴィルフム・ヘーン（1839～1892）とエミール・フィガセウスキーを招聘し、近代的警察を目指し、ドイツの警察制度を模範としたのである。久松の推薦により、湯目も明治18年4月4日に警官練習所に勤務している。この二人の他に、大井和久（同氏は所謂旧東京外語の所謂全科卒業生）、朝比奈又三郎、賀来熊次郎（1860～1939）、末松一郎も同じ通訳（訳官）として勤務している。そしてヘーンが講義したものを訳して『警察講義録』（博聞社、明治19年2月刊。復刊：信山社出版、平成19年6月刊）として出版している。

途中になるが、筆者と久松定弘の出会いから入っていきいたい。大学院を終えてから研究だけは続けていた。丁度、昭和60（1985）年頃、「フォイエルバッハの会」に入っていた。私のテーマは「日本におけるフォイエルバッハ受容史」であった。夏休みなどは国会図書館通いであった。しかし、誰が最初に日本に紹介したのかわかるのに時間を要した。図書館は今のようにはネットではなく、用紙に書いて本を出してくれる方法であったが、一冊ずつ手に取って読めるので、実感があった。そして、辿りついたのが久松定弘訳『道義学之原理』（出版人：久松定弘、明治20年11月刊）であった。フォイエルバッハ（1804～1872）の著書では、日本で紹介されたのは初めてであるが、雑誌にはもっと早く紹介されているのもわかった。研究していると、この著書だけで

なく、久松とはどういう人物であるかまで知りたくなり、調べるようになった。そして、警官練習所とはどういう組織なのかへと辿りつき、ここで湯目補隆のことを知るようになった。湯目は著書が 10 冊以上あり、ドイツ語が堪能で漢詩も作り、明治 23 (1890) 年から同 26 (1893) 年にかけてオーストリア、ドイツに留学している。第三高等中学校 (現京都大学) でドイツ語を教え、宮城県尋常中学校 (現仙台一高)、秋田県立秋田中学校 (現秋田高校) の校長も務めている。湯目は明治 30 (1897) 年台湾に渡り、台湾総督府警察官及司獄官練習所長の要職にも就いている。一つひとつ調べている中で、湯目は近代史上登場してくる人物との交流もあったことがわかった。例えば、後藤新平 (1857~1929)、乃木希典 (1849~1912)、児玉源太郎 (1852~1906)、吉野作造 (1878~1933)、服部誠一 (撫松、1841~1908)、齋藤實 (1858~1936)、大槻文彦 (1847~1928) 等の名前が挙がる。

久松定弘に戻るが、久松の著書も多い。哲学者であり、警察関係の翻訳もある。ローレンツ・フォン・シュタイン (1815~1890) 『警察論』(上・下) (出版人: 前田恒太郎、明治 20 年 4 月刊) もある。久松は哲学関係の著書その他、文学関係の翻訳や論文もあり、幅広い研究もしていた。現在国会図書館で「久松定弘」を入れるとすぐ著書、論文等が出て来る。図書館で出てこない論文も多い。これもネットが行われていない時に調べていたからわかるのである。

最後になるが、久松定弘は貴族院議員もやり第一高等中学校 (現東京大学) でドイツ語を教えていた。一貫していたのは、思想家としての久松であった。あまり知られていないが、仏教関係の論文も少なくない。明治の仏教革新運動にも関心が高かった。

湯目の親族にもお会いする機会があった。お会いするまで湯目の亡くなった年と墓地がわかるのに時間を要した。平成 28 (2016) 年に片山厚志等『密室の戦争』(岩波書店、平成 28 年 6 月刊) という著書が出版された。この本は湯目補隆の息子、湯目國夫 (後妻の子ども、1908~?) をも取り上げた本である。只々驚いた。しかし、現実から学ぶことが多い。

(執筆者紹介)

埼玉県公立学校教員を経て、執筆活動に入られ、いくつかの大学でも教えておられる。久松定弘、湯目補隆については、特に下記の御論考がある。

- ・石川實「日本におけるフォイエエルバッハの受容とその系譜 (1) 一久松定弘の場合をめぐって」『立正大学哲学・心理学会紀要』第 27 号 (立正大学哲学・心理学会、平成 13 年 3 月刊) 13~23 頁
- ・石川實「明治初期社会思想論考—久松定弘の『米国官海濱話』を中心として—」手川誠士郎先生古稀記念論文集編集委員会編『存在の意味への探求 手川誠士郎先生古稀記念論文集』(秋山書店、平成 23 年 3 月 27 日刊) 183~214 頁

[初出: 『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊)]

(参考1) 湯目補隆の個人史については、かつて「警官練習所の訳官たち」『日本古書通信』第677号(昭和60(1985)年12月号、3~5頁)の著者である上村直己先生より親しく御示教を賜った。同氏によれば、湯目は安政5(1858)年4月15日仙台に生まれ、東京府籍(元は仙台市)、明治初めに上京し、司馬遼太郎(1923~1996)の小説『胡蝶の夢』の主人公で有名な司馬凌海(島倉伊之助、1840~1879)の私塾である春風社において初めて独逸語を学び、その後、東京外国語学校(所謂旧外語)、警視医学校(貸費生徒)、東京大学医学部(予科)等で独逸語、法医学を修得し、明治18(1885)年春東京の警官練習所でヘーン警察大尉の訳官をするに至ったとのことである。本稿にも「[久松定弘、湯目補隆]共に司馬凌海(1840~1879)の春風社でドイツ語を学ぶ。」とあるが、司馬凌海については、信託研究家永田俊一氏から『大警視だより』続刊第6号(通巻第35号、平成30(2018)年7月1日刊)に「司馬凌海」を御寄稿いただいている。内容は、「司馬凌海略歴、少年・修行時代、蘭医学修得時代、明治医学体制確立貢献時代、若き晩年、あと書き」である。永田氏は、その後「司馬凌海—信託プラットフォーム記述の試み—」『まんじ』第148号(発行人:三戸岡道夫、平成30年5月1日刊)を公表され、司馬凌海につき更に詳細に論じておられる。

(参考2) 久松定弘六男亀井兎夢氏(1910~2000)『週刊埼玉』掲載久松定弘、湯目補隆関係記事一覧 亀井兎夢氏の青春回顧録(8回、表題は毎号変化しているのここでは一部のみ記載した。執筆者名義:「本紙主筆 亀井トム」)

- ・(1) 第1224号、昭和60(1985)年1月15・25日(合併号)第4面(「はからずも青春を思い出す」)
- ・(2) 第1226号、昭和60(1985)年2月15日第4面(「病院で点滴をうけながらの回想」)
- ・(3) 第1229号、昭和60(1985)年3月15日第2面(「病室での思い出 父久松定弘の思想家・官僚の二つの歩み」)
- ・(4) 第1230号、昭和60(1985)年3月25日第2面(「父・久松定弘の回想」)
- ・(5) 第1232号、昭和60(1985)年4月15日第2面(「父・久松定弘の回想・演劇論」)
- ・(6) 第1234号、昭和60(1985)年5月5日第2面(「父・久松定弘の回想・晩年のショック」、湯目補隆関係記載あり〈講談本とハイネをよむ久松〉項目中)⇒湯目補隆夫人が久松定弘令妹とのこと、湯目令息のこと等に言及。)
- ・(7) 第1236号、昭和60(1985)年5月25日第2面(「父・久松定弘の回想・オイの理研所長[大河内正敏(1878~1952)]」)
- ・(8・完) 第1238号、昭和60(1985)年6月15日第2面(「父・久松定弘の回想・オイの理研所長[大河内正敏]」)

(参考3) 久松定弘及び湯目補隆については、先に刊行の警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元(2019)年10月1日刊)224頁以下、233頁以下、239頁以下各参照。

4 その他諸氏拾遺

『関東大震災と警察』に関するメモ

警察政策学会警察史研究部会員 中山好雄

警察政策学会という学会があるのをご存じでしょうか。この学会にはいくつかの部会がありますが、その一つ、警察史研究部会の部会長を警察庁入庁が同期の K [加藤晶] 君が務めて居ります。K 君からこの部会に入るように勧められて入ったのがこの 3 月 [平成 13 年] のことでした。並び大名で名前だけ載せて貰っておくのが当初の私の目論見だったのですが、やはりそれでは具合が悪い感じで、なにを勉強したらいいのか教えてくれるように部会長に頼んだところ、先輩の M [武藤誠] 氏が一部調べておられる関東大震災当時の警察活動を調べてはどうかとのアドバイスを頂きました。

神奈川県警 OB の S [齋藤真康] 氏と共同で勉強することにして、M 氏から送っていただいた資料を端緒に、図書館に行って資料を探すなど“研究活動”に取り掛かったところでした。

四月はじめに、「新しい歴史教科書をつくる会」が申請した中学校の歴史の教科書が文部科学省の検定をパス、これを一部の新聞が強く批判し、さらに韓国や中国から抗議がなされるという騒ぎになりました。私などはマッカーサーの占領政策に起源を有する「自虐史観」にうんざりしていたところで、敗戦から半世紀以上経った今やっとこれの是正の動きが出始めて結構なことだと思っているのですが、関東大震災時の警察活動に関しても、中には、どうしてこんなに悪い悪いとばかり書き立てるのか、と悲しくなるものがあるのです。

事務局 [(財) 社会安全研究財団] から原稿を依頼されて随分経つのに良いネタが思い浮かばず、やむを得ず未消化の材料をもとに「関東大震災と警察」に関し自分なりに興味を抱いたことを、以下にメモることにしました。

* * * * *

まず、感動的な出来事をご紹介します。主役は、神奈川県鶴見警察署長の大川常吉警部です。

関東大震災は 1923 年 (大正 12 年) 9 月 1 日午前 11 時 58 分に発生しました。震源地は相模湾でマグニチュード 7.9。東京、横浜、川崎その他南関東での被害が大きく、死者 9 万人、罹災者 340 万人とされています。

この災害に伴い、さまざまな流言が飛び交いましたが、その中で朝鮮人 (今は「韓国・朝鮮人」と書くのが普通なのですが、ここでは当時の用語をそのまま使います。以下同じ) が放火したとか井戸に毒を入れたとか、凶器を持って襲撃しているとかいう流言が拡がって、各地に自警団ができて警戒に当たり、朝鮮人と見ればこれを迫害するような事態になりました。

震災の翌9月2日に、朝から不逞鮮人（当時の用語で暴力的な朝鮮半島出身者をこのように呼んだようです）が来襲するとの噂が管内に広まっていた中で4人の中国人のような服装の男が横浜方面から鶴見に急ぎ足で来て道路脇の井戸を見つけると争うようにして釣瓶に口を当てて水を飲んでいて、4人のうちの1人は2本の瓶を持っていた。これを見た自警団員の一人が「あやしいぞ、あいつらは朝鮮人だ。あの瓶のなかには毒薬が入っている。いま井戸に投げ込んだ」と叫ぶや、同僚の自警団員が4人を取り囲み、これをこづきながら観見警察署まで連れてきた。大川署長が取り調べた結果、この4人は中国人で瓶の中身は1本はビール、1本は中国の醤油だった。そこでその結果を騒ぎ立てている人々に告げたのだが、彼らはこれを信用せず、署の前から立ち去ろうとしなかったため、大川署長は「よし、それなら諸君の前で自分が飲んで見せよう」と叫んで2本の瓶を飲んだところ興奮した人々もようやく納得して解散した。

その後自警団などに連行され、あるいは警察に救いを求めて続々と朝鮮人が来たので、これらの朝鮮人を一時管内の総持寺の境内に收容し、警察官を派遣して警戒に当たらせた。

3日になると民衆の朝鮮人に対する反発はさらに高まり、総持寺境内では危険だと判断した大川署長は彼らを警察署に移した。

これを知った民衆は「朝鮮人を殺せ」などと叫びながら警察署に押し掛けた。大川署長は「保護した朝鮮人はみな良民である。不逞な者は一人も居ない」と説得したのだが、群衆は納得せず、やがて千人を超えるまでになった群衆は「朝鮮人に味方する警察など叩きつぶせ」と叫ぶなど不穏な状況になった。

署長は、「自分を信頼しないのなら、もはや是非もない。朝鮮人を殺す前にまずこの大川を殺せ」と群衆の前に大手を広げて立ちふさがった。群衆の中の代表と目される者数名が出てきて「署長がそこまで言うのなら責任を持って預かって貰おう。しかし、彼らが逃げだした場合はどうするか」と聞いたので、署長は「もし逃げたら、この大川が君らの前で腹を切ってお詫びする」と答えた。この断固たる署長の態度によって群衆の興奮も静まり、やがて解散した。3日午後6時のことだった。このとき署内に收容していた朝鮮人は220名、中国人70名だった。9日になると收容人員は301名になったが、管内は予断を許さない険悪な状態だったので、汽船華山丸に收容者を移した。

というのが大川鶴見署長の、警察官の鑑とも言うべき決死の人命保護活動の概要です。（ほかにも同じように人命の保獲に尽くされた警察の先輩も大勢居られたに違いありませんが、私がとりあえず見付けたのはあと二、三例です。もっと探さねばなりません。）

* * * * *

ところで、これには後日談があります。大川署長は1940年（昭和15年）に63歳で亡くなりましたが、それから10数年ののち、1953年（昭和28年）に「在日朝鮮統一民主戦線鶴見委員会」という団体によって大川署長を顕彰する碑が大川氏の眠る鶴見の東漸寺に建てられました。その碑には次のように記されています。

故大川常吉氏之碑

関東大震災当時流言輩語により激昂した一部暴民が鶴見に住む朝鮮人を虐殺しようとする危機に際し当時鶴見警察署長故大川常吉氏は死を賭してその非を強く戒め三百余名の生命を救護した事は誠に美德である故私達は茲に故人の冥福を祈り其の徳を永久に讃揚する
一九五三年三月二一日

在日朝鮮統一民主戦線鶴見委員会

* * * * *

1953年は関東大震災から丁度30周年に当たり、またその年の7月には1950年に始まった朝鮮戦争の休戦協定が締結されています。団体名に「朝鮮」という語が使われていますが、当時の情勢からすると「朝総連」と「民団」が協力して建てたと考えるのは困難ですから、この碑は関東大震災を体験し戦後「朝総連」の鶴見地区の幹部となった人が大川署長の恩を忘れずにいてこの碑の建設の音頭を取ったのではないかと推察されます。

30年間恩を忘れずにいるのは立派なことです。それをこのような碑を建てるという形に表すことは、それよりも更に立派なことだと感じさせられました。

先日S氏とともに東漸寺を訪れ、この碑を見てきました。見ると碑の表面が一部黒く汚れています。拓本を取る人が塗った墨の痕なのだそうです。

案内してくれた東漸寺の副住職宮田さんの話では、拓本を取る人も居るしお参りに来る人も居る、社会科の学習で先生が生徒を連れてくる姿も見られる、とのことでした。

* * * * *

流言飛語が流布し始めたのは、警視庁の記録では、9月1日午後1時ごろのこのようで、その内容は「富士山に大爆発があって今も大噴火中」とか「東京湾沿岸に大津波が襲来して人畜に多数の死傷がでたようだ」といったものだったのが、午後3時頃になると「社会主義者と朝鮮人の放火が多い」というのも加わってきました。

2日午前には「不逞鮮人が襲ってくるそうだ」、「昨日の火災は、多くは不逞鮮人の放火または爆弾の投擲によるものだ」、午後になると「市ヶ谷刑務所の解放囚人は、山の手と郡部に潜在して夜になるのを待って放火しようとして企てている」、「朝鮮人約三千人が、多摩川を渡って洗足村や中延付近に来襲して、目下住民と闘争中」などと朝鮮人の暴動に関するものが多くなり、また具体性を帯びた内容になってきています。

4日の分には「上野公園や焼け残りの地域には警察官に変装した不逞鮮人が居るから注意しろ」などという流言の記録もありました。制服の軍人や警察官を逮捕尋問するなどの暴挙に出る者も居たようです。

* * * * *

このような流言飛語がもとで大勢の朝鮮人が虐殺されたのは、まことに気の毒なことでした。震災の2日後の9月3日の臨時震災救護事務局警備部の決定事項に「一般朝鮮人の保渡に関する件」と「民衆自警団の統制に関する件」が盛り込まれ、4日には

「震災に際し国民自重に関する件（鮮人の所為取締に関する件）」という告諭が山本権兵衛総理の名で出されるなど、政府が自警団などの暴挙を鎮圧しようと努力している跡は見られるのですが、その沈静化は簡単にはいかなかったのでしょうか。

警視庁の機関誌「自警」の大正 12 年 2 月号（関東大震災特集号）に、大地震発生当時の赤池警視総監が、朝鮮人の暴動の流言がこのように速やかに伝播した理由について次のように書いています。それによると、“第一は人心が非常に恐怖に駆られていたこと、第二は朝鮮人といえば直ぐに不逞鮮人を連想し、さらに拳銃爆弾を使うことを想起する、第三に、東京人は李判能が凶器を揮って 16 人（ママ）を惨殺したことを想起する” というのです。

李判能事件とはどんな事件だったのかと調べてみると、震災の 2 年前の 1921 年（大正 10 年）6 月に、市電の運転手をしていた朝鮮人李判能（35）が同居中の同僚一家 4 人を殺害し、さらにこれを止めようとした妻を刺し、次いで上司の家に押しかけてこの一家を 4 人殺し（5 人家族で 1 人は重傷）、その前後に関係のない複数の通行人や取り押さえようとした警察官に重傷を負わせるなど、全部で 8 人を惨殺し、8 人に重傷を負わせた事件でした。

この事件のきっかけは、李の妻が、自分の家の手拭を同居している同僚の妻が盗んだのではないかとわめき散らしたのがもとで喧嘩になり、双方の亭主まで出ての大立ち回りになってしまった、ということです。近所の人や殺された上司が仲裁に入って一旦は仲直りをしたのですが、李の心のわだかまりは解消せず、凶行に及んだもののようです。

後に李は、犯行の動機について「内地人はみな自分達を馬鹿にしている。頼りに思う警察までが、訴えても受けつけてくれない。自分たち朝鮮人は、この世では誰も頼るところがない。地獄に行つて仏に頼るより仕方がない。いっそ恨み重なる奴らを殺して、自分も死ぬつもりだった」と号泣したそうです。李は、同年 2 月無期懲役の判決を受けました。

1910 年に韓国が併合されて 10 年余、震災の 4 年前の 1919 年には「三・一独立運動」が起っています。日韓併合に抵抗する一部の人々は、内地の民衆からは不逞朝鮮人と見られ、お互いのわだかまりは決して小さくはなかったと思われます。それが震災という異常事態を契機に吹き出して不幸な「虐殺事件」になってしまったのでしょうか。

* * * * *

今回の勉強の過程で、一部の教科書で関東大震災に際しての警察活動に関する記述に偏りがあることも見付けたので、教科書問題が脚光を浴びているこの時期でもあるし、ここで取り上げたかったのですが、残念ながら与えられた紙数に達してしまいました。

* * * * *

さて、最後に目下の私の悩みをお聞きください、毎週日曜日に 10 チャンネルで「サンデープロジェクト」という番組があります。そこで舌鋒鋭く政治家をこき下ろしているジャーナリストの田原総一郎氏が、評論家で関西大学名誉教授の谷沢永一氏との

対談でコテンパンに批判されているのが雑誌「諸君」5月号に載っていました。俎上に上げられているのは田原氏が書いた「日本の戦争」という本です。谷沢氏は、この本は「論じ方が身勝手に過ぎて、ポイントが抜けて」いるなどと批判しています。田原氏は、この本を書くために150冊以上の本を読み、それぞれのテーマについて生涯をかけて研究している学者たちの話をとことん聞いたのだと弁明しているのですが、それでもまだ足りないようです。

となると、私のようにこれまで歴史についてろくに調べた経験もない者が、これから勉強してどこまで進むことが出来るのだろうか、果たして成果を発表するまでにたどり着けるのだろうか、このところ心細い心境の毎日なのです！

[初出：『社会安全』第41号（〈財〉社会安全研究財団〈現〈公財〉日工組社会安全研究財団）、平成13（2001）年6月30日刊）。中山氏は当時同財団評議員の任にあられた。原文は縦書、再録に当たり一部漢数字を算用数字に改めた。]

『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持と 不平等条約 (Maintenance of Order & Unequal Treaties)』 (『警察政策学会資料』第86号) に学ぶ

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

平成8（1996）年3月義務教育学校を定年退職し、翌4月から鹿児島県警察学校に奉職した。そこで初めて『警察手眼』を手にし、「警察官ノ心ハ総テ仁愛補助ノ外ニ出テサルヘシ、是ヲ以テ警察権ノ発動モ亦総テ仁慈ノ外ニ出テス、・・・」の文言に触れた時の感動は未だに忘れ得ない衝撃であった。

川路魂の理解・体得なしには、警察学校の教壇に立ち得難いと思い、早速その年の5月の連休に大警視川路利良の墓がある青山墓地を訪れた。そこで、「川路君墓表」を目にし、大警視の遺業を知り、爾来20年その偉大さに傾注してきた。

大警視川路利良の遺業・遺徳を調査・研究していく中で、大警視川路利良の紹介には、「日本警察の父」という冠辞がついていることに気付いた。警視庁や鹿児島県警の情報紙は勿論のこと、各種文献・書籍、新聞にも、「日本警察の父」と冠言葉が付いていた。

はじめは、何の違和感もなく、大警視川路利良の歩いた道を追いかけていたが、何時のころからか、「警察の父」が大警視川路利良であれば、「警察の母」は、存在するのか、存在するとすれば、いったい誰なのかという疑問が広がり始めた。このようなモヤモヤに包まれた状態で歳月ばかりが過ぎて行った。

今年（平成 28 年）の 7 月、大警視川路利良研鑽会の加藤晶会長様より川路利良の業績にも関連するからと標記の『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持と不平等条約（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』（鈴木康夫氏執筆、『警察政策学会資料』第 86 号、平成 28 年 3 月刊。）を戴いた。

「不平等条約」をいかに復権に導いたかが書かれているだけでなく、ページを読み進めていくといろいろな資料等が紹介されていて、ぐいぐい惹き込まれていった。

例えば、次のとおりである。

- ① 幕末・明治初年の外国人殺傷事件一覧表など、薩摩藩士のヒュースケン殺害事件ぐらいしか知らない私だったが、事件の多さに驚かされた。
- ② 生麦事件とイギリスの鹿児島攻撃についても、寺島宗則、五代才介（友厚）の果たした役割も知った。また、横浜開港資料館に、この戦いで戦死したイギリス人の氏名、職名等を記した「顕彰銘板」があることも判った。横浜開港資料館には、これまで三度も足を運んでいたが気付くことはなかった。
- ③ 薩英戦争後、薩摩藩とイギリスの接近には、天皇家崇拝の伝統が底流にあることなどこれまでの文献には見なかったことで、そんな見方・考え方もあったのかと気付かされた。
- ④ 西南戦争・西郷隆盛に関わることでは、これまで川路利良が「別働第三旅団長（司令長官）」として政府軍を指揮したことは知っていたが、過酷な運命であったと記されていることに対して、こんな見方もあったのかと自分の不明を恥じた。

何よりも最大の収穫は、「修好通商条約」（安政の五ヶ国条約等）の改正の歩みとその過程が詳細に記され、同時に近代警察の創設過程が事細かに判ったことであった。近代警察の創設が多くの外交官や行政官の努力並びに一時は傲岸とも見えた英仏の外交官の援助・協力等もあったことを詳細に知ることができた。このことこそが、「警察の母」ではなかろうかと感ずることであった。

なお、この研究書を読んでいるうちに、「大警視川路利良没後 120 年記念」銅像建立の折、当時鹿児島県警察本部長であった小野次郎氏が地元紙に書かれた記事を思い出した。

「・・・幕末から明治にかけて、横浜と神戸には、外国人による居留地警察が置かれており、また、外国人に対する裁判は、犯人所属国の領事が行うとされていた。明治 8 年に東京芝で英国人による日本人女性暴行事件が起きた。犯人側は無罪を主張したが、川路は、治外法権ではないと食い下がり、仏人法律家（ガンベ・グロス）を代理人として横浜の英国領事による第一審と上海高等法院における控訴審で争い、ついに禁固刑を勝ち取った・・・」（『南日本新聞』平成 11 年 11 月 29 日から抜粋）

おわりに、『警察政策学会資料』第 86 号 145 頁の「終章」の文言を引用（一部省略）し、御礼に代えさせていただきたい。

「本稿の副題である Unequal Treaties（不平等条約）と日本について、のちの駐日公使アーネスト・サトウは、「清国が伝統的な国際関係観を変えない限り、かれらが協定関税率や治外法権の政策の放棄を提案してきても、それらを考慮してやる余地はまったくないのである。しかし、日本の場合は事情が全く違い、日本の歴史は、かれらが

よりすぐれた文明に接するたびに、その思想と制度を摂取することにきわめて熱心であったことを示している。その摂取の対象はかつては中国文明であつたが、約 30 年前に欧米諸国が日本の鎖国の扉を押しあけて以来、西洋文明に変わった。そして、彼らの必要に最も適合するものを選んでその制度を作り変えようと懸命につとめている。」と述べている。」(○註 この日記の類として、『警察政策学会資料』第 86 号 135 頁に武藤誠先生著『明治の炎 『警察手眼』の世界』(啓正社、昭和 62 年 8 月 10 日刊)から「我が国の警察の特徴は、古代から一貫して先進国の長所を摂取し消化して来たものである。・・・等」が紹介されている。)

私は、アーネスト・サトウ氏や武藤誠先生が御指摘なされた日本人の国民性及び前述の多くの外交官、警察官及び外国人学者、外交官を「警察の母」として、「警察の父」大警視川路利良の掲げた理想の灯を目当てにし、多くの警察関係者の御努力で、今日の揺るぎない日本警察が創り上げられて来たものと確信している。

おしまいになりましたが、『警察政策学会資料』第 86 号は、参考にされた資料・文献を頁毎に欄外に記されており、萩原延壽氏『遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄』(全 14 巻、昭和 55 年、平成 10~13 年刊、その後朝日文庫本あり。)は、原文を読むことができた。有難いことであつた。参考にした資料・文献の適切な提示の仕方を教えて頂いた。

執筆者の鈴木康夫氏及び同氏の長年の御研究を基に御討議なされた警察政策学会警察史研究部会の皆様に深甚の敬意と謝意を表すものです。戴きました『警察政策学会資料』第 86 号は、私の宝です。有難うございました。

[初出: 『大警視だより』続刊第 3 号(通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)]

(紹介 4) 松井幹郎先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「「警察政策学会警察史研究部会」併せて「大警視川路利良研鑽会」の充実・発展を祈念します」第 1 号(通巻第 30 号、平成 28 (2016) 年 3 月 31 日刊)(本書 35 頁以下に再録。)
- ・『フルベッキ群像写真』と川路利良—M 氏への返信—」第 2 号(通巻第 31 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊)(本書 83 頁以下に再録。)
- ・「につぼん! 歴史鑑定『日本の警察はどのように生まれた?』を視聴して」第 2 号(通巻第 31 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊)(本書 76 頁以下に再録。)
- ・「『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持と不平等条約(Maintenance of Order & Unequal Treaties)』(『警察政策学会資料』第 86 号)に学ぶ」第 3 号(通巻第 32 号、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日刊)(本書 172 頁以下に再録。)
- ・『川路利良履歴資料』等に見る川路利良の姿」第 4 号(通巻第 33 号、平成 29 (2017)

年 7 月 1 日刊) (本書 78 頁以下に再録。)

- ・「前警視廳典獄山下房親氏談」を付度する—「川路の^{キンコ}丸」^ノ 追究の旅—」第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊) (本書 85 頁以下に再録。)
 - ・「生麦事件と川路利良」第 6 号 (通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日刊) (本書 80 頁以下に再録。)
 - ・「エッセー 川路利良のためらい」第 7 号 (通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊) (本書 95 頁以下に再録。)
 - ・「川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑 (碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳) 一故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰—」第 7 号 (通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊) (吉原丈司と共編。本書 59 頁以下に再録。)
 - ・「加藤晶大警視川路利良研鑽会会長を悼んで」第 8 号 (加藤晶会長追悼号 I、通巻第 37 号、令和元 (2019) 年 7 月 1 日刊) (本書 214 頁以下に再録。)
 - ・「加藤晶会長の御逝去を悼みて—御礼と感謝—」第 9 号 (加藤晶会長追悼号 II、通巻第 38 号、令和 2 (2020) 年 1 月 1 日刊) (本書 222 頁以下に再録。)
- (参考)・川路利永・松井幹郎「記念寄稿 大警視川路利良家の家系図について」(共同研究。本書 11 頁以下に収録。)

坂元純瀬、國分友諒両氏の墓所について —中原英典氏のお問いかけを追って—

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 吉原丈司

(はじめに)

原田弘氏 (1927～) は、早くより警察史研究を進められ、警察政策学会警察史研究部会、その前身の警察史研究会及び杉並郷土史会等で大きな活動を続けてこられた。同氏はまた警察史資料の収集家としても著名である。本『大警視だより』では、続刊発行以後は毎号興味深い論考を執筆しておられたが、今号 [第 4 号] では御健康上の理由から寄稿を固辞された。同氏からは長く様々なお教えを受けてきたが、十年程前に國分友諒 (1837～1977) の墓碑の件で貴重な御示教を賜ったことがあった。本件は明治警察史研究の権威であった中原英典氏 (1915～1979) が御遺稿で指摘された課題であるが、國分友諒その人については、先年長逝された川路大警視研究の第一人者の武藤誠先生 (1922～2013) も大きな関心を示され、警察史研究部会でしばしば言及しておられた。これらのことから、本稿では、明治初期警察史検討の一として、当時原田氏

に親しく御教示いただいた内容の要旨を紹介しておくこととする。同氏の学恩に深く感謝するとともに、氏が御健康を回復され、『大警視だより』に再び御健筆を振るって後進を御指導いただくことを願ってやまないものである。

明治の警察体制を確立したのはそれこそ川路利良（1834～1879）であるが、当初川路に拮抗する有力者として坂元純熙（1843～1914、司法省警保助兼大警視）がいた。坂元は、國分友諒（1837～1877、ともさね、大警視兼権中検事。西南戦争官軍戦死者中での最高位者）とともに、明治6（1873）年政変（同年10月24日西郷隆盛〈1827～1877〉の参議・近衛都督解任）後の征韓断行と同参議復職運動を巡る所謂ポリス沸騰¹の当事者、翌7年の台湾出兵時の徴集隊指揮長（國分は篠崎五郎〈1847～1909〉とともに指揮副長）として知られる²。また、内務省警保局長、第15代警視總監、貴族院議員を歴任した安立綱之（1859～1939）は、國分の実弟である³。

坂元、國分両氏については、戦後明治警察史研究に大きな業績を残された中原英典氏⁴の「阪（マ）元純熙履歴一斑—明治警察史資料（2）」『警察研究』第42巻第5号（昭和46年5月、69頁以下）及び御遺稿「七人の大警視—阪（マ）元、國分両氏の墓所につきお尋ねをかねて—」『警察学論集』第36巻第2号（昭和58年2月刊、128頁以下）に詳しいが、同氏は、後者で、坂元、國分両氏の墓所について、他の5人の大警視（川路利良、田辺良顕、安藤則命、大山巖、樺山資紀）と違い、その所在地が不明として、その場所を問いかけていた。ただ、國分の墓所については、最初谷中墓地にあって後に杉並区永福町付近に移転したと聞くと述べておられた。

その後久しくこれに言及した文献に接することもなかったが、平成17（2005）年春に思いがけず原田弘氏⁵の御示教により、國分の墓所が杉並区和泉・大円寺（最寄り駅は京王・永福町駅）であることを知った⁶。なお、同墓所には、長茨（ひかる、三洲、

¹ 中村徳五郎（1873?～1940）『川路大警視』（日本警察新聞社、昭和7年10月1日刊）、日高節（みさを）『明治秘史 西郷隆盛暗殺事件』（隼陽社、昭和13年7月1日刊）25、40～44頁が詳しい。なお、ポリスとは「警保寮」を指す由である。

² 例えば、『西南記伝』（上巻一）（黒龍会本部、明治41年12月3日刊）（第三篇 征蕃の役〈517頁～〉第三章 征蕃論と内治派〈577頁～〉二 征蕃論と坂元純熙〈580～585頁〉）、矢野宏治「大西郷と台湾征討」『敬天愛人』第18号（（財）西郷南洲顕彰会、平成12年9月24日刊）71～76頁（12、坂元純熙と徴集隊1、13、坂元純熙と徴集隊2）等参照。

³ 安立綱之「大警視のお蔭」中村徳五郎前掲『川路大警視』347頁、日高節「安立綱之翁叢談（其1～6）」『自警』昭和10年1～4、6、7月号各参照。

⁴ 中原英典氏の著作につき、警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会、令和元〈2019〉年10月1日刊）145頁以下参照。

⁵ 原田氏には『MPのジープから見た占領下の東京 同乗警察官の観察記』（草思社、平成6年12月刊）、『ある警察官の昭和世相史』（草思社、平成23年12月16日刊）等の御著作がある。

⁶ 原田弘「杉並の名墓（42）」『杉並郷土史会報』第120号（平成5年7月刊）参照。

1833～1895) による「國分君碑」⁷がある。原田氏のお話によれば、明治法制史研究の泰斗で上記警察史研究会にも関与され、中原氏や御自身とも親しい関係にあった慶応義塾大学名誉教授手塚豊博士(1911～1990)より、同墓所が杉並区内にある可能性を聞かれて、「同区内の古い寺、島津家と縁のある寺」という観点から探索し、遂に大円寺⁸であることを突き止められたとのことであり、寔に敬服にたえない。

ついては、出来ればこの機会に、坂元純瀨の墓所に関しても、何か手がかりでも得られればと思ひ、一、二調べた⁹ところ、最終的には、坂元の二弟俊一の御令孫である坂元正典氏(1914～1999)の御論考「明治維新と西南之役における薩摩藩士坂元兄弟の話」『靈山歴史館紀要』第4号(京都、平成3年4月1日刊、3～14頁)に行き着き、同稿で、元は鹿児島市の浄光明寺(南洲墓地)にあったが、戦後大阪に移されたことがわかった。ただし、諸般の事情で爾後のことについてはここでは割愛する。

この過程で、岩山清子(1923～?)・同和子(1934～)編『西郷さんを語る 義妹・岩山トクの回想』(至言社、初版平成9年6月30日刊、増補版平成11年5月20日刊)で、有名な岩山トク(1856～1952)が坂元の令妹に当たることを知ったが、岩山の回想は、平成17(2005)年6月22日(水)放映のNHKTV「その時歴史が動いた さらばサムライ(前) 西郷隆盛、徴兵制の決断」中でも紹介されたところである。

なお、國分友諒の墓所については、その後下記の著作が出た。御参照を乞いたい。

・河内貞芳氏(1977～)『侍たちの警視庁 大警視川路利良の時代』(自己出版、平成24年6月10日刊。同氏前著『侍たちの警視庁』〈自己出版、平成19年1月7日刊〉の改訂版。) ¹⁰21頁

中原英典氏が今を去る三十余年前に御遺稿で問われた坂元純瀨、國分友諒両氏の墓所は、上記のとおりであるが、坂元、國分両氏は、我が警察草創期の有力者であり、そのパーソナルヒストリー探求は、明治警察史研究上極めて意味あるものと考えられる。小稿がその一つのよすがともなれば幸いである。(平成29年5月31日稿)

[初出:『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

⁷ 「國分友諒顕彰碑について」『高橋雄豺博士・田村豊氏・中原英典氏等略年譜・著作目録並びに『警察協会雑誌』資料一斑等—明治警察史雑纂 第二輯—』(平成19年3月1日刊、CD版有。) 120頁以下参照。

〈<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kokubukenshohi.pdf>〉

⁸ 江戸時代島津家の菩提寺、明治41(1908)年に芝・伊皿子から移転してきた。

⁹ 坂元検討には、上記中原英典氏の両稿の他には、鹿児島市・湯葉崎末次郎氏(故人)の平成11年作成HP「墓標を縫って 南洲墓地にて」(御逝去後冊子版の自己出版ありとのこと。平成16年令息による加筆あり。)中の「西郷さんはどんな顔」が、貴重な手がかりとなる。

〈<http://www2.synapse.ne.jp/hanjirou/nan/hajimeni.htm>〉(平成19年8月7日閲覧。同24年8月28日再確認。平成26年7月23日現在では当該HPは既に閉鎖か。なお、下記参照。

〈http://blog.goo.ne.jp/yuki_bins35/e/0936adf4664803bb5bcd8ddfd73186〉

¹⁰ 〈<http://kawachisoutai.chu.jp/keishi1.html>〉

中原英典氏の処女論考その他

—「雲井龍雄と誤られた東北観」『月刊東北』所載及び未公表手稿二題—

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 吉原丈司

高橋雄豺博士（1889～1979）の後を承けて明治警察史研究の泰斗であった中原英典氏（1915～1979）の全体著作目録については、夙に『高橋雄豺博士・田村豊氏・中原英典氏等略年譜・著作目録並びに『警察協会雑誌』資料一斑等—明治警察史雑纂 第二輯—』（平成19年3月1日刊）中で初歩的検討を試みた。しかるに、その後国立国会図書館のデジタル化資料サービス〈<http://www.ndl.go.jp/>〉が開始されたことにより、同氏の著作についても上記目録未掲載のものがかなり判明したことから、詳しくはこれに基づき再作成する必要がある¹¹。

こうした中で、歴史関係の同氏の公刊された処女論考というべきものは、一般には「明治初年における警察制度の確立（1）～（4・完）」（鈴木三郎氏と共著）『警察学論集』第1、15、16、18輯（昭和23～25年刊。後に『警察学の諸問題』〈立花書房、昭和25年10月刊〉に抄録。）と思われていた。しかるに、先般さる識者より戦中同氏が山形県在勤中に『月刊東北』第2巻第2号（河北新報社刊、昭和20年2月号）に寄稿された「雲井龍雄と誤られた東北観」（16～17頁）の存在を指摘されたことから、宮城県図書館にお願いし写しを取り寄せたところ、果たしてそうであった。ちなみに同稿末尾には「—昭和19年12月3日—（筆者は山形県特高課長）」とある。同氏の爾後の歴史研究の魁ともいうべきものかと思料される。

中原氏はその後昭和20（1945）年5月に山形県警察部特高課長から静岡県警察部警務課長に転じられているが、同氏御遺稿類探索中の平成18（2006）年1月頃御令室静子様の御厚意で氏の下記手稿二題（未公表）の写しをいただき、パソコン入力したことがあった。

- ・「静岡空襲の前後〈昭和20年6月〉」（仲津原英介〈名義〉、昭和20〈1945〉年7月15日記）（静岡県警察部警務課長時の覚書、静岡県警察部 B4 版縦書罫線紙 23 枚。平成18〈2006〉年1月22日パソコン入力処置済。）
- ・「蘇聯参戦前後〈昭和20年8月〉」（仲津原英介〈名義〉、昭和20年8月17日記）（静岡県警察部警務課長時の覚書、静岡県警察部 B4 版縦書罫線紙 10 枚）（平成18年3月29日パソコン入力処置済。）

いずれも寔に貴重なものであり、当時何らかの形で活字化の機会を探るべきであったことを今更ながら遺憾に思う。なお、有名な同氏の旧蔵書の行方等については、ここでは敢えて触れない。

¹¹ 中原英典氏の著作について、現在では警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元〈2019〉年10月1日刊）145頁以下参照。

[初出: 『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊)]

(参考) 松尾尊允先生の中原英典氏回想記

高名な日本現代史研究者であった松尾尊允先生 (たかよし、1929~2014) は、御生前警察関係者の思い出として、中原英典氏 (内務省昭和 16 年入省) と阪田正仁氏 (内務省昭和 20 年入省) のお二方のことによく言及されておられたと仄聞する。同先生の中原氏回想記としては、『昨日の風景』(岩波書店、平成 16 年 4 月 28 日刊) に収められた「真理と親切」(初出: 『みすず』第 276 号 (昭和 58 年 8 月刊)) がある。また、阪田正仁氏は退官後は伊藤若冲で有名な京都市深草の石峯寺におられたが、松尾先生とのつながりは、同氏が昭和 20 年代初め頃同先生の御郷里鳥取県の警察部警務課長の任にあられた時と聞く。

松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄

警察政策学会警察史研究部会員 吉原丈司

1 はじめに

警察政策学会警察史研究部会を長年牽引されてこられた戸高公德氏には昨令和元 (2019) 年 12 月 13 日長逝された。享年 95。寔に痛惜の念に堪えない。謹んで御冥福をお祈りいたします。戸高氏はヘーン大尉の研究者として著名であられた¹²が、警察官倫理書の古典ともいえる『警官陶冶篇』(増訂三版、明治 25 (1892) 年 2 月 18 日刊) 及びその著者であった松井茂久 (1862~1890) 本人の研究をも進めておられ、平成 16 (2004) 年 7 月 9 日 (金) 開催の警察史研究部会平成 16 年度第 2 回部会で、その重要性を強く指摘された。これを受け、同氏の御指導を賜りつつ、同年 11 月 27 日 (土) 開催の同部会同年度第 3 回部会で簡単な報告をなした。今般、その時のレジュメがたまたま篋底より出できたので、二、三補正の上ここに収録しておくこととした。松井茂久及び『警官陶冶篇』研究のよすがともなれば幸甚である。戸高氏の当時の御懇篤な御高教に改めて深甚の謝意を表する次第である。

2 研究史

松井茂久『警官陶冶篇』(初版: 福岡県警察本部、明治 22 年 11 月 18 日刊、増訂再版: 福岡市・松井マン、明治 24 年 7 月 18 日刊、増訂三版: 福岡市・林磊落堂、明治

¹² 例えば、警察政策学会資料第 60 号『普魯西王国警察大尉ウイルヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書~付全国警部長会議における演説~』(警察政策学会警察史研究部会、平成 22 (2010) 年 6 月刊 (戸高公德氏執筆)) 参照。

25年2月18日刊)を取り上げたものとしては、例えば、戦前には、『福岡県 警察官殉職誌』(財警察協会福岡支部、大正15年5月28日刊)、横溝光暉(1897~1985)

「『警官陶冶編』を読む」『警察協会雑誌』第318号(昭和2年2月25日刊、同稿は増訂三版の紹介)等があった。戦後、横溝光暉氏は、大著『行政道の研究』(第一法規出版、昭和53年11月15日刊)中で、戦前の官吏の修養書として、『警官陶冶篇』と大森鍾一(1856~1927)『直興遺篋抄』(内務大臣官房文書課編纂、警察精神社、昭和10年11月21日刊)¹³の二書を高く評価されている(473、474頁)。

この他、『警察顕彰録』(財福岡県警友会、昭和28年6月25日刊。その後も同種の顕彰録が出ているがここでは省略。)17、18頁、『福岡県警察史 明治大正編』(福岡県警察本部、昭和53年3月31日刊)831頁等戦後の福岡県警察資料も、松井茂久及び『警官陶冶篇』に触れており、参考になる。

その後、『警官陶冶篇』(初版)については、『季刊現代警察』第36号(啓正社、昭和59年7月10日刊)、同第37号(昭和59年12月10日刊)に、同誌編集部訳「現代語訳 警官陶冶篇」が掲載された。なお、これは、後に、『季刊現代警察』別冊合本五『部下を育てる幹部のためのヒント集』(平成元年10月10日刊)にも再録されている。同時期、渡辺忠威(1926~1987)氏¹⁴の「『警官陶冶篇』を読む」『警察学論集』第38巻第5号(昭和60年5月10日刊)が出されているが、両者は、発表時期は近いものの、相互には関係はないようである。

これらにより、松井茂久本人及び『警官陶冶篇』についてはかなりのことが判明していたが、その後、平成9(1997)年になって、福岡県の梅崎禎一氏が古書市場で松井茂久の遺稿を掘り出し、その一部を、「埋もれた明治の志—福岡県警部松井茂久の生涯」『紫水』第18号(福岡市・紫水会、平成9年7月1日刊)として公けにされた

[〈https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/〉](https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/)。この松井遺稿は、画期的な発見といえるが、現在は福岡大学図書館に収蔵されており、同館の蔵書検索ネットで概要を知り得るものの、その検討はなお将来に待たれる [〈http://nlopac.lib.fukuoka-u.ac.jp/〉](http://nlopac.lib.fukuoka-u.ac.jp/)。

最近では、『警官陶冶篇』検討については、修養論研究会「松井茂久『警官陶冶篇』の再検討—明治中葉の警察官修養書—(第1回~第15回・完)」『ヴァリエント』(現在は『月刊警察』に改称。東京法令出版刊、平成18年1月号〈通巻第268号〉~平成19年3月号〈通巻第282号〉年)及び上記「現代語訳 警官陶冶篇」の再々録(『季刊現代警察』〈全3回〉、〈上〉:同誌第116号、平成19年4月20日刊、〈中〉:同誌第117号、平成19年7月20日刊、〈下〉:同誌第118号、平成19年10月20日刊。同号末尾に編集部「再録後記」が掲載され、『警官陶冶篇』関係文献の記載がある。)等がある。

これらに加え、なによりもまず原文の復刻が望まれていたが、去る平成18(2006)

¹³ 『直興遺篋抄』につき、警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元(2019)年10月1日刊)269頁以下参照

¹⁴ 渡辺忠威氏につき、前掲『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』205頁以下参照。

年3月7日に、『警官陶冶篇』増訂三版（福岡市・林磊落堂、明治25年2月18日刊）がネット上に紹介された（<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/matsui001.pdf>）。同じ頃、国立国会図書館電子図書館近代デジタルライブラリー（<http://kindai.ndl.go.jp/>）（⇒現在国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>））に、同図書館所蔵の同書初版（福岡県警察本部、明治22年11月18日刊）（<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/785229>）及び増訂再版（福岡市・松井マン、明治24年7月18日刊）（<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/785230>）のPDF版が掲載された。なお、上記同書増訂三版については、同図書館では未所蔵のためか、近代デジタルライブラリー（⇒現在国立国会図書館デジタルコレクション）には収録されていないようである。

これらにより、『警官陶冶篇』の主要な三つの版（現在知り得る最終版は福岡市・書林博文社、大正元年12月15日刊の第八版か。）は、今ではすべてネットで容易に閲覧、複写することができるようになったわけであり、本文自体の比較検討も望まれる。

いずれにせよ、松井茂久のパーソナルヒストリー及び『警官陶冶篇』については、まだまだ未解明のことが多いこともあり、今後の研究が期待される。

（追記）

- ・その後、上記梅崎禎一氏は、『福陵書房』第25号（福岡県筑紫野市、古書目録、奥付なし。冒頭に「平成20年新春吉日付」の同氏「御挨拶」文あり。）巻末所載の「古書余滴」欄に、「独学のすすめ―混沌と狂騒の世に捧げる―」を執筆されているが、その2～5頁中で、同氏がかつて入手された松井茂久の遺稿を基に、松井及び『警官陶冶篇』について再説されておられる。同氏前掲「埋もれた明治の志―福岡県警部松井茂久の生涯」『紫水』第18号（福岡市・紫水会、平成9年7月1日刊）参照。

（平成20年3月14日追記）

- ・平成25（2013）年末に警察政策学会警察史研究部会・公益財団法人警察協会編『警察協会雑誌目次集＝警察政策百年の論述＝』（警察政策学会資料・別刷、警察政策学会・公益財団法人警察協会、平成25年12月刊）が刊行された。なお、別に公益財団法人警察協会HP（<http://www.keisatukyokai.or.jp/>）にHP用「目次集」（<http://www.keisatukyokai.or.jp/index.php?id=145>）がアップされた。次いで、平成26（2014）年1月21日（火）より「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（図書館送信）が開始され、この結果『警察協会雑誌』のデジタル化資料（第1号～第520号）も最寄りの公共図書館等（国立国会図書館の承認を受けた図書館に限る。）（http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/）で利用できるようになった。これらを踏まえ検索した結果、明治30年代末に『警察協会雑誌』に下記の紹介文が掲載されていることが判明したので、記載しておく。

警察監獄学校卒業生 長野県警部細野権蔵「警官陶冶篇を読む」『警察協会雑誌』第74号（明治39（1906）年7月15日刊）30～33頁

（平成26年6月29日追記）

附 録

(警察史資料 4)

後藤松吉郎とは誰ぞ

—昭和5 (1930) 年5月30日「警察談話会」集合写真から—

後藤松吉郎 (1849~1939) は、一般には、明治 28 (1895) 年 3 月下旬で行われた日清講和談判の際に発生した李鴻章 (1823~1901) 狙撃事件 (同年 3 月 24 日発生) 時の山口県警部長であり、懲戒免官となるが、その後まもなく懲戒免除の恩典を受け、新たに領有なった台湾に文官第一陣として赴き、活躍した人物として知られている。

先般、偶々『警察協会雑誌』を繙きしところ、同第 359 輯 (昭和 5 年 7 月 1 日刊) 口絵に主賓後藤松吉郎を囲み当時の錚々たる人士が揃った「警察談話会」 (昭和 5 年 5 月 30 日夜、於学士会館) での集合写真、また、同第 475 輯 (昭和 14 年 12 月 1 日刊) 90 頁にその訃報「後藤松吉郎氏—警察界の最古老として本誌にもお馴染の翁は十一月二十七日芝高輪南町の自邸に於て九十一歳の高齢を以て永眠せられた。」が掲載されていた。いずれも極めて貴重であり、同氏研究の端緒となり得るものかと思われる。

ちなみに、当該「警察談話会」では、松井茂博士 (1866~1945) の挨拶があり、後藤松吉郎の「維新当時の警察状態見聞」なる談話がなされた、最後に「座談会」が持たれたが、これらにつき、後藤松吉郎談「維新当時の警察状態見聞 (1)」『警察協会雑誌』第 359 輯 (昭和 5 年 7 月 1 日刊) 84~91 頁 (最初に「後藤氏略歴」あり。)、同「維新当時の警察状態見聞 (2) [完]」同第 360 輯 (昭和 5 年 8 月 1 日刊) 85~91 頁各参照。うち、上記同第 359 輯口絵掲載の当日の集合写真のキャプションは、次のとおりである ([] 内は補註)。「警察談話会 [昭和 5 年] 五月三十日夜学士会館にて開催。前列向つて右より土屋内務書記官 [土屋正三、1893~1989、大正 6 年内務省入省]、石原社会局部長 [石原雅二郎、?~?、大正 3 年内務省入省]、金井警察講習所教頭 [金井佐久、?~?、明治 45 年内務省入省]、鈴木本会主事 [財警察協会、鈴木千次、1867~1941、内務省⇒財警察協会]、松井本会副会長 [財警察協会、松井茂、1866~1945、明治 26 年内務省入省]、主賓後藤松吉郎氏 (1849~1939)、高橋 [警視庁] 警務部長 [高橋雄豺、1889~1979、大正 4 年内務省入省]、渡警察講習所教授 [渡正監、1897~1953、大正 10 年内務省入省]、宇都宮内務事務官 [宇都宮孝平、1897~1988、大正 12 年内務省入省]、後列、桑原内務事務官 [桑原幹根、1895~1991、大正 11 年内務省入省]、佐藤本誌記者 [『警察協会雑誌』、佐藤進、?~1942]、田村警察講習所教授 [田村豊、1899~1933、大正 15 年内務省入省]。

(警察史資料 5)

手塚豊博士と警察史研究会

警察政策学会警察史研究部会前身の警察史研究会 (顧問: 手塚豊博士 <1911~1990>、設立者: 渡辺忠威氏 <1926~1986>) に関しては、跋 (299~305 頁) で言及するが、手塚豊博士との関係につき、ここで先に雑誌『致遠』に基づき、二、三触れておく。

昭和 60 (1985) 年

・9月27日: 第1回研究会開催 (手塚博士講演: 明治警察史の周辺あれこれ) 『致

遠』第 80 号（昭和 62 年 12 月 25 日刊）225、226 頁（第 1 回独自の記事はなし。）
昭和 61（1986）年

- ・ 10 月 4 日：第 2 回研究会開催（手塚博士講演：明治法制史あれこれ） 『致遠』第 80 号（昭和 62 年 12 月 25 日刊）225、226 頁（第 2 回独自の記事はなし。）

（渡辺忠威氏：昭和 61〈1986〉年 12 月 18 日逝去、享年 60）

昭和 62（1987）年

- ・ 10 月 24 日（土）：第 3 回研究会開催（手塚博士講演：「西南戦争前後の鹿児島県第四課長（警察）と鹿児島警視出張所長—鹿児島県警察本部編『警察風土記』への疑問—」）⇒手塚豊編著『近代日本史の新研究VI』（北樹出版、昭和 62 年 12 月 25 日刊）5~27 頁に収録。18 頁に丁野遠影のことも記述。） 『致遠』第 80 号（昭和 62 年 12 月 25 日刊）225、226 頁

昭和 63（1988）年

- ・ 10 月 15 日（土）：第 4 回研究会開催（手塚博士体調不全で欠席の由） 『致遠』第 82 号（平成元年 3 月 15 日刊）244 頁

平成元（1989）年

- ・ 11 月 2 日（土）：第 5 回研究会開催（手塚博士体調不全で欠席の由） 『致遠』第 84 号（平成 2 年 3 月 20 日刊）275~277 頁

平成 2（1990）年

（手塚豊博士：平成 2〈1990〉年 4 月 14 日逝去、享年 78）

- ・ 11 月 22 日（木）：第 6 回研究会開催（川路大警視御遺族御出席の由） 『致遠』第 86 号（平成 2 年 3 月 20 日刊）211、212 頁（以下省略）

なお、警察史研究会については、肥後精一（1915~2012）『大警視川路利良随想』（鹿児島・自己出版、平成 2 年 9 月 30 日刊）63~65 頁掲載の「26 警察史研究会発足す」も参考になる。肥後氏については本書 109 頁参照。

（警察史資料 6）

『無冤録述』紹介一斑

検視問題は、我が警察史上検討を要するすぐれて重要な課題の一つである。本分野については、江戸時代に、中国元代の有名な法医学書、検屍報告書である『無冤録』の国内向け摘訳書として『無冤録述』が刊行され、爾後、同書が大いに利用されて、明治中後期に至っている。

この『無冤録述』について、臼井良雄氏が加藤晶部会長追悼文で書かれている（本書 232 頁）ように、平成 22（2010）年夏当時警察史研究部会長であった加藤晶氏は御秘蔵の明治中葉に警察監獄学会が活字本として出版した『変死傷検視必携 無冤録述 完』（明治 24〈1891〉10 月 23 日刊）の複製を作成され、部会員等に頒たれた。これを承け、その後、部会で同書及び警察監獄学会等の検討が進んだが、ここではその一端を

紹介しておくこととする。当時の加藤氏の御示教に改めて感謝の意を表する次第である。

『無冤録』は、元代の王與（王与、1260～1346）が宋代の宋慈『洗冤録』及び趙逸齋『平冤録』を参考に編輯したもので、武宗の至大元（1308）年に刊行されている。明代（1384年）に朝鮮に渡り、『新註無冤録』（正統3〈1438〉年10月序文、正統5〈1440〉年1月初刊。）、『増修無冤録』（英祖24〈1748〉年刊）、『増修無冤録診解』（正祖16〈1792〉年刊）、『増修無冤録大全』（正祖20〈1796〉年刊）となって現われる。更に、日本に入り、このうち、『新註無冤録』が、江戸中期の元文元（1736）年に、泉州の河合甚兵衛尚久により一部が日本語に訳され、それが、明和5（1768）年に『無冤録述』二巻として刊行される。同書については、例えば京都大学貴重史料デジタルアーカイブ『無冤録述』2巻〈<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00005357>〉参照。なお、上記『増修無冤録大全』は、日本に影響するに至らなかったという。

これが、日本に於ける最初の法医学書ともいえるべきもので、明治40年代まで重用された。『無冤録』の編纂、伝来過程等については、例えば、富士川游（1865～1940）『日本医学史』（裳華房、明治37年10月23日刊）522頁以下（国立国会図書館デジタルコレクション〈<https://dl.ndl.go.jp/>〉316コマ以下）等参照。

（警察史資料7）

海外駐在內務事務官關係文献抄

- ・大霞会『内務省史』第2巻（財地方財務協会、昭和45年11月1日刊。原書房覆刻本：昭和55年7月30日刊）753、754頁に「海外駐在事務官」の記載あり。
- ・大霞会『内務省史』第4巻（財地方財務協会、昭和44年11月1日刊。原書房覆刻本：昭和55年9月30日刊。下記『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』等が本書に言及するも、ここには記載がないのかもしれない。要検討。）
- ・戦前期官僚制研究会編・秦郁彦（1932～）著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、昭和56年11月30日刊）（「主要官職の任免変遷」内務省・内務省海外駐在官〈354、355頁〉）
- ・長井純市（1956～）「海外駐在內務事務官について一戦前期警察行政の一側面」『年報・近代日本研究』12（山川出版社、平成2年11月5日刊）182～210頁
- ・秦郁彦（1932～）著『日本官僚制総合事典1868-2000』（東京大学出版会、平成13年11月1日刊）（「主要官職の任免変遷」内務省・内務省海外駐在官〈113、114頁〉）
- ・秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、平成14年5月20日刊）、同第2版（同、平成25年4月25日刊）

第2 加藤晶氏拾遺

読書偶感

警察大学校特別捜査幹部研修所長 加藤 晶

最近読んだ本の中に大野晋著「日本語について」（昭和五十四年五月角川書店発行）がある。この本は、三十年以上もの長期間、日本語の研究と教育に携わってきた著者が、その間に雑誌・新聞に載せた短い文章や講演の記録を、二十数編集めたもので、内容は日本語に関する語学、文法、語源、系統、方言、辞典、文学等、多面にわたっているが、どの一編をみても、豊富な具体的事例と、平易な文章で議論を展開しているので、読み易く、かつ、大変面白い本である。

さて、その中でも殊に私の興味をひいたのは、「語学と文学の間——本居宣長の場合——」という巻頭の一文である。これを極く短く要約し、筋道だけ以下に記す。

……本居宣長は、徳川時代以降、最も巾の広い、奥行きが深い大学者で、日本の語学と文学に沢山の仕事をしている。その一つに「源氏物語」を精密正確に読み、中世以降の日本人で初めて「源氏物語」は、もののあはれを書いたものであることを明かにした業績があげられる。では、宣長のこの卓見は、どのようにして形成されたのか。著者は、これを探って次のように述べる。

宣長が「古事記伝」と「古事記」の注釈を書き始めたのは、通説のとおり、宝暦十三年五月二十五日、松阪の宿屋で賀茂真淵に会い、その古学思想に感激したのが機縁である。しかし、「源氏物語」は、もののあはれを説いたものと明記する宣長の著「紫文要領」は、その跋文あとがきの日付は、真淵と際会した直後の同年六月七日であるが「右、紫文要領二巻は、年頃まろ、丸が…比の物語を繰り返し心をひそめて読みつつ考へ出だせる所にして、全く師伝の趣にあらず、又諸抄（諸書積書）の説と雲泥の相違なり。」と激越な調子で書いており、むしろ自分の考えが真淵に理解されないといういらだちさえ読みとれること、また、これに先立つ宝暦八年に書かれた真淵の「源氏物語新釈」は、宣長の「源氏物語」理解と全く異質のものであること、及び、和歌の本質が、ものはかなく、めめしい、人間の情を歌うところにあるとする宣長の歌論集「排蘆小船あしわけおぶね」は、「紫文要領」の先駆的なものであるが、真淵との際会前の宝暦六年に脱稿していること、更に儒教・佛教から来る考えではないこと等から、著者は「これはどうも書物を読んで得た知識ではない。とすれば宣長みずからこの思想に到達するような何かを持ったのではないか」という疑問を持ち、これを解くため、宣長の著作、日記等の諸記録を

丹念に調べて、次の推定に達する。……宣長は先に（宝暦三年）、京都に上り堀景山に医学を学んだが、その時の同門の親友に津の草深玄周がおり、その妹に「タミ」という娘があった。宣長は宝暦六年、父の法事のため、一時京都から松阪に帰るが、その往復ともに、津の玄周の家に立寄り歓談している。この時、二十六歳の宣長は十六歳のタミを見初め、「自分ひとりですべての像を結晶させていたのではないか」。ところが宝暦七年十月、宣長が松阪に帰って来た時には、タミは同年春、津の藤枝九重郎に嫁いでいた。「しかし、男は、その娘をたやすく心から消すことはできなかった。妄想が何年もの間、宣長を苦しめることはなかったか」という訳で、宣長はその後三年間、結婚しないでいたが、宝暦十年四月八日、別の女性・田村フミと結納をした。その直後の四月二十六日、タミの夫・九重郎が病死した。宣長は、これを「伝え聞いても、不運をかみしめながらどうすることもできず、事態は……進行し」て、同年九月十四日、フミと結婚した。が、気に染まぬ結婚は同年十二月十八日、フミの離縁となった。そして翌宝暦十一年七月、宣長は、実家に帰っていた草深タミに結婚を申し入れ、宝暦十二年一月に結婚し、じ後、死ぬまで仲むつまじく暮した。

このような曲折の中で、宣長の主情主義的な歌論集「排蘆小船」（宝暦六年）、ものものあはれ論たる「紫文要領」（宝暦十三年）が、ものさされている。

そこで著者は、この「経過を通じて宣長は、恋を失うことがいかに悲しく……わびしいかを知り」「また、人妻となった女を思い切れない……男のさまを」「その上、夢にまで描いた女に現実に接するよろこび……、また、（男は）恋のためには相手以外の女の生涯は壊しも（する）ものだということを自分自身によって知り、「この経験が宣長に『源氏物語』を読みとる目を与えた。『源氏物語』は淫乱の書でもない。不倫を教え、あるいはそれを訓戒する書でもない。むしろ人生最大の出来事である恋の実相をあまねく書き分け、その悲しみ、苦しみ、あはれさを描いたもの……である。そう読むべきだと宣長は主張したかったに相違ない」と結論する。……

さて、私が、これを読んで興味を覚えた第一点は、著者の疑問点の発見、問題提起の面白さである。これは学問とは……「歴大な事実（の重圧に耐えて、それ）を貫徹する一つの筋道を見出してゆく作業で」、「細かい事実を洩さない」^{こうそくかき}注意力と「雑然たる事実^{ざつぜんたるじじつ}に蔽われている論理を見抜く透明な精神の活動」を続ける努力によって成立つが、それは、人間が、青年期に自分に課した課題をしとげようとし、「あるいは青年期に自分の中に傷として受けたことを癒やそうとし、……浄化しようとして、さまざまな形を与えて世の中に現わして行く制作物である」から「努力の形づけの基礎になる傷やら基本的な願いやら……が、何であったかを理解しないと学問が人間と結びついて来ない」という著者の考えの照射によって発見された具体的課題であり、いかにもその論に則した、また、国語学者らしい、鋭い着眼、面白い問題^{もんたい}の発見だし、事件捜査の際

錯綜する事実の中から不審点を見出し、容疑者を割出してゆく老練な捜査員の姿に通ずるものを感じた。

第二点は、このテーマの立証の仕方である。まず、宣長の著作、日記等の諸資料を細かに読み、その片言隻句を手掛りに全体の筋道を立ててゆく。例えば宣長の日記の記載が医学の師・堀景山に会った時には「謁す」で、真淵に会った時には「対面す」とあることから、宣長の「源氏物語」についての意見が真淵に容れられなかったと推理し、「紫文要領」の跋文の激しさ、真淵の「源氏物語新釈」との相違に照し合わせて、その推理を確かなものとし、また、村田フミとの婚礼についての日記の記載と草深タミとの再婚についてのそれとに、微妙な違いがあることを読みとり、広く前後の事跡を精査して、ついに宣長の秘めたる恋を発見し、その切実な体験が「紫文要領」の根源的思想になったことを固めてゆくやり方等には言語の専門家らしい周到さが見られる。また、重要ポイントの一つであるタミの前夫・藤枝九重郎の死亡の日を確かめるのに、本居家関係の書類、記録はもとより、津のお寺の過去帳をすべて調べて、ついにそれを発見し、全体の推理を確実にしたこと等、徹底した調査を行なっているのに感心した。そして、これは事実を究明するのに、直接証拠を探し尽し、それらから合理的推測を立て、更に、広く間接証拠を求めて、二重、三重に固めて、全体を矛盾なく合理的に積上げて行くという点で、捜査と非常に良く似ていると感じた。

第三点は、学者が、小なりと雖も一つの意見を主張するには、少なくともこの程度の労作は、伴うもので、捜査にも通ずる努力の重要性を知ったことである。

今日、諸事艱難かんなんの増す中、捜査の適正、かつ、綿密な遂行が急務とされている。その時に、この一文から、どの仕事にも厳しさがあり、それを超克する理念を持ち、努力をしなければ、何の成果も得られないことを再認識し、顧みて捜査の重大責務を果たすために、お互いが英知と努力を傾けなければならないと痛感した。これが私の読書感想の真底である。

[初出: 『警察公論』第38巻第8号(立花書房、昭和58年8月5日刊)14~17頁
(原文は縦書)]

警察協会雑誌目次集の発行について

警察政策学会警察史研究部会長 加藤 晶

我が国は、明治維新によって、政治、経済、行政その他各般に亘って大きく変革し、近代的中央集権国家となった。そして内政の中枢である警察も先進西欧諸国の制度、理念、方策等が急速に取り入れられ、逐年関係諸法令及び制度の整備が行われ、また警察職員の数的充足及び質的向上が進められてきた。

しかしながら、明治期における警察運営の実態は、近代化の目的、理念から外れ、国家の要望にそぐわない点も少なくなかった。

こうした状態を改善するための方策として「警察職員の学術、武芸を奨励し、徳義を涵養し、以って警察の進歩を期する」目的で、警保局の主導により、全国警察職員を会員とする任意団体として、明治三十三年四月設立された警察協会によって警察協会雑誌（以下「警協誌」という）が発行された。

この警協誌は明治三十三年六月に第一号が発行され、以来回を重ねてきたが、第二次大戦期の昭和十九年一月から、戦後米軍占領下の昭和二十一年三月まで休刊し、同年四月に数号の合併号（第五二二号）として復刊したが、なお米軍の占領が続いていた昭和二十三年六月の第五二九号（新警察法施行記念号）を以って終わっている。

警協誌の執筆者を見ると、創刊号以来、当時の内務大臣はじめ政府首脳、警保局長、課長及び警察実務の教導に当たった内務事務官が大多数を占め、また警視庁や府県警察の幹部も名を連ね、さらに著名な法学者や弁護士等の論考も見受けられ同誌の影響力の大きさを感じるわけである。こうした状況を見ると本誌は、単に警察協会の機関誌であるに止まらず、まさに官民一体となった、警察全体の指針を提示する機関誌としての役割を果たしてきたと言っても過言ではない。そしてこの関係は警協誌の終刊に至るまで一貫して変わらなかった。勿論、明治・大正・昭和の三代に亘る年月の中で、戦争の勃発・終息或いは大震災の発生等幾多の難局に遭い、世情、国情の変転等著しい中で、警察組織も影響を受け、警察業務の重点指向や方策の決定、実行にも幾度か変遷が見られた。こうした警察の沿革について物語るのが警協誌であり、警察に関心を持たれる学者・研究者諸氏の注目するところである。

しかるに、こうした状況について、近年警察部内における認識が必ずしも充分とは言えないように思われる。これを遺憾とされた武藤誠氏（警察大学校長を退官された後昭和五十四年から六年余、警察協会常務理事として同協会の運営に当たられ、また、つとに我が国近代警察の研究に取り組み「炎のプランナー川路大警視」ほか警察史関係の著書論文多数発表）が、昭和六十年、警察の現職者、OB、教育経験者による私的研究団体「警察史研究会」を設けられ、その会長として会員に誇り貴重な文献資料である警察協会雑誌の総目録（目次集）の編纂の計画を樹てられた。

そこで平成三年に入り、会員による原本の所在確認や目次のコピー取り等に着手したが、態勢の不備や計画の不透明等の諸事情によりこの作業は停滞頓挫した。平成十

年六月警察政策学会が設立され、部門別の研究部会が並置されたことから、当研究会もその傘下に入り「警察史研究部会」として改組発足することとなり、目次集の編纂作業も研究部会の課題として引き継がれた。

その後警察協会専務理事の廣瀬権氏が平成二十二年七月当研究部会に参加されたのを機会に目次集の編纂発行について再討議された。即ち、警察政策学会の各研究部会は、警察政策関連の諸問題について、夫々課題を樹て研究しその成果を政策として提言することを目的としており、当研究部会もその一端を担うものであるので、警察協会と共同で本目次集の編纂作業を進めることとした。

警察協会については既述したように、明治以来警察職員の教養を高め、徳義を涵養することに多大の寄与をしてきたが、なかでも特筆すべきは、明治三十七年三月警察幹部教養機関である「警察監獄学校」が国の財政事情により廃止されたのち、各界の要望により、明治四十二年二月任意団体である警察協会が独自で諸費用を負担し、「警察官練習所」を開設し、大正七年四月、国の教養機関として「警察講習所」が開設されるまで九年余に亘り運営（卒業生一八期、一、六六四人）し警察幹部の教養訓練の重責を果たした業績は極めて大きい。このような精神は、今日に至るも警察協会の運営に引き継がれており、警察史研究の温故知新の観点からも警察協会雑誌の目次集の編纂の意義は極めて大きいと思うのである。

この目次集の発行は、書誌学上では、誠に些細な業績であるが、警察職員、警察 OB 各位をはじめ、警察史研究を志す人たちの警察協会雑誌への簡便な手引きとして活用されれば幸いである。

本目次集発行に当たっては、資料収集及び編纂業務の細部については警察協会事務局に負う処が大きく、また警察政策学会の諸賢のご理解ご協力により「警察政策学会資料別刷」として実現を見たものであり、関係各位に対し深く感謝を申し上げる次第である。

病氣療養中であつた武藤誠氏におかれては、本目次集の発行に何かとご指導をいただいたが惜しくも十一月七日に逝去された。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

平成二十五年十二月

[初出：『警察協会雑誌目次集=警察政策百年の論述=』（警察政策学会資料・別刷、警察政策学会・公益財団法人 警察協会、平成 25 年 12 月刊）（原文は縦書）]

序 文

警察政策学会警察史研究部会長 加藤 晶

この度、警察史研究者としての武藤誠先生の略年譜・著作目録を作成発行することとなった。

武藤先生は、早くから警察史の研究に着手され永年数多くの著作・論文を発表されて来て、警察政策学会傘下の警察史研究部会（以下「部会」）にも数年間主導的なかわりを持って居られた。

なお、部会の前身たる私的団体・警察史研究会（以下「研究会」）を長く主導されていたこともあるので、これらの点について若干述べる。

さて、昭和 43（1968）年が丁度明治百年に当たることから、我が国が明治維新という一大変革によって、近代的中央集権国家となった以後、百年の歴史を顧みて更なる整備充実を期そうということで、学术界や産業界をはじめ広く多種多様の分野で、明治百年を論議する風潮が盛行し、大部の「明治百年史叢書」や、その類著も数多く発刊された。

警察においても、警察庁の警察史整備の方針の指示により各警察本部（既に明治以降の警察史を編纂しつつあった警視庁等を含む）で、それぞれの警察史を編纂作成することとなった。

その当時、警察庁長官官房勤務であった、渡辺忠威先生（昭和 28（1953）年警察庁採用）が各警察本部の警察史編集担当者と連絡し、各般の資料の収集・融通を図り、慶応義塾大学教授手塚 豊先生の指導の下に各々の警察史の完成に向け努力されるとともに、警察庁において数名の職員を統轄する事務局長の立場で『戦後警察史』の編纂に着手し、全国警察の協力を併せ得てこれを完成し昭和 52（1977）年 3 月発行された。

渡辺先生は、昭和 52（1977）年 4 月に、警察大学校教授兼資料主幹（図書館長）に転じられ、当時警察大学校長であった武藤先生の薫陶を受け、土屋正三先生、坂間裕先生を顧問に迎え、『警察大学校史一幹部教育百年の歩み一』を編纂した。これは昭和 60（1985）年 3 月に刊行された。

渡辺先生はこうした経緯を踏まえ、各県の同好・同学の知友を結集し、武藤先生及び坂間先生を中心に私どもも参加して手塚教授の指導の下、警察大学校を拠点とする「警察史研究会」を立ち上げ研究活動を続けられた。

なお、渡辺先生には、『警察史点描』、『体験からの発想—管理論への試み』及び『警察教育の先覚者たち』等の著書や『警察学論集』等に発表された論文多数がある。

渡辺先生が昭和 61（1986）年に逝去された後、坂間先生を会長にいただき、更に坂間先生が高齢のため退かれた後は、武藤先生が会長として名実ともに研究会を主宰された。その間、会員の論稿を収録した『手眼』と題する小冊子を発行し、警察庁や都道府県警察に配布する等の業績を残された。

その後、研究会が平成 13（2001）年 7 月に警察政策学会の部会に変わっても引き続

きこれに参加し、事実上の部会長としてその運営に当たられた。

東京での部会開催に当っては、静岡県伊東市川奈の自宅から老齢の病身を励ましながら、数時間列車を乗り継いで上京して出席し、部会員を指導された。勿論、その間にも数多くの論稿・論策を発表し続けたのであった。

この様にして長年の研鑽によって多種多様にして厩大な量にのぼる武藤先生の警察史の全貌を明らかにすることは、力不足の私には極めて難しいことであるが、武藤先生の警咳に接した者の一人として若干の所感を述べる。

1 武藤先生の著作や発表論文は、いずれも平易暢達の文章で、読みやすく理解しやすいものである。これは先生が最小限警察史で取り上げた事柄を、何よりも現職の警察職員に知って貰い、しかる後に広く世人に知っていただきたいとの思念によるものと思われる。

2 歴史として取り上げた警察事象については徹底的に史料を収集検討し、その真相を明らかにする事を期しておられた。そのため、警察事象についての法令の検索はもとより、その社会的背景、思想を探って論述している。我が国の法制史学分野にあっては、法科風研究方法による流れと文科風研究方法による流れがあるとされているが、武藤先生は、警察事象の社会的背景（文化的環境）とその変遷を重視しておられる所から、いわゆる文科的研究方法によられたものと認められる。

3 この様に、警察事象の真相を歴史的に明らかにし、読みやすい文章を以てした論文は、何よりも現職の警察職員に読んで貰いたいということからその殆どが警察関係雑誌等に発表された。

更には、広くジャーナリストや一般世人が読んでくれることを念として、適宜他の雑誌や地方紙、地方史研究団体の会誌等にも発表したと伺ったことがあり、それが事蹟に現れている。

4 ジャーナリストや一般世人に読んで貰いたいというのは、それらの人たちの警察に対する誤解や的外れな批判を正して正確な認識に導きたいとの思いからであったという。このことが武藤先生の論策の中に明白に表れているものが少なくない。（特にジャーナリズム一般に対して強く望んでおられた。）

5 警察に対する非難、批判でも、理のあるものについては受け入れ、警察職員としての伝統的職業倫理を更に強化し、深化しようとする論策も多い。なお、その延長として警察組織に対する施策に論及したものも少なくない。

6 私が前記 1~5 に摘示した先生の叙述は、長らく警察界の指導者の立場にあった武藤先生の“日本の警察の歴史を探り長を取り短を捨てて、世界に誇れる立派なものにしたい”との強い思念に基くものと認められ、後輩の私たちはその志操に心打たれるものがある。

また、武藤先生が平易で理解しやすい物語風の警察史をものし、敢えて堅苦しい学術論文の形式を取らなかったことについては、他者から批判が為されたこともあったというが、先生は全く意に介せず前記のと通りの信念を貫かれて、警察職員及び警察組織の役に立つ長大な警察史を作り上げられたのであって、後輩の私たちに深い感銘を与えるのである。

なお、この武藤先生略年譜・著作目録は部会員の吉原丈司氏が殆ど独力で、資料の収集、整理、編纂の総てにわたって非常な努力を重ね、戸高公德氏、廣瀬権氏、佐藤裕夫氏らの部会員が適宜に協力して成立し、それを武藤先生令夫人の閲を経て発行に至ったものである。私は、それらの人達のご労苦に深謝すると共に、現職の警察職員を始め、警察史に関心ある人たちが、これを手引きとして、武藤先生の著作、論文に至り、それらを味読していただけたら幸甚であることを附記し、以て序文と致す次第である。

平成 26 (2014) 年 11 月 7 日

[初出: 警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』(警察政策学会、平成 26 年 11 月 7 日刊)。武藤誠先生著作目録については、その後警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄 一川路大警視検討を中心に一』(警察政策学会、令和元(2019)年 10 月 1 日刊)にも一部収録した。]

巻頭言

警察政策学会警察史研究部会長 加藤 晶

この論稿は、警察政策学会の警察史研究部会において鈴木康夫氏が原案を作成し部内での討議補訂を経て成稿としたものである。

本論稿は、幕末一明治期という内外共に激しく変化流動する中で、欧米列強と比肩すべき近代的中央集権国家の建設に邁進した明治政府が、さきの徳川幕府が安政五年に米、蘭、露、英、仏の五ヶ国と順次締結した「修好通商条約」(一般には「安政の五ヶ国条約」と称される。)の改正という重大問題に突き進んだ事について、我が国権(主権)の具体的発動である警察権を切口として、その消長(一部喪失から回復まで)に重点を絞り、横浜居留地警察を中心に据えて、具体的、かつ、精密に論述したものである。

以下、こうしたいくつかの点について述べる。

第 1 大きなテーマに相応しく資料の収集が、広範かつ精密に行われていること。

前記のとおり、本論稿のテーマが即、条約改正の核心に当たるので、広く公正綿密な論議をするには、まず、資料の収集自体が広範にわたり遺漏のないものである事が前提となる。鈴木氏等はこの点に十分配意して、特定のイデオロギーに陥ることを避けて、史実に沿って公平中正な論述に努めている。

第 2 収集した資料の取扱いが、適正妥当であること。

前記第 1 と通底するのであるが、資料の取扱い（価値判断）は、論述者の歴史観によって（同一の事実について）様々に相違する論述となる。この事はある程度止むを得ないのかもしれないが、本論稿は公平中正な論述を維持していること。

第 3 不平等条約の改正は、国際的には後発で弱小であった日本が、帝国主義思潮の中で先進強大を誇る欧米諸国と対峙したもので、日本にとっては困難を極めたことであったが、本論稿は、その間の様相を忠実正確に論述していること。

- 1 当時、英・仏をはじめとする各国公使は、日本の法制の不備～そのために起きた外国人殺傷事件・居宅破壊等～を指摘し、法制上も事実上も外国人（自国民）保護の完全を求め、執拗かつ傲岸な態度で交渉に臨んだ。これに対して日本の外交担当者（寺島宗則・陸奥宗光・井上馨）等は、あくまで治外法権の撤廃を基本として、内については法制の整備を急ぎ、外に対しては、条約改正は相互和親の精神によるものである事を主張し、また、「万国公法」等によって得た新知識、法理等を活用して、合意を得るよう懸命の努力を尽くした。
- 2 英国公使の外交交渉は、強大な国力（兵力を含む）を背景とするもので、評価し難いものであるが、その反面、未熟な日本の外交を教導する点もあったと評価する資料を採り、記述して公平を期している。（具体的には、英国公使パークスの言動についての評論的史料を、採り上げていることが格好の例である。）

第 4 本論稿は、多数の論点を取り上げて論述したものであるが、なお、未解明の事項が残ったので、その補充を期しているものであること。

冒頭に既述したとおり、本稿は鈴木氏の原案に部員による若干の補訂を加えたものであるが、論点多数を包摂しての長文となり、いくつかの未解明の事項が残った。これら未解明（異説を含む。）の事項については、更なる考究を期している。読者諸賢の御叱正を願う所以である。

最後に、本論稿作成のため 5 年余にわたって研究研鑽を重ねた鈴木氏等の努力に敬意を表し、また、本論稿を警察政策学会資料として刊行することにご理解、ご支援を賜った政策学会の諸氏に感謝の意を表して序文とする次第である。

平成 28 年 3 月 警察史研究部会

[初出：『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—』（警察政策学会資料第 86 号、警察政策学会、平成 28 年 3 月刊、鈴木康夫氏執筆）]

最近の川路大警視研究について

—鈴木康夫氏の御高論に接して—（遺稿）

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

最近、神奈川県警 OB 会である警親会の機関誌『警親』本年〔平成 31 年〕1 月号 31 頁に次の文章が掲載されているのを見た。

「明治維新と近代警察制度」論文について

「明治維新百五十年」の政府記念事業に警察庁枠で参加した鈴木康夫編集委員の見出しの論文が、民間施策のトップ評価を受け、十月二十三日憲政記念館での政府記念行事に警察政策学会会長が代表招待されました。

維新の地、京都の捕亡制度に始まり、陸奥宗光による近代警察神奈川県「邏卒」の創設、そしてこれに準拠して西郷隆盛が設置した東京府邏卒、さらに内務省と警視庁を設置し、警察制度を確立した大久保利通ら維新の英雄による国家基本組織設置の史実を学会機関誌「警察政策」に掲載したものです。近代警察は、大警視川路利良が設置した通説は史実ではないとしたものです。

この論文は、インターネットの「鈴木康夫明治維新」→検索で読めます。

前作の「横浜居留地における近代警察の創設」も、「警察政策学会」検索→活動紹介→出版活動→警察政策学会資料→第 86 号で閲覧できます。 （2019/No.1 号 <マ>）

標記論文（鈴木康夫氏「明治維新と近代警察制度」『警察政策』第 20 巻（2018）所収）が政府記念事業に警察庁枠で参入りて、民間施策のトップと評価され、昨年 10 月 23 日憲政記念館での政府記念行事に警察政策学会会長が代表招待されたとのこと、まことに荣誉で有り難く、かつ喜ばしいことである。

ただし、この記事には若干の誤りがあると思う。神奈川県警の OB であり、かつ『警親』の編集委員でもある鈴木康夫氏が著述した論文が、直ちに警察庁枠内のものとして認められたものでは有るまい。第一に鈴木論文が、神奈川県警内で発表されたものではない。鈴木氏が警察政策学会会員（警察史研究部会員）として、論述発表したものであるが故に、いわば警察庁枠に取り入れられたのであろうと思う。そうでなければ、警察政策学会会長が、代表招致された理由^{わけ}が分からない。

私も鈴木氏も、ともに警察政策学会会員で、かつ、「警察史研究部会員」であり、私は、鈴木氏が、その場に於いて発表した論文を読み、「史実を踏まえ、中正・緻密な論理を積みあげて、長大精緻な論文に仕上げる営為と労苦」については、かねてから絶大な敬意を抱き、当該論文を高く評価するものである。そこで鈴木論文を広く世に出すことが必要と思って、まず『警察政策学会資料』として広範囲に配布すべきだと思っていたが、今回それを跳び越えて、民間施策のトップの評価を受けたことは、まことに有難く至上の喜びである。遅まきながら、改めて祝意を表する次第である。

私は鈴木氏の初期の論文である『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約』（警察政策学会資料第 86 号、平成 28 年 3 月刊）を読み、優れた論文として評価・解説したこと（同書「巻頭言」参照。[本書 192～193 頁に再録。]）があるが、大警視川路利良が我が国の近代的警察制度の創設者であることを否定する趣旨のものではなかった。その後の鈴木論文が、川路大警視は、近代的警察の創設者ではない様に論述したのかどうか知りたいが、今病気に苦しんでいる私には、その気力・体力がない。そこで、手持ちの川路利良の自伝、他伝をはじめ、各種の関係文献を改めて概括検討した意見を簡記する。

明治政府は、薩・長・土・肥の藩閥政権であるが、陸奥宗光（紀州出身）にしろ、西郷隆盛や大久保利通（共に薩摩出身）、木戸孝允（長州出身）らしろ、政治家である。他方、川路利良は、薩摩出身の誠実・英敏な官僚（行政官）である。この立場の相違が理解できれば、川路大警視が、我が国の近代警察（制度的にも精神的にも）の創設者であることを否定することは出来ない。従来を通説とは、幾度かの広範・深淵な論議を経て形成されたものであり、今回も深い論議を為して、通説に反対するとしても、通説をくつがえすものではないと思われる。永い年月の国民意識を基底として形成された通説は、たやすく崩れるものではないと思う。

結論として大警視川路利良が我が国における近代的警察（制度的にも精神的にも）の創設者であることは間違いない歴史的事実であると思念する次第である。

今回は以上で論議をとどめるが、他日、鈴木氏と論議することがあれば、まことに幸いであると思っている。（平成 31〈2019〉年 1 月 24 日稿）

[初出：『大警視だより』続刊第 8 号（加藤晶会長追悼号 I、通巻第 37 号、平成 31〈2019〉年 7 月 1 日刊）]

〔連載：川路利良大警視の伝統に生きる警視庁〕

(前記)

加藤晶氏は警視庁職員を経て昭和 31 (1956) 年 4 月警察庁入庁、同 60 (1985) 年 8 月神奈川県警察本部長で退職された。『大警視だより』続刊に、「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁」と題して下記の諸稿を連載されたが、以下にそれぞれを再録しておくこととする。

- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (上)」『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日発行) 14 頁 (本書 196 頁以下に再録。)
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (下)」『大警視だより』続刊第 6 号 (通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日発行) 14 頁 (本書 198 頁以下に再録。)
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (上・下) 補足」『大警視だより』続刊第 6 号 (通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日発行) 17 頁 (本書 201 頁以下に再録。)
- ・「川路大警視の伝統に生きる警視庁 (追補)」『大警視だより』続刊第 7 号 (通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日発行) 9 頁 (本書 203 頁以下に再録。)

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (上)

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

私は昭和 26 (1951) 年 3 月に、郷里の新発田高校 (新制) を卒業し、同年 8 月に警視庁に入った。警察官ではなく、庁内では一般職員と呼ばれる事務職員である。私は高校卒業直後に上京し、すぐ上の兄が借りていたバラックに同居し、昼は恵比寿のビール工場でアルバイトをし、夜は駿河台にある C 大学 [中央大学] 法学部の夜間部に通っていた。海軍の特攻隊生き残りの兄は建設省の職員として働いており、警視庁職員の募集があるから受けて見よというので、定職に就く事を念じていた私は、早速に受験した。幸いにも合格し警視庁雇員として採用され、人事課 (或いはまだ警務課か?) 人事一係に配属された。係と言っても課という方がふさわしい規模、人員配置であった。二階の人事課長室の隣の 100 平方メートル程の広さの部屋である。係長の S 氏は予備隊長 (現在の機動隊長) を経て来た古参の警視であった。その下に、警察職員の採用、昇任試験、賞表 (総監賞の作成)、文書の接受、発送等の庶務担当の主任警部、全庁的組織についての企画、各種人事統計等担当の主任警部、警察職員の監察、陟罰、指導、身分カード所管の主任警部の三人が窓を背にして座を占めて係 (課) 員を掌握していた。その警部の下に、警部補二人、巡查部長又は巡查で二人、一般職員一人と云うのが基本構成であった (時に増減はある。)。かくて、係員総数三十余人であるが、さすが人事係 (課) だけに優秀な人を揃えており、事務も広範で、係 (課) 員は、警視庁全体の

規律の元締であり、他の所属の模範でなければならぬという張りつめた空気で働いていた。反面、大変威張った面も見られた。所轄署から文書を進達する特使（その頃には逋送制度はなかった。）として巡査が入室する時には、部屋の入口で一旦立ち止り、「××署の特使〇〇巡査、△△警部殿の所に参りました。」と申告した後、担当警部の所に行くのが普通であった。時には「声が小さい。やり直し！」と室内の警部補あたりから声がかかり、〇〇巡査は大声で今一度同様の申告をするという事もあった。

私が配置されたのは、賞彰（総監賞の作成、交付）試験（採用・昇任試験）担当の主任警部の下で、私のすぐ上には巡査部長が居り、更にその上に警部補が居った。私の下には給仕が一人という状態で、私と給仕の二人で係（課）内の雑務をこなす事となり、朝、警察官の出勤前に部屋の掃除（床の掃き掃除及び机と電話機の拭掃除）をするのが、私の重要な仕事であった。その為に私は定刻より一時間早く出勤した。給仕は夜間高校に通って居たので、朝の出勤は定時で良かった。

私は、二年後主事に昇任したが、この時後述の組織改正があった。ずーと一般職員で同じ係（課）に居据っていたので、警察官の思考行動などをやや冷静に観察出来た。警視総監賞の申達には、警察官の捜査の苦労と功績が細々と書かれている。それを巡査部長と警部補が審議査定して賞詞、賞誉などと決め、主任警部の承認を得て私の所へ下げ渡す。それによって私（時には応援の雇員とともに）総監賞（賞誉）を書くのである。書くといっても賞誉の場合は所定の文書の空欄に功労者の氏名、検挙罪名などを書き足すだけである。上級の賞詞や団体賞は、達筆の主事と巡査が墨痕鮮やかに仕上げる。いずれにしても、それが仕上がって、三十枚程たまと、私が総務課に行き、保管担当の警部の許しを得て、その面前で既に書かれている警視総監の氏名の下に総監印を押捺するのである。印は五、六センチ四方の角の象牙製で、既にその四角がすり減って居り、気をつけないと上手に押捺できなかつた。その印がやゝ黄ばんでおるのが、警視庁の歴史を物語る様に感じられた。

このようにして、私は総監賞上申書を読み、第一線の警察官の捜査の実態を知り得た。帝銀事件の犯人を検挙した捜査一課居木井為五郎警部班の苦闘の様は今なお記憶に残っている。

また^{すり}掬摸係の年輩警察官が百回を超えて総監賞を受けているのに、永年の労苦、勤勉を知り、驚嘆したこともあった。これらの事は後日私の警察官生活に大いに役立ったと思う。

ところで、係（課）内の若い巡査の大半は夜間大学に通って居り、警察務執行について大議論をすることが屢々あった。上司もこれを承認していた。例えば、三鷹事件や帝銀事件や昭和 26 年の皇居前公園での“血のメーデー事件”については、侃々諤々の議論となり、警察は強くなければならず、強硬に取締まるべきだとの結論に落ち着き、聞いている私も同感した。

また、或る時は、S 係長や主任警部、警部補なども加わって闇米の一斉取締について議論した事があった。なにしろ、闇米を拒否した裁判官が餓死した悲痛な事案があり、また家庭菜園で収穫ごろのカボチャやさつま芋が盗まれた事が新聞で大きく報道され

る世情であったので、食管法違反の闇米の取締りは、警察当面の重要任務であった。だからこそS係長を始め、幹部警察官も出て来て適正な職務執行について議論したのである。

この時、某警部は上野駅での一斉取締りの際、七、八人のブローカーと十数人の婦女子を捕捉したが、血気盛んなブローカー数人が、「俺れたちを署に引置するというのに、婦人連中をこの場で釈放するとは何だ。法の前の平等に反し、納得できない。」と語気荒く詰寄って来たが、「警視庁は“重かるべきは重く、軽かるべきは軽く”という方針でやってる。四斗、五斗と米を買い占めて金儲けをたくらむ者と、無けなしの衣類等を売って、僅か二升、三升の米を買って来た婦人と、どちらが重い罪か言うまでもない。微罪の者を釈放するのは警察官の裁量の範囲内の正当な行為である。君らが暴言を吐き乍ら、警察官の職務行為を妨害すれば、公務執行妨害という更に重い罪名がつくことになるぞ。」と毅然たる態度を以て、騒ぎをしずめたと言う。

また、乙警部補は、同様事案にあたり、ブローカーと婦女子を分離して取調べ、病人を抱えて、或いは育ち盛りの子供を抱えて明日の命をつなぐ為に僅かな闇米を買出して来た者を一応取調べた上、これに対して、「何をぐずぐずして居る。便所に行きたいのならさっさと行って来い。持ち物の袋はまざれると困るから持って行け。」と大声で叱咤した。「じゃあ、便所に行ってきます。」と蹠踉として立去った婦人たちは勿論帰って来ない。「阿吽の呼吸ですよ。」と話した。S係長は「常に情理兼ね備えた職務執行を心掛けねばならぬがなかなか難しいぞ。」と総括した。

後刻私はS係長に対し、「情理兼ね備えた警察務執行と言うが、これは何に由来するのですか。」と質問したら、「それは、川路大警視以来の警視庁の伝統だ。川路大警視の肖像画が第一会議室に掲げてある。行って見なさい。」と諭された。早速第一会議室（署長会議は総監、各部課長出席の下この部屋で行なわれる。）に行き、川路大警視の肖像画を見た。そこには地味な服装で、心中気概を持ち乍らも一見和やかな顔をした川路大警視が居た。威あって猛からずとはこれかと感じた。これが私が川路大警視に始めての見参であり、私も警察官になろうと決意した時でもあった。

(未完、以下次号)

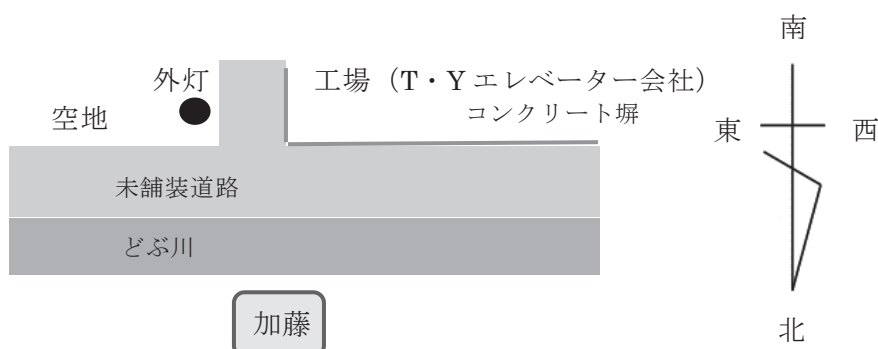
[初出: 『大警視だより』続刊第5号(通巻第34号、平成30(2018)年1月1日刊)]

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁(下)

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

私が警視庁の事務職員として警視庁人事課人事第一係(後、人事第一課に昇格)に勤めていて、川路大警視が礎石を置いた警察官倫理が、確りと息づいている事に感銘を受けた事は先(前号)に述べた。今回は、更にその感銘～感激～を深くした事を記し

たい。



さて、私と直ぐ上の兄貴が同居していたバラック（蒲田本町にあった。）は、六尺幅のどぶ川に面しており、そのどぶ川の更に向うに八尺幅程の未舗装道路がT字形を為していた。そのT字形の南西角は二米程の高さのコンクリート塀で堅められており、その内側はT・Yエレベーター会社であった（上図参照）。私共のバラックは雨露をしのげるだけの粗末極まる住居で、煮炊用の電気コンロがあるだけであった。それに対して私共は何の不满もなく、いや寧ろ有難いこととして過ごしていた。戦争の数次にわたる大爆撃で東京は一面の焼野ヶ原になり、人、皆が僅かに焼残った家にしがみつき、一日一日を何とか過しており、ようやく復興しかけた家屋が蒲田周辺にもボツボツ建ち始めた頃である。私共のバラックから二百米程離れた大通り沿に八百屋が立派な店を開いたと評判になったが、それとても今考えればまことに貧弱なものであった。

それはそれとして、本筋の話をしよう。そのバラックに就寝中の或日のこと、真夜中だというのにドシン、ドシンという音に目覚め、窓を開けて見たら、ほの暗い外灯の光で、T・Yエレベーターの塀の内側から自動車のタイヤの様に丸められた物がほうり出されて路面に当たる衝撃音であった。これは泥棒だと直感し、「コラーッ」と大声で怒鳴ったら道路に居た人影が、一目散に闇に消えた。暫く様子を見ていたが戻って来る気配もなかったので窓を閉じて再び眠った。そしてその翌朝である。食事を済まして出勤しようとした所に、T・Yエレベーターの社員が来て「お蔭様で昨夜は貴重な資材（銅線）が盗難を免れました。これは些少乍ら御礼です」といって立派なのし袋を差し出した。「こつちは何もしていないのに謝礼など要りません。」と断ったが、「いや、ほんの薄謝ですから。」と置いて行った。で、そののし袋を開いて見たら千円札が三枚入っていた。当時の私の給料が一万円前後で、その約三分の一程の高額である。受取る心算^{つもり}のない金円を置いて行かれて措置に困った。そこでその謝礼金を^{ふところ}懐にして出勤し、直属の上司N警部補に相談した所、すぐに（S警視の後任の）I係長警視に呼ば

れ、「君も（警察官ではないが）警視庁の人間だ。すぐ返しなさい。」と明言された。帰宅後、当該会社に赴き、「私は実は警視庁に勤めている者です。御社の御厚意だけで結構です。謝礼金はお返しします。」と言って返した。そしてこの時、意気高揚し爽快な気分になった。その理由の一つは I 係長が私が警視庁に勤める一人前の人間として認めてくれた事、その二つは私が警視庁の清廉潔白の伝統を自得して行動し、それに誇りを感じた事からである。このような警視庁の清廉潔白の強さ～川路大警視以来の伝統的精神が脈々として息づいている事を強く感得・感激し、自分も亦その中に生きたいという^{おもい}想を強くしたのである。

だが、客観的に見るなら、余程の覚悟が無かったなら、警視庁全体が一丸となって“国民の兇害を予防し、安寧を保持する”と云う志を果たし得なかったのではないかと思う。何しろ、崩れかかった警察の体制を整えるのが緊急の要務であり、警察官志願者については、碌に身元調査も出来ないまま採用し、僅かに二週間程の基礎的教育訓練をし制服を着せて配置するのが精一杯という有様だった。（やや落ち着いた^{じき}段階では二ヶ月間の教育訓練となった。その頃の警察学校の昼食はみそ汁一杯に赤ん坊の握りこぶし大のさつまいもで済ます場合も多く、これにたくあんの二、三切れがつけば、上等というものであった。）従って、喰う為に警官になったとか、他に就職口がなくて警官になった所謂デモ・シカ巡査が多く、物すごいインフレに堪えず、警視庁が期待する一人前の巡査になり切れずして退職する者も少くなかった。こうした巡査は世俗に六三型巡査と揶揄・批判された。六三型とは昭和 26 年 4 月 24 日国電桜木町駅で大事故（註：桜木町事故、同事件）を起したお粗末な車両（註：国鉄 63 系電車）のことで、それに例えられた、これまたお粗末な警官のことである。何しろ敗戦によって壊滅した警察組織を何とか維持し“国民の兇害を予防し、安寧を保持する”警察たらしとするのは、実に困難な事であった。それを天皇の警察から民主警察への大転換を余儀なくされ、恐ろしいインフレの嵐で世情は混乱を極め、犯罪は多発し、あちこちに暴動も起きるなどし、世論は昨日是としたものを今日は悪とする様に変転を重ねた。そしてやり場のない鬱憤は、ともすると国家体制の先端である警察に向けられた。こうした中で、内は劣弱な巡査を^よ能く錬成、統率し、外には襲い来る警察批判の嵐に堪えて警察本来の任務に尽瘁した警視庁の多大の労苦と苦悩は、筆舌に尽せぬものがあったのだ。警察も最後の拠り所とする世論～相互の信頼関係～が、敗戦になって崩れ、いかに頼りなく、非情なものであるかが痛感させられ、一職員にすぎない私も憤慨に堪えなかった記憶が残った。その一、二の例を述べる、

当時警視庁には、職員の娶妻願というものが残っていた。新聞はいち早くこれを取り上げて、個人の自由、婚姻の自由を制約～侵害する～ものとして論難した。願といっても実態は婚姻の自由を侵すものではなく、単なる届出にすぎなかった事である。また、職員の給料是正に関係するものでもあるし、第一、警察の職務執行の障碍になる事は避けるのは、当然の^{ことわり}理である。従って婚姻の直前に警察取締の対象とされ、

引続き、その恐れがある場合に、ある程度の規制を設け、適格な指導をする事は当然である。それに堪えられない婚姻予定者（多くの場合は女性）は、他に生業を求めて貰うことになる。この事については多くの新聞記者が警察幹部（課長、署長、特に青年警察官を抱えている警視庁予備隊長〈註：当初は五（？）ヶ隊、昭和32年4月1日予備隊は機動隊に改称。〉）に民主主義をふりかざして激しい口調で迫って来るのを何回となく見聞した。果ては警視庁は古い体制、古い意識に凝り固まっている形式庁だと断定し、そのほとんどのことについて見境なく論難した。警視庁側は残念乍ら新聞に対応できるだけの広報力はなかった。このように、新聞対警視庁の論議がかみ合わず、遂にY紙対警視庁の対立、相互不信となり、Y紙が一ヶ月間程徹底的に警視庁を論難、攻撃し、両者の大抗争となり、最後に警視総監が出て、ようやく収まったという事もあった。

その他、数多くの批判合戦があったが、病床にある今、それらを書き続ける気力が自分にはない。ただ、警視庁の幹部がまさに冷徹なる敗戦の重荷を負って筆舌に尽しがたい精神的苦痛に堪えて、警察職務に尽瘁した事実を書き残す次第である。

老生、病苦の中で、以上の事を記述するのが精一杯である。私は川路大警視の学問～教養～や覚悟、そして川路大警視が画いた警察について、本格的に研鑽したいと望んでいるが、その時間的余裕もないと思われるので、現在の存念を簡単に申し上げ、会員諸子の参考に供するものである。まず川路大警視の国家観であるが、一君万民の近代的中央集権国家で、天皇（君主）と国民の間に余計な介在者を置かず大御宝の民意を重んじ、秩序ある国家であるべきだとの想念を持っていたのではなかろうかと推察する。維新～革命～と云うものの西欧・米国流の天賦人權説と王権神授説との激しい闘争を経た革命ではなく、東洋古来の王道政治を最少限の犠牲で実現したものであるし、警察はその良能の手段・機関であるべきだとの理念を掲げたのではなかろうかと、未熟ながら勝手に推察して居る。御批判あるいは御賛同等の意見をお寄せ頂ければ幸いである。

[初出：『大警視だより』続刊第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）]

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上・下）補足

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

先に、終戦後の一大混乱時にあって、警視庁が上下一丸となって住民（都民）の保護・社会の安寧に尽したことを記述した。勿論警視庁の一職員にすぎなかった私が、

その全般を掌握していた訳ではない。単なる印象批評だとの^{そしり}謗を免かれ得ないであろうが、いわば下から警視庁の苦闘の姿の一断面を^{のぞ}覗きみたものと思っただきたい。

そこで私が何故に警察の歴史的研究に興味を持ったのかという事であるが、それは私が幼・少期に受けた国史教育に淵源する。私の父は田舎の百姓に過ぎなかったが、歴史が好きで私にいろいろな事を能く話して聞かせた。例えば明治維新の功業は水戸学や国学の寄与するところが大であるとし、特に平田篤胤（1776～1843）の学問の熱烈な信奉者であった。それは私の育った村で明治以来何代かに亘って村長を勤めた名望家遠藤氏の教導によるものであった（当代の遠藤氏も村長を勤めていた。）。また私の小学校・中学校三年までの国史教育は、日本の国民性並びに皇室を中核とする^{くにがら}国柄を勝れたものとし、幕末・明治期において他の東洋諸国に先馳けて近代国家を建設した歴史を誇りとするものであった。私は中学校に入った直後に当時東京帝大の教授であった平泉澄博士（1895～1984）の諸著作を読み、深く共鳴し感化された。そして、戦争の必勝を信じて、中学三年からは新発田市内の軍需工場に学徒動員で働いたことも、同級生数人が志願して少年飛行兵となったことも、国民としての当然の義務を果すことと観念していた。従って敗戦によって諸事価値観が一変した事に一時は茫然自失した。特に国史学界が唯物史観・左翼史観一色に急変したことに愕然とし、強い反発・嫌悪感を抱いた。

この時、警察の研究も歴史に深く沈潜し事実を探らなければ真実に迫れないものだと自覚した。こうして後々の警察史研究の基本的態度が定まったのである。

さて、話を元に戻そう。私が警視庁の事務職員として過ごした昭和 24（1949）年〔^マ〕から同 30（1955）年までは、いわゆる自治体警察時代であった。昭和 23（1948）年 3 月に GHQ の指示による警察法が施行され、人口 5,000 人以上の街区を為している自治体（市町村）には市、町、村の所轄の許に独立した公安委員会が設けられ、その管理下に警察が設置された。この自治体警察は全国で千五、六百くらい（註：当時の警察法の解説書による記憶であるが、当該書は今私の手許にはない。）が併存し、その警察吏員の総定員は 9 万 5,000 人で、その管轄に属さない郡部は、国家地方警察本部の統轄の下で各地方警察署と^な名^の宣った（従前の中央集権的国家警察と名称は似ているが内容的に全く異なる。）。

さて、再び話を元に戻そう。私が事務職員として勤めた警視庁は東京都の自治体警察であったが、伝統輝く警視庁を名宣っていた（徳川時代の江戸町奉行が単に「町奉行」と名宣り、他の地の奉行の様に^{かぶ}地域名を冠らせなかったのに似ている。）。そして、私が警視庁に勤めた昭和 25 年から同 30 年（警察法の全面改正=昭和 29 年）までは、警視総監は元内務官僚の田中栄一（1901～1980）がずーっと勤めていた。GHQ の指示や指導による自治体警察体制に警察官僚が^{おの}芯から服属していたかどうかは不明であるが、こうした各自治体警察が併存する情勢下において自ずから生じた競争意識もあって、それぞれが治安維持に精一杯努めたことは間違いない。

例えば大阪市の自治体警察は大阪警視庁と名宣り、その警察長は警視総監と称した。そして GHQ による運営指示を積極的に採り入れてパトロールを強化した。住民の支持を強めようとする意図があったものと推定されるが、その結果、結核患者が続出して元の勤務方法に戻したと噂された。警視庁でも同様の事が起きたのか確かではないが、私が入庁した頃に警察病院とは別に警視庁本庁舎内に医務室が設けられて、結核の特効薬・ペニシリンの研究で有名な梅澤濱夫医師（1914～1986）が常勤されていた事は確かである。

大阪警視庁の警視総監鈴木栄二（1901～1971）には『総監落第記』（鱒書房、昭和 27 年刊）と題する回想記がある（私は読んでない）。片や田中栄一警視総監には『霜夜に祈る』（自警会文化部、昭和 26 年 7 月刊）と題する随筆集がある。私も配布を受けて味読したが、全篇“警視庁の伝統を汚すな”、“輝かしい伝統を有する警視庁で働くことに誇りを持って全力で職責を尽せ”という文章で埋められ、警察官の士気鼓舞を専一とするものであった。また、田中総監は老刑事や婦人警察官の苦勞話を聞くなども記し、同総監の心情の深さ・清さを伺わせるものでもあった。

なお、笑話的挿話を紹介して、この條項を一応閉じたい。

それは全国警察長会議が開かれた際に北海道の某自治体警察（所属警察吏員十名余人）の警察長が田中警視総監に向かって「おい！ 田中君」と呼びかけて他の参会者の失笑を買っということである。これは小自治体警察長の莊志を示すものとかとも思われるが、そうとは受け取られなかったのである。

以上、自治体警察の存在に僅かに触れたが、実際には、公安委員の選任や自治体警察の能力や運用及び財政面などでいろいろ問題が生じたが、史料を十分に持っていないので、今は他日に譲ることとしたい。 (以上)

[初出: 『大警視だより』続刊第 6 号 (通巻第 35 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日刊)]

川路大警視の伝統に生きる警視庁 (追補)

大警視川路利良研鑽会会長 加藤 晶

私は既(さき)に、戦後の一大混乱の中にあつて、警視庁が、崩壊しかつている治安維持の建直しの為に上下一丸となつて死力を尽して努力し、ようやくその目的を達したことを述べた(下記〈参考〉参照。)が、今回はその一端を担った末端の警察官の中の一人について述べたい。

その人・K氏は当時、警視庁管下の警察署の外勤係として勤務していた。某(ある)日(ひ)、犯罪多発地域の深夜の警邏(パトロール)中にうろちょろ(……)す

る挙動不審者を発見し、誰何（すいか）したが、無言のまま逃走しようとしたので、何らかの犯罪にかかわっているとの疑を更に強め、「逃げると（拳銃で）撃つぞ」と警告した。不審者はなおも足早に逃走しようとしたので、遂に逃走防止のため拳銃を発射した。不審者は身体上部を撃れて死亡した。

この事は死亡を伴う重要事案として、部内外で大きな議論を喚起した。中には、警視庁は、自己組織防衛の為に、身内に甘い措置をとるのではないかと論難する者も出て来た。警視庁では、職務執行の状態並びに各般の論議（批判的論議を含む）を踏えて深く検討した上、法令の規定（刑事応急措置法の時代か？）に遵（した）がって、寛大を望むとの情状意見を附して特別公務員凌虐致死罪として立件送致した（法執行機関として当然の措置である。）。送致を受けた検察庁は暫くして起訴猶予と裁定した（その理由は明示しなかったが、おそらくは嫌疑不十分と判断したものと推定された。）。警察と共に、治安維持を職責とする検察庁の妥当な措置と私には認められた。

これを受けて警視庁は行政上の措置として K 巡査を機動隊に異動した。定期異動ではなく K 巡査を含む少人数だけの異動であるので左遷と解された。K 巡査の突出し勝（がち）の行動力を認めながらも、部隊行動を常とする機動隊に入れて抑制する狙（ねら）いがあったものと思われる。

しかし、警視庁は、法令上の懲戒処分は行なわなかったと記憶している。この一連の措置を見て、私は警視庁も、また検察庁も情理兼ね備えた処分をしたものと感銘を受けた。

この案件が生じた時の所属の署長はじめ捜査係員はもとよりのこと、全署員が挙げて、K 巡査の職務行為の正当性を立証するのに尽力した。K 巡査はこの同志愛とも言うべき行動に深く感銘し、これからも相ともに警察官として歩もうと決意したと言う。なお一つ附言すれば、K 巡査の異動に当っては、署長自らが署長用車に同乗して送ってくれたこともあった。

K 巡査は、この挫折にも屈することなく職務に精励し順当に警部補になった。そして推薦制度によって、警察庁に入り、国家公務員になったのである。その後、K 巡査（以下「K 氏」と表記する。）は主として刑事畑を歩みその才能を発揮し、出でては県や府の捜査二課長、刑事部長となり、警察庁に戻っては鑑識課長となり、遂には昇進し F 県警察本部長の重責を果たした。

私は、K 氏は警察官の正道を歩み各段階、各場面において、全力を尽して、職責を全うしたものとし、その御労苦に感服し敬意を表するものである。

一言にして総括すれば、K 氏は川路大警視が礎石を置き、時代時代の警察官が、一層練磨・彫琢した警察精神の具体的実践者としての事績をあげたものとして見事（みごと）であったとの称賛（しょうさん）を贈りたいのである。（K 氏本人の意思に反するやもの危惧を抱きながら敢えて記述した。）

私は、今病苦に悩み、不快を感ずる中に書いたもので、文字どおり乱筆乱文の記述で

ある。読者諸彦の御寛容をお願いする次第である。

(平成 30 (2018) 年 7 月 19 日稿)

[初出: 『大警視だより』続刊第 7 号 (平成最終号、通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊)]

参 考

1 加藤晶氏略年譜

- ・昭和 5 (1930) 年 2 月 23 日 新潟県に生まれる、新潟県立新発田中学校 (旧制)、同新発田高等学校を経て、同 28 (マ) 年 3 月 中央大学法学部卒業
- ・同 31 年 4 月 1 日 警察庁入庁、44 年 2 月 8 日 大阪府警察本部刑事部捜査第二課長、45 年 8 月 14 日 同警務部警務課長、46 年 8 月 23 日 福岡県警察本部刑事部長、49 年 8 月 23 日 警察庁刑事局付、50 年 2 月 21 日 沖縄県警察本部長、52 年 2 月 18 日 警察庁刑事局捜査第二課長、53 年 2 月 21 日 同捜査第一課長、56 年 2 月 21 日 栃木県警察本部長、58 年 3 月 18 日 警察大学校特別捜査幹部研修所長、59 年 9 月 14 日 神奈川県警察本部長、60 (1985) 年 8 月 7 日 辞職 (その後のことは割愛)
- ・警察史研究活動関係では、武藤誠氏 (元警察大学校長、1922~2013) が長く主宰された警察史研究会 (事務主管: 戸高公德氏) で活躍され、平成 13 (2001) 年 7 月警察政策学会に警察史研究部会 (上記「警察史研究会」の後身に当たる。事務主管: 戸高公德氏、佐藤裕夫氏) が設置されるとともに初代部会長に就任、28 (2016) 年 3 月 31 日 同退任、同年 6 月 18 日 大警視川路利良研鑽会会長、令和元 (2019) 年 5 月 8 日 逝去、享年 89。

[初出: 『大警視だより』続刊第 8 号 (加藤晶会長追悼号 I、通巻第 37 号、令和元 (2019) 年 7 月 1 日刊)。補正]

2 加藤晶氏主要著作目録

(はじめに)

本目録は、加藤晶氏御自身作成の著作目録が見当たらないことから、先般御令室加

藤悠起子様、立花書房出版部中埜誠也氏の御教示その他により急遽作成したものであるが、遺憾ながら多々遺漏があるものかと思われる。例えば、県警本部長に在職された沖縄、栃木及び神奈川各県警察機関誌には当然寄稿文があると思料されるが未調査である。今後識者の御示教を得て、更に補正に努める必要がある。

〔目 次〕

- (1) 一般雑誌所収論稿及び序文 ……………206
- (2) 『大警視だより』 続刊
(横浜・大警視川路利良研鑽会刊) 所収論稿 ……………207

(1) 一般雑誌所収論稿及び序文

昭和 54 (1979) 年

- ・「新しい型の犯罪とその対策—C.D システム利用犯罪とその捜査」『警察研究』第 50 巻第 8 号 (〔警察研究〕創刊 50 周年記念特集④ 最近の刑事警察の動向) (良書普及会、昭和 54 年 8 月 10 日刊) 10~26 頁 (執筆時肩書: 警察庁捜査第一課長) (C.D: キャッシュディスプレイ)

昭和 55 (1980) 年

- ・「犯罪動向とその対策」(〈特集〉八〇年代の展望と課題) 『法律のひろば』第 33 巻第 1 号 (ぎょうせい、昭和 55 年 1 月 1 日刊) 23~29 頁 (執筆時肩書: 警察庁刑事局捜査第一課長)
- ・「新しい型の犯罪と警察の対応」『警察公論』第 35 巻第 12 号 (立花書房、昭和 55 年 12 月 5 日刊) 14~18 頁 (執筆時肩書: 警察庁捜査第一課長)

昭和 56 (1981) 年

- ・「広域犯罪捜査力の強化及び優れた捜査官の育成と指揮能力の向上について」『警察学論集』第 34 巻第 3 号 (〈特集〉刑事警察強化総合対策の推進) (立花書房、昭和 56 年 3 月 10 日刊) 15~36 頁 (執筆時肩書: 栃木県警察本部長・前警察庁捜査第一課長)

昭和 58 (1983) 年

- ・「読書偶感」『警察公論』第 38 巻第 8 号 (立花書房、昭和 58 年 8 月 5 日刊) 14~17 頁 (執筆時肩書: 警察大学校特別捜査幹部研修所所長) (本書 185 頁以下に再録。)

昭和 60 (1985) 年

- ・「はしがき」(佐々木史朗・田宮裕・河上和雄・加藤晶〈連名〉)、「自動車検問における警察官の権限行使の一般的根拠 (最高三小決昭和 55・9・22)」佐々木史朗・田宮裕・河上和雄・加藤晶編『警察関係基本判例解説 100』(別冊判例タイムズ第 9 号、判例タイムズ社、昭和 60 年 11 月 20 日刊) 14~17 頁 (執筆時肩書: 警察大学校特別捜査幹部研修所元所長)

昭和 63 (1988) 年

- ・「28 逮捕現場と捜索・差押場所」河上和雄・渥美東洋・中山善房・古川定昭編『警察実務判例解説 (捜索・差押え篇) (別冊判例タイムズ第 10 号、判例タイムズ社、昭和 63 年 9 月 30 日刊) 99～102 頁 (執筆時肩書: 元警察大学校特別捜査幹部研修所長)

平成 13 (2001) 年

- ・「(IV 追想 28) 田宮先生の思い出」『田宮裕博士追悼論集』上巻 (信山社出版、平成 13 年 6 月 29 日刊) 579-582 頁 (田宮裕: 1933～1999) (執筆時肩書: 元警察大学校特別捜査幹部研修所長)

平成 25 (2013) 年

- ・「警察協会雑誌目次集の発行について」『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』(警察政策学会資料、別刷。警察政策学会・(公財)警察協会、平成 25 年 12 月刊) i～iii 頁 (執筆時肩書: 警察政策学会警察史研究部会長) (本書 188 頁以下に再録。)

〈<http://www.keisatukyokai.or.jp/>〉、

〈<http://www.keisatukyokai.or.jp/tosyo.html>〉

平成 26 (2014) 年

- ・「序文」警察政策学会警察史研究部会長編『武藤誠先生略年譜・著作目録』(警察政策学会資料、別刷。警察政策学会、平成 26 年 11 月 7 日刊。武藤誠: 1922～2013) I～III 頁 (執筆時肩書: 警察政策学会警察史研究部会長) (本書 190 頁以下に再録。)

〈<https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB17092387?l=en>〉

平成 27 (2015) 年

- ・「序文 変動する世情に立つ警察—大警視川路利良の魅力と偉大さ—」松井幹郎編『大警視だより』第 1 集 (会報No.1～No.27。大警視川路利良研鑽会、平成 27 年 10 月 13 日刊) I～II 頁 (執筆時肩書: 警察政策学会警察史研究部会長) (本書 31 頁以下に再録。)

平成 28 (2016) 年

- ・「巻頭言」鈴木康夫『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—』(警察政策学会資料第 86 号、平成 28 年 3 月刊) 巻頭 2 頁 (頁数はなし。)(執筆時肩書: 警察政策学会警察史研究部会長) (本書 192 頁以下に再録。)

〈<http://asss.jp/>〉、〈<http://asss.jp/katudou/publication/siryou/8.html>〉

(2) 『大警視だより』続刊 (横浜・大警視川路利良研鑽会刊) 所収論稿

(註): 鹿児島市・松井幹郎氏編輯発行の『大警視だより』を継承するものとして、平成 28 (2016) 年 3 月に当時警察政策学会警察史研究部会長であった加藤晶氏 (その後同年 6 月 18 日同氏は大警視川路利良研鑽会会長に就任。) により、『大警視だより』続刊第 1 号 (通巻第 30 号、平成 28 (2016) 年 3 月 31 日刊) が発行された。加藤会長は、令和元 (2019) 年 7 月 1 日発行の続刊第 8 号 (通巻第 37 号) まで、下記のように毎号寄稿して

おられた。

- ・「『大警視だより』の続刊について」（平成28年3月27日稿）『大警視だより』続刊第1号（通巻第30号、平成28〈2016〉年3月31日刊）4頁（執筆時肩書：警察政策学会警察史研究部会長）（本書36頁以下に再録。）
- ・「『大警視だより』の続刊などについて」『大警視だより』続刊第2号（通巻第31号、平成28〈2016〉年8月1日刊）5～6頁（執筆時肩書：大警視川路利用良研鑽会会長）（本書37頁以下に再録。）
- ・「坂野潤治先生の口演記録『西郷隆盛に見る対抗エリートの質』を読んで大警視川路利良研鑽に憶う」『大警視だより』続刊第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年1月1日刊）（執筆時肩書：同上）（坂野潤治：1937～）（本書44頁以下に再録。）
- ・「川路大警視の真の姿を追って—伊東潤氏『走狗』読後感—」『大警視だより』続刊第4号（通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊）14～16頁（伊東潤：1960～）（執筆時肩書：同上）（本書45頁以下に再録。）
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上）」『大警視だより』続刊第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）14～16頁（執筆時肩書：同上）（本書196頁以下に再録。）
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（下）」『大警視だより』続刊第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）14～16頁（執筆時肩書：同上）（本書198頁以下に再録。）
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上・下）補足」『大警視だより』続刊第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）17～18頁（執筆時肩書：同上）（本書201頁以下に再録。）
- ・「川路大警視の伝統に生きる警視庁（追補）」『大警視だより』続刊第7号（通巻第36号、平成31〈2019〉年1月1日刊）9～10頁（執筆時肩書：同上）（執筆時肩書：同上）（本書203頁以下に再録。）
- ・「名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて（遺稿）」『大警視だより』続刊第8号（通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）13～14頁（榊原好恭氏：1933～2019）（執筆時肩書：同上）（本書132頁以下に再録。）
- ・「最近の川路大警視研究について—鈴木康夫氏の御高論に接して—（遺稿）」『大警視だより』続刊第8号（通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）15～16頁（執筆時肩書：同上）（参考：鈴木康夫氏「明治維新と近代警察制度」『警察政策』第20巻〈平成30年3月刊〉263～298頁。警察政策学会HP〈<http://asss.jp/>〉で閲覧できる。）（執筆時肩書：同上）（本書194頁以下に再録。）

[初出：『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元（2019）年7月1日刊）。補正]

3 加藤晶氏追悼記念集

- ・大警視川路利良研鑽会編『【CD版】 加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕』（大警視川路利良研鑽会、令和元〈2019〉年9月1日刊）

〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/detail/R300000001-I029970941-00>〉

大警視川路利良研鑽会では、昨秋、加藤晶会長追悼記念の一として、『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕』（令和元〈2019〉年9月1日刊）を刊行した。同CDジャケット挿入の「案内書」の内容は、次のとおりである。

「(御案内)

大警視川路利良研鑽会会長加藤晶氏には令和元（2019）年5月8日逝去されました。享年89。痛惜の念に堪えません。小会では、ここに、同会長追悼記念として、本『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕』（令和元〈2019〉年9月1日刊）を作成いたしました。同氏は御生前鹿児島事務局代表の松井幹郎氏とともに、篤き思いと崇敬の念をもって大警視川路利良研究を進め、後代の方々に少しでも役立つような著作物を出したく考えておられましたが、残念なことに果たされないまま逝かれました。本資料集はささやかながらその御遺志の一端を具現化したものです。川路大警視研究のための一つの手掛かりともなれば幸甚に存じます。加藤会長の御冥福をただただお祈りいたしております。

令和元（2019）年8月1日

編者謹誌

- ・本CD版は、下記10ファイルから構成されております。それぞれをクリックしていただきますと、当該ファイルが開きます。今次資料集は冊子版を作成していませんので、ファイル2:「大警視川路利良関係資料集（本体編）」で、全体構想がわかるようにしています。
- ・ファイル1: ⇒ファイル一覧、ジャケット・レーベル・ジャケット内挿入解説書をデータ化したもの
- ・ファイル2: ⇒「大警視川路利良関係資料集（本体編）」（川路利永名誉会長序文、松井幹郎鹿児島事務局代表序文、廣瀬権会長序文、凡例、目次、あとがき、奥付）
- ・ファイル3: ⇒「1 松井幹郎著『大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』
- ・ファイル4: ⇒「2 松井幹郎編『大警視だより』集成」
- ・ファイル5: ⇒「3 加藤晶編『大警視だより』続刊集成I」
- ・(ファイル6～10: ⇒「4-（1）～4-（5） 大警視川路利良関係文献集成（1）～（5）」

- ・ファイル 6: ⇒ 「4- (1) 大警視川路利良関係文献目録抄」
- ・ファイル 7: ⇒ 「4- (2) 中原英典氏警察史関係著作目録」
- ・ファイル 8: ⇒ 「4- (3) 武藤誠氏警察史関係著作目録」
- ・ファイル 9: ⇒ 「4- (4) 渡辺忠威氏警察史関係著作目録」
- ・ファイル 10: ⇒ 「4- (5) 加藤晶氏警察史関係著作目録」

(参考: 同資料集あとがき)

「大警視川路利良研鑽会長加藤晶氏には去る令和元(2019)年5月8日(水)横浜市で長逝された。享年89。謹んで御冥福をお祈りするものである。長きにわたって警察界に於ける日本警察史研究を主導し大きな御業績を残されたことに敬意を表するとともに、警察史研究会及びその後身たる警察政策学会警察史研究部会において後進の指導育成にも尽瘁されたことに対し深甚の謝意を捧げる次第である。

加藤会長の川路大警視への熱き想いと崇敬の念は大きなものがあつたが、鹿児島市・松井幹郎氏が平成23(2011)年6月に創刊された『大警視だより』が、同氏の御健康上の事由から平成28(2016)年春でもって休刊を余儀なくされるに至ったことを、当時警察政策学会警察史研究部会長であつた会長は痛く惜しまれて、敢然と御自身で引き継がれ、『大警視だより』続刊の名称で継続発行をされてから早三年、都合8号の刊行を見た。この間会長には御体調が極めてすぐれない中にあつてもその編輯に鋭意努められ、毎号斯学の権威の先生方に寄稿を仰がれるとともに、自らも御研究成果の一端を必ず執筆された。これには会員一同大いに驚き、感動したところである。そして、このように精魂をかたむけて生まれた『大警視だより』続刊の永続化を図ることを、私どもに託して逝かれたのであつた。

この他、加藤会長は、この『大警視だより』続刊の編輯、発刊に加え、大警視川路利良関係資料の取りまとめにも深く配意され、然るべきなんらかのものを残しておきたいとの御意向をかねがねお漏らしされていたが、残念ながら御生前にはついに果たせ得なかつた。

他方、『大警視だより』創刊者である松井幹郎氏は、同誌のほとんどを集成した大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27 [他に臨時増刊号1号収録]』(発行者: 川路利永氏、編集者: 鹿児島市・松井幹郎氏、平成27年10月13日刊)を刊行されていたが、これに加えて、そこに未収録二号分と同氏が早くに出された貴重な『「川路利良大警視聖地巡礼」ガイドブック』(鹿児島市・自己出版、平成21年3月刊)をも併せ収録するCD集刊行を夙に考えておられた。しかるに、その後の同氏の御病状のこともあつて、その企画は中断されたままであつた。

こうした中、先般、大警視川路利良研鑽会では、加藤会長追悼企画の一として、『大警視だより』続刊第8号(令和元年7月10日号、加藤晶会長追悼記念号)を発行したが、編輯過程での川路利永名誉会長、廣瀬権会長との対話の中で、この機会に加藤会長、松井氏がともに企図されておられた川路大警視関係資料集を加藤晶会長追悼記念として作成してみてもとの気運が高まり、松井氏にもお諮りしたところ御高諾が得られた。ついては、本年9月下旬開催予定の警察政策学会警察史研究部会主催の加藤晶

元部会長追悼会に間に合わせるべく急遽編輯、製作することとなった次第である。泉下の会長からは「そのようなものを忽卒の間につくることより、この時期もっと他にすべきことがあるのではないか。」とのお叱りを頂戴するかもわからないが、これでもって御遺志の一つは果たせるものではないかとも思考する。

本来であれば冊子版を発行すべきであって、CD版はその付随として出すものであるが、これまた諸般の事情でCD版のみの発行になってしまったことは、寔に遺憾なことであり、ただただお詫び申し上げる次第である。なお、本CD全体の見方については、本ファイル2冒頭の（概要説明）で記載したとおりである。

収録内容については、様々な検討を重ねたが、松井幹郎氏編『大警視だより』と加藤晶会長編『大警視だより』続刊の各全号をまず収めるとともに、松井氏の前掲『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』を冒頭に収録することにした。加えて、川路大警視研究に資するため、「大警視川路利良関係文献集成」と題し、川路大警視研究に大きな成果を上げられた加藤会長を含む戦後の警察OB四氏の個人著作目録を収録し、かつそれを補う意味で明治期以来の川路大警視研究文献の一部をまとめた目録「大警視川路利良関係文献抄」を配したところである。なお、加藤会長追悼記念であることから、同会長の既発表論稿をも「加藤晶会長著作集」として全部再録したかったのであるが、これは事情があって今回は実現できなかった。いずれ機会を見つけ、編輯できればと願っている〔本書には加藤会長御著作の一部を収録している。〕。

たまたま先頃NHK-BSプレミアム「英雄たちの選択」（令和元年7月3日〈水〉夜）で「警察誕生～川路利良 恩人西郷との対決～」〈<https://www4.nhk.or.jp/heroes/2/>〉が放映され、大きな反響を呼んだところである。これからすれば、大警視川路利良関係研究は今なお今日的課題を有しているといえよう。こうしたことから、本CDは寔にささやかな試みにすぎないが、今後の川路大警視研究にいささかなりとも寄与できれば幸甚である。編輯、刊行に当たっては、川路名誉会長、松井鹿児島事務局代表及び廣瀬会長には貴重な御序文、御懇篤な御指導を賜わり、また、警察政策学会警察史研究部会事務局長の佐藤裕夫氏には格別の御高配に与った。制作については、今回もまた土坂邦夫氏の御配慮を得た。ここに誌して厚く御礼申し上げまするものである。

（令和元〈2019〉年8月1日記）

第3 加藤晶氏追悼文拾遺

(前記)

警察政策学会警察史研究部会元部会長、大警視川路利良研鑽会会長加藤晶氏には、令和元(2019)年5月8日(水)長逝された。享年89。謹んで御冥福をお祈りいたします。同氏には従四位に叙せられた。以下に氏に捧げられた追悼文の一部を収録する。なお、加藤氏の略歴、著作目録については本書205頁以下に掲載したが、その他に、同氏追悼記念著作として、下記が既に刊行されている(本書209頁以下参照。)

*『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』(大警視川路利良研鑽会、令和元(2019)年9月1日刊)

1 加藤晶氏追悼集(1)

[初出:『大警視だより』続刊第8号(加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、令和元(2019)年7月1日刊)]

加藤晶会長追悼の辞

加藤晶先生を偲ぶ

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

加藤晶先生の御逝去を心からお悔やみ申し上げます。

加藤晶先生とは、平成27(2015)年の秋頃でしたか大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表松井幹郎様の『大警視だより』第一集(平成27年10月13日刊)発行記念昼食会の会場で、初めてお目にかかりました。大変温厚な方で、知的かつ崇高な印象をお受け致しました。加藤晶先生には『大警視だより』続刊第1号の序文で「変動する世情に立つ警察-大警視川路利良の魅力と偉大さ」について執筆していただきました。また、『大警視だより』続刊第1号から第8号まで川路利良に関する御高説を承り、感謝の念に堪えません。鹿児島事務局代表松井幹郎様の作成されました『大警視だより』創刊号から第29号までの大作の休刊を受けて、その後東京事務局作成である『大警視だより』続刊号の発行を全面的に応援してくださったり、伊東潤氏の『走狗』に憤慨してくださったり、感謝の念に堪えません。

初めてお目に掛かりました時に、加藤晶先生が新潟県新発田市のご出身である事を伺い、新発田の話をしていろいろ教えていただきました。『大警視だより』の小生の拙稿には、新潟の産んだ歴史上の偉人、出来事を多く執筆いたしました。その寄稿の中でも

村上市の老舗料亭である「能登新」に伝わる料理を主題にした「西郷隆盛となわた料理」(続刊第5号、平成30年1月1日刊。[本書147～149頁に再録。])を大変気に入っていただき、とても感激しております。

加藤晶先生からいただきましたお手紙は、大事に川路家の神棚に供え大切に保存しております。特に昨年末、お身体の調子が良くない中でいただきましたお手紙は感動に堪えません。本当にありがとうございました。

もう間もなく新発田市にある五十公野公園の菖蒲の花がきれいに咲き始める事と思います。新発田の菖蒲は、本当にきれいに咲きます。戦前、戦後、現代を駆け抜けた時間にご苦労がありましたでしょうが、川路利良大警視をはじめ、昔のお仲間とゆっくりご歓談ください。

令和元年5月15日

弔 辞

大警視川路利良研鑽会様

加藤晶会長の御訃報、拝受しました。謹んでお悔やみ申し上げます。

大警視川路利良研鑽会をリードされましたこと、改めて敬意を表します。

加藤会長の御遺志を継がれまして、貴会のますますの御進展を祈念いたします。

令和元年5月14日

国土館大学文学部教授 勝田政治

(註) 勝田政治先生には本誌続刊第3号(平成29〈2017〉年1月1日刊)に「川路利良と万国対峙」を御寄稿賜った[本書3～4頁に再録。]。先生は当時明治維新史学会会長でもあられた。

加藤晶会長の御逝去を悼む

慶應義塾福澤研究センター 重田麻紀

貴会会長、加藤晶様の訃報に接し、驚きと深い悲しみでいっぱいです。

平成28年3月に『大警視だより』の続刊刊行が開始され、同年8月刊行の第2号に寄稿をさせていただいたことが、加藤会長との出会いでございました。

長州藩研究者であるわたくしは「警察史」・「川路利良」研究については門外漢で、

拙い文章を寄稿することを申し訳なく思っていました。発刊後に加藤会長より御礼の書状を頂戴し、温かいお言葉に気持ちが和らいだことを鮮明に覚えています。

そのあとも2度、拙文を掲載していただく機会がありましたが、そのたびに加藤会長からはお手紙を頂戴し、書状をやり取りさせていただくなかで、貴会への熱い想いをお話下さいました。

拝顔が叶わなかったことは心残りではございますが、加藤会長への感謝とともに、心からご冥福をお祈りいたします。

加藤晶大警視川路利良研鑽会会長を悼んで

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

本会事務局から来たる9月28日(土)に警察政策学会警察史研究部会を開催し、その中でかつて同部会長であった本会加藤晶会長様の追悼会の時間も設けるとの御連絡をお受けしましたので、前会長様を偲び、ご冥福をお祈りいたしたいと存じ、拙文ではございますが一文をしたためました。

私は平成27(2015)年夏の終わりごろにガンを発症し、これまでの糖尿病の悪化、腎臓機能低下によって、「大警視だより」の発行が困難を来たす事態となりました。その折、事務方氏を通して加藤会長様が助け船を出して下さいました。会長様は当時のことを「大警視だより」続刊第1号(平成28年3月31日刊)で、次のように書いて下さいました。

「(中略)「大警視だより」の編集発行を、加藤を責任者として有志数名(研究部会員が主体)でこれを継承することにした。理由の第一は、高齢の松井先生が、難病の治療に専念しなければならず、肉体的にも時間的にも上記「大警視だより」の編集発行の業務が出来かねる様に陥ったからである。(改行)第二は、私共は、「大警視だより」は大警視川路利良の出身地で発行配付されており、かつ、その内容も幅広い研究成果を取り入れたもので、まことに貴重なものと考え、途絶廃刊とするのは惜しいことであり、これを発起した松井先生の尚志・御労苦にも応える道であると判断したことによるものである。(改行)川路大警視の功業については、既に多数の著作・論稿が山積しており、今後の新しい研究の方向づけが難しいとの意見もある。だが、これまで累積した膨大な知識が警察界乃至は世間一般に普及しているかは疑わしいと思う。そうならば、この貴重な知識を良好に活用して警察職員の教養を豊にし、士気を高めること、かつは、世人の警察にたいする理解を深めることも有意義であろう。さらには、何ほどかの新しい知見も加えて川路大警視についての研究を深めたいと思っている。「大警視だより」が、その役割を果たせる様、充実を期している次第である。(以下

省略)」(加藤会長「大警視だより」の続刊について」〈4頁〉)

「大警視だより」は続刊第8号を迎えています、これもひとえに会長様の慈愛と俠気のお蔭だと深く感謝しています。「大警視だより」の益々の充実・発展を期待しています。

加藤会長様とはその後手紙のやり取りは繰り返していましたが、初めてお会いできましたのは、平成27年10月13日川路大警視命日の青山墓地墓参の後、永田町星陵会館(日比谷高校同窓会会館)で催しました『「大警視だより」第1集(平成27年10月13日刊)』発行記念祝賀会席上でした(写真参照[本書では省略])。会長様には当時から既に脚をかなり悪くされていらっしやいましたが、遠路はるばるお出で下さったことに感激しましたことが、昨日のように思い出されます。

その後会長様のご病状が悪くなっていることを承知しながら、ついにお見舞いにお伺いできず申し訳なく思っていました、いずれ近いうちに再起なさるとばかり思っていました。こんなにも早く私より先に逝ってしまわれ、残念でなりません。遥かに加藤会長様の御冥福をお祈り申し上げます。

合掌

令和元年6月8日

加藤晶先生 ありがとうございます

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

加藤晶先生には、令和元(2019)年5月8日(水)、お亡くなりになった。享年89歳であられた。痛恨極まりない。

こここのところ体調を崩され、「警察史研究部会」を欠席されることが多くなられたが、電話口には出てこられ、はじめは「調子悪いよ」と仰っていたが、すぐに「君、これについてはどう思うかね」と、熱気溢れるご指導を賜った。その都度安堵していた。

令和元年5月11日、神奈川県横須賀市追浜の地で、追浜連合町内会・深浦町内会合同による恒例の官修墓地墓前祭が行われた。曾祖父榊原謙齋様が当地に葬られ、そのことをやっとの思いで発見された曾孫榊原好恭様には、大警視川路利良研鑽会名誉会員となられ、珠玉の名編を『大警視だより』に寄せて頂いていたが、病を得て本年1月遂に不帰の人となられた。加藤先生は大変惜しまれ、研鑽会事務方の吉原丈司君に弔意の品を好恭氏のご兄弟にお渡しするように指示されていた。吉原君がこの席で渡された。加藤先生の心配りの深さが感じられた。

その翌日の5月12日朝、加藤先生の奥様から、先生には8日にお亡くなりだったこと、葬儀はお身内で済まされたこと、「大往生でした」とお電話を頂いた。思うに、奥様は

11日の墓前祭のことをご存知で、それが終わってから通知して下さったのだろう。

私は一瞬事の前後が分からなくなった。しまった、油断した。電話を差し上げておくべきだった。茫然自失として、どうしたらいいのか何も思いつかない。これではいけない、「大警視川路利良研鑽会」、「警察政策学会・警察史研究部会」の今後の事もある。私は吉原君と一緒に奥様を弔問することにした。

葬儀いっさいは身内でするようにとの御遺言があったようで、固辞される奥様に、両会代表ということでお許しを得て、5月15日、日吉のご自宅へ伺った。奥様は先生より10歳お若いとのことであった。この時も「大往生でした」と、強調された。「大往生」の御言葉には、最後の最後まで立派にやり切った夫、それを支えた妻の自信が窺えて、すばらしい見事な夫婦愛を垣間見ることが出来た。御遺影はお孫さんと一緒の時のものだそうで、お幸せいっぱいのご様子でした。「もっと語りたい」、「両会を頼む」と仰っておられるようにも感じられた。『大警視だより』続刊第8号に先生の略歴・著作一覧を載せる関係の質問を吉原君がして、一時間ほどで、奥様が呼んで下さったタクシーで日吉駅へ戻った。私は先生ご夫妻の愛情に抱かれているように感じて、一時弔問の淋しさを忘れた。

5月24日グランドアーク半蔵門で開催された「警察政策学会」運営に関する検討会の冒頭、出席した野田健副会長以下幹部が加藤晶先生の御逝去を悼み、そのご遺徳を偲び深甚な黙祷を捧げ、私からご遺族の現況をお話した。

先生は、刑事警察に携わることが多く、私もそうであったが、直接ご指導を頂くことはなかった。合議決裁等で伺うと、いつもにこにこ優しく接して下さった。

平成22(2010)年7月、現役時代の思い出を書いた私の小論が先生の眼に留まったのだろう、先生が部会長であられた「警察史研究部会」へ入れて頂いた。平成25年12月に発行した『警察協会雑誌目次集＝警察政策百年の論述＝』（警察史研究部会・(公財)警察協会)は、関係諸氏の永年の希望が叶ったものと、先生には殊の外喜んで頂いた。副題の「警察政策百年の論述」は先生が書き入れたが、雑誌の性格をよく表している。私が警察協会の専務理事であったことが多少御役に立った。

その後私は『警察協会雑誌の謎』解明に向けた一歩(『警察学論集』第67巻第8号)、『暴力団』という呼称について(『警察政策』第19巻)、「史実から懲戒免除制度を考える」(『法史学研究会会報』第21号)等の小論を発表したが、先生には格別ご指導を頂き、特に前二者については、細かいテーマでもあるので関心と呼ばないのではないかと心配され、出版社、論文査定者等に声をかけて頂いたようである。

このようにお世話になりっぱなしの私などが、先生の人となりを上上げるのは誠に恐れ多いことであるが、お許しを頂きたい。

先生は私より12歳年長であられたが、お気持ちは私よりずっと若々しく、何事にも情熱的であられた。常に警察行政・組織の在るべき姿を真正面に据え、正攻法で追い求め、決して妥協しなかった。また、苦難を背負った警察人を思う心には、大先輩のみならず同僚・後輩に至るまで、大変深いものがあつた。かくて川路利良大警視を尊崇すること誰よりも深く、『走狗』等という小説題名は絶対に許されないものであつた。当『だより』を松井幹郎先生から引き継ぐ旨を宣明された時には、正直、皆、先生の熱意

にビックリした。『だより』続刊は吉原君の努力のおかげで、本号で8号となった。心許ない財政状況をいつも先生のご寄付で乗り越えている。毎年の官修墓地墓前祭には、感謝と追悼の誠を捧げておられたし、同僚・後輩を思うこと先生のK氏を思う一文にあるとおりである（「川路大警視の伝統に生きる警視庁（追補）」『だより』続刊第7号。本書203～205頁に再録。）。

私は加藤先生のご期待に全く応えることが出来ていない。いつも温かい翼の下で好きなことをやらせて頂いていた。しかしそれは許されなくなった。私は、自らの浅学非才を顧みず、加藤先生の築いてこられたこの「大警視川路利良研鑽会」、「警察史研究部会」を、教えに添って、さらに発展させる重責を担うことになった。川路利永名誉会長様、松井幹郎先生様、『だより』巻頭言をご寄稿頂いている先生方様、そして会員の皆様、ご指導のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

加藤先生ありがとうございました。

（令和元年5月末日）

2 加藤晶氏追悼集（2）

〔初出：『大警視だより』続刊第9号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊）。同誌前号（第8号、令和元年7月1日刊）所載「加藤晶会長追悼集（1）」に引き続き、「加藤晶会長追悼集（2）」を掲載したものである。〕

（1）故加藤晶先生追悼会（令和元〈2019〉年9月28日開催）概要

故加藤晶先生追悼会次第

①開催日時 令和元（2019）年9月28日（土）午後2時30分～午後4時30分

②開催場所 日本倶楽部第4会議室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目1-2 国際ビル8階

③主催者 警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会

④追悼会次第（司会 佐藤裕夫〈警察史研究部会事務局長〉）

ア黙祷

イ挨拶 廣瀬権（警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会長）

ウ思い出を語る

（ア）故加藤晶先生と川路利良研鑽会 川路利永様（大警視川路利良研鑽会名誉会長）

（イ）加藤悠起子様（加藤晶先生御令室様）

（ウ）松井幹郎先生（大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表）からの追悼の辞紹介

(エ) 故加藤晶先生を偲んで 小杉修二様（友人代表、元警察庁刑事局捜査第一課長）

エ記念撮影（集合写真）（掲載写真参照）

⑤直会（意見交換会）午後3時40分～午後4時30分

ア献杯（松井幹郎先生御提供 鹿児島焼酎「川路大警視」）

～意見交換～

イ思い出を語る（須賀博志先生、齋藤眞康氏、臼井良雄氏、鈴木康夫氏等出席全会員）

ウ閉会の挨拶 廣瀬権（警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長）



(2) 追悼辞

故加藤晶先生追悼挨拶

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

本日ここに、近現代警察史研究に多大なご功績を残された故加藤晶先生の追悼会を開催するに当たり、警察政策学会警察史研究部会、大警視川路利良研鑽会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。私のような浅学非才なものが冒頭ご挨拶申し上げるのは甚だ恐れ多いことではありますが、可愛がって頂いた弟子の中の長老としてお許し頂きたいと思っております。

本日は皆様ご多忙の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本追悼会は、先生のご指導の下、大いに議論した研究会メンバー全員一致の発意で、しかも共に学んだこの教室で行うのがふさわしいと考えて計画して参りました。関係者の方々のご尽力に先ず感謝申し上げます。参加者資格を研究部会員、研鑽会員に限りませんでしたので、出席希望に添えなかった多くの方々が出てしまいました。深くお詫び申し上げます。

加藤先生には去る5月8日、忽焉として逝かれました。まことに痛恨の極みであります。今も、御温容が目前に浮かびます。ここに改めて生前賜りましたご恩顧に感謝申し上げます、ご冥福をお祈り申し上げます。

本日は、奥様悠起子様にご出席頂きました。改めてお悔やみ申し上げます。お亡くなりになられてから、二度ほどお話させて頂きましたが、その度に「夫は大往生でした」と話されたのが記憶に鮮明に残っております。直近の『大警視だより続刊』第8号は、先生の追悼号となってしまいました。先生の御健筆ぶりも遺憾なく発揮されており、最後の最後まで頑張られた「大往生」ぶりの証跡となっております。奥様のご貢献に心から敬服申し上げます。

さて本日は川路利永研鑽会名誉会長様、警察現役時代の加藤先生を最もよく知る小杉修二様にご来臨を賜りました。思い出等を語って頂きたいと思っております。また『大警視だより』の創作者であられる鹿児島在住の松井幹郎様には、なんとか出席したいと申されておりましたが、健康事由で叶わず、御言葉と加藤先生の大好きであった鹿児島焼酎「大警視」を御恵送いただいております。一日も早いご快癒をお祈り申し上げます。

加藤先生の御略歴、ご功績につきましては、皆様よくご承知のことと思っておりますので、ごくごく掻い摘まんで申し上げます。先生は昭和5(1930)年2月23日新潟県に生まれ、旧制新発田中学最後の卒業生であるとよく話されていましたが、その後新発田高校を経て、警視庁に奉職、昭和28(1953)年3月中央大学法学部を卒業、同31年4月警察庁へ入庁されました。同期は鈴木良一元警察庁長官、当研究部会員であられる中山好雄氏であります。昭和50(1975)年2月沖縄県警察本部長に就任され、同年7月発生のひめゆりの塔事件処理に当たられました。その後警察庁捜査第二課長、同第一課長、栃木、神奈川県警察本部長を経て、昭和60(1985)年8月退官されました。主として刑事警察の発展に貢献されました。

警察史関係では武藤誠先生が長く主宰された警察史研究会で活躍されました。平成13(2001)年7月警察政策学会に警察史研究部会が設置されると、その初代部会長に就任、平成28(2016)年まで15年間勤められました。先生が指導された「普魯西王国警察大尉ウイヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書」や「警察協会雑誌目次集」を初めとする数々の学会資料は、貴重な文献として、今後、多くの研究者に活用されることでありましょう。研究部会長を退かれる少し前の、平成28年6月には、突如、松井先生の『大警視だより』を引き継ぐことを宣言され、「研鑽会会長」に就任されました。われわれ先生の近くにいた者は先生の熱意に驚嘆・圧倒させられたものでした。爾来、関係者の努力によりまして、『大警視だより続刊』は第8号を出すに至っております。本日の記念品として、CDにしたもの(『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視

川路利良関係資料集』)が配られております。先生の御偉業を偲んで頂ければ、幸甚であります。

私、かねがね思っておりますのは、先生は常に問題に正対し、正攻法で論陣を張られたということでもあります。バイアスのかかった見方や、手抜き、問題をそらすといったことは峻拒されました。また、大警視川路利良を尊崇すること並々ならぬものがあり、伊東潤の小説の表題『走狗』に、烈火のように怒られたことは皆様のよく記憶するところでもあります。

先生は、江戸時代末期以降現代までの警察制度特に刑事警察部門に格別の関心をお持ちになり、自ら原典を発掘し、コピーを作成されて、懇切丁寧に教授されました。明治維新とは何であったか、何故フランス警察に学んだのかに始まって、法律制度はもとより江戸時代の死体検案、同心の暮らしぶりなど広範に及びました。また、先生は、部会員一人ひとりに満腔の愛情を注がれ、それぞれにふさわしい課題を提示されたり、個人的な問題解決にも親身になって相談に応じたりされていました。改めて研究部会員一同衷心より御礼申し上げます

加藤先生が偉大すぎて、私ども、ご逝去後は脱力感に襲われていますが、このような状態を早く克服し、部会、研鑽会を将来に向けてさらに発展させることが、残された者の課題、使命であることを再認識し、決意を新たにしたいと思っております。

奥様、川路名誉会長様、松井様、小杉様におかれては、ご健康にご留意の上、引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に今一度加藤先生のご冥福をお祈り申し上げ、部会、研鑽会の洋々たる前途を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

令和元年 9 月 28 日

加藤晶先生ありがとうございました。

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永

ただいまご紹介いただきました川路利永です。本日は故加藤晶先生を偲ぶ警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会合同追悼会にお招きいただきまして誠にありがとうございました。廣瀬会長はじめ警察史研究部会の皆様、また加藤 晶先生御令室加藤悠起子様にお目にかかるのは初めてです。今後ともよろしくお願い致します。

警察史の大家であります加藤晶先生とは奇しくも川路大警視の命日であります平成 27 (2015) 年 10 月 13 日に永田町の星陵会館で初めてお目にかかりました。加藤先生には温厚且つ崇高な印象を受けました。さぞかし自己には厳しく、部下の方には面倒見の良い上司だったことと思っております。川路利良大警視も戦で傷病を負った部下の方には、自ら毛布と葡萄酒を持って見舞ったと聞いています。

初めて加藤先生とお目にかかりました時に、加藤先生は新潟県新発田市のご出身と伺い、新潟県に関します数々の拙稿を『大警視だより』続刊に寄稿させていただきました。この歴史的な出来事は、加藤先生はご存じかなあ？ 加藤先生がお読みになることを念頭に寄稿させていただきました。なかでも、村上市の老舗料亭 能登新にまつわる「西郷隆盛となわた料理」の原稿（第5号〈平成30年1月1日刊〉所収。[本書147～149頁に再録。]）は加藤先生が大変お喜びになられた事を伺い、満足しております。

加藤先生とはたった一度しかお目にかかっていませんが、加藤先生がお身体が悪い中、手紙のやり取りはさせていただきました。核心をついたご教示で、川路家の末裔として如何に生きるべきかも教えていただきました。本当に感謝しております。

今日ここに参列致し、加藤晶先生の御足跡、お人柄を更に知り得、悠起子御奥様に高貴なイメージを感じました。またこの追悼会にお集まりになった廣瀬会長をはじめメンバーの方々の加藤先生に対する思いに感動致しました。加藤先生は素晴らしいお方であると、改めて思いました。加藤先生ありがとうございました。

さて、恐縮に存じますが、私川路利永の自己紹介をさせていただきます。私は昭和24年6月10日に生まれました。団塊世代ではありましたが、早稲田の高等学院に入学し、好き勝手な青春時代を過ごしました。卒業後広告会社の博報堂に入社しました。当時の日本は高度経済成長の波に乗って、随分良い時間また、良い感動体験を重ねました。趣味と致しましてはスポーツ、読書、音楽鑑賞です。今年古希を迎え、生活信条である人生感動体験の積み重ねを信条に、これからも笑顔を忘れずに暮らしていくつもりです。

ご挨拶の最後になりますが、この『大警視だより』を創刊された松井幹郎様のお話をこの場を借りまして、少しさせていただきたいと思えます。松井様は大警視川路利良研鑽会の鹿児島事務局代表であります。松井様は『大警視だより』の発案者です。本日のこの加藤晶先生を偲ぶ追悼会に強い御参加意向がありましたが、病氣御療養中のことからドクターストップが掛かり、残念なことに参列出来ませんでした。松井様が御出席されていたら、もっと加藤晶先生のお話を聞くことができたかと思えます。松井様の早き御快癒を祈念致しております。

本日この栄誉ある会合である加藤晶先生を偲ぶ追悼会にお招きいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。ここにお集まりになっていらっしゃる廣瀬会長、加藤悠起子奥様、並びに警察史研究部会及び川路大警視研鑽会会員の皆様のご活躍とご安泰をお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

加藤会長御令室様御挨拶

加藤悠起子

本日は亡き主人のためにかくもお心のこもった追悼会を御開催いただき、恐縮いたしております。厚く御礼申し上げます。主人もさぞかし泉下で感謝していることと思っております。

主人は近年は自宅で静養しておりましたが、長きにわたって警察史研究会とその後身の警察史研究部会とに関係させていただきました。毎回部会に出席することを楽しみにいたしておりました。この間、先年亡くなられた武藤誠様、戸高公德様、齋藤眞康様、福永英男様、廣瀬権様はじめ部会の皆様には大変お世話になりました。本当に有難うございました。また、二年半くらい前でしたか鹿児島島の松井幹郎先生の創始、創刊された大警視川路利良研鑽会及び『大警視だより』を引き継ぎましたことから、川路家御当主の川路利永名誉会長様、松井先生ともお知り合いになることができ、とても喜んでいました。現職を退いてからは、警察史の勉強が生き甲斐でございましたが、いつも部会で皆様方に新しいこと、興味深いこと等をいろいろとお教えいただき、十二分に学びつつ、楽しんでいたようでございます。ただただ感謝申し上げます。

最後に、警察史研究部会と大警視川路利良研鑽会の益々の御発展、そして川路名誉会長様、廣瀬会長様はじめ御在席の皆様様の御健勝と御多幸とをお祈りして、簡単ではございますが、謝辞とさせていただきます。

令和元年 9 月 28 日

加藤晶会長の御逝去を悼みて

— 御礼と感謝 —

大警視川路利良研鑽会
鹿児島事務局代表 松井幹郎

(前記)

大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表松井幹郎先生には、本追悼会に当初御出席予定のところ、残念なことに御健康上の事情で御上京が叶わなかった。このため、先生は遠く鹿児島島の地から加藤晶会長が好まれた鹿児島島の名高い焼酎『川路大警視』をお送りいただくとともに、下記の追悼辞を寄せられた。同先生の御厚情に謹んで厚く御礼申し上げます。

加藤晶会長様の御追悼につきましては、『大警視だより』続刊第8号（令和元年7月1日刊）に書かせて頂きました〔本書214頁以下に再録。〕が、あまりにも急なことであって時間不足もあり、言葉足らずや表現の稚拙さもあって、会長様への感謝の気持ちを十二分にお伝えできていませんでしたところ、本日の追悼会で再度述べさせていただくことができ、ただただ感謝いたしております。不躰・失礼の段、平にご容赦下さいませ。

会長様にお会いしたのは、平成27（2015）年10月13日大警視没後136年の青山墓参の後『大警視だより 第1集』発行記念昼食会を東京都立日比谷高等学校同窓会館である星稜会館で催した時でございました。会長様はその頃から既に御脚の悪い状態でいらっしゃいましたが、横浜市から遠路はるばる永田町までお出で下さり非常に感激いたしましたことを、つい先日のように思い出します。警察の在り方や将来のこと等について情熱をもってお話し下さいましたことが強く印象に残っています。

その頃、私は既に前立腺ガンを発症し、8月に放射線治療を済ませ、次の段階の治療に入っていたのでございますが、その2か月後の12月に、業務の維持が困難になる程病状が悪化し大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局閉鎖の事態になろうとは夢にも考えていませんでしたので、会長様に今後の研鑽会の話などしなかったのですが、そのことが心残りで、会長様に申し訳なく思い続けていました。

結局、糖尿病、腎機能、緑内障も悪化し続け、今後のガン治療も覚悟し、上記研鑽会事務局閉鎖の止む無きことを警察史研究部会事務方様に御相談申し上げ、当時同部会長であった加藤晶会長様から、「大警視だよりの名を継承し、当面半年報か年報の形でなんらかの継続をさせていただく。」という有難いお言葉を頂戴いたしました。大感激でございました。偉人大警視川路利良尊崇の念が途切れる懸念がなくなったことが、最大の喜びでございました。

会長様の御健康があまり優れない御様子もお聞きしながら、ついにお見舞いに出向かなかったことが大きな心残りでした。自分の治療にかまけて申し訳ありませんでしたとお詫び申し上げるほかございません。正直申し上げますと、先に逝くのは私だとてっきり思っていましたので、御逝去の報を事務方様のEメールで頂いたときは、ほんとに吃驚いたしました。わが目を疑いメールの文章を幾度も幾度も読み返しました。

会長様は、会長就任後『大警視だより』続刊第8号までの中で、病をおしていくつもの御玉稿を残してくださいました。かなり健康状態の悪い中で渾身の力を振り絞り、御玉稿を私たちにご教示くださったものと思います。

続刊第1、2号ではこれからの研鑽会の方向付けを、同第3号では川路研究の新しい視点の提示、同第4号ではある作家の見解に対しての妥協を許さない厳しい目で、川路観（川路利良は謹厳剛直で、その上に親孝行で、家庭を重んじ、男女関係は厳正で、上司、友人、部下を問わず、すべての人に対する情義に厚く、勤務は厳格、率先垂範を旨とし、・・・）を矜持され、川路の真の姿を追い続けて来られた会長様の信念をお示しになられたと思います。同第5、6、7号の「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁」では、御自身の個人的なこと等を明らさまにしながら、警視庁が伝統的に守り続けてきた「警察官倫理」がいかなる形で息づいているかなどを情熱的にご教示くださいま

した。

私は、これらの御玉稿を繰り返し読みながら、これまでの自分の川路研究の在り方を反省しました。また、今後（残された時間はあまりありませんが）の研究に対する示唆をたくさん頂きました。会長様は私の貴重な人生の師であります。

大警視川路利良の人生倫理を体現しようと警察官になられた会長様は私の『師』です。 「会長！！ 有難うございました。」

故加藤晶会長を偲ぶ —2019年9月28日（土）故人追悼の 儀に当たり、故人様の思い出を語る。—

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 小杉修二

はじめに

本日、ここに警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会の皆様と共に、故加藤前部会長（前会長）追悼の催しにあたり、故人様から茫々64年にわたる御高導・御交誼を賜った者といたしまして、廣瀬権部会長から「故人の思い出を話してくれ」とのご指示をいただきました。

さて、考えてみまするに、もろもろの事実もさることながら、その前後も茫々たる次第でありまして、長い歳月にわたる事実も不確かなことも多く、日記を繙いたりいたしまして、とくに記憶に残る数点を述べさせていただきます。なお、畏敬の念のもと、永年の御好誼に免じ、以下故人様を「加藤さん」と呼ばせていただくことをお許し賜わります。

1 警察三級職試験（後の上級職試験）

私が加藤さんをお知りいたしたのは、巡査部長に昇任して警視庁神田警察署に配置になり、たまたま弟さんがおられて、「兄（加藤さん）が、警視庁本部人事課に勤務しており、警察三級職試験を受けるべく勉強している。」と聞かされたことでした。

ところで、縁と申しますか、警視庁本部捜査第二課要員の含みで「村田簿記学校委託派遣」という制度がはじまりまして、たまたま私ともう一人の2名が第1回委託生として派遣され、有意義に学ばせていただきましたが、昭和30年初夏のころ、警視庁本部人事課へ呼び出され、「警察庁人事課へ派遣することになったから、そこで警察三級職の採用試験事務を手伝え」と言われ、私より一期後の委託生たりし者と二人で警

察庁人事課へ行くことになりました。

当時、警察三級職試験（後の上級職試験）は、人事院から警察庁へ任されたかたちで行われており、人事院ビル（当時）地下一階警視庁寄りの部屋で、神奈川県から出向した菅原という警部を長として4人の事務官で試験事務を行っており、私たち二人はそれに合流して事務に当たりましたが、すでにショートアンサー式の一般教養試験の採点は終わっており、それに合格した受験者の論文式答案の処理が始まるころでした（一般教養試験の不合格者の論文答案は一切顧みられることなくお蔵入り。）。

私の仕事は、民法、労働法、経済原論の各試験の論文答案を、それぞれの出題者の先生のもとへ持参し、採点をしていただいて、後日それを受け取って持ち帰り、採点数を処理することでした。当時としては先端的な「タイガー印の計算機」を使って平均点を算出し、それに基づいて「標準点換算」という、俗に申せば「平均点以上の点数に対しては素点より一定の高点で評価され、平均点以下の点数に対しては素点より一定の逆評価をする」という仕掛けでした。民法は、のちに東大総長になられた加藤一郎先生、労働法はその筋の権威者であられた中央大学の原田先生、経済原論は日本大学の山縣先生で、その山縣先生のもとへ採点済みの答案をいただきに上がったところ、大変ご機嫌が悪く、「答案の出来栄えがせず、怪しからん」という趣旨で、大変なお叱りを受けました。もちろん私が叱られる筋合いではないのですが、平身低頭の態で辞去いたしました。

早速さきに述べた作業にかかったのですが、なるほど全般的に点数が振るわなかった中で、加藤さんは抜群の点数でトップクラスでありました。したがって、さきに述べました標準点換算の結果は群を抜いておりました。一般に、受験者（一般教養試験合格者）は、六法については極端な差はないのですが、経済原論はその傾向が異なっていました。したがって、私は加藤さんの合格を確信いたしました。試験の総合的結果が確定してから、加藤さんに以上の経緯をお伝えし、共に嬉んだ記憶は鮮明であります。明敏なお人柄と驚くべき御努力に心から尊敬申し上げた次第であります¹⁵。

2 御交誼いただく契機

余談のようなことになりますが、私が昭和31年春に、警部補に昇進して、警視庁深川署勤務になって約半歳くらい過ぎたある日、三級職試験事務で一緒した佐藤さん（故人）という上席の事務官から電話がありまして、「あんたは捜査を身につけたいと言っていたが、警察庁の捜査課（当時捜査第二課はなかった。）へ来い。」とのことでした。いろいろ考えはしましたが、結果的にはその話にのり、昭和32年1月に警察庁捜

¹⁵ 当時、人事課は人事院ビルの四階にあり、人事担当の山口正警視、理事官は宍戸基男さん（内務省昭和17年組）、課長は新井裕さん（内務省昭和12年組）で、のちに刑事局長になられたおりに捜査課員としていろいろ御薫陶をいただきました。「竹を割ったようなお方」で、いろいろ御高配を賜りました。

査課へ転じました¹⁶。

加藤さんはすでに採用されており、3年間のいわゆる「見習い」と称され、その最後を捜査課に警部として勤務されました。著名な秦野章さん（のちに警視總監、参議院議員、法務大臣などを歴任なさった神奈川出身の苦労人）の課長の下で、全国の刑事部門宛に刊行されて間もない雑誌『第一線』の二代目の編集担当者として随分勉強なさったと思います。

時期ははっきりしませんが、私がなにかの用を仰せつかって法務省に出向いたおり、たまたま司法試験の学科合格者名の発表が掲示されているのを何気なく見たところ、そこに加藤さんのお名前が載っており、ビックリして帰って御本人にその旨を申し上げました。しかし、加藤さんは取り合いませんでした。私は、そのお人柄にさすがと感じ入り、かつ、そのあくなき向上心と御努力には、ただただ敬服のほかはありませんでした。

結果的には警察の道が続けられたわけではありますが、昭和34年の春に警視に任官され、三重県富田警察署長に任ぜられました¹⁷。珍しい人事異動であったと記憶いたしております。それ以降、私共「叩き上げ」と異なり、枢要なポストを経験なさり、実務はもちろんのこと、いわゆる「人間力」を練られていかれたものと拝察申し上げます。加藤さんは、任地で20歳台の署長として、いろいろ御苦労なさったことと推察いたしましたが、警察実務の酸いも甘いも経験なさりつつ、力量をたくわえられたものと存じ上げてまいりました。

3 刑事警察の後塵を拝して

さて、刑事局内の勤務経験で申しますと、加藤さんと私では、そのポストや時期は異なるのは当然ではありますが、旧捜査課、捜査第一課、同第二課、鑑識課と、その経た勤務先は同じであり、更に、加藤さんは第15代の特別捜査幹部研修所長をなさり（昭和58年3月～昭和59年9月）、私は、第一期生として御厄介になったうえ、卒業後直ちに教授を命ぜられて、第二期生、第三期生とおつきあいをさせていただきました。このようなことから、後を振り返りながらの談論にはお互いに多く頷き合うものがございました。

私が捜査第一課で凶悪犯罪捜査担当課長補佐として勤務中、加藤さんが捜査第二課長から捜査第一課長へ転じられ、私が捜査第二課知能犯担当課長補佐へ転出するまでの一年余をお仕えいたしました。いつものことながら、加藤さんは、部下からの報告

¹⁶ 余談ですが警察庁へ異動しましたら、本俸が20%下がりました。当時はまだ自治体警察時代の残滓とでも申しますか都道府県警によりラスパイレズ指数（laspeyres index）に大きな差がありました。当時、「人生は金銭ではない」などと大口を叩いたことを恥ずかしく思っております。

¹⁷ 現在四日市市には、北、南及び西の三署がありますが、昭和41年4月に富田警察署が四日市北警察署と改称されました。なお、県庁所在地の津市は津と津南の二署であります。

や意見をにこやかにじっくりと聞いて下さったうえで、「それはそうだろう。しかし、まあ、これこれの点を解明したうえで総合的な判断ができるようにしましょう。」などという受け方で、やんわりと、じっくりと指揮・指示をして下さった印象が強く残っております。

4 さりげないお心づかい

私は捜査第一課の課長補佐在任中、ある朝、理事官（I氏）と共に、課長室に呼び込まれ、なにごとぞと思いましたが、課長（加藤さん）から「こんどの人事異動でS県の警務部長へ転出することになったので内示する。」という御託宣を受けました。人事異動であればなんらの意見を申し上げる筋合いではないので「承知しました。」と引き退がり、あくまで内示ですから、周囲はもちろん家内にも連絡をすることなく仕事を続けておりましたが、夕刻再び課長に理事官と共に呼ばれ、課長から「今朝の内示は、なかったことにしてくれ」とのことでした¹⁸。

それから、間を措かず私は捜査第二課知能犯捜査担当補佐に転じたわけですが、時期ははっきりしませんが、栃木県警察本部長に転じておられた加藤さんから電話がありまして、

「日曜日にこちらでゴルフのプレイをセットし、同伴者も決めてあるから、前の日に泊りがけで出てこないか。」ということでありました。とりたてて問題もなかったので、土曜日の午後から宇都宮へ出かけ官舎で夕食をご馳走になり、久闊を叙することができました。翌日は天気にも恵まれ、下手なプレイを楽しんで帰京いたしました。加藤さんはゴルフを嗜みませんでした。往々にして己の嗜まない趣味、芸ごとを「亡国の芸だ」などと貶める人物も世におりますが、加藤さんにはそのようなところは微塵もございませんで、他を思いやる深く謙虚なお人柄であられました。勝手に推察を申し上げますれば、私が、三度目の警察大学教授に続いて警察庁で捜一、捜二の課長補佐を延々と続けて呻吟していたことに対するお慰めの御配慮があったにちがいないと思っております。そういう他人の心の深層にまで配慮なさるお方でありました。

5 ご高配を賜った数々のことども

私が京都の刑事部長から警察大学校刑事教養部長へ転じた折には、さきに申し上げましたように加藤さんは特別捜査幹部研修所長をなさっておられ、お互いに転出するまで約一年間、その御高説に接することができました。教授会に同席させていただいたことはもちろん、折りのある都度論談をさせていただくことができました。あく

¹⁸ S県の警務部長転出の内示はなんであったか、いまでも疑問で、もう40年も経たこと故、加藤さんにうかがいたいと思っておりました。ちなみに、私には更にもう一度別途の人事異動の内示の取り消しがありました。

までも真摯な勉強家であられた加藤さんは、かつて私が書いたつたない論文¹⁹にまで目を通されていて、論談のタネにして下さいました。

加藤さんとは同じ年代に OB となったと思いますが（昭和 60 年代初頭のころ）、お互いに刑事局 OB 会、鑑識友の会、警察本部長会議後の意見交換会、警察大学校三月会などで久闊を叙して参りました。更に、加藤さんは警察共済組合常務理事から全国組織の「株式会社たいよう共済」の社長になられ、私は現在の KDDI の前身の「第二電電（株）」の常任顧問から、若干事情がありまして加藤さんの会社の「子会社」ともいべき「株・たいようリサーチ」の社長に転じましたが、いわゆる民間同士ということもありまして、親身にも及ばぬ御高配を賜わり続けましたことは、まことに深謝にたえないところであります。

6 その後のに賜った御親交の数々

さて、私は平成 24 年 11 月 9 日にゴルフ同好会の「金曜会」のプレイから帰宅後、体調異常を感じ、週明けを待って病院の診察を受けた結果、軽度の脳梗塞を発症した旨の診断を受けました。その年の暮れに、2 月に亡くなった姉の喪中御挨拶に加えて上記の私の体調を記して差し上げたところ、大変御鄭重な書簡²⁰を頂戴いたしました。このお手紙により、はじめて重篤な体調をかかえられていることを存じ上げると共に、私に対する健康上の御配慮を深く気遣って下さっておられることに衷心から感じ入り

¹⁹ 私の特別捜査幹部研修所第一期の研修生時代にまとめた『事件評価』（特別捜査幹部研修所資料第 2 号）、「捜査構造論に問う」『警察学論集』第 21 巻第 8、9 号（昭和 43 年刊）

²⁰ 平成 24 年 12 月 31 日付けで加藤さんから頂戴したお手紙（抄）

「貴君から 12 月 25 日付けの、部厚い書簡を受け取り、何事ならむと急ぎ開封致しました。姉様が 89 才で逝去されたことは、先に承っておりましたが、貴君が 11 月 9 日に脳梗塞を病まれた以降、体調が良くないとのことには驚きました。時々お会いする時は、健康そのものようにお見受けしてございましただけに意外でもあり、驚きも大きかったです。

しかし、軽くて済んだのは何よりでした。事後高血圧が続いているようですが日常気をつければ、急変は十分防げるものと思います。それというのも、私は二度の心臓手術の後、すでに発症していた糖尿病と高血圧について、医師の指示により、無理はしない、適当な運動（散歩）、熱い湯には入らないこと、食事は肉類をさげ、野菜、魚を主としたバランスの良いものにすること等を守り、朝晩指示された薬を飲んでおります。その種類は 8 種にものぼります。中でも血液をさらさらにするワーハリンは血管の梗塞をふせぐということで、1 か月に一度、血液検査をしてもらって適正な量を指示してもらっています。なかなか厄介なことですが、老人が寝た切りになっては、家の者も困るので、予防策として実行している次第です。

貴君は、平素健康で持病もないことと思いますので、養生、健康に配慮すれば、まだまだ長生き出来ると思います。どうぞ健康に配慮されて、健康で、ゆったりとした笑顔でお会いできるよう祈念しています。（後略）」

ました。

その後はお会いする機会がございましたが、年賀状は必ず頂戴いたしております、その添え書きには、必ず「一度会いたいものですね」という旨の記載がございました。平成 29 年には二通の年賀状を頂戴しましたが、その一通の添え書きでは、「暫くお会いしていませんが、お元気のことと存じます。小生老来歩行困難ですが、『川路大警視だより』を同志数人と発刊してボケ防止を図っています。御清福を祈ります。」とございました、そのあくなき探求のお志の深さにほとほと感銘いたしました。

その年の暮れは、98 歳で他界した次姉の喪中ご挨拶状を差し上げましたら、ご丁寧なお悔み状をいただき、その添え書きに、「貴君の警察における功労（特に刑事における）は大です。後輩のためにも、要点を書いてはいかがでしょうか。」とのことでしたが、更に 12 月 9 日には「川路利良大警視研鑽会」発行の『大警視だより続刊第 5 号』をご恵送いただき、加藤さんはそれと一緒に、「一読され、よろしかったら会員になって下さい。」との紙片を入れて下さっておりましたので、早速入会の手続きをとりました。昨年（平成 30 年）2 月 6 日に加藤さんから研鑽会入会のお礼状をいただきました。これが私がいただいた加藤さんの書状の最後となりましたが、あくまでも川路大警視の偉業を究めて世人に伝え、「現在の警察の正当性を研認したい」旨の意欲を明示されておられました。したがって、たとえ体調には問題をかかえておられても、強い研究意欲によって支え続けられるであろうと確信いたしておりました。

おわりに

本年 5 月 15 日（水）夕刻、廣瀬権部会長から久しぶりにお電話をいただき、「実は去る 5 月 8 日（水）に加藤さんが亡くなられ、いろいろ用件もあったので本日お宅へ弔問に伺ってきました。」とのことでありました。思いもかけなかった事実には愕然としてしばし言葉を失いました。常々お便りを下さる都度「一度会いたいものですね。」と添え書きをして下さったにも拘わらず、ここ数年はお会いする機会をもたなかったこともあり、早速奥様にお電話でお悔みを申し上げ、弔問をさせていただくかどうかを考えましたが、御悲嘆のなかでお取込みもさこそと拝察いたしまして、別途に弔意を表させていただくことといたしました次第であります。

しかし、どうも蟠りが去らずに過ごしておりましたところ、本年 8 月 8 日（木）に廣瀬部会長からこの度の「追悼の儀」が催される旨のご連絡を受け、更に 9 月 9 日には事務局長の佐藤裕夫様から本日の催しに関する書面を頂戴いたしました次第であります。

加藤さん！！折りにふれ「一度会いたい」と仰られていらっしやったにも拘わらず、それを遂ることなくお別れを迎えてしまいました。悲痛かつ慟哭に耐えない次第でございます。ここに、御生前における心温る御高導・御交誼に衷心より厚く御礼を申し上げます。どうぞ安らかにお眠り下さいませよう、心からお祈り申し上げ、日々御菩提をお弔いさせていただいております。

合掌

(執筆者紹介)

故加藤会長と60年余の御交誼をもたれた小杉修二氏の御経歴は、次のとおりです。昭和3(1928)年8月生まれ(令和元年12月末で91歳4ヶ月)、同24(1949)年5月警視庁に入り、同32(1957)年1月警察庁刑事部捜査課に出向、翌33年4月警察庁に局制採用、35年捜査第二課新設により刑事局捜査第一課勤務、その後警察大学校本科第一部(第24期)、特別捜査幹部研修所(第1期)各卒業、昭和43(1968)年3月任警視、特別捜査幹部研修所教授となり、爾後警察庁、全国府県の捜査幹部等を歴任、昭和59(1984)年警察庁刑事局鑑識課長、同60年福井県警察本部長、同61年警察庁刑事局捜査第一課長となり、昭和62(1987)年7月退職。

加藤晶先生の追悼部会に参列して

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 齋藤眞康

メールで突然の訃報に接し、ただ驚きうろたえるばかりでした、暫くすると歴史部会(警察史研究部会)事務局から追悼会のご案内を頂き、直ちに出席の届をしてから、日程の調整をし、ご薫陶を受けたことを走馬灯のごとく思い出しておりました。

冷静に思い巡らすと、かつてお会いすると、まず、必ず「川路大警視」の事をはじめ歴史部会の今後取り組むべき課題を熱っぽく語り具体的、個別的に指摘して、多角的視野から緻密かつ詳細に議論を展開されるのでした。

神奈川県警察本部長の際には、警務課で組織管理を担当していましたが、本部長室に決済に伺うと、ほぼ必ず数時間に亘り傍らのテーブルに座っているように指示され、他の決済などを行いながら、ポツンポツンと課題を切り出しては法令用語辞典を開いて解かり易く教示されるのでした。担当していた大きな課題として市ヶ尾警察署(現・青葉署)をはじめ宮前署及び麻生署などで用地の選定から取得には、いつも緻密で具体的な指摘を仰いで確定した上で取得したことが忘れられません。

組織管理では常に大きな課題を抱えていたが、具体的な議論に執着して的確な指摘をされて全て解決していたものでした。

さぼてん科に属する花で月下美人という、めったに咲かないきれいな花があり、「もう一度会いたい人」と言う花言葉がついているが、正に加藤先生の事と思っている。

かつて、一般社会で警察といえば「安月給」「おい!、こら! 巡査」等のほか関東圏では「茨城巡査に鹿児島警部」と揶揄して雑誌などでも散見されたものだが、昭和40年代の待遇改善政策で階級構成が見直され、幹部警察官が増加し、特定の財政豊かな地域では一般公務員より高い給与になるなどの現象があり、近年では女性の社会参拵や、差別用語の排除からパワハラにセクハラなどが社会問題化し、取り調べの可視化

に、驚異的な通信技術や制御技術の発達から AI 化へと進展して、更には斬新な警察装備の導入など明治維新に匹敵するような社会変革期にあり、川路大警視の研究から警察管理の手法を現代化することに重点を置く必要があると考えられ、当面多角的、総合的なマネジメントについて新しいテキストを整備することが大切なようである。

故警察史研究部会加藤晶部会長の思い出

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 白井良雄

警察官の心は総て仁愛補助の外に出でざるべし。是を以て警察権の発動も亦総て仁愛の外に出でず、故に警察官たる者は人民の憂患を聞見する時は己も其憂を共にする心なかるべからず。—『警察手眼』

平成 13 (2001) 年度から警察政策学会 (警察史研究部会に所属) に加入し、以後加藤晶部会長にお世話になりました。研究部会では、加藤部会長は発表者に適切な質問をして、研究内容を深めたりしていただきましたが、その姿勢は刑事警察の捜査で、多面的な捜査をして、真実を探し出す方法に似ていると思いました。

フィールドワークとして、平成 18 (2006) 年 6 月 24 日に、加藤晶部会長、戸高公德氏、斎藤眞康氏と筆者の 4 名で、横須賀市深浦にある官修墓地を調査した後、横浜市中区山手にある横浜外国人墓地を訪問し、日本の監獄制度の近代化に貢献した故ゼーバッハ氏 (1859~1891) のお墓等を調査しました。更には、関東大震災直後、朝鮮人が井戸の中に毒を入れたというデマにより、自警団が朝鮮人をリンチしようとしていました。当時、神奈川警察署鶴見分署・分署長の大川常吉警部 (1877~1940) と署員たちは、朝鮮人を警察署の中に保護した後、船で神戸へ避難させました。その後、助けられた朝鮮人たちが大川氏の菩提寺である東漸寺本堂入口に「故大川常吉氏之碑」を建立しました。その顕彰碑なども見学したことを覚えております [本書 168 頁参照]。

特に印象深いことは、明治 10 (1877) 年の西南戦争に参加した警察官が兵士になって戦い凱旋の際、帰路の船内でコレラに罹り他界し、横須賀の地で茶毘に付され、遺骨が家族のもとに戻されず、官修墓地に埋葬されていたことです。その不遇な兵士に深い同情を寄せられた加藤晶部会長、戸高公德氏、斎藤眞康氏に誘われて、横須賀市深浦にある官修墓地墓前祭に参列しました。加藤部会長と戸高氏や斎藤氏の先輩の方々の共通していることは、日本国のために貢献したのに、その後不遇であったり、立派な業績が忘れられたりした故人に対する仁愛に満ちた心遣いを、墓参という形で自主的に実践しておられたことでした。冒頭に引用した川路利良大警視の『警察手眼』の精神に通じるものがあると思われました。

更には、平成 22 (2010) 年 7 月 24 日に、加藤部会長が、元朝東甌王氏編纂・本朝河合尚久氏和譯『變死傷檢視必携 無冤録述 完』(磯村兌貞、明治 24 年 10 月刊) の復刻版を警察史研究部会会員に配布し「明治中頃以降の刑事警察にたずさわる警察官の多くはこの本を参考書として読んでいた。但し、特に土左衛門の内容は科学的に根拠がないので誤りである。」と解説されました。これを読んでいた当時の警察官の教養の高さに感心しました [本書 183 頁以下参照。]。また、平成 30 (2018) 年 3 月 24 日には清水川正基氏 (1936～) 著『警察誕生物語』(総合調研、平成 27 年刊) を研究部会会員に配布し、さりげなく我々の教養を高める心配りをされました。

加藤部会長が警察史研究部会会員のために研究指導だけでなく、いろいろと後輩のために細やかな心遣いをされましたことに思いを馳せ、生前のご指導に感謝し、ご冥福をお祈りいたします。

合掌

第 4 廣瀬権氏拾遺

警察協会雑誌目次集の発行に際して

公益財団法人警察協会専務理事
警察政策学会警察史研究部会員 廣瀬 権

私からは、この『警察協会雑誌目次集』を利用される方々の利便のため、警察協会（以下「協会」と言う。）の歴史、『警察協会雑誌（以下『警協誌』と言う。）』の特徴、そして目次集作成にあたって配慮した点などについて、簡単に触れておきたい。

警察協会の歴史のうち組織・寄付行為の変遷、全国慰霊祭関連を年表にしてみた。

明治 33（1900）年 4 月 22 日	全国警察職員が毎月納入する会費を基に任意団体として発足
明治 42（1909）年 2 月 1 日	警察官練習所開設
明治 44（1911）年 8 月 1 日	民法に基づき、財団法人警察協会寄付行為が内務大臣から認可され、公益法人として発足
昭和 9（1934）年 10 月 26 日	明治初年以來 60 年間に殉職された警察消防職員 1,553 名に対する招魂祭典を執行
昭和 31（1956）年 10 月 29 日	昭和 29 年の警察制度の根本的改正に伴い、寄付行為を改正して、東京都知事の認可を受け再発足
昭和 48（1973）年 10 月 18 日	寄付行為を抜本的に改正、内閣総理大臣の認可を受ける
昭和 48（1973）年 10 月 29 日	戦後第一回全国殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭を執行（以後、毎年秋実施、平成 25 年度の慰霊祭は第 41 回目となる。）
平成 24（2012）年 4 月 1 日	公益財団法人警察協会発足

以上のように、協会は発足以来今年で 113 年の齢を重ねるが、時代の要請に応じて、その任務・目的を大きく様変わりさせてきた。

明治 33 年発足当初の協会は、その規則（明治 33 年 4 月 22 日制定）第 3 条において、「本会ハ警察ノ事務ニ従事スル者ノ学術武芸ヲ奨励シ徳義ヲ涵養シ警察ノ進歩ヲ期シ兼テ会員ノ親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス」、と定め、その目的を達成するため、第 4 条において、「雑誌ヲ発行シ及図書ヲ出版スル事、通常会員ノ病傷者又ハ死亡者ノ遺族ニ共済金ヲ贈与スル事、警察上功劳偉績アル者ノ名誉ヲ表彰スル事、職務上死亡シタル

者ノ為祭祀ヲ行フ事」とされた。あげて警察職員の資質の向上、すなわち教養・教育に重点を置き、次いで職員に対する共済的事業・職員の功労に対する表彰を掲げ、最後に殉職者の祭祀を行うとされている。殉職者の祭祀が最後になっているのは、発足当初は、府県におかれた協会支部において執り行うとされたためであろう。協会本部が、全国殉職警察（消防を含む）職員招魂祭を実施したのは、昭和9（1934）年である。

今日の協会は、その定款第3条において、「国民が警察活動に協力し……て死傷した場合……、警察職員が警察職務の執行に際して死傷した場合等において、本人とその家族に対する救済援護等を行い、これらの行為を顕彰するとともに、国民を犯罪や災害から守るための対策についての広報・啓発、警察職員の職務執行能力の向上を図るための図書の発行等を行うことにより、警察活動が国民の理解と協力の下に円滑かつ効果的に推進され、もって犯罪の防止及び治安の維持に資することを目的する。」とされている。殉職・殉難者等（一般国民の場合を「殉難」と言う。「等」は傷病の場合を言う。）の救済援護・慰霊等に関わる任務を第一に掲げ、次に国民と警察との架け橋になる仕事に力点を置いている。この国民サイドに立った方針は昭和48年10月に行われた寄付行為の抜本改正に発するものである。殉職・殉難者慰霊祭が今日のような形で行われるようになったのもこの時からである。これらのことが評価されて公益財団法人に認定された。なお、昭和23年6月をもって終了した『警協誌』との関係で言えば「警察職員の職務能力の向上を図るための図書の発行業務」にその精神を引き継いでいると言えよう。こうした協会の歴史を頭に置いて、『警協誌』を紐解いていただきたい。

次に『警協誌』（明治33年6月～昭和23年6月）の特徴等について書いておきたい。

大浦兼武初代警察協会会長の発刊の辞（創刊号3頁）は、極めて格調が高い。（協会の発足時の布陣は総裁に西郷従道内務大臣、会長に大浦兼武警視總監、委員長に安楽兼道内務省警保局長の三頭制であった。）すなわち、「警察ハ専門ノ事務ナリ、経験習練年ヲ積ムニアラサルヨリハ、妄リニ之カ容喙ヲ許サスト、……為メニ警察ノ研究ハ、永ク専門特有ノ観アリキ、……是レ豈我カ警察界ノ一大欠点ニアラサランヤ、凡ソ社会専門ノ事項ヲ研究シ、以テ其発達進歩ヲ助長セントスルモノ、或ハ其同学各家ノ団結ニ、或ハ書籍雑誌ノ発行ニ、総テ言論出版ノカヲ借リテ、論難攻究之カ研鑽ヲ策セサルハアラス、……独リ警察ノ団体ニ至テハ、従来未タ此等ノ機関ニ依テ、其相互ノ智識ヲ練磨シ、斯道ノ発達ヲ補益スルモノハアラサリキ、其警察界ノ智識カ社会事物ノ進歩ニ伴随セストイフモノ、豈故ナシトセンヤ、……今漸クニシテ其機関雑誌第一号ノ刊行ヲ見ルニ至レリ。」と論述して、『警協誌』の創刊を喜ぶとともに、今後の努力継続を訴えている。

中身は相当高度な実務書である。これさえ読んでおけばかなりの事情通になり、多くの難問にも自分の意見を述べるができるようになったであろう。また、今日においても大変勉強になる。関東大震災、昭和8年三陸沖津波をはじめとする震災関連記事は、東日本大震災の経験をした目で、各界において読みなおされるべきものであろう。戦争と警察の考察、ここ数年導入百周年の時期を迎えている指紋や警察犬導入

にあたっての苦労話、数は少ないが中身は注目に値する暴力団関係報告（「暴力行為等処罰に関する法律に就て」（第 308 号）や「イタリアの悪漢団体」（第 347 号から第 353 号））は、大変面白い。

また、『警協誌』が発行されていた 48 年間は、まさに戦争と戦争に挟まれた、未曾有の国難の時代にあつて、雑誌編集には、用紙の工面をはじめ様々な苦労の連続だったと思われる。戦意を奮い立たせる記載が多くなるのはやむを得ないが、決してヒステリックにならず、冷静に、理性的、そして民主的な編集に徹せられた。編集・企画に携わった方々に深い敬意を覚える。大浦兼武氏（前述、大正 7 年（1918）10 月号）、田山宗堯氏（協会雑誌初代印刷所「警眼社」社長、大正 15 年 4 月号）、安楽兼道氏（前述、昭和 7 年（1932）5 月号）、後藤狂夫氏（協会雑誌初代編集主任、同号）、清浦奎吾伯爵（昭和 17 年（1942）12 月号）、当初から「協会」・『警協誌』に携った松井茂博士（昭和 21 年 4・5・6 月号合併号、同年 9・10 月号）に対する追悼文を読むと、この感を強くする。

『警協誌』の謎にも触れておきたい。

第一の謎は、第 521 号は実在したのか、ということである。第 520 号は昭和 18 年 11 月 12 月合併号である。昭和 19 年、昭和 20 年、昭和 21 年 3 月の間は、完全休刊。そして再刊号は第 522 号（昭和 21 年 4・5・6 月合併号）とされた。第 521 号が見つからないのである。復刊までに 2 年余。このあいだに終戦。雑誌作りに携わる者がこの間何もしないことがありうるであろうか。そして彼らが号数を間違えるというようなことはありえるだろうか。「どこかで見たような気がする。見つけたら書誌学上の大発見だ」とおっしゃる方（加藤晶先生）もいる。

二つは、なぜ警協誌は昭和 23 年 6 月の第 529 号「新警察法施行記念特集号」を以て終わってしまったのか、ということである。戦後の発行はわずか 8 号、頁数もやせ細って、第 527 号（昭和 22 年 8 月号）はなんと 16 頁である。そうした中で第 529 号は、警察法の施行に向けての国家公安委員長の決意を載せたり、49 頁に増やしたり、若干の期待を持たせる内容であった。それなのに突然の終了。終了あいさつのようなものは、どこからも発見されない。跡形もなく消滅、である。いったいどういう経緯があったのだろう。

この二つの謎については、今後も追求していきたい。しかし正直言って、術がない。碩学の教えを乞う次第である。

最後に、目次集作成にあたって配慮したことを申し上げたい。

残念ながら警協誌全号を保管しているのは、国立国会図書館本館と当協会の二か所で、その他の図書館では所蔵していても、かなりの欠号があるようだ。国会図書館では、戦前発行分は既にデジタル・電子化を完了し、館内閲覧に供している。紙質劣化が加速度的に進む今日、デジタル化は大変ありがたい。将来は、在宅のままデジタル資料にアクセスできるようになると思う。だが、そうなる迄にはかなりの時間がかかると思われる。したがって、現状では相当の事前準備をしてかからないと、たとえコピーを取るだけにしても、所期の目的を達成できない恐れがある。本目次集は、そうした皆様の事前準備に少しでも役立つことを願って、作成したものである。

作成にあたっては、国会図書館のご了解を得て同図書館のデジタル・データを利用させていただいた。警察協会のホームページ〈<http://www.keisatukyoukai.or.jp/>〉の『警察協会雑誌』コーナーにあるPDFファイルを開いていただければ、著者別・表題に含まれる事項別での検索ができる。しかし表題に含まれていない項目については丹念に追ってゆくしかない。相当の根気がある。たとえば「暴力団」で検索を行っても、何も出てこない。ところが、先に触れた「暴力行為等処罰に関する法律に就て」、「イタリアの悪漢団体」、「町奴と自警団」など、関連のありそうなものは結構ある。こうしたものの発見は、ゆったりした気持ちで、冊子になった目次の活字を追ってゆく方が、結果的に効率が良いのではなかろうか。アナログの利点である。

本目次集は、『警察協会雑誌』の実物感を味わえるよう原寸大（A5版）、縦書き、当時の漢字表記とした。本目次集が、現役警察職員の諸執行務遂行に、警察史を学ぶ方の研究に、いささかなりともお役に立てば、望外の喜びである。

この目次集作成にあたっては実に多くの方々にご指導・ご協力をいただいた。加藤晶警察政策学会・警察史研究部会長からは、警察の歴史、書誌学上の教えなどのご教授をいただいた。吉原丈司同部会員は、協会・警協誌に関する詳細なご研究をネット上に発表されている。大変参考になった。戸高公德元同事務局長には、企画から校正まで綿密なご指導をいただいた。協会においても佐藤守事務局長が、協会保管の警協誌の全号整備を果たしてくれた。また実際の目次作成に当たっては、コンピューター技術に秀でた野村輝美係長が、一人で引き受けてくれた。同氏がいなければ、この目次集は日の目を見ることがなかったであろう。このほかにも多くの方々が尽力してくださった。いちいちお名前を申し上げないが、ここに深甚なる感謝を申し上げる。また、ご理解とご指導を頂いた国立国会図書館に心から御礼申し上げます。

平成 25 年 12 月

[初出：『警察協会雑誌目次集=警察政策百年の論述=』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・公益財団法人 警察協会、平成 25（2013）年 12 月刊）（原文は縦書）]

「警察協会雑誌の謎」 解明に向けた一歩

前公益財団法人警察協会専務理事
警察政策学会警察史研究部会員 廣瀬 権

『警察協会雑誌』（以下『協会雑誌』と言う）は、警察協会（以下「協会」と言う）（註1）が、明治33年（1900）6月から昭和23年（1948）6月の48年間一終戦前後の大きな中断はあるにしろ一原則毎月一回定期に発行した機関誌である。今日、主要大学では警察学講座を設けるなど、各界に於いて熱心な警察研究が行われているが、実は約百年前から警察政策に関する活発な論述がなされ、その折々の成果が『協会雑誌』に結実していたこともまた注目されてきている。

そこで警察政策学会警察史研究部会（加藤晶部会長）（以下「研究部会」と言う）と協会（金澤昭雄会長）は、研究者の利便に供するため、平成25年（2013）12月、共同して、冊子版の『警察協会雑誌目次集＝警察政策百年の論述＝』（以下『目次集』と言う）を発行した。同『目次集』の発行は、以前協会常務理事を務められ、平成25年3月お亡くなりになった故武藤誠氏（註2）がかねてから提唱されていたものであったが、残念ながら生前にお届することはできなかった。現在、研究部会で『武藤誠先生年譜・著作目録』を整備中である。『目次集』の発行部数は予算の都合上250部と極めて限られてしまったが、全国警察本部の図書室に配布されているので、現役の警察職員諸君はそこで手にすることができる。冊子版には執筆者索引が付いている。本冊子版にあわせ、警察協会のホームページ〈<http://www.keisatukyokai.or.jp/>〉『警察協会雑誌』コーナー（PDFファイル）を設けたが、用語による検索を行うことが出来る。

『目次集』作成の過程で、『協会雑誌』には二つの謎が存在することが分かった。『目次集』の私の巻頭言から引用する。

「第一の謎は、第521号は実在したのかどうか、ということである。第520号は昭和18年11月・12月合併号である。昭和19年、昭和20年、昭和21年3月までの間は、完全休刊。そして再刊号は第522号（昭和21年4・5・6月合併号）とされた。第521号が見つからないのである。復刊までに2年余。このあいだに終戦。雑誌作りに携わる者がこの間何もしないことがありうるであろうか。そして彼らが号数を間違えるというようなことはありえるだろうか。『どこかで見たような気がする。見つけたら書誌学上の大発見だ』とおっしゃる方もいる。

二つは、なぜ昭和23年6月の第529号「新警察法施行記念特集号」を以て終わってしまったのか、ということである。戦後の発行はわずか8号、頁数もやせ細って、第527号（昭和22年8月号）はなんと16頁である。そうした中で第529号は、警察法の施行に向けての国家公安委員長の決意を載せたり、49頁に増やしたり、若干の期待を持たせる内容であった。それなのに突然の終了。終了あいさつのようなものは、どこからも発見されない。跡形もなく消滅、である。いったいどういう経緯があったのだろうか。」

続けて「この二つの謎については、今後も追求していきたい。しかし正直言って、術がない。碩学の教えを乞う次第である。」とお願いした。

なお『協会雑誌』については、すでに平成 19 (2007) 年 1 月 1 日から吉原丈司氏の詳細な研究がネット上に存在し、特に第一の謎については、同氏の「【補遺 2】『警察協会雑誌』第 521 号は幻か—同号探索覚書—」(註 3) に、教えていただいたものである。

第 521 号の顛末、第 529 号で打ち切り、これらについて『協会雑誌』は何も語らないし、他の公刊物上での説明も見当たらない。謎のまま今日まで来てしまったのである。『目次集』発行のこの期に、何とか謎解きに努力してくれないか、加藤部会長から研究部会員に対して希望が表明された。

私は、『目次集』の発行を見届けて、平成 25 (2013) 年 12 月、協会を退職したが、引き続き協会の方々のご協力を得て、謎解明に当たった。今回一定の前進があったので、ここに報告する。協会の名前で発表すべきものであるが、これまでの経緯から私の名前で出すことをお許しいただいた。本稿は、加藤部会長のご指導の下、可能な限り文献に当たって科学的・実証的に謎を解明する書誌学的アプローチを試みたものがある。道半ばの不完全なものであるが、踏み台になれば幸甚と考えている。

平成 26 (2014) 年 1 月 20 日、今泉正隆氏 (元警視總監、前協会会長) から、お手紙をいただいた。「立花書房発行の『警察学論集』なり『警察公論』(註 4) が、『協会雑誌』を継承した可能性があるのではないかと考えて、橘英明立花書房会長に尋ねてみた。橘会長からは『結果的に継承に繋がっているとすれば大変光栄に存じます』が、両誌に『協会雑誌』を継承する趣旨があったとは、全く聞いていない、とのことであった。」「謎解明には空振りとなったが、参考に」と送っていただいた。このお手紙に後押しされて、私どもは謎解明のピッチを上げた。

私が国会図書館、国立公文書館等で関連文献を渉猟し、疑問点を協会の方々に調べていただく方法で進めた。

国会図書館の検索用パソコンで『協会雑誌』を引くと、第 1 号から第 520 号までは、デジタル化されているので、そのままそのパソコンで、全号全文を見ることができる。このサービスは、平成 26 年 1 月 21 日から全国の主要図書館でも利用出来るようになった。しかし第 522 号から最終第 529 号については、同館憲政資料室のマイクロフィルム・フィッシュでない、と見ることができない。上記サービスの対象外である。これらの号は GHQ の検閲を受け、その後プランゲ (Prange) 文庫 (註 5) として国会図書館に収められている。他の雑誌については、プランゲ文庫収納分も、逐次デジタル化されているようであるが、『協会雑誌』のこの分断には大きな違和感と不便感を覚える。第 521 号の謎がここにも影響しているのではなかろうか。

まず『協会雑誌』そのものの記載から、第 521 号の謎に迫れるだけ迫っておこう。

第 522 号は、戦後の昭和 21 (1946) 年、4・5・6 月合併号として出されたが、「復刊の言葉」(p 2) と「警察協会のありかた (雑報)」(p 30) が載っている。

「復刊の言葉」

「本誌は休刊 2 年 4 か月。ここにまた諸君の机上に爐辺にまみえることとなった。諸君と共に喜びにたえぬところである。悪夢はすっかりかなぐりすてて明朗日本、民主日本の

立役者の一員たるべき警察官諸君の好伴侶たるべく努力する積りである。——本誌が必ずや再建日本の光明として諸君らが努力を傾注してくれるであろうことを念願して、復刊の言葉としたい。」(現代用語とした。以下同じ。筆者)

「警察協会のありかた (雑報)」

「警察協会雑誌が再び諸君の前におくられる日の来ることは何よりも悦ばしい。あの劇しい空襲のさなかにも、一日も速く復刊するようと、常に激励された、いまは亡き松井副会長(後述)の霊も地下できっと満足されていることと思う。雑誌が出なくなったのは昭和19年1月、今日まで2年4ヶ月になる。こんなに長い間出すことができなかったわけは、幾つも算えたてられる。しかし、それを茲で述べることは、徒らに、愚痴をこぼし、言いわけを繰返すことに過ぎないので、やめさせて頂く。唯、最善を盡すことの出来なかった私たちの微力を心よりお詫び申し上げる。日に算えての八百五十日は、長いと言っても自然の悠久に比ぶれば、寔に一瞬に過ぎないので、この間に、日本は全く変わって仕舞った。…いま私たちは…新しい日本の再建に歩み出しているのだ。警察もまた例外ではない。…警察協会雑誌も亦自らの進む新しい道を拓かなければならない。」

長い間発行できなかった悔しさがにじみ出ている。民主日本の再建のため『協会雑誌』も新しい道を拓く旨の決意を述べている。第521号のことについては、全く触れられていない。ここに一言語ってくれていたら「謎」にはならなかったのにとすると、この沈黙が重く感じられる。

そこで、終戦前最後の発行となった第520号に戻ってみると、同号は「昭和18年11・12月合併号」となっていて、巻末(p40)に、「本誌は都合により9月号、10月号を臨時休刊致しました。10万会員諸君には寔に申訳ないことと存じますが何卒ご寛容くださるようお願いいたします」と「御断り」を載せ、さらに「歳末詫言」の欄を設け、次のように述べている。「本誌、遂に9月号10月号の休刊をせねばならなかった。本年物動計画の実施に伴う用紙割当量の漸減と用紙に反比例して発行部数(会員)は増加する一方で、現在では10万3千を突破している。10万を越えるという雑誌はその頁数が少ないとはいえ大雑誌である。…またそれだけに用紙の入手になかなか困難が伴うのである。…決戦に次ぐ決戦の現段階に於いては、よし雑誌の発行停止となるも亦己むを得ないことと考えるのである。9月号10月号を休刊し、更に本誌は11月号12月号の合併号である。この間の事情をよく諒解せられたいのである。右の如き状況によって編輯された本号に付いては甚だ不備の点が多い。それは9月から12月に至る…新旧記事の取り交ぜの感があり、書かれた方にも会員諸君にも申訳ない事と思う。用紙の入手が本年中見当がつかねたので編集部では再三再四計画を変更し、遂に本年中は全部休刊せねばならぬことを覚悟したのである。ところが12月の半ばに至って漸く本号を出しうる量の用紙が入手できたようなわけである。…(昭和18、12、15 麓人生)」

そして奥付を見ると、なんと「昭和18年9月30日印刷、昭和18年10月1日発行」となっている。10月に発行しようと思っていた、表紙・奥付は印刷した。しかし用紙が足りない、出せない。12月半ばになって急に用紙の手配ができた。急遽発行。11月12月合併号として…。このへんを詳細に検討されたのは、吉原丈司氏『警察協会雑誌』第521号は幻か —同号探索覚書— である。

第 520 号、522 号の奥付を見ると、編集兼発行人は、ともに小山武四郎氏である。同氏の存在は極めて重要と思われるので、『協会雑誌』『全国警察職員録』等でその経歴を追ってみた。第 499 号（昭和 16（1941）年 12 月号）「編輯後記」に次の記載がある。「協会では先般新たに小山主事を迎えた。小山さんは改めて御紹介する迄もなく警察講習所勤務 17 年、あの見事なお鬚と共に福德円満の性格は全国警察幹部諸賢の夙にお馴染みのところであろう。協会としては得難い適任者を迎えて春立へかる（ママ、『かへる』か）思いである。」。雑誌編集にとどまらず功労者の表彰、会員及びその家族の共助等々幅広い仕事を行う協会の主事・責任者として迎えられているのである。そして第 500 号（昭和 17（1942）年 1 月号、平穏な時代なら一大記念号となったと思われる）から編輯兼発行人に就任している。ズシリとした存在感のある編集兼発行人である。「全国警察職員録」（協会発行）によれば、昭和 37 年 11 月 28 日現在、引き続き協会主事であるが、昭和 43（1968）年 11 月 25 日現在では、事務局トップの幹事になり、昭和 45（1970）年 3 月までには退職されたようである。実に 30 年近く協会に勤務されたことになる。

先の第 520 号「歳末詫言」の「麓人生」については、警保局・内務属の渡井千年氏であることを、大阪府警部補から雑誌編集主任となった中島茂三氏が明らかにしている（第 503 号、昭和 17 年 4 月号 p 26）（註 6）。渡井氏は第 500 号では、本名で「協会雑誌の回顧」、「編集後記」を書き、「芙蓉麓人」（註 7）名で中島氏の先任の故佐藤進編集主任への挽歌・追悼文を書いている。そして「歳末詫言」と、大変重要な働きをしている。

さて第 521 号の謎に関して、協会雑誌から読み解けることは、小山氏、渡井氏、中島氏が係っていたということであるが、私は、長く協会全体の運営に携わった小山武四郎氏こそキーマンだと考えている。

第二の謎（何故第 529 号で終わってしまったのか？）との関係から第 528 号と第 529 号の奥付を載せておく。

第 528 号の奥付、

昭和 21 年 10 月 25 日発行 編集兼発行人 小山武四郎 東洋印刷株式会社 麴町区内務省警保局警務課内 財団法人 警察協会

そして

第 529 号の奥付、

昭和 23 年 6 月 30 日発行 編集兼発行人 小山武四郎 国家地方警察本部人事課内 財団法人警察協会
--

とある。

昭和 22（1947）年 12 月 31 日、内務省廃止、昭和 23（1948）年 3 月 7 日、国家地方警察本部発足と、警察組織は大きく様変わりし、協会の所在も内務省警保局警務課内から国家地方警察本部人事課内へと変わっているが、協会雑誌の編集兼発行人は、

一貫して小山武四郎氏であった。同氏は第2の謎解きのキーマンでもある。

『協会雑誌』以外の文献で、唯一参考になったものを掲げておく。それは『松井茂傳』（松井茂先生自傳刊行会）（昭和27（1952）年9月5日印刷9月9日発行）である。松井茂博士（註8）は、明治33年の協会の立ち上げ・協会雑誌の発行から、昭和20年9月にお亡くなりになるまで、文字通りその一生を協会に捧げられた方である。大正13年12月から協会副会長を務められ、実に142回にわたって協会雑誌へ寄稿しておられる。ご功績を讃えて出された『松井茂傳』の刊行会委員長は丸山鶴吉氏（後警視総監）、高橋雄豺氏（後警視庁警務部長、読売新聞副社長）が校訂、小山武四郎氏が年譜を作成している。発行者は、「松井先生自傳刊行会委員長丸山鶴吉、千代田区丸の内1-8-5（財）警察協会内」とある。ここでも小山武四郎氏が重要な働きをしている。巻末の高橋雄豺「松井先生の『自傳』を校訂して」には、「年譜は小山武四郎君の努力によって出来た。何でもないことのように見えて、あれにはなかなか努力と時間とが使われている。殊に一般事項の欄には非常な苦心が払われており、類書に見られぬ特色をもっていることに注目して頂きたいと思う。」とある。

年譜の「昭和20（1945）年」の欄に次の記載がある。

昭和20年8月30日、内務省における警察改善委員会に出席す（疎開先の西多摩郡霞村師岡からと思われる。筆者）。疲労甚だし。

9月8日、内務大臣あて最後の意見書を認む。

9月9日、午後5時30分逝去

ご子息松井彰氏は、この時のことを次のように書いている。

「9月に入ってからは、今度は家人や主治医等数名が父を囲んで帰京（内務省に出てゆくこと、筆者）を押し留めた。ニタリと笑って『無理かな』といった。父は『それでは』と仕上げを急いだ。それが死の数時間前に書上げて、小山主事へ内相への伝達を頼んだ意見書であるが、内容はさすがに後へ行くほど混乱して行っていて『遺言』との限界がぼけたところで終わっている。書き終えた父はグッスリ安眠、時々『いま死ぬぞ』『身体をきれいに拭いてくれ』などといっていたがだんだん物をいわなくなり、スヤスヤと永眠した」（松井彰「自傳の後に」（『松井茂傳』p513）。

残念ながら、意見書は『自傳』に収録されていなかった。松井先生のことだから、恐らく『協会雑誌』のことにも言及されたのではないかと、期待したのだが、発見できなかった。小山氏への信頼がいかに厚かったかが分かる。

このほか国会図書館、国立公文書館において、「謎」について直接言及した所謂第一級資料を探したが、残念ながら発見できなかった。また当時の事情を知る方々からお話を聞こうと努力したが、生存されている方を把握できなかった。こうした方法では謎を解くことはできそうにない。そうだ、協会から「謎」に関する経緯とお詫びを書いた事務連絡のようなものが関係向きへ発出された可能性があるのではないか、協会の保存文書を収納している倉庫を調査すれば、何か発見できるかもしれない、そう考えて、協会幹部へお願いした。すぐに「『協会雑誌』という括りでは、何も残っていないし、事務連絡の類も協会の引越しの時に処分しました」と言う回答が来た。

万事休す、どうしようもない。

途方に暮れていたところ、協会野村輝美係長から二つの朗報がもたらされた。以下時系列順に記述する。

平成 26 年 3 月 5 日（メール）

協会野村輝美係長「昨日、委託保管業者の倉庫（埼玉県大里郡寄居町今市）にあった資料を整理していたところ、若干、『協会雑誌』について触れているものがありました。『協会のあゆみ』と言う執務資料を作成するために準備した資料中に紛れ込んでいたものです。文書はこの部分のみで、出所等は不明です。」とのこと。

粘り強く倉庫調べを続けていてくれたのだ。

文書は A5 判、4 ページ、タイプ印字・7 ポイントである。

関連個所を抄出する。（便宜上㊦とする。）

警察協会の歴史（概略）

〈昭和 20 年 2 月、戦災により旧麹町区大手町所在の警察協会の事務所が全焼、その際一切の記録、資料を焼失〉

明治 33.4.22 警察協会設立（任意団体として）一略一

明治 44.8.1 財団法人警察協会の設立許可一略一

大正 10.8.1 （財）警察協会寄付行為の全文改正が内務大臣から認可一略一

昭和 18 年から同 29 年までの間

〈協会の運営状況〉昭和 18 年 12 月に「警察協会雑誌」の発刊を中止後は、弔慰慰藉、表彰等の事業も辛うじて継続していたが、戦後のインフレに対応するすべもなく、協会雑誌発刊中止後は会費収入もなくなり、協会全般にわたる改組整備はつとに論議されていたが、何等具体的な結論を得ないまま昭和 29 年再度の警察改革を迎えた。当時、協会の改組整備等に具体策を打ち出せなかったのは、次のような理由によるものである。

- 収入面において、会費徴収、補助金及び寄付金等はいずれも難色が濃かったこと。
- 戦後において、労働基準法（後に公務員法）、公務災害補償法の制定、共済組合の給付及び事業の拡充、賞じゅつ金制度、警察共助会等の社会保障制度ないし職員の福利厚生施設が逐次整備されるに伴い、従来、協会が行ってきた表彰、弔慰、慰藉事業等は質的にも、金額的にも著しくその価値が低下するに至ったこと。
- 警察協会雑誌の復刊についても、当初においては資材の入手難により、後には類似刊物の増加、特に支部雑誌が全面的に発行されたのに伴いその要望は弱化するに至ったこと。
- 最初の警察法施行当時においては、国警、自警を通ずる全国的団体の整備強化には、GHQ 側に相当難色があると認められたこと。

協会雑誌の歴史（警察協会雑誌）

- 明治 33 年（1900 年）6 月、水野錬太郎編集監督により第 1 号を発刊
- 明治 33 年の初刊（第 1 号）を発行以来、昭和 18 年 12 月までの 43 年 6 ヶ月（52 ヶ月）の間、1 号から 521 号を発刊（但し、1 刊のみ欠刊）
- この警察協会雑誌は、全員に無償で配布され、明治、大正、昭和前期を通じ、本雑誌が全国の警察職員の学術技芸の向上とその職責観に貢献寄与したものは極めて多大であった。

・戦後は、昭和 21 年 6 月に第 522 号を復刊第 1 号として発刊したが、用紙の入手が困難であったり、印刷等の諸事情が悪いなどの諸事情から継続刊行が困難となり、昭和 23 年 6 月までの 2 年間に、7 号を刊行するに止まった。

・最終号 (529 号) は、昭和 23 年 6 月号で、新警察法施行記念特集として編集された。

会費の徴収 昭和 43 年 7 月まで、会費の徴収はしていない。

＊ ＊本稿は、警察協会職員であった、種村一男氏の業務メモの骨子を抜粋したもの

末尾の行も同じタイプ字で打たれている。この種村一男氏がもう一人のキーマンである (註 9)。

種村氏は、明治 35 (1902) 年 9 月群馬県高崎市出生、内務属、警保局警務課などに勤務し、戦後の内務省解体後は国家地方警察本部の要職を務めた。氏は、その間の各種政策・法令、予算、重要案件、諸会議等に関する原史料を多数所蔵しており、これらは、昭和 45 年代に警察大学校に寄贈されたが、警察庁によって平成 9 年度に旧内務省警保局関係文書とともに国立公文書館に移管され、平成 11 年に公開された。同氏は、『協会雑誌』に 21 回投稿されている。昭和 37 (1962) 年から 44 (1969) 年の間は協会の外郭である警察共助会事務長 (事務局長との呼称の時も) の職にあったことが「全国警察職員録」に認められる。私は国立公文書館で「種村氏文書」に目を通した。警察協会に関する文書も 2 件ほどあったが、「謎」解明につながるものではなかった。

さて、この㊦文書が何時、誰によって、どういう目的で作成されたのかは明らかでないが、種村氏のメモをもとに協会幹部が作成したものであろう。「1 号から 521 号を発刊 (但し、1 刊のみ欠刊)」の表現は不親切で、何号が「欠刊」なのか分からないが、『目次集』を追ってみれば、第 521 号のほかには欠けている号はなく、同号でしかありえないことが分かる。「欠刊」とはどういう状態を言うのかもはっきりしない。かなり原稿等を集めたが、事情が生じて、結果として世に出せなかったということであろうか。出所不明な文書ではあるが、種村氏もかかわっている文書であれば、第 521 号は世に出なかった、発刊されなかったと結論付けて間違いのないであろう。発刊されたけれどもどこからも見つからないとか、『目次集』386 ページの「第 521 号未発見」とかいうものではなく、そもそも存在しなかったというのが正解であろう。

平成 26 年 3 月 12 日、協会野村係長より朗報第二弾 (メール) が来た。

野村氏「委託保管中の資料を取り寄せましたところ、いい資料がありましたので、参考におくります。」

文書は A5 判、48 ページ、タイプ印字・10.5 ポイントである。(便宜上㊦とする。)

「昭和 43 年 7 月『財団法人警察協会の記録』附 事業拡充計画の構想 (未定稿)」

はしがき

財団法人警察協会事業の改組拡充を図るための参考資料として、警察協会が生まれてから現在までの組織、事業及び資産等について略述した。

旧麹町区大手町にあった警察協会の事務所は、昭和 20 年 2 月戦災により全焼し、一切の記録や資料を失ってしまった。したがってその以前の資料は、後に入手することのできた協会雑誌の一部その他の断片的なもののほか頼るものがなく、やむを得ず確度の低いと

思われる資料も使用した。これ等は更に検討を加えて正確を期することとしたい。—略—
このプリントは部内役職員の検討用として、20部を限り作成したものである。

第一 組織の変遷

1 警察協会の誕生—略—

2 財団法人となる—略—

3 大正 10 年の大改革—略—

4 戦後の改組

「すでに述べたように、大正 10 年改正の寄付行為は、戦後まで引き続き施行されてきたのであるが、明治 33 年以来中断することなく刊行されてきた警察協会雑誌も用紙の入手難、印刷所の焼失などで昭和 18 年 12 月発行を中止するのやむなきに至った。弔慰慰籍、表彰等の事業も辛うじて継続していたが、戦後のインフレに対応するすべもなく、協会雑誌発刊中止後は会費収入もなくなり、協会全般にわたる改組整備はつとに論議されていたが、何等具体的な結論を得ないまま昭和 29 年再度の警察改革を迎えたのである。当時、容易に結論を得られなかった理由ともいえるべきものを挙げてみると、次のとおりである。

- 収入面においては、会費徴収、補助金及び寄付金等はいずれも難色が濃かった。
- 戦後において、労働基準法（後に公務員法）、公務災害補償法の制定、共済組合の給付及び事業の拡充、賞しゅつ金制度、警察共助会等の社会保障制度ないし職員の福利厚生施設が逐次整備されるに伴って、従来、協会が行ってきた表彰、弔慰、慰籍事業等は質的にも、金額的にも著しくその価値が低下するに至ったこと。
- 警察協会雑誌の復刊についても、当初においては資材の入手難により、後には類似刊行物の増加、特に支部雑誌が全面的に発行されたのに伴いその要望は弱化するに至ったこと。
- 最初の警察法施行当時においては、国警、自警を通ずる全国的団体の整備強化には、GHQ 側に相当難色があると認められたこと。

昭和 29 年警察制度に再び根本的改正が行われ、協会ももはや旧体制のままでは許されず存廃を決すべき岐路に立った。よってすみやかに、結論を求めることとし、同年 10 月以降数次にわたり試案を作成して地方の意見を聞き、昭和 31 年 10 月ようやく成案を得た。—略—

第二

1 警察協会雑誌の刊行

警察協会雑誌は、協会が生まれた直後明治 33 年（1900）6 月、水野錬太郎編集監督の下にその第 1 号を発刊した。以来昭和 18 年（1943）12 月までの 522 ヶ月間に 521 号を刊行した。戦争のため欠号となった 1 号の例外を除き 43 年半という長い間刊行を継続したのである。この雑誌は、会員全部に無償で配布されたものであるから、この間における会員平均数を見れば、発行部数は実に 2 千 350 万部に達する。明治、大正、昭和前期を通じ、本雑誌が全国の警察職員の学術技芸の向上とその職責観に貢献寄与したものは極めて多大であったことはこの数字からだけでも推測できると思う。

戦後は、昭和 21 年 6 月に第 522 号を復刊第 1 号として発刊した。しかし、当時の資材、印刷等の諸事情から継続刊行は困難であり、一面資金の関係もあって、その後昭和 23 年 6 月までの 2 年間に、7 号を刊行するに止まった。昭和 23 年 6 月号、通算 529 号は新警察法施行記念特集として編集された。そしてこれが最終号となった。

以下略。

(第五に「事業拡充計画の構想」あり。—略—)

この資料は、創立から約 70 年経過した協会を時代の要請にふさわしいものに改革していくため、役職員検討用に作成されたものである。執筆者名は分からない。

本稿と関連する部分について、④を⑦と比べてみる。④の下線を敷いた部分の表現が異なっているだけで、両者はほぼ同じ内容である。同一人の手がかかっているものと考えて間違いないであろう。そして⑦の末尾に、「種村氏の業務メモから抜粋」とあることから、④が種村氏の作成した文書本体ではなかろうか。④の作成年月日である昭和 43 (1968) 年 7 月に、種村氏は、協会の外郭団体である警察共助会に事務長として在籍していた。省略したが「警察共助会の事業は必要な注意を怠らない限り順調に進むことに疑いはない」と自信にあふれた記載が、④の 25 ページにある。この時の協会の陣容は小山武四郎幹事、伏見巖幹事（警察協会城南育英寮寮監）である。種村氏、小山氏が係ったであろう文書であれば、『協会雑誌』の最期を看取った実体験者の証言と理解してよいであろう。

「昭和 18 年 (1943) 12 月までの 522 ケ月間に 521 号を刊行した。戦争のため欠号となった 1 号の例外を除き」とある。この記載も不親切だが、「戦争のため欠号となった」と、理由を付している。そしてそれは前述の通り第 521 号のことでしかありえない。「欠号」とは、客観的表現で、⑦の「欠刊」は、いろいろ努力したが駄目であったとの主観的思いが入っているのかもしれない。「欠刊」の結果が「欠号」であるとも言える。「欠刊」「欠号」の理由は、全く分からないが、⑦も④も、それを昭和 18 (1943) 年 12 月までのこととしているのは何故なのであろうか。昭和 20 年 2 月の戦災に巻き込まれた可能性、GHQ の検閲を恐れて引き込めた、521 号とすべきを 522 号としてしまった事務的ミス等々、様々な可能性が考えられるが、それらを一切封じた書き方である。前述したように昭和 18 (1943) 年 10 月、第 520 号を出すために表紙・奥付の印刷を終えた、ところが用紙が足りない、休刊とせざるを得ない、12 月半ばになって本文用の用紙が入手できた。急遽発行することになる。しかしやや上質な表紙用紙がない。第 521 号の表紙はできない。9 月から 12 月の 4 箇月合併は体裁が悪い。9 月 10 月を休刊、第 520 号は 11 月 12 月の合併号。第 521 号は欠号扱いとする。「再三再四計画を変更」した結果が、こんなところだったかもしれない。しかし矢張り欠号扱いにする合理性に乏しい。より強力な圧力がかったことを、このように封印することにして済ましたのだろうか。こうした憶測をいくら続けても致し方ない。憶測厳禁、第 521 号は日の目を見なかったということで満足せざるを得ない。

もう一つの「謎」の第 529 号で終了してしまった理由は、「協会全般にわたる改組整備が、容易に結論を得られなかった理由」として挙げられているものと同じである

う。冒頭に掲げた今泉氏のご意見のように「類似刊行物の増加」も理由の一つになっている。そして何と云っても「最初の警察法施行当時においては、国警、自警を通ずる全国的団体の整備強化には、GHQ 側に相当難色があると認められたこと」が、最大の理由であったろう。昭和 22 (1947) 年 9 月 16 日付のマッカーサー書簡に基づき制定、昭和 23 (1948) 年 3 月 6 日に施行された旧警察法は、従来の中核集権的国家警察制度を改め、市及び人口 5,000 人以上の市街的町村に置かれた自治体警察を基本として、国家地方警察との二本立てとした。内務省の廃止に次ぐ、この自治体警察創設こそ GHQ の狙いであり。国警、自警を通ずる「全国的団体」—協会も該当する—は、GHQ の眼の上のたんこぶ的存在であったろう。『協会雑誌』の継続など望むべくもなく、協会はそれ自体の存続こそ死守せねばならなかった。昭和 26 (1951) 年 9 月 8 日のサンフランシスコ講和条約調印、昭和 27 (1952) 年 4 月 28 日の発効、そして日本の独立が回復するまで、協会はあたら関心を呼ばないよう逼塞するしかなかった。廃刊理由も述べることはできなかった。

ここで「雑誌の最後」について考えてみたい。いかなる理由にせよ、発行者が自らの意思で雑誌を廃刊（欠号の場合にもあてはまるが）する場合は、その雑誌最終号（次号）に廃刊のいきさつを載せるであろう。大災害とか、権力者の要請とか、発行者自らの意思によらない廃刊の場合でも、他のメディアを通じるなどして、説明するのが、読者・世間に対する発行責任だと思う。これを果たしていない場合は、大きな「謎」として、読者ばかりか、後世の研究者にも多大な迷惑をかけることになる。発行者なら、その責任を果たそうと、相当もがいた筈である。でも果たせなかった。どんな時代背景があるにしろ、それは痛恨の思いとして、発行者、発行団体の胸に去来したことであろう。そして雑誌そのものの魂、霊も浮かばれず、迷い続けているようにも感じられる。

ではどうしたらよいか。加藤部会長がかねがね強調されているところでもあるが、この「謎」解明に少しでも成功したら、その成果を世に明らかにしておくべきであろう。そこから更なる解明がなされることが期待されるからである。本稿は誠に細やかなものであるが、たまたま協会の専務理事を務めさせていただいた者として、そして『目次集』を発行できた機会に、いささかなりともその責めを果たすべく努力したものである。

ご指導をいただいた今泉正隆氏、研究部会の加藤晶部会長、戸高公德氏、吉原文司氏、佐藤裕夫氏、警察協会の佐藤守事務局長、野村輝美係長、田島俊彦氏に心から御礼申し上げます。ことに野村氏には重要文書の発見、「芙蓉麓人」の解明等々大変お世話になった。共著にしませんかと申し上げたが、固辞された。重ねて御礼申し上げます。

註 1

警察協会：明治 33 (1900) 年、全国警察職員が毎月納入する会費を基に、任意団体として発足、「警察官練習所」の開設・運営（明治 42 年～大正 7 年）、明治 44 (1911) 年（民法）財団法人、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日公益財団法人。殉職・殉難者の顕彰、家族の救済・

援護、全国慰霊祭の実施、図書の発行、地理表示板の作成等国民と警察を結ぶ架け橋となる事業を行う。発足当初の最大の事業は、警察職員の資質の向上を図るために『協会雑誌』を発行することであった。今日『協会雑誌』の発行は行われていないが、その精神は図書の発行等に受け継がれている。

註 2

武藤誠：大正 11（1922）年 5 月 20 日 福岡県生まれ、昭和 23（1948）年 4 月 国家地方警察本部採用、昭和 36（1961）年 1 月在ユーゴスラヴィア日本国大使館書記官、昭和 41（1966）年 11 月岩手県警察本部長、昭和 48（1973）年 4 月鹿児島県警察本部長、昭和 51（1976）年 1 月兵庫県警察本部長、昭和 53（1978）年 2 月警察大学校長、昭和 54（1979）年 2 月退官、昭和 54（1979）年 3 月（財）警察協会、警察育英会常務理事、昭和 57（1982）年（財）犯罪被害救援基金理事等、平成 25（2013）年 11 月逝去、著作多数

註 3

吉原丈司：『警察協会雑誌』発行表 平成19（2007）年1月1日初稿作成、平成24（2012）年2月17日（金）第六次補訂稿作成。【補遺1】国立国会図書館未所蔵第521～第529号原本の補充状況、【補遺2】『警察協会雑誌』第521号は幻か 一同号探索覚書— (<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/keikyozasshi.pdf>)

註 4

『警察公論』：前身は『時事問題研究』、昭和 25（1950）年 9 月号から『警察公論』と改題。平成 25（2013）年 10 月号で 800 号に到達した。「昭和 21（1946）年 4 月、敗戦で人々が飢えと絶望に自らを見失っているとき、青年の心の糧となるものを提供しよう」（橘立花書房会長談、今泉氏との往復書簡で）として発刊された。

『警察学論集』：昭和 23（1948）年 1 月 15 日創刊。「敗戦により警察制度の大変革に対する警察学研究を自由に発表する場を確保したいとの情熱から創刊された。」（同上）。創刊当初の編集者は中央警察学校校友会であったが、第 2 輯は同年 4 月に発行、警察大学校編輯と変わっている。奥付に弘津恭介教頭の「刊行の言葉」の一節が載っている。「ここに執筆される教官諸氏は、いずれも多年警察実務に精進された人達」とある。

註 5

ゴードン・W・プランゲ文庫：国立国会図書館の解説より「連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）民間検閲部隊（Civil Censorship Detachment, CCD）は、占領政策の浸透と思想動向の綿密な調査を行うために検閲を実施した。検閲制度は 1949 年の 10 月に終了し、同年 11 月に CCD が廃止されるに際し、検閲のために CCD に提出されその後保管されていたこれら大量の資料の処分が問題となった。

1942 年米国メリーランド大学の歴史学教授の職を退職し、海軍士官として軍務につき、1946 年から GHQ/SCAP の参謀第 2 部（G-2）で文官の修史官としてマッカーサーのための戦史の編纂作業にあっていたゴードン・W・プランゲ（Gordon William Prange 1910-

1980) は、この資料の歴史的価値に注目し、G-2 部長ウィロビーとメリーランド大学学長バードを説得して、そのうちの図書、雑誌、新聞等をメリーランド大学に移管させることに成功した。

同大学では、1962 年から資料の整理を開始し、1978 年には正式に文庫名を「ゴードン・W・プランゲ文庫 -- 1945-1952 年日本における連合国の占領」と命名した。プランゲ文庫は、雑誌約 13,800 タイトル、新聞・通信約 18,000 タイトル、図書約 73,000 冊、通信社写真 10,000 枚、地図・通信 640 枚、ポスター90 枚からなる。このなかには、約 60 万ページの検閲文書を含んでいる。

受入：雑誌については、メリーランド大学と当館（国立国会図書館）との共同事業として 1992 年から目録作業を開始し、1993 年から 1996 年にかけてマイクロフィルムに撮影した。公開は、一部の資料について 1995 年 8 月から開始した。1997 年 4 月からは全ての資料を公開している。」

註 6

中島茂三：第 503 号 p 26「どうぞよろしく：私は協会雑誌の名編集主任であった故佐藤進氏の後任として赴任しました。・・・此の度上司の命に依りまして着馴れた官服を脱いで・・・大阪府から遙々馳せ上って来たような訳で御座います。・・・佐藤氏を失ってからには警保局内務属芙蓉麓人として本誌に異彩を放ってられる渡井千年氏が多忙な職域の中に編集をお引き受け下さいまして、爾来今日まで殆ど不眠不休で雑誌を出して頂いたような訳であります。今私が赴任致しましてもここ暫くはやっぱり渡井氏に殆どお手数を煩わし、私は当分見習いの型でうんと勉強したい覚悟で居ります。」

註 7

芙蓉麓人：渡井千年には昭和 13（1938）年 3 月発行の歌集「葡萄の一房」がある。冒頭に「この幼き小巻を故郷の駿河の富士の麓に健やかにみます父と母にささぐ」とあり、これがペンネームの由来で、「麓人生」の元であろう。富士の歌から一首「杉の森 歩みぬけたる わが前に 大富士高く 眉にせまれる」

註 8

松井茂：1866 年広島県広島市生まれ。1893 年帝国大学法科大学独法科卒業、1893 年内務省入省、1905 年、警視庁第一部長となり日比谷焼打事件の鎮圧指揮にあたった。警察協会、大日本消防協会（のち日本消防協会）の設立、国技館建設などに関与。1907 年韓国内部警務局長、1911 年静岡県知事、1913 年愛知県知事、その後警察講習所長、貴族院勅選議員、警察協会副会長、消防協会副会長、大日本警防協会副会長を歴任。道路交通左側通行の導入、救急自動車の導入等に尽力、警察と消防行政の基礎を築いた人物。

註 9

種村一男：吉原丈司『種村一男氏関係資料抄 ―昭和戦前期警察史の一齣―（六訂稿）』平成 24（2012）年 8 月 19 日六訂稿作成 <<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/tanemura.pdf>>

「内務属は語る 12 種村一男」が『内務省外史』（大霞会、昭和52年11月11日刊）259～261頁）にある。

[初出：『警察学論集』第67巻第8号（平成26〈2014〉年8月10日刊）（再録に当たり、誤字、年号表現を統一、表現修正を行った。）]

「暴力団」という呼称について (大正末期～昭和戦前期)

警察政策学会警察史研究部会員 廣瀬 権

要 旨

本稿は、大正末期「暴力団」という呼称が使われ出した頃から昭和戦前期の間に遡って、この語に対する人々の反応・対応を法社会学の見地から分析したものである。新聞は、この語を使うことこそ暴力団対策の出発点と考えたのであろう、終始積極的に使った。他方治安責任者は、この語を拒否し、「暴行団」を用いた。「暴行団」と「暴力団」のやりとりがその極に達したのは、大正 15 年 3 月の第 51 回帝国議会「暴力行為処罰法」案審議においてであった。司法省は答弁では「暴行団」を貫き、配布資料「暴力団取締に関する一斑」で暴力団を解説した。政府関係者は、その後も「所謂」を付けたりして、「暴力団」をそのまま使うことを避けた。田中義一総理や山本達雄内務大臣の「暴力団」発言の衝撃は大きかったと思われる。それでもなお、この語を使うことをよしとしない人々の努力があったことを記憶に留めたい。官民の一層の協力により、この語が死語となる日が来ることを心から願う。

(キーワード 3 語)

「暴力団」と「暴行団」、「暴力団取締に関する一斑」、「所謂暴力団」

〔目 次〕

はじめに	250
1、新聞報道と「暴力団」	252
2、帝国議会審議と「暴力団」	253
3、『警察協会雑誌』と「暴力団」	257
4、結論	260
おわりに	260

はじめに

平成 3 (1991) 年 5 月、「暴対法」(註 1) に暴力団の定義が定められてから、早 4 分の 1 世紀が過ぎた。暴力団とは「その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」とされた(暴対法第 2 条)。平成 27 (2015) 年 8 月に、山口組が分裂したこともあって、暴力団の記事を目にすることがまた多くなった。残念ながら「暴力団」という呼称(以下「 」つき暴力団は、

呼称、ネーミングを意味する。)の起源はよく分からない。新聞造語とする説もある(註2)。今日この語は日常茶飯事的に使われているが、それでもこの語を発するとき多くの人々が、言わずもがなのことを口にしてしまったと、思わず顔をしかめる。語呂も響きも悪い、不快な語である。

「暴力団」が社会的に定着したのは、昭和30年代のこととされているが(註3)、本稿は、この呼称が最初に登場した大正末期から昭和戦前期の間に遡って、当時の人々特に新聞、治安責任者が、これにどのように反応・対応したのかを見たものである。そして警察はどのような経緯を経てこの語を使ったのであろうか。まことに古いことで恐縮だが、筆者にとっては「長年の宿題」のような課題である。

なお意見にわたる部分は私見であることをお断りしておく。

次頁の表は、読売新聞見出しに出て来る「暴力団」の出現回数を見たものである(註4)。東京朝日新聞(註5)もほぼ同じ傾向なので、読売新聞の分だけを載せた。ちなみに当時の一番大きな新聞は大阪朝日新聞、毎日新聞で、読売新聞は大正13年正力松太郎(1885 - 1969年)元内務官僚が社長になって発展したとされている。

表 読売新聞見出しにおける「暴力団」出現回数

年	大正 12年	13	14	15	昭和 2年	3	4	5
回数	2回	2	9	10	5	10	18	10

6年	7	8	9	10	11	12~21	22	23
33	5	5	0	12	1	0	13	15

読売新聞の見出しでは、「暴力団」初出は、大正12(1923)年7月17日朝刊である。大正時代に誕生し今日も使われている所謂「大正造語」は、数限りないが、「暴力団」もその一つであった。年により高低があるが、昭和10年まで結構頻繁に使われている。昭和6年の突出は検挙の連続とシリーズものが掲載されたためである。昭和12年~21年はゼロ、満州事変・日中戦争・太平洋戦争への展開の中で、世の中は暴力団問題どころではなくなった。昭和22~23年は戦後の闇市暴力等である。

なかでも大正14~15年は、極めて情勢が悪化し、根本的暴力団対策を求められた政府は、「暴力行為等処罰に関する法律」(大正15(1926)年4月10日法律第60号。以下「暴力行為処罰法」という。同法は現在も使われている。)を制定するなどして対処した。本稿もこの法律制定過程に重点を置いている。当時の新聞、帝国議会会議録、『警察協会雑誌』(註5、以下『警協雑誌』という。)等をもとに、「暴力団」という呼称に対する人々の意識を法社会学的、言語社会学的に分析した。大正12年から昭和10年の間がどういう時代であったのか、詳しくは歴史書を見ていただきたいが、大正13年6月の加藤高明護憲3派内閣から昭和7年5月の犬養毅政友会内閣まで連続した政党内閣の時代がすっぽり含まれ、政党政治の熱気が我が国を蔽っていた時代であった

ことを押さえておきたい。

1、新聞報道と「暴力団」

「暴力行為処罰法」案上程に至るまでの新聞記事の中身を見ておこう。(漢字は常用漢字に、言い回しは今日の表現に改め、句読点と下線を付した。)

(1) 大正 12 (1923) 年 7 月 17 日付読売新聞、朝刊、p5

「乱暴自動車に短銃を打つ暴力団：人命擁護だと警視庁に出頭して理解を求める」
「元政友会の壮士・・・警視庁の酒井交通課長を訪れ・・・『近頃芸妓と酌婦を乗せた自動車・・・疾走・・・電車停留場の人を掻き分けて疾走するような自動車があれば、人の生命の擁護のためにピストルでタイヤを打つつもりだから誤解のないよう前以て断りに来た』と代わる代わる脅し・・・」

読売新聞見出し初出の記事である。「元政友会の壮士」とは、政友会院外団員であった者との意味であろうか。院外団は、名望家型の衆議院議員を支える政党下部組織として一定の役割を果たすものであったが、時に、勢力伯仲する他党を押さえつけるため、暴力行為に走ることもあった。政党政治の抱えた問題点の一つであった。次の 2 つも読売新聞から。

(2) 大正 13 (1924) 年 3 月 31 日付、読売新聞、朝刊、p 5

「暴力団は徹底的に取り締まる方針、松本楼襲撃をキッカケに 警視庁」
魚河岸の連中の襲撃につき…警視庁長井刑事部長は語る「最近多数の力を借りて直接行動に及ぶ傾向があるのは嘆かわしい…これをキッカケに直接暴行団は徹底的に取締る方針」

(3) 大正 13 (1924) 年 6 月 17 日付、読売新聞、朝刊、p 2

「警戒している後藤（子爵）邸：暴行団員がねらう」
「去る 13 日午後 4 時頃赤化防止団員 4 名が・・・後藤（新平）子爵邸に至り、面会を申し込んだ・・・警官出張して・・・説諭を加えて放還した。それ以来暴力団らしい数名が徘徊するので六本木署では和服巡査を特派して警戒を加えさせている。」
(キーワードを「暴行団」にして抽出した)

(2)、(3) は、見出しと記事中で、「暴力団」と「暴行団」をまぜこぜに使っている。大正 10 (1921) 年 6 月、首都の犯罪情勢の悪化に対処すべく、警視庁はそれまで警務部の一課に過ぎなかった刑事課を昇格させて刑事部を創設した。刑事部長は、「暴力団」と言わずに「直接暴行団」と言っている。直接手を下した者を徹底して取り締まることに尽きる、と言いたいのであろう。街中に一家を構え、多少なりとも組織性を思わせる「暴力団」のことなどには言及しない、ちかぢか壊滅してみせるとの治安責任者の決意表明にも思える。

「暴行団」「暴力団」の前後関係は不明である、同時並行的に用いられたようだ。

(4) 大正 14 (1925) 年 3 月 7 日付、東京朝日新聞、夕刊、p 2

「無警察に等しい不安な都市生活——識者は如何に見るか」
「帝都の昨今は腕力沙汰の横行、強窃盗の頻出近年に比なく、警察権の威力は全

く地に落ちたるかを思わしめる、・・・かくの如き無警察状態に放置しておく当局者の無反省に対する反感、また上下を通じて激しくなりつつある事実も否定できない。」

「警視庁は健在か：不安に堪えぬ生活——前総監・・・岡喜七郎氏談」

「此頃の大東京はまるで百鬼夜行さ、暴行団の横行と云い・・・警視庁は此の頃何をしているのだから全く不安にたえん。近頃示威運動が流行して来た結果が暴力団の横行となったのであろう・・・」

東京朝日新聞における「暴力団」の初出は、読売新聞より1年半程遅い（当該記事省略）。(4)は、半面6段ぶち抜き。見出しに「暴力団」は出てこないが、内容激烈、警察の責任を追及すること急である。岡前総監（原敬内閣の際に警視総監に就任、その後約4年間在任）も糾弾側に加わっている。この後、政党内閣の交代の度に、内務省警保局長、警視総監から村の駐在まで大幅な入れ替えが行われた所謂「官僚の政党化」が激しくなる。政党政治のもう一つの問題点とされた。

この頃、新聞は「暴力団」「暴力団」と叫んで、盛んに政府を攻撃した。「暴力団」と呼称することこそが、暴力団対策のスタートと主張しているようである。そう言われれば言われるほど、治安責任者は意固地になって使うことを拒否したのではなかろうか。

2、帝国議会審議と「暴力団」

帝国議会審議に移る。便宜上「暴力行為処罰法」案審議前、第51回帝国議会における審議、その後、に分けたい。

(1) 「暴力行為処罰法」案審議前、

大正14(1925)年3月27日、第50回帝国議会衆議院本会議において、松田源治(政友本党)が行った「貴族院議員に対し暴行脅迫に関する緊急質問」と若槻禮次郎(1866-1949年)内務大臣の答弁を見ておこう。

松田源治「重要なる普選案が貴族院に於いて議せられる当日、貴族院議員の邸宅に於いて暴行脅迫をなし・・・その中には憲政会院外団員もあると・・・新聞に書いてあるが、暴行団が先日来横行致し・・・政府が取締ることが出来ぬと云うことは、是は一大失態ではありませぬか。・・・無警察と称しても差支はないのであります。・・・暴行団が横行して、治安の維持に任ずることが出来ぬ。・・・内務大臣は・・・責を引いて辞職すると云う決心であるか。」

内務大臣(若槻禮次郎)「時に暴行団横行のありますことは甚だ遺憾である、・・・しかしながら今日の帝都が無警察状態にあるなどと言うことは、決して私は認めない・・・。」

これが「暴力質疑」の典型である。市民被害のものはほとんど出てこない。質疑者、答弁者ともに「暴行団」である。ここでの「暴行団」は街中の暴力団をも含んだ広い意味で用いられているようである。もっとも政党間暴力の場合、双方、身内に院外団、所謂「任俠代議士」を抱えた微妙な立場、「暴行団」の方が、差し障りが少ないと考えられたのであろうか。

(1) 第 51 回帝国議会における審議

「暴力行為処罰法」案は、第 51 回帝国議会（大正 14（1925）年 12 月 26 日～大正 15（1926）年 3 月 25 日、通常会）に上程された。召集時は、憲政会単独内閣の加藤高明首相であったが、大正 15（1926）年 1 月 28 日、現職総理のまま急逝、同月 30 日に若槻禮次郎第一次内閣（憲政会、内務大臣を兼務・続投）が組閣された。同法案は、内務省協力のもと、司法省から刑法の特別法として上程された。

司法大臣江木翼（1873－1932 年）の法律案説明（3 月 18 日、衆議院本会議）（註 6）。

「近時団体の暴力等を用いて暴行、脅迫、器物の毀棄、又は面会強請、強談、威迫等の罪を犯し、或は凶器を携え、或は常習として此種の犯行を為す者があります。又不逞の徒輩を利用して良民に迫害を加える者も洵に少なくないのでございます。…是等の所為を嚴重に取締るの必要を認めたのでございます。即ち本案を提出いたしました所以でございます・・・。」

江木大臣とすれば、暴力団対策のための法律であることを強調したかったのであろうが、「暴力団」とは発言しなかった。法文上も「団体若ハ多衆」とあることから、質疑は、労働運動はじめ小作運動等の取締りに使うことを意図したものではないのか、削除が提案されている治安警察法第 17 条（暴力行為によるストライキの禁止規定）の肩代わりをするものではないのかという点に集中した。政府は、そうした目的は「毛頭ない」と述べて、押し切った。以下、呼称に注目して委員会質疑を追いたい。

3 月 19 日の衆議院「労働争議調停法案外一件委員会」審議である。同委員会には、ほかに労働争議調停法案、治安警察法中改正法律案（第 17 条の削除案）、労働組合法案が懸かっていた。

質問者 2 人の発言と政府側答弁。

内ヶ崎作三郎（憲政会）「茲に配っていただいた参考資料の『暴力団取締に関する一斑』・・・と言う書類を見ますと・・・、暴力団・・・の背景は・・・大分遠くて大きいものではないか。」（以下「一斑」に沿って質問）

安藤正純（政友会）『暴力団取締に関する一斑』という司法省から出しました参考資料を拝見しますと・・・左傾若しくは右傾的思想主義を有して居る者が・・・不良者の集団と直ちに御見做しになるのはどういう訳でありますか。」（以下「一斑」に沿って質問）

本田恒之司法政務次官（憲政会）「現在の状況に於きまして、所謂暴行団の跋扈と言う事実は我人共に目撃するところであります」、「大体において刑が非常に軽くなって居るので、之では現在の暴行団を処罰するには不十分であると云うのが、既に社会一般の世論になって居ります。」

同次官は、さらに「単に暴力団問題に限りませぬ、一切の犯罪を法律を以て絶滅せしむるということは到底不可能なことで・・・或は教育方面より、或は社会の改良より・・・結果を総合して、此世の中に犯罪者を減少する効果を現わす（ことが出来る）。」と述べる。

以上が呼称を中心に見たやりとりである。司法省から「暴力団取締に関する一斑」

という参考資料が配られていた。これに勢いを得て、質疑者は「暴力団」「暴力団」と追及した。議会審議上初めての「暴力団」と思われる。政府側は、一度だけ「暴力団問題」と、述べたが、肝心なところは「暴行団」で押し通した。「暴行団の跋扈」、「暴行団を処罰する」とは、断じて「暴力団」とは言うまいとの決意の表れではなかろうか。一方通行ではあるが、ここが「暴力団」「暴行団」やりとりの頂点である。「暴力団」が出てくるペーパーは提出しても、答弁では言わないという対応である。何故この資料を出したのか。おそらくこの法律が暴力団対策のための法律であることの証拠を示せと、野党あるいは新聞に迫られて、苦肉の策として提出したのではなかろうか。司法省の議会対策の苦勞が思われる（註7）。

是が非でも原文を手に入れようと努力したが、発見出来なかった。3月20日付東京朝日新聞、朝刊、p3に、その「大要」が載っていた。長くなるが、重要なので全文を引用する。（以下読みやすいように数箇所句読点を入れ、漢字を加えた。）

「法の不備に基づく暴力行為の発生 暴力処罰委員会における司法省の参考資料」

19日の暴力行為等処罰に関する法律案委員会にて司法省が参考資料とした大要、左の通りである

一、暴力団の沿革および発生の原因

近時社会の各階級より蛇かづ（蛇蝎）視せられている所謂暴力団は、これを大別すれば

- (イ) 壮士と称する政治ゴロ
- (ロ) 左傾若しくは右傾的思想臭味を有する不良者の集団
- (ハ) 三百およびその輩下に属するもの
- (ニ) 博徒および俠客

右の内博徒および俠客は既に徳川時代に端を発しているが、他の団体は主として大正8、9年頃、戦後財界の不況、急進若しくは反動思想のぼつ発（勃発）、その他社会問題の発生に刺激せられ、暴力的の直接行動により事案を解決せんとする目的を以て、漸次勢を助長するに至れるものである。次に暴力団発生の原因としては

(1) 現行法令の欠陥

- (イ) 団体の犯罪は事実上威嚇大なるも、法令ではその間何等の差別を設けず、ために刑罰軽きに失すること
- (ロ) 暴行、器物毀棄、名誉に関する罪は親告罪である故、被害者が後難を恐れて告訴せざること（暴行罪は昭和22年10月、非親告罪となった。筆者）
- (ハ) 少し注意すれば容易に法網を潜り得ること
- (ニ) 債権取立の類は手数繁雑たるにより、寧ろ暴力団員を利用するの弊風を助長すること

(2) 政治上、社会上、思想上の原因

- (イ) 政治的野心を有するもの自己の野望を満たすため、往々にして暴力団

体を利用するものあり、これがために彼等の跋扈を助長するに至ること

- (ロ) 所謂特殊部落民に対し冷遇するの習慣があった所、水平運動の発達により団体を背景として直接に糾弾せんとする弊風を生じたること
- (ハ) 矯激なる外来思想により、特権若しくは有産階級に対し不平を抱ける徒にして、直接行動にてその意を満たさんとするの風を生じたること
- (ニ) 過激思想の流入は、反動思想を標榜し団体的威力を示して生活の資を得んとする徒輩に好機を与えたること

等にしてこれ等が相関連して暴力団の発生を促すこととなった

一、暴力団の種別及行為

暴力団の種別は各府県の事情に依り異なっているが、彼らは常に皇室中心主義、国粹主義、正義自由を標榜するに拘らず實際上その行為は金銭の強要、面会の強請

- (イ) 濫りに政治家及新聞の言論に掣肘を加えること
- (ロ) 民事事件その他の紛議に介入し不当の利得を謀ること
- (ハ) 諸興行場への無料入場、料理屋等における無銭飲食

等にして、この要請が容れられない時に直ちに暴行、器物毀棄、傷害等を以て復仇し、この場合一旦告訴するも裏面にて暴行団の強要がありて、証拠を提供せず従って犯罪検挙に極めて困難を感ずるものが多い、彼らの行為を放任せんか良民の迷惑測り知り難く、延ては国権のち^マ廢（弛廢か）を招くに至る恐れあるの状態である。

参考配布とは言え、政府司法省が作成した暴力団に関する最初の公式コメントである。冒頭、「所謂暴力団」で始まる。巷間使われているところの、政府は使用していないと言う意味の「所謂」であろう。

ここでは、3種の暴力に重点を置いている。政党政治に絡む暴力、当時「思想的」と捉えられた労働・小作・水平運動に関する暴力、そして一般市民を食い物にした民事介入暴力。最後のものが当時「暴力団の墮落」と言われた。暴力団の定義は今日より広がっている。そして文末の「一旦告訴するも裏面にて暴行団の強要がありて・・・」の「暴行団」は大変重要である。この「暴行団」は、暴力団の背後・周辺にあって共存共栄関係にある者のことを指している。「直接暴行団」を超えている。司法大臣が言う「不逞の徒輩を利用して良民に迫害を加える者」である。今日の「反社会的勢力の共存」に通じる。切り札として期待されたのが同法第3条「行為利用罪・利益供与罪」であった。残念ながら今日までめばしい成果は上がっていない。政府は、「暴行団」＝「暴力団」＋利用者群と捉え、この両者の取締りを目指した、「暴行団」が煌めいた一瞬であった。

「所謂暴力団」で始まり、新しい意義を付与した「暴行団」で終わる、この資料作成にはかなりの努力を要したものと思われる。

貴族院関係では、西久保弘道特別委員長（1863－1930年、警視總監、東京市長、大日本武徳会剣道範士）の徳川家達（1863－1940年）貴族院議長に対する委員長報告を

載せておこう。

「委員に付託になりましたのは、暴力行為等処罰に関する法律案、目下…暴力団員等がなかなか跋扈いたして居りまして…此法案も少し緩いようにも思うのでありますけれども、…幾らか斯くの如き者を懲らしめることが出来ようと思うのであります。…委員会は…満場一致を以て原案通り可決いたしました。」（貴族院本会議、大正 15 年 3 月 25 日）

「暴力団」である。この委員長には呼称への配慮など微塵もないようだ。

(1) その後の帝国議会審議

昭和 3 (1928) 年 4 月 26 日、第 55 回帝国議会衆議院本会議における鈴木富士彌（民政党）の「議員に対する暴行に関する緊急質問」と田中義一（1864—1929 年）内閣総理大臣（政友会）の答弁を見ておこう。

鈴木富士彌「我が民政党所属の議員…が衆議院に登院の途上、…暴漢の襲撃を受け…辛うじて歩行して登院…。田中内閣成立以来暴力団が頻りに横行し始めた…是亦隠れもない事実である、…此暴行団の行為たるや、極めて執拗である。…此暴力団が頻りに警視庁に出入りするということも亦隠れない事実である…徹底的に取り締まるには、どういう方策に出る積もりであるか…御覚悟を聞きたい。」

国務大臣（鈴木喜三郎）「(事実関係を述べた後) 其の道にある者をして督励する積もりであります。」

国務大臣（男爵田中義一）「私は此の暴力団の横行と云うことは常に痛心をして居るのであります…内務大臣…警視總監に対しましても、始終之を督励しているのであります。…各、職責を持っているのでありますから、此の職責の範囲に於いて彼等は十分取締をしていると信じて居るのであります。」

鈴木富士彌「総理大臣が止むを得ずして腰を上げて訳の分からぬことを御答えになった。」

昭和 3 (1928) 年においても質疑者は「暴力団」と「暴行団」の両方を使っている。院外団と街中の「暴力団」との連動を言いたいのであろうか。政治暴力がらみの質問では「暴行団」の都合の良さがなお意識されていたのかもしれない。司法官出身の鈴木内務相の答弁には、「暴」の一字も出てこない。登壇を促された田中総理は「やむなく立って」、すんなり「暴力団」と答えた。「暴力団」とは発言しないと努力して来た多くの人々の苦勞が一瞬にして吹き飛んだ（註 8）。

昭和 7 年 5 月 15 日、犬養首相が殺害され、政党内閣が終焉を迎えたこととも関係してか、やがてこの種の「暴行団」は使われなくなった。

3、『警察協会雑誌』と「暴力団」

警察実務では、「暴力団」はどのように使われたのか、『警察協会雑誌』を見ておこう。同誌の執筆には内務大臣をはじめ内務省書記官等が携わっており、当時の警察全

体の指針を調べるのに便利である。なお、「警察協会」は内務省警保局警務課に所在した。以下、重要と思われるものを取り上げ、その後の展開にも敷衍したい。

(1) 赤穴保（法学士） 「暴力行為等處罰に関する法律に就て」（大正 15（1926）年 4 月、第 308 号、p 35）

赤穴は、大正 13 年京都帝国大学卒業、内務省警保局に入り、早々に、この解説を書き上げた。若くして亡くなっている（「赤穴保氏の長逝」昭和 8（1933）年 4 月、第 392 号、p 63）。『警協雑誌』上最初の「暴力団」である。途中で一度だけ「所謂暴力団」が出てくるが、裸の「暴力団」が約 40 回出現する。一箇所だけ引用しておく。「茲に暴力団と云う語夫自体としては甚だ面白くない語である。暴力は即ち不法なる行為なることを意味し、従って不法なる事を目的とする団体なるものは本来法の上よりは存在しない筈である」。赤穴はほかに、大正 15 年 9 月、警察講習所学友会から『警察教養資料第 11 編——暴力行為等處罰に関する法律に就て』を発行している。警察講習所における講演をもとにしているが、本論文と同じ内容である。

ちょうど同じ大正 15 年 4 月に、司法省参事官として本法案の立案起草に携わった塩野季彦（1880-1949 年、註 9）が、『暴力行為等処罰法積義』（巖翠堂書店）を出版している。憲兵練習所学生へ行った講演をまとめたものという。塩野は「一斑」の作成にも携わったであろう。冒頭で「所謂暴力団」を用いた後は、「不良者跋扈の状態」、「不良者の種別」と「不良者」を使い、極力「暴力団」を使わないようにしている。「一斑」より抑制的で、赤穴論文との大きな違いである。立案者の思いがうかがえる。司法省と内務省の姿勢の違いを示唆しているようでもある。

(2) 若槻禮次郎「庶政刷新の実を挙げよ」（大正 15 年 4 月 22 日、地方長官会議）（大正 15 年 6 月、第 310 号、p 6）

「所謂暴力団体及暴力行為を敢行する者の取締に関しては・・・政府は今回議会の協賛を経て暴力行為等處罰に関する法律を制定し、近く之を施行せむとす・・・宜しく本法制定の趣旨を体し、部下を督励して益々その取締を厳にし、時弊を一掃するに於いて一段の努力を加へらるべし。」

若槻首相（内務大臣）は本法成立に心血を注いだ。4 月 30 日の施行を直前にした地方長官会議における訓示だが、「所謂暴力団体」であって、「暴力団」とは述べていない。地方長官会議・警察部長会議は、毎年内務大臣が招集し、内務大臣訓示・指示事項が示された。前者には府県知事が、後者には警視總監、警察部長が参加した。若槻は、微妙なところだが「暴力団」と言わないようにしている。(4) で敷衍したい。

(3) 山形県警察部高等課 「山形市に盤踞せる暴力団の一斉検挙」（昭和 4（1929）年 5 月、第 345 号、p 50「警察だより」）

昭和 4 年 2 月に開始された、山形市に巣くう香具師グループに対する一斉検挙報告である。山形署、県刑事課及保安課、検事局が協力して行った。高等課が纏めている。

『警協雑誌』は、遂に表題で「暴力団」を使った。本文中は「昭和聖代に最も憎むべき所謂暴力団一味」と「所謂」付きである。

(4) 安達謙蔵 「警察行政に関する綱要」(昭和4(1929)年9月、第349号、p4)
昭和4年8月15日警察部長会議における安達内務大臣訓示要旨である。安達(1864-1948年)は、この年7月に組閣された濱口雄幸立憲民政党内閣の内務大臣に就任した。『警協雑誌』では、表題の下、訓示を7項目に分けて載せている。そのひとつに「暴力団に対する取締」が掲げられている。「断乎たる処置を執り以て其の剿絶を期せられむことを切望す。」とある。大臣の「暴力団」発言、とあって調べてみると、「暴力行使ノ虞アル団体」であった(『昭和戦前期内務行政史料第6巻』、p94)。『警協雑誌』が見出しでリードしている。(3)の表題もそうだが、『警協雑誌』は懸命に「暴力団」定着化を図ろうとしている。

「暴力団」を使うまいとする若槻、安達両大臣の努力は、その後どうなったか。

昭和9年5月16日の警察部長会議において、超然内閣を目指した齋藤實内閣(昭和7(1932)年5.26~昭和9(1934)年7.8)の山本達雄内務大臣(1856-1947年、日本銀行総裁等)は、指示事項「暴力行為ノ取締ニ関スル件」を示した(『昭和戦前期内務行政史料第11巻』、p78)。そこには「各種暴力団其ノ他暴力行為常習者ニ対シテハ一層綿密ナル視察取締ヲ加ヘ」とある。原案では「博徒、不良、香具師等各種暴力団」と例示されていたが、例示は削除された(前同書p181)。右翼標榜ゴロが横行したためという。「所謂」は外されている。内務大臣が公式に「暴力団」を使ったときである。もっとも「暴力団」への言及はこの時だけで、その後の警察会議「指示事項」では「不良ノ徒」になっている。

(5) 長谷川^{きよし}瀏「暴力行為等処罰法の活用」(昭和9(1934)年8月、第409号、p5)
法制定後8年経った時点での検挙状況の分析である。著者は東京地方裁判所検事である。「暴力団」は30回登場する。「暴力団員のような職業的常習的犯罪」の検挙が少なく、「労働運動、農民運動(小作争議)などの思想的関係による暴力行為」の摘発が多い。第3条『行為利用罪』の検挙と、首領級への突き上げが出来ていない、計画的内偵捜査が行われていないことが原因だとしている。当時、警察の犯罪捜査は検事の指揮を受けて行われた(旧刑事訴訟法第248条)から、細かい指摘となっている。(註11)

(6) 防犯警察座談会(其の4)(昭和10(1935)年11月、第426号、p20)
内務省警保局長(唐澤俊樹)、防犯課長(清水重夫)、東京地方裁判所検事、警視庁等主要府県防犯担当者が出席した座談会。昭和10年7月(第421号)から4回に亘って行われた。この年の5月に内務省「高等課」が廃止され、「防犯課」が設けられた。防犯課は刑事警察全般の指導、統制に当たった。「暴力団検挙について」も議題にされ、写真入りリストの作成や警視庁と神奈川県警察の協力捜査の必要性等が述べられている。

4、結論

大正年間、都市化の進展等に伴い我が国の治安情勢は大変悪化した。新聞は、その元凶こそ組織を強固にしつつある暴力団だと政府を攻撃した。他方治安責任者は、「直接暴行団」を徹底検挙すれば事は済むとし、極力「暴行団」で収め、「暴力団」に触れることを避けた。「暴行団」と「暴力団」のやりとりがその頂点に達したのは、大正 15 年 3 月、第 51 回帝国議会委員会審議であった。政府司法省は答弁では「暴行団」を貫き、資料では暴力団を解説した。資料作成には随分知恵を絞ったことであろう。「所謂暴力団」で始まり、「暴行団」で終わっている。法律は比較的スムーズに成立した。

政府関係者は、その後も「所謂」を付けたりして、暴力団を公式認定はしていないという姿勢を示した。昭和 3 年第 55 回帝国議会の田中義一総理の「暴力団」答弁の衝撃は大きかったのではなかろうか。それでも歴代内務大臣は引き続き使わないよう努力した。昭和 9 年 5 月 16 日、時の山本達雄内務大臣は、警察部長会議指示で「各種暴力団」と述べた。「所謂」のとれた「暴力団」の正規採用である。もっとも翌年の会議では「不良ノ徒」が使われ、「暴力団」は引っ込んでいいる。「暴行団」「所謂暴力団」「不良ノ徒」は、そのままの「暴力団」を使わないとするところで通底している。昭和 10 年代になると、警保局長主催の座談会でも使われるなど警察実務では「暴力団」の定着化が進んだ。

以上が大正末期から昭和戦前期の「暴力団」の軌跡である。

おわりに

踏み込みの足りないところも多いと思われるが、以上で「宿題」への一応の解答としたい。随想風に思いを記して、本稿を閉じたい。

白川静の『字統』で、「力^{りよく}」を引くと、「力は、もと柔^{すま}に由来し、農耕のことをいう字。農耕のことは最も力を要することであり、ゆえに力田と言ひ、・・力役という。金力・権力は本来の意味での力ではない。」とある。農耕から離れれば離れるほど、力には好ましからざるものが入り込む。暴力はその最たるものであろう。

吉村昭(1927-2006年)は、筆者のもっとも敬愛する作家だが、その作中に暴力団・ヤクザは登場しない。司馬遼太郎との違いの一つである。私立開成中学の大先輩でもあるので、お別れ会に出席した。「他人に迷惑をかけて反省しない者のことは決して書かなかった。」との弔辞があった。これだなと思った。『吉村昭が伝えたかったこと』(p 204)によれば、「子孫がいやがるような特定の病名は書かない。」とある。身体の病と社会の病に配慮されている。

筆者は警察庁の初代暴力団対策部長として、国会の各種委員会で答弁を求められた。委員長「答弁を求めます。廣瀬警察庁刑事局暴力団」、委員長、息が続かない、おもむろに「対策部長」。委員席からの失笑がひとしきり止まない。

やはり「暴力団」は不快な語である。しかしこれに替わるものはなかなか出て来そ

うにない。一層の官民協力により、この呼称が一日も早く死語になることをひたすら願うものである。

本稿作成に当たり、警察協会、警察政策警察史研究部会の方々には、大変お世話になった。心から御礼申しあげる。

(註)

(註1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」平成3年5月15日法律第77号。筆者は平成4年4月より約1年半、初代の警察庁暴力団対策部長を務めた。

(註2) 陸直次郎「東京暴力団記」(『中央公論』1931.9、p212)「一体暴力団なる名称は新聞造語と思ふが、少し威迫的に響きすぎてどうかと考へられる。・・ボーリョクダンが来たなんぞは、蓋し人によっては爆裂弾でもころがり込んで来たやうな、恐怖感なきにしもあらずと思ふ。・・何かほかに新熟語はないものか?」。陸は任侠ものをよくした作家である。

(註3)『警察白書(平成11(1999)年)』、第4章「暴力団総合対策の推進、(1)暴力団情勢の推移」「昭和20年代に、博徒、的屋、愚連隊は、利権をめぐって対立抗争や離合集散を繰り返すが、その過程において資金源及び活動に際立った差異はみられなくなり、30年代には、三者を一括して『暴力団』と呼称することが社会的にも定着した。」

昭和35(1960)年4月1日、政令第72号、「警察庁組織令の一部を改正する政令」によって、警察庁刑事局に捜査第二課が設けられ、「暴力団(集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織をいう。)に係わる犯罪の捜査に関すること」に当たることとされた(組織令第10条の2)。

(註4) 読売新聞検索用ツール「ヨミダス歴史館」を使い、キーワードを「暴力団」にして全文検索し、出てきた関連見出しの中から実際に「暴力団」が使われているものを集計した。

(註5) 現在の朝日新聞東京本社版にあたる。「京」の字に注意。

(註6)『警察協会雑誌』は、「警察協会」が警察職員のための内部機関誌として、明治33年～昭和23年の間発行した。内務省警保局書記官等が中心になって執筆した。全529号とされるが第521号は世に出なかった(拙稿『警察協会雑誌の謎』解明の一步、『警察学論集』第67巻第8号)。協会は現在公益財団法人。

(註7)『江木翼伝』の年譜(年譜p14)、大正15年の欄に「世相險悪暴力行為の頻発に鑑み万一を慮り11月23日遺書を認む」とある。

(註8)『日本内閣史録③』、p96、元老西園寺公望「彼の男(若槻一筆者、以下同じ)は桂(太郎、大蔵大臣)の次官をした男故、妥協で議事を切り抜けるくらいは上手だろうが、後のことは言わぬ方が良さだろう」と、すこぶる厳しい。

(註9) 昭和3(1928)年4月27日付、東京朝日新聞、夕刊第一面に首相の「暴力団」答弁が短く報じられている。『田中義一(下)』(歴代総理大臣伝記叢書第18巻)p676によれば、第55回議會をめぐる政治情勢は、政友、民政の勢力が全く伯仲、不安の危機を孕んで、田中の焦慮には容易ならざるものがあつたと言う。

(註 10) 『鹽野季彦回顧録』(鹽野季彦回顧録刊行会)年譜(p898)による。昭和 12 年から 14 年の間、林・第一次近衛・平沼内閣の司法大臣等を務めた。

(註 11) 長谷川は、明治 24 (1891) 年生、盛岡地裁検事正、長野地裁検事正、最高検検事、法務府検察研究所長を歴任(著書『武術雑稿』略歴より)。

なお、警察庁の犯罪統計『平成〇〇年の犯罪』では、「暴力行為等処罰法」全体と各条違反の件数を把握することが出来ない。本法の準刑法犯化に対応した措置と思えるが、検察・裁判統計では改善されており、ご検討をお願いしたい。

(ひろせはかる)

「暴力団」という呼称について

(大正末期～昭和戦前期)

Studies on the name of ‘Boryokudan’

(from the end of the Taisho period to the prewar of the Showa period)

[初出: 『警察政策』第 19 卷(警察政策学会、平成 29 (2017) 年 3 月 15 日刊)]

史実から懲戒免除制度を考える

警察政策学会警察史研究部会員 廣瀬 權

〔目 次〕

1 はじめに	263
2 恩赦・懲戒免除実施状況	263
3 懲戒処分制度の推移と恩赦の基本	267
4 懲戒処分・恩赦・懲戒免除の実例	268
5 懲戒免除制度運用の推移	270
6 おわりに	274

1 はじめに

「公務員等の懲戒免除等に関する法律」⁽¹⁾という「現役」の法律がある。全8条、内容は至って簡単、その目的も明瞭である。

第1条 この法律は、大赦又は復権（特定の者に対する復権を除く。以下同じ。）が行われる場合における公務員等に対する懲戒の免除及び公務員等の弁償責任に基く債務の減免について定めることを目的とする。（第3条 地方公務員の場合は条例で定めるところによる。）

この法律は、平素は、ほとんど人々の関心と呼ばないが、恩赦のことが話題になると、注目を集める。今日は、今上天皇の御退位の日程も定まったところであるので、恩赦のことも内閣に於いて検討中であろう。ここで、「懲戒免除制度」に関連する事柄を整理しておくことも意味のあるものと思われる。

懲戒免除制度を扱った論文は、ほとんどない。唯一発見出来たのは、平成元（1989）年の昭和天皇崩御恩赦時に恩赦特集を組んだ『ジュリスト（No.934）』1989.6.1 p61 に載る浜川清「公務員の懲戒免除」（執筆当時法政大学教授）であった。同氏は、厳しく問題点を指摘している。ほかの論稿を見い出せなかったので、以下は、国立公文書館資料、「法令全書」、官報、新聞等から関連情報を抽出し、考察したものである。

2 恩赦・懲戒免除実施状況

表-1 は、明治元（1868）年から今日までの政令（勅令）恩赦及び公務員等に対する懲戒免除等の実施状況を見たものである。前掲『ジュリスト（No.934）』p66の「政令（勅令）恩赦・特別基準恩赦一覧表（法務省保護局恩赦課編）」に、その後の恩赦（表中⑳、㉑）を加え、官報、「法令全書」等から「懲戒免除等の有無」を抽出し作成したものである。懲戒免除制度の所管官庁は、内閣人事局であるが、実施一覧表等の公表は行

っていないようだ。

法第 1 条から明らかなように懲戒免除等に関する恩赦は、政令恩赦の大赦、復権である（勅令恩赦では減刑時にも実施された。）。恩赦時に基準を示し以降は個別審査に移る特別基準恩赦（特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権等）では、懲戒免除は行われない。しかし恩赦全体の姿を把握する上から、これも登載することとし、政令恩赦と併せ行われた場合には、特別基準恩赦を「恩赦の種別」の 2 段目に記載した。なお特別基準恩赦のほとんどは、内閣指令（閣議決定）で定められた。

表－1 政令（勅令）恩赦・特別基準恩赦及び懲戒免除一覧表

1, 戦前（明治天皇御元服御大礼から第一次戦捷祝賀恩赦まで

番号	年次別	恩赦事由	恩赦の種別	懲戒免除等の有無
1	明・1・1・15	明治天皇御元服御大礼	大赦 特赦	無
2	明 1・9・8	明治天皇御即位御大礼・改元	減刑令	無
3	明 22・2・11	憲法発布	大赦	無
4	明 30・1・31	英照皇太后御大葬	大赦（台湾新附の民に対して）減刑令（ともに勅令）	免官・免職者へ懲戒免除（明 30・2・16、勅令第 14 号）
5	明 43・8・29	朝鮮統治	大赦（旧韓国法令の罪を犯した者に対して）	無
6	大 1・9・26	明治天皇御大葬	大赦 特赦・特別減刑・特別復権	懲戒・懲罰免除勅令（大 1・10・5）、賠償責任免除勅令（大 1・11・5） ①
7	大 3・5・24	昭憲皇太后御大葬	減刑令	無
8	大 4・11・10	大正天皇御大礼	減刑令 特赦・特別減刑・特別復権	懲戒・懲罰免除勅令 賠償責任免除勅令 宮内職員懲戒免除令 陸軍懲罰免除軍令 ②
9	大 8・5・18	皇太子殿下（裕仁）	特赦、特別復権（い）	無

		親王) 御成年式	ずれも基準)	
10	大 9・4・28	王世子李良殿下御結婚	減刑令 (朝鮮人に対して)	無
11	大 13・1・26	皇太子殿下 (裕仁親王) 御成婚	大赦、減刑令 特赦、特別復権	懲戒・懲罰免除勅令 賠償責任免除勅令 宮内職員懲戒免除令 陸軍懲罰免除軍令 ③
12	大 14・5・8	衆議院議員総選挙 (普選) 法公布	特赦、特別復権 (い ずれも基準)	無
13	昭 2・2・7	大正天皇御大葬	大赦、減刑令、復権 令 特赦、特別減刑	皇室令 懲戒・懲罰免除勅令 賠償責任免除勅令 陸軍懲罰免除軍令 ④
14	昭 3・11・10	昭和天皇御大礼	減刑令、復権令	皇室令 懲戒・懲罰免除勅令 道府県吏員等、海技免 状受有者等、公証人・弁 護士等免除勅令 賠償責任免除勅令 陸軍懲罰免除軍令 (以 下「拡大枠」とする) ⑤
15	昭 9・2.11	皇太子殿下 (明仁親王) 御降誕	減刑令	「拡大枠」 ⑥
16	昭 13・2・11	憲法発布 50 周年	減刑令、復権令 特別減刑、特別復権	「拡大枠」 ⑦
17	昭 15.2.11	紀元 2600 年祝典	減刑令、復権令 特別減刑、特別復権	「拡大枠」 ⑧
18	昭 17・2・18	第一次戦捷祝賀	復権令 特赦	無

2, 戦後 (第二次大戦終局から平成 5 年徳仁親王御成婚恩赦まで)

19	昭 20・10・17	第二次大戦終局	大赦、減刑令、復権令 (勅令による) 特赦、特別減刑、特別 復権	勅令による 「拡大枠」 ⑨
20	昭 21・11・3	日本国憲法発布	大赦、減刑令、復権令	「拡大枠」 で実施し

			(勅令) 特赦、特別減刑、特別復権	ようとしたが、GHQの承認が得られず廃案
21	昭 22・11・3	第二次大戦終局及び日本国憲法は布の恩赦に於ける減刑令の修正	減刑令(以降政令による)	無
22	昭 27・4・28	平和条約発効	大赦、減刑令、復権令 特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権	公務員等の懲戒免除等に関する法律施行 「拡大枠」(以降政令による) ⑩
23	昭 27・11・10	皇太子殿下(明仁親王)立太子礼	特赦・特別減刑・特別復権	無
24	昭 31・12・19	国際連合加盟	大赦 特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権	無
25	昭 34・4・10	皇太子殿下(明仁親王)御結婚	復権令 特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権	無
26	昭 43・11・1	明治百年記念	復権令 特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権	無
27	昭 47・5・15	沖縄復帰	復権令 特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権	沖縄県につき 「拡大枠」 ⑪
28	平 1・2・24	昭和天皇崩御	大赦、復権令 特赦、刑の執行の免除、特別復権	減給・戒告のみであるが「拡大枠」 ⑫
29	平 2・11・12	今上天皇御即位	復権令 特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権	無
30	平 5・6・9	皇太子殿下(徳仁親王殿下)御結婚	特赦、特別減刑、刑の執行の免除、特別復権 (すべて基準)	無

恩赦数は全体で 30 件、本年は丁度明治 150 年にあたるので、平均すると 5 年に一度の割で実施されたことになる。恩赦と次の恩赦の間隔は、番号 2~3 の 21 年余を越えて、番号 30 から今日までの 23 年余が最長となっている。また、懲戒免除が実施されたのは、明治 30 年のものを別にすると、大正元年以降 12 回である。平均約 9 年に一度の割となっているが、こちらも番号 28 から今日までの 28 年余が最長となっている。

3 懲戒処分制度の推移と恩赦の基本

懲戒免除制度に入る前に、懲戒処分と恩赦の推移等を見ておきたい。

人事院『人事行政 30 年の歩み』（昭和 53（1978）年 p40 p）及び中村博⁽²⁾『公務員懲戒法』日本評論社（昭和 45 年 12 月 29 日）P55 によれば、わが国の懲戒制度の沿革は、およそ 4 期に分類することが出来るとされる。

第 1 期は、弾例（明 3・5・7 太政官 336）⁽³⁾

第 2 期は、官吏懲戒例（明 9・4・14 太政官達 34）

第 3 期は、文官懲戒令（明 32・3・27 勅令 63）

が、それぞれ適用された。文官懲戒令はその後再び官吏懲戒令（昭 21・4・1 勅令 193）と改称、国家公務員法の一部を改正する法律（昭 23・12・3 法 222）附則 12 条により廃止される。

そして、第 4 期の現行制度施行後とされている。

中村によれば、

明治 3 年の 12 月には新律綱領（明 3・12・20 太政官 944）が発せられて、
官吏犯公罪

凡内外官吏。公罪ヲ犯シ。及ビ過誤失錯シテ。答 10 に該ル者ハ、謹慎 5 日。20
ハ。謹慎 10 日。30 ハ。謹慎 15 日。40 ハ。謹慎 20 日。50 ハ。謹慎 25 日。杖
60 ハ。閉門 30 日。70 ハ。閉門 35 日。80 ハ。閉門 40 日。90 ハ。閉門 45 日。
100 ハ。閉門 50 日。徒 1 年以上ヲ犯ス者ハ。官一等ヲ降シ。徒 2 年以上ヲ犯ス
者ハ。官二等ヲ降ス。（以下略）

これによると、官吏が公罪を犯したときは

- (イ) 謹慎（5 日ないし 25 日の 5 段階）
- (ロ) 閉門（30 日ないし 50 日の 5 段階）
- (ハ) 降等（官一等及び二等の 2 段階）

の 3 種の懲戒処分が定められていたことがわかる。また懲戒事由は過誤失錯したときとされた、前に述べられた弾例による手続と相俟って、懲戒制度の大要は、かくのごときものであった。

とされる。

本来刑事法たる新律綱領と手続規定を組み合わせ、懲戒制度を構成したとする指摘は、重要であろう。

第 2 期の官吏懲戒例（明 9・4・14 太政官達 34）第 1 条は、「自今私罪ヲ除クノ外ハ官

吏職務上ノ過失ハ本属長官ニ於テ懲戒ノ権ヲ有スベシ」と定めている。新律綱領・改訂律例中の『官吏職務上ノ過失』罪を、移したと説明されている（水林彪「新律綱領・改訂律例の世界」(『近代思想大系 7—法と秩序』(石井紫郎、水林彪) 所収、p454 以下)。

新律綱領改訂律例中官吏公罪ニ係ルモノヲ廢シ自今官吏ノ懲戒ハ其本属長官ニ任シテ処行セシメラルルノ議ヲ案スル本案ノ如キハ固ト本院ノ議定ニ可被附之條件ト存候…詳細伊藤参議江及弁明置候間…尚一応之御詮議有之度存候 明治9年3月12日副議長後藤象二郎」(国立公文書館)。

慎重審議を要請している。

「懲戒」の語が公式に登場した。⁽⁴⁾

第3期の文官懲戒令(明32・3・27勅令63)第2条は、官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合ハ左ノ如シ

- 1、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
- 2、職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ

と、改正され、過失を問う規定ぶりから、結果責任を重く見る形に変わっている。

恩赦制度については、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』から、江戸時代の制度を押さえておきたい。

- ・恩赦を『御赦』といった。恩赦権は刑罰権と結合しており、刑罰を科した者は、それに恩赦を施しえた。司法権と行政権とは分離していなかったから、裁判ないし刑の執行と恩赦とは同一機関によって行われた。(p1023)
- ・赦に対する実態的、手続規定を収めたものが、赦律と称する小法典である。文久2年(1862)将軍家茂の治世に制定されたもので、33条から成る。将軍家慶の時代、嘉永4年(1851)に、老中阿部正弘が命じ、11年を経て功成った(P1027)
- ・幕府の赦は、赦さるべき罪が未決であるか、既決であるかにより、『現在之御赦』と『過去之御赦』とに区別され、赦の執行の原由により『御祝儀之御赦』と『御法事之御赦』との区別がある。法事の赦には東叡山寛永寺、三縁山増上寺が関与、寺内の「有縁之者江相頼、其筋より取次(でもらった)(P1023)。
- ・(過去の赦は、犯罪者の改善を奨励する手段であると言えるが、)現在の赦は…幕府が慶弔の時にあたって、民とその喜びを分かち、死者の冥福を祈り、併せて自家の恩恵を天下に示すということからほとんど出ていなかった。…本来のないし伝統的な—不合理な恩赦も、完全には払拭されてはいなかったのである。(P1054)

なお赦律に、「永蟄居、永御預、永押込、永牢—右年数相立候とも、赦免之儀申上間敷、勿論病死いたし、子孫より御咎御免、石碑取建等之儀相願候類、御仕置之節より10ヶ年も相立候分ハ、御赦有之候節、赦免之儀可申上候」とある。「御赦有之候節、赦免之儀可申上候」とは、懲戒免除を思わせる書き方である。

4 懲戒処分・恩赦・懲戒免除の実例

ここで総まとめ的に、主要警衛・警護事件について懲戒処分・恩赦・懲戒免除適用の

実例を見ておこう。

表-2 主要警衛・警護事件と懲戒処分・恩赦・懲戒免除

事件名	① 「紀尾井坂事件」	② 「原首相暗殺事件」
発生日時	明治 11 年 5 月 14 日	大正 10 年 11 月 4 日
被害者	大久保利通内務卿	原敬首相
犯行者	島田一郎ら不平士族	中岡良一（山手線大塚駅職員）
罪名	国事犯	殺人罪
判決	斬罪	無期懲役、3 回の恩赦により出獄
警察トップの懲戒処分	川路利良大警視：不問	岡喜七郎警視総監：譴責
③ 「虎ノ門事件」	④ 「濱口首相遭難事件」	⑤ 「桜田門事件」
大正 12 年 12 月 27 日	昭和 5 年 11 月 14 日	昭和 7 年 1 月 8 日
摂政宮（後の昭和天皇）	濱口雄幸首相	昭和天皇
難波大助（社会主義者）	佐郷屋留雄・松木良勝	李奉昌（金丸が放った刺客）
大逆罪（刑法 73 条）	殺人未遂・同幫助	大逆罪（刑法 73 条）
死刑（2 日後執行）	佐郷屋：死刑判決、3 回の恩赦で仮出所	死刑（10 日後執行）
湯浅倉平警視総監、警務部長・地元署長 3 人：懲戒免官。湯浅、懲戒免除により官界復帰	丸山鶴吉警視総監：譴責、警務部長：減俸	長延連警視総監：懲戒免官、警務部長・地元署長：減俸

これらの事件は、いずれも犯行の現場で犯人が逮捕され、共犯の有無については争いのあるものの、主犯者の特定には誤りのないものである。

警察トップの懲戒処分を見ておこう。

「紀尾井坂事件」では、川路大警視は三條實美太政大臣へ、進退伺いを提出したが、「不及其儀」と不問に付された。官吏懲戒例第 1 条の「官吏職務上ノ過失」には該当せずとされたのであろうか。それ以降の事件はいずれも、文官懲戒令（明 32・3・27 勅令 63）第 2 条の「職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ」又は「職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ」に当たるとされた。

「虎ノ門事件」⁽⁶⁾の発生により懲戒免官の処分を受けた湯浅倉平警視總監と正力松太郎警視庁警務部長が、大正13年1月26日、皇太子殿下(裕仁親王)御成婚恩赦で、懲戒免除になった。その時の喜びの声が読売新聞朝刊大正13年1月27日に載っている。

「復官恩命の下った湯浅前總監、正力前部長の喜び」

留守宅に感泣する湯浅夫人

『主人の不注意から沢山の方々にご迷惑をかけ誠に恐縮に堪えません。・・・数ならぬ身にまで厚い聖旨の程は実に実に有難い極みでございます。』

世は様々だと語る正力さん

『それにつけても思い出すのは在官中、山田憲(大正8年6月、強欲の米商・鈴木弁蔵を殺害して死体を川中に投棄した事件の主犯。農商務省外米管理部のエリート官僚であったので注目を集めた。山田は米相場で多額の損失を抱え、外米販売店指定をエサに鈴木から出資させるが、サギだと見破られ、共犯者を引き込み、殺害、死体を新潟・信濃川に遺棄した。)に、東宮殿下ご成婚の節は、或は恩赦を給はるかも知れないからと説いて自首を勧告した事で、今はさう言う自分が却って恩赦に浴したの、世は様々だ。』(読売新聞朝刊大正13年1月27日)。湯浅は、大正13年6月11日には、内務次官に任ぜられ、その後、宮内大臣、内大臣と栄進する。懲戒免官になると2年間は、官界に復帰出来ない決まりになっているが、この免除により、早期復帰を果たすことが出来た。

「桜田門事件」⁽⁶⁾では、長延連^{ちやうのぶつら}警視總監ひとりが懲戒免官となった。内務大臣中橋徳五郎の犬養毅総理大臣に宛てた報告書は、7名すべてをまとめた乱暴なものだが、長總監には「畢竟御警衛其ノ宜シキヲ得ス」と、「畢竟」の語で同情をあらわしている(昭和7年1月11日文書、国立公文書館)。長氏の次男長文連^{ふみつら}が、『原首相暗殺』(1980年3月25日、図書出版)を著している。表-2を理解するのも役立つので載せておきたい。

天皇襲撃犯はいずれも・・・大審院特別法廷で審理され、間髪を入れない早さで死刑にされてしまったが、平民宰相を殺した連中はひとりも死刑になっていない。もっとも濱口狙撃の佐郷屋だけは死刑判決を受けた直後に、皇太子誕生(今上天皇)の慶事で恩赦となり、無期になりはしたものの、この判決も恩赦を計算に入れた馴れ合いであったことは確かであり、犯人たちは、恩赦の度ごとに減刑されて、15年の刑期に服したものはないという寛大さであり、多少の例外を除いて出所後みな右翼運動の旗頭として羽振りをきかせたものである。(P14)。

5 懲戒免除制度運用の推移

(1) 明治政府の恩赦と様々な免除措置

明治新政府は、徳川幕府ではなく、天皇陛下が恩赦を施すありがたさを、「仁恤^{じんじゆつ}之聖慮」、「恩沢ノ施シ」という詞を使って強調した。明治元年1月15日の最初の恩赦(大赦)太政官第32を載せておく。

今般 朝政御一新ノ御場合今十五日 御元服之 御大礼被為行御仁恤之 聖慮ヲ
以テ天下無罪之域ニ被遊度候間是迄有罪不可容者ト雖 朝敵ヲ除之外一切大赦被
仰出候・・・尤向後弥以賞罰嚴明ニ被遊候ニ付厚御趣意ヲ体認シ行届候様可仕旨御
沙汰候事

この時期の懲戒免除は、まだ制度的に確立していない、様々なことを試行錯誤的に行ったと言えよう。死者の名誉回復として、明治 22 年 2 月 11 日、明治憲法発布大赦時に、故西郷隆盛に「特旨ヲ以テ正三位ヲ被贈」され、同日付けで、故藤田誠之進（東湖）、故佐久間修理（象山）、故吉田寅次郎（松陰）にも、「正四位ヲ被贈」された（『官報』号外、明治 22 年 2 月 11 日「叙任及辞令」）。江藤新平も同時に恩典に浴する筈であったが、手続き遅れを理由に公表も伝達もされず、・・・正四位の復位追贈が実現したのは大正 5 年 4 月 11 日付」だった、そうだ。（大島太郎（執筆時は専修大学教授）「佐賀の乱一元参議の梟首」（『日本政治裁判史録』（明治・前）所収 P353）。

個別免除は、結構行われた。明治 24（1891）年 6 月 19 日、大津事件（滋賀県警察官津田三蔵による露国皇太子暗殺未遂事件）で懲戒免官となった沖守固滋賀県知事が、「特旨」に依り懲戒処分を免ぜられている。また明治 31（1898）年 6 月 30 日、前年の 11 月 5 日に官吏服務規律違反によって懲戒免官になった外務省参事官尾崎行雄らにも懲戒処分特赦が与えられる、などなどである。

以下、表-1 中の「懲戒免除一覧」に戻って考察したい。

明治 30 年 1 月 31 日、英照皇太后御大葬恩赦から半月程過ぎた同年 2 月 16 日、勅令第 14 号が発せられた。

朕懲戒ニ依リ免官免職セラレタル者ノ懲戒懲罰免除ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

たったこれだけの内容で、何をどうしたいのかさっぱり分からない。国立公文書館資料で、次のことが明らかになった。

勅令公布に先立つ 2 月 5 日付通達文案に次のようにある。

先般皇太后陛下崩御ニ付一般罪囚に対して減刑ノ恩命ヲ下サレ、台湾住民ノ或ル罪囚ハ一併赦免セラレ・・・而シテ懲戒処分ニ依リ免官免職セラレタル者ニ対シテハ未タ何等恩典ノ及フモノナシ・・・憐憫スヘキ情状少シトセス依テ文武官任免ノ大権ニ基キ此際勅令ヲ以テ懲戒ヲ免除セラレ可然ト思考ス。右免除ノ効果中重要ナルモノ・・・恩給及退官賜金ヲ受クル資格ヲ復スルコト。何時ニテモ再ヒ任官スルノ資格ヲ復スルコト。勲記章等拝受ニ関スル不能力ヲ除去スルコト。

明治 28 年日本の統治下に入った台湾住民にも、国内罪囚にも恩恵が施されたのに、官吏は労多くして恵まれていない、配慮してくれてもいいではないかというのが、そもそもの発想である。最大の狙いは、恩給及退官賜金を受ける資格の回復であった。6 月 11 日付、解釈通達の案文に次のようにある。

懲戒懲罰ノ免除ノ効力ヲシテ将来ニ限局セシムルト既往ニ遡及セシムルトハ均シク大権ノ作用ニ外ナラサレバ其ノ孰レノ方法ヲ採ラルルモ法理上敢テ支障アルヲ見サルナリ・・・勅令第 14 号ハ既往ニ遡テ効力ヲ有ス故ニ懲戒懲罰ヲ免セラレタル者ハ各当時ノ規程ニ依リ恩給退官賜金ヲ受クルヲ得ヘシ

さすがに「恩給権ノ発生ハ勅令公布ノ日ニ在ル」としたが、狙いは果たしたようだ。この文書には「官報掲載ニ及ハサルヘシ」との付箋が貼付されている。

この異形な勅令が、官吏懲戒免除の素形であるが、その後のひな形と原動力になったことは間違いないであろう。

(2) 制度（定型）としての懲戒免除の開始

大正元年 9 月 26 日の明治天皇御大葬大赦時に、懲戒・懲罰免除（大 1・10・5）勅令第 30 号が発せられた。これが制度としての懲戒免除の初めである。「将来ニ向テ・・・免除ス」、「未ダ処分ヲ受ケサル者ニ対シテハ・・・行ワス」が、今日までの定型である。前者は明治 30 年勅令の反省、後者は恩赦から移し取ったものであろう。

懲戒・懲罰免除（大 1・10・5）勅令第 30 号

朕懲戒又ハ懲罰ノ免除ニ関スル件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

官吏又ハ官吏待遇者⁽⁴⁾ニシテ大正元年 7 月 30 日前ノ所為ニ付懲戒又ハ懲罰ノ処分ヲ受ケタル者ニ対シテハ将来ニ向テ其ノ懲戒又ハ懲罰ヲ免除ス未ダ処分ヲ受ケサル者ニ対シテハ懲戒又ハ懲罰ヲ行ワス

陸軍懲罰令又ハ海軍懲罰令ノ適用ヲ受タル者亦前項ニ同シ

懲戒又ハ懲罰ニ基ク既成ノ効果ハ免除ニ因リ変更セララルルコトナシ

停職中ノ陸海軍人ニシテ其ノ停職ヲ免除セラレタル者ハ待命トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この勅令公布日は、10 月 5 日と、大赦令より 9 日も遅れている。これについては、大正元年 9 月 26 日付けの東京朝日新聞朝刊の記事が面白い。

懲戒処分に及ばず：文官懲戒令に依る懲戒其他弁護士、医師、産婆等に対する懲戒に対しても赦免を及ぼすべき内議あり・・・一再閣議に付せられたるも、欧州に於いても赦免は刑事罰に限り、行政処分に及ぼしたる先例なく又赦免を及ぼす範囲を限定するに困難なる事情あり、24 日の閣議に於いて、懲戒処分に恩赦を及ぼさざることに決定したる次第なりと云う（句点一筆者）

しかし結局官吏だけの懲戒免除が実施された。慎重に、情勢を見極めてという姿勢がうかがわれる。10 月 7 日付東京朝日新聞朝刊は、「5 日の官報号外を以て公布されたりと事実だけを報じている。

また「賠償責任免除勅令（大正元年 11 月 5 日勅令第 41 号）も発せられた。矢継ぎ早である。

朕出納官吏弁償責任ノ免除ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

出納官吏ノ弁償責任ニ基ク債務ニシテ大正 1 年 7 月 30 日前ニ於ケル事由ニ因ルモノハ将来ニ向テ之ヲ免除ス

但シ犯罪行為ニ因ル本人ノ債務ア此ノ限ニ在ラス

これも今日まで踏襲されている。懲戒処分がその内容に一切立ち入っていないのに対し、こちらは犯罪行為を除外しているのが対照的である。

昭和 3 年 11 月 10 日、昭和天皇御大礼恩赦時に、免除枠が大幅に拡大する、

朕北海道地方費、府県、市町村等ノ吏員、委員及役員ノ懲戒免除ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(昭和 3 年 11 月 10 日、勅令第 273 号)

朕海技免状ヲ受有スル者及水先人ノ懲戒免除ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(昭和 3 年 11 月 10 日、勅令第 274 号)

朕公証人、弁護士、司法代書人、弁理士及計理士ノ懲戒免除ニ関スル件ヲ裁可茲ニ公布セシム

(昭和 3 年 11 月 10 日、勅令第 275 号)

昭和 3 年から 15 年の 4 度にわたる慶事の際は、すべてこの「拡大枠」で実施された。昭和 17 年は太平洋戦争さなかということで、中止されたのであろうか。

(3) 敗戦後の状況

終戦直後の昭和 20 年 10 月 17 日に「拡大枠」で実施された。敗戦で打ちひしがれた官吏を元気づけたいということであったと思われる。翌年も実施しようとしたが、「GHQ の承認が得られず廃案」と、国立公文書館文書に記載されている。理由は不明である。

昭和 27 年 4 月 28 日、平和条約発効恩赦時に、「公務員等の懲戒免除等に関する法律」が公布施行された。その第 2 条は

政府は、大赦又は復権が行われる場合においては、政令で定めるところにより、国家公務員その他政令で定める者（以下「国家公務員等」という。）で懲戒の処分を受けたものに対して将来に向かつてその懲戒を免除すること及びまだ懲戒の処分を受けていない国家公務員等に対して懲戒を行わないことができる。

とする。

同日付政令第 130 号第 1 条第 1 項により、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条に規定する一般職の職員、警察予備隊の職員、国会職員、裁判官、裁判所職員等がその対象とされた。同第 2 項では、次の法令により懲戒又は懲罰の処分を受けた者に対しても適用する旨規定している。その中には、旧判事懲戒法、旧税関吏賞罰規則、旧官吏懲戒令(明治 32 年勅令第 63 号)、旧官吏待遇者の懲戒に関する件(明治 40 年勅令第 177 号、旧執達吏懲戒令、旧巡査懲戒令(昭和 8 年勅令第 15 号)、旧宮内官懲戒令等が掲げられている。

さらに政令第 2 条では、法第 2 条に言う「国家公務員等」とは、「1、弁護士、2、公証人、3、税理士及び税務代理士、4、公認会計士及び会計士補並びに計理士、5、弁理士、6、水害予防組合及び普通水利組合の委員又は吏員、7、北海道士功組合の役員又は吏員、8、海技従事者及び海技免状(旧船舶職員法(明治 29 年法律第 68 号)第 3 条に規定する海技免状をいう。)を受有し、又は受有していた者、9、水先案内人、10、司法書士、11、建築士、12、土地家屋調査士、13、海事代理士」をいうとされた。

なお、平成元年 2 月 23 日、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令では、「国家公務員等」に外国法事務弁護士、外国公認会計士又は計理士、社会保

険労働士が追加され、枠はさらに拡大している。

この法律に関する国会審議の状況を見ておきたい。

昭和 27 (1952) 年 4 月 26 日、衆議院人事委員会における菅野義丸内閣官房副長官の趣旨説明。

従来の例によりますと、懲戒の免除・その実施の都度、国家公務員、地方公務員・・・、公証人・・・というように分けまして、それぞれ別個の勅令によって行われたのでありますが、本案におきましてはこれらの措置を単一の法律にまとめ且つ恒久的な制度として確立することとしたいのであります。第二に本案におきましては・・・基本的な事項を規定するのでありまして、実施についての具体的な必要な事項は政令又は地方自治体の条例で定めることにいたしました・・・。第三に・・・その対象については・・・別に政令で定めることといたしましたが、これはおおむね先例の趣旨に従って公証人、弁護士その他を指定する所存でありますとある。大きな論争は呼ばなかったようである。

ここまで一気呵成に行われた感じがする。

(4) 反省・縮小の時代へ

昭和 27 年 4 月 28 日、公布施行された「公務員等の懲戒免除等に関する法律」は、その後約 20 年間実施されず、昭和 47 年沖縄復帰恩赦時に、沖縄県民に対して実施された。政府は、じっと実施のチャンスをうかがっていたようにも思える。確かに、現行憲法下でこの制度を運用するには相当慎重でなければならない。民間人の懲戒には何等の措置を執ることなく、役人だけを救うのは、「役人のお手盛り」ではないかとの非難を避けることが出来ない。実務はこうした国民感情を意識し、反省・縮小せざるを得ないように見える。平成元年 2 月の昭和天皇大喪恩赦時の懲戒免除は、減給及び戒告等という比較的軽い処分が対象で、未決の者には適用されず、「ある程度、自粛した形になっている（平成元（1989）年 2 月 9 日付、読売新聞）」とされた。そして、同年 6 月 26 日、東京都小金井市議会は、市側が提案した「職員の懲戒免除などに関する条例案を否決した。『亡くなった天皇の恩恵で罪が軽くなるのは、時代の流れや主権在民の原則に反する』との反対意見が出され、採決の結果、否決された。」という（毎日新聞、平成元年 6 月 27 日朝刊）。平成 2 年の今上天皇ご即位恩赦では、復権令が出たので法律上は懲戒免除を行い得たが、実施されなかった。さらに、平成 5 年（1993）5 月の皇太子殿下（徳仁親王）のご結婚に伴う恩赦では、政令恩赦自体を見送っている。差し迫る今上陛下御退位恩赦時はどうなるであろうか。

6 おわりに

以上懲戒免除制度の推移を見てきた。政令・勅令方式であるから「骨」を集めることは出来る、しかし国会議論等が行われていないので、何を考えて行ったのか「肉」の部分が分からない。冒頭の浜川論文には、「勅令を法律化したことは当然であるが、具体的な実施の要否、対象職員、免除の内容をあげて政令に委ね、国権の最高機関の関与

しないこととしたのは、逆説的にいえば、戦前より混乱しているといえなくもない。……また、一般的な人事行政の権限は人事院にあると解される。にもかかわらず、懲戒免除はこうした公務員制度の基本原則、基本的制度の枠外で運用実施されることになる。……実施の形式的手続は国民主権の原理を背景とした公務員制度の枠にそって行われることが本来のあり方であろう。」と根本問題を指摘する。また「この法律の規定は考えてみれば随分と乱暴なものであり、すでになされた処分の効果はこれを変更しないが、非違行為がすでに存在するものの処分がない場合はこれを免除できるという。……懲戒免除はすべて免除されてよいかも問題である。処分の軽重を問わず、非違行為の性質からして免除の対象とされるべきでない性質のものもありえないわけではない。」と各論に涉っても厳しい。そして「恩赦・懲戒免除の制度自体は、その法形式を含めて、驚くほど旧態依然としたまま放置されている。現行憲法にふさわしい恩赦・懲戒免除が制度面でも整備されることが果たしてありうるかといえば、そこに至るのに多くの障壁をのりこえなければならないようである。」と将来についても悲観的である。

私は、懲戒免除制度については、まず、情報開示を徹底して行い、諸外国の法制⁽⁸⁾も研究の上、公務員等だけではなく全国民ベースで、そして恩赦と切り離して再構築すべきだと考えている。本稿が多少なりとも御役に立てれば、幸いである。

(追記一令和2年1月31日)

令和の時代となり、令和元年10月18日、即位の礼に伴う「復権令」及び「特別恩赦基準」が閣議決定されたが、国家公務員の懲戒免除は見送られた。直前に懲戒処分された次官級の人たちが救われるのかとマスコミに取り上げられたため、政府は批判を招かないように回避したものと思われる。

註

(1) 「公務員等の懲戒免除等に関する法律」(昭和27年4月28日法律第117号、内閣総理大臣 吉田茂、直近の改正は平成26年6月13日法律第69号) Act on Exemption of Disciplinary Actions and Other Matters in Relation to Public Officers)

(2) 中村博：1921年11月17日 - 1999年1月24日、東京帝国大学法学部政治学科卒。労働省に入り、大臣官房秘書課長、中央労働委員会、公共企業体労働委員会事務局次長、人事院公平局長、職員局長、『公務員の争議行為と処分』、『公務員懲戒の研究』等、人事行政の責任者のポストにあった人であるが、「懲戒免除」制度には言及していない。

(3) 弾例：弾正台(明治2年5月22日～明治4年8月24日)が準抛した懲戒手続規程、「一 奏任以上並非職五位以上ノ非違ハ奏弾ス 但判任以下ト雖モ事大ニシテ連累多キ者ハ之ヲ奏弾ス」等、全8条。

(4) 用語「懲戒」の用例は、『日本国語大辞典』小学館によれば、①、漢書「諸侯王表漢興之初(略)懲戒亡秦孤立之敗」、②、權記一長保2年(1000)12月11日、看督長不

制止濫行、還成濫行、於事口穩、如此之輩尤可懲誡、③、新聞雑誌 58 号—明治 5 年『本犯人は新律に照準し聊かも仮借せず処断し将来を懲戒すべき旨』とある。江戸時代の用例は少ないように思われる。

(5) 官吏待遇者：教員、巡査、看守、執達吏など多数。巡査につき、明治 24 年 8 月 10 日勅令第 170 号「巡査看守ハ判任官ヲ以テ対遇ス」。「国家が重要とする専門職として、国家の仕事を担当したこと、財政の国家以外（地方等）の負担、国家への忠誠の見返りとしての（待遇官吏という）身分の付与という観点から、官吏と雇員・傭人の間に立つ制度として設けられた。」石井滋『非官吏制度の研究』P105。待遇者から官吏への改善が要請されたが、官吏の定員が壁になって出来なかったという。今日の雇用情勢を彷彿させる。

(6) 「虎ノ門事件」：「大正 12 年 12 月 27 日、難波大助が帝国議会開院式へ行啓途上の摂政宮殿下（後の昭和天皇）を虎ノ門付近で狙撃した事件、摂政宮殿下には別段の被害もなかったが、山本（権兵衛）首相はこの未曾有の不祥事件に責任を感じ、同日、全閣僚とともに辞表を奉呈した。29 日、摂政宮から優渥を賜ったが、山本首相はこれを固辞した」（『内閣制度百年史上巻 p275』）

(7) 桜田門事件：昭和 7 年 1 月 8 日、「8 日内務省発表」（大阪朝日新聞 1 月 9 日付、朝刊）。

「天皇陛下 陸軍始め観兵式行事より還御の御途中鹵簿桜田門外に差しかからせられたる際警衛事故発生したるが其の概要左の如し

本日午前 11 時 44 分頃鹵簿麹町区桜田門警視庁庁舎前街角に差かかられたる際奉拝見者線内より突然鹵簿第二輛目なる宮内大臣乗用の馬車（御料車の前方約 18 間）に手投弾のようなものを投じたる者ありたるが同大臣乗用馬車の左後者輪付近に落ち同車体の底裏部に親指大の損傷二三を与へたるも御料車その他に異常なく、同 11 時 50 分御無事宮城に還御遊ばされたり。犯人は警視庁警視石森勲夫、巡査本田恒義、同山下宗平及河合憲兵上等兵、内田憲兵軍曹等に於てこれを逮捕し警視庁に引致して、目下取調中なるが其氏名年齢左の如し 朝鮮京城生れ 浅山昌一事 土工、李泰昌、当 32 年」。金九が放った刺客であったことが判明する。

(8) 中川文壽「フランスの恩赦制度」（青少年厚生福祉センター・法務省恩赦課『外国の恩赦』所収、昭和 60 年）によれば、フランスの大赦は、懲戒上又は職業上の制裁（労働者の解雇、学生への制裁）及び行政上の懲戒罰（運転免許の停止等）にも恩恵を与えているという。

〔初出：『法史学研究会会報』第 21 号（岡野誠先生退休記念号。法史学研究会、平成 30〈2018〉年 3 月 26 日刊）。なお、『大警視だより』続刊第 6 号（平成 30 年 7 月 1 日刊）所収の廣瀬權「我が国における懲戒免除制度の変遷」（本書未収録。）冒頭には、下記の記載がある。

「（おことわり）『大警視だより』続刊第 3 号〔平成 29 年 1 月 1 日刊〕から第 5 号〔平成 30 年 1 月 1 日刊〕にわたって、「苦難を乗り越えて—懲戒免職処分と対面した人々—」の表題で、懲戒処分・恩赦・懲戒免除制度について論述してきました。その一

応の集大成を「史実から懲戒免除制度を考える」として、『法史学研究会会報』第21号に投稿致しました。本稿〔「我が国における懲戒免除制度の変遷」〕は、その中から懲戒免除制度に関する部分を抜粋・一部加筆したものです。本制度に関する先行の研究はほとんどなく、『大警視だより』執筆中は、調査不足の点がいくつかございました。現在の到達点としてご報告申し上げます。」

(参 考)

- ・ 廣瀬権 「苦難を乗り越えて一懲戒免職処分と対面した人々」『大警視だより』続刊第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年7月1日刊）（本書未収録。）
- ・ 廣瀬権 「懲戒処分・恩赦・懲戒免除制度に関する考察」『大警視だより』続刊第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）（本書未収録。）
- ・ 廣瀬権 「我が国における懲戒免除制度の変遷」『大警視だより』続刊第6号（平成30〈2018〉年7月1日刊）（本書未収録。）]

加藤晶会長追慕と資料集刊行について

大警視川路利良研鑽会会長
警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権

大警視川路利良研鑽会加藤晶会長が逝去されて早くも三ヶ月になろうとしているが、在りし日の会長の御温容が今も目に浮かぶ昨今である。このたび、加藤会長追悼の意を込め、氏が情熱と崇敬の念をもって育まれた『大警視だより』続刊等川路大警視関係文献を一つにまとめた資料集を作成することにした。私の会長に対する追慕、報恩の心情は先に『大警視だより』続刊第8号（令和元年7月1日刊）に載せた追悼辞に尽きることから、敢えて以下に再掲し、以って序に代えることとする。加藤会長の御冥福をお祈りするものである。

（令和元〈2019〉年8月1日謹誌）

〔以下『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）所収「加藤晶先生 ありがとうございます」（本書215頁以下に再録。）を収録しているが、ここでは割愛した。〕

〔初出：『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕（大警視川路利良研鑽会、令和元〈2019〉年9月1日刊）〕

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視 検討を中心に—』発刊に当たって

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 權

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』が漸く完成した。本書は、先頃お亡くなりになった、正攻法で熱血漢の当部会元部会長加藤晶先生に捧げるものである。加藤先生には、長きにわたって部会を指導されてこられたが、警察史個々の史実研究を進めることに加え、つねづねその書誌学的検討の重要性をも指摘しておられた。これを受け、本部会では、今年度の特別調査研究として近代警察史関係文献目録作成を企画し、学会理事会の御高配を賜りながら作業を進めてきた。しかるに、悲しい哉加藤先生には本年5月8日忽焉として逝かれた。享年89。謹んで御冥福をお祈りいたすとともに、長年の御高教に改めて厚く御礼申し上げるものである。

言うまでもなく峻険な山々を踏破するには正確・詳細な地図帳が欠かせない。近代警察史の研究においても同様である。山々は日々その姿を変えるから、地図帳の記載も常に更新されなければならない。そうではあるが、本書はその発行日当日現在もっとも正確・詳細な地図帳とであると言って、過言ではあるまい。

本書は、(3)頁の目次に記載されているように、第1編「大警視川路利良関係文献抄」、第2編「警察関係者警察史著作目録」及び第3編「その他」の3部構成である。第1編「大警視川路利良関係文献抄」は、川路に関する著述を網羅したものである。川路に関することは既に研究し尽くされているとの指摘も一部にあるが、当部会とも深い関係にある「大警視川路利良研鑽会(名誉会長川路利永氏)」会員の真面目な研究・記述にある如く、その裾野は益々広がっている。未発見の大きな鉱脈を見つけ出すかもしれない。本書は警察史研究者のためのものであるので、国民の大半が川路と言えば司馬遼太郎の『翔ぶが如く』を思い浮かべる感覚と大変乖離しているかもしれない。今後、この辺の橋渡しが出来たらいいなあと思う。

第2編「警察関係者警察史著作目録」は、警察に職を奉じた人々の論述である。一人として低い山はない。皆、仕事師であり研究者だった。私だけが知っている秘話を紹介したい。故鳴海國博先生のことである。先生は、警察退職後、全日本空輸(現ANA)に勤務され、中国路線の開設に大変貢献された。「鳴海さんの中国語は素晴らしいが、本当に日本の方ですか、中国の方ではないですか。だってお考えが中国人そのものですもの」と、中国担当者が語っていましたと、全日空幹部が鳴海さんの後任になった私に教えてくれた。鳴海さんは大変よく仕事をされた、今日も全日空で尊敬されている。第2編に入れるべき人は他にもいらっしゃるだろう。特に松井茂先生と土屋正三先生のごことは既に記載されていることもあって今回は割愛したが、両先生の我が近代警察史研究上に占める重要性をかんがみると、やはり早急に検討し、新たに作成すべきであろう。

第3編「その他」は、大部分がプロシア国ヘーン大尉関係文献である。ヘーン大尉

研究は、創部以来加藤先生とともに当部会を牽引されてこられた戸高公德先生が御権威であるが、近代警察史研究では永遠の課題であって、今後も更なる検討が望まれるものである。これらが、その一つのよすがともなれば幸いである。

いずれにしろ地図は不断に改訂されるべきものであるが、今日只今出来得る限りのものをお手元にお届けしたい、というのが本部会関係者の願望である。

本書作成に当たっては、加藤先生の教えを親しく受けてきた部会員吉原丈司君、佐藤裕夫君、臼井良雄君、堤一幸君及び露崎栄一君のご努力に拠るところが多い。深く感謝申し上げます。本書が警察史研究者の座右に置かれ、広く活用されれば幸甚である。

令和元（2019）年 10 月 1 日

[初出：警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元〈2019〉年 10 月 1 日刊）]

折々に思うこと

—浅草生まれのひま人から教えられたことなど—

〔目 次〕

「使い走り、走狗」がなんだ！	281
朝井まかて『銀の猫』を読んで	283
葉室麟文学の頂上を目指して（1）	285
葉室麟文学の頂上を目指して（2）	286
平成の「仁義」作家・葉室麟	289
原点回帰	292

「使い走り、走狗」がなんだ！

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

私の親友に大の小説好きがいます。むずかしい論文は読みません。「雰囲気に浸りたいのだよ」と。図書館通いを続け、読んで面白かったものを速報してくれます。川路大警視の生涯を追った伊東 潤の小説『走狗』（中央公論新社、平成 28 年 12 月 25 日刊）をいち早く教えてくれたのも彼でした。『走狗』（原義「狡兎死して走狗烹らる」から使い捨てるの意）とはなんたる題名、私もそうですが、心を乱された方々も多かったことでしょう。

彼はその後も引き続き情報をくれます。その中に、風野真知雄『鹿鳴館盗撮』（新人物往来社刊）がありました。1999 年 9 月第一刷発行（その後同社新人物ノベレス、2010 年 10 月刊。角川文庫、2014 年 11 月刊あり。）と、だいぶ古いものですから、既に大勢の方々がお読みになっておられると思います。その方々には繰り返しになって申し訳ございません。

著者の『盗撮』シリーズ第二作目で、主人公は、志村悠之介、元幕臣、浅草で写真館を営むという設定です。第一作目は、写真が存在しない西郷隆盛の盗撮へ行く話で、結構面白く、雰囲気も出ていると感じました。第二作目は、鹿鳴館にまつわる疑惑解明という筋立てで、伊藤博文首相、井上馨外相が登場します。会話がなかなか充実しています。伊藤博文に次のように語らせています。思わず書き取ってしまいました。

「わしは幕末の時代もずいぶん駆けずりまわった。いま、傑物と評価されている人ともずいぶん会って話したりもした。坂本龍馬さんとも、西郷隆盛さんともな。だが、それは皆、わしが使い走りだったからだ。高杉さんや木戸さんの使い走りとしていった

から、どうにか相手をしてもらっただけだった。木戸さんや、大久保さんの使い走りのようなことをしながら、ようやく仕事をさせてもらったようなものだ」・・・

「当時、わしに屈辱は感じないかと訊いた者があった。そういう使い走りのような仕事ぶりにだろう。屈辱だと。そんなものを感じていたら、わしはなんの仕事もさせてもらえなかったし、おそらく生きてもこれなかっただろう。屈辱がなんだというのだ」・・・

「悠之介は今、伊藤博文の、もっとも強いところを見ているのだと思った。この強さが、伊藤博文を雑役夫の俵から初代内閣総理大臣の地位にまで押し上げてきたのである。」・・・

「写真師。鹿鳴館のこともそう言いたいのだろう。あれは屈辱的だと、猿真似であり、滑稽であり、外国人から見たら、物笑いの種、ポンチ絵の題材にしかならないだろうと」・・・

「あれで、いいのだ、・・・いまは、馬鹿にされ、笑われていて構わないのだ。わが国は遅れて国を開いた新参者で、いまはこのような拙い真似ごとしかできません。そう思わせておいたほうがかえって都合もいい。これが日本は独自の精神を持つ、誇り高い国であり、しかも国力を高めるのに励み出している、その毅然とした精神はいずれ、世界に押し出てきたときの脅威になるだろう、そんなふうに思われるよりずっと都合がいいではないか」・・・

「やがて、日本は世界とまともに対峙するときに必ずやってくる。・・・連中は手強いぞ。戦力においてだけではない。あらゆる面で海千山千のしたたかさだ。アヘン戦争なんぞ、序の口だ。これからは、どこの国と結び、どこを牽制するか、そういう綱渡りが続くのだ。そんなときこそ、逆に鹿鳴館の猿真似が生きてくるのよ」・・・

「世界というのは凄いところだぞ、わしは何度もそれを目の当たりにしてきた。明治4年の岩倉使節団のときも面白いことがあった。あの、大久保利通が、ロンドンでサギに引っ掛ったのだ・・・」・・・

「盗られた額は当人がひた隠しにしたのでよくわからなかったが、おそらく五千円はくだるまい・・・」

「ただ、そのサギ師に引っ掛からなかった人間も少しだけいた。それが、わしじゃよ。」
「隙があれば、其のサギ師をだまくらかして、一円でも滞在費をふんだくってやろうという気持ちがあったから。やつらの嘘臭さなど簡単に見抜けてしまった。・・・まあ、それくらいわしは悪い奴だということだな」(P278)

『走狗』を読んだ後にこれを読みますと、「使い走り、走狗、猿真似と言われるのがなんだ。百も承知だ。そう言われている方が、こちらにとっては都合がいいのだ」との発言が、爽快でもありました。

この作家は結構面白い。伊藤たちは、実際、このように語っていたのではないかと思われます。

(風野真知雄：本名・朝倉秀雄、昭和26年、福島県須賀川市生まれ、立教大学法学部卒、平成5年、「黒牛と妖怪」で第17回歴史文学賞受賞、著書に「われ、謙信なりせば」「筒井

順慶)「西郷盗撮」「ニコライ盗撮」)

[初出:『大警視だより』続刊第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)]

朝井まかて『銀の猫』を読んで

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

前回、大の小説好きの親友のことを書きました[『大警視だより』続刊第4号24頁所収「使い走り、走狗」がなんだ!」。高校1年の時からですから、かれこれ60年続いている仲間の一人です。本人の希望もあって、これからは「浅草生まれのひま人」と呼ぶことにします。正真正銘の浅草生まれ、下町を扱った小説が殊の外好きなようです。気に入った作家を見つけると、その全著作を読破するタイプです。「難しい論文は読まない。まだ読みたい本が沢山あるので、文章を書く時間はない。」とっています。

「浅草生まれのひま人」は、引き続き、読んで面白かった小説の情報を入れてくれます。その中から、朝井まかて『銀の猫』(文藝春秋、2017.1.25)です。朝井さんは今や国民的人気作家ですが、これまで私は一冊も読んだことがありませんでした。「ひま人」は、ほぼ全てを読んでいる様子です。今年6月には『文藝春秋』誌上で、「介護の秘訣はユーモア」(p298)というタイトルのもと、朝井さんと阿川佐和子さんの対談がありました。そのこともこの拙文を書く段になって知りました。私には、浅井さんや『銀の猫』について、云々する資格は全くないのですが、この本を読んで受けた衝撃が大きかったものですから、「ひま人」に感謝しながら、個人的想いを書いておきます。教わってすぐ図書館に予約を入れましたが、手にしたのは3箇月後でした。

多くの方がお読みになっておられると思いますので、プロットの紹介等は省略して、感銘を受けたところを書き出しておきます。

「江戸の町は、長寿の町だ。子供はふとした病であっけなく亡くなるけれど、50過ぎまで生き延びればたいは長生きで、70、80の年寄りほざら、百歳を過ぎた者もいる。・・・ただ年寄りが光ってられるのは躰(たい)気(き)が充実している間だけのことだ。病や怪我がきっかけで外出しなくなると、寝たり起きたりの暮らしが始まる。」(P9)

「年寄りの介抱を担っている者の大半は、一家の主なのだ。これは町人も武家も同じことで、旗本や御家人などの幕臣は親の介抱のために届けを出して勤めを休むことも許されている。・・・町人の間でも『家を継ぐ者が、親の老後を看取る』という料簡が行き渡っている。家屋敷や蔵、店の跡目を継ぐことと親を看取ることは一体であり、

名代の店の主であっても商いを番頭に任せ、何年も老親の介抱に専心するのである。一方、主の妻女や孫はというと、介抱の中心にはいないのが常だ。一家の主が親の介抱に手を取られている間、家内を守るのが務めとされている。」(P20)

主人公達がまとめた介抱指南書『往生訓』に次の記載があります。

「親への何よりの孝養は、妙なる薬を絶やさぬことだよ、お前さん」

「その妙なる薬はどこで売っている」

「エへへ、そいつぁ自前で用意出来る薬さ、笑うことだもの」(P309)

「少し笑い合えばいい」というのが、介護の要諦です。しかしそれが難しい。分かり切っていることですが、改めて言われますとズシリとききます。「反省、笑顔、笑顔」となります。

「ひま人」がこの本を教えてくれたのは、我が家においても、97歳の私の母を、72歳の我が妻が懸命に支えていることを、知っているからです。かねがね妻が「私には法律上の扶養義務はありません。だから相続権もありません。でもあなたが素晴らしいから、生きている限りやりますよ。」と言ってくれているのを、のろけ気味に彼に話したことがあります。全てを妻に任せている私の亭主閑白、ノ一気振りをたしなめようと思ったのかもしれませんが。

嫁(子供の配偶者)の地位の向上が民法改正の重要項目だと聞きます。それはそれで良いことだと思います。ですが、この小説にはそうしたことよりも、より現実に即した必死な取り組みが語られていると思います。それは介抱・介護という営業関係を越えて、介抱人、お世話になる人、そしてそれぞれの家族の交流が広がり、深まってゆく様子が描かれていることです。そこに一種の、新しい力強さを感じました。

私は岡山県警本部長時代、県民と県警を結ぶキャッチ・フレーズとして、「むすぶ心、ひろがる輪」を作りました(平成2年2月公表)。県警の封筒には今でもこれが刷り込まれていると聞きます。大惨事が起こった後、「絆」が叫ばれます。その「絆」を産む土壌を作っておくのが、「むすぶ心、ひろがる輪」だと思います。今日の「介抱人」たちがこれをやってくれています。この本を読んでから私は、母の訪問看護師さんに笑顔で挨拶し、つとめてお話しをするようにしています。「ひま人」は、すでに両親、妻を見送っています。昨今は、子供・孫に笑みを絶やさぬよう努力しているようです。

10月14日、東京大学で、第15回上廣歴史・文化フォーラム「明治をつくった人々」が開催されました。伊藤之雄先生(京都大学大学院教授)と朝井さんの講演・対談がありました。伊藤先生は「伊藤博文と明治天皇」を、朝井さんは「明治神宮の杜―造営の志と情熱」と題して、昨年7月発行された『落陽』の創作経緯を語られました。ともに素晴らしい内容でした。対談では、歴史家と小説家の違いがクローズアップされましたが、大隈重信首相の性格について、伊藤先生がかなり推量を入れたお話をされ、朝井さんが資料に忠実な話で、会場の笑いを呼びました。大警視川路利良研鑽会の一員として、お二人のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

(朝井まで：1959年大阪生まれ、甲南女子大学文学部卒業、2008年『実さえ花さえ』(後に『花競べ』に改題)で作家デビュー、2013年『恋歌』で本屋が選ぶ時代小説大賞、

2014年に同書で第150回直木賞を受賞。)

[初出:『大警視だより』続刊第5号(通巻第34号、平成30(2018)年1月1日刊)]

葉室麟文学の頂上を目指して(1)

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

「浅草生まれのひま人」からは、引き続き沢山の読書感想が送られてきます。今年[平成30年]一月早々には、「葉室麟さんがお亡くなりになりました(昨年12月13日ご逝去、享年66)。読んだことありますか。始めるのでしたら直木賞受賞作の『蝸の記』とその続編・女性版『風のかたみ』あたりから入るのがいいと思います。20冊は読んでいますよ」と。

恥ずかしながら葉室さんのお名前も初めてだし、一冊も読んでいない。かねがね武士とその家族が生きた空気・雰囲気を感じたいと思っていたので、早速言われたとおりに始めました。5月15日現在、小説20冊、随筆・対談4冊を読了し、現在も進行中です。虜・はまった状態です。同じ状態の方々も多いのではと思います。

本「だより」事務局の吉原さんが、さまざまな関連情報を入れてくれます。

朝井まかて「葉室麟さんを悼む 人間の弱さを許す視線」(2018.1.9毎日新聞夕刊P5)によりますと、「小説だけで56作品・・・書けば次の仕事が見つかる人だった。ゆえに今年も続々と新刊が出る。私はそれらを心待ちにしている」。お亡くなりになってからも新刊が出るということですから、葉室文学の全容が明らかになるのには、今しばらく時間がかかるようです。

朝井さんは、さらに「(葉室)自身も地方紙の記者になった人だった。そこで大変な挫折を味わったと、伺ったことがある。『俺は敗けた人間なんだよ』とも。ご自身のことというよりも、大切な人々を守り切れなかった、その悔いを忘れまいとする言いようだった」と書いています。そのことが、「人間の弱さを許す視線」に繋がっているとされます。

葉室さんは随筆『河のほとりで』(2018, 2, 10文春文庫, お亡くなりになった後の発刊です。)の中で、「シラノの純情」と題する一文を書いています。「原点なのかどうか。ただ、自分の好きな人物像があって、いろんな話を書きながらも、語っているのは、ただひとりの人間のことではないか、と思う。それが、誰かと言えば、—シラノ・ド・ベルジュラックなのだ。・・・剣豪であり、詩人であり、・・・ただ鼻が人並みはずれて大きいことがコンプレックスのシラノは、従妹のロクサーヌへの恋心を封じる。美男のクリスチャンとロクサーヌの恋を、・・・熱烈な恋文を代筆して成就させる。やがてロ

クサーヌは恋の本当の相手がシラノだったと悟るのだが、死期が迫っていたシラノは幻想の中でも真実の告白はしないままこの世を去る。・・・私の物語の中にはこのふたりは必ずいるのではないか、と思う。

朝井さんの指摘とご自身の述懐を道標に葉室山脈を登って行こうと思います。

葉室文学は、人間如何に美しく生きるか、という命題の追及だと思います。我が女房が言います。「『ひま人』さんは、綺麗なもの・美しものが好きで、確か、小学高学年の時、高雄山で珍しい蝶を採ったと話していたわ」と。「ひま人」に確かめると、その通りで、「高尾山のケーブルカー脇で、滝まで登らない草原で2匹つかまえました。天狗蝶とウスバシロチョウです。ハンミョウ〈毒を持ったカラフルな昆虫〉がいて、道案内をしてくれているようでした。渋谷の蝶の専門店に持っていったら、天狗蝶は珍しいと褒められました。標本を友達に貸したら戻って来ませんでした」と。「どうして友達に標本を返すように言わなかったの」と聞きますと、「八王子の方へ引っ越して、行方不明になった」とのことでした。私は、その子も高雄山へ蝶を取りに行き、そして何か事が起こって帰れなくなってしまったのではないかと考えたりしています。

葉室文学に蝶を探しています。第一作の『乾山晩愁』には、ご赦免船で帰ってくる画家にして俳人の多賀朝湖の船に、一匹の蝶が舞い込みます。小説ではこれが、朝湖が英一蝶になった由来としています。『雨と詩人と落花と』（2018, 3, 31 刊行、題字は娘で書家の葉室涼子さん）は、「暴急軽躁」で、すぐ妻に手を上げる儒者広瀬旭莊と「寛緩遅重」な妻・松との心の触れ合いを描いた傑作です。于瀆の漢詩「花開けば蝶枝に満花謝すれば蝶還稀なり 唯舊巢の燕有り 主人貧しくも亦帰る」が引用されています。信長の次女と蒲生氏郷の一生を描いた『冬姫』によれば、織田信長の正室・濃姫は通称で、本名は帰蝶だったとあります。随筆『古都再見』に、向井去来が晩年に得た妻・可奈の俳句「麦の穂におはるる蝶のみだれ哉」が載っています。もう少しあってもよさそうに思いますが、ぶつかりません。

葉室さんの突然の死は、ご本人も予期せぬことで、まだまだ書きたいことが沢山あったと思います。西郷隆盛伝『大獄一青嵐譜』が、奄美大島の妻・愛加那との別れで終わってしまったのはなんとも残念でなりません。ご冥福をお祈り申し上げます。

[初出: 『大警視だより』続刊第6号(通巻第35号、平成30(2018)年7月1日刊)]

葉室麟文学の頂上を目指して (2)

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会副会長 廣瀬 権

葉室麟さんが、2017年12月13日にお亡くなりになって、もう一年が過ぎました。

享年 66 歳、まさにこれからというときで、残念でなりません。

この一年間、葉室さんをめぐっては話題にこと欠きませんでした。

「花卉が一枚ずつ散る実家の庭の椿を訪ねてください」という妻の遺言からはじまる『散り椿』が映画になって、2018 年 9 月、モントリオール世界映画祭で第二席に当たる審査員特別グランプリを獲得しました。「月刊葉室」の異名通り、生前と同じように単行本が次々に出版されて、いずれも大変な人気ようです。遺作とされる『影ぞ恋しき』（いのち三部作完結編）の単行本は、同年 9 月に発売されました。「小説だけで 56 作品」（朝井まかて、2018.1.9 毎日新聞夕刊 P5）、さしもの葉室山脈もようやく頂上が見えてきました。

本「だより」前号（続刊第 6 号、2018 年 7 月 1 日刊）で書きましたように、私は、2018 年 1 月、親友の「浅草生まれのひま人」に、教わって読み出し、10 月末までに 32 冊を読み終えました。月 3 冊強のペースです。葉室文学は、人間如何にしたら美しく生きることが出来るかを追求したものだと思いますが、「ひま人」の小学 4、5 年時の趣味が美しい蝶を採ることだったことを思い出し—美しさ—何か繋がるものがあるのかもしれないと、葉室文学に「蝶」を探しはじめました。

「ひま人」少年について、ひとこと。「高尾山で天狗蝶を捕まえ、渋谷の昆虫専門店へ持っていったら、『珍しい』と褒められました。標本を友達に貸したら返ってきませんでした」と書きました。本だより事務局の吉原丈司氏から、高名なフランス文学者で、フェアブル昆虫館館長の奥本大三郎先生が、渋谷の「志賀昆虫普及社」（現在は東京都品川区平塚 2 丁目 5-8 へ移転）を愛用されていたこと、「北杜夫さんからフェアブル昆虫館に標本を寄贈していただいた後、彼が『コガネムシだけ返してください』と言うので、新しい標本箱に入れてお返ししたら、『オオチャイロハナムグリがない、奥本が盗ったあ〜』なんて方々で言うんですよ。でも本当に品のいい方でしたね」（『週刊文春』2018.6.14、P109）と言う話を教えていただきました。「ひま人」が褒められたのも「志賀昆虫普及社」だったそうですし、「返ってこない」悶着は、昆虫採集仲間では結構起こるようです。

葉室文学中の蝶探しです。第一作『乾山晩愁』に、画家にして俳人の英一蝶の名前の由来が書かれていますが、それを除くと、漢詩、俳句の引用くらいで、ほとんど出てきません。8 月中旬、「ひま人」から、「本屋に葉室麟『蝶のゆくえ』が平積みになっているよ」とメールがありました。やはり「蝶」そのものがあつた、勘は当たっていた、と何となく嬉しく感じました。勿論単行本になる前にはどこかの雑誌に掲載されているのですが、我々のアンテナはそこまで感度がよくありません。

『蝶のゆくえ』は、有名な洋食レストラン新宿中村屋の女性経営者相馬黒光（1876 年 9 月 12 日—1955 年 3 月 2 日、旧姓は星良（ほしりょう）、夫は愛蔵）とその周辺に実在した人々が恋に懊悩する姿を描いた小説です。北村透谷、島崎藤村、国木田独步、有島武郎、瀬沼夏葉、樋口一葉ら我が国近代文学史を代表する文人が、恋の重みに苦しみます。これでもか、これでもかの連続で、りょうの周りにはよくもこんなに多く「同病」の人々が集まったものかと呆れるほどです。りょう自身は？ 夫の浮気にも歯を食いしばって頑張るって、外の男との恋に身を投じません。中村屋をサロンとする彫刻

家萩原守衛（礫山、1879年12月1日-1910年月22日）は、「我が心に病を得て甚だ重し」と記し、りょうを思い描いて代表作・彫刻「女」を作成した後、中村屋で、血の塊を吐いて死にます。りょうの自伝『黙移』には「私の煩悶はその頂点に達しました」と記されています。サロンのもう一人、洋画家中村^{つね}彝（1887年7月3日-1924年12月24日）は、「カアさんは残忍だ」、「餌を見せびらかして、男をつり寄せるが、罠があって、一步も中に入れさせない。カアさんほどの悪党はいないよ」、「なぜ、気高い山を見ると、悲しくなるのだろうか？」と洩らします。双方にとって大変な苦悶です。

本作における「蝶」とは何でしょうか？ 少し引用しておきます。

「黒アゲハ蝶が飛んでいる。18歳の星りょうは、ゆらゆらと飛んでいく黒アゲハ蝶を見上げながら、この蝶は幸運の印なのだろうか、それとも死者の霊魂が化身しているのだろうか、と考えた」。

中村屋に匿われたラス・ビハリ・ボース（1886年3月15日-1945年1月21日、インド独立運動家）とりょうの娘俊子が結婚しますが、ボースが愛の証として「この欄干から飛べるか」と迫ったとき、「俊子は欄干に向かって走った。その瞬間、俊子は蝶になった。青空に羽ばたく蝶だった」。俊子の身体はボースが抱きかかえて、命は無事でした。

そして、りょうの最後の時、「ある日、縁側の安楽椅子で日向ぼっこをしているとき、黒アゲハ蝶が家の中に舞い込んできた。りょうが目で追っていると、黒アゲハ蝶はゆっくりと家の中を飛び回り、やがて縁側から外へ出て、大空へと舞い上がった。りょうは昔、あの蝶を見たことがある、と思った。だが、どこで見たのかを思い出せなかった。それでも黒アゲハ蝶を見ることが出来たりょうは満足そうな笑みを浮かべて、安楽椅子の上で穏やかに眠るのだった」。

人を愛しきった女性の最後に、「蝶」は現れるのでしょうか？心の重荷をすべて捨てて、自由に大空へ、多分天国へと誘う使者なのではないのでしょうか。男には現れません。

本作には触れられていませんが、葉室さんはおそらく『源氏物語』を相当意識されていたと思います。さながら明治・大正期文豪版源氏物語を読んだような気になります。『源氏物語』第24帖の巻名は胡蝶です。紫の上と秋好中宮が贈答した和歌「花ぞのこてふをさへや 下草に 秋まつむしは うとく見るらむ」、「こてふにも さそはれなまし 心にありて 八重山吹を へだてざれせば」に因んでいます。歌はきれいですが、胡蝶の巻には、養父・光源氏に懸想されて、困惑する玉鬘が描かれています。切実です。

謡曲『胡蝶』は、この贈答歌を基にしています。蝶は、「梅花に縁なき」と、梅の季節には、出て来られませんが、なんとか梅に遊びたい。「此の妙典の功力」によって、夢の中で「胡蝶にも 誘われなまし心ありて 八重山吹も隔てぬ梅の 花にとびかう胡蝶の舞い」を見ます。夢は、「明け行く雲に羽うちかわして、霞に紛れて失せにけり」と、いかにもはかない。しかしはかないながらも、本文の「蝶」に似て、天からの使者に通じるように思います。

10月17日、「ひま人」から次のメールが入りました。「アゲハの形で色が緑色なのを見ました。アゲハのように細かく羽ばたかず、アサギマダラのようにふわふわと飛翔す

る変な蝶でした。もう時季外れですよ。それとも天候異変かな」と。やや気になります。

私には葉室文学まだまだ 20 数冊残っています。頂上を目指し、焦らず進みます。

[初出: 『大警視だより』続刊第 7 号 (平成最終号、通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊)]

平成の「仁義」作家・葉室麟

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

葉室麟 (昭和 28 (1951) 年 1 月 25 日～平成 29 (2017) 年 12 月 23 日) の全著作をほぼ読み終えた。著作数は、最後の随筆『燭光を旅する』の巻末にある「著作一覧」によれば、平成 30 (2018) 年 11 月時点で、小説 61 点 (単行本の点数)、随筆 6 点である。ウィキペディア¹では、他にアンソロジー (共著) 6 点が掲げられている、総計 73 点。亡くなられた後に出版されたものは、同時点で、小説 6 点、随筆 3 点。これで終了かなと思っていたら、令和元 (2019) 年 5 月末に、陸奥宗光の半生を追った未完の大著『暁天の星』が発刊された。死後の発行数は小説 7 点、総著作数は 74 点となった。筆者はまだ最後のものを読んでいない。作品数は、ペースは落ちるであろうが、まだ増えるかもしれない。当分「ほぼ読み終えた」と言わなければいけない。残念であるが、楽しみでもある。

平成 17 (2005) 年 10 月の『乾山晩愁』がスタートであるから、執筆期間は 12 年間と短い。年平均 5～6 冊の発刊と多作であった。平成 19 (2007) 年『銀漢の賦』で第 14 回松本清張賞、平成 24 (2012) 年『蝸の記』で第 146 回直木賞、平成 28 (2016) 年『鬼神の如く 黒田叛臣伝』で第 20 回司馬遼太郎賞を受賞している。まさに平成を代表する大作家のひとりである。

葉室文学の特徴、人気の秘密は何か。

私は、葉室と同じ九州人で、同志的な深交があった石牟礼道子 (1927, 3, 11～2018, 2, 10、葉室の跡を追うように亡くなっている。) の『苦海浄土—全三部』 (藤原書店、2016, 9, 10) を読んだとき、「これではないか」と思われる箇所を発見した。同書 P1055 「あとがき」に、1969 年「水俣病を告発する会」が発足し、代表になられた高校教師本田啓吉 (1924～2006、昭和後期～平成時代の市民運動家) が、「我々は一切のイデオロギーを抜きにして、ただ、義によって助太刀致します」と挨拶された、とある。武士

¹ 葉室麟: <<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%91%89%E5%AE%A4%E9%BA%9F>>

の時代によく聞かれたこの言葉は、太平洋戦争敗戦後の平和・民主教育のためか、今日では死語になっている。水俣病が桎梏となっていた九州の地方紙記者でもあった葉室には、この発言は早鐘のように響いたのではなかろうか。

「仁」については、『柚子の花咲く』（2010.6.30、朝日新聞出版）で、主人公筒井恭平のことを、「先生はそんな筒井さまのことを身を捨てて仁をなす奴だ、とよくおっしゃっていました」と、恋人に語らせている（P175）。

私は、葉室文学は全編、「義によって立ち、仁を為す、立義為仁」を求めた作品だと思う。「任侠」とは全く関係ない。そもそも「俠」の字は人が人を支える様を表し、暴力団の組織性を窺わせる。葉室が指摘するとおり、この人間界は、人の生命の重要性をないがしろにして顧みない蛮行が跡を絶たない。その修羅を脱するには「立義為仁」だと言っている。修羅が多いただけ作品数も多くなる。「義によって立て」と必死に訴えている葉室が目につかぶ。

随筆集『柚子は9年で』（2012.4.20、西日本新聞社）「柚子の花が咲くとき」には、「自分の残り時間を考えた。十年、二十年あるだろうか。そう思ったときから歴史時代小説を書き始めた。」とある。遅咲きであること、書き続けなければいけないこと、振り返らないことを自らに言い聞かせたのであろう。「歴史小説」では実在した人物、事件の枠が嵌められる。「時代小説」には時代の枠を踏まえればあとは自由である。直木賞に輝いた『蝸の記』をはじめ「羽根藩」「黒島藩」等の架空藩シリーズは「時代小説」である。葉室の場合、純粋な「歴史小説」というのではないのではなかろうか、歴史上の人物に葉室創造の人物を絡ませて話を展開している。それで「歴史時代小説」となる。ただ私は双方ともに、あるメッセージ、つまり「義によって立つ」姿を表したいと考えられたのではなかろうかと思う。

かくて葉室愛する黒田官兵衛は、九州にキリシタン王国を建設するという義のため、明智光秀に織田信長を襲わせ、秀吉を南蛮渡来の毒薬（カンタレラ）を用いて葬ろうとする。関ヶ原の戦い中、官兵衛自らは九州で領土を広げる一方、息子長政はなぜその功を褒める家康を刺さなかったのかと叱責する。

幕末東禅寺襲撃事件時、横浜のホテルにいたロシアの無政府主義者・革命家ミハエル・バクーニン（1814.5.30～1876.7.1）は何をしていたのか。何もせずにただ留まっていただけではあるまい。バクーニンの義は、高杉晋作らの革命家を発見・教育しようとしたのではないかとなる。

作庭家・茶人小堀遠州に対する義父藤堂高虎の語りも面白い。高虎「世の中の諍いが絶えぬのは、正しき者ばかりのゆえじゃ。おのれが正しいと思えばこそ、決して譲らず、相手を罵るのじゃ。・・・正しき者ばかりでは諍いは収まらぬ。それゆえ悪人が要るのだ。すべてはこの者が悪いと世間が思えば、それで収まる」（『弧籬のひと』P133）。悪人とはここでは普通の人にはなし得ない「義」に立つ人のことである。かくて高虎は後水尾天皇の御側近くに迫って譲位を撤回させる。

「歴史時代小説」で、作者の考える「義」「大義」をあまりに押し通すと、史実から逸脱する危険性がある。そんなことも考えてか「歴史時代小説」には「参考文献」が付されている。

『ジーボルト最後の日本旅行—東洋文庫 398』（斎藤信訳、1981.6.10、平凡社）は、シーボルト事件の張本人フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルトの息子アレクサンダーが、1859（安政6）年4月、父に連れられて日本を訪れたときのことを、後に回顧した記録である。開国を巡る混乱を描いた葉室『星火瞬く』（2011、8、30、講談社）の参考文献・種本である。『瞬く』では、バクーニンは小栗上野介、勝海舟を巻き込んで大暴れしている。気になって『日本旅行』を読んでもみると、「しかしホテルには『ごろつき』ばかりがいたわけではなく、面白い旅行者もいた。・・・ミハエル・バクーニン Michael Bakunin という人はロシアの扇動家で、シベリアから逃げてきた人だった。恐らくその時当局は見て見ぬふりをしていただろう。彼は十分お金をもっていて、彼と知り合った人々はみんな深い感銘を覚えた。」とあるのみである。葉室は大いに想像を逞しゅうしている。

葉室作品と種本を読み比べるのも楽しみである。当時の横浜が今日の中東紛争地へフリージャーナリストを引き寄せる情景と同じものを持っていたことに気づかされる。次の種本の感動部分はほとんどそのまま活かされている。

「父との別れは、私にはとてもつらかった。・・・ある晩私は、父を乗せて長崎にゆくことになっていた「セント・ルイス号」という汽船に父を連れて行って乗り込ませ、最後の抱擁をして別れた。私は、翌朝、汽船が激しい風雨の中にまだ碇泊しているのを見て、もう一度、和船に乗って汽船に近づこうとした。甲板に立っていた背の高い人影は、陸にもどれ、と私に手を振っていた—私は気づいていたが、激しい波を気遣って私を乗船させようとしなかったのは、父だった。—これが父の最後の挨拶だった。私たちは決して二度会うことはなかった。」（『最後の日本旅行記』P162）。葉室のロマンチストぶりが分かる。

昨今は、修羅に走る者のみ多く、義に立つ人がほとんどいない。まことに嘆かわしい。国際テロの横行、タイ国警察に逮捕され頭を上げられない邦人特殊詐欺グループなどなど。少なくとも詐欺グループは、葉室の時代小説のどれでもいい、どれか一つを読めば更生が進むのではないか思う。

早逝であられたため、西郷隆盛関連の小説も未完になってしまったし、『古都再見』、『洛中洛外をゆく』等の紀行文は、必ずや司馬遼太郎の『街道をゆく』に匹敵するものになったであろうにと思うと、まことに残念である。心からご冥福をお祈り申し上げます。

「令和」の時代になった。中西進「考案者」によれば、「『令（うるわしい）という概念です。『善』と並び、美しさの最上級の言葉です』（日本経済新聞 2019、5、1）とされる。人の徳の最上級は『仁』である。葉室文学は令和の時代にふさわしい物語であろう。

[初出: 『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元（2019）年7月1日刊）]

原点回帰

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 權

誠に恐れ多いことですが、このたび「警察政策学会警察史研究部会長」と「大警視川路利良研鑽会会長」を仰せつかりました。出来るだけ早く、縦深な研究を永年続けている後輩に変わって頂こうと思っておりますが、兎に角、それまでの間役目を果たさなければなりません。どうしたらいいのでしょうか、原点回帰してみました。

私の大学生時代後半（東京大学教養学部国際関係論分科、昭和 38 年秋～41 年春）の恩師の中で最もお世話になったのは、衛藤瀋吉先生（大正 12 年 11 月 16 日～平成 19 年 12 月 12 日、享年 84）でした。先生の『無告の民と政治』一とりわけ『無告之民に国境はない』一は、昭和 48 年、東京大学出版会から出版され、忽ち大ヒットとなり、多くの青年の心を驚つかみにしました。出版は私の大学卒業 7 年後のことでしたが、そこに書かれていることは、授業の中でよく仰っていたことでした。

今回実に約 50 年ぶりに読みなおしてみました。平成 15 年から 17 年の間に、教え子の学者達が取り纏めた『衛藤瀋吉著作集』（東方書店、2003～5 年）が発刊され、『無告の民と政治』はその第 8 巻です。論述、随筆集ですが、『無告之民に国境はない』はそこに収められています。

次の一文がありました。

「私は歴史研究者のはしくれのつもりでいて、学術論文を書くときは、つとめて感情を殺して、冷たい文章と論理とを使っている。が、本来はとんでもない感傷家である。そして歴史が好きなのは、歴史のなかの生きている人間が好きだからである。

だから、そのような感傷をチョッピリ満足させるために、私の心をゆさぶった話や歌をチョコチョコと書きとめている。題して「無告之民」と言う。

この「無告之民」は『書経』の「無告之民を虐げず」とあるからとったもので、おのれの苦しさ悲しさを誰に訴えてよいのかわからない庶民のことを言うことばである。」（衛藤瀋吉著作集第 8 巻 P210）

若者の心を捕らえたのは、間違いなく、冷徹な論述の方ではなく、感傷家の先生がチョコチョコ溜められたものの方でした。今回読みなおしてもジンとききました。幾つかを載せておきます。

防人に 行は誰がせと 問う人を 見るが羨し^{とほ}さ 物思ひもせず（万葉集）（注 1）
からころも 裾に取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや おもなしにして（万葉集）（注 2）

そして杜甫の「石壕の吏」（注 3）

さらに、

硫黄島 陥ちて十年 子連れて 君あたらしき 妻となりゆく（長戸路信行氏作）
押し入れに 臥す^{はは}姑小声に 歌いをり 夫を送りし 時の軍歌を（寺沢満沙子氏作）

征く君の 瞳にすぎり 旗ふりし 二十年後の 駅に降り佇つ (猪俣秀子氏作)

昭和 17 年生まれの私は、すぐうるうるしてしまいます。先生にはその後もチョコチョコ溜め込まれたものがあつた筈です。それを『無告の民』続編として出して頂きたかつたなあをつくづく思います。

「無告の民」に寄り添った政治・行政を行えというのがこの本の教えですが、授業では「無告の民」からもう少し幅が広がっていました。本文中も、「歴史が好きなのは、歴史のなかの生きている人間が好きだからである。」と、述べておられます。「生きている人間」とは、どういうお気持ちで使われたのか、今では確かめようもありませんが、授業ではよく「個人の生き様に感動しなさい」と言われていました。あらゆる苦難に耐えて信念を貫く、そういう個人の生涯を感得しなさいということだったと思います。

そのためでしょう、毎週の宿題は、良質な小説を読んで、感想レポートを提出しなさい、でした。レポートは丁寧な講評が付されて戻されました。結構大変でした。出来るだけ短編にしたことを思い出しました。ジッド、カフカ、カミュ、マルロー、ベケット、ゴーゴリ等々、パール・バック、スメドレー、ロマン・ローラン、トルストイを読み出したときは、大部なので焦りました。前編、後編とか勝手に分けて、提出しました。

当時は第 2 次安保闘争の余波、いまだ冷めず、東大封鎖に繋がる大学管理法問題等もあつて世の中騒然としていました。「左右の体制の争いで、それぞれに優秀な者がいる。どちらか一方だけに優秀な者が集まったとしたら、反対派はたちどころに壊滅する。両方の陣営で優れた者が懸命に頑張っている。その人々のことを感得しなさい。」とよく語っておられました。昭和 41 年春私が警察庁に入るときに頂いたはなむけの言葉でもありました。

「冷徹な研究者」としての先生は、Interdisciplinary (諸学の結集) を説かれて、当時は、順列組み合わせの数学を用いて、内容分析 (当時は寮歌分析、その後『人民日報』分析等へ) に力を入れておられました。こちらはその後どうなったのか知りませんが、総合的な視野で複雑な現象を冷徹に見、interdisciplinary なアプローチで問題解決に当たれとの教えからは、猪口孝君、山本吉宣君のような優秀な学者が輩出しました。

今回読みなおしてみても、先生は医者になりたかつた、しかし父親に反対され、東京帝国大学法学部に合格したので、医者の道を断念したという箇所にも強く惹かれました (『医者になりたかつた私』、前掲書 P271)。ほぼ同時代を生き、医者志望、小説を読みふける、・ ・ ・ 大好きな小説家山田風太郎氏のことを思い浮かびました。

山田風太郎氏 (誠也、大正 11 年 1 月 4 日～平成 13 年 7 月 28 日、享年 79) は、「父は医者、母も医者 of 娘であつた。昭和 2 年、彼が 5 歳の時、父が死亡。母は父の弟と再婚、彼が中学 1 年から 2 年へ上がる春に死亡。“みなし子”状態となる。“ああ、親のない自分と、子のない叔父が親子の愛について話す！どっちも暗中模索だ。二人とも分からないのだ。愛し合うべき叔父と甥が、冷然と他人の親子の愛をあやしめ、嘲笑する。何たる喜劇ぞやである”」とされています。(『戦中派不戦日記—新装版』2002. 12.15、講談社文庫 (1985.8) に刊行された講談社文庫『戦中派不戦日記』の新装版、両版に載る橋本治の「解説」から。“ ” 部分は、『滅失への青春・戦中派虫けら日記』昭和 48 年大和書房からの引用と思われる。)

その後の経歴を箇条書きにしておきます。

昭和 17 年、軍需工場で働きながら医学校進学を目指す、試験落第。昭和 19 年、「肺浸潤」、徴兵検査、“即日帰郷”、不合格、帰京の翌日医学校の願書提出、入試合格、東京医専一後の東京医科大学、22 歳の春であった。『戦中派不戦日記』は翌年の記録になります。昭和 22 年、東京医科大在学中、『達磨峠の事件』が探偵小説誌『宝石』な第一回懸賞募集に入選、24 年『眼中の悪魔』『虚像淫楽』で日本探偵作家クラブ賞、35 年から「忍法帖」シリーズ『甲賀忍法帖』『魔界転生』、奔放な空想力、緻密な構成員力で爆発的ブームを呼ぶ、『警視庁草紙』等の明治もの、『室町お伽草紙』等の室町ものなど著作多数です。

不世出の名著『戦中派不戦日記』によれば、「連日連夜敵機来襲し、南北東西に突忽として火炎あがり、人惨死す。明日の命知れず」（1 月 6 日）の状態の中で、昭和 20 年の大変な一年間を、悲嘆に暮れることなく、笑いをもって、雄々しく生き抜いています。「数学的白痴」状態で絶望的な試験が B 29 来襲で中止となり全員合格となった話や寄席、演劇を見に行ったりと、ゆとりが感じられます。

そして途切れない読書。思わず書名を書き留めてしまいました。

矢崎徳光『不滅の科学者』、菊池貫短編集、川端康成短編集、『医家の蔵書』、木村泰賢『仏教学入門』、『シャーマネとメジンマン』、『アズテック族の医学』、辰野隆『仏蘭西文学』、幸田露伴『術くらべ』『風流微塵蔵』『運命』『屍体貯蔵法』、富士川遊『生死の問題』『中世期における衛生』、チェホフ短編集、『医師の工学的業績』、ゴーリキー『どん底』『鼻』『タラス・ブーリバ』、レオキード・モギイ『格子なき牢獄』、シュニッツレル『アナトル』『恋愛三昧』、山本有三『米百俵』、ヘンリー・E・ジエグリスト『医学序説』、マーテルリンク『モンナ・ヴァンナ』、杉山平助『悲しきいのち』、マーテルリンク『闖入者』『ベレアスとメリザンド』、バルザック『ポエームの王』『F・カデイニャン公妃の秘密』、モーパッサン短編、ルナール『土地の便り』『葡萄畑の葡萄作り』、デュマ『鉄仮面』、バルザック『絶対の探求』、トルストイ『結婚の幸福』、モーパッサン短編集、スタンダール『ヴァニナ・ヴァニニ』ヴィリエ・ド・リラダン短編、アンドレ・ジッド『狭き門』、キップリング『ジャングル・ジム』、ピエル・ロティ短編、バルザック『田舎の医者』、シュニッツレル『盲目のジェロニモとその兄』、デュマ・フェイス『椿姫』、イワノフ『餓鬼』、バルザック『追放者』、モーパッサン『二人の女』、鷗外『天寵』、アポリネール『オノレ・シュブラック滅形』ダンヌツツオ『死の勝利』、アンリ・ド・レニエ短編集、ドストエフスキー『スチェパンチコヴォ村とその住人』、ギッシング『草堂の夏』、H・G ウエルズ『マイクロフトの正体』、バルザック『麤皮』『アデイユ』『谷間の白百合』、渡辺喜三『遺伝の研究』、フローベール『素朴な者』、バルザック『従妹ベット』、石原純『相対性原理』、鈴木文四郎『米欧変転紀』、佐藤信淵『混同秘策』『垂統秘録』、チェホフ『谷間』、B・H・チェンバレン『鼠はまだ生きている』、徳富蘇峰『吉田松陰』、漱石『明暗』、ポール・ド・クリュー『細菌の狩人』、鷗外『灰燼』、古屋芳雄『国土・人口・血液』、鷗外短編、鷗外『黄禍論梗概』、ヘルマン・ヘッセ『車輪の下』、早坂一郎『随筆地質学』、兆民『一年有半』、ツルゲーネフ・二葉亭訳『うき草』、バルザック『知られざる傑作』、ゴーゴリ『外套』、厨川白村『象牙の塔を

出でて』、鏡花『婦系図』、ゴーゴリ『肖像画』、エンゲルス『空想的から科学的へ』、ケーベル博士『盛夏漫筆』『秋日閑談』、モーパッサン『水の上』、ハンス・カロッサ『医師ギオン』、増田惟茂『心理学概論』、ユーゴー『クロムウエル序論』、イプセン『牧師』『ノラ』『幽霊』『ジョン・ガブリエル・ボルクマン』再読、ゾラ『ナナ』、トルストイ『アンナ・カレーニナ』(5日で読了)、谷崎潤一郎短編、ユーゴー『エルナニ』『トルクマダ』、上田敏『詩聖ダンテ』、チェホフ『かもめ』『伯父ワーニャ』、ヴィリュ・ド・リラダン『残酷物語』、岡村周諦『生物学精義』、リラダン短編、プーシキン『パールキン物語』『ドウブローフスキー』、武者小路『一休、曾呂利、良寛』、プーシキン『大尉の娘』、チェホフ『六号室』、ブルージェ『秩序のために』、チェホフ短編『妻』『無名氏の詩』、永松浅造『革新陣営の人々』、ブルーノ・タウト『日本美の再発見』、アルツイバーシェフ『最後の一線』、伊沢凡人『薬』、ブルージェ『弟子』、佐藤春夫『田園の憂鬱』、小泉丹『生物体の機構』、志賀直哉『大津純吉』、カール・シュミット『喚声説』、伊沢凡人『毒』、村井順『源氏物語評価』、武者小路実篤『人生論』、佐藤春夫『指紋』『瀬沼氏の山羊』『のんしゃらんの記憶』、緒方知三郎『病理学講義』、マーテルリンク『小児の虐殺』『マグダラのマリア』、マーテルリンク『内部』『スチルモンド市長』、約 140 冊です。すごいです。この読書が昭和 20 年の生きる糧となったのでしょうし、その後の小説家の蓄積・土台となったのでしょう。(なお日記をつけはじめた昭和 17 年 7 月から 19 年までを扱った『滅失への青春・戦中派虫けら日記』も、一大読書録となっており、昭和 17 年 11 冊、18 年 127 冊、19 年 61 冊、「分野メチャメチャ、これでは試験に良い点が取れるわけがない」と記載されている。)

日記中には、次の記載もありました。

芸術は真を目的としない。美を目的とする。真が描かれるのは、それが美と一致する場合のみである。・・幾何学は決して芸術とはなり得ない。

美は情感の産物である。情感は他との対照によって起る。満眼花ばかりであったら、人間は「花のごとく美しい」と形容される情感を持たないであろう。従って芸術は「譬喩」を許される。のみならず文学のごときは「譬喩」こそその生命であるといっていらいだ。

しかし論説は情感を斥けなければならない。その目的は真でなければならない。もし言わんとする目的が 5 という数であったら、それは赤という色彩や或る階調の音で表現すべからざるはもちろん、10 でも 6 でもない、絶対的の 5 でなければならない。このゆえに余は論説におけるあらゆる譬喩をきらう。譬喩は数字を色彩や音響や、或いは他の数字を以て表現するものだからである。5 は全世界で一つしかない唯一の真であるからである。(P194)

衛藤先生の「冷徹な論述家と感傷家」の主張と符合します。衛藤先生と小説家山田風太郎氏の間には何か交流があったのかどうか何う術もありませんが、山田氏は「その生涯を感得せよ」の対象にピッタリの人だったように思われます。

戦争、テロ、経済的貧困、病苦、薬物、難民、デジタル・ネイティブ、社会的弱者を対象にした犯罪等々、国内的にも国際的にも「無告の民」問題が山積しています。

新しい令和の年になって、我が国では新たな展開がありました。

一つは、連続した巨大台風による被災民の増大です。誰でも、どこでも、そしていつでも、被災民となってしまう状況に突き落とされました。複数河川の決壊、避難車両の被害、長期間の電気、水、物流の遮断、社会的弱者の避難の困難さ、スマートフォンの充電不足等々、「無告の民」の続出です。複雑な要因が絡み合った複合災害です。温暖化対策待ったなしとなりました。総合的、長期的対策が求められています。

二つは、明るい話題です。ラグビー・ワールド・カップでの、日本チームの8強入りは、国民に大きな感動を与えました。国籍を超えたダイバーシティ（多様な人材）、インクルージョン（一体化）の突破力は、未来を切り開く素晴らしい力を見せてくれました。多くのいじめを招いた「混血児」という語は、この際廃語とすべきでしょう。

三つは、養育院（現在の東京都健康長寿医療センター）、東京慈恵会、日本赤十字社、聖路加病院等々数多くの社会貢献事業を行った渋沢栄一氏（天保11年2月13日＝1840年3月16日～昭和6（1931）年11月11日、享年92）に大きな注目が集まっていることです。今年4月には、2024年発行の一万円札の人物（モデル）に決まりました。2021年のNHK大河ドラマは渋沢主人公の「晴天を衝け」です。無告の民の救済に殊の外力を注いだ渋沢氏に焦点が当たることは、新しい展開のいとぐちになるかもしれません。渋沢栄一氏の玄孫に当たる健氏が、渋沢の教えは共感・共助・共創だと述べています（令和1年10月23日、日本クラブ講演）。感動を人と分かち合って、行動に移そうということだと理解しました。

四つは、長らく難民保護にあたられた緒方貞子さんやストリート・チルドレンを励ましたオペラ歌手佐藤しのぶさんが亡くなり、そしてアフガンで頑張っていた中村哲医師が銃撃を受け死亡しました。まことに残念です。医師は出身の福岡の子供達に「有名にならなくても小さな英雄はたくさんいる。そういう人になって。」と語ったそうです。

私たちの歴史研究においても、「無告の民」に思いを馳せ、お互いの感動を伝え合い、議論し、発展させて行きたいと思います。歴史的事実に関する議論は、参加者の知識量が違うため、なかなかかみ合いません。次回までに勉強して、改めて議論するなどの工夫も必要でしょう。「両陣営に優れた人物がいる」との衛藤先生の教えは、幕末・維新時にあったような無意味な殺害を抑止し、多角的に人材を活用することに繋がります。この点はさらに研究すべき課題だと思います。私の知る実業界の識者は、しばしば、「読書だけでは駄目、実行しなさい」と言われます。「共感・共助・共創」なのでしょう。

「原点回帰」が「成果」を生み出すよう、努力したいと思います。

（注）すべて、『無告之民に国境はない』P207にある衛藤先生の解説です。

（注1）村から防人に徴されて行く夫をもつ妻の歌ったものである。おそらく出発の朝でもあろう。村人が人垣をつくって見送ろうとしている。その片隅にかくれるようにして妻が立っている。その妻に向かって、何も知らない通りがかりの人が、防人に行くのはどなたのご主人、とたずねた。妻はその人がうらやましくってたまらず、ただぼんやりと立っ

ていたのだろう。

(注2) 妻を失っていた男が防人に行かせられて、故郷の子供たちを憶い出した歌である。着物のすそにすがりついて泣く子らを置いて旅立った、その子らはおもなし、つまり母親の孤児たちである。

(注3) 旅に出て日暮れがた石壕という村に投宿した。夜、役人が来て村人をつかまえている。兵に徴発するのである。徴発をおそれて一老人が垣根を乗り越えて逃げかくれ、老女が門を出て役人にあつた。役人の何と大声で怒鳴っていることよ。老女の何と苦しげに泣き声を出していることよ。老女が前に出て申上げているのを聞くと、三人の男の子が徴兵されて鄴^{ぎょう}という城をまもっていました。一人の子が手紙をよこして、他の二人戦死したことを伝えてきました、家の中にはもう誰もおりません、いるのは孫の乳のみ子だけです、この孫の母はまだこの家にいますが、裾^{もすそ}がぼろぼろになるほどに働きつづけています。どうぞこの年寄りをお連れ下さい、力は衰えましたが、河陽というところで緊急に軍隊が要るということでしたら、まだ飯たきぐらいはできましょう。役人はまもなくかえった。かすかにしのび泣くような声がきこえる。夜もずっと更けてからやっと聞こえなくなった。翌朝明るくなってから宿をはなれた。老女はもう連れ去られていない。一人ぼっちの老人と別れた。

(以上)

[初出: 『大警視だより』続刊第9号(加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊)]

(紹介 5) 廣瀬権氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「『大警視川路利良研鑽会』の再スタートに当たって」第1号(通巻第30号、平成28〈2016〉年3月31日刊)(本書38頁以下に再録。)
- ・「追浜官修墓地について考える」第2号(通巻第31号、平成28〈2016〉年8月1日刊)(本書127頁以下に再録。)
- ・「苦難を乗り越えて—懲戒免職処分と対面した人々—」第3号(通巻第32号、平成29〈2017〉年7月1日刊)(本書未収録。同263頁以下参照。)
- ・「川路大警視のアンドロイド(人間型ロボット)を作ろう!」第3号(通巻第32号、平成29〈2017〉年7月1日刊)(本書未収録。)
- ・「大久保利通暗殺事件(紀尾井坂事件)後にとられた諸対策」第4号(通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊)(本書49頁以下に再録。)
- ・「『使い走り、走狗』がなんだ!」第4号(通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊)(本書281頁以下に再録。)
- ・「懲戒処分・恩赦・懲戒免除制度に関する考察」第5号(通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊)(本書未収録。同263頁以下参照。)
- ・「朝井まかて『銀の猫』を読んで」第5号(通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊)(本書283頁以下に再録。)
- ・「我が国における懲戒免除制度の変遷」第6号(通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊)(本書未収録。同263頁以下参照。)
- ・「葉室麟文学の頂上を目指して(1)」第6号(通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊)(本書285頁以下に再録。)
- ・「NHKスペシャル「シリーズ07未解決事件—警察庁長官狙撃事件」を見て」第7号(通巻第36号、平成最終号、平成31〈2019〉年1月1日刊)(本書53頁以下に再録。)
- ・「葉室麟文学の頂上を目指して(2)」第7号(通巻第36号、平成最終号、平成31〈2019〉年1月1日刊)(本書286頁以下に再録。)
- ・「加藤晶先生 ありがとうございます」第8号(加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊)(本書215頁以下に再録。)
- ・「平成の「仁義」作家・葉室麟」第7号(加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊)(本書289頁以下に再録。)
- ・「故加藤晶先生追悼挨拶」第9号(加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊)(本書218頁以下に再録。)
- ・「原点回帰」第6号(通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊)(本書292頁以下に再録。)

(参 考)

廣瀬権「序文『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(本書・1-~-3-頁)

跋 —警察史研究部会の過去を振り返りて—

1 はじめに

最後に、警察政策学会警察史研究部会（以下「小部会」ともいう。）の今後を模索するよすがの一つにするべく、小部会の過去の歩みを、覚書風に少しく振り返っておくこととする。先輩諸氏のその折々の御努力、御活躍及び残されし貴重な御業績に、まづもって謹んで深甚の敬意を表する次第である。

2 警察史研究会の件

小部会の前身は、元警察大学校資料主幹渡辺忠威氏（1926～1986）が中心になって昭和 60（1985）年 9 月に立ち上げられた警察史研究会である。これについて、小部会の初代部会長であった加藤晶氏（1930～2019）は、次のように述べている（警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会、平成 26 年 11 月 7 日刊）序文。「/」は改行を示す。本書 190～192 頁に再録。）。

「(中略) 警察においても、警察庁の警察史整備の方針の指示により各警察本部（既に明治以降の警察史を編纂しつつあった警視庁等を含む）で、それぞれの警察史を編纂作成することとなった。/ その当時、警察庁長官官房勤務であった、渡辺忠威先生（昭和 28（1953）年警察庁採用）が各警察本部の警察史編集担当者と連絡し、各般の資料の収集・融通を図り、慶応義塾大学教授手塚豊先生の指導の下に各々の警察史の完成に向け努力されるとともに、警察庁において数名の職員を統轄する事務局長の立場で『戦後警察史』の編纂に着手し、全国警察の協力を併せ得てこれを完成し昭和 52（1977）年 3 月発行された。/ 渡辺先生は、昭和 52（1977）年 4 月に、警察大学校教授兼資料主幹（図書館長）に転じられ、当時警察大学校長であった武藤〔誠〕先生の薫陶を受け、土屋正三先生、坂間裕先生を顧問に迎え、『警察大学校史—幹部教育百年の歩み—』を編纂した。これは昭和 60（1985）年 3 月に刊行された。/ 渡辺先生はこうした経緯を踏まえ、各県の同好・同学の知友を結集し、武藤先生及び坂間先生を中心に私どもも参加して手塚教授の指導の下、警察大学校を拠点とする「警察史研究会」を立ち上げ研究活動を続けられた。/ なお、渡辺先生には、『警察史点描』、『体験からの発想—管理論への試み』及び『警察教育の先覚者たち』等の著書や『警察学論集』等に発表された論文多数がある。/ 渡辺先生が昭和 61（1986）年〔12 月〕に逝去された後、坂間先生を会長にいただき、更に坂間先生が高齢のため退かれた後は、武藤先生が会長として名実ともに研究会を主宰された。その間、会員の論稿を収録した『手眼』と題する小冊子を発行し、警察庁や都道府県警察に配布する等の業績を残された。/ その後、研究会が平成 13（2001）年 7 月に警察政策学会の部会に変わっても〔武藤誠先生は〕引き続きこれに参加し、事実上の部会長としてその運営に当たられた。」

また、これを敷衍したものに上記『武藤誠先生略年譜・著作目録』102～106 頁があるので、以下に転載しておく。なお、手塚先生関連については本書 182 頁以下も参照。

「Ⅲ 著作以外 6 警察政策学会警察史研究部会設置（平成 13 年）以前の「警察史研究会」（昭和 60〈1985〉年 9 月～平成 12〈2000〉年）及び同会誌『手眼』

(1) はじめに

- ・平成 13（2001）年の警察政策学会警察史研究部会設置以前に、私的研究団体「警察史研究会」（昭和 60〈1985〉年 9 月～平成 12〈2000〉年）が存在し、坂間裕先生の後には武藤先生が主宰していた。同研究会は都合 15 回（第 1 回〈昭和 60 年 9 月 27 日〉～第 15 回〈平成 12 年 10 月 20 日〉）開催され、うち第 1 回（昭和 60 年 9 月 27 日）及び第 2 回（昭和 61 年 10 月 4 日）には同会顧問であった慶應義塾大学名誉教授・法学博士手塚豊先生（1911～1990.4）¹が出席している。
- ・同研究会は、武藤先生の配慮で、下記のように、会誌『手眼』（題字揮毫：武藤誠先生）を 3 冊刊行している。

『手眼』第 1 号（警察史研究会〈代表：坂間裕〉、平成 3 年 10 月刊）

『手眼』第 2 号（警察史研究会〈代表：坂間裕〉、平成 4 年 10 月刊）

『手眼』第 3 号（警察史研究会、平成 6 年 11 月刊。奥付なし。末尾に「警察史研究会開催状況」あり。）

(2) 「警察史研究会」の概要

当時警察大学校資料主幹であった渡辺忠威先生（1926～1986.12）²が『戦後警察史』（財警察協会、昭和 52 年 3 月刊）編纂の経験を生かし、『警察大学校史』（警察大学校学友会、昭和 60 年 3 月刊）の編纂の傍ら各県警察の史料編纂者に声をかけ昭和 60（1985）年 9 月任意団体として警察大学校を拠点とした「警察史研究会」を発足させた。しかるに、まもなく昭和 61（1986）年 12 月渡辺先生が逝去されたことなどから、警察大学校縁りの有志がその遺志を継ぎ、坂間裕先生（1914～2014.2）、武藤誠先生（1922～2013）、加藤晶先生〔1930～2019〕を中心に研究会を続けた。この過程で、資料作成のことに及び、会員の論稿発表の計画を樹て、警察史研究会顧問手塚豊先生〔1911～1990〕の指導の下で『手眼』を誌名として会誌を発刊することになった。その後、研究会は年一回開催していたが、物故者が相続き、『手眼』も第三号をもって終刊となった。

ちなみに、武藤先生の同研究会における報告は、次のとおりである。

- ① 第 4 回昭和 63（1988）年 10 月 15 日於半蔵門会館 警神増田巡查と増田神社
- ② 第 5 回平成元（1989）年 11 月 2 日於半蔵門会館 幕末の侠客について
- ③ 第 7 回平成 3（1991）年 10 月 29 日於半蔵門会館 川路大警視第 2 回渡欧について

¹ 手塚豊先生の明治警察史関係文献については、「手塚豊主要著作目録」「手塚豊・清子追悼録」編集委員会『手塚豊・清子追悼録』（慶應通信、平成 3〈1991〉年 4 月 14 日刊）
〈<http://library.main.jp/index/jst28341.htm>〉及び「手塚豊主要著作目録」『明治史研究雑纂〔手塚豊著作集〕第 10 巻』（慶應通信、平成 6〈1994〉年 3 月 10 日刊）等参照。

² 渡辺忠威先生も多くの著作を残されたが、例えば単行書としては下記のものがある。

- ・『日本警察史点描』（立花書房、昭和 52 年 8 月 10 日刊）
- ・『体験からの発想—管理論への試み』（立花書房、昭和 54 年 5 月 20 日刊）
- ・『警察教育の先覚者たち』（立花書房、昭和 57 年 12 月 1 日刊）

- ④ 第 8 回平成 4 (1992) 年 10 月 22 日於半蔵門会館 佐賀の乱
- ⑤ 第 10 回平成 6 (1994) 年 11 月 18 日於半蔵門会館 江戸時代の捜査記録
- ⑥ 第 11 回平成 8 (1996) 年 11 月 22 日於警察大学校 増田神社 100 年祭に寄せて
- ⑦ 第 13 回平成 10 (1998) 年 11 月 20 日於警察大学校 関東大震災、従軍 (所謂) 慰安婦に係る報道等に対する考察
- ⑧ 第 14 回平成 11 (1989) 年 11 月 19 日於警察大学校 川路大警視銅像建立とシンポジウムに出席して
- ⑨ 第 15 回平成 12 (2000) 年 10 月 20 日於警察大学校 西南戦争の発端となった暗殺団について

(参考文献等)

- ・警察政策学会警察史研究部会・公益財団法人警察協会編『警察協会雑誌目次集＝警察政策百年の論述＝』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・公益財団法人警察協会、平成 25 年 12 月刊) 中、巻頭の警察政策学会警察史研究部会長加藤晶氏「警察協会雑誌目次集の発行について」(i ~ iii 頁)
- ・警察政策学会の設置は平成 10 (1998) 年 6 月である。

〈<http://www.asss.jp/index.html>〉

(3) 会誌『手眼』の概要

ア『手眼』第 1 号 (編集・発行 警察史研究会 (代表 坂間裕)、平成 3 年 10 月刊)

- ・はじめに
 - ・昭和 60 (1985) 年 9 月 慶応義塾大学名誉顧問手塚豊先生を顧問として警察史研究会発足
 - ・昭和 61 (1986) 年 12 月 警察史研究会「生みの親」の警察大学校資料主幹渡辺忠威先生逝去
 - ・平成 2 (1990) 年 4 月 手塚豊先生逝去
- ・目次
- ・手塚豊 (1911~1990.4.14) 「西南戦争前後の鹿児島県第四課長 (警察) と、〈ママ〉鹿児島警視出張所長」1~24 頁 (「あとがき」によれば遺稿とのことであるが、下記の再録か。)

(参考) 手塚豊「西南戦争前後の鹿児島県第四課長 (警察) と鹿児島警視出張所長一鹿児島県警察本部編『警察風土記』への疑問」手塚豊編著『近代日本史の新研究 VI』(北樹出版、昭和 62 年 12 月 25 日刊) 5~27 頁
- ・草山巖 [1925~?] 「【史料紹介】私の日本見聞録・一八八八~一八九二一神戸外国人居留地行事局長兼警察署長夫人イーダ・トローチックの手記一」25~64 頁 (神戸市史紀要『神戸の歴史』第 18 号 (昭和 62 年 9 月) 所収)
- ・後藤正義 (1925~1996) 「明治新政府に勤仕した町奉行所与力同心について」65~76 頁
- ・永井誠吉「松代藩戊辰戦争記」77~89 頁
- ・山本将敬「西南戦争と四人の殉職者」91~102 頁

- ・武藤誠「西南戦争勃発の事実関係—ドラマ“翔ぶが如く”に寄せて—」103～109頁
- ・あとがき 「手眼」第一号の発行にあたり（「書名「手眼」につきましても、ご承知のとおり、「……手快眼明……」・『警察手眼』から引用し、題字のご揮毫は当研究会発足以来ご指導をいただき会員でもあります警察大学第一九代校長武藤誠先生にお願いしました。」とある。）
- ・奥付
 - イ『手眼』第2号（編集・発行 警察史研究会〈代表 坂間裕〉、平成4年10月刊）
- ・目次
- ・手塚豊（1911～1990.4.14）「「執行セズ」という死刑判決—明治十五年十一月一日・大審院判決を巡る—考察—」1～20頁（末尾に「第二回警察史研究会〈昭和61年10月4日〉配布資料」とある。）
- ・後藤正義（元警視庁刑事部第二機動捜査隊長、1925～1996）「辻番について」21～62頁（末尾に「第七回警察史研究会配布資料」とある。）
- ・草山巖（元兵庫県警察本部総務部参事）「兵庫県令内海忠勝の監獄肅正と警察—明治十八、九年を中心に—」63～94頁
- ・大橋洋（元和歌山県警察本部情報管理課長）「西南戦争時の和歌山県における壮兵徴募」95～118頁（末尾に「第二回警察史研究会〈昭和61年10月4日〉配布資料」とある。）
- ・あとがき（「執筆者ご紹介」あり。）
 - ウ『手眼』第3号（警察史研究会、平成6年11月刊〈奥付なし〉）
- ・目次
- ・後藤正義（元警視庁刑事部第二機動捜査隊長、1925～1996）「江戸の目明しについて—藤岡屋日記を中心に—」1～35頁
- ・草山巖（兵庫県警察史編集顧問、元兵庫県警察本部総務部参事）「明治一二年・兵庫県の協議費交番所創設事情について—条約改正交渉問題との関連を中心に—」37～68頁
- ・警察史研究会開催状況（年1回開催。第1回 昭和60〔1985〕年9月27日～第10回 平成6〔2004〕年11月18日）
- ・あとがき 「手眼」第三号の発行に寄せて
- ・奥付なし

3 警察政策学会警察史研究部会の件

上記警察史研究会は、その後警察政策学会発足に伴い、同学会警察史研究部会に引き継がれることとなる。警察政策学会〈<http://asss.jp/>〉は、平成10（1998）年6月5日開催の設立発起人会で設立が決定された。次いで、同年11月30日開催の理事会で8部会の設置が承認された。警察史研究部会はその一つであった（『警察政策』第1巻第1号〈平成11年2月10日刊〉183～191頁所載「学界短信」参照。）。しかるに、その後諸事情あって一旦解散し（平成11〔1999〕年10月1日現在では解散との由。『警

察政策』第2巻第1号〈平成12年2月10日刊〉255～256頁所載「学界短信」参照。）、同人による従前の警察史研究会に戻ったとのことである。それが、また再度事情変更があって、平成13（2001）年度より再び警察政策学会に復帰し、警察史研究部会（平成13年7月第1回部会例会開催）となり、現在に至っている。但し、警察史研究会末期から警察史研究部会設置、解散を経て再設置までの詳しい経緯については、当事者の武藤誠氏、加藤晶氏及び戸高公德氏が鬼籍に入られた現在では不明である。

学会復帰後の小部会は、武藤誠氏を顧問格にいただき、初代部会長は加藤晶氏が平成28（2016）年3月末まで務めた。その後、部会長は福永英男氏が令和元（2019）年3月末まで務め、同年4月廣瀬権氏が新たに就任した。また、部会の事務主管は創部以来戸高公德氏が担当したが、平成25（2013）年4月佐藤裕夫氏に引き継がれた。当該年度以降の部会活動状況については本年3月佐藤氏により詳細にまとめられている。ちなみに、創部時の部会員（現在なお部会員の方を除く。）は、岩見洋（故人）、坂間裕（故人）、笠野孝、横山英男、武藤誠（故人）、福永英男、加藤晶（故人）、戸高公德（故人）及び中山好雄の諸氏である。

小部会では、この平成13（2001）年度の再設置以降も、近世、近代の警察史研究に鋭意努めてきており、定期的に研究例会を開催するとともに、その成果については、随時警察政策学会の格別の御高配を賜り既に多数のものを作成、発行してきたところである。ちなみに、「学会資料」及び「学会資料・別刷」として作成したものは、下記のとおりである。

（学会資料）

- ・第31号『警察という言葉の成立事情』（警察史研究部会、平成16〈2004〉年3月刊）（笠野孝氏執筆）
- ・第51号『「警察巡閲規則」「注解」』（警察史研究部会、平成20〈2008〉年7月刊）（戸高公德氏執筆）
- ・第60号『普魯西王国警察大尉ウイルヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書～付全国警部長会議における演説～』（警察史研究部会、平成22〈2010〉年6月刊）（戸高公德氏執筆）
- ・第86号『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』（警察史研究部会、平成28〈2016〉年3月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・第107号『明治の国家と警察制度の形成』（警察史研究部会、令和元〈2019〉年8月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・（続刊）『明治維新と近代警察制度』（仮称。警察史研究部会、令和元〈2019〉年度研究分）（鈴木康夫氏等執筆）

（学会資料・別刷）

- ・『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・（公財）警察協会、平成25〈2013〉年12月刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成26〈2014〉年11月7日刊）

・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元（2019）年10月1日刊）

加えて、この間別途多岐にわたる個別研究をも実施してきており、多少の蓄積をみているところである。但し、これらは分量その他の事情で、単独の「学会資料」としては作成し得なかったが、そのうちのいくつかについては、その都度、学会機関誌『警察政策』、警察大学校編集『警察学論集』及び大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊等に寄稿するなどして、極力資料化に努めてきた。

今回作成した本書は、廣瀬部長序文にあるように、主としてこれらの成果物を収録し、加藤晶元部長追悼の意が込められた上記『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』と対をなすものである。既公表論稿の再録を許されし諸先生、諸氏に感謝の意を表する次第である。

4 大警視川路利良研鑽会及び『大警視だより』続刊の件

次に、上記大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊及びその発行母体である大警視川路利良研鑽会について、二、三言及しておく。

鹿児島市の松井幹郎先生（1935～）は、「大警視川路利良研鑽会」（川路大警視御玄孫川路利永（としひさ）氏が名誉会長）を主宰し、平成23（2011）年6月から同28（2016）年2月まで、その機関誌として『大警視だより』（既刊第1号～第29号+特別号1号）を発行されておられた。しかるに、同氏の御健康上の事由から、平成28（2016）年初頭それを引き継ぐための試みが地元鹿児島を中心に各方面で続けられていたが、諸般の事情でこれがなかなか難しいことから、当時部長であった加藤晶氏は、そのことを惜しまれ、小部会有志によりそれを東京で継続することを決断された。

松井幹郎先生は平成8（1996）年4月鹿児島県警察学校に奉職後川路大警視の研究を開始され、平成21（2009）年3月に『「川路利良大警視聖地巡礼」ガイドブック』（自己出版、平成21年3月刊）を出された。その後、上記『大警視だより』（当初「大警視川路利良」研究会刊⇒その後大警視川路利良研鑽会刊）を創刊され、平成23（2011）年6月13日刊の第1号から隔月刊で刊行されてこられた。平成27年秋には、同年10月13日刊の第27号分までをまとめ、大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27』（発行者：川路利永氏、編集者：鹿児島市・松井幹郎氏、平成27年10月13日刊）を刊行された。次いで、第28号（平成27年12月13日刊）において御健康上の事情から休刊を予告され、平成28年2月には最終第29号（平成28年2月13日刊）を出されていた。なお、この間、平成26（2014）年10月13日には「大警視生誕180年及び大警視川路利良研鑽会発足3周年記念行事」を挙行し、さらにこの模様を収録したDVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』（大警視川路利良研鑽会、平成26年12月13日刊）をも刊行された。これらは、川路大警視研究、延いては近代警察史研究上大変な御貢献であり、ただただ敬服に堪えない。松井幹郎先生の早き御快癒と更なる御活躍を遥かにお祈りいたすものである。

上記加藤氏の御英断の結果、平成 28 (2016) 年 3 月小部会有志により取り敢えず「大警視川路利良研鑽会」をそのまま継続し、まず『大警視だより』続刊第 1 号 (通巻第 30 号) を刊行することとなった。新「大警視川路利良研鑽会」は従前の「大警視川路利良研鑽会」の名称をそのまま受け継ぎ、寔に光栄なことに川路利永氏には引き続き名誉会長、松井先生には鹿児島事務局代表をお願いすることができた。新たな会は、旧「大警視川路利良研鑽会」の企図していたことを継承するとともに、川路大警視研究を通して、その偉業を称え、業績を広く周知せしめ、以って我が警察史研究の向上進展に資することをも目的とするものであった。これに加え、加藤氏の意図は、『大警視だより』続刊をして、警察史研究部会員に各研究成果を公表する場を与えるとともに、部外の有識者からの寄稿をも求め、警察史研究における一つの情報発信源乃至研究情報センターのようなものにすることもあった。その結果、多くの方々が玉稿を寄せられたが、今後もこれを末長く継続していけば、いずれ必ずや加藤氏が期されたなにかの結果、成果を出せるのではないかと思料された。

しかるに、悲しい哉加藤氏には昨春忽焉として逝去されたことから、副会長であった廣瀬権氏が直ちに会長を引き継ぎ、同氏の配慮で、同年秋加藤氏追悼会を挙るとともに、急ぎそれまでの成果をまとめ、加藤晶会長追悼記念として、『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集 [『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック]、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』 (大警視川路利良研鑽会、令和元 (2019) 年 9 月 1 日刊) を刊行したところである。大警視川路利良研鑽会では、今後も加藤氏の遺志を受け継ぎ、警察政策学会警察史研究部会とも緊密な連携を保ちながら、『大警視だより』続刊の定期発行を基盤として地道に活動していくとのことである。

5 おわりに

こうした中、警察政策学会から昨令和元 (2019) 年度において上記『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』 (警察政策学会資料・別刷) を作成する機会を与えられた。更に、今般従来部会として研究してきた成果物の一部を、警察政策学会資料『近代警察史研究の諸問題—川路大警視研究を中心に—』と題してささやかながらも一冊の資料にまとめ、今後の我が警察史研究のための礎石にしたいと考え、その作成方をお願いいたしたところ、有難くも御高諾いただけた。それがすなわち本書である。学会の度重ねての御高配に厚く御礼申し上げるものである。今回も実務的には学会事務局長伊藤光夫氏、同次長藤田清美氏及び小部会事務主管佐藤裕夫氏の格別の御配慮に与った。また、編集・制作に関しては、東京法令出版の松本典子氏のお世話になった。ここに四氏に対し深厚の謝意を表すものである。小部会においては今後も引き続き我が警察史研究に及ばずながらも努めたく思っておりますので、学会会員諸賢の格別の御理解と御指導を切にお願い申し上げます。 (令和 2 年 4 月 10 日記)

【簡便索引】

(前記：本索引は、主として本書収録諸稿執筆者の各収録稿表題検索のためのものであるが、一部に表題以外の件名をも含む。)

【あ行】

石川寛

特別寄稿 久松定弘と湯目補隆の研究回顧：165

臼井良雄

故警察史研究部会加藤晶部会長の思い出：231

故榊原謙齋氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集（元越後高田藩士 新撰旅団
小隊長の西南戦旅 150 日）』の寄贈先について：139

横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と警察史研究部会の関わりについて：134

【か行】

笠井聰夫

19 世紀英国及び川路大警視の警察制度改革を巡って：28

東西二人の創設者：27

勝田政治

特別寄稿 川路利良と万国対峙：3

弔 辞（加藤晶氏関係）：213

加藤晶

加藤晶氏主要著作目録：205

加藤晶氏追悼記念集：209

加藤晶氏追悼集（1）：212

加藤晶氏追悼集（2）：217

加藤晶氏略年譜：205

川路大警視の真の姿を追って—伊東潤氏『走狗』読後感—：45

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上）：196

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（下）：198

川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上・下）補足：201

川路大警視の伝統に生きる警視庁（追補）：203

巻頭言[『横浜外国人居留地における近代警察の創設』]：192

警察協会雑誌目次集の発行について：188

故加藤晶先生追悼会（令和元（2019）年9月28日開催）概要：217

最近の川路大警視研究について—鈴木康夫氏の御高論に接して—（遺稿）：194

序文 変動する世情に立つ警察—大警視川路利良の魅力と偉大さ—：31

序文 [『武藤誠先生略年譜・著作目録』]：190

「大警視だより」の続刊について：36

「大警視だより」の続刊などについて：37

読書偶感：185

坂野潤治先生の口演記録『西郷隆盛に見る対抗エリートの質』を
読んで大警視川路利良研鑽に憶う：44

名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて（遺稿）：132

連載：川路利良大警視の伝統に生きる警視庁：196

加藤悠起子

加藤会長御令室様御挨拶：222

川路利樹

大警視川路利良没後 140 回慰霊祭挨拶文：17

令和元年『川路大警視慰霊祭』（於鹿児島市皆与志町。謝辞）：18

川路利永

青山霊園にて：144

加藤晶先生ありがとうございました。：220

加藤晶先生を偲ぶ：212

川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧（紹介2）：160

コーヒーが冷めないうちに：142

西郷隆盛となわた料理：147

随想：150

「すぐ死ぬんだから」：155

記念寄稿（共同研究）大警視川路利良家の

家系図について（松井幹郎との共著）：11

「大警視だより」続刊第1号に寄せて：34

『大警視だより』続刊の深化を願う：39

父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから：15

同調圧力：157

我が恋人たち：152

簡便索引：306～310

既刊紹介

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書。警察政策学会資料・別刷。令和元〈2019〉年10月1日刊）：-12-

警察史研究部会作成資料等紹介

警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧：巻末

武藤誠先生・渡辺忠威先生著作中単行書一覧：巻末

警察史資料

（警察史資料1）川路大警視関係文献目録集抄：108

（警察史資料2）川路大警視漢詩関係著作抄：108

（警察史資料3）肥後精一氏著作目録抄：109

（警察史資料4）後藤松吉郎とは誰ぞ—昭和5（1930）年5月30日
「警察談話会」集合写真から—：182

（警察史資料5）手塚豊博士と警察史研究会：182

（警察史資料6）『無冤録述』紹介一斑：183

（警察史資料7）海外駐在内務事務官関係文献抄：184

小杉修二

故加藤晶会長を偲ぶ—2019年9月28日（土）故人追悼の儀に当たり、
故人様の思い出を語る。—：224

小林宏

特別寄稿 「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—：110

【さ行】

齋藤眞康

加藤晶先生の追悼部会に参列して：230
官修墓地の状況を『自警』に紹介：131
明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が
率いる西南の役～：129

榑原好恭

川路大警視の涙：122
御用船団が築いた三菱財閥の基礎：119
榑原好恭氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧（紹介1）：141
内務卿と大警視の代理も勤めた郵便の父—前島密余聞—：117
錦絵に描かれた川路大警視とその画師余聞：105
反乱鎮定・悪疫跋扈（コレラ）：124
横須賀市官修墓地墓前祭：126
横須賀の奇縁—曾祖父命日、官修墓標ニ相違ナシ—：126

重田麻紀

加藤晶会長の御逝去を悼む：213
特別寄稿 川路利良と禁門の変：9
特別寄稿 近世益田家の領地—山口県萩市須佐を訪ねて—：163
重田麻紀先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧（紹介3）：162
特別寄稿 「明治150年」への雑感：161

須賀博志

伊藤博文宛川路利良書簡について：5

鈴木康夫

川路大警視の研究の論点：72
近代警察制度研究と掃苔：73

【た行】

『大警視だより』：31

『大警視だより』続刊：31

（参考1）『大警視だより』続刊既刊号一覧：41

（参考2）『大警視だより』続刊第9号表題及び目次紹介：42

高橋均

特別寄稿 松井先生と「大警視川路君墓表」：58

露崎栄一

- 警察手眼編纂者植松直久考：104
大警視川路利良の呼び名について：101
大警視川路利良墓の展墓行事について：103

【な行】

中山好雄

- 『関東大震災と警察』に関するメモ：168

【は行】

跋—警察史研究部会の過去を振り返りて—：299

原田賢二

- 特別寄稿 西南の役殉職警察官の功績を偲んで：113

原田弘

- 川路大警視と消防制度：100
川路大警視の面影を見る：97
西郷隆盛と大久保利通との比較—川路大警視との関連で—：99

久野猛

- 139年前の4月14日、熊本県益城町木山で：115

廣瀬権

- 朝井まかて『銀の猫』を読んで：283
大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）後にとられた諸対策：49
追浜官修墓地について考える：127
折々に思うこと—浅草生まれのひま人から教えられたことなど—：281
加藤晶会長追慕と資料集刊行について：278
加藤晶先生 ありがとうございます：215
『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』
発刊に当たって：279
「警察協会雑誌の謎」解明に向けた一歩：237
警察協会雑誌目次集の発行に際して：233
原点回帰：292
故加藤晶先生追悼挨拶：218
史実から懲戒免除制度を考える：263
序文『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』：-1-
「大警視川路利良研鑽会」の再スタートに当たって：38
「使い走り、走狗」がなんだ！：281
葉室麟文学の頂上を目指して（1）：285
葉室麟文学の頂上を目指して（2）：286
廣瀬権氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧（紹介5）：298
平成の「仁義」作家・葉室麟：289
「暴力団」という呼称について（大正末期～昭和戦前期）：250
NHK スペシャル「シリーズ 07 未解決事件—警察庁長官
狙撃事件」を見て：53

福永英男

川路大警視の偉さ：21

「声なきに聞き 形無きに見る」の出典、「声なきに聞き
形無きに見る」拾遺：22

【ま行】

松井幹郎

エッセー 川路利良のためらい：95

加藤晶会長の御逝去を悼みて—御礼と感謝—：222

加藤晶大警視川路利良研鑽会長を悼んで：214

川路正之進を治療した医師ウィリアム・ウィリス：91

川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、
書下し文、現代語訳）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表
編修副長官従五位重野安繹撰（吉原丈司との共編）：59

『川路利良履歴資料』等に見る川路利良の姿：78

「警察政策学会警察史研究部会」併せて「大警視川路利良研鑽会」の
充実・発展を祈念します：35

「前警視廳典獄山下房親氏談」を付度する—「川路の^{キンゴロ}鞆丸」追究の旅—：85

記念寄稿（共同研究）大警視川路利良家の

家系図について（川路利永との共著）：11

生麦事件と川路利良：80

にっぽん！歴史鑑定『日本の警察はどのように生まれた？』を視聴して：76

『フルベッキ群像写真』と川路利良—M氏への返信—：83

松井幹郎先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧（紹介4）：174

『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持と
不平等条約（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』
（『警察政策学会資料』第86号）に学ぶ：172

武藤誠

心うたれる優れた作品—川路大警視漢詩集『現代語訳付き龍泉遺稿』序：1

【や行】

吉原丈司

川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、
書下し文、現代語訳）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表
編修副長官従五位重野安繹撰（松井幹郎との共編）：59

坂元純瀨、國分友諒両氏の墓所について—中原英典氏の
お問い合わせを追って—：175

中原英典氏の処女論考その他—「雲井龍雄と誤られた東北観」
『月刊東北』所載及び未公表手稿二題—：178

松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄：179

警察政策学会資料 第110号

近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心に一

令和2（2020）年5月8日発行

編集 警察政策学会警察史研究部会

発行 警察政策学会
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-5
後藤ビル2階
電話 03-3230-2918

印刷 東京法令出版株式会社

〔警察史研究部会作成資料等紹介〕
警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧
武藤誠先生・渡辺忠威先生著作中単行書一覧

1 警察政策学会学会資料

- ・第 31 号『警察という言葉の成立事情』（警察史研究部会、平成 16（2004）年 3 月刊）
（笠野孝氏執筆）
- ・第 51 号『「警察巡閲規則」「注解」』（警察史研究部会、平成 20（2008）年 7 月刊）
（戸高公德氏執筆）
- ・第 60 号『普魯西王国警察大尉ウイルヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書
～付全国警部長会議における演説～』（警察史研究部会、平成 22（2010）年 6 月刊）
（戸高公德氏執筆）
- ・第 86 号『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—
（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』（警察史研究部会、平成 28（2016）
年 3 月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・第 107 号『明治の国家と警察制度の形成』（警察史研究部会、令和元（2019）年 8
月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・第 110 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会、令
和 2（2020）年 5 月 8 日刊）（本書。序文：廣瀬權部会長）
- ・（続刊）『明治維新と近代警察制度』（仮称。警察史研究部会、令和元（2019）年度特
別調査研究報告分）（鈴木康夫氏等執筆）

2 警察政策学会学会資料・別刷

- ・『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料・別刷。警察政
策学会・（公財）警察協会、平成 25（2013）年 12 月刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・
別刷。警察政策学会、平成 26（2014）年 11 月 7 日刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近
代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。
令和元（2019）年 10 月 1 日刊。序文：廣瀬權部会長）

3 警察政策学会機関誌『警察政策』所載論説

- ・廣瀬權氏「「暴力団」という呼称について（大正末期～昭和戦前期）」『警察政策』第
19 卷（警察政策学会、平成 29（2017）年 3 月 15 日刊）
- ・鈴木康夫氏「明治維新と近代警察制度」『警察政策』第 20 卷（警察政策学会、平成
30（2018）年 3 月 15 日刊）

4 大警視川路利良研鑽会刊行物

- ・『大警視だより』続刊（〈復刊〉第 1 号〈平成 28（2016）年 3 月 31 日刊〉～第 9 号
〈令和 2（2020）年 1 月 1 日刊〉、第 10 号：近刊）
- ・『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地
巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利
良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元（2019）年 9 月 1 日刊）

5 武藤誠先生（1922～2013）著作中単行書一覧

- ・『労働法教室』（警察図書出版、昭和 34 年 5 月 25 日刊）
- ・『名将に学ぶ マネジメントのひけつ』（立花書房、昭和 48 年 6 月 1 日刊）
- ・『警察百年記念と鹿児島』（鹿児島県警察協会〈編集 鹿児島県警察本部教養課〉、昭和 49 年 10 月 31 日刊）
- ・『名将に学ぶ〈人材編〉』（三笠書房、昭和 61 年 4 月 10 日刊）（知的生きかた文庫。上記『名将に学ぶ マネジメントのひけつ』（立花書房、昭和 48 年 6 月 1 日刊）を文庫化に当たって二編に分けた前半部。）
- ・『名将に学ぶ〈行動編〉』（三笠書房、昭和 61 年 11 月 10 日刊）（知的生きかた文庫。同後半部。）
- ・『明治の炎—『警察手眼』の世界』（啓正社、昭和 62 年 8 月 10 日刊。啓正社文庫）
- ・『補佐役—歴史を彩る影の群像—』（立花書房、平成元年 2 月 1 日刊）（ただし初版本には「昭和 64 年 2 月 1 日刊」とある。）
- ・『リーダーの器 戦国武将に学ぶ』（啓正社、平成 7 年 7 月 10 日刊）
- ・『勝つ「男の器」 名将 15 人に学ぶ』（三笠書房、平成 8 年 11 月 30 日刊）（上記『リーダーの器 戦国武将に学ぶ』（啓正社、平成 7 年 7 月 10 日刊）の再編集改訂版）
- ・『いくさ世の回想』（私刊本、印刷 東京法令出版、平成 14 年 1 月 18 日刊）
- ・ネット版『いくさ世の回想』（「平成 15 年 7 月 1 日発行」とある。）

〈 https://www.sci.kagoshima-u.ac.jp/dosokai/dosokai/enkaku/7kou/1951after/2003mukou_makoto/Index-mitou_makoto.htm〉

6 渡辺忠威先生（1926～1986）著作中単行書一覧

- ・『日本警察史点描』（立花書房、昭和 52 年 8 月 10 日刊）
- ・『体験からの発想—管理論への試み』（立花書房、昭和 54 年 5 月 20 日刊）
- ・『警察教育の先覚者たち』（立花書房、昭和 57 年 12 月 1 日刊）
（参考）編書（含編纂関与）
- ・警察庁警察史編さん〈ママ〉委員会編『戦後警察史』（（財）警察協会、昭和 52 年 3 月 10 日刊）
- ・中原英典『明治警察史論集』（遺著）（警察大学校編纂・手塚豊監修）（良書普及会、昭和 55 年 11 月 1 日刊）（中原英典：1915～1980、手塚豊：1911～1990）
- ・『古典大系 日本の指導理念』（全 20 巻、第一法規出版、〈第 1 巻〉昭和 58 年 7 月 15 日刊～〈第 20 巻〉昭和 59 年 6 月 15 日刊）（渡辺先生は編纂者の一人〈石井良助、鵜飼信成等 5 名監修、源了圓、木田宏等 12 名編纂〉）
- ・警察大学校史編さん〈ママ〉委員会編集『警察大学校史 幹部教育百年の歩み』（（財）警察大学校学友会、昭和 60 年 3 月 25 日刊）
- ・警察大学校史編さん〈ママ〉委員会事務局編集『座談会集 警察幹部教育百周年記念』（（財）警察大学校学友会、昭和 60 年 12 月 1 日刊）